

令和五年版

参議院先例録

参議院事務局

例 言

一、本書は、第一回国会から第二百八回国会までの主として参議院の本会議に関する先例を集録したもので、法規に規定のない事項、法規の解釈に関する事項その他議院の運営に関する事項についてその先例を記載した。

一、先例には、事項ごとに号数を付し、関連のあるものは、「参照」としてその号数を記載した。

一、関連法規の条名を欄外に標記し、参照の便を図った。条名中括弧したものは、参考となるものを示したものである。法規の名称は、次の略語を用いた。

憲……………日本国憲法

国……………国会法

規……………参議院規則

憲規……………参議院憲法審査会規程

情規……………参議院情報監視審査会規程

協規……………両院協議会規程

| | |
|-----|-----------------------------|
| 倫規 | 参議院政治倫理審査会規程 |
| 歳費 | 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 |
| 立法費 | 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律 |
| 立法規 | 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する規程 |
| 予備金 | 国会予備金に関する法律 |
| 図 | 国立国会図書館法 |
| 選 | 公職選挙法 |
| 政資 | 政治資金規正法 |
| 財 | 財政法 |
| 休日 | 国会に置かれる機関の休日に関する法律 |

参議院先例録

目次

| | | | |
|-----|--------------|---|-------|
| 第一章 | 国会の称呼 | 一 | 頁小目次頁 |
| 第二章 | 召集及び議席 | 三 | 一 |
| 第一節 | 召集 | 三 | 一 |
| 第二節 | 議席 | 二 | 二 |
| 第三章 | 会期、会期の延長及び休会 | 二 | 三 |
| 第四章 | 開会式 | 三 | 四 |
| 第五章 | 役員 | 五 | 六 |
| 第一節 | 議長及び副議長 | 五 | 六 |

目次

一

| | | | |
|-----|-------------------|----|---|
| 第一款 | 議長及び副議長の選挙 | 五一 | 六 |
| 第二款 | 議長及び副議長の辞任 | 八〇 | 八 |
| 第三款 | 議長席 | 八三 | 八 |
| 第二節 | 仮議長 | 九一 | 九 |
| 第三節 | 常任委員長 | 九四 | 九 |
| 第四節 | 事務総長 | 一〇 | 〇 |
| 第六章 | 内閣総理大臣の指名 | 一五 | 〇 |
| 第七章 | 議員 | 二五 | 二 |
| 第一節 | 応召、当選証書の対照、入場及び紹介 | 二五 | 二 |
| 第二節 | 請暇及び欠席 | 二九 | 二 |
| 第三節 | 辞職、退職、資格消滅及び除名 | 三一 | 三 |

| | | | |
|------|----------------------------|-----|----|
| 第四節 | 逮捕 | 一三七 | 一三 |
| 第五節 | 会派及び議員控室 | 一三九 | 一四 |
| 第六節 | 障がいを有する議員の円滑な議員活動に資するための措置 | 一四二 | 一四 |
| 第八章 | 歳費、立法事務費及び参議院予備金 | 一四九 | 一五 |
| 第九章 | 委員会及び調査会 | 一五三 | 一五 |
| 第一節 | 委員 | 一五三 | 一五 |
| 第二節 | 委員会及び調査会 | 一六八 | 一六 |
| 第三節 | 委員会及び調査会の継続審査及び継続調査 | 一九二 | 一七 |
| 第十章 | 憲法審査会 | 一九九 | 一八 |
| 第十一章 | 情報監視審査会 | 二〇三 | 一八 |

| | | | |
|------|-----------------|-----|----|
| 第十二章 | 議案 | 二〇七 | 一九 |
| 第一節 | 議案等の提出 | 二〇七 | 一九 |
| 第二節 | 議案等の印刷及び配付 | 二三八 | 二一 |
| 第三節 | 議案の付託 | 二三四 | 二二 |
| 第四節 | 議案等の撤回及び内閣修正 | 二四六 | 二四 |
| 第五節 | 議案の送付、回付、返付及び通知 | 二五七 | 二五 |
| 第六節 | 法律等の奏上、送付及び通知 | 二五九 | 二五 |
| 第十三章 | 会議 | 二六五 | 二六 |
| 第一節 | 議事日程の編成及び報告 | 二六五 | 二六 |
| 第一款 | 議事日程の編成 | 二六五 | 二六 |
| 第二款 | 議事日程の報告 | 二八四 | 二八 |
| 第二節 | 議事に関する協議 | 二八七 | 二八 |

| | | | |
|-----|----------------|-----|----|
| 第三節 | 開議、休憩、延会及び散会 | 二八八 | 二九 |
| 第一款 | 開議 | 二八八 | 二九 |
| 第二款 | 休憩、延会及び散会 | 二九六 | 二九 |
| 第四節 | 定足数 | 三〇一 | 三〇 |
| 第五節 | 議題及び議事日程の変更 | 三〇二 | 三〇 |
| 第一款 | 議題 | 三〇二 | 三〇 |
| 第二款 | 議事日程の変更、追加及び削除 | 三一 | 三一 |
| 第六節 | 動議 | 三一六 | 三二 |
| 第七節 | 発言 | 三一八 | 三二 |
| 第八節 | 発言の取消し及び訂正 | 三三四 | 三三 |
| 第九節 | 委員会の審査省略 | 三四二 | 三四 |
| 第十節 | 趣旨説明 | 三四八 | 三五 |

| | | | |
|------|-------------------------|-----|----|
| 第十一節 | 国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明 | 三五一 | 三五 |
| 第十二節 | 中間報告 | 三五九 | 三六 |
| 第十三節 | 委員長報告 | 三六七 | 三六 |
| 第十四節 | 少数意見報告 | 三八〇 | 三七 |
| 第十五節 | 質疑 | 三八二 | 三八 |
| 第十六節 | 討論 | 三九一 | 三九 |
| 第十七節 | 修正 | 四〇一 | 三九 |
| 第十八節 | 内閣の意見聴取 | 四〇四 | 四〇 |
| 第十九節 | 表決 | 四〇六 | 四〇 |
| 第十四章 | 国务大臣等 | 四三五 | 四三 |
| 第十五章 | 質問 | 四七五 | 四六 |

| | | | |
|------|------------|-----|----|
| 第一節 | 文書質問 | 四七五 | 四六 |
| 第二節 | 緊急質問 | 四八〇 | 四七 |
| 第十六章 | 会議録 | 四八三 | 四七 |
| 第十七章 | 請願等 | 四九三 | 四八 |
| 第一節 | 請願の提出 | 四九三 | 四八 |
| 第二節 | 請願の付託 | 五〇二 | 四九 |
| 第三節 | 請願の会議 | 五〇七 | 五〇 |
| 第四節 | 請願審査後の処理 | 五〇九 | 五〇 |
| 第五節 | 地方議会からの意見書 | 五一一 | 五一 |
| 第十八章 | 衆議院との関係 | 五一三 | 五一 |
| 第十九章 | 議員の派遣 | 五四七 | 五三 |
| 第二十章 | 紀律、警察及び傍聴 | 五五三 | 五四 |

| | | | |
|-------|---|-----|----|
| 第一節 | 紀律 | 五五三 | 五四 |
| 第二節 | 警察 | 五六三 | 五五 |
| 第三節 | 傍聴 | 五六七 | 五六 |
| 第二十一章 | 懲罰 | 五七五 | 五七 |
| 第二十二章 | 政治倫理 | 五八七 | 五八 |
| 第二十三章 | 裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の 各種の委員等の選挙 | 五九一 | 五八 |
| 第二十四章 | 国会法第三十九条ただし書の規定に よる議決に関する件及び国家公務員 等の任命に関する件 | 五九七 | 五九 |
| 第二十五章 | 内閣等からの報告、勸告、意見等 | 六〇七 | 五九 |
| 第二十六章 | 参議院の緊急集会 | 六一三 | 六〇 |

| | | | |
|-------|------------------------|-----|----|
| 第二十七章 | 参議院公報 | 六一九 | 六〇 |
| 第二十八章 | 参議院改革に関する協議 | 六二一 | 六一 |
| 第二十九章 | 儀礼 | 六二九 | 六一 |
| 第一節 | 慶賀 | 六二九 | 六一 |
| 第二節 | 哀弔 | 六六八 | 六三 |
| 第三節 | 歓迎 | 七三五 | 六五 |
| 第四節 | 祝賀及び感謝決議等 | 七三九 | 六五 |
| 第五節 | 議長、副議長及び仮議長の就任の 挨拶等 | 七五五 | 六五 |
| 第六節 | 議員の表彰その他 | 七七〇 | 六六 |
| 第三十章 | I P U (列国議会同盟) 等 | 七八三 | 六七 |
| 第三十一章 | 国立国会図書館及び法制局 | 七九一 | 六七 |

| | | | |
|-------|-------------|-----|----|
| 第三十二章 | 議員会館及び議員宿舍等 | 七九五 | 六七 |
| 第一節 | 議員会館 | 七九五 | 六八 |
| 第二節 | 議員宿舍 | 七九七 | 六八 |
| 第三節 | 議員用自動車 | 七九九 | 六八 |

参議院先例録

小目次

| | |
|------------------------|---|
| 第一章 国会の称呼 | 一 |
| 一 国会は、会期ごとに順次第何回国会と称する | 一 |

| | |
|------------|---|
| 第二章 召集及び議席 | 三 |
|------------|---|

| | |
|--------|---|
| 第一節 召集 | 三 |
|--------|---|

| | |
|---------------------------------------|---|
| 二 召集詔書公布の期日に関する例 | 三 |
| 三 常会は、毎年一月中に召集されるのを常例とする | 四 |
| 四 常会の召集詔書が公布されたが、衆議院の解散により常会が開かれなかった例 | 五 |
| 五 特別会は、総選挙の日から三十日以内に召集される | 六 |

- 六 衆議院議員の任期満了による総選挙後の臨時会は、その任期の始まる日から三十日以内に召集される……………六
- 七 参議院議員の通常選挙後の臨時会は、その任期が始まる日から三十日以内に召集される……………七
- 八 議員の要求に基づき臨時会が召集された例……………一〇
- 九 臨時会召集要求の手續に関する例……………一二

第二節 議席……………一七

- 一〇 議席は、召集日に指定するのを例とする……………一二
- 一一 議席は、議員の所属党派別により指定する……………一三
- 一二 会期中に当選した議員の議席は、議長がその都度指定する……………一四
- 一三 議席の変更は、各会派の申出に基づき議長において決定する……………一四
- 一四 議席を指定し又は変更したときは、参議院公報によりこれを議員に通知する……………一五
- 一五 議席には、号数及び氏名標を付し、表決に用いる木札及び選挙投票用紙を備え、押しボタン式投票機を設置する……………一五

一六 車椅子を使用する議員が登壇するためのスロープに関する例……………一七

第三章 会期、会期の延長及び休会……………二一

一七 常会の会期中に議員の任期が満限に達したときは、その満限の日をもって会期は終了する……………二一

一八 臨時会及び特別会の会期決定の手續に関する例……………二二

一九 臨時会及び特別会の会期は、召集日に議決するのを例とする……………二三

二〇 会期について、両議院の議決が一致しなかった例……………二四

二一 会期について、衆議院が議決し、本院が議決しなかった例……………二四

二二 会期について、本院及び衆議院が議決するに至らなかった例……………二六

二三 会期の延長は、会期終了の当日又はその前日若しくは前々日に議決するのを例とする……………二六

二四 会期及び会期の延長は、日数をもって議決する……………二七

二五 会期延長の回数は、常会にあっては一回、特別会及び臨時会にあっては二回までとする……………二七

- 二六 議員の半数の任期満了日まで会期が延長された例……………二八
- 二七 会期の延長について、両議院の議決が一致しなかった例……………二八
- 二八 会期の延長について、衆議院が議決し、本院が議決しなかった例……………二九
- 二九 国会の休会を行った例……………三三
- 三〇 国会の休会の日数は、会期に算入する……………三四
- 三一 会期、会期の延長又は休会を議決したときは、即日その旨を衆議院及び内閣に通知する……………三五
- 三二 衆議院が解散されたときは、内閣からその旨の通知がある……………三五

第四章 開会式……………三七

- 三三 開会式の期日に関する例……………三七
- 三四 開会式の時刻に関する例……………三九
- 三五 開会式を行うに至らなかった例……………四二
- 三六 開会式は、参議院議場において行う……………四二

| | | |
|----|--|----|
| 三七 | 開会式には、両議院の議長、副議長、常任委員長、特別委員長、参議院の調査会長、両議院の憲法審査会会長、情報監視審査会会長、政治倫理審査会会長及び議員のほか、内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣及び会計検査院長が参列する…………… | 四三 |
| 三八 | 開会式には、衆議院議長が式辞を述べる…………… | 四四 |
| 三九 | 開会式には、天皇陛下御臨席の上、おことばを賜る…………… | 四四 |
| 四〇 | 天皇陛下の御送迎に関する例…………… | 四五 |
| 四一 | 開会式の前に、両議院の議長及び副議長は、御休所において天皇陛下にお目にかかる…………… | 四六 |
| 四二 | 開会式における天皇陛下の御先導に関する例…………… | 四六 |
| 四三 | 開会式式場においては、正面に向かって右側を本院議員、左側を衆議院議員の席とする…………… | 四七 |
| 四四 | 開会式に参列する者の服装に関する例…………… | 四九 |
| 四五 | 各議院においてつえ等の使用を届け出た者又は許可された者は、開会式式場において、これを使用することができる…………… | 四九 |

| | | |
|----|---|----|
| 四六 | 開会式には、認証官、地方公共団体代表者に案内状を送付するほか、外交官、公務員、新聞通信放送社員、ニュース映画社員及び一般の者の参観を許可する…………… | 五〇 |
|----|---|----|

第五章 役員……………五二

第一節 議長及び副議長……………五一

第一款 議長及び副議長の選挙……………五一

| | | |
|----|--|----|
| 四七 | 通常選挙後初めて国会が召集されたときは、正副議長の選挙を行う…………… | 五一 |
| 四八 | 会期中に議長又は副議長が欠けたときは、直ちにその選挙を行う…………… | 六一 |
| 四九 | 議長及び副議長の選挙手続に関する例…………… | 六三 |
| 五〇 | 選挙の投票を行うときは、議場を閉鎖しない…………… | 六五 |
| 五一 | 選挙の際、議員が登壇して投票できない場合は、参事がその議席に至り、投票を受け取り、代わって投票する…………… | 六五 |

| | | |
|----|--|----|
| 五二 | 選挙における投票の効力に疑義のあるものについては、議長は、議院に諮りこれを決する…………… | 六六 |
| 五三 | 選挙における無効投票は、投票総数に算入する…………… | 六七 |
| 五四 | 選挙において投票の数が名刺の数を超過した例…………… | 六八 |
| 五五 | 議長又は副議長の選挙において決選投票を行った例…………… | 七〇 |
| 五六 | 選挙において得票者が一人で、かつ、その得票数が投票の過半数に達しなかつたため、議院に諮りこの得票者を当選人とした例…………… | 七一 |
| 五七 | 議長の選挙の投票中午後十二時となつたため延会し、改めてその選挙を行った例…………… | 七二 |
| 五八 | 議長及び副議長が当選したときは、議長の職務を行った者が議院に紹介する…………… | 七二 |
| 五九 | 議長及び副議長は、議院に紹介された際、就任の挨拶を行い、年長議員が祝辞を述べる…………… | 七三 |
| 六〇 | 議長及び副議長が選挙されたときは、即日その旨を衆議院及び内閣に通知する…………… | 七四 |
| 六一 | 議長及び副議長は、天皇陛下にお目にかかり就任の挨拶を行う…………… | 七四 |
| 六二 | 議長、副議長がその所属会派を退会し、各派に属しない議員となつた例…………… | 七五 |

第二款 議長及び副議長の辞任……………八〇

- 六三 通常選挙後初めて国会が召集されたときは、議長及び副議長は、辞任するのを例とする……………八〇
- 六四 議長又は副議長が辞任願を提出したときは、直ちにこれを議院に諮る……………八一
- 六五 副議長が国務大臣に任命されたため、その地位を失った例……………八二
- 六六 前議長及び前副議長に対しては、年長議員が謝辞を述べるのを例とする……………八二

第三款 議長席……………八三

- 六七 議長席にある議長又は副議長は、投票しない……………八三
- 六八 議長の辞任及び信任に関する議事については、副議長が議長の職務を行う……………八三
- 六九 議長の信任に関する議事につき仮議長が議長の職務を行った例……………八四
- 七〇 副議長の信任に関する議事につき仮議長が議長の職務を行った例……………八五
- 七一 召集日に議長及び副議長が共にないときは、その選挙につき事務総長が議長の職務を行う……………八五

| | | |
|------------------|---|----|
| 七二 | 通常選挙後初めて召集される国会の召集日に副議長がないときは、議長辞任の件及びその選挙については事務総長が議長の職務を行い、副議長の選挙については新たに当選した議長がその職務を行うのを例とする | 八七 |
| 七三 | 仮議長の選挙につき事務総長が議長の職務を行った例 | 八九 |
| 七四 | 議長が議院規則の疑義を決した例 | 九〇 |
| 第二節 仮議長 | | |
| 七五 | 仮議長の選挙に関する例 | 九一 |
| 七六 | 仮議長が初めて議長席に着くときは、挨拶を述べる | 九三 |
| 第三節 常任委員長 | | |
| 七七 | 通常選挙後初めて召集される国会においては、新たに常任委員長を選挙する | 九四 |
| 七八 | 常任委員長は、一定数以上の議員が所属する会派に、その所属議員数に比例して配分するのを例とする | 九六 |

| | | |
|-----------------------|---|-----|
| 七九 | 常任委員長の選挙は、その手続を省略してその選任を議長に委任するのを例とする…………… | 九六 |
| 八〇 | 国会法の改正により常任委員会の種類が改められたときは、その改正の趣旨により、全部又は一部の常任委員長の選挙を行う…………… | 九七 |
| 八一 | 常任委員長の辞任を許可したときは、直ちにその選挙を行う…………… | 九九 |
| 八二 | 常任委員長の解任を議決した例…………… | 九九 |
| 八三 | 常任委員長が議長又は副議長に当選したため、その地位を失った例…………… | 一〇〇 |
| 八四 | 常任委員長が国務大臣等に任命されたため、その地位を失った例…………… | 一〇一 |
| 八五 | 常任委員長が特別委員長を兼ねた例…………… | 一〇八 |
| 第四節 事務総長 …………… | | |
| 八六 | 事務総長の選挙は、その手続を省略してその選任を議長に委任するのを例とする…………… | 一一〇 |

| | |
|----------------------------|-----|
| 第六章 内閣総理大臣の指名 …………… | 一一五 |
|----------------------------|-----|

| | | |
|----|---|-----|
| 八七 | 内閣総理大臣の指名に先立って行った議事に関する例…………… | 一一五 |
| 八八 | 内閣総理大臣の指名は、単記記名投票で行う…………… | 一一六 |
| 八九 | 内閣総理大臣の指名の投票を行うときは、議場を閉鎖しない…………… | 一一七 |
| 九〇 | 単記記名投票には、議員の氏名を記入した投票用紙を用い、議員は、氏名点呼に 応じてこれを演壇に持参して投票する…………… | 一一七 |
| 九一 | 内閣総理大臣の指名の際、議員が登壇して投票できない場合は、参事がその議 席に至り、投票を受け取り、代わって投票する…………… | 一一八 |
| 九二 | 内閣総理大臣の指名の投票における無効投票は、投票総数に算入する…………… | 一一九 |
| 九三 | 内閣総理大臣の指名において決選投票を行った例…………… | 一二〇 |
| 九四 | 内閣総理大臣を指名したときは、即日その旨を衆議院に通知する…………… | 一二二 |
| 九五 | 内閣総理大臣の任命式には、議長が列席する…………… | 一二二 |
| 九六 | 内閣総理大臣が欠けたときは、直ちにその旨の通知がある…………… | 一二二 |
| 九七 | 内閣が総辞職を決定したときは、直ちにその旨の通知がある…………… | 一二三 |

第七章 議員 一二五

第一節 応召、当選証書の対照、入場及び紹介 一二五

九八 議員は、参議院議員の通常選挙又は衆議院議員の総選挙後初めて召集される国会の召集日には、議事堂中央玄関から登院する 一二五

九九 通常選挙、補欠選挙又は再選挙に当選した議員は、初めて登院したときに当選証書の対照を受ける 一二六

一〇〇 議員の氏名は、原則として本名を用いる 一二六

一〇一 初めて登院した議員が当選証書を持参しなかったときは、既に対照を終わった議員の保証によって議場に入ることができる 一二八

一〇二 補欠選挙又は再選挙に当選した議員が初めて議席に着いたときは、議長は、議院に紹介する 一二八

第二節 請暇及び欠席 一二九

| | | |
|-----|--|-----|
| 一〇三 | 議員が議院に出席することができないときは、請暇書又は欠席届書を提出する…………… | 一二九 |
| 一〇四 | 召集に応じない議員に招状を發した例…………… | 一三〇 |

第三節 辞職、退職、資格消滅及び除名…………… 一三一

| | | |
|-----|--|-----|
| 一〇五 | 辞表には、辞職の理由を記する…………… | 一三一 |
| 一〇六 | 議員が公職の候補者となつたときは、届出の日に退職者となる…………… | 一三一 |
| 一〇七 | 議員が選挙関係訴訟においてその資格を失う判決があつたときは、判決確定の日に退職者となる…………… | 一三二 |
| 一〇八 | 議員の資格に影響のある裁判が確定した場合には、その言渡しをした裁判所の長からその旨の通知がある…………… | 一三四 |
| 一〇九 | 除名の議決をしたときは、その旨を本人に通知する…………… | 一三六 |
| 一一〇 | 議員に欠員を生じたときは、その旨を内閣に通知する…………… | 一三六 |

第四節 逮捕…………… 一三七

| | | |
|-----|--|-----|
| 一一一 | 議員の逮捕について許諾を求めるの件は、議院運営委員会に付託しその審査を経た後、議院において議決する…………… | 一三七 |
| 一一二 | 会期前に逮捕された議員があるときは、召集日に内閣からその氏名の通知がある…………… | 一三八 |

第五節 党派及び議員控室…………… 一三九

| | | |
|-----|---|-----|
| 一一三 | 議員が党派を結成するには、二人以上の議員をもつてすることを要する…………… | 一三九 |
| 一一四 | 議員が党派を結成したとき又は党派の所属議員に異動があつたとき等は、議長に届け出る…………… | 一四〇 |
| 一一五 | 議員控室は、各党派の所属議員数に応じて各党派に割り当てる…………… | 一四一 |

第六節 障がいをもつる議員の円滑な議員活動に資するための措置…………… 一四二

| | | |
|-----|---|-----|
| 一一六 | 障がいをもつる議員の議場等における円滑な議員活動に資するための措置に関する例…………… | 一四二 |
|-----|---|-----|

第八章 歳費、立法事務費及び参議院予備金……………一四九

一一七 歳費は、議員の任期が開始する日から任期の終わる日まで支給する……………一四九

一一八 立法事務費は、議院における各会派に交付する……………一五〇

一一九 参議院予備金支出の件は、次の常会において報告し承諾を求める……………一五〇

第九章 委員会及び調査会……………一五三

第一節 委員……………一五三

一二〇 議員は、少なくとも一個の常任委員となり、同時に二個を超える常任委員とな

ることはできない……………一五三

一二一 常任委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、これに基づ

き議長が指名する……………一五四

一二二 常任委員等の各会派割当数の変更に関する例……………一五五

| | | |
|---------------------------|---|-----|
| 一一三 | 国会法第四十二条第三項の規定により常任委員を兼ねる場合の取扱いに関する例…………… | 一五六 |
| 一一四 | 通常選挙後初めて召集される国会においては、改選期に当たらなかつた議員は常任委員を辞任し、改めて全常任委員の選任を行うのを例とする…………… | 一五七 |
| 一一五 | 補欠選挙等に当選した議員の常任委員の選任は、その議員が初めて議席に着いた際に行うのを例とする…………… | 一五八 |
| 一一六 | 国会法等の改正により常任委員会の種類等が改められたときは、その改正の趣旨により、全部又は一部の常任委員の選任を行う…………… | 一五九 |
| 一二七 | 特別委員及び調査会委員は、委員会及び調査会設置の議決の際、議長が指名するのを例とする…………… | 一六四 |
| 一二八 | 特別委員及び調査会委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、これに基づき議長が指名する…………… | 一六五 |
| 一二九 | 委員の辞任の許可及びその補欠の指名は、会派からの申出により議長が行う…………… | 一六七 |
| 第二節 委員会及び調査会 …………… | | 一六八 |

| | | |
|-----|---|------------|
| 一三〇 | 議院の会議中に委員会又は調査会を開会するには、あらかじめ議長の許可を受けることを要する…………… | 一六八 |
| 一三一 | 公聴会の開会及び委員派遣の承認については、議長は、議院運営委員会理事会に諮った後、これを決定するのを例とする…………… | 一六九 |
| 一三二 | 議長は、必要に応じ委員会に出席し発言する…………… | 一七〇 |
| 一三三 | 特別委員会の設置に関する例…………… | 一七〇 |
| 一三四 | 調査会の設置に関する例…………… | 一八一 |
| 一三五 | 特別委員会の目的及び名称を変更し又は委員数を増加した例…………… | 一八八 |
| 一三六 | 調査のため設けられた特別委員会に、これに関連する調査を議院の議決により併せ付託した例…………… | 一九〇 |
| 一三七 | 特別委員会の消滅時期…………… | 一九一 |
| | 第三節 委員会及び調査会の継続審査及び継続調査…………… | 一九二 |
| 一三八 | 委員会及び調査会が閉会中もなお審査又は調査を行うには、議院の議決を要する…………… | 一九二 |

- 一三九 継続審査に決した議案につき、その後会期が延長されたため、委員会における審査を終了し、議院の会議に付した例……………一九四
- 一四〇 衆議院送付の条約を継続審査に付した例……………一九五
- 一四一 通常選挙が行われる閉会中においては、議案の継続審査は行わないのを例とする……………一九五
- 一四二 衆議院の解散による閉会中においては、議案の継続審査は行わない……………一九六
- 一四三 継続審査及び継続調査を議決したときは、即日その旨を衆議院及び内閣に通知する……………一九七

第十章 憲法審査会……………一九九

- 一四四 憲法審査会に関する例……………一九九
- 一四五 憲法審査会委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、これに基づき議長が指名する……………二〇〇

第十一章 情報監視審査会……………二〇三

| | | |
|-----|---|-----|
| 一四六 | 情報監視審査会に関する例 | 二〇三 |
| 一四七 | 情報監視審査会委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、議院の議決により選任する | 二〇四 |
| | 第十二章 議案 | 二〇七 |
| | 第一節 議案等の提出 | 二〇七 |
| 一四八 | 議案を發議するには、發議者及び賛成者が署名又は記名押印した提出文を添付する | 二〇七 |
| 一四九 | 議案を發議するには、發議者のほか、所定の賛成者を要する | 二〇八 |
| 一五〇 | 決議案について、發議者の数が所定の賛成者の数を超えていたため、賛成者がなかったがこれを所定の賛成者があるものとして取り扱った例 | 二〇八 |
| 一五一 | 議員でなくなった者は、議案の發議者又は賛成者から削除する | 二〇九 |
| 一五二 | 国務大臣等である議員は、議案の發議者又は賛成者とならないのを例とする | 二一〇 |
| 一五三 | 議案の發議者又は賛成者の変更は、認めないのを例とする | 二一〇 |

| | | |
|-----|---|-----|
| 一五四 | 決議案は、その本文で理由が明らかになっている場合には、理由書を付さないで発議することができる…………… | 二二一 |
| 一五五 | 修正案の提出には、理由を付することを要しない…………… | 二二一 |
| 一五六 | 予算を伴う法律案に添付する法律施行に要する経費を明らかにした文書に関する例…………… | 二二二 |
| 一五七 | 法律案に対する修正案で予算の増額を伴うもの又は予算を伴うこととなるものに添付する修正の結果必要となる経費を明らかにした文書に関する例…………… | 二二四 |
| 一五八 | 本院提出法律案には、理由及びその法律施行に要する経費を明らかにした文書を付さない…………… | 二二六 |
| 一五九 | 総予算は、一月中に国会に提出されるのを常例とする…………… | 二二六 |
| 一六〇 | 条約が本院に先に提出された例…………… | 二二七 |
| 一六一 | 内閣提出法律案のうち、予算に関係のある法律案が本院に先に提出された例…………… | 二二八 |
| 一六二 | 予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等が議決に至らなかった場合は、再び国会に提出される…………… | 二二一 |

| | | |
|-----|---|-----|
| 一六三 | 決算調整資金からの歳入組入れに関する調書が議決に至らなかった場合は、再び国会に提出される…………… | 二二二 |
| 一六四 | 決算は、翌年度の国会に両院に同時に提出され、議決に至らなかった場合も、次の国会に再び提出されないが、引き続きこれを審議する…………… | 二二三 |
| 一六五 | 条約は邦文により提出される…………… | 二二四 |
| 一六六 | 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に関連する条約で、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表等は、我が国のもののみが提出される…………… | 二二四 |
| 一六七 | 経済連携協定等の譲許表等は、交渉相手国又は日本以外の各国の譲許表等を除いたものが提出される…………… | 二二六 |
| 一六八 | 多数国間条約はその署名欄を省略して提出される…………… | 二二七 |
| 一六九 | 国会の休会中に議案が提出された例…………… | 二二八 |
| | 第二節 議案等の印刷及び配付 …………… | 二二八 |
| 一七〇 | 議案は、その提出文、送付文又は回付文とともに印刷に付する…………… | 二二八 |

- 一七二 衆議院から修正の上、送付又は回付された内閣提出議案及び回付された本院提出法律案は、その修正に係る部分のみを印刷に付し、他は印刷を省略する……………二二九
- 一七二 衆議院提出法律案が予備審査のため送付された議案と異なる場合には、提出案の全部を印刷に付する……………二三〇
- 一七三 継続審査に付した議案は、次の国会において印刷配付しないのを例とする……………二三〇
- 一七四 議案等を印刷配付するいとまがなく会議に付した場合に、これを参事に朗読させ、事後に印刷配付した例……………二三一
- 一七五 議案その他の文書は、議員会館文書配付室に備付けの文書函に配付し、そのいとまがないときは、議席に配付する……………二三三

第三節 議案の付託……………二三四

- 一七六 議案が発議、提出又は送付されたときは、議長は、直ちにこれを適当な委員会又は憲法審査会に付託する……………二三四
- 一七七 議院の会議において趣旨説明を聴取することを決定した議案は、その趣旨説明及び質疑が終了した後、委員会に付託する……………二三五

| | | |
|-----|---|-----|
| 一七八 | 議案を付託すべき委員会又は憲法審査会を定め難い場合には、議長は、議院運営委員会理事会に諮って付託するのを例とする…………… | 二三五 |
| 一七九 | 常任委員会の所管に属する議案について特別委員会を設けこれを付託した例…………… | 二三六 |
| 一八〇 | 数個の常任委員会の所管に属する議案について特別委員会を設けこれを付託した例…………… | 二三九 |
| 一八一 | 常任委員会の所管に属しない議案について特別委員会を設けこれを付託した例…………… | 二四〇 |
| 一八二 | 調査のため設けられた特別委員会の調査事項に関連のある議案は、その特別委員会に付託するのを例とする…………… | 二四一 |
| 一八三 | 議案審査のため設けられた特別委員会の付託議案に関連のある議案を、その特別委員会に併せ付託した例…………… | 二四一 |
| 一八四 | 議案の付託を変更した例…………… | 二四三 |
| 一八五 | 常任委員会において閉会中に審査が終わらなかつた議案は、次の国会において改めて付託することなく審査を続ける…………… | 二四四 |
| 一八六 | 決算が委員会において審査未了となつた場合には、次の国会において、議長は、これを委員会に付託する…………… | 二四四 |

| | | |
|-----|---|-----|
| 一八七 | 本院で議決した議案が、衆議院において継続審査の上、本院に送付されたとき は、これを委員会に付託する…………… | 二四五 |
|-----|---|-----|

第四節 議案等の撤回及び内閣修正……………二四六

| | | |
|-----|--|-----|
| 一八八 | 議案等の撤回及び内閣修正は、文書によりこれを求める…………… | 二四六 |
| 一八九 | 発議者からの申出により議案が撤回された例…………… | 二四六 |
| 一九〇 | 提出者からの申出により修正案が撤回された例…………… | 二四八 |
| 一九一 | 内閣からの申出により議案が撤回された例…………… | 二四九 |
| 一九二 | 内閣からの申出により議案が修正された例…………… | 二五一 |
| 一九三 | 議員発議の法律案が撤回された場合及び内閣提出の議案が撤回又は修正された 場合の通知に関する例…………… | 二五二 |
| 一九四 | 議員発議の法律案が議決を要しないものとなった旨を衆議院に通知した例…………… | 二五三 |
| 一九五 | 予備審査中の議案について衆議院から議決を要しないものとなった旨の通知が あったときは、当該議案は消滅したものととして取り扱う…………… | 二五四 |

| | | |
|-----|---|-----|
| 一九六 | 内閣が更迭した場合に、前内閣が提出した議案について、新内閣からその審議の継続に関し申出があった例…………… | 二五四 |
|-----|---|-----|

第五節 議案の送付、回付、返付及び通知……………二五七

| | | |
|-----|---|-----|
| 一九七 | 議案の送付、回付、通知等は、議決の当日に行う…………… | 二五七 |
| 一九八 | 議案の送付、回付及び返付の取扱いに関する例…………… | 二五七 |
| 一九九 | 継続審査に付した議員発議の法律案は、次の国会において衆議院に対し改めて予備審査のための送付を行わない…………… | 二五九 |

第六節 法律等の奏上、送付及び通知……………二五九

| | | |
|-----|---|-----|
| 二〇〇 | 法律の奏上は、議決の当日に行う…………… | 二五九 |
| 二〇一 | 法律案以外の国会の議決を要する議案の内閣への送付は、議決の当日に行う…………… | 二六〇 |
| 二〇二 | 決算につき議決したときは、その当日議決の内容を内閣に通知する…………… | 二六〇 |
| 二〇三 | 法律等の奏上及び送付の取扱いに関する例…………… | 二六一 |

| | | |
|-----|--|-----|
| 二〇四 | 決議を内閣に送付する場合は、内閣総理大臣に送付し、関係大臣には送付しない…………… | 二六一 |
| 二〇五 | 決議の外国政府等に対する伝達方を政府に依頼した例…………… | 二六二 |
| | 第十三章 会議…………… | 二六五 |
| | 第一節 議事日程の編成及び報告…………… | 二六五 |
| | 第一款 議事日程の編成…………… | 二六五 |
| 二〇六 | 議事日程に記載する案件及び順序に関する例…………… | 二六五 |
| 二〇七 | 国会法第三十九条ただし書の規定による議決に関する件及び国家公務員等の任命に関する件の議事日程記載に関する例…………… | 二六八 |
| 二〇八 | 緊急質問の件の議事日程記載に関する例…………… | 二六八 |
| 二〇九 | 議案を議事日程に記載するときは、発議者又は提出者を表示する…………… | 二六九 |

| | | |
|-----|---|-----|
| 二二〇 | 国会法第五十六条の二の規定により趣旨説明を聴取する議案の議事日程記載に 関する例…………… | 二六九 |
| 二二一 | 委員会審査省略要求議案の議事日程記載に関する例…………… | 二七〇 |
| 二二二 | 国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明等の議事日程への記載は、 議院運営委員会に諮った後、これを行う…………… | 二七一 |
| 二二三 | 議案の撤回又は内閣修正に関する件及び回付案は、議院の議決により議事日程 に追加する場合を除き、次会の議事日程に記載する…………… | 二七二 |
| 二二四 | 委員会の審査を終わつた案件は、議院の議決により議事日程に追加する場合を 除き、次会の議事日程に記載する…………… | 二七二 |
| 二二五 | 議題となつた案件でその議事を終わらなかつたものは、次会の議事日程に記載 する…………… | 二七四 |
| 二二六 | 議題となつた案件でその議事を終わらなかつたものの議事日程記載に関する例…………… | 二七六 |
| 二二七 | 議事日程に記載した案件で議題とならなかつたものは、次会の議事日程に記載 する…………… | 二七六 |
| 二二八 | 請暇、辞職、特別委員会の設置等は、議事日程に記載しないのを例とする…………… | 二七八 |

| | | |
|-----|--|-----|
| 二一九 | 儀礼に関する件を議事日程に記載した例…………… | 二七九 |
| 二二〇 | 議事日程に他に予定される議事等について付記した例…………… | 二八一 |
| 二二一 | 会議の日時のみを議員に通知して会議を開く場合の議事日程は、当日の会議を開くまでに定める…………… | 二八三 |
| 二二二 | 議事日程には、順次号数を付する…………… | 二八三 |

第二款 議事日程の報告……………二八四

| | | |
|-----|--|-----|
| 二二三 | 議事日程は、参議院公報をもって通知する…………… | 二八四 |
| 二二四 | 国会法第五十五条第二項の規定による会議の日時は、参議院公報をもって通知する…………… | 二八五 |
| 二二五 | 開議の予定を参議院公報をもって通知した例…………… | 二八六 |

第二節 議事に関する協議……………二八七

| | | |
|-----|----------------------------------|-----|
| 二二六 | 議事の順序等については、議院運営委員会において協議する…………… | 二八七 |
|-----|----------------------------------|-----|

第三節 開議、休憩、延会及び散会……………二八八

第一款 開議……………二八八

- 二二七 召集日には会議を開く……………二八八
 - 二二八 会議の定例日は、月曜日、水曜日、金曜日とする……………二八九
 - 二二九 日曜日その他の休日には、会議を開かないのを例とする……………二八九
 - 二三〇 会期終了日に会議が開かれなかった例……………二九一
 - 二三一 会議を招集したが開くに至らなかった例……………二九二
 - 二三二 開議時刻に関する例……………二九四
 - 二三三 議員は、電鈴により議場に入る……………二九四
 - 二三四 開議前の諸般の事項の報告は、省略するのを例とする……………二九五
 - 二三五 議長は、必要があると認めるときは、休憩を宣告することができる……………二九六
- 第二款 休憩、延会及び散会……………二九六

| | | |
|-----|--|-----|
| 二三六 | 議事日程に記載した案件の議事を終了した後、休憩した例 | 二九六 |
| 二三七 | 休憩後再び会議を開くに至らなかった例 | 二九八 |
| 二三八 | 議長は、必要と認めたときは議院に諮り、午後四時を過ぎたときは議院に諮らないで、延会を宣告することができる | 二九九 |
| 二三九 | 哀悼の意を表するため延会した例 | 二九九 |
| 二四〇 | 会議中午後十二時に至ったときは、議長は、延会を宣告する | 三〇〇 |
| | 第四節 定足数 | 三〇一 |
| 二四一 | 出席議員が定足数を欠くときは、議長は、休憩又は延会を宣告する | 三〇一 |
| | 第五節 議題及び議事日程の変更 | 三〇二 |
| | 第一款 議題 | 三〇二 |
| 二四二 | 会議の議題は議長が宣告する | 三〇二 |

| | | |
|---------------------------------|--|-----|
| 二四三 | 国務大臣の演説に関する件及び国務大臣の報告に関する件を一括して議題とした例…………… | 三〇三 |
| 二四四 | 国務大臣の演説に関する件及び趣旨説明を一括して議題とした例…………… | 三〇四 |
| 二四五 | 国務大臣の報告に関する件及び趣旨説明を一括して議題とした例…………… | 三〇五 |
| 二四六 | 委員会の審査を終わった案件で同一委員会に係るものは一括して議題とする…………… | 三〇六 |
| 二四七 | 委員会の審査を終わった議案及び委員会提出の法律案で同一の委員会に係るものは、一括して議題とする…………… | 三〇七 |
| 二四八 | 数個の委員会において審査を終わった関連のある議案を一括して議題とした例…………… | 三〇八 |
| 二四九 | 同一の発議者に係る数個の決議案を一括して議題とした例…………… | 三〇九 |
| 二五〇 | 関連のある数個の決議案で発議者の異なるものを一括して議題とした例…………… | 三一〇 |
| 第二款 議事日程の変更、追加及び削除 …………… | | |
| 二五一 | 議事日程の順序を変更し又は新たな案件を日程に追加するには、議院の議決を要する…………… | 三一 |
| 二五二 | 日程記載の案件と同一委員会に係る日程追加の案件を議題とする場合の例…………… | 三一 |

| | | |
|---------------|---|-----|
| 二五三 | 役員の辞任の件、議長の選挙等を議事日程に記載することなく議題とするときは、議事日程追加の手続をとらないのを例とする | 三二三 |
| 二五四 | 議事日程の一部を削除した例 | 三二四 |
| 第六節 動議 | | |
| 二五五 | 動議の提出に関する例 | 三二六 |
| 二五六 | 動議を文書により提出する場合の賛成者に関する例 | 三二七 |
| 二五七 | 議事進行に関する動議は、討論を用いなくて即決する | 三二七 |
| 第七節 発言 | | |
| 二五八 | 発言の通告は、文書によるのを例とする | 三二八 |
| 二五九 | 質疑又は討論の発言者数、発言の順序及び発言時間は、議院運営委員会において協定する | 三二八 |
| 二六〇 | 発言の順序につき議院運営委員会において協定できなかったときは、議長がこれを決定する | 三二八 |

| | | |
|-----|---|-----|
| 二六一 | 議長の発言時間制限に関する例 | 三二一 |
| 二六二 | 議員の動議により発言時間を制限した例 | 三二三 |
| 二六三 | 制限時間又は協定時間を超えて発言したときは、議長は、発言の禁止を命じ、又は降壇を命ずる | 三二四 |
| 二六四 | 時間制限のため発言を終わらなかつた部分を会議録に掲載した例 | 三二五 |
| 二六五 | 議員が発言を許可された際、これを放棄した例 | 三二六 |
| 二六六 | 発言を棄権したものと議長が認めた例 | 三二七 |
| 二六七 | 自席からの発言に関する例 | 三二八 |
| 二六八 | 議長は、議員の発言が議題の外にわたり又はその範囲を超えると認めるときは、これを制止する | 三二九 |
| 二六九 | 引証のためにする文書の朗読について議長が注意した例 | 三三〇 |
| 二七〇 | 議事進行の発言に関する例 | 三三一 |
| 二七一 | 一身上の弁明に関する例 | 三三二 |

| | | |
|------------|-------------------|-----|
| 第八節 | 発言の取消し及び訂正 | 三三四 |
|------------|-------------------|-----|

- 二七二 議員の発言中に不穏当な言辞があるときは、議長は、その取消しを命ずる……………三三四
- 二七三 発言者が他の議員から発言の取消しを求められ、又は自己の発言につき誤りを認め、これを取り消した例……………三三八
- 二七四 議長が衆議院議員の不穏当な言辞の取消しを命じた例……………三三九
- 二七五 議員の発言につき、議長が調査の上措置する旨を告げ、調査の結果、発言の訂正が行われた例……………三四〇
- 二七六 議員の発言につき、議長が調査の上措置する旨を告げたが、調査の結果、発言の取消し又は訂正を行うに至らなかった例……………三四一

第九節 委員会の審査省略……………三四二

- 二七七 委員会審査省略の決定手続に関する例……………三四二
- 二七八 衆議院提出法律案又は内閣提出議案について委員会の審査を省略した例……………三四三
- 二七九 決議案は、委員会審査省略要求書を付して発議するのを例とする……………三四五
- 二八〇 議員発議案の委員会審査を省略すべきでない旨、議院運営委員会において決定したときは、発議者は、委員会審査省略要求書を撤回するのを例とする……………三四六

二八一 予備審査のための議案には、委員会審査省略要求書を付することができない……………三四七

第十節 趣旨説明……………三四八

二八二 委員会提出法律案、調査会提出法律案又は委員会審査省略に決した議案を議題
としたときは、まずその趣旨説明を聴取する……………三四八

二八三 議案について委員長の報告があつた後、提出者が趣旨の弁明をした例……………三四九

二八四 議案以外の案件については趣旨説明を行わないのを例とする……………三五〇

二八五 修正の動議及び懲罰の動議を除き、動議は趣旨説明を行わないのを例とする……………三五〇

第十一節 国会法第五十六条の二の規定による

議案の趣旨説明……………三五二

二八六 国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明は、その議案を委員会に付
託する前に聴取するのを例とする……………三五二

二八七 衆議院から修正の上送付された議案について国会法第五十六条の二の規定によ
る趣旨説明を聴取した例……………三五二

二八八 関連のある数個の議案で発議者又は提出者の異なるものの国会法第五十六条の
 二の規定による趣旨説明を一括して議題とし、順次趣旨説明を聴取した例……………三五七

二八九 関連のある数個の議案で所管大臣の異なるものについて、一國務大臣から一括
 して国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明を聴取した例……………三五七

第十二節 中間報告……………三五九

二九〇 委員会において審査中の議案の中間報告に関する例……………三五九

二九一 中間報告があつた議案の審議に関する例……………三六〇

二九二 委員会において調査中の事件について中間報告を求めた例……………三六二

二九三 行政監視委員会において調査中の事件の中間報告に関する例……………三六五

二九四 調査会において調査中の事件について中間報告を求めた例……………三六六

第十三節 委員長報告……………三六七

二九五 委員会の審査を終わった案件が議題となつたときは、まず委員長が報告する……………三六七

二九六 委員長報告に際し委員長に事故があるときは、理事が報告する……………三六八

| | | |
|--------------------|--|-----|
| 二九七 | 委員長は、報告に当たって自己の意見を述べることができない | 三六八 |
| 二九八 | 調査事件の委員長報告に関する例 | 三六九 |
| 二九九 | 調査会において調査を終わった事件について報告を求めた例 | 三七〇 |
| 三〇〇 | 憲法調査会から日本国憲法に関する調査について報告を求めた例 | 三七二 |
| 三〇一 | 情報監視審査会の調査及び審査について報告を求めた例 | 三七二 |
| 三〇二 | 常任委員会において閉会中に審査を終わった案件について委員長が報告した例 | 三七三 |
| 三〇三 | 委員会の附帯決議は、議院に報告するにとどまり表決に付さない | 三七六 |
| 三〇四 | 委員会の審査報告書の撤回を許可した例 | 三七六 |
| 三〇五 | 議院運営委員長が議院運営委員会の決定について発言した例 | 三七七 |
| 第十四節 少数意見報告 | | |
| 三〇六 | 少数意見者の報告は、委員長の報告に次いで行う | 三八〇 |
| 三〇七 | 委員長が調査事件の一部について報告した際、これに次いで少数意見者が報告した例 | 三八一 |

第十五節 質疑……………三八二

- 三〇八 議院の会議における質疑は、一問一答をしないのを例とする……………三八二
- 三〇九 議案の發議について賛成者となつた議員は、その議案の發議者に対して質疑することができない……………三八二
- 三一〇 質疑に対する答弁者は、五人までとするのを例とする……………三八三
- 三一一 再質疑は、制限時間又は協定時間内において許可する……………三八三
- 三一二 國務大臣の演説に対する質疑は、演説の翌々日以後に行うのを例とする……………三八四
- 三一三 國務大臣の報告に対する質疑は、報告に引き続き行うのを例とする……………三八五
- 三一四 国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明に対しては、質疑を行うのを例とする……………三八六
- 三一五 委員会の審査を終わった案件については、質疑を行わないのを例とする……………三八六
- 三一六 原案に対する質疑及び修正案に対する質疑は、併せて行うのを例とする……………三八八
- 三一七 決議に対する國務大臣の所信表明に関連して質疑した例……………三八八
- 三一八 議院の決議に基づいて内閣が採つた措置に関する報告に対し質疑した例……………三八九

| | | |
|-----|--------------------------------|-----|
| 三一九 | 調査事件の委員長報告に関連して国務大臣に対し質疑した例 | 三八九 |
| 三二〇 | 質疑終局の動議は、二人以上が質疑した後に提出することができる | 三九〇 |

第十六節 討論

| | | |
|-----|--|-----|
| 三二一 | 討論者は、その発言において賛否を明らかにすることを要する | 三九一 |
| 三二二 | 議案の発議者となった議員は、その議案に対して討論することができない | 三九二 |
| 三二三 | 討論は、反対、賛成の順序で交互に行う | 三九二 |
| 三二四 | 原案に対する討論及び修正案に対する討論は、併せて行う | 三九七 |
| 三二五 | 中間報告があつた案件について提出された委員会の審査に期限を付する動議及び議院の会議において審議する動議に対する討論は、併せて行う | 三九八 |
| 三二六 | 数個の案件を一括して議題とした場合の討論に関する例 | 三九八 |

第十七節 修正

| | | |
|-----|--|-----|
| 三二七 | 議案に対する修正の動議の提出は、議案が会議の議題となるまでとするのを例とする | 四〇一 |
|-----|--|-----|

三二八 修正案の趣旨説明は、委員長報告に次いで行うのを例とする…………… 四〇一

三二九 法律案の題名を修正した場合の取扱いに関する例…………… 四〇二

三三〇 修正に伴う字句の整理を議長に委任した例…………… 四〇三

第十八節 内閣の意見聴取…………… 四〇四

三三一 議院の会議において、予算総額の増額修正、議員発議に係る予算を伴う法律案
又は法律案に対する修正案で予算を伴うものについて、国会法第五十七条の三
の規定に基づき内閣の意見を聴取した例…………… 四〇四

第十九節 表決…………… 四〇六

三三二 委員会から可決報告又は否決報告のあった議案は、原案について採決する…………… 四〇六

三三三 委員会から修正議決報告のあった議案は、委員会決定のとおり修正議決するこ
とについて採決するのを例とする…………… 四〇七

三三四 数個の修正案がある場合の採決に関する例…………… 四〇八

三三五 一括して議題とした数個の案件の採決に関する例…………… 四一一

| | | |
|-----|---|-----|
| 三三六 | 一括して議題とした数個の案件のうち、議決した議案と同一事項を内容とする議案について、議決を要しないものとなった旨を宣告した例…………… | 四一三 |
| 三三七 | 一議案を分割して採決した例…………… | 四一四 |
| 三三八 | 関連のある数個の案件につきそれぞれ修正案がある場合に、これらの修正案を一括して採決した例…………… | 四一五 |
| 三三九 | 議案の採決は、押しボタン式投票によるのを例とする…………… | 四一六 |
| 三四〇 | 議長が必要と認めた場合又は出席議員の五分の一以上の要求があつた場合は、記名投票により採決する…………… | 四一九 |
| 三四一 | 記名投票により表決を行うときは、議場を閉鎖する…………… | 四二〇 |
| 三四二 | 議場の閉鎖中に議員が退場しようとするときは、議長の許可を受けることを要する…………… | 四二一 |
| 三四三 | 記名投票には、議員の氏名を記した白色及び青色の木札を用い、氏名点呼に応じて、賛成者は白色票を、反対者は青色票を演壇に持参する…………… | 四二一 |
| 三四四 | 記名投票による表決の際、議員が登壇して投票できない場合は、参事がその議席に至り、投票を受け取り、代わつて投票する…………… | 四二二 |

- 三四五 記名投票の投票時間を制限した例……………四二三
- 三四六 記名投票において、投票が終わったときは、議長は、投票を参事に計算させ、その結果を宣告する……………四二五
- 三四七 採決の結果可否同数となり、憲法第五十六条第二項の規定により議長が決した例……………四二五
- 三四八 会期の件及び会期延長の件の採決は、起立の方法によるのを例とする……………四二六
- 三四九 議長が起立者の多少を認定し難いため、記名投票により採決した例……………四二七
- 三五〇 起立による採決の結果の宣告に対し出席議員の五分の一以上から異議を申し立てたときは、議長は、記名投票又は押しボタン式投票により採決する……………四二七
- 三五一 役員等の辞任、請暇、請願、儀礼に関する件等の採決は、異議の有無を諮る方法によるのを例とする……………四二八
- 三五二 決算の採決は、委員長報告のとおり是認すること及び内閣に対し警告することの可否について行うのを例とする……………四二九
- 三五三 国有財産増減及び現在額総計算書等の採決は、委員長報告のとおり是認することの可否について行うのを例とする……………四三一

| | | |
|-----|---|-----|
| 三五四 | 予備費使用総調書についてその一部を承諾した例 | 四三二 |
| 三五五 | 地方自治法第五十六条第四項の規定に基づき、承認を求めるの件について、衆議院送付案どおりその一部を承認した例 | 四三三 |

第十四章 国務大臣等

| | | |
|-----|---|-----|
| 三五六 | 国務大臣の議院の会議への出席に関する例 | 四三五 |
| 三五七 | 予算の会議及び国務大臣の演説に関する件の会議には、全ての国務大臣が出席する | 四三六 |
| 三五八 | 国務大臣の決算の概要報告の会議及び決算の会議への出席に関する例 | 四三六 |
| 三五九 | 内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官の議院の会議への出席に関する例 | 四三七 |
| 三六〇 | 政府特別補佐人の議院の会議への出席に関する例 | 四三八 |
| 三六一 | 国務大臣が出席しなかったため、休憩し若しくは議事を延期し又は議院の議決によりその出席を求めた例 | 四三九 |
| 三六二 | 国務大臣が議院の会議に欠席したことにつき弁明した例 | 四四〇 |
| 三六三 | 答弁を要求された国務大臣が欠席した場合の答弁に関する例 | 四四三 |

| | | |
|-----|--|-----|
| 三六四 | 国務大臣が演説又は報告をするときは、あらかじめ文書によりその旨を議長に通告する…………… | 四四五 |
| 三六五 | 毎会期の始めに内閣総理大臣は施政方針等に関し、国務大臣は外交、財政、経済に関し演説するのを例とする…………… | 四四六 |
| 三六六 | 特殊な事件につき国務大臣が報告した例…………… | 四四八 |
| 三六七 | 法律に基づく内閣の国会に対する報告につき、文書報告のほか、国務大臣が議院の会議において報告した例…………… | 四五〇 |
| 三六八 | 内閣提出議案の趣旨説明は、国務大臣が行うのを例とする…………… | 四五一 |
| 三六九 | 決算は委員会付託に先立ち、財務大臣が議院の会議においてその概要を報告するのを例とする…………… | 四五二 |
| 三七〇 | 法律案について国務大臣が議院の会議において所信を表明した例…………… | 四五三 |
| 三七一 | 議院の会議において決算につき警告の議決をしたときは、内閣総理大臣が所信を表明するのを例とする…………… | 四五四 |
| 三七二 | 議院の会議において決議案が可決されたときは、国務大臣が所信を表明するのを例とする…………… | 四五五 |

| | | |
|-----|---|-----|
| 三三三 | 議院の決議に基づき内閣が採った措置について、 國務大臣が議院の会議において報告した例…………… | 四五六 |
| 三七四 | 内閣が予算を修正した場合に、大蔵大臣が議院の 会議においてその理由を説明した例…………… | 四五七 |
| 三七五 | 國務大臣が会議において発言を訂正し若しくは 取り消し又は発言につき釈明した例…………… | 四五九 |
| 三七六 | 國務大臣の発言につき、議長が調査の上措置する 旨を告げ、調査の結果、発言の訂正が行われた例…………… | 四七〇 |
| 三七七 | 國務大臣の発言につき、議長が調査の上措置する 旨を告げ、調査の結果、不穩当な言辞の取消しの措置を採った例…………… | 四七一 |
| 三七八 | 國務大臣の発言につき、議長が調査の上措置する 旨を告げたが、調査の結果、発言の取消し又は訂正 を行うに至らなかった例…………… | 四七三 |
| 三七九 | 國務大臣が自席から発言した例…………… | 四七四 |

第十五章 質問……………四七五

第一節 文書質問……………四七五

- 三八〇 質問主意書を提出するには、提出者が署名又は記名押印した提出文を添付する……………四七五
- 三八一 議院の品位を傷つけると認められる質問主意書については、議長は、これを承認しない……………四七五
- 三八二 単に資料を求めることを目的とする質問主意書は、受理しない……………四七六
- 三八三 質問主意書は、議長の承認を待つて内閣に転送し、参議院情報ネットワークシステムに掲載することにより各議員に提供する……………四七七
- 三八四 国会の休会中に質問主意書が提出され、これを内閣に転送した例……………四七八
- 三八五 質問主意書について七日以内に答弁できないときは、内閣はその期間内にその理由及び答弁をすることのできる期限を明示する……………四七八
- 三八六 内閣の答弁書は、参議院情報ネットワークシステムに掲載することにより各議員に提供する……………四七九

第二節 緊急質問 四八〇

三八七 緊急質問の申出があつたときは、議長は、まずその取扱いについて議院運営委員

員会に諮るのを例とする 四八〇

三八八 緊急質問を行うことにつき議院運営委員会の決定があつたときは、議長からこ

れを議院に諮るのを例とする 四八一

三八九 緊急質問の発言時間は、議院運営委員会において協定する 四八二

三九〇 緊急質問の発言は、三回までとするのを例とする 四八二

第十六章 会議録 四八三

三九一 会議録に掲載する事項に関する例 四八三

三九二 投票者の氏名の会議録掲載に関する例 四八四

三九三 会議録に掲載する議長の報告事項に関する例 四八五

三九四 委員長報告の省略部分を会議録に掲載した例 四八七

三九五 速記不能の箇所について会議録に補足掲載した例 四八八

| | | |
|-----|--|-----|
| 三九六 | 会議録に記載される発言の字句の訂正に関する例…………… | 四八九 |
| 三九七 | 事務局に保存する会議録には、議長又は当日の会議を整理した副議長若しくは 仮議長及び事務総長又はその代理者である参事が署名する…………… | 四九〇 |
| 三九八 | 会議録は官報に掲載し、これを国会会議録検索システムに掲載することにより 各議員に提供し、一般に頒布する…………… | 四九〇 |
| 三九九 | 提供及び頒布する会議録には、議長が取消しを命じた言辞は掲載しない…………… | 四九一 |

第十七章 請願等…………… 四九三

第一節 請願の提出…………… 四九三

| | | |
|-----|--|-----|
| 四〇〇 | 請願書には、請願者の氏名及び住所を記載する…………… | 四九三 |
| 四〇一 | 外国人からの請願書を受理した例…………… | 四九三 |
| 四〇二 | 請願書の提出には議員の紹介を要し、請願書には紹介議員が署名又は記名押印 する…………… | 四九四 |

| | | |
|-----------------------|---|-----|
| 四〇三 | 請願書が提出された後に紹介議員が議員の地位を失っても、その請願は、なお 存続するものとして取り扱う…………… | 四九四 |
| 四〇四 | 同一議員の紹介により同日に提出された同一内容の請願書は、一括し一件とし て取り扱う…………… | 四九六 |
| 四〇五 | 請願書の受理は召集日から行う 会期末においては審査の都合上、請願書の紹介提出につき期限を付するのを例 とする…………… | 四九七 |
| 四〇六 | 会期が極めて短期間のため請願書を受理しなかった例…………… | 四九七 |
| 四〇七 | 国会の休会中に請願書を受理した例…………… | 五〇〇 |
| 四〇八 | 請願書の取下げは、議長が許可する…………… | 五〇〇 |
| 四〇九 | 請願文書表は、毎週一回作成し、これを参議院情報ネットワークシステムに掲 載することにより各議員に提供する…………… | 五〇一 |
| 第二節 請願の付託…………… | | |
| 四一〇 | 請願は、請願文書表の提供と同時に委員会又は憲法審査会に付託する…………… | 五〇二 |

- 四一 一 請願を付託すべき委員会又は憲法審査会を定め難い場合には、議長は、議院運営委員会理事会に諮って付託するのを例とする……………五〇二
- 四一 二 付託委員会を定め難い議案に関連する請願につき、当該議案の付託を待つて委員会に付託した例……………五〇三
- 四一 三 不適正行政に対する苦情を内容とする請願は、行政監視委員会に付託する……………五〇四
- 四一 四 裁判官の罷免を求める請願は、委員会に付託しないで裁判官訴追委員会に送付する……………五〇五
- 四一 五 請願の付託を変更した例……………五〇五

第三節 請願の会議……………五〇七

- 四一 六 請願は、一括して議題とするのを例とする……………五〇七
- 四一 七 請願は、委員長の報告を省略するのを例とする……………五〇八
- 四一 八 請願は、委員会決定のとおり採択するか否かについて採決する……………五〇八

第四節 請願審査後の処理……………五〇九

| | | |
|----------------------------|---|-----|
| 四一九 | 内閣において措置するを適当と認めた請願は、内閣に送付する…………… | 五〇九 |
| 四二〇 | 請願の処理経過は、内閣から毎年議院に報告される…………… | 五一〇 |
| 四二一 | 請願の審査結果は、紹介議員に通知する…………… | 五一〇 |
| 第五節 地方議会からの意見書…………… | | |
| 四二二 | 地方議会から提出された意見書は、関係委員会に送付する…………… | 五一一 |
| 第十八章 衆議院との関係…………… | | |
| 四二三 | 回付案は、その取扱いについて議院運営委員会に諮った後、議院の会議に付する…………… | 五二三 |
| 四二四 | 両院協議会を開き協議した例…………… | 五二三 |
| 四二五 | 両院協議会協議委員の選挙手続に関する例…………… | 五二一 |
| 四二六 | 両院協議会協議委員の辞任及び補欠に関する例…………… | 五二二 |
| 四二七 | 数個の議案について衆議院から両院協議会を求められた場合の協議委員の選挙に関する例…………… | 五二三 |

- 四二八 内閣総理大臣の指名両院協議会においては、各議院が指名した者を議題とする……………五二六
- 四二九 協議委員議長から提出される報告書は、印刷に付し、各議員に配付する……………五二八
- 四三〇 両院協議会の成案が議院の会議において議題となったときは、まず協議委員議長が両院協議会の経過及び結果を報告する……………五二九
- 四三一 両院協議会の成案に対する質疑及び討論は、成案の範囲に限る……………五二九
- 四三二 憲法第五十九条第四項及び第六十条第二項に規定する期間の計算は、本院が議案を受領した当日から起算する……………五三〇
- 四三三 法律案について、憲法第五十九条第二項の規定により、衆議院が再議決した例……………五三一
- 四三四 法律案について、本院が受領後六十日以内に議決しなかったため、衆議院において本院が否決したものとみなす議決を行った例……………五三二
- 四三五 予算について、本院が受領後三十日以内に議決しなかったため、衆議院の議決が国会の議決となった例……………五三四
- 四三六 条約について、本院が受領後三十日以内に議決しなかったため、衆議院の議決が国会の議決となった例……………五三五

| | | |
|------|---|-----|
| 四三七 | 憲法第六十七条第二項に規定する期間の計算は、衆議院が内閣総理大臣の指名の議決を行った当日から起算する…………… | 五三五 |
| 四三八 | 衆議院議員発議の法律案又は衆議院提出の法律案につき、発議者又は衆議院の委員長が本院の会議において国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明をした例…………… | 五三六 |
| 四三九 | 委員会の審査を省略した衆議院提出法律案につき、衆議院の委員長が本院の会議において趣旨説明をした例…………… | 五四〇 |
| 四四〇 | 委員会の審査を終わった議案で衆議院提出のもの及び衆議院修正のものに於ては、衆議院の委員長、発議者又は修正案の提出者は出席しないのを例とする…………… | 五四一 |
| 四四一 | 中間報告後議院の会議で審議することに決した議案で衆議院修正のものに於ては、衆議院の委員長又は修正案の提出者が出席した例…………… | 五四一 |
| 四四二 | 発議者又は修正案の提出者である本院議員が衆議院の会議に出席した例…………… | 五四二 |
| 四四三 | 本院提出法律案の衆議院に対する委員会審査省略要求に関する例…………… | 五四四 |
| 四四四 | 本院提出法律案の衆議院に対する委員会審査省略要求に関する例…………… | 五四四 |
| 第十九章 | 議員の派遣…………… | 五四七 |

| | | |
|-----|---------------------------------------|-----|
| 四四四 | 議員派遣の手続に関する例…………… | 五四七 |
| 四四五 | 災害等が発生したときは、必要に応じ議員を派遣するのを例とする…………… | 五四八 |
| 四四六 | 国内において開催された国際会議に議員を派遣した例…………… | 五四八 |
| 四四七 | 海外への議員派遣に関する例…………… | 五四九 |
| 四四八 | 議長又は副議長が招待により外国を訪問した例…………… | 五五〇 |
| 四四九 | 派遣議員は、その調査の結果を議院運営委員会に報告するのを例とする…………… | 五五一 |

第二十章 紀律、警察及び傍聴…………… 五五三

第一節 紀律…………… 五五三

| | | |
|-----|---|-----|
| 四五〇 | 議員は、議場又は委員会議室においては互いに敬称を用いる…………… | 五五三 |
| 四五一 | 議長は、議員の発言が法規に違ひその他議院の品位を傷つけるときは、注意を 与え、発言を禁止し、又はその取消しを命ずる…………… | 五五三 |
| 四五二 | 国会法第二百二十条による処分要求の取扱いに関する例…………… | 五五四 |
| 四五三 | 国会法第二百二十条による処分要求書が提出された例…………… | 五五五 |

| | | |
|--------------------|--|-----|
| 四五四 | 議員は、議場においては必ず上着を着用する…………… | 五五六 |
| 四五五 | 夏季における院内の服装に関する例…………… | 五五六 |
| 四五六 | 議場又は委員会議室においては、議長への届出又は議長の許可により、歩行補助のためつえ等を使用することができる…………… | 五五八 |
| 四五七 | 議場に国務大臣が秘書官等を帯同することを許可した例…………… | 五五九 |
| 四五八 | 議長の許可なくして演壇に登った議員の降壇を命じた例…………… | 五五九 |
| 四五九 | 議場北側出入口の出入者に関する例…………… | 五六〇 |
| 四六〇 | 議員は、その任期中議員記章を帯用する…………… | 五六一 |
| 四六一 | 議院に出入する者は、記章を帯用することを要する…………… | 五六一 |
| 四六二 | 議長は、議院の秩序保持のため、特に必要があると認めるときは、面会者等の院内通行を制限し又は禁止する…………… | 五六二 |
| 四六三 | 院内における録音、撮影等は、議長の許可を受けることを要する…………… | 五六三 |
| 第二節 警察…………… | | |
| 四六四 | 議院警察権の範囲は、議事堂の囲障内とする…………… | 五六三 |

| | | |
|--------------------|---|-----|
| 四六五 | 衛視は、議院内部の警察を行う…………… | 五六四 |
| 四六六 | 議院において必要とする警察官は、議長 の要求により召集日の前日から派出さ れるのを例とする…………… | 五六四 |
| 四六七 | 議院に派出された警察官は、原則として 議事堂外の警察を行う…………… | 五六五 |
| 四六八 | 院内において秩序を乱した者を院外に退去 させ又は警察官庁に引き渡した例…………… | 五六六 |
| 第三節 傍聴…………… | | |
| 四六九 | 傍聴席は、皇族席、貴賓席、外国外交官席、 衆議院議員席、公務員席、公衆席 及び新聞記者席に分ける…………… | 五六七 |
| 四七〇 | 議員紹介の公衆傍聴券は、会議の当日議員に 交付する…………… | 五六七 |
| 四七一 | 一般の公衆傍聴券は、会議の当日先着順により 交付する…………… | 五六七 |
| 四七二 | 会議の短時間傍聴に関する例…………… | 五六八 |
| 四七二 | 外国外交官傍聴券及び公務員傍聴券は、一 会期通用のものを交付する…………… | 五六八 |
| 四七三 | 新聞記者等については、議院が交付する記者 記事により傍聴を認める…………… | 五六九 |
| 四七三 | 議長が必要と認めるときは、傍聴人の数を 制限する…………… | 五六九 |

| | | |
|-----------------------|---|-----|
| 四七四 | 傍聴人が傍聴規則に違反するときは、これを制止し、又は退場させ、必要な場合は、これを警察官庁に引き渡す…………… | 五七〇 |
| 四七五 | 議院の会議の実況を中継放送するときは、議長の許可を受けることを要する…………… | 五七二 |
| 第二十一章 懲罰 …………… | | |
| 四七六 | 懲罰の動議は、理由を付して提出するのを例とする…………… | 五七五 |
| 四七七 | 議長が懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した例…………… | 五七七 |
| 四七八 | 院議により懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した例…………… | 五七九 |
| 四七九 | 懲罰についての一身上の弁明に関する例…………… | 五八一 |
| 四八〇 | 懲罰の動議を採決する際には、当該議員は退席することを要しない…………… | 五八三 |
| 四八一 | 二人以上を対象とした懲罰の動議及び二人以上の懲罰事犯の件の採決は、各議員につき行ふ…………… | 五八三 |
| 四八二 | 戒告の懲罰が議決されたときは、本人の出席を求め、議長が戒告文を朗読する…………… | 五八四 |
| 四八三 | 懲罰委員会が除名すべきものとして報告した事犯について、出席議員の三分の二以上の多数による議決がなかったため、議院が他の懲罰を科した例…………… | 五八四 |

四八四 懲罰事犯の件を継続審査に付した例……………五八五

第二十二章 政治倫理……………五八七

四八五 議員は、政治倫理綱領及び行為規範を遵守しなければならない……………五八七

四八六 政治倫理審査会に関する例……………五八八

四八七 政治倫理審査会委員は、所属議員十人以上を有する各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、これに基づき議長が指名する……………五八九

第二十三章 裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各

種の委員等の選挙……………五九一

四八八 裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各種の委員等は、一定数以上の議員が所属

する会派に、その所属議員数に比例して割り当てるのを例とする……………五九一

四八九 裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各種の委員等の選挙手続に関する例……………五九三

四九〇 各種の委員等の辞任について法規に定めのない場合の取扱いに関する例……………五九五

第二十四章 国会法第三十九条ただし書の規定によ

る議決に関する件及び国家公務員等の

任命に関する件……………五九七

四九一 国会法第三十九条ただし書の規定による議決に関する件の取扱いに関する例……………五九七

四九二 国家公務員等の任命に関する件の取扱いに関する例……………五九九

四九三 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名の手續に関する例……………六〇三

四九四 政治資金適正化委員会委員の指名の手續に関する例……………六〇四

第二十五章 内閣等からの報告、勧告、意見等……………六〇七

四九五 内閣等から提出される各種の報告、勧告、意見等に関する例……………六〇七

四九六 決算に関する警告の議決に対して内閣が講じた措置については、内閣総理大臣

から文書により報告するのを例とする……………六〇八

四九七 最高裁判所がその裁判において、法律が憲法に適合しないと判断し、その裁判

が確定したときは、その裁判書の正本が送付される……………六〇九

| | | |
|-------|--|-----|
| 第二十六章 | 参議院の緊急集会 | 六二三 |
| 四九八 | 緊急集会は、集会ごとに、第何回国会閉会後の参議院緊急集会と称する | 六二三 |
| 四九九 | 内閣が緊急集会を求める場合の請求期日に関する例 | 六一三 |
| 五〇〇 | 緊急集会を求める文書には、集会の期日及び案件を示す | 六一四 |
| 五〇一 | 緊急集会の会議を開くに当たり、議長は、内閣総理大臣から集会を求められた旨を告げる | 六一五 |
| 五〇二 | 緊急集会において特別委員会を設置した例 | 六一六 |
| 五〇三 | 議長が緊急集会の終了を宣告した後、挨拶を述べた例 | 六一六 |
| 五〇四 | 緊急集会が終了したときは、事務総長は、緊急集会に関して衆議院事務総長に通知する | 六一七 |
| 第二十七章 | 参議院公報 | 六一九 |
| 五〇五 | 参議院公報は、会期中閉会中を問わず、必要に応じ発行する | 六一九 |

五〇六 参議院公報には、議事日程、委員会の開会その他諸般の事項を掲載し、これを
各議員及び国務大臣等に配付する……………六一九

第二十八章 参議院改革に関する協議……………六二一

五〇七 参議院改革協議会を設置した例……………六二一
五〇八 参議院改革協議会が報告書を提出した例……………六二四
五〇九 参議院改革に関し、第三者機関を設置した例……………六二六

第二十九章 儀礼……………六二九

第一節 慶賀……………六二九

五二〇 天皇陛下の即位の礼につき慶賀の意を表した例……………六二九
五二一 天皇陛下御即位につき慶賀の意を表した例……………六三〇
五二二 天皇陛下の即位の礼及び関係諸儀式に議長、副議長及び議員が参列した例……………六三一
五二三 天皇陛下の退位の礼に議長、副議長及び議員が参列した例……………六三五

| | | |
|-----|---|-----|
| 五四 | 天皇陛下の御在位を祝う記念式典に議長、副議長及び議員が参列し、慶賀の意を表した例…………… | 六三六 |
| 五二五 | 天皇皇后両陛下御結婚満五十年及び同六十年につき慶賀の意を表した例…………… | 六三八 |
| 五一六 | 皇太子殿下の立太子の礼及び成年式につき慶賀の意を表した例…………… | 六三九 |
| 五一七 | 皇太子殿下の納采の儀につき慶賀の意を表した例…………… | 六四二 |
| 五一八 | 皇太子殿下の結婚の儀につき慶賀の意を表した例…………… | 六四四 |
| 五一九 | 皇太子皇太子妃両殿下御結婚満二十五年につき慶賀の意を表した例…………… | 六四八 |
| 五二〇 | 皇嗣殿下の立皇嗣の礼につき慶賀の意を表した例…………… | 六四八 |
| 五二一 | 皇孫殿下御誕生につき慶賀の意を表した例…………… | 六五〇 |
| 五二二 | 親王殿下の納采の儀につき慶賀の意を表した例…………… | 六五三 |
| 五二三 | 親王殿下の結婚の儀につき慶賀の意を表した例…………… | 六五四 |
| 五二四 | 内親王殿下の納采の儀につき慶賀の意を表した例…………… | 六五五 |
| 五二五 | 内親王殿下の御結婚につき慶賀の意を表した例…………… | 六五五 |
| 五二六 | 議長、副議長及び議員は、新年祝賀の儀に参列する…………… | 六五六 |
| 五二七 | 議長、副議長及び議員は、天皇誕生日宴会並びに園遊会に招かれる…………… | 六五六 |

| | | |
|-----|---|-----|
| 五二八 | 議長、副議長、常任委員長、特別委員長、調査会長、憲法審査会会長、情報監視審査会会長、政治倫理審査会会長及び事務総長は、天皇陛下にお目にかかり、茶会に招かれる…………… | 六五八 |
| 五二九 | 議会開設記念式典が举行された例…………… | 六五九 |
| 五三〇 | 議事堂竣工五十年記念式が実施された例…………… | 六六六 |
| 五三一 | 参議院五十周年記念式典が举行された例…………… | 六六六 |

第二節 哀弔……………

| | | |
|-----|-----------------------------------|-----|
| 五三二 | 天皇陛下の崩御につき弔意を表した例…………… | 六六八 |
| 五三三 | 皇室の御凶事につき弔意を表した例…………… | 六六九 |
| 五三四 | 大喪の礼及び関係諸儀式に議長、副議長及び議員が参列した例…………… | 六七七 |
| 五三五 | 本院議員が逝去したときは、弔詞をささげ、哀悼の辞を述べる…………… | 六七八 |
| 五三六 | 議長の逝去につき弔詞をささげた例…………… | 六八〇 |
| 五三七 | 副議長の逝去につき弔詞をささげた例…………… | 六八一 |
| 五三八 | 議長、副議長の逝去につき参議院葬を行った例…………… | 六八二 |

| | | |
|-----|--|-----|
| 五三九 | 元議長の逝去につき弔詞をささげた例…………… | 六八三 |
| 五四〇 | 元副議長の逝去につき弔詞をささげた例…………… | 六九一 |
| 五四一 | 永年在職の表彰を受けた元議員が逝去したときは弔詞をささげるのを例とする…………… | 六九九 |
| 五四二 | 衆議院議長の逝去につき弔詞をささげた例…………… | 七〇〇 |
| 五四三 | 元衆議院議長の逝去につき弔詞をささげた例…………… | 七〇〇 |
| 五四四 | 内閣総理大臣の逝去につき弔詞をささげた例…………… | 七一二 |
| 五四五 | 元内閣総理大臣の逝去につき弔詞をささげた例…………… | 七一二 |
| 五四六 | 憲政功労者の逝去につき弔詞をささげた例…………… | 七二〇 |
| 五四七 | 国務大臣の逝去につき弔詞をささげた例…………… | 七二三 |
| 五四八 | 文化功労者の逝去につき弔詞をささげた例…………… | 七二五 |
| 五四九 | 国立国会図書館長の逝去につき弔詞をささげた例…………… | 七二八 |
| 五五〇 | 衆議院事務総長の逝去につき弔詞をささげた例…………… | 七二九 |
| 五五一 | 外国の元首、議会の議長等の逝去につき弔意を表した例…………… | 七二九 |
| 五五二 | 事故、災害等による犠牲者の冥福を祈り黙禱した例…………… | 七三二 |

第三節 歓迎……………七三五

五五三 皇太子殿下が御傍聴の際、歓迎の意を表した例……………七三五

五五四 親王殿下が御傍聴の際、歓迎の意を表した例……………七三五

五五五 外国の貴賓が傍聴の際、歓迎の意を表した例……………七三六

五五六 外国の元首又は首相等が国会訪問の際、演説を行った例……………七三七

五五七 外国の議会の議長又は議員を招待した例……………七三八

第四節 祝賀及び感謝決議等……………七三九

五五八 祝賀決議をした例……………七三九

五五九 ノーベル賞受賞者に対し祝意を表した例……………七四〇

五六〇 感謝決議をした例……………七四九

五六一 外国の議会等に祝電、謝電等を發送した例……………七五二

第五節 議長、副議長及び仮議長の就任の挨拶等……………七五五

五六二 議長、副議長の就任の際の挨拶及び祝辞並びに辞任等の際の謝辞及び答辞に関する例……………七五五

五六三 仮議長が就任の挨拶を述べた例……………七六二

五六四 議長は、会期終了に当たり挨拶を述べるのを例とする……………七六三

五六五 議長は、会期終了の後、天皇陛下にお目にかかり、国会閉会の挨拶を行うのを例とする……………七六三

五六六 議員の半数の任期満了に当たっては、議長が挨拶を述べ、議員から謝辞を述べるのを例とする……………七六四

第六節 議員の表彰その他……………七七〇

五六七 永年在職議員は、院議をもって表彰する……………七七〇

五六八 功勞議員は、議長が表彰する……………七七八

五六九 外国における災害に際し議員一同から見舞金を贈った例……………七八〇

五七〇 議院の屋上及び議場に国旗を掲揚する……………七八一

| | | |
|-------|---|-----|
| 第三十章 | I P U (列国議会同盟) 等 | 七八三 |
| 五七一 | 両議院の議員は、日本議員団を組織して、I P U に加盟する | 七八三 |
| 五七二 | I P U 会議には、議員を派遣する | 七八四 |
| 五七三 | I P U の会議が東京において開催された例 | 七八五 |
| 五七四 | I P U の会議以外の国際会議が東京において開催された例 | 七八八 |
| 五七五 | I P U の要請に基づき外国の議会の議員を招待した例 | 七九〇 |
| 第三十一章 | 国立国会図書館及び法制局 | 七九一 |
| 五七六 | 国立国会図書館の館長は、両議院の議長が、両議院の議院運営委員会と協議の後、国会の承認を得て任命する | 七九一 |
| 五七七 | 法制局長は、議長が議院の承認を得て任免する | 七九三 |
| 第三十二章 | 議員会館及び議員宿舍等 | 七九五 |

第一節 議員会館……………七九五

五七八 議員会館の議員事務室は、議員一人一室とし、議員の職務遂行の便に供する……………七九五

五七九 議員会館に自治委員会を置く……………七九五

五八〇 議員会館の議員事務室は、議院運営委員会庶務関係小委員会において各会派に

割り当てる……………七九六

五八一 議員会館の会議室は、議員の会議に使用する……………七九五

第二節 議員宿舎……………七九七

五八二 議員宿舎の議員室は、議院運営委員会庶務関係小委員会において各会派に割り

当てる……………七九七

五八三 議員宿舎に宿舎委員会を置く……………七九八

第三節 議員用自動車……………七九九

五八四 役員及び特別委員長等に専用自動車を配属する……………七九九

| | | |
|-----|--------------------------|-----|
| 五八五 | 各会派に自動車を配属する…………… | 七九九 |
| 五八六 | 議員の登院のため、専用のバスを運行する…………… | 八〇〇 |

第一章 国会の称呼

一 国会は、会期ごとに順次第何回国会と称する

昭和二十二年五月二十日初めて召集された国会を「第一回国会」と呼び、以後国会は、常会、臨時会、特別会を問わず、会期ごとに順次回数を追って第何回国会と称する。

(注) 昭和二十二年五月十九日本院及び衆議院の各派交渉会において、それぞれ、国会の称呼につきこの旨の決定があった。

なお、召集詔書が公布されたが、衆議院の解散により開かれなかった常会については、回数を付さない。

参照 四号、四九八号

第二章 召集及び議席

第一節 召集

二 召集詔書公布の期日に関する例

常会の召集詔書は、少なくとも召集日の十日前に公布することを要する。第二百二十一回国会における国会法改正後においては、召集日の十日乃至二十日前に公布されている。

臨時会の召集詔書公布の期日については、法規に定めがないが、従来例によれば、召集日の三日乃至二十三日前に公布されている。なお、参議院議員の通常選挙後の臨時会の召集詔書は、従来例によれば、召集日の三日乃至十五日前に公布されている。衆議院議員の任期満了による総選挙後の臨時会（第七十九回国会）の召集詔書は、召集日の七日前に公布されている。

特別会の召集詔書公布の期日についても、法規に定めがないが、従来例によれば、召集日の三日乃至十六日前に公布されている。

（注）国会法第一条第二項は、「常会の召集詔書は、少くとも二十日前にこれを公布しなければならない。」となつ

ていたが、第二百一十回国会における国会法の改正（平成三年法律第八十六号）により、「常会の召集詔書は、少なくとも十日前にこれを公布しなければならない。」と改められた。

参照 四九九号

三 常会は、毎年一月中に召集されるのを常例とする

常会は、毎年一月中に召集されるのを常例とする。

（注）国会法第二条は、制定当初、「常会は、毎年十二月上旬にこれを召集する。但し、その会期中に議員の任期が満限に達しないようにこれを召集しなければならない。」となっていたが、第二十一回国会における国会法の改正（昭和三十年法律第三号）により、「常会は、毎年十二月中に召集するのを常例とする。」と改められ、さらに、第二百一十回国会における国会法の改正（平成三年法律第八十六号）により、「常会は、毎年一月中に召集するのを常例とする。」と改められた。

四 常会の召集詔書が公布されたが、衆議院の解散により常会が開かれなかつた例

常会の召集詔書が公布されたが、衆議院が解散されたため、常会が開かれなかつたことがある。その例は次のとおりである。

昭和四十四年十一月二十九日（第六十二回国会開会中）に常会の召集詔書（昭和四十四年十二月二十七日召集）が公布されたが、同年十二月二日衆議院が解散されたため常会が開かれなかつた（昭和四十四年十二月二十七日総選挙が行われ、昭和四十五年一月十四日第六十三回国会（特別会）が召集された）。

昭和四十七年十一月十一日（第七十回国会開会中）に常会の召集詔書（昭和四十七年十二月九日召集）が公布されたが、同月十三日衆議院が解散されたため常会が開かれなかつた（昭和四十七年十二月十日総選挙が行われ、同月二十二日第七十一回国会（特別会）が召集された）。

昭和五十八年十一月二十四日（第百回国会開会中）に常会の召集詔書（昭和五十八年十二月十五日召集）が公布されたが、同月二十八日衆議院が解散されたため常会が開かれなかつた（昭和五十八年十二月十八日総選挙が行われ、同月二十六日第百一回国会（特別会）が召集された）。

参照 一号

五 特別会は、総選挙の日から三十日以内に召集される

特別会は、衆議院解散後行われる衆議院議員の総選挙の日から三十日以内に召集される。従来例によれば、総選挙の日から九日乃至三十日目に召集されている。

六 衆議院議員の任期満了による総選挙後の臨時会は、その任期の始まる日から三十日以内に召集される

衆議院議員の任期満了による総選挙が行われたときは、原則としてその任期の始まる日から三十日以内に臨時会が召集される。その例は次のとおりである。

第七十九回国会（第三十四回総選挙後） 昭和五十一年十二月二十四日召集―任期開始日から十五日目

（選挙の日から二十日目）

（注）第二十八回国会における国会法の改正（昭和三十三年法律第六十五号）により、第二条の三の規定が設けられ、衆議院議員の任期満了による総選挙又は参議院議員の通常選挙が行われた後の国会の召集に関する規定が追加された。

七 参議院議員の通常選挙後の臨時会は、その任期が始まる日から三十日以内に召集される

参議院議員の通常選挙が行われたときは、原則としてその任期が始まる日から三十日以内に臨時会が召集される。その例は次のとおりである。

第三十二回国会（第五回通常選挙後） 昭和三十四年六月二十二日召集—任期開始日（選挙の日）から二十一日目

第四十一回国会（第六回通常選挙後） 昭和三十七年八月四日召集—任期開始日から二十八日目（選挙の日）から三十五日目

第四十九回国会（第七回通常選挙後） 昭和四十年七月二十二日召集—任期開始日（選挙の日）から十九日目

第五十九回国会（第八回通常選挙後） 昭和四十三年八月一日召集—任期開始日から二十五日目（選挙の日）から二十六日目

第六十六回国会（第九回通常選挙後） 昭和四十六年七月十四日召集—任期開始日から十一日目（選挙の日）から十八日目

- 第七十三回国会（第十回通常選挙後） 昭和四十九年七月二十四日召集―任期開始日から十七日目（選挙の日から十八日目）
- 第八十一回国会（第十一回通常選挙後） 昭和五十二年七月二十七日召集―任期開始日（選挙の日）から十八日目
- 第九十九回国会（第十三回通常選挙後） 昭和五十八年七月十八日召集―任期開始日から九日目（選挙の日から二十三日目）
- 第一百五回国会（第十五回通常選挙後） 平成元年八月七日召集―任期開始日（選挙の日）から十六日目
- 第二百二十四回国会（第十六回通常選挙後） 平成四年八月七日召集―任期開始日（選挙の日）から十三日目
- 第三百三十三回国会（第十七回通常選挙後） 平成七年八月四日召集―任期開始日（選挙の日）から十三日目
- 第四百四十三回国会（第十八回通常選挙後） 平成十年七月三十日召集―任期開始日から五日目（選挙の日から十九日目）
- 第五百五十二回国会（第十九回通常選挙後） 平成十三年八月七日召集―任期開始日（選挙の日）から十

目目

第六十回国会（第二十回通常選挙後） 平成十六年七月三十日召集―任期開始日から五日目（選挙の日から二十日目）

第六十七回国会（第二十一回通常選挙後） 平成十九年八月七日召集―任期開始日（選挙の日）から十日目

第七十五回国会（第二十二回通常選挙後） 平成二十二年七月三十日召集―任期開始日から五日目（選挙の日から二十日目）

第八十四回国会（第二十三回通常選挙後） 平成二十五年八月二日召集―任期開始日から五日目（選挙の日から十三日目）

第九十一回国会（第二十四回通常選挙後） 平成二十八年八月一日召集―任期開始日から七日目（選挙の日から二十三日目）

第九十九回国会（第二十五回通常選挙後） 令和元年八月一日召集―任期開始日から四日目（選挙の日から十二日目）

なお、参議院議員の通常選挙と衆議院議員の総選挙が同日に行われ、選挙後の国会が特別会として召集されたことがある。その例は次のとおりである。

第九十二回国会（第十二回通常選挙後及び第三十六回総選挙後） 昭和五十五年七月十七日召集―任期開

始日から十日目（選挙の日から二十六日目）

第百六回国会（第十四回通常選挙後及び第三十八回総選挙後） 昭和六十一年七月二十二日召集―任期開

始日から十五日目（選挙の日から十七日目）

（注）第二十八回国会における国会法の改正（昭和三十三年法律第六十五号）により、第一条の三の規定が設けられ、衆議院議員の任期満了による総選挙又は参議院議員の通常選挙が行われた後の国会の召集に関する規定が追加された。

憲 第五三条 国 第三條

八 議員の要求に基づき臨時会が召集された例

参議院又は衆議院の総議員の四分の一以上の議員から議長を経由して内閣に臨時会の召集を要求したときは、内閣は、その召集を決定することを要する。

議員の要求に基づき内閣が召集を決定した臨時会は、次のとおりである。

(一) 参議院議員及び衆議院議員の双方の要求に基づくもの（二十五回）

第六回国会、第九回国会、第十回国会、第二十回国会、第二十五回国会、第二十七回国会、第三

十回国会、第三十三回国会、第三十六回国会、第三十九回国会、第四十二回国会、第四十四回国会、第四十七回国会、第五十三回国会、第五十七回国会、第六十回国会、第六十二回国会、第六十四回国会、第七十回国会、第七十四回国会、第三百三十四回国会、第三百三十七回国会、第四百十九回国会、第四百七十三回国会、第四百九十四回国会

(二) 参議院議員のみの要求に基づくもの（二回）
第四百五回国会、第四百八十五回国会

(三) 衆議院議員のみの要求に基づくもの（九回）
第三回国会、第十七回国会、第十八回国会、第二十三回国会、第八十三回国会、第一百五十三回国会、第一百六十一回国会、第二百二回国会、第二百五回国会

なお、参議院議員及び衆議院議員の双方からの臨時会召集要求に対して、内閣が常会の召集を決定したことがある。その例は、第五百十九回国会（要求の五十三日後に召集）、第六百六十四回国会（要求の八十日後に召集）及び第九百九十回国会（要求の七十五日後に召集）である。

九 臨時会召集要求の手續に関する例

議員が臨時会の召集要求をするには、召集要求の理由を記し、議院の総議員の四分の一以上の議員が連名（代表者は記名押印）で提出するのを例とする。

臨時会召集要求書が提出されたときは、議長は、即日、これを内閣に送付する。なお、事務総長は、その旨を衆議院事務総長に通知する。

臨時会召集の要求に基づき内閣が臨時会の召集を決定したときは、即日、内閣から議長及び要求した議員の代表者にその旨の通知があるのを例とする。なお、臨時会の召集要求に対して、内閣が常会の召集を決定した場合も同様である。

第二節 議席

一〇 議席は、召集日に指定するのを例とする

議員の議席は、召集日の議院の会議の始めに議長が指定するのを例とする。ただし、召集日に議長が

ない場合は、新たに当選した議長がこれを行うため、議席の指定が召集日の翌日(第十六回国会、第三十二回国会及び第八十一回国会)又は翌々日(第五十九回国会)に行われたことがある。

参照 二二七号、三九一号

一一 議席は、議員の所属会派別により指定する

議員の議席を定める場合、議長は、あらかじめ議院運営委員会理事会に諮って会派別に区分し、各会派の申出に基づき召集日の前日に議員の仮議席を定め、召集日に仮議席のとおり指定するのを例とする。会派に属しない議員の議席については、原則としてその全部を一区画内にまとめ、個々の議員の議席は、議長が議員在職年数、年齢等を考慮の上、定めるのを例とする。

(注) 第一回国会の当初の議席は、会派別に区分することなく年長順に定めた。

参照 一一四号

一二 会期中に当選した議員の議席は、議長がその都度指定する

会期中に補欠選挙等により当選した議員の議席については、議長は、その都度会派の申出に基づきこれを指定する。

なお、召集日に当選通知書を受領した議員の議席指定につき、次のような例がある。

第九十八回国会 昭和五十七年十二月二十八日（召集日）に当選通知書を受領した沖外夫君の議席については、同日会議前に仮議席を定めた上、議院の会議で他の議員と一括して議席指定を行った。

参照 一〇二号

一三 議席の変更は、各会派の申出に基づき議長において決定する

議席の変更は、各会派の申出に基づき議長においてこれを決定する。また、会派の異動等により会派別の区分を変更する必要があるときは、議長は、議院運営委員会理事會に諮って決定するのを例とする。

る。

参照 一一四号、三九一号

規 第二五条

一四 議席を指定し又は変更したときは、参議院公報によりこれを議員に通知する

議長が議員の議席を指定し又は変更したときは、これを参議院公報に掲載し、各議員に通知する。
仮議席を定めたときも、同様とする。

参照 五〇六号

規 第一四条

一五 議席には、号数及び氏名標を付し、表決に用いる木札及び選挙投票用紙を備え、押しボタン式投票機を設置する

議席には、号数及び氏名標（黒漆塗り角柱の四方に白字で議員氏名を書いたもの）を付し、表決に用いる白色及び青色の木札（無名投票の際にはこの白色の木札を名刺として用いる）を備えるほか、必要に応じ選挙

第二章 召集及び議席 第二節 議席 (一一一―一五)

一五

投票用紙を備える。また、押しボタン式投票に用いる投票機を設置し、賛成ボタン、反対ボタン、取消しボタン及び確認ランプを付する。

なお、会議に出席した議員は、氏名標を立てる。これにより投票機の出席確認ランプが点灯し、投票装置の記録に基づき出席議員の氏名が会議録に掲載される。

(注) 第一回国会昭和二十二年九月十五日の各派交渉会において、同日以後、会議に出席した議員は氏名標を立てることとし、これにより出席議員の氏名を会議録に掲載する旨の決定があった。第百四十二回国会平成十年一月十二日(召集日)からは、氏名標を立てることにより自動的に議員の出席が記録される投票装置を使用している。なお、出席議員の氏名の会議録掲載は、既に昭和二十二年六月二十八日の会議から行われていたが、当初は、控室の文書函にあらかじめ配付した出席票を、議員が議場に出席の際、議場内後方備付けの箱に投入する方法によっていた。

第二十一回国会令和二年四月九日の議院運営委員会理事会において、新型コロナウイルス感染症対策として、議場内の中央部分の二百五十五席にのみ号数を付してきた従来の議席配置を変更し、議員が間隔を空けて着席できるようにするため、四百六十席全てに号数を付した上で、議員定数分の議席を間隔を空けて配置して会派別に区分する旨の決定があり、同日議長は、各会派の申出に基づき議席を変更した。この議席配置においては、氏名標及び押しボタン式投票機が設置されていない議席があるため、同月十日の会議以降、出席議

員の記録は氏名標に代えて各議席に付された氏名札を裏返すことによつて行い、議案等の採決は原則として起立採決で行うこととなった。

第二百二回国会令和二年九月十六日（召集日）の会議以降、議長は、同様に間隔を空けて配置した議席を会派別に区分して指定している。また、押しボタン式投票機が設置されていない議席にも氏名標を付し、出席議員の記録は氏名標を立てることによつて行うこととなった。

参照 三三二九号

一六 車椅子を使用する議員が登壇するためのスロープに関する

例

第九十一回国会昭和五十五年一月二十九日の議院運営委員会理事会において、車椅子を使用する議員が登壇する際、議場内演壇に向かつて右端の大臣席に至る通路の階段にスロープを設置し、これを経て大臣席後方を通り演壇に至ることとする旨の決定があつた。

第二百回国会令和元年十二月三日の議院運営委員会理事会において、本院施設における更なるバリアフリー化整備について決定があつたことを受け、車椅子を使用する議員が登壇するため、議場に議員

席から演壇までのスロープが設置されることとなり、第二百四回国会令和三年一月十八日（召集日）から使用が開始された。スロープは、車椅子を使用する議員が登壇する際に使用するが、他の議員も使用することができる。

（注）第二百三回国会閉会後令和三年一月十三日の議院運営委員会理事会において、スロープの使用について次の旨の決定があった。

議場に設置されるスロープの使用について

1 スロープは、車椅子を使用する議員が発言のために登壇する際に使用することとする。ただし、他の議員も使用することができる。

2 車椅子を使用する議員の記名投票、役員等の選挙、内閣総理大臣の指名における投票については、参事に委託し、又はスロープを使用して行うこととする。

スロープを使用する場合には、原則として、最後に登壇することとし、任意の方向から登降壇できることとする。

3 車椅子を使用する議員以外の議員がスロープを使用して投票する場合には、議長席に向かって右方から演壇に登って投票し、議長席に向かって左方から降りて席に復することとする。

4 上記により難い事態が生じた場合は、議院運営委員会理事会又は議場内における理事の協議により対

処するものとする。

参照 四九号、五一号、九〇号、九一号、一一六号、三四三号、三四四号

第二章 召集及び議席 第二節 議席 (一六)

一九

第三章 会期、会期の延長及び休会

一七 常会の会期中に議員の任期が満限に達したときは、その満限の日をもつて会期は終了する

常会の会期は、百五十日間であるが、会期中に議員の任期が満限に達したときは、その満限の日をもつて会期を終了する。その例は次のとおりである。

第三十一回国会は、昭和三十三年十二月十日に召集されたが、昭和三十四年五月二日に参議院議員の半数の任期が満限に達したため、同日（召集日から百四十四日目）をもつて会期を終了した。

（注）常会については、国会法制定当初、「その会期中に議員の任期が満限に達しないようにこれを召集しなければならぬ。」と規定されていたが、第二十一回国会における国会法の改正（昭和三十年法律第三号）により、「会期中に議員の任期が満限に達する場合には、その満限の日をもつて、会期は終了するものとする。」と改められた。

参照 二二号

一八 臨時会及び特別会の会期決定の手續に関する例

臨時会及び特別会の会期は、議長があらかじめ各常任委員長から立法計画について意見を聴取し、衆議院議長と協議した後、議院がこれを議決する定めである。

この場合、衆議院議長から会期について協議の申出があつたときは、議長は、議院運営委員会理事會にこれを報告するとともに、常任委員長懇談會を開き、各常任委員長から意見を聴取する。次いで、議院運営委員会にこれを諮り、衆議院議長に回答した後、議院の會議において議決するのを例とする。ただし、第三回国會（臨時）及び第二十二回国會（特別）の會期は、召集日に常任委員長が全部欠けていたため（国会法の改正により全常任委員会が改組された）、議長は、各會派の代表者の意見を聴取し、衆議院議長と協議した後、議院に諮りこれを議決した。

なお、通常選挙後初めて召集される国会の會期の決定に当たつては、常任委員長懇談會は開かないのを例とする。また、議長が常任委員長懇談會を開く場合、特別委員会又は調査會が設置されているときは、特別委員長又は調査會長にも出席を求め意見を聴取するのを例とするほか、憲法審査會會長にも出席を求め意見を聴取するのを例とする。

（注）第一回国會の會期は、国会法附則第五項の規定に基づき、暫定衆議院規則に定める手續によりこれを議決し

た。

参照 三二一号

一九 臨時会及び特別会の会期は、召集日に議決するのを例とする

臨時会及び特別会の会期は、召集日の議院の会議において、これを議決するのを例とする。ただし、召集日の翌日又は翌々日に議決したことがある。その例は次のとおりである。

第一回国会（特別） 召集日の翌々日議決（衆議院も同日議決）

第十六回国会（特別） 召集日の翌日議決（衆議院は召集日議決）

第二十九回国会（特別） 召集日の翌日議決（衆議院は召集日議決）

第三十二回国会（臨時） 召集日の翌日議決（衆議院は召集日議決）

第四十一回国会（臨時） 召集日の翌々日議決（衆議院は召集日議決）

第五十回国会（臨時） 召集日の翌日議決（衆議院は召集日議決）

第五十九回国会（臨時） 召集日の翌々日議決（衆議院は召集日議決）

第三章 会期、会期の延長及び休会（一八、一九）

第二百二十七回国会（特別） 召集日の翌日議決（衆議院も同日議決）

参照 二三号、二二七号

国 第一三条

二〇 会期について、両議院の議決が一致しなかった例

会期について、両議院の議決が一致しなかったときは、衆議院の議決したところによる。両議院の議決が一致しなかった例は、次のとおりである。

第二百二十五回国会（臨時） 平成四年十月三十日本院は会期を五十日間と議決したが、同日衆議院は会期を四十日間と議決した。

参照 二七号

国 第一三条

二一 会期について、衆議院が議決し、本院が議決しなかった例

臨時会及び特別会の会期について、衆議院が議決し、本院が議決しなかったときは、衆議院の議決したところによる。衆議院が議決し、本院が議決しなかった例は、次のとおりである。

- 第七十三回国会（臨時） 八日間（昭和四十九年七月二十四日衆議院議決）
- 第七十六回国会（臨時） 七十五日間（昭和五十年九月十一日衆議院議決）
- 第七十八回国会（臨時） 五十日間（昭和五十一年九月十六日衆議院議決）
- 第八十一回国会（臨時） 八日間（昭和五十二年七月二十七日衆議院議決）
- 第八十二回国会（臨時） 四十日間（昭和五十二年九月二十九日衆議院議決）
- 第八十八回国会（臨時） 三十日間（昭和五十四年八月三十日衆議院議決）
- 第九十九回国会（臨時） 六日間（昭和五十八年七月十八日衆議院議決）
- 第一百五回国会（臨時） 六日間（平成元年八月七日衆議院議決）
- 第一百七十回国会（臨時） 六十八日間（平成二十年九月二十四日衆議院議決）
- 第一百七十五回国会（臨時） 八日間（平成二十二年七月三十日衆議院議決）
- 第一百七十八回国会（臨時） 四日間（平成二十三年九月十三日衆議院議決）
- 第一百八十一回国会（臨時） 三十三日間（平成二十四年十月二十九日衆議院議決）

参照 二八号、二五四号

二二 会期について、本院及び衆議院が議決するに至らなかつた

例

第百五回国会（臨時） 昭和六十一年六月二日召集、同日衆議院が解散されたため、会期について本院及び衆議院は議決するに至らなかつた。

第百三十七回国会（臨時） 平成八年九月二十七日召集、同日衆議院が解散されたため、会期について本院及び衆議院は議決するに至らなかつた。

第百九十四回国会（臨時） 平成二十九年九月二十八日召集、同日衆議院が解散されたため、会期について本院及び衆議院は議決するに至らなかつた。

二三 会期の延長は、会期終了の当日又はその前日若しくは前々

日に議決するのを例とする

会期の延長は、会期を定める場合と同様の手続を経た後、会期終了の当日（三十四回）又はその前日（十四回）若しくは前々日（五回）にこれを議決するのを例とする。ただし、会期延長の議決を会期終

了日の三日前（第三十三回国会）、四日前（第九十一回国会）及び五日前（第四十三回国会）に行つたことがある。

参照 一八号、一九号、二八号、三二号

二四 会期及び会期の延長は、日数をもつて議決する

臨時会及び特別会の会期並びに国会の会期の延長は、日数をもつてこれを議決する。

二五 会期延長の回数、常会にあつては一回、特別会及び臨時会にあつては二回までとする

会期延長の回数については、当初これを制限する規定がなかったが、第二十八回国会における国会法の改正（昭和三十三年法律第六十五号）により、常会にあつては一回、特別会及び臨時会にあつては二回を超えてはならないと定められた。

なお、会期延長の日数については、これを制限する規定はない。

二六 議員の半数の任期満了日まで会期が延長された例

通常選挙前の国会において、本院議員の半数の任期満了日まで会期が延長されたことがある。その例は次のとおりである。

第二十四回国会（第四回通常選挙前） 昭和三十一年五月十二日衆議院は十七日間の会期の延長を議決、同月十六日本院は十七日間の会期の延長を議決、本院議員の半数の任期満了日である六月三日まで会期は延長された。

第四十八回国会（第七回通常選挙前） 昭和四十年五月十九日衆議院は十三日間の会期の延長を議決（本院は会期の延長について議決しなかった）、本院議員の半数の任期満了日である六月一日まで会期は延長された。

二七 会期の延長について、両議院の議決が一致しなかった例

会期の延長について、両議院の議決が一致しなかったときは、衆議院の議決したところによる。両議院の議決が一致しなかった例は、次のとおりである。

第十三回国会 昭和二十七年六月三十日本院は十日間の会期の延長を議決したが、これに先立ち同月二十八日衆議院は三十日間の会期の延長を議決した。

第十五回国会 昭和二十七年十二月二十二日本院は二日間の会期の延長を議決したが、同日衆議院は九十九日間の会期の延長を議決した。

参照 二〇号

二八 会期の延長について、衆議院が議決し、本院が議決しなかつた例

会期の延長について、衆議院が議決し、本院が議決しなかつたときは、衆議院の議決したところによる。衆議院が議決し、本院が議決しなかつた例は、次のとおりである。

第十三回国会（第三次延長） 十日間延長（昭和二十七年六月二十日衆議院議決）

同（第五次延長） 一日間延長（昭和二十七年七月三十日衆議院議決）

第十六回国会（第二次延長） 三日間延長（昭和二十八年八月七日衆議院議決）

第十九回国会（第四次延長） 二日間延長（昭和二十九年六月三日衆議院議決）

- 第十九回国会（第五次延長）
十日間延長（昭和二十九年六月五日衆議院議決）
- 第二十五回国会
七日間延長（昭和三十一年十二月六日衆議院議決）
- 第二十六回国会
一日間延長（昭和三十二年五月十八日衆議院議決）
- 第三十回国会
三十日間延長（昭和三十三年十一月四日衆議院議決）
- 第四十八回国会
十三日間延長（昭和四十年五月十九日衆議院議決）
- 第五十六回国会
八日間延長（昭和四十二年八月十日衆議院議決）
- 第六十八回国会
二十一日間延長（昭和四十七年五月二十六日衆議院議決）
- 第七十一回国会（第一次延長）
六十五日間延長（昭和四十八年五月十九日衆議院議決）
- 同（第二次延長）
六十五日間延長（昭和四十八年七月二十四日衆議院議決）
- 第七十二回国会
三十五日間延長（昭和四十九年四月二十六日衆議院議決）
- 第七十五回国会
四十日間延長（昭和五十年五月二十四日衆議院議決）
- 第七十六回国会（第一次延長）
二十六日間延長（昭和五十年十一月二十二日衆議院議決）
- 同（第二次延長）
五日間延長（昭和五十年十二月二十日衆議院議決）
- 第八十回国会
十二日間延長（昭和五十二年五月二十八日衆議院議決）
- 第八十二回国会
十八日間延長（昭和五十二年十一月七日衆議院議決）

- 第八十四回国会 三十日間延長（昭和五十三年五月十七日衆議院議決）
- 第八十七回国会 二十五日間延長（昭和五十四年五月十九日衆議院議決）
- 第九十六回国会 九十四日間延長（昭和五十七年五月十九日衆議院議決）
- 第百回国会 十二日間延長（昭和五十八年十一月十六日衆議院議決）
- 第百一回国会 七十七日間延長（昭和五十九年五月二十三日衆議院議決）
- 第百二回国会 五十七日間延長（昭和六十年四月二十六日衆議院議決）
- 第百三回国会 七日間延長（昭和六十年十二月十三日衆議院議決）
- 第百七回国会 二十一日間延長（昭和六十一年十一月二十八日衆議院議決）
- 第百九回国会 十一日間延長（昭和六十二年九月八日衆議院議決）
- 第百十三回国会（第一次延長） 五十九日間延長（昭和六十三年九月二十六日衆議院議決）
- 同（第二次延長） 三十四日間延長（昭和六十三年十一月二十四日衆議院議決）
- 第百十四回国会 二十五日間延長（平成元年五月二十八日衆議院議決）
- 第百二十二回国会 十一日間延長（平成三年十二月十日衆議院議決）
- 第百二十五回国会 二日間延長（平成四年十二月八日衆議院議決）
- 第百二十八回国会 四十五日間延長（平成五年十二月十五日衆議院議決）

- 第四百四十五回国会 五十七日間延長（平成十一年六月十七日衆議院議決）
- 第四百五十四回国会 四十二日間延長（平成十四年六月十九日衆議院議決）
- 第四百五十六回国会 四十日間延長（平成十五年六月十七日衆議院議決）
- 第四百六十二回国会 五十五日間延長（平成十七年六月十七日衆議院議決）
- 第四百六十五回国会 四日間延長（平成十八年十二月十五日衆議院議決）
- 第四百六十六回国会 十二日間延長（平成十九年六月二十二日衆議院議決）
- 第四百六十八回国会（第一次延長） 三十五日間延長（平成十九年十一月九日衆議院議決）
- 同（第二次延長） 三十一日間延長（平成十九年十二月十四日衆議院議決）
- 第四百六十九回国会 六日間延長（平成二十年六月十三日衆議院議決）
- 第四百七十回国会 二十五日間延長（平成二十年十一月二十八日衆議院議決）
- 第四百七十一回国会 五十五日間延長（平成二十一年六月二日衆議院議決）
- 第四百七十三回国会 四日間延長（平成二十一年十一月三十日衆議院議決）
- 第四百七十七回国会 七十日間延長（平成二十三年六月二十二日衆議院議決）
- 第四百七十八回国会 十四日間延長（平成二十三年九月十六日衆議院議決）
- 第四百八十回国会 七十九日間延長（平成二十四年六月二十一日衆議院議決）

第百八十五回国会

二日間延長（平成二十五年十二月六日衆議院議決）

第百八十九回国会

九十五日間延長（平成二十七年六月二十二日衆議院議決）

第百九十二回国会（第一次延長）

十四日間延長（平成二十八年十一月二十九日衆議院議決）

同（第二次延長）

三日間延長（平成二十八年十二月十四日衆議院議決）

第百九十六回国会

三十二日間延長（平成三十年六月二十日衆議院議決）

参照 二一―号

二九 国会の休会を行った例

国会の休会は、会期を定める場合と同様の手続を経た後、両議院一致の議決によりこれを行う。その例は次のとおりである。

第一回国会 昭和二十二年六月三日の会議において、新内閣の諸準備を待つため、同月四日から同

月二十二日まで十九日間の国会の休会を議決した（衆議院も同日議決）。

同 昭和二十二年八月三十日の会議において、内閣の議案提出の準備を待つため、同年九

月一日から同月十四日まで十四日間の国会の休会を議決した（衆議院も同日議決）。

第二回国会 昭和二十二年十二月十一日の会議において、年末年始のため、同月十二日から翌年一月二十日まで四十日間の国会の休会を議決した（衆議院も同日議決）。

第三回国会 昭和二十三年十月二十三日の会議において、新内閣の諸準備を待つため、同月二十四日から同年十一月七日まで十五日間の国会の休会を議決した（衆議院も同日議決）。

なお、年末年始、内閣総理大臣指名後の内閣の諸準備を待つため等の理由により、休会の議決をすることなく相当期間議院の会議を開かないことがある（これを自然休会という）。

（注）本院では議院の休会を行った例はない。

参照 一八号、三一号、一六九号、三八四号、四〇七号、四〇九号

（国）
（第）
（四）
（条）
（第）
（五）
（条）

三〇 国会の休会の日数は、会期に算入する

国会の休会の日数は、会期に算入する。

三一 会期、会期の延長又は休会を議決したときは、即日その旨を衆議院及び内閣に通知する

臨時会及び特別会の会期を議決したとき、会期の延長を議決したとき、又は国会の休会を議決したときは、即日その旨を議長から衆議院議長及び内閣総理大臣に通知する。

三二 衆議院が解散されたときは、内閣からその旨の通知がある

衆議院が解散されたときは、本院は同時に閉会となるため、衆議院解散の詔書が発せられ衆議院に伝達されたときは、内閣総理大臣から本院議長に詔書の写しを添えてその旨の通知がある。本院の会議中でないときにこの通知を受けた場合は、議長は、各会派にその旨を通知するのを例とする。

(注) 衆議院解散の通知を本院の会議中に受けたことはない。

第四章 開会式

三三 開会式の期日に関する例

国会の開会式は、会期の始めに行い、その日時は、議長が衆議院議長と協議してこれを定める。

(一) 常会の開会式

第二百一十回国会における国会法改正後、常会の開会式は、召集日を行うのを例とする。ただし、次の例がある。

第二百二十九回国会 平成六年二月八日（召集日後八日目）

第百六十六回国会 平成十九年一月二十六日（召集日の翌日）

なお、第二百一十回国会における国会法改正後の常会の開会式三十一回のうち、内閣総理大臣の施政方針に関する演説の日に行った例は二十一回、演説の日より前に行った例は十回である。

(二) 臨時会の開会式

臨時会の開会式は、召集日又は召集日後速やかに行うのを例とする。その例は次のとおりである。

召集日 五十五回

第四章 開会式 (三三)

| | |
|-----------|-----|
| 召集日後一日目 | 二十回 |
| 召集日後二日目 | 七回 |
| 召集日後三日目 | 八回 |
| 召集日後四日目 | 五回 |
| 召集日後五日目 | 四回 |
| 召集日後六日目 | 一回 |
| 召集日後七日目 | 二回 |
| 召集日後八日目 | 二回 |
| 召集日後十日目 | 一回 |
| 召集日後十一日目 | 一回 |
| 召集日後二十八日目 | 一回 |

なお、臨時会の開会式百七回のうち、内閣総理大臣の所信（施政方針）に関する演説の日に行つた例は五十七回、演説の日より前に行つた例は二十六回である（二十四回は演説なし）。

(三) 特別会の開会式

特別会の開会式は、新内閣成立の後、行うのを例とする。

なお、特別会の開会式二十六回のうち、内閣総理大臣の施政方針又は所信に関する演説の日に行つた例は十回、演説の日より前に行つた例は六回である（十回は演説なし）。

（注）国会法第二条は、制定当初、「常会は、毎年十二月上旬にこれを召集する。但し、その会期中に議員の任期が満限に達しないようにこれを召集しなければならない。」となつており、第二十一回国会における国会法の改正（昭和三十年法律第三号）により、「常会は、毎年十二月中に召集するのを常例とする。」と改められ、開会式は、召集後、年末年始の自然休会明けの一月下旬に行う例であつたが、第百二十一回国会における国会法の改正（平成三年法律第八十六号）により、「常会は、毎年一月中に召集するのを常例とする。」と改められた。

参照 三六五号、三九一号、五〇六号

三四 開会式の時刻に関する例

開会式は、午前十一時又は午後一時（開会式が召集日に行われるとき）に行う例が多い。ただし、他の時刻に行つたことがある。その例は次のとおりである。

午前十時三十分 第百八十八回国会（特別） 平成二十六年十二月二十六日

正午

第五十三回国会（臨時）

昭和四十一年十二月三日

第一百十回国会

平成二十四年一月二十四日（召集日）

午後二時

第十七回国会（臨時）

昭和二十八年十月二十九日（召集日）

第十八回国会（臨時）

昭和二十八年十一月三十日（召集日）

第二十回国会（臨時）

昭和二十九年十一月三十日（召集日）

第二十七回国会（臨時）

昭和三十二年十一月一日（召集日）

第五十六回国会（臨時）

昭和四十二年七月二十七日（召集日）

第八十二回国会（臨時）

昭和五十二年九月二十九日（召集日）

第八十五回国会（臨時）

昭和五十三年九月十八日（召集日）

第一百三回国会（臨時）

昭和六十年十月十四日（召集日）

第二百二十七回国会（特別）

平成五年八月十二日

第二百二十八回国会（臨時）

平成五年九月二十一日

第一百六十回国会（臨時）

平成十六年七月三十日（召集日）

第一百七十二回国会（特別）

平成二十一年九月十八日

午後二時三十分

第四十四回国会（臨時）

昭和三十八年十月十七日

午後三時

第十一回国会（臨時）

昭和二十六年八月十六日（召集日）

第七回国会（臨時）

昭和六十一年九月十一日（召集日）

第九回国会（臨時）

昭和六十二年七月六日（召集日）

第十三回国会（臨時）

昭和六十三年七月十九日（召集日）

第十九回国会（臨時）

平成二年十月十二日（召集日）

第三十三回国会（臨時）

平成七年八月四日（召集日）

第五十回国会（臨時）

平成十二年九月二十一日（召集日）

第六十七回国会（臨時）

平成十九年八月七日（召集日）

第七十五回国会（臨時）

平成二十二年七月三十日（召集日）

第八十四回国会（臨時）

平成二十五年八月二日（召集日）

第九十一回国会（臨時）

平成二十八年八月一日（召集日）

第九十九回国会（臨時）

令和元年八月一日（召集日）

参照 三九一号、五〇六号

三五 開会式を行うに至らなかつた例

国会召集後間もなく衆議院が解散されたため、開会式を行うに至らなかつたことがある。その例は次のとおりである。

第十四回国会（昭和二十七年八月二十六日召集、同月二十八日衆議院解散）

第五十四回国会（昭和四十一年十二月二十七日召集、同日衆議院解散）

第一百五回国会（昭和六十一年六月二日召集、同日衆議院解散）

第三百三十七回国会（平成八年九月二十七日召集、同日衆議院解散）

第三百九十四回国会（平成二十九年九月二十八日召集、同日衆議院解散）

三六 開会式は、参議院議場において行う

開会式は、参議院議場においてこれを行う。

三七 開会式には、両議院の議長、副議長、常任委員長、特別委員長、参議院の調査会長、両議院の憲法審査会会長、情報監視審査会会長、政治倫理審査会会長及び議員のほか、内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣及び会計検査院長が参列する

開会式には、両議院の議長、副議長、常任委員長、特別委員長、参議院の調査会長、両議院の憲法審査会会長、情報監視審査会会長、政治倫理審査会会長及び議員が参列するほか、内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣及び会計検査院長に参列方の案内状を発し、参列するのを例とする。なお、皇族にも参列方の案内状を発しており、第一回国会において、高松宮宣仁親王殿下及び竹田宮恒徳王殿下が参列されたことがある。

(注) 第二百二回国会乃至第二百八回国会の開会式における参列者は、新型コロナウイルス感染症対策のため、両議院の議長、副議長、常任委員長、特別委員長、参議院の調査会長、両議院の憲法審査会会長、情報監視審査会会長、政治倫理審査会会長及び議員のほか、内閣総理大臣、最高裁判所長官及び国務大臣とした。また、

参列する議員は、事前に届出のあつた衆議院の各理事會派代表四名及びその他會派代表二名並びに参議院の各院内交渉會派（所屬議員十人以上の會派）代表四名及びその他會派代表一名とした。

三八 開会式には、衆議院議長が式辞を述べる

開会式には、衆議院議長が両議院を代表して式辞を述べる。

三九 開会式には、天皇陛下御臨席の上、おことばを賜る

開会式には、天皇陛下御臨席の上、陛下から両議院の議員におことばを賜り、おことば書は、衆議院議長がこれをお受けする。

なお、第一百回国會乃至第一百三回国會の開会式には、天皇陛下の御名代皇太子明仁親王殿下御臨席の上、陛下のおことばを殿下から賜った。また、第一百五十六回国會の開会式には、天皇陛下の御名代皇太子德仁親王殿下御臨席の上、陛下のおことばを殿下から賜った。

四〇 天皇陛下の御送迎に関する例

天皇陛下が開会式においでの際は、衆議院議長は車寄せ、参議院議長、両議院の副議長及び事務総長は車寄せ内、両議院の常任委員長、特別委員長、参議院の調査会長、両議院の憲法審査会会長、情報監視審査会会長及び政治倫理審査会会長は中央広間の所定の位置、両議院の議員は正門内広場の所定の位置において、また、両議院の法制局長、事務局職員及び法制局職員は正門内の所定の位置においてお出迎えをする。お帰りの際は、参議院議長は車寄せ、衆議院議長は車寄せ内において、その他の者はお出迎えのときと同じ場所においてお見送りをする。

なお、第百十回国会乃至第百十三回国会の開会式に天皇陛下の御名代皇太子明仁親王殿下がおいでの際、第百五十六回国会の開会式に天皇陛下の御名代皇太子徳仁親王殿下がおいでの際も、同様に御送迎を行った。

(注) 第二百二回国会乃至第二百八回国会の開会式における中央広間での御送迎は、新型コロナウイルス感染症対策として適切な身体距離を確保するため参列する人数を制限し、両議院でこれを分担した。すなわち、第二百二回国会、第二百三回国会、第二百五回国会、第二百六回国会及び第二百七回国会の開会式においては、お出迎えを衆議院の常任委員長等が行い、お見送りを参議院の常任委員長等が行った。また、第二百四回国

会及び第二八八回国会の開会式においては、お出迎えを参議院の常任委員長等が行い、お見送りを衆議院の常任委員長等が行った。

四一 開会式の前に、両議院の議長及び副議長は、御休所において天皇陛下にお目にかかる

開会式の前に、両議院の議長及び副議長は、御休所において天皇陛下にお目にかかるのを例とする。なお、第一百十回国会乃至第一百三回国会の開会式に天皇陛下の御名代皇太子明仁親王殿下がおいでの際、第一百五十六回国会の開会式に天皇陛下の御名代皇太子徳仁親王殿下がおいでの際も、両議院の議長及び副議長は、御休所において殿下にお目にかかった。

四二 開会式における天皇陛下の御先導に関する例

天皇陛下が開会式においでの際の御先導は、車寄せから御休所まで及び御休所から式場まで衆議院議長がこれを行い、お帰りの際は、式場から御休所まで及び御休所から車寄せまで参議院議長がこれを

行うのを例とする。第百十回国会乃至第百十三回国会の開会式に天皇陛下の御名代皇太子明仁親王殿下がおいでの際、第百五十六回国会の開会式に天皇陛下の御名代皇太子徳仁親王殿下がおいでの際も、同様に御先導を行った。

なお、衆議院議長が歩行困難のため、第三十五回国会の開会式の際は参議院議長が、第百七十五回国会及び第百七十六回国会の開会式の際は衆議院副議長が御先導を行った（いずれも、衆議院議長は開会式を主宰した）。また、参議院議長が参列できなかったため、第三十九回国会、第四十回国会及び第百七十九回国会の開会式の際は、参議院副議長が議長に代わり御先導を行った。

四三 開会式式場においては、正面に向かって右側を本院議員、 左側を衆議院議員の席とする

開会式式場における各参列者の席は、正面に向かって右側を本院議員、左側を衆議院議員の席とするほか、次の式場図のとおりである。

四四 開会式に参列する者の服装に関する例

開会式に参列する者の服装は、男子はモーニングコート、女子はアフタヌーンドレス又は白襟紋付を建前とするが、平服でも差し支えない。

四五 各議院においてつえ等の使用を届け出た者又は許可された者は、開会式式場においても、これを使用することができる

各議院において歩行補助のためつえ等の使用を届け出た者又は許可された者は、開会式式場においても、これを使用することができる。

参照 四五六号

四六 開会式には、認証官、地方公共団体代表者に案内状を送付するほか、外交官、公務員、新聞通信放送社員、ニュース映画社員及び一般の者の参観を許可する

開会式には、認証官のうち検事総長、人事院総裁及び公正取引委員会委員長並びに地方公共団体代表者（全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会、全国知事会、全国市長会、全国町村会の各会長）に案内状を送付する。また、外交官、公務員（政府職員、最高裁判所職員、会計検査院職員、国会職員、国会議員秘書、新聞通信放送社員、ニュース映画社員及び一般の者の参観を許可する。

なお、公務員には参観証を割り当てて交付し、一般の者には当日先着順に参観証を交付する。

（注）第二百二回国会乃至第二百八回国会の開会式は、新型コロナウイルス感染症対策のため、参観は全て認めないこととした。

参照 四七〇号

第十六回国会（第三回通常選挙後） 昭和二十八年五月十八日（召集日）の会議において、事務総長

近藤英明君が議長席に着き、開会後直ちに休憩、再開後議長選挙の投票中午後十二時となった。

同月十九日の会議においても、事務総長近藤英明君が議長席に着き、欠員中の議長の選挙を行い、河井彌八君が当選した。休憩再開後も事務総長近藤英明君が議長席に着き、欠員中の副議長の選挙を行い、重宗雄三君が当選した。

第九十九回国会（第十三回通常選挙後） 昭和五十八年七月十八日（召集日）の会議において、事務総長指宿清秀君が議長席に着き、正副議長の選挙を行い、議長に木村睦男君、副議長に阿具根登君が当選した。

第二百二十四回国会（第十六回通常選挙後） 平成四年八月七日（召集日）の会議において、事務総長戸張正雄君が議長席に着き、正副議長の選挙を行い、議長に原文兵衛君、副議長に赤桐操君が当選した。

第四百四十三回国会（第十八回通常選挙後） 平成十年七月三十日（召集日）の会議において、事務総長黒澤隆雄君が議長席に着き、正副議長の選挙を行い、議長に斎藤十朗君、副議長に菅野久光君が当選した。

第六百六十七回国会（第二十一回通常選挙後） 平成十九年八月七日（召集日）の会議において、事務

総長川村良典君が議長席に着き、正副議長の選挙を行い、議長に江田五月君、副議長に山東昭子君が当選した。

第百九十一回国会（第二十四回通常選挙後） 平成二十八年八月一日（召集日）の会議において、事務総長中村剛君が議長席に着き、正副議長の選挙を行い、議長に伊達忠一君、副議長に郡司彰君が当選した。

(二) 通常選挙後初めて召集された国会の召集日に議長がない場合
まず、議長の選挙を行い、次いで副議長の辞任を許可した後、その選挙を行う。その例は次のとおりである。

第三十二回国会（第五回通常選挙後） 昭和三十四年六月二十二日（召集日）の会議において、副議長長平太郎君が議長席に着き、開会后直ちに休憩、その後会議を開くに至らなかった。同月二十三日の会議においても、副議長長平太郎君が議長席に着き、正副議長の党籍離脱に関する決議案を否決した後、欠員中の議長の選挙を行い、松野鶴平君が当選した。次いで、新たに当選した議長松野鶴平君が議長席に着き、議席を指定した後、副議長長平太郎君は議長に辞任願を提出し、議院はこれを許可した。引き続き副議長の選挙を行い、平井太郎君が当選した。

第五十九回国会（第八回通常選挙後） 昭和四十二年八月一日（召集日）の会議において、副議長河

野謙三君が議長席に着き、開会后直ちに休憩、その後会議を開くに至らなかつた。同月二日の会議においても、副議長河野謙三君が議長席に着き、開会后直ちに延会。同月三日の会議においても、副議長河野謙三君が議長席に着き、欠員中の議長の選挙を行い、重宗雄三君が当選した。次いで、新たに当選した議長重宗雄三君が議長席に着き、議席を指定した後、副議長河野謙三君は議長に辞任願を提出し、議院はこれを許可した。引き続き副議長の選挙を行い、安井謙君が当選した。

第八十一回国会（第十一回通常選挙後） 昭和五十二年七月二十七日（召集日）の会議において、副議長前田佳都男君が議長席に着き、開会后直ちに休憩、その後会議を開くに至らなかつた。同月二十八日の会議においても、副議長前田佳都男君が議長席に着き、欠員中の議長の選挙を行い、安井謙君が当選した。次いで、新たに当選した議長安井謙君が議長席に着き、議席を指定した後、副議長前田佳都男君は議長に辞任願を提出し、議院はこれを許可した。引き続き副議長の選挙を行い、加瀬完君が当選した。

第九十二回国会（第十二回通常選挙後） 昭和五十五年七月十七日（召集日）の会議において、副議長秋山長造君が議長席に着き、欠員中の議長の選挙を行い、徳永正利君が当選した。次いで、新たに当選した議長徳永正利君が議長席に着き、議席を指定した後、副議長秋山長造君は議長

に辞任願を提出し、議院はこれを許可した。引き続き副議長の選挙を行い、秋山長造君が当選した。

第百十五回国会（第十五回通常選挙後） 平成元年八月七日（召集日）の会議において、副議長瀬谷英行君が議長席に着き、欠員中の議長の選挙を行い、土屋義彦君が当選した。次いで、新たに当選した議長土屋義彦君が議長席に着き、議席を指定した後、副議長瀬谷英行君は議長に辞任願を提出し、議院はこれを許可した。引き続き副議長選挙を行い、小野明君が当選した。

第百三十三回国会（第十七回通常選挙後） 平成七年八月四日（召集日）の会議において、副議長赤桐操君が議長席に着き、欠員中の議長の選挙を行い、斎藤十朗君が当選した。次いで、新たに当選した議長斎藤十朗君が議長席に着き、議席を指定した後、副議長赤桐操君は議長に辞任願を提出し、議院はこれを許可した。引き続き副議長選挙を行い、松尾官平君が当選した。

第百七十五回国会（第二十二回通常選挙後） 平成二十二年七月三十日（召集日）の会議において、副議長山東昭子君が議長席に着き、欠員中の議長の選挙を行い、西岡武夫君が当選した。次いで、新たに当選した議長西岡武夫君が議長席に着き、議席を指定した後、副議長山東昭子君は議長に辞任願を提出し、議院はこれを許可した。引き続き副議長選挙を行い、尾辻秀久君が当選した。

第百九十九回国会（第二十五回通常選挙後） 令和元年八月一日（召集日）の会議において、副議長郡司彰君が議長席に着き、欠員中の議長の選挙を行い、山東昭子君が当選した。次いで、新たに当選した議長山東昭子君が議長席に着き、議席を指定した後、副議長郡司彰君は議長に辞任願を提出し、議院はこれを許可した。引き続き副議長の選挙を行い、小川敏夫君が当選した。ただし、副議長の辞任を許可し、次いで議長の選挙を行った後、副議長の選挙を行ったことがある。その例は次のとおりである。

第百八十四回国会（第二十三回通常選挙後） 平成二十五年八月一日（召集日の前日）副議長山崎正昭君は、議長が任期満了により欠けていたため、辞任願を事務総長橋本雅史君に提出した。同月二日（召集日）の会議において、事務総長橋本雅史君が議長席に着き、副議長山崎正昭君の辞任を議院に諮り、議院はこれを許可した。引き続き欠員中の議長の選挙を行い、山崎正昭君が当選した。次いで、新たに当選した議長山崎正昭君が議長席に着き、議席を指定した後、副議長選挙を行い、興石東君が当選した。

(三) 通常選挙後初めて召集された国会の召集日に副議長がない場合
まず、議長の辞任を許可した後、その選挙を行い、次いで副議長の選挙を行う。その例は次のとおりである。

第八回国会（第二回通常選挙後） 昭和二十五年七月十一日（召集日の前日）議長佐藤尚武君は、副議長が任期満了により欠けていたため、辞任願を事務総長近藤英明君に提出した。同月十二日（召集日）の会議において、議長佐藤尚武君が議長席に着き、議席の指定後休憩、再開後事務総長近藤英明君が議長席に着き、議長佐藤尚武君の辞任を議院に諮り、議院はこれを許可した。引き続き議長の選挙を行い、佐藤尚武君が当選した。次いで、新たに当選した議長佐藤尚武君が議長席に着き、欠員中の副議長の選挙を行い（決選投票の結果、三木治朗君が当選した）。

第四十一回国会（第六回通常選挙後） 昭和三十七年八月三日（召集日の前日）議長松野鶴平君は、副議長が任期満了により欠けていたため、辞任願を事務総長河野義克君に提出した。同月四日（召集日）の会議において、議長松野鶴平君が議長席に着き、議席の指定後休憩、その後会議を開くに至らなかった。同月五日は日曜日。同月六日の会議において、事務総長河野義克君が議長席に着き、議長松野鶴平君の辞任を議院に諮り、議院はこれを許可した。引き続き議長の選挙を行い、重宗雄三君が当選した。次いで、新たに当選した議長重宗雄三君が議長席に着き、欠員中の副議長の選挙を行い、重政庸徳君が当選した。

第四十九回国会（第七回通常選挙後） 昭和四十年七月二十一日（召集日の前日）議長重宗雄三君は、副議長が任期満了により欠けていたため、辞任願を事務総長宮坂完孝君に提出した。同月二十

二日（召集日）の会議において、議長重宗雄三君が議長席に着き、議席の指定後休憩、再開後会期の件を議院に諮った後再び休憩、その後会議を開くに至らなかった。同月二十三日から同月二十七日までは会議がなく、同月二十八日及び二十九日の会議は開くに至らなかった。同月三十日の会議において、事務総長官坂完孝君が議長席に着き、議長重宗雄三君の辞任を議院に諮り、議院はこれを許可した。引き続き議長の選挙を行い、重宗雄三君が当選した。次いで、新たに当選した議長重宗雄三君が議長席に着き、欠員中の副議長の選挙を行い、河野謙三君が当選した。

第七十三回国会（第十回通常選挙後） 昭和四十九年七月二十三日（召集日の前日）議長河野謙三君は、副議長が任期満了により欠けていたため、辞任願を事務総長岸田實君に提出した。同月二十四日（召集日）の会議において、議長河野謙三君が議長席に着き、議席の指定後休憩、その後会議を開くに至らなかった。同月二十五日は会議を開くに至らず、同月二十六日の会議において、事務総長岸田實君が議長席に着き、議長河野謙三君の辞任を議院に諮り、議院はこれを許可した。引き続き議長の選挙を行い、河野謙三君が当選した。同月二十七日の会議において、新たに当選した議長河野謙三君が議長席に着き、欠員中の副議長の選挙を行い、前田佳都男君が当選した。

第百六回国会（第十四回通常選挙後） 昭和六十一年七月二十一日（召集日の前日）議長木村睦男君は、副議長が任期満了により欠けていたため、辞任願を事務総長加藤木理勝君に提出した。同月二十二日（召集日）の会議において、議長木村睦男君が議長席に着き、議席を指定した。次いで、事務総長加藤木理勝君が議長席に着き、議長木村睦男君の辞任を議院に諮り、議院はこれを許可した。引き続き議長の選挙を行い、藤田正明君が当選した。次いで、新たに当選した議長藤田正明君が議長席に着き、欠員中の副議長の選挙を行い、瀬谷英行君が当選した。

第百五十二回国会（第十九回通常選挙後） 平成十三年八月六日（召集日の前日）議長井上裕君は、副議長が任期満了により欠けていたため、辞任願を事務総長堀川久士君に提出した。同月七日（召集日）の会議において、議長井上裕君が議長席に着き、議席を指定した。次いで、事務総長堀川久士君が議長席に着き、議長井上裕君の辞任を議院に諮り、議院はこれを許可した。引き続き議長の選挙を行い、井上裕君が当選した。次いで、新たに当選した議長井上裕君が議長席に着き、欠員中の副議長の選挙を行い、本岡昭次君が当選した。

第百六十回国会（第二十回通常選挙後） 平成十六年七月二十九日（召集日の前日）議長倉田寛之君は、副議長が任期満了により欠けていたため、辞任願を事務総長川村良典君に提出した。同月三十日（召集日）の会議において、議長倉田寛之君が議長席に着き、議席を指定した。次いで、事

務総長川村良典君が議長席に着き、議長倉田寛之君の辞任を議院に諮り、議院はこれを許可した。引き続き議長の選挙を行い、扇千景君が当選した。次いで、新たに当選した議長扇千景君が議長席に着き、欠員中の副議長の選挙を行い、角田義一君が当選した。

(四) 通常選挙後初めて召集された国会の召集日に議長及び副議長が共にある場合

まず、議長の辞任を許可した後、その選挙を行い、次いで副議長の辞任を許可した後、その選挙を行う。その例は次のとおりである。

第二十五回国会（第四回通常選挙後） 昭和三十一年十一月十一日（召集日の前日）議長松野鶴平君は辞任願を副議長寺尾豊君に提出した。同月十二日（召集日）の会議において、議長松野鶴平君が議長席に着き、議席の指定を行い、会期の件、請暇の件を議院に諮った後休憩、その後会議を開くに至らなかつた。同月十三日の会議において、副議長寺尾豊君が議長席に着き、議長松野鶴平君の辞任を議院に諮り、議院はこれを許可した。引き続き議長の選挙を行い、松野鶴平君が当選した。副議長寺尾豊君は、議長選挙後の休憩中、新たに当選した議長松野鶴平君に辞任願を提出し、議院はこれを許可した。引き続き副議長の選挙を行い、寺尾豊君が当選した。

第六十六回国会（第九回通常選挙後） 昭和四十六年七月十三日（召集日の前日）議長重宗雄三君は辞任願を副議長安井謙君に提出した。同月十四日（召集日）の会議において、議長重宗雄三君が

議長席に着き、議席の指定を行い、会期の件、請暇の件を議院に諮った後休憩、その後会議を開くに至らなかつた。同月十五日は会議を開くに至らず、同月十六日の会議において、副議長安井謙君が議長席に着き、直ちに延会。同月十七日の会議において、副議長安井謙君が議長席に着き、議長重宗雄三君の辞任を議院に諮り、議院はこれを許可した。引き続き議長の選挙を行い、河野謙三君が当選した。次いで、副議長安井謙君は、新たに当選した議長河野謙三君に辞任願を提出し、議院はこれを許可した。引き続き副議長の選挙を行い、森八三二君が当選した。

参照 六三号、六八号、七一号、七二号

四八 会期中に議長又は副議長が欠けたときは、直ちにその選挙を行う

会期中に議長又は副議長が辞任により欠けたときは、当日その選挙を行い、逝去その他の事由により欠けたときは、最近の議院の会議においてその選挙を行う。その例は次のとおりである（通常選挙後初めて召集された国会において、議長又は副議長が辞任により欠けた場合の選挙の例を除く）。

(一) 辞任により欠けた場合の選挙の例

第二十四回国会 昭和三十一年四月三日 議長に松野鶴平君が当選（同日、議長河井彌八君辞任）

同 昭和三十一年五月九日 副議長に寺尾豊君が当選（同日、副議長重宗雄三君辞任）

第八十八回国会 昭和五十四年八月三十日 副議長に秋山長造君が当選（同日、副議長加瀬完君辞任）

第一百三十三回国会 昭和六十三年九月三十日 議長に土屋義彦君が当選（同日、議長藤田正明君辞任）

第二百一十一回国会 平成三年十月四日 議長に長田裕二君が当選（同日、議長土屋義彦君辞任）

第二百五十回国会 平成十二年十月十九日 議長に井上裕君が当選（同日、議長斎藤十朗君辞任）

第二百五十四回国会 平成十四年四月二十二日 議長に倉田寛之君が当選（同日、議長井上裕君辞任）

第百六十六回国会 平成十九年一月三十日 副議長に今泉昭君が当選（同日、副議長角田義一君辞任）

第百八十二回国会 平成二十四年十二月二十六日 副議長に山崎正昭君が当選（同日、副議長尾辻秀

久君辞任）

(二) 逝去その他の事由により欠けた場合の選挙の例

第五回国会 昭和二十四年三月二十六日 副議長に松嶋喜作君が当選（同年二月二十五日副議長松本治

一郎君議員の資格消滅により副議長欠員→同月十三日から同年三月二十五日まで自然休会）

第六回国会 昭和二十四年十一月十五日 議長に佐藤尚武君が当選（同月十四日議長松平恒雄君逝去に

より議長欠員)

第二十九回国会 昭和三十三年六月十六日 副議長に平井太郎君が当選(同月十二日副議長寺尾豊君国

務大臣就任により副議長欠員)

第一百八回国会 平成二年四月二十五日 副議長に小山一平君が当選(同月十九日副議長小野明君逝去

により副議長欠員)

第一百七十九回国会 平成二十三年十一月十四日 議長に平田健二君が当選(同月五日議長西岡武夫君

逝去により議長欠員)

参照 六四号、六五号

四九 議長及び副議長の選挙手続に関する例

議長及び副議長の選挙手続は、本院規則第四条から第十一条までの規定による。

なお、第一回国会における議長及び副議長の選挙手続は、国会法附則第五項の規定に基づき、暫定衆議院規則によったが、召集日の前日の参議院公報に次の趣旨の「召集日の選挙手続」を掲載し、議長及び副議長の選挙を行った。以後、選挙手続は、本院規則に規定のないものについては、これに準拠

している。

召集日の選挙手続

- 一、各議員の着席を待って、事務総長は、議長選挙を行うことを宣告する。
- 一、事務総長は、投票の開始を宣告し、参事に各議員の氏名を点呼させる。
- 一、各議員は、点呼に応じ、投票（無名投票）及び木札の名刺を持参して議長席に向かって右方から順次演壇に登り、甲参事に名刺を、乙参事に投票を渡し、議長席に向かって左方から降りて、席に復する。（投票及び名刺は、参事が代わって投票箱及び名刺箱に投入する）
- 一、投票が終わったときは、事務総長は、開票を宣告する。参事が名刺箱及び投票箱を開いて、その数を計算し、投票を点検する。
- 一、投票の点検が終わったときは、参事は、得票表を事務総長に提出する。
- 一、事務総長は、選挙の結果を報告する。
- 一、選挙の結果過半数を得た者がいないときは、投票の最多数を得た者二人につき決選投票を行う。
- 一、次に副議長の選挙を行う。選挙手続は、議長の選挙手続と同様とする。
- 一、常任委員長及び事務総長の選挙手続は、議長の選挙手続と同様とする。（常任委員長及び事務総長の選任は、これを議長に委任することができる）

参照 一五号、五八号―六〇号、九〇号、三四三号、三九二号

五〇 選挙の投票を行うときは、議場を閉鎖しない

表決の記名投票を行うときは、議場の入口を閉鎖するが、選挙の投票を行うときは、議場の入口は閉鎖しない。

参照 八九号、三四一号

五一 選挙の際、議員が登壇して投票できない場合は、参事がその議席に至り、投票を受け取り、代わって投票する

選挙の際、病気等のため登壇して投票できない議員から投票の持参を参事に委託したい旨の申出があったときは、議長はこれを許可し、参事がその議席に至り、名刺及び投票を受け取り、代わって投票するのを例とする。

(注) 第九十三回国会閉会後昭和五十五年十一月十一日の議院運営委員会理事会において、次の旨の決定があった。

一、あらかじめ投票委託の申出があつたときは、議長が事前に許可するが、その際、その旨を議院運営委員会に報告する。なお、議場で申出があり、議長がこれを許可する際は、事前にその旨を議院運営委員長に伝える。

二、議場内での許可の宣告は行わない。

三、議員が投票委託を申し出る際、その必要性が数日間に及ぶ場合には、その旨を併せて申し出ることができることとし、議長はこれに基づき数日間にわたる投票委託を許可することができる。

参照 九一号、三四四号

五二 選挙における投票の効力に疑義のあるものについては、議

長は、議院に諮りこれを決する

選挙における投票の効力に疑義のあるものについては、議長は、議院に諮りこれを決する。ただし、議長は、投票用紙に記入のないもの（白票）及び同姓の議員が二人以上いる場合に姓のみ記する等被選挙人を確認できないものは当然無効とし、氏名に敬称を付したものの、同姓の議員がいない場合に姓のみを記したものの、その他容易に被選挙人を確認できるものは有効とするのを例とする。

議長が投票の効力を議院に諮って決した例は、次のとおりである。

第一回国会 昭和二十二年五月二十日の議長の選挙において、議長何某、副議長何某と併記した票が三票あったので、議長の職務を行う事務総長小林次郎君は、これを議院に諮り、無効と決した。

第二十四回国会 昭和三十一年四月三日の議長の選挙において、議席に備付けの連記無名投票用紙を用いた票が八票あったので、副議長重宗雄三君は、これを議院に諮り、有効と決した。

五三 選挙における無効投票は、投票総数に算入する

選挙における無効投票（白票を含む）は、投票総数に算入する。なお、白票については、議長は、投票の結果の報告に当たって他の無効投票と区別してその票数を宣告する。

議長及び副議長の選挙において無効投票があった主な例は、次のとおりである。

第一回国会 昭和二十二年五月二十日の議長の選挙において無効票が三票あり、これを投票総数に算入した。

第五回国会 昭和二十四年三月二十六日の副議長の選挙において白票が二票、決選投票において白票が八票あり、いずれもこれを投票総数に算入した。

第二十四回国会 昭和三十一年五月九日の副議長の選挙において白票が四票、無効票が一票あり、いずれもこれを投票総数に算入した。

参照 九二号

五四 選挙において投票の数が名刺の数を超過した例

第八十一回国会 昭和五十二年七月二十八日の議長の選挙において、投票数が名刺の数を超過した。よつて副議長前田佳都男君は、「投票総数二百四十四票、名刺数二百四十三でありまして、投票の数が名刺の数を一票超過いたしております。本院規則第七条第二項には、『投票の数が名刺の数に超過したときは、更に投票を行わなければならない。但し、選挙の結果に異動を及ぼさないときは、この限りでない。』とあります。よつて、一応このまま報告を続けます。投票の過半数は百二十三票でございます。安井謙君二百十五票、河野謙三君二十六票、白票三票、以上報告いたしましたとおりでありますから、投票の数が名刺の数を一票超過いたしておりますも、選挙の結果には異動を及ぼしません。よつて、本院規則第七条第二項ただし書の規定により、本投票はこれを有効といたします。」と宣告した。

第百四十三回国会 平成十年七月三十日の副議長の選挙において、投票数が名刺の数を超過した。

よって議長の職務を行う事務総長黒澤隆雄君は、「投票総数二百四十八票、名刺数二百四十七でありまして、投票の数が名刺の数を一票超過いたしております。本院規則第七条第二項には、『投票の数が名刺の数に超過したときは、更に投票を行わなければならない。但し、選挙の結果に異動を及ぼさないときは、この限りでない。』とあります。よって、一応このまま報告を続けます。本投票の過半数は百二十五票でございます。菅野久光君二百四十三票、無効一票、白票四票、以上報告いたしましたとおりでありますから、投票の数が名刺の数を一票超過いたしておりますも、選挙の結果には異動を及ぼしません。よって、本院規則第七条第二項ただし書の規定により、本投票はこれを有効といたします。」と宣告した。

第百八十四回国会 平成二十五年八月二日の副議長の選挙において、投票数が名刺の数を超過した。

よって議長山崎正昭君は、「投票総数二百四十三票、名刺数二百四十でありまして、投票の数が名刺の数を三票超過いたしております。本院規則第七条第二項には、『投票の数が名刺の数に超過したときは、更に投票を行わなければならない。但し、選挙の結果に異動を及ぼさないときは、この限りでない。』とありますが、理事の協議により、改めて投票を行います。」と宣告し、更に投票を行った。

五五 議長又は副議長の選挙において決選投票を行った例

議長又は副議長の選挙において投票の過半数を得た者がいないときは、投票の最多数を得た者二人について決選投票を行う。その例は次のとおりである。

第一回国会 昭和二十二年五月二十日の議長の選挙において決選投票を行い、松平恒雄君が当選した。

第五回国会 昭和二十四年三月二十六日の副議長の選挙において決選投票を行い、松嶋喜作君が当選した。

第八回国会 昭和二十五年七月十二日の副議長の選挙において決選投票を行い、三木治朗君が当選した。

五六 選挙において得票者が一人で、かつ、その得票数が投票の過半数に達しなかったため、議院に諮りこの得票者を当選人とした例

第九十九回国会 昭和五十八年七月十八日の副議長の選挙において、投票の結果、得票者が一人で、かつ、その得票数が過半数に達しなかった。よって、議長の職務を行う事務総長指宿清秀君は、「ただいま報告いたしましたとおり、得票者の得票数は投票の過半数に達しておりません。本院規則第九条によりますと、投票の過半数を得た者がいないときは、投票の最多数を得た二人について決選投票を行うこととなっておりますが、得票者は一人でございます。この際、お諮りいたします。得票者が一人の場合は、再度投票を行うことなく、この得票者を当選人とすることといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。……御異議ないと認めます。」と告げ、この得票者を当選人とした。

五七 議長の選挙の投票中午後十二時となったため延会し、改めてその選挙を行った例

第十六回国会 昭和二十八年五月十八日（召集日）の会議において、議長の選挙の投票執行中午後十二時となったため、議長の職務を行う事務総長近藤英明君は、延会を宣告し、翌十九日の会議において、改めて議長の選挙を行った。

参照 二四〇号

五八 議長及び副議長が当選したときは、議長の職務を行った者が議院に紹介する

議長及び副議長が当選したときは、その選挙において議長の職務を行った者が議院に紹介する。議長及び副議長を事務総長が紹介する場合は、まず参事が議長の議席に至り、議長を演壇に導く。事務総長は、演壇で議長を迎え、議院に紹介し、議長が就任の挨拶を述べた後、議長席に導く。次いで同様に副議長を議院に紹介する。

議長を副議長が紹介する場合は、まず参事が議長の議席に至り、議長を演壇に導く。次いで、副議長は議長を議院に紹介し、議長は、就任の挨拶を述べた後、議長席に着く。副議長を議長が紹介する場合は、まず参事が副議長の議席に至り、副議長を演壇に導く。次いで、議長は副議長を議院に紹介する。

参照 七一号、七二号

五九 議長及び副議長は、議院に紹介された際、就任の挨拶を行

い、年長議員が祝辞を述べる

議長及び副議長が当選し議院に紹介されたときは、演壇においてそれぞれ就任の挨拶を行い、これに対し、出席議員中の年長者が祝辞を述べるのを例とする。

参照 六六号、七六号、五六二号

六〇 議長及び副議長が選挙されたときは、即日その旨を衆議院及び内閣に通知する

議長及び副議長が選挙されたときは、即日その旨を議長から衆議院議長及び内閣総理大臣に通知し、事務総長から宮内庁長官に通知する。

六一 議長及び副議長は、天皇陛下にお目にかかり就任の挨拶を行う

議長及び副議長が就任したときは、皇居において天皇陛下にお目にかかり挨拶を行うのを例とする。なお、辞任したときは、皇居において辞任挨拶の記帳をするのを例とする。

参照 五六五号

六二 議長、副議長がその所属会派を退会し、各派に属しない議員となった例

第六十六回国会 昭和四十六年七月十七日議長河野謙三君（同日議長に当選）は自由民主党を退会し、各派に属しない議員となった。

また、同月二十日副議長森八三二君（同月十七日副議長に当選）は自由民主党を退会し、各派に属しない議員となった。

第八十一回国会 昭和五十二年八月一日議長安井謙君（同年七月二十八日議長に当選）は自由民主党・自由国民会議を退会し、各派に属しない議員となった。

また、同日副議長加瀬完君（同年七月二十八日副議長に当選）は日本社会党を退会し、各派に属しない議員となった。

第八十八回国会 昭和五十四年八月三十日副議長秋山長造君（同日副議長に当選）は日本社会党を退会し、各派に属しない議員となった。

第九十二回国会 昭和五十五年七月十七日議長徳永正利君（同日議長に当選）は自由民主党・自由国民会議を退会し、各派に属しない議員となった。

第九十九回国会 昭和五十八年七月十八日議長木村睦男君（同日議長に当選）は自由民主党・自由国民会議を退会し、各派に属しない議員となった。

また、同日副議長阿具根登君（同日副議長に当選）は日本社会党を退会し、各派に属しない議員となった。

第一百六回国会 昭和六十一年七月二十二日議長藤田正明君（同日議長に当選）は自由民主党・自由国民会議を退会し、各派に属しない議員となった。

また、同日副議長瀬谷英行君（同日副議長に当選）は日本社会党を退会し、各派に属しない議員となった。

第一百十三回国会 昭和六十三年九月三十日議長土屋義彦君（同日議長に当選）は自由民主党を退会し、各派に属しない議員となった。

第一百五回国会 平成元年八月七日議長土屋義彦君（同日議長に当選）は自由民主党を退会し、各派に属しない議員となった。

また、同日副議長小野明君（同日副議長に当選）は日本社会党・護憲共同を退会し、各派に属しない議員となった。

第一百十八回国会 平成二年四月二十五日副議長小山一平君（同日副議長に当選）は日本社会党・護憲共

同を退会し、各派に属しない議員となった。

第二十二回国会 平成三年十月四日議長長田裕二君（同日議長に当選）は自由民主党を退会し、各派に属しない議員となった。

第二十四回国会 平成四年八月七日議長原文兵衛君（同日議長に当選）は自由民主党を退会し、各派に属しない議員となった。

また、同日副議長赤桐操君（同日副議長に当選）は日本社会党・護憲共同を退会し、各派に属しない議員となった。

第三十三回国会 平成七年八月四日議長齋藤十朗君（同日議長に当選）は自由民主党・自由国民会議を退会し、各派に属しない議員となった。

また、同日副議長松尾官平君（同日副議長に当選）は平成会を退会し、各派に属しない議員となった。
第四十三回国会 平成十年七月三十日議長齋藤十朗君（同日議長に当選）は自由民主党を退会し、各派に属しない議員となった。

また、同日副議長菅野久光君（同日副議長に当選）は民主党・新緑風会を退会し、各派に属しない議員となった。

第五十回国会 平成十二年十月十九日議長井上裕君（同日議長に当選）は自由民主党・保守党を退会

し、各派に属しない議員となった。

第五十二回国会 平成十三年八月七日副議長本岡昭次君（同日副議長に当選）は民主党・新緑風会を退会し、各派に属しない議員となった。

第五十四回国会 平成十四年四月二十二日議長倉田寛之君（同日議長に当選）は自由民主党・保守党を退会し、各派に属しない議員となった。

第六十回国会 平成十六年七月三十日議長扇千景君（同日議長に当選）は自由民主党を退会し、各派に属しない議員となった。

また、同日副議長角田義一君（同日副議長に当選）は民主党・新緑風会を退会し、各派に属しない議員となった。

第六十六回国会 平成十九年一月三十日副議長今泉昭君（同日副議長に当選）は民主党・新緑風会を退会し、各派に属しない議員となった。

第六十七回国会 平成十九年八月七日議長江田五月君（同日議長に当選）は民主党・新緑風会を退会し、各派に属しない議員となった。

また、同日副議長山東昭子君（同日副議長に当選）は自由民主党を退会し、各派に属しない議員となった。

第七十五回国会 平成二十二年七月三十日議長西岡武夫君（同日議長に当選）は民主党・新緑風会を退会し、各派に属しない議員となった。

また、同日副議長尾辻秀久君（同日副議長に当選）は自由民主党を退会し、各派に属しない議員となった。

第七十九回国会 平成二十三年十一月十四日議長平田健二君（同日議長に当選）は民主党・新緑風会を退会し、各派に属しない議員となった。

第八十二回国会 平成二十四年十二月二十六日副議長山崎正昭君（同日副議長に当選）は自由民主党・無所属の会を退会し、各派に属しない議員となった。

第八十四回国会 平成二十五年八月二日副議長奥石東君（同日副議長に当選）は民主党・新緑風会を退会し、各派に属しない議員となった。

第九十一回国会 平成二十八年八月一日議長伊達忠一君（同日議長に当選）は自由民主党を退会し、各派に属しない議員となった。

また、同日副議長郡司彰君（同日副議長に当選）は民進党・新緑風会を退会し、各派に属しない議員となった。

第九十九回国会 令和元年八月一日議長山東昭子君（同日議長に当選）は自由民主党・国民の声を退

会し、各派に属しない議員となった。

また、同日副議長小川敏夫君（同日副議長に当選）は立憲民主党・民友会・希望の会を退会し、各派に属しない議員となった。

参照 一一四号

第二款 議長及び副議長の辞任

六三 通常選挙後初めて国会が召集されたときは、議長及び副議

長は、辞任するのを例とする

通常選挙後初めて国会が召集されたときは、議長は、召集日の前日副議長に、副議長が欠けているときは事務総長に辞任願を提出し、副議長は、国会召集後議長が選挙された際に新たに当選した議長に辞任願を提出し、議院はこれを許可するのを例とする。ただし、議長が欠けているときに副議長が召集日の前日事務総長に辞任願を提出し、国会召集後議長の選挙に先立ち議院がこれを許可したことがある。その例は次のとおりである。

第百八十四回国会（第二十三回通常選挙後）平成二十五年八月一日（召集日の前日）副議長山崎正昭君は、議長が任期満了により欠けていたため、辞任願を事務総長橋本雅史君に提出した。同月二日（召集日）の会議において、事務総長橋本雅史君が議長席に着き、副議長山崎正昭君の辞任を議院に諮り、議院はこれを許可した。引き続き欠員中の議長の選挙を行い、山崎正昭君が当選した。次いで、新たに当選した議長山崎正昭君が議長席に着き、議席を指定した後、副議長の選挙を行い、奥石東君が当選した。

なお、議長及び副議長の辞任を議院に諮るときは、まず辞任願を参事に朗読させるのを例とする。

参照 四七号、六八号、七七号

六四 議長又は副議長が辞任願を提出したときは、直ちにこれを 議院に諮る

会期中議長又は副議長が辞任願を提出したときは、直ちにこれを議院に諮るのを例とする。

参照 四八号、六八号

六五 副議長が国务大臣に任命されたため、その地位を失った例

第二十九回国会 昭和三十三年六月十二日 副議長寺尾豊君は、国务大臣（郵政大臣）に任命されたため、副議長の地位を失った。

参照 八四号

六六 前議長及び前副議長に対しては、年長議員が謝辞を述べるのを例とする

議長及び副議長が辞任その他の事由によりその地位を失ったときは、議長及び副議長の選挙の後、出席議員中の年長者が、当選した議長及び副議長に対する祝辞に次いで、前議長及び前副議長に対し謝辞を述べるのを例とする。なお、この場合、前議長及び前副議長は、答辞を述べるのを例とする。

参照 五九号、五六二号

第三款 議長席

(憲 第五六条)

六七 議長席にある議長又は副議長は、投票しない

議長席にある議長又は副議長は、選挙及び内閣総理大臣の指名の投票を行わず、また、表決にも加わらないのを例とする。

参照 三四七号

国 第二二条

六八 議長及び信任に関する議事については、副議長が議長 長の職務を行う

議長の辞任及び信任に関する議事については、議長は副議長に議長席を譲り、副議長が議長の職務を行うのを例とする。

なお、通常選挙後初めて召集された国会において副議長がない場合に議長辞任の件を議院に諮るときは、事務総長が議長の職務を行うのを例とする。

参照 四七号、六三号、六四号

六九 議長の信任に関する議事につき仮議長が議長の職務を行つ

た例

議長の信任に関する議事につき副議長に事故があるときは、仮議長を選挙し、仮議長が議長の職務を行う。その例は次のとおりである。

第百五十九回国会 平成十六年六月五日の会議において、議長不信任決議案の議事に際し、議長倉田寛之君が副議長にも事故があるものと認めため、仮議長に竹山裕君を選挙し、同君が同決議案の議事につき議長の職務を行った。

参照 七五号

七〇 副議長の信任に関する議事につき仮議長が議長の職務を行 った例

副議長の信任に関する議事は議長が行うが、議長に事故があるときは、仮議長を選挙し、仮議長が議長の職務を行う。その例は次のとおりである。

第二十四回国会 昭和三十一年五月三十日の会議において、議長に事故があり、副議長寺尾豊君が議長席に着いていた際、副議長不信任決議案が提出されたため、仮議長に中川以良君を選挙し、同君が同決議案の議事につき議長の職務を行った。

参照 七五号

七一 召集日に議長及び副議長が共にないときは、その選挙につ き事務総長が議長の職務を行う

召集日に議長及び副議長が共にないときは、その選挙につき事務総長が議長の職務を行う。その例は次のとおりである。

第一回国会（第一回通常選挙後） 昭和二十二年五月二十日（召集日）の議長及び副議長の選挙につき、事務総長小林次郎君が議長の職務を行った。

第十六回国会（第三回通常選挙後） 昭和二十八年五月十九日（召集日の翌日）の議長及び副議長の選挙につき、事務総長近藤英明君が議長の職務を行った。

第九十九回国会（第十三回通常選挙後） 昭和五十八年七月十八日（召集日）の議長及び副議長の選挙につき、事務総長指宿清秀君が議長の職務を行った。

第二百二十四回国会（第十六回通常選挙後） 平成四年八月七日（召集日）の議長及び副議長の選挙につき、事務総長戸張正雄君が議長の職務を行った。

第四百四十三回国会（第十八回通常選挙後） 平成十年七月三十日（召集日）の議長及び副議長の選挙につき、事務総長黒澤隆雄君が議長の職務を行った。

第六百六十七回国会（第二十一回通常選挙後） 平成十九年八月七日（召集日）の議長及び副議長の選挙につき、事務総長川村良典君が議長の職務を行った。

第九百九十一回国会（第二十四回通常選挙後） 平成二十八年八月一日（召集日）の議長及び副議長の選挙につき、事務総長中村剛君が議長の職務を行った。

参照 四七号、五八号

七二 通常選挙後初めて召集される国会の召集日に副議長がないときは、議長辞任の件及びその選挙については事務総長が議長の職務を行い、副議長の選挙については新たに当選した議長がその職務を行うのを例とする

通常選挙後初めて召集される国会の召集日に副議長がないときは、議長辞任の件及びその選挙については事務総長が議長の職務を行い、副議長の選挙については新たに当選した議長がその職務を行うのを例とする。その例は次のとおりである。

第八回国会（第二回通常選挙後） 昭和二十五年七月十二日（召集日）議長辞任の件及びその選挙については事務総長近藤英明君が議長の職務を行い、副議長の選挙については新たに当選した議長佐藤尚武君がその職務を行った。

第四十一回国会（第六回通常選挙後） 昭和三十七年八月六日（召集日の翌々日）議長辞任の件及びその選挙については事務総長河野義克君が議長の職務を行い、副議長の選挙については新たに当選した議長重宗雄三君がその職務を行った。

第四十九回国会（第七回通常選挙後）昭和四十年七月三十日（召集日後八日）議長辞任の件及びその選挙については事務総長宮坂完孝君が議長の職務を行い、副議長の選挙については新たに当選した議長重宗雄三君がその職務を行った。

第七十三回国会（第十回通常選挙後）昭和四十九年七月二十六日（召集日の翌々日）議長辞任の件及びその選挙については事務総長岸田實君が議長の職務を行い、副議長の選挙（翌二十七日）については新たに当選した議長河野謙三君がその職務を行った。

第百六回国会（第十四回通常選挙後）昭和六十一年七月二十二日（召集日）議長辞任の件及びその選挙については事務総長加藤木理勝君が議長の職務を行い、副議長の選挙については新たに当選した議長藤田正明君がその職務を行った。

第百五十二回国会（第十九回通常選挙後）平成十三年八月七日（召集日）議長辞任の件及びその選挙については事務総長堀川久士君が議長の職務を行い、副議長の選挙については新たに当選した議長井上裕君がその職務を行った。

第百六十回国会（第二十回通常選挙後）平成十六年七月三十日（召集日）議長辞任の件及びその選挙については事務総長川村良典君が議長の職務を行い、副議長の選挙については新たに当選した議長扇千景君がその職務を行った。

なお、通常選挙後初めて召集される国会の召集日に議長がないときに、その前日副議長が辞任願を提出したため、副議長辞任の件及び議長の選挙については事務総長が議長の職務を行い、副議長の選挙については新たに当選した議長がその職務を行ったことがある。その例は次のとおりである。

第百八十四回国会（第二十三回通常選挙後） 平成二十五年八月二日（召集日）副議長辞任の件及び議長の選挙については事務総長橋本雅史君が議長の職務を行い、副議長の選挙については新たに当選した議長山崎正昭君がその職務を行った。

参照 四七号、五八号

七三 仮議長の選挙につき事務総長が議長の職務を行った例

議長及び副議長に共に事故があるため仮議長の選挙を行うときは、事務総長が議長の職務を行う。その例は次のとおりである。

第二十四回国会 昭和三十一年五月三十日の会議において、議長に事故があり、副議長寺尾豊君が議長席に着いていた際、副議長不信任決議案が提出されたため、事務総長芥川治君が議長席に着き仮議長の選挙を行った。

第百五十九回国会 平成十六年六月五日の会議において、議長不信任決議案の議事に際し、議長倉田寛之君が副議長にも事故があるものと認めたため、事務総長川村良典君が議長席に着き仮議長の選挙を行った。

参照 七五号

七四 議長が議院規則の疑義を決した例

第二回国会 昭和二十三年二月二十一日の会議において、副議長松本治一郎君は、内閣総理大臣の指名の議決について生じた疑義を決し、これについて宣告した。

参照 八八号

第二節 仮議長

七五 仮議長の選挙に関する例

仮議長は、議長及び副議長に共に事故があるとき、又は事故が生ずることが予想されるときに選挙する。その選挙手続は議長選挙の例によるが、仮議長の選任を議長に委任するときは、議長の発議又は議員の動議により行い、議長は直ちに指名するのを例とする。仮議長の選挙の例は、次のとおりである。

(一) 議長及び副議長に共に事故があるため、仮議長を選挙した例

第二十四回国会 昭和三十一年五月三十日の会議において、議長に事故があり副議長寺尾豊君が議長に着いていた際、副議長不信任決議案が提出されたため、事務総長芥川治君が議長席に着き仮議長の選挙を行い、中川以良君が当選した（中川以良君は、同日の副議長不信任決議案の議事の際、議長席に着いた）。

第一百五十九回国会 平成十六年六月五日の会議において、議長不信任決議案の議事に際し、議長倉田寛之君が副議長にも事故があるものと認めため、事務総長川村良典君が議長席に着き仮議長

の選挙を行い、竹山裕君が当選した（竹山裕君は、同日の議長不信任決議案の議事の際、議長席に着いた）。

- (二) 議長及び副議長に共に事故が生ずることが予想されたため、あらかじめ仮議長を選任した例

第一回国会 昭和二十二年十月十三日の会議において、同日午後議長及び副議長が皇室会議及び皇室経済会議に出席するので午後の会議に支障を来すため、仮議長の選挙を行うことに決した後、山下義信君の動議によりその選任を議長に委任することに決し、議長松平恒雄君は、仮議長に木曾三四郎君を指名した（木曾三四郎君は、同日午後の会議において議長席に着いた）。

第七回国会 昭和二十五年三月三十一日の会議において、同日副議長が欠席したので議長に事故がある場合に備えて、仮議長の選挙を行うことに決した後、中村正雄君の動議によりその選任を議長に委任することに決し、議長佐藤尚武君は、仮議長に黒田英雄君を指名した（黒田英雄君は、同日の会議において議長席に着いた）。

第十九回国会 昭和二十九年一月二十七日の会議において、同日から同年二月二十一日まで副議長が海外に旅行するのでその不在中議長に事故がある場合に備えて、仮議長の選挙を行うことに決した後、杉山昌作君の動議によりその選任を議長に委任することに決し、議長河井彌八君は、仮議長に小林英三君を指名した（小林英三君は、副議長重宗雄三君の請暇期間中開かれた会議七日間のうち、

一月二十九日及び二月十七日の会議において議長席に着いた。

(注) 第二百一十六回国会平成五年三月二十二日の議院運営委員会理事会において、仮議長、常任委員長、事務総長、両院協議会協議委員、同協議委員の補欠、裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各種の委員等、中央選挙管理会委員及び同予備委員の選任又は指名を議長に委任するに当たっては、その都度、議院運営委員会の決定に基づき、議長からこれを発議することができ旨の決定があつた。

参照 四九号―五三号、六九号、七〇号、七三号、二五五号

七六 仮議長が初めて議長席に着くときは、挨拶を述べる

仮議長が初めて議長席に着くときは、就任の挨拶を述べるのを例とする。ただし、議員の発言中に議長席に着いたため、就任の挨拶をしなかつたことがある。

参照 五九号、五六三号

第三節 常任委員長

七七 通常選挙後初めて召集される国会においては、新たに常任

委員長を選挙する

通常選挙後初めて召集される国会においては、改選期に当たらなかつた議員の常任委員の辞任を許可した後、新たに当選した議員を含めて全常任委員の選任を行う例であり、これに伴い常任委員長が欠員となるため、常任委員の選任に引き続き、常任委員長の選挙を行うのを例とする。ただし、改選期に当たらなかつた議員が常任委員を辞任しなかつたため、議院の会議において、議長は、新たに当選した議員を各会派の申出に基づき、任期満了により欠けていた常任委員に指名した後、常任委員長の選挙を行ったことがある。その例は次のとおりである。

第三十二回国会（第五回通常選挙後） 昭和三十四年七月一日の会議において、新たに当選した議員について常任委員の選任を行った後（改選期に当たらなかつた議員は常任委員を辞任しなかつた）、議員の任期満了により欠けていた常任委員長を選挙した。次いで同月三日改選期に当たらなかつた他の常任委員長の辞任を許可し、その選挙を行った。

第百六十七回国会（第二十一回通常選挙後）平成十九年八月七日（召集日）の会議において、新たに当選した議員について常任委員の選任を行い（改選期に当たらなかった議員は常任委員を辞任しなかった）、次いで議院運営委員長の辞任を許可した後、同委員長並びに議員の任期満了及び議長当選により欠けていた常任委員長を選挙した。

第百七十五回国会（第二十二回通常選挙後）平成二十二年七月三十日（召集日）の会議において、新たに当選した議員について常任委員の選任を行い（改選期に当たらなかった議員は常任委員を辞任しなかった）、次いで法務委員長及び行政監視委員長の辞任を許可した後、両委員長並びに議員の任期満了及び議長当選により欠けていた常任委員長を選挙した。

第百八十四回国会（第二十三回通常選挙後）平成二十五年八月二日（召集日）の会議において、新たに当選した議員について常任委員の選任を行った後（改選期に当たらなかった議員は常任委員を辞任しなかった）、議員の任期満了により欠けていた常任委員長を選挙した。次いで同月七日全常任委員長の辞任を許可し、その選挙を行った。

参照 四九号、六三号、八三号、一二四号

七八 常任委員長は、一定数以上の議員が所属する会派に、その所属議員数に比例して配分するのを例とする

全常任委員長を選挙するときには、議員定数を常任委員長数で除して得た数以上の議員が所属する会派に、その所属議員数に比例して常任委員長を配分するのを例とする。ただし、第三十二回国会（第五回通常選挙後）においては、常任委員長の配分につき会派間の協議が調わなかったため、配分を行わず選挙し、第四十回国会においては、議院運営委員会において確認した各会派の申合せに基づき、常任委員長を会派の所属議員数に比例することなく配分した。

参照 一一四号

七九 常任委員長の選挙は、その手続を省略してその選任を議長に委任するのを例とする

常任委員長の選挙は、議長の発議又は議員の動議により、その手続を省略してその選任を議長に委任し、議長は、会派からあらかじめ推薦された議員を指名するのを例とする。ただし、第三十二回国会

昭和三十四年七月一日の会議における内閣、社会労働、商工、運輸の各委員長の選挙及び第八十五回国会平成二十五年十二月五日の会議における内閣及び経済産業の両委員長の選挙は、いずれも投票により行った。

(注) 第二百二十六回国会平成五年三月二十二日の議院運営委員会理事会において、仮議長、常任委員長、事務総長、両院協議会協議委員、同協議委員の補欠、裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各種の委員等、中央選挙管理会委員及び同予備委員の選任又は指名を議長に委任するに当たっては、その都度、議院運営委員会の決定に基づき、議長からこれを発議することができるとの旨の決定があった。

参照 四九号―五三号、八二号、二五五号

八〇 国会法の改正により常任委員会の種類が改められたときは、その改正の趣旨により、全部又は一部の常任委員長の選挙を行う

国会法の改正により常任委員会の種類が改められたときは、その改正の趣旨により、全部又は一部の常任委員長の選挙を行う。その例は次のとおりである。

第五章 役員 第三節 常任委員長 (七八―八〇)

(一) 全常任委員長の選挙を行った例

第三回国会 昭和二十三年十月十二日（二十一委員会・事項別を二十一委員会・各省別に再編したため）

第二十二回国会 昭和三十年三月二十三日（二十一委員会・各省別を十六委員会・事項別に再編したため）

第一百五十一回国会 平成十三年一月三十一日（十八委員会・事項別を十七委員会・各省別に再編したため）

(二) 一部の常任委員長の選挙を行った例

第六回国会 昭和二十四年十月二十六日（通商産業委員長、郵政委員長及び電気通信委員長を選挙―商工委

員会を通商産業委員会に、通信委員会を郵政委員会及び電気通信委員会に改めたため）

第二百一十一回国会 平成三年八月五日（厚生委員長及び労働委員長を選挙―社会労働委員会を厚生委員会及

び労働委員会に改めたため）

第四百二十二回国会 平成十年一月十二日（総務委員長、法務委員長、地方行政・警察委員長、外交・防衛委

員長、財政・金融委員長、文教・科学委員長、国民福祉委員長、労働・社会政策委員長、農林水産委員長、経

済・産業委員長、交通・情報通信委員長、国土・環境委員長及び行政監視委員長を選挙―委員会を再編し、行政

監視委員会を新設したため）

第四百四十七回国会 平成十二年一月二十日（国家基本政策委員長を選挙―国家基本政策委員会を新設したた

め）

八一 常任委員長の辞任を許可したときは、直ちにその選挙を行う

議院が会期中に常任委員長の辞任を許可したときは、直ちにその選挙を行う。また、会期中常任委員長が逝去その他の事由により欠けたときは、速やかにその選挙を行う。

なお、閉会中常任委員長に欠員を生じたときは、国会召集後速やかにその選挙を行う。

八二 常任委員長の解任を議決した例

第百八十三回国会 平成二十五年五月九日の会議において、議院は、環境委員長長川口順子君の解任を議決した(同委員長解任決議案を可決)。同月十五日の会議において、環境委員長の選挙を行い、議長平田健二君は、環境委員長に北川イツセイ君を指名した。

第百八十五回国会 平成二十五年十二月五日の会議において、議院は、内閣委員長水岡俊一君及び経

済産業委員長大久保勉君の解任を議決した（両委員長の解任決議案をいずれも可決）。休憩再開後、両委員長の選挙をいずれも投票により行い、内閣委員長に山東昭子君、経済産業委員長に北川イッセイ君がそれぞれ当選した。

参照 七九号

八三 常任委員長が議長又は副議長に当選したため、その地位を失った例

第六回国会 昭和二十四年十一月十五日の議長の選挙において、外務委員長佐藤尚武君は、議長に当選したため、同委員長の地位を失った。

第百五十二回国会 平成十三年八月七日の副議長の選挙において、国家基本政策委員長本岡昭次君は、副議長に当選したため、同委員長の地位を失った。

第百六十七回国会 平成十九年八月七日の議長の選挙において、懲罰委員長江田五月君は、議長に当選したため、同委員長の地位を失った。

第百七十五回国会 平成二十二年七月三十日の議長の選挙において、議院運営委員長西岡武夫君は、

議長に当選したため、同委員長の地位を失った。

八四 常任委員長が国務大臣等に任命されたため、その地位を失

つた例

常任委員長が国務大臣等に任命された場合は、常任委員長の地位を失う。その例は次のとおりである。

第三回国会 昭和二十三年十月十九日（自然休会中）議院運営委員長下條康麿君は、文部大臣に任命されたため、同委員長の地位を失った（同君は辞任願を提出しなかった）。

第十九回国会 昭和二十九年一月八日（自然休会中）議院運営委員長草葉隆圓君は辞任願を提出したが、翌九日厚生大臣に任命されたため、同委員長の地位を失った。

第二十三回国会 昭和三十年十一月二十二日社会労働委員長小林英三君及び商工委員長吉野信次君は、それぞれ辞任願を提出したが、同日小林英三君は厚生大臣に、吉野信次君は運輸大臣に、それぞれ任命されたため、いずれも同委員長の地位を失った。

第二十六回国会 昭和三十二年二月二日外務委員長小滝彬君は辞任願を提出したが、同日国務大臣（防衛庁長官）に任命されたため、同委員長の地位を失った。

第三十五回国会 昭和三十五年七月十九日議院運営委員長高橋進太郎君は辞任願を提出したが、同日国務大臣（行政管理庁長官）に任命されたため、同委員長の地位を失った。

第四十三回国会 昭和三十八年一月八日（自然休会中）議院運営委員長小沢久太郎君は辞任願を提出したが、同日郵政大臣に任命されたため、同委員長の地位を失った。

第七十四回国会 昭和四十九年十二月九日議院運営委員長植木光教君は辞任願を提出したが、同日国務大臣（総理府総務長官）に任命されたため、同委員長の地位を失った。

第七十九回国会 昭和五十一年十二月二十七日外務委員長高橋雄之助君は辞任願を提出したが、同日北海道開発政務次官に任命されたため、同委員長の地位を失った。

第八十九回国会 昭和五十四年十一月十三日文教委員長望月邦夫君は辞任願を提出したが、同日国土政務次官に任命されたため、同委員長の地位を失った。

第九十七回国会 昭和五十七年十一月二十六日議院運営委員長松垣徳太郎君は辞任願を提出したが、翌二十七日郵政大臣に任命されたため、同委員長の地位を失った。

第二百十回国会 平成二年十二月二十九日（自然休会中）議院運営委員長下条進一郎君は辞任願を提出したが、同日厚生大臣に任命されたため、同委員長の地位を失った。

第二百二十二回国会 平成三年十一月五日議院運営委員長伊江朝雄君は辞任願を提出したが、同日国

務大臣（北海道開発庁長官及び沖縄開発庁長官）に任命されたため、同委員長の地位を失った。

第四百十三回国会 平成十年七月三十日行政監視委員長竹山裕君は辞任願を提出したが、同日国務大臣（科学技術庁長官）に任命されたため、同委員長の地位を失った。

第四百十五回国会 平成十一年三月八日国土・環境委員長陣内孝雄君は辞任願を提出したが、同日法務大臣に任命されたため、同委員長の地位を失った。

第四百十五回国会 平成十八年九月二十六日総務委員長世耕弘成君及び議院運営委員長溝手顕正君は、それぞれ辞任願を提出したが、同日世耕弘成君は内閣総理大臣補佐官に、溝手顕正君は国務大臣（国家公安委員会委員長・内閣府特命担当大臣）に、それぞれ任命されたため、いずれも同委員長の地位を失った。

第四百七十四回国会 平成二十年九月二十四日予算委員長鴻池祥肇君及び懲罰委員長中曾根弘文君は、それぞれ辞任願を提出したが、同日鴻池祥肇君は内閣官房副長官に、中曾根弘文君は外務大臣に、それぞれ任命されたため、いずれも同委員長の地位を失った。

第四百七十二回国会 平成二十一年九月十八日総務委員長内藤正光君及び外交防衛委員長榛葉賀津也君は、それぞれ辞任願を提出したが、同日内藤正光君は総務副大臣に、榛葉賀津也君は防衛副大臣に、それぞれ任命されたため、いずれも同委員長の地位を失った。

第百八十二回国会 平成二十四年十二月二十六日文教科学委員長磯崎陽輔君及び行政監視委員長森まさこ君は、それぞれ辞任願を提出したが、同日磯崎陽輔君は内閣総理大臣補佐官に、森まさこ君は国務大臣（内閣府特命担当大臣）に、それぞれ任命されたため、いずれも同委員長の地位を失った。

第二百二回国会 令和二年九月十八日農林水産委員長江島潔君は辞任願を提出したが、同日経済産業副大臣兼内閣府副大臣に任命されたため、同委員長の地位を失った。

なお、常任委員長を辞任した後、国務大臣等に就任した例は次のとおりである。

第十四回国会閉会后 昭和二十七年九月二日運輸委員長山縣勝見君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、国務大臣に就任した。

第二十四回国会閉会后 昭和三十一年十一月六日地方行政委員長松岡平市君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、北海道開発政務次官に就任した。

第三十八回国会閉会后 昭和三十六年七月十八日議院運営委員長齋藤昇君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、運輸大臣に就任した。

第四十回国会閉会后 昭和三十七年七月十八日議院運営委員長宮澤喜一君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、国務大臣（経済企画庁長官）に就任した。

第五十二回国会閉会後 昭和四十一年八月一日議院運営委員長田中茂穂君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、国務大臣（行政管理庁長官）に就任した。

第五十六回国会閉会後 昭和四十二年十一月二十五日外務委員長赤間文三君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、法務大臣に就任した。また、同日、議院運営委員長鍋島直紹君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、国務大臣（科学技術庁長官）に就任した。

第五十九回国会閉会後 昭和四十三年十一月三十日予算委員長西郷吉之助君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、法務大臣に就任した。

第七十三回国会閉会後 昭和四十九年十一月十一日予算委員長鹿島俊雄君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、郵政大臣に就任した。

第二百二十五回国会閉会後 平成四年十二月十一日議院運営委員長井上孝君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、翌十二日国務大臣（国土庁長官）に就任した。

第二百二十九回国会閉会後 平成六年六月三十日建設委員長前田勲男君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、法務大臣に就任した。

第六十回国会閉会後 平成十六年九月二十九日経済産業委員長谷川秀善君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、外務副大臣に就任した。

第六十七回国会閉会后 平成十九年八月二十七日決算委員長泉信也君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、国務大臣（国家公安委員会委員長・内閣府特命担当大臣）に就任した。

第七十五回国会閉会后 平成二十二年九月十七日厚生労働委員長柳田稔君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、法務大臣に就任した。また、同月二十一日、総務委員長林久美子君、農林水産委員長小川敏夫君及び予算委員長平野達男君は、議長の許可を得ていずれも同委員長を辞任し、林久美子君は文部科学大臣政務官に、小川敏夫君は法務副大臣に、平野達男君は内閣府副大臣にそれぞれ就任した。

第七十七回国会閉会后 平成二十三年九月二日予算委員長前田武志君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、国土交通大臣に就任した。また、同月五日、財政金融委員長藤田幸久君、厚生労働委員長津田弥太郎君、農林水産委員長主濱了君及び経済産業委員長柳澤光美君は、議長の許可を得ていずれも同委員長を辞任し、藤田幸久君は財務副大臣に、津田弥太郎君は厚生労働大臣政務官に、主濱了君は総務大臣政務官に、柳澤光美君は経済産業大臣政務官にそれぞれ就任した。

第八十回国会閉会后 平成二十四年十月一日内閣委員長芝博一君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、内閣官房副長官に就任した。また、同月二日、経済産業委員長前川清成君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、内閣府副大臣に就任した。

第百八十六回国会閉会后 平成二十六年九月四日総務委員長山本香苗君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、厚生労働副大臣に就任した。

第百八十九回国会閉会后 平成二十七年十月七日厚生労働委員長丸川珠代君及び環境委員長島尻安伊子君は、議長の許可を得ていずれも同委員長を辞任し、丸川珠代君は国務大臣（環境大臣・内閣府特命担当大臣）に、島尻安伊子君は国務大臣（内閣府特命担当大臣）にそれぞれ就任した。

第百九十一回国会閉会后 平成二十八年八月五日行政監視委員長磯崎陽輔君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、農林水産副大臣に就任した。

第百九十六回国会閉会后 平成三十年十月二日議院運営委員長山本順三君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、国務大臣（国家公安委員会委員長・内閣府特命担当大臣）に就任した。また、同月四日、文教科学委員長高階恵美子君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、厚生労働副大臣に就任した。

第百九十九回国会閉会后 令和元年九月十三日法務委員長横山信一君及び文教科学委員長上野通子君は、議長の許可を得ていずれも同委員長を辞任し、横山信一君は復興副大臣に、上野通子君は文部科学副大臣にそれぞれ就任した。

（注）第三回国会昭和二十三年十月二十二日の議院運営委員会において、常任委員長が国務大臣に就任した場合は、

国務大臣就任と同時に委員長の地位を失う旨の決定があった。また、第七十九回国会昭和五十一年十二月二十七日の議院運営委員会理事會において、常任委員長が政務次官に就任した場合にも、同様の扱いとする旨の決定があった。

なお、平成八年の改正前の国会法第三十九条は、国又は地方公共団体の公務員のうち議員が兼ねることができるとして、「内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合」を挙げていたが、平成八年の内閣総理大臣補佐官の新設、平成十三年の副大臣及び大臣政務官の新設（政務次官の廃止）並びに平成二十六年の大臣補佐官の新設に伴い、同条にこれらの職が追加された。

参照 六五号

八五 常任委員長が特別委員長を兼ねた例

常任委員長が特別委員長を兼ねたことがある。その主な例は次のとおりである。

第十二回国会 昭和二十六年十月十七日外務委員長大隈信幸君は、平和条約及び日米安全保障条約特別委員に選任され、翌十八日同特別委員会において委員長に互選された。なお、同君は、同年十一月十四日外務委員長を辞任した。

第三十四回国会 昭和三十五年三月九日外務委員長草葉隆圓君は、日米安全保障条約等特別委員に選任され、同月十六日同特別委員会において委員長に互選された。なお、同君は、同月二十一日外務委員長を辞任した。

第五十回国会 昭和四十年十一月二十日外務委員長寺尾豊君は、日韓条約等特別委員に選任され、同日同特別委員会において委員長に互選された。なお、同君は、同年十二月十三日会期終了により同特別委員会が消滅するまで外務委員長と兼任した。

第百十四回国会 平成元年一月九日議院運営委員長嶋崎均君は、弔詞案起草に関する特別委員に選任され、同日同特別委員会において委員長に互選された。なお、同君は、同日の会議における弔詞案議決により同特別委員会が消滅するまで議院運営委員長と兼任した。

第百二十一回国会 平成三年八月五日議院運営委員長伊江朝雄君は、国会等の移転に関する特別委員に選任され、同日同特別委員会において委員長に互選された。なお、同君は、同年十一月五日第百二十二回国会召集により同特別委員会が消滅するまで議院運営委員長と兼任した。

第四節 事務総長

八六 事務総長の選挙は、その手続を省略してその選任を議長に委任するのを例とする

事務総長の選挙は、議長の発議又は議員の動議により、その手続を省略してその選任を議長に委任し、議長は、直ちに指名するのを例とする。その例は次のとおりである。

第六回国会 昭和二十四年十月二十五日（召集日） 議長松平恒雄君は、宇都宮登君の動議により、

事務総長に近藤英明君を指名した。（第五回国会閉会後同年九月三十日事務総長小林次郎君辞任による補欠）

第十六回国会 昭和二十八年六月十六日 議長河井彌八君は、加藤武徳君の動議により、事務総長に芥川治君を指名した。（同日事務総長近藤英明君辞任による補欠）

第二十七回国会 昭和三十二年十一月一日（召集日） 議長松野鶴平君は、佐野廣君の動議により、事務総長に河野義克君を指名した。（第二十六回国会閉会後同年八月二十二日事務総長芥川治君辞任による補欠）

第四十八回国会 昭和四十年四月十四日 議長重宗雄三君は、亀井光君の動議により、事務総長に宮坂完孝君を指名した。(同日事務総長河野義克君辞任による補欠)

第六十九回国会 昭和四十七年七月六日(召集日) 議長河野謙三君は、山崎五郎君の動議により、事務総長に岸田實君を指名した。(同日事務総長宮坂完孝君辞任による補欠)

第八十一回国会 昭和五十二年八月三日 議長安井謙君は、井上吉夫君の動議により、事務総長に植木正張君を指名した。(同日事務総長岸田實君辞任による補欠)

第九十四回国会 昭和五十五年十二月二十二日(召集日) 議長徳永正利君は、真鍋賢二君の動議により、事務総長に前川清君を指名した。(同日事務総長植木正張君辞任による補欠)

第九十六回国会 昭和五十六年十二月二十一日(召集日) 議長徳永正利君は、堀内俊夫君の動議により、事務総長に指宿清秀君を指名した。(同日事務総長前川清君辞任による補欠)

第一百三回国会 昭和六十年十二月二十日 議長木村睦男君は、藤井孝男君の動議により、事務総長に加藤木理勝君を指名した。(同日事務総長指宿清秀君辞任による補欠)

第一百六回国会 平成元年十二月十五日 議長土屋義彦君は、上杉光弘君の動議により、事務総長に佐伯英明君を指名した。(同日事務総長加藤木理勝君辞任による補欠)

第二百二十二回国会 平成三年十二月二十日 議長長田裕二君は、片山虎之助君の動議により、事務

総長に戸張正雄君を指名した。(同日事務総長佐伯英明君辞任による補欠)

第三百三十五回国会 平成八年一月十一日(召集日) 議長斎藤十朗君は、議長発議により、事務総長に黒澤隆雄君を指名した。(同日事務総長戸張正雄君辞任による補欠)

第四百十三回国会 平成十年十月十六日 議長齋藤十朗君は、議長発議により、事務総長に堀川久士君を指名した。(同日事務総長黒澤隆雄君辞任による補欠)

第五百十二回国会 平成十三年八月九日 議長井上裕君は、議長発議により、事務総長に川村良典君を指名した。(同日事務総長堀川久士君辞任による補欠)

第百六十八回国会 平成十九年十月五日 議長江田五月君は、議長発議により、事務総長に小幡幹雄君を指名した。(同日事務総長川村良典君辞任による補欠)

第百七十六回国会 平成二十二年十二月三日 議長西岡武夫君は、議長発議により、事務総長に橋本雅史君を指名した。(同日事務総長小幡幹雄君辞任による補欠)

第百八十五回国会 平成二十五年十二月七日 議長山崎正昭君は、議長発議により、事務総長に中村剛君を指名した。(同日事務総長橋本雅史君辞任による補欠)

第百九十二回国会 平成二十八年十二月十四日 議長伊達忠一君は、議長発議により、事務総長に郷原悟君を指名した。(同日事務総長中村剛君辞任による補欠)

第二百回国会 令和元年十二月九日 議長山東昭子君は、議長発議により、事務総長に岡村隆司君を指名した。(同日事務総長郷原悟君辞任による補欠)

ただし、投票により選挙を行ったことがある。その例は次のとおりである。

第一回国会 昭和二十二年五月二十一日(召集日の翌日) 投票により選挙を行った結果、事務総長に小林次郎君が当選した。

なお、事務総長が選任されたときは、即日その旨を事務総長から衆議院事務総長に通知する。

(注) 第二百二十六回国会平成五年三月二十二日の議院運営委員会理事会において、仮議長、常任委員長、事務総長、両院協議会協議委員、同協議委員の補欠、裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各種の委員等、中央選挙管理会委員及び同予備委員の選任又は指名を議長に委任するに当たっては、その都度、議院運営委員会の決定に基づき、議長からこれを発議することができる旨の決定があった。

参照 四九号―五三号、二五五号

第六章 内閣総理大臣の指名

八七 内閣総理大臣の指名に先立って行つた議事に関する例

内閣総理大臣の指名は、他の全ての案件に先立って行つた議事であるが、第二回国会以来、内閣総辞職決定後、内閣総理大臣の指名前に行つた議事は、次のとおりである。

- 一 役員の選挙、辞任及び信任に関する件
- 一 議席の指定
- 一 新議員の紹介
- 一 会期の件
- 一 会期延長の件
- 一 請暇の件
- 一 国会法の一部を改正する法律案
- 一 参議院規則の一部を改正する規則案
- 一 委員の選任

- 一 特別委員会設置の件
- 一 調査会設置の件
- 一 情報監視審査会委員の辞任及び選任
- 一 政治倫理審査会委員の選任
- 一 各種委員の選挙
- 一 永年在職議員表彰の件
- 一 皇太后陛下崩御につき弔意を表する件
- 一 逝去した議員等の哀悼に関する件
- 一 法制局長の任命承認の件

参照 九七号

八八 内閣総理大臣の指名は、単記記名投票で行う

内閣総理大臣の指名は、単記記名投票でこれを行い、投票の過半数を得た者を指名されたものとする。

(注) 内閣総理大臣の指名は、第二十二回国会において本院規則が改正(昭和三十年三月十八日議決)されるまで

は、単記記名投票により、まず指名される者を定め、その者について議決することとなっていた。

参照 七四号、四二四号

八九 内閣総理大臣の指名の投票を行うときは、議場を閉鎖しない

内閣総理大臣の指名の投票を行うときは、選挙の投票の場合と同様、議場の入口を閉鎖しない。

参照 五〇号、三四一号

九〇 単記記名投票には、議員の氏名を記入した投票用紙を用い、議員は、氏名点呼に応じてこれを演壇に持参して投票する

内閣総理大臣の指名の単記記名投票には、議席に備えた議員の氏名を記入した投票用紙を用い、議員は、氏名点呼に応じてこれを持参し、議長席に向かって右方から演壇に登り参事に投票を渡し（投票の投函は、議員に代わって参事が行う）、議長席に向かって左方から降りて席に復する。

(注) 投票の際、議員は、当初投票用紙のほか、白色の木札の名刺を持参していたが、第二十二回国会昭和三十年三月十八日の内閣総理大臣の指名の投票以後、白色の木札の名刺は持参しないこととした。また、第百二十九回国会平成六年六月二十九日の内閣総理大臣の指名までは赤色の投票用紙を使用していた。

参照 一五号、四九号、三四三号、三九二号

九一 内閣総理大臣の指名の際、議員が登壇して投票できない場合、参事がその議席に至り、投票を受け取り、代わって投票する

内閣総理大臣の指名の際、病気等のため登壇して投票できない議員から投票の持参を参事に委託したい旨の申出があったときは、議長はこれを許可し、参事がその議席に至り、投票を受け取り、代わって投票するのを例とする。

(注) 第九十三回国会閉会後昭和五十五年十二月十一日の議院運営委員会理事会において、次の旨の決定があった。

一、あらかじめ投票委託の申出があったときは、議長が事前に許可するが、その際、その旨を議院運営委員会理事事に報告する。なお、議場で申出があり、議長がこれを許可する際は、事前にその旨を議院運営

委員長に伝える。

二、議場内での許可の宣告は行わない。

三、議員が投票委託を申し出る際、その必要性が数日間に及ぶ場合には、その旨を併せて申し出ることができることとし、議長はこれに基づき数日間にわたる投票委託を許可することができる。

参照 五一号、三四四号

(規 第二〇条)

九二 内閣総理大臣の指名の投票における無効投票は、投票総数に算入する

内閣総理大臣の指名の投票における無効投票（白票を含む）は、投票総数に算入する。なお、白票については、議長は、投票の結果の報告に当たって他の無効投票と区別してその票数を宣告する。

内閣総理大臣の指名の投票において無効投票があった例は、次のとおりである。

第二回国会 昭和二十三年二月二十一日の内閣総理大臣の指名の単記記名投票において白票が一票、また、決選投票において白票が七票、無効票が三票あったが、いずれもこれを投票総数に算入した。

以後同例がある。

参照 五二号、五三号

規 第二〇条

九三 内閣総理大臣の指名において決選投票を行った例

内閣総理大臣の指名において投票の過半数を得た者がないときは、投票の最多数を得た者一人について決選投票を行う。その例は次のとおりである。

第二回国会 昭和二十三年二月二十一日の内閣総理大臣の指名において決選投票を行い、吉田茂君が指名された。

第八十九回国会 昭和五十四年十一月六日の内閣総理大臣の指名において決選投票を行い、大平正芳君が指名された。

第一百五回国会 平成元年八月九日の内閣総理大臣の指名において決選投票を行い、土井たか子君が指名された。

第一百八回国会 平成二年二月二十七日の内閣総理大臣の指名において決選投票を行い、海部俊樹君が指名された。

第二百二十二回国会 平成三年十一月五日の内閣総理大臣の指名において決選投票を行い、宮澤喜一君が指名された。

第四百十三回国会 平成十年七月三十日の内閣総理大臣の指名において決選投票を行い、菅直人君が指名された。

第六十八回国会 平成十九年九月二十五日の内閣総理大臣の指名において決選投票を行い、小沢一郎君が指名された。

第七十回国会 平成二十年九月二十四日の内閣総理大臣の指名において決選投票を行い、小沢一郎君が指名された。

第七十七回国会 平成二十三年八月三十日の内閣総理大臣の指名において決選投票を行い、野田佳彦君が指名された。

第八十二回国会 平成二十四年十二月二十六日の内閣総理大臣の指名において決選投票を行い、安倍晋三君が指名された。

九四 内閣総理大臣を指名したときは、即日その旨を衆議院に通知する

内閣総理大臣を指名したときは、即日その旨を議長から衆議院議長に通知する。

九五 内閣総理大臣の任命式には、議長が列席する

内閣総理大臣の任命式が皇居において行われるときは、議長は、衆議院議長と共に列席するのを例とする。

九六 内閣総理大臣が欠けたときは、直ちにその旨の通知がある

内閣総理大臣が欠けたときは、直ちにその旨の通知がある。その例は次のとおりである。

第九十一回国会閉会后 昭和五十五年六月十二日内閣総理大臣臨時代理から本院議長に同日内閣総理大臣大平正芳君が逝去した旨の通知があった。

九七 内閣が総辞職を決定したときは、直ちにその旨の通知がある

内閣が総辞職を決定したときは、直ちに内閣総理大臣から本院議長にその旨の通知がある。

なお、総選挙後、初めて国会が召集されたときは、内閣は、召集日当日総辞職を決定している。

参照 八七号

第七章 議員

第一節 応召、当選証書の対照、入場及び紹介

九八 議員は、参議院議員の通常選挙又は衆議院議員の総選挙後初めて召集される国会の召集日には、議事堂中央玄関から登院する

議員は、通常、各議院の玄関から登院するが、参議院議員の通常選挙又は衆議院議員の総選挙後初めて召集される国会の召集日には、議事堂中央玄関から登院する。

(注) 第三十六回国会閉会后昭和三十五年十二月三日の議院運営委員会理事会において、第三十七回国会(特別)以後、参議院議員の通常選挙又は衆議院議員の総選挙後初めて召集される国会の召集日における議員の登院は、議事堂中央玄関を使用することを決定した。

九 九 通常選挙、補欠選挙又は再選挙に当選した議員は、初めて

登院したときに当選証書の対照を受ける

通常選挙、補欠選挙又は再選挙に当選した議員は、初めて登院したときに事務局において当選人名簿（公職選挙法第百八条の規定による内閣からの報告書を用いる）と当選証書との対照を受ける。

繰上補充又は更正決定により当選人となった議員についても、同様とする。

一 〇 〇 議員の氏名は、原則として本名を用いる

議員の氏名は、本名を用いることとするが、議長の許可により、その任期中、本名に代えて通称を使用することができる。

なお、婚姻により氏を改めた議員が引き続き婚姻前の氏を通称として使用することを議長が許可したことがある。

（注）議員の氏名は、従来、本名を用いることとしていたが、第百四十回国会平成九年六月九日の議院運営委員会理事会において、次の旨の決定があり、同年九月二十九日に召集された第百四十一回国会から議員の通称使

用が認められた。

一 議員氏名

議員氏名は、従来どおり、内閣総理大臣からの当選人報告に基づき、これと当選証書記載の氏名を対照したもの（以下「本名」という。）を用いるのを原則とする。ただし、通称を議員氏名として使用したい議員は、当選証書の対照後、通称使用の許可を申請することができる。

二 通称の範囲

通称とは、公職選挙法制度上の通称（公職選挙法施行令第八十八条の五第七項、第八十九条第五項）とする。通称の使用が許可された場合には、以降任期中、通称使用の例外（叙位・叙勲の申請等、専ら院外で使用をするもの又は通称の使用によっては実務上混乱が生じるおそれのあるもの）を除いて、通称を議員氏名として用いるものとする。

一〇一 初めて登院した議員が当選証書を持参しなかったときは、既に対照を終わつた議員の保証によつて議場に入ることが出来る

初めて登院した議員が当選証書を持参しなかったときは、既に対照を終わつた議員の「本員は何某君が〇〇県選挙区（又は比例代表）選出参議院議員に相違ないことを保証する」旨の保証書によつて、議長は議場に入ることを許可するのを例とする。この場合には、当該議員は後日当選証書の対照を受ける。

一〇二 補欠選挙又は再選挙に当選した議員が初めて議席に着いたときは、議長は、議院に紹介する

通常選挙に当選した議員の紹介は行わないが、補欠選挙又は再選挙に当選した議員が初めて議席に着いたときは、議長は、新議員の議席番号、選出区及び氏名を呼んで紹介し、新議員は起立し、他の議員は拍手で迎えるのを例とする。

繰上補充又は更正決定により当選人となった議員についても、同様とする。

参照 一一二号、一二五号

第二節 請暇及び欠席

一〇三 議員が議院に出席することができないときは、請暇書又は欠席届書を提出する

議員は、事故のために数日間議院に出席することができないときは、あらかじめその理由と日数を記した請暇書を議長に提出する。七日を超えない請暇については、議長がこれを許可し、七日を超える請暇は、最近の議院の会議に諮る。ただし、議院に諮る日から計算して七日以内となったものについては、議院に諮らないで議長がこれを許可する。なお、議員が開会中、海外渡航する場合には、議院運営委員会理事会の了解を得た後、請暇書を提出する。

請暇の許可を得た議員が、その請暇の期間内に出席したときは、請暇の許可はその効力を失う。公務、疾病、出産その他一時的な事故によって議院に出席することができない議員は、その理由を記

した欠席届書を議長に提出する。

(注) 第三十八回国会昭和三十六年一月三十日の議院運営委員会理事會において、開會中における海外渡航のための請暇については、あらかじめ同理事會の了解を得ることを要する旨の決定があつた。

また、第九十四回国会昭和五十六年一月二十九日の議院運営委員会理事會において、病氣により出席することができない場合は、請暇書ではなく欠席届書の提出を求めるとし、欠席期間が七日を超えるときは、同理事會に報告する旨の決定があつた。

参照 二二八号

一〇四 召集に応じない議員に招状を發した例

第五回国会 昭和二十四年五月十一日議長松平恒雄君は、同年二月十一日(召集日)以来召集に応じない議員栗栖尠夫君、西園寺公一君、橋上保君及び平野成子君に対し、招状を發した(同年五月九日の議院運営委員会において、四君に対し議長から招状を發すべきである旨の決定があつた)。なお、栗栖尠夫君、西園寺公一君及び平野成子君は同月十四日に、橋上保君は同月十六日に、それぞれ請暇書を提出したので、議長は、いずれもこれを許可した。

第三節 辞職、退職、資格消滅及び除名

一〇五 辞表には、辞職の理由を記する

議員が辞職しようとするときは、辞表にその理由を記してこれを議長に提出する。

参照 二一八号

一〇六 議員が公職の候補者となったときは、届出の日に退職者となる

参議院議員の通常選挙が行われる場合に、参議院議員が在職中その選挙における候補者となる場合を除き、議員が公職の候補者として届出をし又は推薦届を出されたときは、その届出の日に議員を辞したものとみなされ退職者となる。その例は次のとおりである。

第二十二回国会 昭和三十年三月二十九日議員北村一男君は、新潟県知事選挙に立候補したため、同日退職者となった。

第七章 議員

第二節 請暇及び欠席 (一〇四)
第三節 辞職、退職、資格消滅及び除名

(一〇五、一〇六)

一三一

以後同例がある。

なお、議員が公職の候補者となったため、退職者となった場合には、本人に対しては別に通知することなく、参議院公報にその旨を記載する。

参照 一一七号、五〇六号

国 第二三条
(選 第二〇条)

一〇七 議員が選挙関係訴訟においてその資格を失う判決があつ

たときは、判決確定の日に退職者となる

議員が選挙関係訴訟において当選無効の判決があつたとき、又はその者に係る選挙無効の判決があつたときは、その判決確定の日に退職者となる。その例は次のとおりである。

第十三回国会 昭和二十六年十二月二十二日島根県選出議員櫻内義雄君の当選無効判決（広島高等裁判所）に対する最高裁判所の上告棄却の判決が確定し、同日同君は退職者となった（同月二十一日最高裁判所長官から通知書を受領）。

第十九回国会閉会后 昭和二十九年九月二十四日中央選挙管理会委員長の上告に係る第三回通常選挙（昭和二十八年四月二十四日執行）における栃木県佐野市の選挙無効判決（東京高等裁判所）に対す

る最高裁判所の原判決変更の判決（選挙の一部無効）が確定し、同日全国選出議員大倉精一君、関根久藏君、大谷賛雄君、八木秀次君、柏木庫治君及び楠見義男君はいずれも退職者となった（同日最高裁判所長官から通知書を受領）。

第三十一回国会 昭和三十四年二月二十日全国選出議員小西英雄君の当選無効判決（東京高等裁判所）に対する最高裁判所の上告棄却の判決が確定し、同日同君は退職者となった（同日最高裁判所長官から通知書を受領）。

なお、議員の当選が無効となる判決があったときは、その判決確定の日に退職者となる。その例は次のとおりである。

第三十回国会閉会后 平成六年七月二十九日愛知県選出議員新聞正次君の公職選挙法第二百三十五条の罪による有罪判決（名古屋高等裁判所）に対する最高裁判所の上告棄却の判決が確定し、公職選挙法第二百五十一条により当選無効となったため、同日同君は退職者となった（同日最高裁判所長官から通知書を受領）。

参照 一一七号

一〇八 議員の資格に影響のある裁判が確定した場合には、その 言渡しをした裁判所の長からその旨の通知がある

議員の資格に影響のある裁判が確定した場合には、これを言い渡した裁判所の長からその都度裁判書の謄本（刑事事件について上告審において判決が確定した場合には原審の判決書の謄本をも添付）を添えて議長にその旨の通知がある。議員の資格に影響のある裁判に関し、裁判所の長から通知がある場合は、次のとおりである。

議員の選挙に関する訴訟についての判決が確定した場合

議員の関係者が公職選挙法に定める罪で刑に処せられることにより議員の当選が無効となる場合

議員が公職選挙法に定める罪により刑の言渡しを受けその判決が確定した場合

議員が公職選挙法に定める罪以外の犯罪により禁錮以上の刑の言渡しを受けその判決が確定した場合

合（刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者を除く）

議員が公職にある間に犯した収賄罪（刑法第九十七条乃至第九十七条の四の罪）又はあつせん利得罪

（公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律第一条の罪）により執行猶予付きで刑の言渡しを受けその判決が確定した場合

議員が政治資金規正法に定める罪により刑（禁錮刑で執行猶予の場合及び罰金刑（執行猶予を含む））の場

合）の言渡しを受けその判決が確定した場合

（注）公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の制定に伴い、昭和二十五年六月二十七日両院議長から最高裁判所長官に対し、議員の資格に影響のある裁判が確定したが、その旨の通知の規定が法規にない場合に関し照会したところ、その都度言渡しをした裁判所の長から裁判書の謄本を添えてその旨の通知をするとの回答があった。また、通知に関し規定があっても謄本を送付する旨の規定を欠くものについても通知の際、謄本を送付する旨の回答があった。

その後、議員の資格に影響のある規定の範囲拡大に伴い、平成五年七月二十三日、平成六年十二月二十七日、平成十二年十二月十四日及び平成二十八年五月十九日両院事務総長から最高裁判所事務総長に対し同様の照会を行ったところ、それぞれ従来同様の通知をするとの回答があった。なお、公職選挙法制定前の昭和二十三年二月二十八日にも、両院議長から右と同様の照会を行ったことがある。

懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設する刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）が令和四年六月十七日に公布され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなった。

参照 一一七号

一〇九 除名の議決をしたときは、その旨を本人に通知する

議員除名の議決があつたときは、速やかにその旨を議長から本人に文書をもつて通知する。その例は次のとおりである。

第七回国会 昭和二十五年四月七日の会議において、議員小川友三君除名の議決があつたので、議長佐藤尚武君は、即日同君に対し文書をもつてその旨を通知した。

参照 一一七号、四七七号

一一〇 議員に欠員を生じたときは、その旨を内閣に通知する

議員に欠員を生じたときは、速やかに理由を付してその旨を議長から内閣総理大臣に通知する。

第四節 逮捕

一一一 議員の逮捕について許諾を求めるの件は、議院運営委員会に付託しその審査を経た後、議院において議決する

議員の逮捕について許諾を求めるの件が内閣から提出されたときは、議長は、これを議院運営委員会に付託しその審査を経た後、議院において議決する。その例は次のとおりである。

第十九回国会 昭和二十九年四月十二日議長河井彌八君は、同月十日内閣から提出された議員の逮捕について許諾を求めるの件を議院運営委員会に付託し、その審査を経た後、同月十五日の会議において、本件に対し許諾を与えることを議決した。

第四百十回国会 平成九年一月二十八日議長斎藤十朗君は、同日内閣から提出された議員の逮捕について許諾を求めるの件を議院運営委員会に付託し、その審査を経た後、同月二十九日の会議において、本件に対し許諾を与えることを議決した。

なお、本件を議決したときは、即日その旨を内閣に通知する。

(注) 第十九回国会昭和二十九年四月十二日の議院運営委員会において、議員の逮捕について許諾を求めるの件が

提出されたときは、議長は、これを議院運営委員会に付託する旨の決定があつた。

なお、第三回国会昭和二十三年十一月六日議員の逮捕について許諾を求めるの件が内閣から提出された際は、議長松平恒雄君は、これを議院運営委員会に諮つた後、同月十一日の会議において、本件に対し許諾を与えることを議決した。

一一二 会期前に逮捕された議員があるときは、召集日に内閣からその氏名の通知がある

会期前に逮捕された議員があるときは、召集日に内閣から議長に令状の写しを添えてその氏名の通知がある。その例は次のとおりである。

第一百四十一回国会 平成九年九月二十九日内閣総理大臣から議長に令状の写しを添えて会期前に逮捕された議員の氏名の通知があつた。

以後同例がある。

また、会期前に逮捕された議員について、会期中に勾留期間の延長の裁判があつたときは、内閣から議長にその旨の通知がある。その例は次のとおりである。

第四百十一回国会 平成九年十月十四日内閣総理大臣から議長に勾留期間更新決定書の写しを添えて、会期前に逮捕された議員について勾留期間の更新の裁判があつた旨の通知があつた。以後同例がある。

第五節 会派及び議員控室

一一三 議員が会派を結成するには、二人以上の議員をもつてする ることを要する

院内において議員が会派を結成するには、二人以上の議員をもつてすることを要する。

議員の任期満了、辞職等により会派の所属議員が一名となつたときは、その会派は解消する。その例は次のとおりである。

第十五回国会閉会后 昭和二十八年五月二日 日本共産党は、その所属議員のうち二名が任期満了となつたことにより解消した。

第三十四回国会 昭和三十四年十二月二十九日 第十七控室は、その所属議員のうち一名が辞職し

たことにより解消した。

その他同例がある。

一一四 議員が会派を結成したとき又は会派の所属議員に異動が

あつたとき等は、議長に届け出る

議員が会派を結成したときは、その代表者から所属議員の氏名を記載した会派結成届を議長に提出する。

会派を解散したときは、その代表者から会派解散届を議長に提出する。

会派の名称を変更したときは、その会派から会派名変更届を議長に提出する。

会派に属しない議員及び通常選挙、補欠選挙等により当選した議員が既に届出のある会派に所属したときは、その会派から入会届を議長に提出する。

議員が会派から退会したときは、その会派から退会届を議長に提出する。

なお、議員の所属会派の変更は、関係会派から退会届及び入会届が共に議長に提出されたときに定まる。

参照 一一号、六二号、七八号、一一八号、一二二号、一二三号、一二八号、二五九号、四

二五号、四八八号、四九三号、五八〇号、五八五号

一一五 議員控室は、各会派の所属議員数に応じて各会派に割り当てる

議員控室は、議長があらかじめ議院運営委員会理事会に諮って、各会派の所属議員数に応じて各会派にこれを割り当てる。なお、会派に属しない議員については全員につき共用の室を割り当てるのを例とする。

第六節 障がいを有する議員の円滑な議員活動に資する

ための措置

一一六 障がいを有する議員の議場等における円滑な議員活動に 資するための措置に関する例

障がいを有する議員の議場等における円滑な議員活動に資するための措置について、議院運営委員会理事會において申合せを行ったことがある。その例は次のとおりである。

(一) 常時車椅子を使用する議員への対応

第八十回国会閉会後昭和五十二年七月二十六日の議院運営委員会理事懇談会において、常時車椅子を使用する議員前島英三郎君の議場等における議員活動について、次の旨の申合せを行った。

前島英三郎君の車椅子使用に伴う本会議及び委員会における議員活動に関する
取扱いの件

1 本会議開会の際は、予鈴で入場できることとする。

2 本会議の演壇における発言の際は、議場北側の入口より入場し、車椅子に座ったまま発言することとする。

3 議席（委員席を含む）における発言は、座ったまま行うこととする。

4 起立採決の際は、挙手をもって起立に代えることとする。

5 投票の際は、参事に投票の持参を委託することとする。

6 儀礼の件において議員全員が起立する場合も、座ったままとする。

(注) 1については、申合せ当時、議員は本鈴で入場していた。また、2については、第九十一回国会昭和五十五年一月二十九日の議院運営委員会理事会において、議場内演壇に向かって右端の大臣席に至る通路の階段にスロープを設置し、これを経て大臣席後方を通り演壇に至ることとする旨の決定があった。

(二) 視覚障がいを有する議員への対応

第百十四回国会閉会後平成元年八月一日の議院運営委員会理事会において、視覚障がいを有する議員堀利和君の議場における議員活動について、次の旨の申合せを行った。

視覚障がい議員に対する本会議場における対応について

1 入場、議席、登壇

当該議員の入場、着席又は登壇に際しては、衛視が誘導する。

- 2 議場内配付資料等（委員の氏名表等）
本会議前又は本会議後に、議場内配付資料について事務局（議事課）より当該議員側に連絡する（本人にかかわる部分については特に言及する）。
- 3 発言
発言する際、発言時間の経過については、ブザーをもって知らせる。
- 4 記名投票
(イ) 採決
白色・青色の投票札に何らかの工作をすることが考えられるが、当面、参事が、当該議員から投票札を受け取り、当該議員所属会派の議運理事に投票が当該議員の意思と合致することを確認してもらった後、代わって投票する。
(ロ) 内閣総理大臣の指名
甲参事が記入を代行し、乙参事が当該議員から投票用紙を受け取り、当該議員所属会派の議運理事に記入事項が当該議員の意思と合致することを確認してもらった後、代わって投票する。
- 5 無名投票

議長・副議長の選挙に際しては、甲参事が記入を代行し、乙参事が当該議員から投票用紙を受け取り、当該議員に記入事項が当該議員の意思と合致することを確認した後、代わって投票する。

(注) 4(イ)については、第百十六回国会平成元年十一月二十九日の議院運営委員会理事会において、当該議員所属会派の議員の介助のもとに自ら投票する方法を認める旨の決定があった。また、第百四十二回国会閉会後平成十年七月二十七日の議院運営委員会理事会において、4(ロ)及び5については、当該議員にあらかじめあるいは投票時に粘着性の点字シールに被選挙者名又は被指名者名の点字を打ってもらい、それを所定の投票用紙に貼り付けてもらうこととすること、第百四十二回国会から導入された押しボタン式投票については、押しボタンの上に点字シールを貼って識別ができるようにすることが了承された。

(三) 常時車椅子を使用する議員又は介助者の帯同を必要とする議員への対応

第百九十八回国会閉会後令和元年七月二十九日の議院運営委員会理事会において、常時大型の車椅子を使用し、介助者の帯同を必要とする議員木村英子君及び舩後靖彦君並びに常時車椅子を使用する議員横沢高徳君の議場等における議員活動について、次の旨の申合せを行った。

確認事項

議院運営委員会理事会は、障がい有する議員の議場等における円滑な議員活動に資するための

当面の措置として、以下のとおり確認する。

1 木村英子君、船後靖彦君の議席は、新たに設備される議席二二一番、二二九番を使用することとし、両君は、議席至近の扉から入退場できることとする。

また、両君が医療機器の配備等で予鈴前に議場に入場することが必要な場合には、議院運営委員長の許可を得て、これを行うことができるものとする。

横沢高德君の議席は、椅子部分のない議席ユニットを使用することとし、同君の会派への入会の有無等を考慮して、適当な位置に配置の上、使用することとする。

2 木村英子君、船後靖彦君の議場における議員活動を補佐するため、介助者の議場への帯同について、あらかじめ両君から議長に届出があった場合にはこれを認めることとする。

なお、届出があったときは、議院運営委員会理事会にこれを報告することとする。

3 両君の帯同する介助者の行うことができる議員活動の補佐は、以下のとおりとする。

(1) 一般的な介助行為

(2) 出席時の氏名標の立ち上げ

(3) 起立採決時の挙手による代理賛否表明

(4) 押しボタン式投票時の代理投票

(5)記名投票時の白色票、青色票の参事への代理手交

(6)役員等の選挙、内閣総理大臣の指名における投票用紙への代筆、同投票用紙の参事への代理手交

(7)議員活動の補佐のために必要な事務局職員との連絡調整

(8)その他、議院運営委員長が必要と認めるもの

4 記名投票、役員等の選挙、内閣総理大臣の指名における木村英子君、舩後靖彦君、横沢高德君の投票は、当分の間、参事に委託するものとする。

なお、起立採決における三君の賛否の表明は挙手により行うこととする。

5 木村英子君、舩後靖彦君から、議場における円滑な議員活動に資するため、必要なものとして以下の物品の持込みについて議院運営委員長に届出があつた場合には、議院運営委員会議事会に報告の上、これを認めることとする。

(1)意思疎通のためのノートパソコン等の電子機器

(2)その他、医療上、議員活動上、必要であるとして議院運営委員長が認めたもの

6 両君の議場内における服装に關し、医療上の必要性から、帽子、外とう、襟卷等の着用が求められる場合には、参議院規則第二百九条の禁止するところには当たらないものとする。

また、上着、ネクタイの着用も求めないこととする。

7 三君が議場閉鎖中、やむを得ず退出を求めたときは、事前又は事後の議院運営委員長への報告により認めるものとする。

8 この確認事項により難い事態が生じた場合は、議院運営委員会理事会又は議場内における議院運営委員会理事の協議により対処するものとする。

9 三君の委員会議室における議員活動についても、上記1から8に準ずるものとし、具体的な措置は、各委員会の理事会において協議するものとする。

(注) 議席については、意思疎通のためのノートパソコン等の電子機器、医療上必要な各種機器等に用いるための電源を設置し、既存の押しボタン式投票機を移設した。また、第二百三回国会閉会後令和三年一月十三日の議院運営委員会理事会において、議場にスロープが設置されたことを踏まえ介助者の行うことのできる議員活動の補佐として、3(2)の後に「演壇への登壇、演壇からの降壇」が追加された。

参照 一五号、一六号、五一号、九一号、一三三三号、三四二号、三四四号、三四八号、四五四号、四五九号、五三三三号、五四一号

第八章 歳費、立法事務費及び参議院予備金

一一七 歳費は、議員の任期が開始する日から任期の終わる日まで支給する

歳費は、任期の開始する日から支給し、任期満限、辞職、退職又は除名の場合にはその日まで、死亡の場合にはその当月分まで支給する。

歳費の額は、月額をもって定められているが、月の途中から又は月の途中まで支給するときは、日割りによつて計算する。

なお、議員が当選無効又は選挙無効によりその地位を失つた場合においても、その日までの歳費を支給する。

(注) 第七十六回国会における国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の改正(平成二十二年法律第六十九号)により、歳費を月の途中から又は月の途中まで支給するときは、死亡等の場合を除き、日割計算によつて支給することとなつた。

参照 一〇六号—一〇九号

一一八 立法事務費は、議院における各会派に交付する

立法事務費は、議院における各会派（政治資金規正法―昭和二十三年法律第九十四号―第六條第一項の規定による届出のあつた政治団体で議院におけるその所属議員が一人の場合を含む）にこれを交付する。会派を結成したときは、その代表者から会派の名称、代表者の氏名、所属議員數、所属議員の氏名及び立法事務費の經理責任者の氏名を議長に届け出ることを要する。届け出た事項に異動を生じたときも、同様とする。

なお、会派を結成した際に、立法事務費辞退届が提出されたことがある。

立法事務費の交付を受ける会派の認定は、議院運営委員会がこれを行う。

参照 一一四号

一一九 参議院予備金支出の件は、次の常会において報告し承諾を求め

参議院予備金を支出するには、事前に、時宜によつては事後に、議院運営委員会の承認を経ることを

要し、支出した予備金については、議院運営委員長がこれを次の常会の始めにおいて議院に報告して承諾を求める。ただし、次のような例がある。

第十五回国会（特別） 昭和二十七年十二月三日の会議において、議院運営委員長寺尾豊君は、昭和二十六年参議院予備金支出の件について報告し承諾を求めた（第十四回国会は、召集三日目に衆議院解散により閉会となった）。

第五十五回国会（特別） 昭和四十二年三月十八日の会議において、議院運営委員長鍋島直紹君は、昭和四十年及び昭和四十一年度参議院予備金支出の件について報告し承諾を求めた（第五十四回国会は、召集日に衆議院解散により閉会となった）。

第六十三回国会（特別） 昭和四十五年二月十九日の会議において、議院運営委員長徳永正利君は、昭和四十三年及び昭和四十四年度参議院予備金支出の件について報告し承諾を求めた（第六十二回国会開会中の昭和四十四年十一月二十九日に常会の召集詔書が公布されたが、同年十二月二日衆議院解散により常会は開かれなかった）。

第七十一回国会（特別） 昭和四十八年一月三十一日の会議において、議院運営委員長植木光教君は、昭和四十六年度及び昭和四十七年度参議院予備金支出の件について報告し承諾を求めた（第七十回国会開会中の昭和四十七年十一月十一日に常会の召集詔書が公布されたが、同月十三日衆議院解散により常会

は開かれなかった。

第九章 委員会及び調査会

第一節 委員

一一〇 議員は、少なくとも一個の常任委員となり、同時に二個を超える常任委員となることはできない

議員は、少なくとも一個の常任委員となるが、同時に二個を超える常任委員となることはできない。常任委員には、内閣、総務、法務、外交防衛、財政金融、文教科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境（以上を第一種委員という）、国家基本政策、予算、決算、行政監視、議院運営、懲罰（以上を第二種委員という）の各委員があり、議員は、第一種委員のうちいずれか一個の常任委員に選任される。二個の常任委員となる場合は、その一個は、国会法第四十二条第三項により兼ねる場合を除き、第二種委員のうちいずれかに限られる。

参照 一一三号、一二九号

一二二 常任委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に

割り当て、これに基づき議長が指名する

常任委員は、第一種及び第二種の各委員につき、それぞれ通常選挙後初めて召集される国会の召集日の午前十時現在の各会派の所属議員数の比率によりこれを各会派に割り当てるが、議院運営委員については、所属議員十人以上の会派にのみ割り当てるのを例とする。

議長は、この割当てに基づき各会派から申し出た議員を常任委員に指名するが、会派から申出がなかったため第二種委員の一部（懲罰委員一人）を指名しなかったことがある。

なお、会派に属しない議員には、第一種委員のみを割り当て、指名する。

（注）第十五回国会閉会後の参議院緊急集会昭和二十八年三月二十日の議院運営委員会において、議院運営委員は今後所属議員十人以上の会派に割り当てる旨の決定があった。

参照 一一四号、一二八号、一二九号

一二三二 常任委員等の各会派割当数の変更に関する例

各会派の所属議員数の異動、会派の解散又は結成により、常任委員等の各会派割当数に不均衡が生じた場合は、第八十六回国会閉会後昭和五十三年十二月二十一日議院運営委員会理事会における次の決定に基づき、割当数の変更を行うのを例とする。

常任委員等の割当変更の基準に関する件

常任委員等の各会派への割当配分は、通常選挙後初めて召集される国会の冒頭において行うが、その後の会派又は議員の異動により、これを変更する場合は次の基準により行うものとする。

一、割当変更を行う時期

- (1) 常会の冒頭においては、割当再計算を行い、割当数に変動のある場合は調整を行う。
- (2) その他の国会の冒頭においても、割当再計算を行い、割当数に変動のある場合は原則として調整を行う。ただし、合意により部分的な調整にとどめ、又は次の常会まで持ち越すこともできる。
- (3) 会期の途中においては、原則として割当調整は行わない。ただし、会派の結成、解散等により会派所属議員数に変動があり必要な場合には、割当再計算を行い、調整を行う。

二、割当変更の際の調整方法

白紙に戻しての全面的な割当替えは、やむを得ない場合のほかは行わず、割当数値に変動のある範囲内で行う。

なお、各会派の割当数を変更したときは、委員の辞任及び補欠選任の手続により従前の割当数との差を調整する。

参照 一一四号、一二八号、一二九号

一一三三 国会法第四十二条第三項の規定により常任委員を兼ねる

場合の取扱いに関する例

議長、副議長、内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官である議員が割り当てられた第一種の常任委員を辞任したときは（以下この議員を「第一種委員を辞任した議員」という）、その者が属する会派の他の議員がその委員を兼ねることができる。この場合、議員は同時に二個を超える常任委員となることができないため、その委員を兼ねようとする議員が他に第二種の常任委員を兼ねているときは、これを辞任することを要する。

第一種委員を辞任した議員が任期満了その他の事由により議員でなくなったときは、その委員を兼ねている議員は、兼ねている委員の地位を失う。また第一種委員を辞任した議員が第一種委員を辞任する事由がなくなつたときは、その委員を兼ねている議員は、兼ねている委員を辞任し、第一種委員を辞任した議員が再びその委員に選任される。

参照 一一〇号、一二九号

一二四 通常選挙後初めて召集される国会においては、改選期に

当たらなかつた議員は常任委員を辞任し、改めて全常任

委員の選任を行うのを例とする

通常選挙後初めて召集される国会において常任委員を選任するときは、あらかじめ全常任委員を各会派に割り当てた後、議長は、まず改選期に当たらなかつた議員の常任委員辞任を許可し、議院の会議において、各会派の申出に基づき全常任委員の指名を行うのを例とする。ただし、第三十二回国会、第六十七回国会、第七十五回国会及び第八十四回国会においては、あらかじめ全常任委員を各会派に割り当てたが、改選期に当たらなかつた議員が常任委員を辞任しなかつたため、議院の会議に

において、議長は、新たに当選した議員を各会派の申出に基づき、任期満了により欠けていた常任委員に指名した。

(注) 第二回通常選挙後の昭和二十五年七月十一日(第八回国会召集日の前日)の議院運営委員会において、改選期に当たらなかつた議員の常任委員辞任については、辞任願提出の手續を省略する旨の決定があつた。

参照 七七号

一二五 補欠選挙等に当選した議員の常任委員の選任は、その議員が初めて議席に着いた際に行うのを例とする

補欠選挙等に当選した議員の常任委員の選任は、その議員が初めて議席に着いた際、議長がその議員を議院に紹介した後、行うのを例とする。

なお、閉会中に補欠選挙等に当選した議員の常任委員の選任は、従来次の国会の会期の始めに行うのを例としていたが、第二十六回国会閉会以後は、閉会中に行うのを例とする。

ただし、開会中に補欠選挙等により新たに議員が当選した後、速やかに議院の会議が開かれないうちに、その議員が初めて議席に着く前に議長がその議員の常任委員の選任を行ったことがある。

一二六 国会法等の改正により常任委員会の種類等が改められたときは、その改正の趣旨により、全部又は一部の常任委員の選任を行う

国会法及び本院規則の改正により常任委員会の種類及び委員数が改められたときは、その改正の趣旨により、全部又は一部の常任委員の選任を行う。その例は次のとおりである。

(一) 全常任委員を選任した例

第三回国会 昭和二十三年十月十一日(召集日) 国会法及び本院規則の改正により、二十一委員会・事項別・委員総数四百九十五人が、二十一委員会・各省別・委員総数三百七十人に再編されたので、翌十二日の会議において、議長松平恒雄君は、改めて全常任委員を指名した。

第二十二回国会 昭和三十年三月十八日(召集日) 国会法及び本院規則の改正により、二十二委員会・各省別・委員総数三百七十人が、十六委員会・事項別・委員総数三百六十人に再編されたので、同月二十三日の会議において、議長河井彌八君は、改めて全常任委員を指名した。

第百五十一回国会 平成十三年一月三十一日（召集日）国会法及び本院規則の改正により、十八委員会・事項別・委員総数四百十二人が、十七委員会・各省別・委員総数四百十二人に再編されたので、同日の会議において、議長井上裕君は、改めて全常任委員を指名した。

(二) 一部の常任委員を選任した例

第六回国会 昭和二十四年十月二十六日国会法及び本院規則の改正により、商工委員会（二十人）が通商産業委員会（二十人）に、逓信委員会（十五人）が郵政委員会（十人）及び電気通信委員会（十人）に改められるとともに、人事委員会の委員数十五人が十三人に、経済安定委員会の委員数十五人が十二人にそれぞれ改められたので、同日の会議において、議長松平恒雄君は、通商産業委員、郵政委員及び電気通信委員を指名した（議長は指名に先立ち、人事委員一人（他に欠員一人があった）、経済安定委員三人の辞任を許可した）。

第十三回国会 昭和二十六年十二月十五日本院規則の改正により、人事委員会の委員数十三人が十人に、外務委員会の委員数十人が十五人に、経済安定委員会の委員数十二人が十人にそれぞれ改められたので、議長佐藤尚武君は、同日会議散会后外務委員四人を補充指名し、これを同日付の参議院公報に掲載し、さらに昭和二十七年一月十八日同委員一人を補充指名し、これを同月二十一日付の参議院公報に掲載した（議長は指名に先立ち、人事委員三人の辞任を許可した。なお、経済安定委

員は欠員が二人あった。

第六十四回国会 昭和四十五年十一月二十四日（召集日）本院規則の改正により、社会労働委員会（二十人）及び商工委員会（二十人）の委員数がいずれも二十一人に改められたので、同日の会議において、議長重宗雄三君は、新たに当選した議員二人を社会労働委員と商工委員にそれぞれ補充指名した（沖縄住民の国政参加特別措置法（昭和四十五年法律第四十九号）により、本院議員の定数が二百五十二人に改められ、昭和四十五年十一月十五日沖縄において、議員二人の選挙が行われた）。

第二百一十一回国会 平成三年八月五日（召集日）国会法及び本院規則の改正により、社会労働委員会（二十一人）が厚生委員会（十九人）及び労働委員会（十九人）に改められるとともに、内閣委員会、地方行政委員会、法務委員会、外務委員会、文教委員会、運輸委員会、通信委員会、建設委員会の委員数二十人が十九人に、大蔵委員会の委員数二十五人が二十二人に、農林水産委員会の委員数二十五人が二十一人に、商工委員会の委員数二十一人が十九人にそれぞれ改められたので、同日の会議において、議長土屋義彦君は、厚生委員及び労働委員を指名した（議長は指名に先立ち、内閣委員、地方行政委員、法務委員、外務委員、文教委員、運輸委員、通信委員、建設委員各一人、大蔵委員三人、農林水産委員四人、商工委員二人の辞任を許可した）。

第四百四十二回国会 平成十年一月十二日（召集日）国会法及び本院規則の改正により、内閣委員会

(十九人)、地方行政委員会(十九人)、法務委員会(十九人)、外務委員会(十九人)、大蔵委員会(十二人)、文教委員会(十九人)、厚生委員会(十九人)、農林水産委員会(二十一人)、商工委員会(十九人)、運輸委員会(十九人)、通信委員会(十九人)、労働委員会(十九人)及び建設委員会(十九人)が総務委員会(二十一人)、法務委員会(二十一人)、地方行政・警察委員会(二十一人)、外交・防衛委員会(二十一人)、財政・金融委員会(二十一人)、文教・科学委員会(二十一人)、国民福祉委員会(二十一人)、労働・社会政策委員会(二十一人)、農林水産委員会(二十一人)、経済・産業委員会(二十一人)、交通・情報通信委員会(二十一人)及び国土・環境委員会(二十一人)に再編されるとともに、行政監視委員会(三十人)が新設されたので、同日の会議において、議長斎藤十朗君は、総務委員、法務委員、地方行政・警察委員、外交・防衛委員、財政・金融委員、文教・科学委員、国民福祉委員、労働・社会政策委員、農林水産委員、経済・産業委員、交通・情報通信委員、国土・環境委員及び行政監視委員を指名した。

第四百四十七回国会 平成十二年一月二十日(召集日)国会法及び本院規則の改正により、国家基本政策委員会(二十人)が新設されたので、同日の会議において、議長斎藤十朗君は、同委員を指名した。

また、本院規則の改正により、通常選挙により選出される参議院議員の任期が始まる日以後最初に召

集される国会の召集の日から常任委員会の委員数が改められたときに、改選期に当たらなかった議員の常任委員辞任を許可した後、全常任委員の選任を行ったことがある。その例は次のとおりである。

第百五十二回国会（第十九回通常選挙後） 平成十三年八月七日（召集日）本院規則の改正により、法務委員会、外交防衛委員会、文科学委員会、農林水産委員会及び経済産業委員会の委員数二十二人が二十一人にそれぞれ改められた。同日議長井上裕君は、改選期に当たらなかった議員の常任委員辞任を許可した後、議院の会議において、全常任委員を指名した。

第百六十回国会（第二十回通常選挙後） 平成十六年七月三十日（召集日）本院規則の改正により、内閣委員会、法務委員会、文科学委員会、農林水産委員会及び環境委員会の委員数二十一人が二十人にそれぞれ改められた。同日議長扇千景君は、改選期に当たらなかった議員の常任委員辞任を許可した後、議院の会議において、全常任委員を指名した。

第百九十九回国会（第二十五回通常選挙後） 令和元年八月一日（召集日）本院規則の改正により、内閣委員会、法務委員会、農林水産委員会の委員数二十人が二十一人に、行政監視委員会の委員数三十人が三十五人にそれぞれ改められた。同日議長山東昭子君は、改選期に当たらなかった議員の常任委員辞任を許可した後、議院の会議において、全常任委員を指名した。

参照 八〇号、一二四号、一二九号

一二七 特別委員及び調査会委員は、委員会及び調査会設置の議決の際、議長が指名するのを例とする

特別委員及び調査会委員は、委員会及び調査会設置の議決をした際、議長がこれを指名するのを例とする。ただし、会議の休憩後若しくは散会后又は後日指名したことがある。その主な例は次のとおりである。

第三十三回国会 昭和三十四年十月二十六日の会議において、風水害対策特別委員会を設置することを議決し、同月二十八日の会議において、議長松野鶴平君は、特別委員を指名した。

第五十五回国会 昭和四十二年二月十七日の会議において、災害対策特別委員会、石炭対策特別委員会、産業公害及び交通対策特別委員会、物価等対策特別委員会、公職選挙法改正に関する特別委員会、沖縄問題等に関する特別委員会を設置することを議決し、翌十八日議長重宗雄三君は、特別委員を指名し、これを同日付の参議院公報に掲載した。

第九十三回国会 昭和五十五年十月三日の会議において、災害対策特別委員会、物価等対策特別委員会、公職選挙法改正に関する特別委員会、科学技術振興対策特別委員会、航空機輸入に関する調査特別委員会、公害及び交通安全対策特別委員会、エネルギー対策特別委員会、安全保障及び

沖繩・北方問題に関する特別委員会を設置することを議決し、同日会議散会后議長徳永正利君は、特別委員を指名し、これを同日付の参議院公報に掲載した。

第百八十四回国会 平成二十五年八月七日の会議において、災害対策特別委員会、沖繩及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会、消費者問題に関する特別委員会、東日本大震災復興特別委員会、原子力問題特別委員会を設置することを議決し、また、国の統治機構に関する調査会、国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会を設置することを議決し、同日会議休憩後議長山崎正昭君は、特別委員及び調査会委員を指名し、これを同日付の参議院公報に掲載した。

参照 一三三三号

一二八 特別委員及び調査会委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、これに基づき議長が指名する

特別委員及び調査会委員は、特別委員会及び調査会設置当日の各会派の所属議員数の比率によりこれ

を各会派に割り当てるのを例とし、議長は、この割当てに基づき各会派から申し出た議員を特別委員又は調査会委員に指名する。

また、各会派割当数の変更については、常任委員等の割当変更の基準（第八十六回国会閉会後昭和五十三年十二月二十一日の議院運営委員会理事会決定）によるのを例とする。

なお、次のような例がある。

第六十四回国会 昭和四十五年十二月四日、議長は沖縄及び北方問題に関する特別委員会（十一月二十四日設置）の委員について、日本社会党所属委員一人の辞任を認め、委員の割当てのない第二院クラブ所属の沖繩選出議員喜屋武眞榮君を同特別委員に指名した（同日の議院運営委員会理事会において、日本社会党割当ての委員中一人を第二院クラブ所属の喜屋武眞榮君に当てたいとの日本社会党の申出が承認された）。

以後、同君は同特別委員会が設置された際には、日本社会党所属委員に代わって、しばしば特別委員に指名された。

参照 一一四号、一二二号、一二二号

一二九 委員の辞任の許可及びその補欠の指名は、会派からの申出により議長が行う

常任委員及び特別委員の辞任の許可及びその補欠の指名は、会派からの申出により議長がこれを行う。この場合、議長は、議院運営委員会において決定した委員変更の取扱い（同一議員の委員の変更は一日一回限りとする）に基づき、委員の補欠として指名された議員については、指名の当日はその委員の辞任を許可せず、委員の辞任を許可された議員については、辞任の当日は再びその辞任した委員に指名しない。

なお、通常選挙後初めて召集される国会において新たに常任委員の指名が行われた場合（補欠選挙等により当選した議員の指名が行われた場合を含む）又は特別委員会の設置に伴い新たに特別委員の指名が行われた場合、指名の当日は、議長は、その委員の辞任を許可しない。調査会委員の委員変更については、常任委員及び特別委員の例による。

（注）第二十四回国会昭和三十一年二月二十日議院運営委員会において、委員の辞任及び補欠の取扱いにつき、次の決定があった。

常任委員又は特別委員の辞任及び補欠の件は、当分の間、本委員会に諮ることなく、左の基準によってこ

れを処理すべきものとし、なお、委員変更の通知を受けた当該委員長は、委員会にその旨を報告すること。

一、同一議員の委員の変更は、一日一回限りとする。

二、委員の変更時点は、事務局において会派からの届出を受理した時とする。

なお、同月二十一日同委員会理事會において、右決定の取扱いにつき、常任委員の第一種委員及び第二種委員は、それぞれ別個に取り扱う旨の決定があった。

参照 一一〇号—一二三号、一二六号

第二節 委員会及び調査会

一三〇 議院の會議中に委員会又は調査会を開會するには、あらかじめ議長の許可を受けることを要する

議院の會議中に委員会又は調査会を開會するには、あらかじめ議長の許可を受けることを要する。この場合、議長は議院運営委員會議事に諮るのを例とする。重要議案が上程されるとき、又は本會議の定足数を欠くおそれがあるとき等には、全部又は一部の委員会又は調査会に対して、開會の許可を

与えず、又は許可を取り消すことがある。

なお、議院の会議において、議長が委員会の開会停止を宣告したことがある。その例は次のとおりである。

第五回国会 昭和二十四年五月二十五日の会議において、副議長松嶋喜作君は、会議中委員会全部の開会を停止する旨を宣告した。

参照 二四一号

一三一 公聴会の開会及び委員派遣の承認については、議長は、

議院運営委員会理事会に諮った後、これを決定するのを

例とする

委員会及び調査会から公聴会開会承認要求書又は委員派遣承認要求書が提出されたときは、議長は、その承認について議院運営委員会理事会に諮った後、これを決定するのを例とする。

一三三二 議長は、必要に応じ委員会に出席し発言する

議長は、議院運営委員会に出席するのを例とし、必要に応じ発言するが、他の委員会又は調査会にも出席し発言することができる。

議院運営委員会以外の委員会に議長が出席し発言した主な例は、次のとおりである。

第五回国会閉会后 昭和二十四年六月二日議長松平恒雄君は、懲罰委員会に出席して議員金子洋文君外三名懲罰事犯の件について発言した。

第七回国会 昭和二十五年四月四日議長佐藤尚武君は、懲罰委員会に出席して議員小川友三君懲罰事犯の件について発言した。

参照 四七七号、四七八号

一三三三 特別委員会の設置に関する例

特別委員会は、議院において特に必要があると認めた案件又は常任委員会の所管に属しない特定の案件を審査又は調査するため、会期の始めに又は必要の都度設置するのを例とする。

特別委員会の設置は、議院運営委員会に諮った後、議院の会議において、議長が発議又は議員の動議により、設置の目的、委員数及び委員会の名称を明示して議決するのを例とする。
従来設置された特別委員会は、次のとおりである。

(一) 議案の審査のため設けられたもの

皇室経済法施行法案特別委員会（第一回国会 委員二十人）

平和条約及び日米安全保障条約特別委員会（第十二回国会 委員三十五人）

期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律案特別委員会（第十五回国会閉会後の

参議院緊急集会 委員二十五人）

補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員会（第十九回国会 委員二十五人）

日米安全保障条約等特別委員会（第三十四回国会 委員三十五人）

国際労働条約第八十七号等特別委員会（第四十三回国会及び第四十四回国会 委員各二十人、第四十六回国

会及び第四十八回国会 委員各二十五人）

日韓条約等特別委員会（第五十回国会 委員四十人）

沖繩返還協定特別委員会（第六十七回国会 委員四十人）

行財政改革に関する特別委員会（第九十五回国会 委員三十五人）

第九章 委員会及び調査会 第二節 委員会及び調査会 (一三三、一三三)

- 行政改革に関する特別委員会（第百回国会 委員三十五人）
- 補助金等に関する特別委員会（第百二回国会 委員三十人）
- 補助金等に関する特別委員会（第百四回国会 委員三十人）
- 日本国有鉄道改革に関する特別委員会（第百七回国会 委員三十五人）
- 国際連合平和協力に関する特別委員会（第百十九回国会 委員四十五人）
- 世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会（第百三十一回国会 委員四十人）
- 海洋法条約等に関する特別委員会（第百三十六回国会 委員三十人）
- 日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会（第百四十回国会 委員三十五人）
- 国旗及び国歌に関する特別委員会（第百四十五回国会 委員二十五人）
- 個人情報保護に関する特別委員会（第百五十六回国会 委員三十五人）
- 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会（第百五十六回国会 委員四十五人）
- 行政改革に関する特別委員会（第百六十四回国会 委員三十五人）
- 教育基本法に関する特別委員会（第百六十五回国会 委員三十五人）
- 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会（第百八十回国会 委員四十人）
- 国家安全保障に関する特別委員会（第百八十五回国会 委員三十人）

我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会（第百八十九回国会 委員四十五人）

環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会（第百九十二回国会 委員四十五人）

天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会（第百九十三回国会 委員二十五人）

(二) 議案の審査及び特定事項の調査のため設けられたもの

災害対策特別委員会（第二十九回国会 委員二十人）

税制問題等に関する特別委員会（第百十六回国会 委員四十五人）

臓器の移植に関する特別委員会（第百四十回国会 委員三十五人）

郵政民営化に関する特別委員会（第百六十二回国会及び第百六十三回国会 委員各三十五人）

日本国憲法に関する調査特別委員会（第百六十六回国会 委員三十五人）

(三) 特定事項調査のため設けられたもの

在外同胞引揚問題に関する特別委員会（第四回国会乃至第十二回国会 委員各二十人）

中共地域からの帰還者援護に関する特別委員会（第十五回国会 委員十七人、第十六回国会 委員十六人）

選挙法改正に関する特別委員会（第五回国会乃至第七回国会 委員各二十七人）

公職選挙法改正に関する特別委員会（第十回国会乃至第十二回国会 委員各二十五人、第四十一回国会乃至

第五十二回国会、第五十五回国会乃至第九十五回国会 委員各二十人、第九十六回国会乃至第九十八回国会 委

員各二十五人)

電力問題に関する特別委員会(第七回国会乃至第十二回国会 委員各三十人)

水害地緊急対策特別委員会(第十六回国会 委員二十五人)

風水害緊急対策特別委員会(第十七回国会 委員二十五人)

風水害対策特別委員会(第三十三回国会 委員三十人)

災害対策特別委員会(第四十一回国会乃至第五十二回国会、第五十五回国会乃至第四百四回国会、第六百六回国会乃至第四百三十六回国会、第五百二十八回国会乃至第五百八回国会 委員各二十人)

オリンピック準備促進特別委員会(第四十回国会乃至第四十六回国会 委員各二十人)

科学技術振興対策特別委員会(第四十回国会乃至第五十二回国会、第六十一回国会乃至第九十八回国会 委員各二十人)

エネルギー対策特別委員会(第四十一回国会 委員二十人、第九十一回国会乃至第九十八回国会 委員各二十人)

各二十人)

石炭対策特別委員会(第四十二回国会乃至第四十九回国会 委員各二十五人、第五十回国会乃至第五十二回国会、第五十五回国会乃至第六十二回国会 委員各二十人)

産業公害対策特別委員会(第四十八回国会乃至第五十二回国会 委員各二十人)

委員各二十人)

委員各二十人)

委員各二十人)

産業公害及び交通対策特別委員会（第五十五回国会乃至第六十回国会 委員各二十五人、第六十一回国会及び第六十二回国会 委員各二十人）

公害対策特別委員会（第六十三回国会乃至第六十八回国会 委員各二十人―第六十八回国会昭和四十七年三月十五日公害対策及び環境保全特別委員会と改称）

公害対策及び環境保全特別委員会（第六十九回国会乃至第九十回国会 委員各二十人）

交通安全対策特別委員会（第六十三回国会乃至第九十回国会、第二百二十九回国会及び第三百十回国会 委員各二十人）

物価等対策特別委員会（第四十九回国会乃至第五十二回国会、第五十五回国会乃至第九十八回国会 委員各二十人）

沖繩問題等に関する特別委員会（第五十五回国会乃至第五十八回国会 委員各二十五人―第五十八回国会昭和四十三年三月三十日沖繩及び北方問題等に関する特別委員会と改称）

沖繩及び北方問題に関する特別委員会（第五十九回国会及び第六十回国会 委員各二十五人、第六十一回国会乃至第六十五回国会 委員各二十人、第六十六回国会 委員二十五人、第六十七回国会及び第六十八回国会 委員各四十人、第六十九回国会乃至第九十一回国会、第九十四回国会乃至第四百回国会、第六百六回国会乃至第三百六十八回国会乃至第六百六十六回国会、第六百六十八回国会乃至第三百七回国会 委員各二十人）

ロッキード問題に関する調査特別委員会（第七十七回国会乃至第八十七回国会 委員各二十五人―第八十七回国会昭和五十四年一月三十一日航空機輸入に関する調査特別委員会と改称）

航空機輸入に関する調査特別委員会（第八十八回国会乃至第九十三回国会 委員各二十五人）

公害及び交通安全対策特別委員会（第九十一回国会乃至第九十八回国会 委員各二十五人）

安全保障及び沖繩・北方問題に関する特別委員会（第九十二回国会及び第九十三回国会 委員各二十五人）

安全保障特別委員会（第九十四回国会乃至第九十八回国会 委員各二十五人）

科学技術特別委員会（第九十九回国会乃至第四百四回国会、第六百六回国会乃至第三百二十六回国会、第三百二十八回国会乃至第四百一回国会 委員各二十人）

環境特別委員会（第九十九回国会乃至第四百四回国会、第六百六回国会乃至第三百二十六回国会、第三百二十八回国会乃至第四百一回国会 委員各二十人）

選挙制度に関する特別委員会（第九十九回国会乃至第四百四回国会、第六百六回国会乃至第三百二十七回国会及び第三百三十二回国会 委員各二十五人、第三百三十三回国会乃至第三百三十六回国会、第三百三十八回国会乃至第四百一回国会 委員各二十人、第四百四十七回国会乃至第五百十回国会 委員各三十五人―第三百二十一回国会平成三年八月二十一日政治改革に関する特別委員会と改称 委員四十五人、第三百二十六回国会平成五年四月二十八日政治改革に関する特別委員会と改称 委員三十五人、第五百十回国会平成十二年十一月十日政治倫理の確立及び選挙制

度に関する特別委員会と改称 委員三十五人)

対フィリピン経済援助に関する調査特別委員会 (第百四回国会 委員二十五人)

土地問題等に関する特別委員会 (第百十回国会乃至第百十四回国会、第百十六回国会、第百十九回国会乃至第百二十六回国会 委員各三十人)

税制問題等に関する調査特別委員会 (第百十三回国会 委員四十五人)

リクルート問題に関する調査特別委員会 (第百十四回国会 委員三十人)

証券及び金融問題に関する特別委員会 (第百二十一回国会 委員三十五人)

国会等の移転に関する特別委員会 (第百二十一回国会乃至第百二十六回国会、第百二十八回国会 委員各十人、

第百三十三回国会乃至第百三十六回国会、第百三十八回国会乃至第百五十六回国会 委員各二十人)

国際平和協力等に関する特別委員会 (第百二十一回国会乃至第百二十三回国会 委員各四十五人)

政治改革に関する特別委員会 (第百二十八回国会乃至第百三十一回国会 委員各三十五人)

地方分権に関する特別委員会 (第百二十八回国会乃至第百三十回国会 委員各二十人)

規制緩和に関する特別委員会 (第百二十八回国会乃至第百三十回国会 委員各二十五人)

地方分権及び規制緩和に関する特別委員会 (第百三十一回国会及び第百三十二回国会 委員各二十五人、第百三十三回国会乃至第百三十六回国会、第百三十八回国会及び第百三十九回国会 委員各二十人)

中小企業対策特別委員会（第百三十一回国会乃至第百三十六回国会、第百三十八回国会及び第百三十九回国会
委員各二十人、第百四十六回国会 委員四十五人）

宗教法人等に関する特別委員会（第百三十四回国会 委員三十五人）

金融問題等に関する特別委員会（第百二十六回国会 委員三十五人）

行財政改革・税制等に関する特別委員会（第百二十九回国会乃至第百四十九回国会 委員各四十五人）

経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員会（第百四十二回国会 委員二十五人）

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会（第百四十三回国会乃至第百五十回国会 委員各四十五人、第
百五十一回国会乃至第百六十回国会 委員各二十五名）

日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会（第百四十三回国
会 委員三十五人）

日米防衛協力のための指針に関する特別委員会（第百四十五回国会 委員四十五人）

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会（第百五十一回国会乃至第百六十六回国会、第百六十八
回国会乃至第百八回国会 委員各三十五人）

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会（第百五十七回国会 委員四十
人）

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会（第百五十九回国会乃至第百六十三回国会 委員各四十人）

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会（第百五十九回国会乃至第百六十六回国会、第百六十八回国会乃至第百二十八回国会 委員各二十人）

政府開発援助等に関する特別委員会（第百六十四回国会乃至第百六十六回国会、第百六十八回国会乃至第百七十七回国会 委員各三十人）

消費者問題に関する特別委員会（第百七十一回国会乃至第百八十八回国会、第百九十二回国会乃至第百九十九回国会 委員各二十五人、第百八回国会 委員二十人）

東日本大震災復興特別委員会（第百七十七回国会乃至第百八十八回国会、第百九十二回国会乃至第百七回国会 委員各四十人、第百八回国会 委員三十五人）

原子力問題特別委員会（第百八十四回国会乃至第百八十八回国会 委員各二十五人）
地方創生に関する特別委員会（第百八十七回国会 委員二十五人）

地方・消費者問題に関する特別委員会（第百八十九回国会乃至第百九十一回国会 委員各三十人）

東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会（第百八十九回国会乃至第百九十一回国会 委員各四十人）
地方創生及び消費者問題に関する特別委員会（第百九十二回国会乃至第百九十七回国会 委員各二十五人）

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会（第二百八回国会 委員二十五人）
地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会（第二百八回国会 委員二十人）

（四） 総合的、長期的調査のため設けられたもの

国民生活・経済に関する調査特別委員会（第九十九回国会乃至第四百四回国会 委員各三十人）
外交・総合安全保障に関する調査特別委員会（第九十九回国会乃至第四百四回国会 委員各三十人）

（五） 請願及び陳情の審査のため設けられたもの

在外同胞引揚問題に関する特別委員会（第一回国会及び第二回国会 委員各二十五人、第三回国会 委員二十人）

（六） 弔詞案又は賀詞案起草のため設けられたもの

弔詞案起草に関する特別委員会（第十回国会 委員二十四人、第四百十四回国会 委員二十三人）
立太子の礼及び成年式につきたてまつる賀詞案起草特別委員会（第十五回国会 委員二十四人）
賀詞案起草に関する特別委員会（第百十九回国会、第百二十四国会、第百九十八回国会及び第二百三回国会 委員各二十五人）

参照 一二七号、一二八号、一七九号―一八三号、二二八号、五〇二号、五一〇号、五一一

号、五一六号、五二〇号、五三二号、五三三号

一三四 調査会の設置に関する例

調査会は、国政の基本的事項に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、参議院議員の通常選挙の後最初に召集される国会において設置するのを例とする。

調査会の設置は、議院運営委員会に諮った後、議院の会議において、議長の発議により、設置の目的、委員数及び調査会の名称を明示して議決する。

調査会は、参議院議員の半数の任期満了の日まで存続する。

(注) 第百三回国会昭和六十年十一月二十日の参議院改革協議会の答申に基づき、第百四回国会昭和六十一年五月二十二日の議院運営委員会において決定された調査会の設置及び運営に関する基準は次のとおりである。

- 1 当面設置する調査会の数は三とする。
- 2 調査会は、国政の基本的事項について、その対策樹立に資するため、専ら長期的、総合的調査を行うものとする。
- 3 具体的な調査項目の選定は、当該理事会の協議による。
- 4 調査に当たっては、公聴会の開催、参考人からの意見聴取、委員派遣による現地調査及び委員相互間の自由討議を積極的に行い、小委員会制度を活用する。なお、政府側の出席は、必要に応じて求める

ものとする。

5 調査会は、継続調査の議決を経た上で閉会中も活動するものとする。

6 調査会は、毎年、調査に関する中間報告書を議長に提出し、公表するものとする。

7 調査会長の在任期間については、調査会の性格を十分配慮するものとする。また、常任委員長、特別

委員長と同格とする。

8 調査会の種類は、通常選挙ごとに見直すものとする。

調査会を設置した例は、次のとおりである。

第百六回国会（第十四回通常選挙後） 昭和六十一年七月二十二日の会議において、議長藤田正明君の発議により、外交・総合安全保障に関する長期的かつ総合的な調査を行うため委員三十人から成る「外交・総合安全保障に関する調査会」、国民生活に関する長期的かつ総合的な調査を行うため委員三十人から成る「国民生活に関する調査会」及び産業・資源エネルギーに関する長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「産業・資源エネルギーに関する調査会」を設置することを議決した。

第百十五回国会（第十五回通常選挙後） 平成元年八月七日の会議において、議長土屋義彦君の発議により、外交・総合安全保障に関する長期的かつ総合的な調査を行うため委員三十人から成る「外

交・総合安全保障に関する調査会」、国民生活に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員三十人から成る「国民生活に関する調査会」及び産業・資源エネルギーに関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「産業・資源エネルギーに関する調査会」を設置することを議決した。

第二百二十四回国会（第十六回通常選挙後）平成四年八月七日の会議において、議長原文兵衛君の発議により、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国際問題に関する調査会」、国民生活に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国民生活に関する調査会」及び産業・資源エネルギーに関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「産業・資源エネルギーに関する調査会」を設置することを議決した。

第三百三十三回国会（第十七回通常選挙後）平成七年八月四日の会議において、議長斎藤十朗君の発議により、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国際問題に関する調査会」、国民生活・経済に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国民生活・経済に関する調査会」及び行政機構及び行政監察に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「行政機構及び行政監察に関する調査会」を設置することを議決した。

第四百十三回国会（第十八回通常選挙後） 平成十年八月三十一日の会議において、議長斎藤十朗君の發議により、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国際問題に関する調査会」、国民生活・経済に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国民生活・経済に関する調査会」、共生社会に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「共生社会に関する調査会」を設置することを議決した。

第五百十二回国会（第十九回通常選挙後） 平成十三年八月七日の会議において、議長井上裕君の發議により、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国際問題に関する調査会」、国民生活・経済に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国民生活・経済に関する調査会」、共生社会に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「共生社会に関する調査会」を設置することを議決した。

第百六十一回国会（第二十回通常選挙後） 平成十六年十月十二日の会議において、議長扇千景君の發議により、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国際問題に関する調査会」、経済・産業・雇用に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「経済・産業・雇用に関する調査会」、少子高齢社会に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「少子高齢社会に関する調査会」を設置することを議決した（第二

十回通常選挙後最初に召集された第百六十回国会において、調査会は設置されなかった。

第百六十八回国会（第二十二回通常選挙後）平成十九年十月五日の会議において、議長江田五月君の発議により、国際問題及び地球温暖化問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国際・地球温暖化問題に関する調査会」、国民生活・経済に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国民生活・経済に関する調査会」、少子高齢化・共生社会に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「少子高齢化・共生社会に関する調査会」を設置することを議決した（第二十二回通常選挙後最初に召集された第百六十七回国会において、調査会は設置されなかった）。

第百七十六回国会（第二十二回通常選挙後）平成二十二年十一月十二日の会議において、議長西岡武夫君の発議により、国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国際・地球環境・食糧問題に関する調査会」、国民生活・経済・社会保障に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国民生活・経済・社会保障に関する調査会」、共生社会・地域活性化に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「共生社会・地域活性化に関する調査会」を設置することを議決した（第二十二回通常選挙後最初に召集された第百七十五回国会において、調査会は設置されなかった）。

第百八十四回国会（第二十三回通常選挙後）平成二十五年八月七日の会議において、議長山崎正昭君の発議により、立法院、行政府等国の統治機構の在り方及び国と地方との関係に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国の統治機構に関する調査会」、国民生活の安定及び向上の観点からデフレ脱却及び財政再建に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会」を設置することを議決した。また、第百八十九回国会平成二十七年一月二十六日の会議において、議長山崎正昭君の発議により、国際経済・外交に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国際経済・外交に関する調査会」を設置することを議決した。

第百九十二回国会（第二十四回通常選挙後）平成二十八年九月二十六日の会議において、議長伊達忠一君の発議により、国際経済・外交に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国際経済・外交に関する調査会」、国民生活・経済に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国民生活・経済に関する調査会」、原子力等エネルギー・資源に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「資源エネルギーに関する調査会」を設置することを議決した（第二十四回通常選挙後最初に召集された第百九十一回国会において、調査会は設置されなかった）。

第二百回国会（第二十五回通常選挙後）令和元年十月四日の会議において、議長山東昭子君の発議により、国際経済・外交に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国際経済・外交に関する調査会」、国民生活・経済に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「国民生活・経済に関する調査会」、原子力等エネルギー・資源に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員二十五人から成る「資源エネルギーに関する調査会」を設置することを議決した（第二十五回通常選挙後最初に召集された第九十九回国会において、調査会は設置されなかった）。

（注）第九十九回国会以後第百四回国会まで、国民生活・経済に関する総合的かつ長期的な調査のため「国民生活・経済に関する調査特別委員会」が、また、外交・総合安全保障に関する総合的かつ長期的な調査のため「外交・総合安全保障に関する調査特別委員会」が毎国会設置されていた。

参照 一二七号、一二八号、五〇八号

一三五 特別委員会の目的及び名称を変更し又は委員数を増加した例

特別委員会の目的及び名称を変更し又は委員数を増加したことがある。その例は次のとおりである。

(一) 目的及び名称を変更した例

第五十八回国会 昭和四十三年三月三十日の会議において、議長重宗雄三君の発議により、昭和四十二年十二月二十七日沖繩その他の固有領土に関する対策樹立に資するため設置した沖繩問題等に関する特別委員会の目的を「沖繩及び北方問題並びにその他の固有領土に関する対策樹立に資するため」と改め、その名称を「沖繩及び北方問題等に関する特別委員会」と改めることを議決した。

第六十八回国会 昭和四十七年三月十五日の会議において、議長河野謙三君の発議により、昭和四十六年十二月二十九日公害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため設置した公害対策特別委員会の目的を「公害及び環境保全に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため」と改め、その名称を「公害対策及び環境保全特別委員会」と改めることを議決した。

第八十七回国会 昭和五十四年一月三十一日の会議において、議長安井謙君の発議により、昭和五

十三年十二月二十二日ロッキード問題に関し徹底的に調査し、その真相を解明するため設置したロッキード問題に関する調査特別委員会の目的を「航空機輸入に関し徹底的に調査し、その真相を解明するため」と改め、その名称を「航空機輸入に関する調査特別委員会」と改めることを議決した。

第一百五十回国会 平成十二年十一月十日の会議において、議長井上裕君の発議により、同年九月二十一日選挙制度に関する調査のため設置した選挙制度に関する特別委員会の目的を「政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため」と改め、その名称を「政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会」に改めることを議決した。

(二) 目的及び名称を変更し、委員数を増加した例

第二百一十回国会 平成三年八月二十一日の会議において、議長土屋義彦君の発議により、同月五日選挙制度に関する調査のため設置した選挙制度に関する特別委員会（二十五人）の目的を「政治改革に関する調査のため」と改め、その名称を「政治改革に関する特別委員会」と改め、委員の数を四十五人に増加することを議決した。

第二百二十六回国会 平成五年四月二十八日の会議において、議長原文兵衛君の発議により、同年一月二十二日選挙制度に関する調査のため設置した選挙制度に関する特別委員会（二十五人）の目

的を「政治改革に関する調査のため」と改め、その名称を「政治改革に関する特別委員会」と改め、委員の数を三十五人に増加することを議決した。

一三六 調査のため設けられた特別委員会に、これに関連する調査を議院の議決により併せ付託した例

第十六回国会 昭和二十八年六月三十日の会議において、議長河井彌八君の發議により「今回の九州その他の地方の豪雨による被害並びに過般の西日本一帯の水害を調査し、その対策樹立に資するため」委員二十五人から成る水害地緊急対策特別委員会を設置することを議決した。

同年七月二十日の会議において、相馬助治君の動議により「同月十八日の和歌山県を中心とした豪雨による被害に対する緊急対策樹立に資するための調査」及び「九州地方のその後の水害の調査」を水害地緊急対策特別委員会に併せ付託することを議決した。

同年八月七日の会議において、松浦定義君の動議により「先般北海道を襲った豪雨による被害に対する緊急対策樹立に資するための調査」を水害地緊急対策特別委員会に併せ付託することを議決した。

同年八月十日の会議において、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件を各委員長要求のとおり議決した後、小笠原二三男君の動議により、水害地緊急対策特別委員会については、閉会中災害につき議長が必要と認めた場合、これに対する緊急対策樹立に資するための調査を併せ付託することを議決した。議長河井彌八君は、この議決に基づき、閉会后「八月十五日の京都府、滋賀県及び三重県の豪雨による被害に対する緊急対策樹立に資するための調査」を同月十七日付託し、また「台風第十三号による被害に対する緊急対策樹立に資するための調査」を同年九月二十八日付託した。

参照 一八二号、一八三号

一三七 特別委員会の消滅時期

特別委員会は、付託された案件が議院で議決されるまで存続するが、会期中に付託された案件の審査又は調査を終わらなかつた場合は、会期の終了と同時に消滅する。ただし、議院の議決により継続審査又は継続調査を行った場合は、次の国会の開会と同時に消滅する。

(注) 第一回国会昭和二十二年十二月三日の議院運営委員会において、特別委員会が会期中に審査又は調査を終わ

らなかつた場合の消滅時期につき、また、第二回国会閉会后昭和二十三年十月九日の議院運営委員会において、特別委員会が継続審査又は継続調査を行つた場合の消滅時期につき、それぞれその旨の決定があつた。

参照 一三八号

第三節 委員会及び調査会の継続審査及び継続調査

一三八 委員会及び調査会が閉会中もなお審査又は調査を行うに

は、議院の議決を要する

常任委員会、特別委員会及び調査会から、特定の案件について閉会中もなお審査又は調査を行うため、継続審査又は継続調査の要求書が提出されたときは、議長は、まずその取扱いについて議院運営委員会理事會に諮つた後、議院の會議においてこれを議決する。

継続審査又は継続調査の議決は、会期終了日又は当日會議が招集されない場合はその前日の議院の會議においてこれを行うのを例とする。ただし、会期終了日の前々日又は三日前に議決を行ったことがある。その例は次のとおりである。

会期終了日の前々日 第四十四回国会（会期終了日及びその前日にも会議は開かれた。）

第二百二十三回国会（以後会議は招集されなかった。）

第三百三十二回国会（以後会議は招集されなかった。）

第四百四十七回国会（以後会議は招集されなかった。）

第六百六十四回国会（以後会議は招集されなかった。）

第八百八十六回国会（以後会議は招集されなかった。）

第九百八十九回国会（以後会議は招集されなかった。）

第九百九十三回国会（以後会議は招集されなかった。）

第九百九十六回国会（以後会議は招集されなかった。）

会期終了日の三日前 第六百六回国会（以後会議は招集されなかった。）

第九百十五回国会（以後会議は招集されなかった。）

（注）第八十三回国会及び第九百二回国会においては会期終了日に会議を招集したが、会期終了日の前日に継続審査及び継続調査の議決を行った（ただし、会期終了日の会議は開かれなかった）。

また、第二十六回国会においては、継続審査及び継続調査の議決後会期が一日間延長された（会期終了日にも会議は開かれた）。第九十一回国会においては、九日間の会期延長議決を行うとともに、同日継

続審査及び継続調査の議決を行った（以後会議は招集されなかった）。第百九十二回国会においては、継続審査及び継続調査の議決後会期が三日間延長された（以後会議は招集されなかった）。

なお、本院に予備審査のため送付された議案について閉会中もなお審査を行うには、衆議院において継続審査を行うことに決したものに限る。

参照 一三七号、一七三号、一八五号、一八六号、一九九号、二二八号、二三〇号、三〇二号、四八四号

一三九 継続審査に決した議案につき、その後会期が延長されたため、委員会における審査を終了し、議院の会議に付した例

第二十六回国会 昭和三十二年五月十八日（会期終了予定日）の会議において、水道法案は委員会の審査を閉会中も継続することに決したが、同日会期が一日間延長されたため、翌十九日社会労働委員会はこれを審査し可決報告書を提出した。よって議長は、同日の会議において、同案の議事日程追加を議院に諮り、これを会議に付し可決した。

一四〇 衆議院送付の条約を継続審査に付した例

第五十一回国会 昭和四十一年六月二十七日の会議において、衆議院送付のアジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件は、外務委員長要求のとおり委員会の審査を閉会中も継続することに決した（同条約は第五十二回国会において、同年七月十八日本院承認、同月二十二日衆議院承認）。

参照 一六〇号

一四一 通常選挙が行われる閉会中においては、議案の継続審査は行わないのを例とする

第四十回国会以後、通常選挙が行われる閉会中においては、議案の継続審査は行わないのを例とする。ただし、第六十五回国会において、地方行政委員長から要求のあった地方自治法の一部を改正する法律案について継続審査の議決を行った。

一四二 衆議院の解散による閉会中においては、議案の継続審査は行わない

衆議院の解散による閉会中においては、議案の継続審査は行わない。

なお、閉会中に衆議院議員の任期が満了したときは、以後、継続審査中の議案の審査は行わず、当該議案は次の国会に継続しない。

(注) 第三十五回国会閉会後昭和三十五年十月十五日の議院運営委員会理事會において、衆議院解散の場合における各委員会の継続審査及び継続調査につき、国会の議決を要する案件の継続審査は要求できないが、調査事件の継続調査は要求できる旨の決定があつた。

なお、第百四十七回国会平成十二年五月三十日の議院運営委員会理事會において、決算委員会は、衆議院の解散による閉会中、決算の継続審査の要求を行うことができる旨の決定があつた。

また、第七十八回国会昭和五十一年十一月二日の議院運営委員会理事會において、閉会中に衆議院議員の任期が満了したときは、以後、継続審査中の議案の審査は行わず、当該議案は次の国会に継続しない旨の決定があつた。

一四三 継続審査及び継続調査を議決したときは、即日その旨を
衆議院及び内閣に通知する

議院の会議において委員会及び調査会の継続審査及び継続調査を議決したときは、即日その旨を議長から衆議院議長及び内閣総理大臣に通知する。

第十章 憲法審査会

一四四 憲法審査会に関する例

日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案（日本国憲法の改正案の原案をいう）、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため、憲法審査会が設置されている。憲法審査会の組織、権限、運営等に関する事項は、国会法に定めるもののほか、参議院憲法審査会規程により定められている。

（注）憲法審査会設置までの経過は、次のとおりである。

第百四十七回国会平成十二年一月二十日（召集日）に施行された国会法の改正（平成十一年法律第百十八号）により、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、各議院に憲法調査会が設置された。

第百六十六回国会平成十九年一月二十五日（召集日）の会議において、日本国憲法改正国民投票制度に係る議案の審査等及び日本国憲法の広範かつ総合的な調査を行うため、日本国憲法に関する調査特別委員会が設置された。

第百六十七回国会平成十九年八月七日（召集日）に施行された日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十

九年法律第五十一号)による国会法の改正により、各議院に憲法審査会が設置されるとともに、各議院の憲法調査会は廃止された。

第百七十七回国会平成二十三年五月十八日の会議において、参議院憲法審査会規程案が議決された。

第百七十九回国会平成二十三年十月二十日(召集日)の会議において、憲法審査会委員が指名された。

一四五 憲法審査会委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、これに基づき議長が指名する

憲法審査会委員は、通常選挙後初めて召集される国会の召集日の午前十時現在の各会派の所属議員数の比率によりこれを各会派に割り当てる。

議長は、この割当てに基づき各会派から申し出た議員を憲法審査会委員に指名し、議員は、任期中その任にある。

憲法審査会委員の各会派への割当数変更及び委員変更については、常任委員の例による。

また、通常選挙後初めて召集される国会において憲法審査会委員を選任するときは、あらかじめ全憲法審査会委員を各会派に割り当てた後、議長は、まず、改選期に当たらなかつた議員の憲法審査会委

員辞任を許可し、議院の会議において、各会派の申出に基づき全憲法審査会委員の指名を行うのを例とする。

参照 一一四号、一二二号、一二二号、一二九号

第十一章 情報監視審査会

一四六 情報監視審査会に関する例

行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するため、情報監視審査会が設置されている。情報監視審査会の組織、権限、運営等に関する事項は、国会法に定めるもののほか、参議院情報監視審査会規程により定められている。

(注) 第百八十五回国会で成立した特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）附則第十条において、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。これを受けて、第百八十六回国会平成二十六年六月二十日の会議において、国会法改正案、本院規則改正案及び参議院情報監視審査会規程案が議決され、第百八十七回国会閉会后平成二十六年十二月十日（特定秘密の保護に関する法律の施行の日）の同法（平成二十六年法律第八十六号）の施行により、情報監視審査会が設置された。

第百八十九回国会平成二十七年三月二十五日の会議において、情報監視審査会委員が選任された。

参照 三〇一号

一四七 情報監視審査会委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、議院の議決により選任する

情報監視審査会委員は、通常選挙後初めて召集される国会の召集日の午前十時現在の各会派の所属議員数の比率によりこれを各会派に割り当てる。

議院は、この割当てに基づき各会派から申し出た議員をその議決により情報監視審査会委員に選任し、議員は、任期中その任にある。

情報監視審査会委員の各会派への割当数変更については、常任委員の例による。

情報監視審査会委員の辞任は、会期中は議院においてこれを許可するが、閉会中は議長においてこれを許可する。その補欠選任については、議院の議決により行う。

また、通常選挙後初めて召集される国会において情報監視審査会委員を選任するときは、あらかじめ全情報監視審査会委員を各会派に割り当てた後、議院は、まず、改選期に当たらなかった議員の情報

監視審査会委員の辞任を許可した後、各会派の申出に基づき、その議決により全情報監視審査会委員の選任を行うのを例とする。

なお、情報監視審査会委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をする。

(注) 第百八十九回国会平成二十七年三月二十三日の議院運営委員会理事會において、情報監視審査会委員について次のとおり決定があった。

- (1) 情報監視審査会の設置目的に鑑み、情報監視審査会委員は、國務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官を兼ねない。
- (2) 常任委員長、特別委員長及び調査会長は、審査を要請する側となるので、情報監視審査会委員を兼ねないものとする。また、憲法審査会会長も同様とする。

参照 一一四号、一二二号、一二二号

第十二章 議案

第一節 議案等の提出

一四八 議案を發議するには、發議者及び賛成者が署名又は記名
押印した提出文を添付する

議員が議案を發議するときは、議案に發議者及び賛成者が署名又は記名押印した「右の議案を發議する」との提出文を添付する。

なお、修正案についても、同様の例により「右の修正案を提出する」との提出文を添付する。

参照 一七〇号、三二七号

一四九 議案を發議するには、發議者のほか、所定の賛成者を要する

議員が議案を發議するには、發議者のほか、十人以上の賛成者を要する。ただし、予算を伴う法律案については二十人以上の賛成者を要する。

また、議員が憲法改正原案を發議するには、發議者のほか、五十人以上の賛成者を要する。

なお、修正案についても、同様とする。

参照 二五六号、三〇九号

一五〇 決議案について、發議者の数が所定の賛成者の数を超えていたため、賛成者がなかったがこれを所定の賛成者があるものとして取り扱った例

第二十二回国会 昭和三十年七月二十六日石村幸作君外十九名から發議された合併市町村の育成強化に関する決議案は、所定の賛成者の数を超える發議者が連署したのみで賛成者の連署がなかったが、

これを所定の賛成者があるものとして取り扱った。
以後同例がある。

参照 二五六号

一五一 議員でなくなった者は、議案の発議者又は賛成者から削除する

議案の発議者又は賛成者であった議員が議員でなくなったときは、議案の発議者又は賛成者からこれを削除する。この場合、発議者が全部なくなったときは議案は消滅するが、一人でも残っていると、はその議案は影響を受けない。また、賛成者が全部なくなっても、議案は影響を受けない。

(注) 第二十五回国会昭和三十一年十一月二十四日の議院運営委員会において、次の決定があった。

一 議案の発議者又は賛成者であつて、議員の任期満了その他の事由により議員でなくなった者は、発議者又は賛成者から削除する。

二 右の結果議案の発議者又は賛成者が減少した場合において、

1 発議者が減少しても発議者が一人でも残っている限りその議案は影響を受けない。

2 発議者が全部なくなったときは議案は消滅する。

3 賛成者が減少して成規の数を欠くに至った場合又は賛成者が全部なくなった場合にも議案は影響を受けない。

参照 四〇三号

一五二 国務大臣等である議員は、議案の発議者又は賛成者とならないのを例とする

国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官又は大臣補佐官である議員は、議案の発議者又は賛成者とならないのを例とする。

一五三 議案の発議者又は賛成者の変更は、認めないのを例とする

議案の発議者又は賛成者の追加若しくは取消しは、認めないのを例とする。ただし、議長が特に必要

があると認めるときは、議院運営委員会理事會に諮り、これを認めることがある。

参照 一八九号

規 第二四条

一五四 決議案は、その本文で理由が明らかになつてゐる場合には、理由書を付さないで發議することができる

議案は理由を付して發議する定めであるが、決議案は、その本文で理由が明らかになつてゐる場合には、別に理由書を付さないで發議することができる。

参照 二七九号

規 第二五条

一五五 修正案の提出には、理由を付することを要しない

議案に対する修正案を提出するには、理由を付することを要しない。

一五六 予算を伴う法律案に添付する法律施行に要する経費を明

らかにした文書に関する例

議員が予算を伴う法律案を發議する場合は、その法律施行に要する経費を明らかにした文書を添えて提出することを要するが、この場合の文書の主な例は、次のとおりである。

(一) 歳出が増加する場合の例

第二十二回国会 昭和三十年五月十日田中一君外一名發議の国設住宅法案に添付されたもの

この法律施行に要する経費

この法律を施行するには経費を要するが、その所要額は、国設住宅建設五箇年計画の内容によつて決定される。昭和三十年度において十五万戸を建設するものとすれば、その所要額は、約七百二十億円である。

同 昭和三十年七月二十一日地方行政委員会提出の公職選挙法の一部を改正する法律

案に添付されたもの

この法律施行に要する経費

この法律の施行にあたっては、衆議院議員の総選挙について約二千万円の減少、参議院議員

の通常選挙については約三千万円の増加となる。

第五十五回国会 昭和四十二年五月十一日鈴木力君外一名発議の女子教育職員育児休暇法案に添付されたもの

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十二年度において約九億六千万円（平年度約十九億二千万円）の見込みである。

第四百四十五回国会 平成十一年一月二十七日山下栄一君外三名発議のダイオキシソシン類対策特別措置法案に添付されたもの

この法律の施行に伴い必要となる経費

この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年度約三十億円の見込みである。

第四百四十七回国会 平成十二年二月二十二日小池晃君外一名発議の介護保険法及び介護保険法施行法の一部を改正する法律案に添付されたもの

この法律の施行に伴い必要となる経費

この法律の施行に伴い必要となる経費は、初年度約七千億円の見込みである。

(二) 歳入が減少する場合の例

第百十八回国会 平成二年三月三十一日木庭健太郎君発議の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案に添付されたもの

この法律の施行により歳入減となる見込額

この法律の施行により歳入減となる額は、平成二年度約三千六百十億円の見込みである。

一五七 法律案に対する修正案で予算の増額を伴うもの又は予算を伴うこととなるものに添付する修正の結果必要となる経費を明らかにした文書に関する例

法律案に対する修正案で予算の増額を伴うもの又は予算を伴うこととなるものを提出する場合は、その修正の結果必要となる経費を明らかにした文書を添えて提出することを要するが、この場合の文書の主な例は、次のとおりである。

第四十八回国会 昭和四十年三月三十一日木村禧八郎君外四名から提出された所得税法案に対する修正案に添付されたもの

この修正の結果歳入減となる見込額

この修正の結果、平年度において約百億円の歳入減となる見込みである。

第六十一回国会 昭和四十四年七月二十九日鈴木一弘君から提出された健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案に添付されたもの

この修正の結果必要となる経費

この修正の結果、一般会計における歳出増は、昭和四十四年度において約二百四十八億円、平年度において約八百七十四億円の見込みであり、船員保険特別会計における歳出増は、昭和四十四年度において約一億円、平年度において約三億円の見込みである。

同 昭和四十四年七月二十九日大橋和孝君から提出された健康保険法及び船員保険法

の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案に添付されたもの

この修正の結果必要となる経費

この修正の結果、厚生保険特別会計において昭和四十四年度約五十億円、昭和四十五年度約百億円、船員保険特別会計において昭和四十四年度約一億円、昭和四十五年度約二億円の歳出増となる見込みであり、厚生保険特別会計において昭和四十四年度約百六十億円、昭和四十五年度約二百八十億円、船員保険特別会計において昭和四十四年度約三億円、昭和四十五年度約五億円の歳入減となる見込みである。

参照 三三二一号

(規 第 四 条)

一五八 本院提出法律案には、理由及びその法律施行に要する経費を明らかにした文書を付さない

議員発議、委員会提出又は調査会提出の法律案を議決し、本院提出法律案として衆議院に送付する場合には、議案に理由及びその法律施行に要する経費を明らかにした文書を付さない。

財 第 二 七 条

一五九 総予算は、一月中に国会に提出されるのを常例とする

総予算は、前年度の一月中に国会に提出するのを常例とする定めであり、第二百二十三回国会における平成四年度総予算以降、一月の常会の会期の始めに提出されている。ただし、前年度の二月以降に提出されたことがある。その例は次のとおりである。

第二百二十九回国会 平成六年三月四日提出 平成六年度総予算

第百八十三回国会 平成二十五年二月二十八日提出 平成二十五年総予算

第百八十九回国会 平成二十七年二月十二日提出 平成二十七年度総予算

(注) 財政法第二十七条は、「内閣は、毎会計年度の予算を、前年度の十二月中に、国会に提出するのを常例とする。」となっていたが、第百二十一回国会における国会法の改正(平成三年法律第八十六号)により、「内閣は、毎会計年度の予算を、前年度の一月中に、国会に提出するのを常例とする。」と改められた。

参照 二六五号

一六〇 条約が本院に先に提出された例

第二十五回国会 昭和三十一年十一月十二日千九百五十六年の国際小麦協定の受諾について承認を求めめるの件が、本院先議で提出された。
以後同例がある。

参照 一四〇号

一六一 内閣提出法律案のうち、予算に係のある法律案が本院 に先に提出された例

内閣提出法律案のうち、予算に係のある法律案が本院に先に提出された例は次のとおりである。

第二十二回国会 昭和三十年五月九日提出 開拓融資保証法の一部を改正する法律案（昭和三十年
一般会計予算に五千万円計上）

第三十八回国会 昭和三十六年二月二十二日提出 消防組織法の一部を改正する法律案（昭和三十
六年度一般会計予算に約七千四百四十五万円計上）

同 昭和三十六年二月二十五日提出 新市町村建設促進法の一部を改正する法律案
（昭和三十六年度一般会計予算に六千五百五十余万円計上）

第三十九回国会 昭和三十六年九月二十五日提出 建設省設置法の一部を改正する法律案（昭和三十
六年度一般会計予算に約四千万円計上）

第四十三回国会 昭和三十八年一月二十二日提出 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律
案（昭和三十八年度一般会計予算に五千万円計上）

同 昭和三十八年一月二十四日提出 木船再保険法の一部を改正する法律案（木船再

保険特別会計における昭和三十七年度の利益から適用され、利益の還付は昭和三十九年度以降実施)

同 昭和三十八年二月一日提出 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(昭和三

十八年度一般会計予算に四百二十五万円計上)

同 昭和三十八年二月十二日提出 林業信用基金法案(昭和三十八年度一般会計予算に三

億五千万円計上)

第四十四回国会 昭和三十八年十月十五日提出 日本鉄道建設公団法案(昭和三十八年度特別会計予算

産業投資特別会計に五億円計上)

第四十六回国会 昭和三十九年二月十一日提出 林業信用基金法の一部を改正する法律案(昭和三

十九年度一般会計予算に三億五千万円計上)

第二百二回国会 昭和六十年四月十七日提出 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部

を改正する法律案(昭和六十年一般会計予算に十四億四千七百万円計上)

第三百三十二回国会 平成七年二月十三日提出 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の

一部を改正する法律案(平成七年度一般会計予算に四百七十二億八千九百万円計上)

第三百三十六回国会 平成八年二月十三日提出 商標法等の一部を改正する法律案(平成八年度特別会

計予算特別会計に七億八千二百四十四万二千円計上)

第百四十二回国会 平成十年二月十日提出 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（平成十年度一般会計予算に五百十九億七千万円計上）

第百四十五回国会 平成十一年二月五日提出 特許法等の一部を改正する法律案（平成十一年度特別会計予算特別会計において約二十九億円の減収見込み）

第百四十七回国会 平成十二年二月十日提出 商業登記法等の一部を改正する法律案（平成十二年度一般会計予算に二千八百四十四万七千円、同年度特別会計予算登記特別会計に三億八千二百六十九万六千円計上）

第百五十一回国会 平成十三年二月二十日提出 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（平成十三年度一般会計予算に五百五十六億五千百万円計上）

第百六十四回国会 平成十八年二月十日提出 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案（平成十八年度一般会計予算に一億円、同年度特別会計予算港湾整備特別会計に約二十九億三千万円計上）

第百七十七回国会 平成二十三年三月八日提出 電波法の一部を改正する法律案（平成二十三年度一般会計予算に約七百十八億二千五百万円計上）

一六二 予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等が議決に

至らなかつた場合は、再び国会に提出される

予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等が議決に至らなかつた場合は、再び国会に提出される。その例は次のとおりである。

第二回国会に提出された昭和二十二年度予備費使用総調書外一件及び昭和二十二年度予備費使用総調書（その二）外一件は、衆議院において審議未了となったが、第三回国会（臨時）及び第四回国会（昭和二十三年十二月一日召集、同月二十三日衆議院解散）には提出されず、第五回国会（特別）に昭和二十二年度予備費使用総調書外一件として再び提出され、両院において承諾された。

第十五回国会（特別）に提出された昭和二十六年一般会計予備費使用総調書（その二）外二件及び昭和二十七年一般会計予備費使用総調書（その一）外一件は、衆議院において審議未了となり、第十六回国会（特別）に昭和二十六年一般会計予備費使用総調書（その二）外二件及び昭和二十七年一般会計予備費使用総調書外一件として再び提出され、両院において承諾された。その他同例がある。

（注）第六十三回国会以後、件名が「予備費使用総調書」から「予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書」に

改められた。

一六三 決算調整資金からの歳入組入れに関する調書が議決に至らなかつた場合は、再び国会に提出される

決算調整資金からの歳入組入れに関する調書が議決に至らなかつた場合は、再び国会に提出される。その例は次のとおりである。

第九十八回国会に提出された昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書は、同国会及び第九十九回国会（臨時）には衆議院において継続審査となったが、第百回国会（臨時）（昭和五十八年九月八日召集、十一月二十八日衆議院解散）には衆議院において審議未了となり、第百一回国会（特別）に再び提出され、両院において承諾された。

（注）決算調整資金に関する法律（昭和五十三年法律第四号）により、予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足が生ずることとなる場合において、その不足を補填することにより、一般会計における収支の均衡を図ることを目的とする決算調整資金が設置され、同法第九条により同資金からの歳入組入れに関する調書について国会の承諾を要することとなった。

一六四 決算は、翌年度の国会に両院に同時に提出され、議決に至らなかつた場合も、次の国会に再び提出されないが、引き続きこれを審議する

毎会計年度の決算は、翌年度の国会に両院に同時に提出され、その国会において議決に至らなかつた場合も、次の国会に再び提出されないが、引き続きこれを審議する。

国有財産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状況総計算書、国庫債務負担行為総調査及び日本放送協会の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書についても、同様とする。

(注) 財政法第四十条は、「内閣は、会計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする。」と規定しており、毎会計年度の決算は、翌年度の常会に両院に同時に提出されているが、第百五十六回国会平成十五年五月九日、議院運営委員長が参議院改革協議会の合意に基づいて、平成十五年度決算以降は、決算の提出時期を早め、会計年度翌年の十一月二十日前後に国会に提出するよう政府に要請したことを受けて、平成十五年度決算は、第百六十一回国会(臨時)平成十六年十一月十九日に提出された。以後、毎会計年度の決算は、翌年度の十一月二十日前後に提出されている。ただし、当該時期が開

会中であつたため、次の国会の召集日に提出されたことがある（平成十六年度決算・第百六十四回国会平成十八年一月二十日提出、平成二十六年年度決算・第百九十回国会平成二十八年一月四日提出、令和二年度決算・第二百七回国会（臨時）令和三年十二月六日提出）。

参照 一八六号

一六五 条約は邦文により提出される

条約は、邦文と外国語文が共に正文である場合には、その邦文により提出される。また、外国語文のみが正文である場合には、邦訳文により提出される。

一六六 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に関連する条約

で、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の

譲許表等は、我が国のもののみが提出される

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に関連する条約で、千九百九十四年の関税及び貿易に関する

一般協定には加盟各国の譲許表が附属するが、その締結について承認を求めるの件では、譲許表は我が国のもののみが提出される。また、サービスの貿易に関する一般協定に附属する特定の約束に係る表及び第二条の免除に係る表並びに政府調達に関する協定の附属書についても我が国のもののみが提出される。

(注) 第三百三十一回国会平成六年九月二十日の議院運営委員会理事会において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件に関し、同協定のうち、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定に附属する譲許表並びにサービスの貿易に関する一般協定に附属する特定の約束に係る表及び第二条の免除に係る表については、内閣から、従来からの慣行を踏まえ、我が国のもののみを提出する旨の申出があり、これを了承した。

第三百三十二回国会平成七年四月十三日の議院運営委員会理事会において、政府調達に関する協定の締結について承認を求めるの件に関し、同協定の附属書については、内閣から、我が国のもののみを提出する旨の申出があり、これを了承した。第八十三回国会及び第八十五回国会に提出された政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件に関しても、内閣から同様の申出があり、これを了承した。

なお、世界貿易機関の設立前においても、第二十五回国会昭和三十一年十一月十九日の議院運営委員会理事会において、関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の追加に関する第六議定書の受諾について承認を求め

るの件に関し、また、第三十一回国会昭和三十四年三月六日の議院運営委員会理事會において、関税及び貿易に関する一般協定の新第三表（ブラジルの譲許表）の作成のための交渉に関する議定書の締結について承認を求めるの件に関し、内閣が、「日本政府の受諾の対象となり、かつ、我が国を拘束し、したがって憲法第七十三条第三号ただし書の規定により、国会の承認を要するものは、同議定書のうち、その本文及び我が国の譲許表のみである」との理由により、同議定書の本文及び我が国の譲許表のみを提出することについて了承した。

一六七 経済連携協定等の譲許表等は、交渉相手国又は日本以外の各国の譲許表等を除いたものが提出される

経済連携協定等には各国の譲許表等が附属するが、その締結について承認を求めるの件では、譲許表等は交渉相手国又は日本以外の各国のものを除いたものが提出される。その例は次のとおりである。

第六百六十一回国会 平成十六年十月十二日提出された経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関し、同協定の附属書については、内閣からの申出に基づき、同月六日議院運営委員会理事會の了承を得て、メキシコ合衆国の譲許表

を除いたものが提出された。
以後同例がある。

一六八 多数国間条約はその署名欄を省略して提出される

多数国間条約はその署名欄を省略して提出される例である。ただし、多数国間条約であっても、国際会議における採択等の方式によってではなく、二国間条約の場合と同様に署名によって確定されるものについては、その署名欄は省略されない。

なお、署名欄を省略する場合には、条約本文の末尾に「(署名欄は省略)」と記載する。

(注) 第八十四回国会昭和五十三年二月二十八日の議院運営委員会理事会において、国際会議における採択等の方式によって確定される多数国間条約の国会提出様式に関しては、署名欄を省略すること及びその各国の署名状況等は、別途参考資料として条約の提出と同時に全議員に配付することについて了承した。

一六九 国会の休会中に議案が提出された例

第一回国会 昭和二十二年九月一日から同月十四日までの国会の休会中、同月二日内閣から農地開発
営団の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律案が提出された。また、
予備審査のため内閣から同日臨時農業生産調整法案が、同月六日重要肥料業統制法等を廃止する法
律案が送付された。なお、議長松平恒雄君は、これらの議案を即日委員会に付託した。

参照 二九号、三八四号、四〇七号

第二節 議案等の印刷及び配付

一七〇 議案は、その提出文、送付文又は回付文とともに印刷に
付する

議案は、その提出文、送付文又は回付文とともにこれを印刷に付する。
なお、修正案は、その提出文とともにこれを印刷に付する。

参照 一四八号、一七五号、一九八号、四二九号

一七一 衆議院から修正の上、送付又は回付された内閣提出議案及び回付された本院提出法律案は、その修正に係る部分のみを印刷に付し、他は印刷を省略する

内閣提出議案が衆議院から修正の上、送付又は回付された場合には、この送付案又は回付案と予備審査のための内閣送付案又は本院議決案とを比照し、その修正に係る部分のみを印刷に付し、他は印刷を省略する。

本院提出法律案が衆議院から修正の上、回付された場合も、同様とする。

参照 一九八号

一七二 衆議院提出法律案が予備審査のため送付された議案と異なる場合には、提出案の全部を印刷に付する

衆議院提出法律案が予備審査のためさきに送付された議案と異なる場合には、提出案の全部を印刷に付する。

参照 一九八号

(国 第六八条)

一七三 継続審査に付した議案は、次の国会において印刷配付しないのを例とする

継続審査に付した議案は、次の国会においてこれを印刷配付しないのを例とする。

(注) 第二回国会閉会後昭和二十三年十月九日の議院運営委員会において、第二回国会において継続審査に付した議案は、第二回国会において改めて印刷配付を要しない旨の決定があった。

参照 一三八号、一八五号、一九九号

一七四 議案等を印刷配付するいとまがなく会議に付した場合に、

これを参事に朗読させ、事後に印刷配付した例

議案、修正案で緊急上程等のため印刷配付するいとまがない場合に、議長は、これを議院の会議において参事に朗読させ、議事を進め、事後に印刷配付したことがある。その例は次のとおりである。

(一) 委員会審査省略要求書を付した議案の例

第一回国会 昭和二十二年八月十五日の会議において、片山内閣総理大臣からクレジット設定に関する問題について報告があつた際、民間貿易開始並に貿易基金設定に対する感謝決議案（佐藤尚武君外五名発議）が委員会審査省略要求書を付して提出されたが、印刷配付するいとまがなかつたため、議長松平恒雄君は、これを参事に朗読させた後、議院に諮り、同案の委員会の審査を省略し日程に追加して直ちに議題とした。

(二) 委員会の審査を終わつた議案の例

第十五回国会 昭和二十七年十二月二十四日の会議において、平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）は、印刷配付するいとまがなかつたため、議長佐藤尚武君は、日程に追加して議題とした際、これを朗読して議事を進めることを議

院に諮り、参事に朗読させた後、法務委員長の報告を求めた（本案は、同日衆議院から予備審査のため送付、即日提出され、法務委員会において可決されたものである）。

(三) 修正案の例

第一回国会 昭和二十二年九月三十日の会議において、日程第三災害救助法案（内閣提出、衆議院送付）に対する堀真琴君提出の修正案（当日提出）は、印刷配付するいとまがなかったため、副議長松本治一郎君は、本案の委員長報告が終わった際、同修正案を参事に朗読させた後、提出者の趣旨説明を求めた。

第十回国会 昭和二十六年五月十八日の会議において、国家公務員災害補償法案（内閣提出）に対する委員会の報告による修正案は、印刷配付するいとまがなかったため、議長佐藤尚武君は、本案を日程に追加して議題とした際、同修正案を参事に朗読させた後、委員長の報告を求めた。

第十五回国会 昭和二十七年十二月二十四日の会議において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）に対する委員会の報告による修正案は、印刷配付するいとまがなかったため、議長佐藤尚武君は、本案を日程に追加して議題とした際、修正案を朗読して議事を進めることを議院に諮り、同修正案を参事に朗読させた後、委員長の報告を求めた。

一七五 議案その他の文書は、議員会館文書配付室に備付けの文書函に配付し、そのいとまがないときは、議席に配付する

議案その他の文書は、議員会館文書配付室に備付けの文書函にこれを配付し、そのいとまがないときは、議席に配付する。

なお、国務大臣等に対しては、事務局に備付けの各省別文書函に配付する。

参照 一七〇号、四二九号、五〇六号

第三節 議案の付託

一七六 議案が発議、提出又は送付されたときは、議長は、直ちにこれを適当な委員会又は憲法審査会に付託する

議案が発議、提出又は予備審査のため送付されたときは、議長は、直ちにこれを適当な委員会又は憲法審査会に付託する。

議案が衆議院から提出又は送付されたときは、さきに予備審査のため送付された議案を付託した委員会又は憲法審査会に付託する。

参照 一八七号、二七七号

一七七 議院の会議において趣旨説明を聴取することを決定した
議案は、その趣旨説明及び質疑が終了した後、委員会に
付託する

国会法第五十六条の二の規定により議院運営委員会が議院の会議において趣旨説明を聴取することを決定した議案は、その趣旨説明及び質疑が終了した後、これを委員会に付託するのを例とする。ただし、委員会付託後、趣旨説明を聴取したことがある。

参照 二八六号、三一四号

規 第二九条
第 元 条 の 三
憲 規 第二六条
(規 第七四條)
(憲 規 第一條)

一七八 議案を付託すべき委員会又は憲法審査会を定め難い場合
には、議長は、議院運営委員会理事会に諮って付託する
のを例とする

議案がいずれの常任委員会若しくは憲法審査会の所管に属するか明らかでない場合、数個の常任委員
会若しくは憲法審査会の所管に属する場合又は特別委員会の調査事項若しくは付託議案に関連のある

場合で、付託すべき委員会又は憲法審査会を定め難いときは、議長は、議院運営委員会理事会に諮つて付託するのを例とする。

参照 一八二号、一八三号、四一一号

一七九 常任委員会の所管に属する議案について特別委員会を設けこれを付託した例

常任委員会の所管に属する議案について特別委員会を設けこれを付託したことがある。その主な例は次のとおりである。

第十二回国会 昭和二十六年十月十七日の会議において、小笠原二三男君の動議により、平和条約の締結について承認を求めるの件及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求めるの件（いずれも予備審査）を審査するため委員三十五人から成る特別委員会を設けることを議決し、同日議長佐藤尚武君は、これを同委員会に付託した。

第三十四回国会 昭和三十五年三月九日の会議において、田中茂穂君の動議により、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件、日本国とアメ

リカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案（いずれも内閣提出、予備審査）を審査するため委員三十五人から成る特別委員会を設けることを議決し、議長松野鶴平君は、条約二件を同日、法律案を同月十六日、それぞれ同委員会に付託した。

第四十六回国会 昭和三十九年四月二十四日の会議において、議長重宗雄三君の發議により、結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第八十七号）の締結について承認を求めるの件、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案、国家公務員法の一部を改正する法律案及び地方公務員法の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、予備審査）を審査するため委員二十五人から成る特別委員会を設けることを議決し、同日議長は、これを同委員会に付託した。

第六十七回国会 昭和四十六年十一月五日の会議において、議長河野謙三君の發議により、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（予備審査）を審査するため委員四十人から成る特別委員会を設けることを議決した。同件は同月二十四日衆議院から送付され、十二月一日議長は、これを同委員会に付託した。

第百回国会 昭和五十八年九月二十一日の会議において、議長木村睦男君の發議により、行政改革に関連する諸法案を審査するため委員三十五人から成る特別委員会を設けることを議決した。国家行政組織法の一部を改正する法律案（第九十八回国会内閣提出）、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、総務庁設置法案、総理府設置法の一部を改正する等の法律案、総務庁設置法等の一部を改正する法律案及び行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案（いずれも内閣提出）は、十月十一日衆議院から送付され、十一月十八日議長は、これを同委員会に付託した。

第百十六回国会 平成元年十一月八日の会議において、議長土屋義彦君の發議により、税制改革に関連する諸法案を審査し、併せて税制に関する諸問題等を調査するため委員四十五人から成る特別委員会を設けることを議決した。同日議長は、消費税法を廃止する法律案、消費譲与税法を廃止する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案、税制再改革基本法案、法人税法等の一部を改正する法律案、通行税法案、物品税法案、入場税法案及び地方税法の一部を改正する法律案（いずれも久保亘君外七名發議）を同委員会に付託した。

参照 一三三号、一八二号、一八三号

一八〇 数個の常任委員会の所管に属する議案について特別委員 会を設けこれを付託した例

第十五回国会閉会後の参議院緊急集会 昭和二十八年三月十八日の会議において、議長佐藤尚武君の發議により、期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律案（内閣提出）を審査するため委員二十五人から成る特別委員会を設けることを議決し、同日議長はこれを同委員会に付託した。

第十九回国会 昭和二十九年三月一日の会議において、議長河井彌八君の發議により、補助金等の臨時特例等に関する法律案（内閣提出、予備審査）を審査するため委員二十五人から成る特別委員会を設けることを議決し、同日議長は、これを同委員会に付託した。

第九十五回国会 昭和五十六年十月七日の会議において、議長徳永正利君の發議により、行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案（内閣提出、予備審査）を審査するため委員三十五人から成る特別委員会を設けることを議決した。同案は同月二十九日衆議院から送付され、翌三十日議長は、これを同委員会に付託した。

第二百二回国会 昭和六十年四月十七日の会議において、議長木村睦男君の發議により、国の補助金等

の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を審査するため委員三十人から成る特別委員会を設けることを議決し、同日議長は、これを同委員会に付託した。

第百四回国会 昭和六十一年四月十一日の会議において、議長木村睦男君の発議により、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案（内閣提出、予備審査）を審査するため委員三十人から成る特別委員会を設けることを議決した。同案は同月十七日衆議院から送付され、翌十八日議長は、これを同委員会に付託した。

参照 一三三三号

国 第四五条
規 第二九条

一八一 常任委員会の所管に属しない議案について特別委員会を設けこれを付託した例

第一回国会 昭和二十二年八月十五日の会議において、北條秀一君の動議により、皇室経済法施行法案（内閣提出、予備審査）を審査するため委員二十人から成る特別委員会を設けこれを付託することを議決した。なお、同日同君の動議により、日本国憲法第八条の規定による議決案（内閣提出、予備審査）を同委員会に併せて付託することを議決した。

参照 一三三三号

一八二 調査のため設けられた特別委員会の調査事項に関連のある議案は、その特別委員会に付託するのを例とする

調査のため設けられた特別委員会の調査事項に関連のある議案は、その特別委員会に付託するのを例とする。

参照 一三三三号、一三六号、一七六号、一七八号、一七九号、四一一号

一八三 議案審査のため設けられた特別委員会の付託議案に関連のある議案を、その特別委員会に併せ付託した例

第四十三回国会 昭和三十八年六月十九日議長重宗雄三君は、国家公務員法の一部を改正する法律案及び地方公務員法の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、予備審査）を、結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第八十七号）の締結について承認を求めるの件、公共企業体等労働関係法の

一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、予備審査）を審査するため設けられた国際労働条約第八十七号等特別委員会に付託した。

第百六十五回国会 平成十八年十一月二十一日議長扇千景君は、日本国教育基本法案、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（いずれも興石東君外六名発議）を、教育基本法案（第百六十四回国会内閣提出、第百六十五回国会衆議院送付）を審査するため設けられた教育基本法に関する特別委員会に付託した。

第百八十九回国会 平成二十七年八月二十八日議長山崎正昭君は、武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（小野次郎君発議）、在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案、合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案、国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案（いずれも小野次郎君外一名発議）を、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）を審査するため設けられた我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会に付託した。

同 平成二十七年九月四日議長山崎正昭君は、国際連合平和維持活動等に対する協力

に関する法律の一部を改正する法律案及び周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案（いずれも小野次郎君発議）を、同特別委員会に付託した。

同 平成二十七年九月九日議長山崎正昭君は、領域等の警備に関する法律案（大野元

裕君外七名発議）を、同特別委員会に付託した。

参照 一三三号、一三六号、一七六号、一七八号、一七九号、四一一号

一八四 議案の付託を変更した例

議案を委員会に付託した後、特に必要があると認めるときは、議長は、議院運営委員会理事会に諮り、付託を変更するのを例とする。その例は、次のとおりである。

第九十一回国会 昭和五十五年三月四日法務委員会に付託した犯罪被害補償法案（衆議院議員沖本泰幸君外二名提出、予備審査）につき、議長安井謙君は、同月十七日議院運営委員会理事会に諮り、同日地方行政委員会に付託を変更した。

その他同例がある。

参照 四一五号

(国
第八條)

一八五 常任委員会において閉会中に審査が終わらなかった議案
は、次の国会において改めて付託することなく審査を続
ける

常任委員会において閉会中に審査が終わらなかった議案（予備審査のものを含む）は、次の国会においてこれを改めて付託することなく、その委員会において審査を続ける。

参照 一三八号、一七三号

一八六 決算が委員会において審査未了となった場合には、次の
国会において、議長は、これを委員会に付託する

決算が継続審査に付されることなく委員会において審査未了となった場合には、次の国会において、

議長は、これを委員会に付託する。

国有財産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状況総計算書、国庫債務負担行為総調査及び日本放送協会の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書についても、同様とする。

参照 一三八号、一六四号

一八七 本院で議決した議案が、衆議院において継続審査の上、

本院に送付されたときは、これを委員会に付託する

本院で議決し衆議院に送付した議案が、衆議院において継続審査の上、本院に送付されたときは、議長は、これを委員会に付託する。

参照 一七六号

第四節 議案等の撤回及び内閣修正

国 第五九条
規 第二八条
第 〇条の二

一八九 議案等の撤回及び内閣修正は、文書によりこれを求める

議員發議の議案又は修正案を發議者又は提出者が撤回しようとするとき及び内閣がその提出に係る議案を撤回又は修正しようとするときは、文書をもってこれを求める。

参照 二二三号、二五四号

規 第二八条

一八九 發議者からの申出により議案が撤回された例

發議者が議案を撤回するには、議院の會議又は委員会の議題となる前の議案についてはその申出によりこれを行うことができるが、委員会の議題となった議案については委員会の許可を要し、議院の會議の議題となった議案については議院の許可を要する。發議者からの申出により議案が撤回された例は、次のとおりである。

(一) 法律案が撤回された例

(1) 委員会の議題となる前に撤回された例

第十三回国会 昭和二十七年五月十九日発議された災害救助法の一部を改正する法律案（千葉信君外十六名発議）は、同日厚生委員会に付託されたが、同年六月六日発議者からの申出により撤回された。

第七十五回国会 昭和五十年五月二十六日発議者からの申出により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（桑名義治君外一名発議）（第七十四回国会昭和四十九年十二月十一日発議、同日商工委員会付託、継続審査）は、撤回された。

その他同例がある。

(2) 委員会の議題となった後に撤回された例

第二十二回国会 昭和三十年七月六日発議された女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案（高田なほ子君外六名発議）は、同日文教委員会に付託され、審査中のところ、同月二十一日発議者から撤回の申出があり、同日同委員会は、これを許可した。

以後同例がある。

なお、議院の会議において趣旨説明を聴取した議案が委員会の議題となった後に撤回されたことが

ある。その例は次のとおりである。

第五十五回国会 昭和四十二年五月二十日発議された炭鉱労働者の一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案（藤田藤太郎君外一名発議）は、同年六月二十三日議院の会議において趣旨説明を聴取した後同日社会労働委員会に付託され、審査中のところ、同年七月二十日発議者から撤回の申出があり、翌二十一日同委員会は、これを許可した。

(二) 決議案が撤回された例

第二回国会 昭和二十三年六月五日委員会審査省略要求書を付して発議された地方出先機関の整理に関する決議案（中井光次君外一名発議）は、同月十八日発議者からの申出により撤回された。以後同例がある。

参照 一五三号

一九〇 提出者からの申出により修正案が撤回された例

提出者が修正案を撤回するには、修正の動議が会議の議題となる前はその申出によりこれを行うことができるが、会議の議題となった後は議院の許可を要する。提出者からの申出により会議の議題とな

る前に修正案が撤回された例は、次のとおりである。

第百九十八回国会 令和元年五月七日提出された国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（大野元裕君提出）は、翌八日提出者からの申出により撤回された。

参照 三二七号

一九一 内閣からの申出により議案が撤回された例

内閣が議案を撤回するには、議院の会議又は委員会の議題となる前の議案についてはその申出によりこれを行うことができるが、議院の会議又は委員会の議題となった議案については議院の承諾を要する。本院に提出された議案が内閣からの申出により撤回された例は、次のとおりである。

(一) 委員会の議題となる前に撤回された例

第二十四回国会 昭和三十一年三月十二日提出された社会福祉事業法の一部を改正する法律案は、同日社会労働委員会に付託されたが、同月三十日内閣からの申出により撤回された。

第四十三回国会 昭和三十八年一月二十四日提出された私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する

る法律の一部を改正する法律案は、同日商工委員会に付託されたが、同月三十一日内閣からの申出により撤回された。

第五十一回国会 昭和四十一年五月十二日提出された審議会等の整理に関する法律案は、同日内閣委員会に付託されたが、同月二十八日内閣からの申出により撤回された。

第五十五回国会 昭和四十二年五月二十日提出された許可、認可等の整理に関する法律案は、同日内閣委員会に付託されたが、同月二十三日内閣からの申出により撤回された。

第七十四回国会 平成二十二年三月二十九日提出された労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案は、同年四月六日内閣からの申出により撤回された。

(二) 委員会の議題となった後に撤回された例

第一回国会 昭和二十二年七月三十日提出された連合国占領軍、その将兵又は連合国占領軍に付属し、若しくは随伴する者の財産の收受及び所持の禁止に関する法律案及び昭和二十一年勅令第三百十一号（昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件）に基づく連合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令）の一部を改正する法律案は、同日司法委員会に付託され、審査中のところ、同年八月二十三日内閣から撤回の申出があり、

同月二十五日議院の会議においてこれを承諾した。

第二十四回国会 昭和三十一年二月十日内閣から撤回の申出があつた地方公務員法の一部を改正する法律案(第二十二回国会昭和三十年七月四日提出、同日地方行政委員会付託、継続審査)は、同月十五日議院の会議において撤回を承諾した。

参照 二二三号

一九二二 内閣からの申出により議案が修正された例

内閣が議案を修正するには、議院の会議又は委員会の議題となる前の議案についてはその申出によりこれを行うことができるが、議院の会議又は委員会の議題となつた議案については議院の承諾を要する。本院に提出された議案が内閣からの申出により修正された例は、次のとおりである。

(一) 委員会の議題となる前に修正された例

第四十六回国会 昭和三十九年三月十九日提出された道路交通法の一部を改正する法律案は、同日地方行政委員会に付託されたが、同月三十一日内閣からの申出により修正された。

(二) 委員会の議題となつた後に修正された例

第二十八回国会 昭和三十三年二月四日提出された郵便為替法の一部を改正する法律案及び同年三月一日提出された電波法の一部を改正する法律案は、それぞれ同日通信委員会に付託され審査中のところ、同年三月七日内閣から修正の申出があり、同月十二日議院の会議においてこれを承諾した。

参照 二二三号

一九三 議員発議の法律案が撤回された場合及び内閣提出の議案が撤回又は修正された場合の通知に関する例

議員発議の法律案を予備審査のため衆議院に送付した後、発議者がこれを撤回した場合又は委員会若しくは議院の会議において撤回を許可した場合は、即日その旨を衆議院に通知する。

議院の会議において内閣提出の議案の撤回又は修正を承諾した場合は、即日その旨を内閣及び衆議院に通知する。

衆議院から予備審査のため送付された法律案が衆議院において撤回された場合は、同院から本院にその旨の通知がある。

本院に予備審査のため送付された内閣提出の議案が衆議院において委員会又は議院の会議の議題となる前に内閣が撤回又は修正する場合は、内閣からその旨の通知がある。また、衆議院が内閣の撤回又は修正を承諾した場合は、衆議院から本院にその旨の通知がある。

参照 一九七号、三七四号

一九四 議員発議の法律案が議決を要しないものとなった旨を衆議院に通知した例

第七十一回国会 平成二十一年六月二十三日発議された子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案（千葉景子君外八名発議）について、同年七月十三日議院の会議において、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）可決の結果、議決を要しないものとなった旨を衆議院に通知した。

第八十九回国会 平成二十七年七月二十三日発議された公職選挙法の一部を改正する法律案（羽田雄一郎君外五名発議）について、翌二十四日議院の会議において、公職選挙法の一部を改正する法律案（溝手顕正君外九名発議）可決の結果、議決を要しないものとなった旨を衆議院に通知した。

参照 三三六号

一九五 予備審査中の議案について衆議院から議決を要しないものとなつた旨の通知があつたときは、当該議案は消滅したものと取り扱う

予備審査中の議案について衆議院から議決を要しないものとなつた旨の通知書を受領したときは、当該議案は消滅したものと取り扱う。

(憲 第七二条)

一九六 内閣が更迭した場合に、前内閣が提出した議案について、
新内閣からその審議の継続に関し申出があつた例

内閣が更迭した場合に、前内閣が提出した議案について、新内閣からその審議を進められたい旨の申出があつた例は、次のとおりである。

第二回国会

昭和二十三年三月三十日 (芦田内閣)

- 第十五回国会（特別）
昭和二十七年十一月四日（第四次吉田内閣）
- 第十六回国会（特別）
昭和二十八年五月二十二日（第五次吉田内閣）
- 第二十六回国会
昭和三十三年二月二日（石橋内閣）
- 同
昭和三十二年二月二十五日（第一次岸内閣）
- 第三十五回国会（臨時）
昭和三十五年七月二十日（第一次池田内閣）
- 第四十七回国会（臨時）
昭和三十九年十一月十三日（第一次佐藤内閣）
- 第六十九回国会（臨時）
昭和四十七年七月十日（第一次田中内閣）
- 第八十六回国会（臨時）
昭和五十三年十二月八日（第一次大平内閣）
- 第一百回国会（臨時）
昭和六十二年十一月十日（竹下内閣）
- 第一百四回国会
平成元年六月六日（宇野内閣）
- 第二百二十九回国会
平成六年四月二十八日（羽田内閣）
- 第二百二十九回国会閉会後
平成六年七月十五日（村山内閣）
- 第四百四十七回国会
平成十二年四月五日（第一次森内閣）
- 第五百五十一回国会
平成十三年四月二十六日（第一次小泉内閣）
- 第七百七十四回国会
平成二十二年六月八日（菅内閣）

第七十八回国会（臨時） 平成二十三年九月十三日（野田内閣）
 なお、衆議院に対してのみ申出があった例は次のとおりである。

- 第七十四回国会（臨時） 昭和四十九年十二月十日（三木内閣）
- 第九十二回国会（特別） 昭和五十五年七月十八日（鈴木内閣）
- 第九十七回国会（臨時） 昭和五十七年十一月三十日（第一次中曾根内閣）
- 第一百回国会（特別） 昭和五十八年十二月二十七日（第二次中曾根内閣）
- 第一百六回国会（特別） 昭和六十一年七月二十三日（第三次中曾根内閣）
- 第一百五回国会（臨時） 平成元年八月十日（第一次海部内閣）
- 第一百二十二回国会（臨時） 平成三年十一月六日（宮澤内閣）
- 第一百四十三回国会（臨時） 平成十年七月三十一日（小渕内閣）
- 第一百六十五回国会（臨時） 平成十八年九月二十六日（第一次安倍内閣）
- 第一百六十八回国会（臨時） 平成十九年九月二十六日（福田内閣）
- 第一百七十回国会（臨時） 平成二十年九月二十五日（麻生内閣）
- 第二百二回国会（臨時） 令和二年九月十六日（菅内閣）
- 第二百五回国会（臨時） 令和三年十月四日（第一次岸田内閣）

第五節 議案の送付、回付、返付及び通知

一九七 議案の送付、回付、通知等は、議決の当日に行う

議案の送付、回付又は議決通知等は、議決の当日にこれを行う。

議案の返付は、衆議院送付案の否決等の議決を行った当日又は衆議院から国会法第八三条の三による通知があつた当日にこれを行う。

一九八 議案の送付、回付及び返付の取扱いに関する例

本院提出法律案を衆議院に送付する場合は、提出文、理由及びその法律施行に要する経費を明らかにした文書を除いた議案の印本を本書とし、これに送付文を添付する。なお、修正議決した場合には、本書に修正部分を記入したものをを用いるのを例とするが、刷り直したものをを用いることがある。また、本院議員提出法律案を予備審査のため衆議院に送付する場合は、その議案の印本に送付文を添付する。衆議院提出法律案を回付する場合は、本書のほか、その議案の印本に修正部分を記入したものと回付

文を添付する。

内閣提出議案を可決して衆議院に送付する場合は、本書に送付文を添付し、修正議決して送付する場合は、本書のほか、その議案の印本に修正部分を記入したものと送付文を添付し、また、衆議院において可決した内閣提出議案を回付する場合は、衆議院から送付された本書のほか、その議案の印本に本院における修正部分を記入したものと回付文を添付する。衆議院において修正議決した内閣提出議案を回付する場合は、本書のほか、その議案の印本に衆議院における修正部分及び本院における修正部分を記入したものと回付文を添付する。

衆議院において可決した議案を返付する場合は、本書に返付文を添付する。衆議院において修正議決した議案を返付する場合は、本書のほか、その議案の印本に衆議院において修正部分を記入したものと返付文を添付する。

参照 一五八号、一七〇号―一七二号、二〇三号

一九九 継続審査に付した議員発議の法律案は、次の国会におい

て衆議院に対し改めて予備審査のための送付を行わない

継続審査に付した議員発議の法律案は、次の国会において衆議院に対し改めて予備審査のための送付を行わない。

参照 一三八号、一七三号

第六節 法律等の奏上、送付及び通知

二〇〇 法律の奏上は、議決の当日に行う

衆議院から提出、送付又は回付された法律案及び衆議院から送付された法律案の両院協議会成案を本院において可決し又はこれに同意したときは、その当日内閣を経由して公布を奏上し、同時にその旨を衆議院に通知する。

参照 三二一九号

第十二章 議案

第五節 議案の送付、回付、返付及び通知
第六節 法律等の奏上、送付及び通知 (一九九)

二五九

二〇一 法律案以外の国会の議決を要する議案の内閣への送付は、 議決の当日に行う

法律案以外の国会の議決を要する議案（憲法第八条の規定による議決案、予算、条約、予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、決算調整資金からの歳入組入れに関する調書、国会の議決を求めるの件、国会の承認を求めるの件）で衆議院から送付又は回付されたもの及び衆議院から送付された両院協議会成案を本院において可決し又はこれに同意したときは、その当日これを内閣に送付するとともにその旨を衆議院に通知する。

二〇二 決算につき議決したときは、その当日議決の内容を内閣 に通知する

決算につき議決したときは、その当日議決の内容を内閣に通知する。

国有財産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状況総計算書、国庫債務負担行為総調書及び日本放送協会の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

並びにこれらに関する説明書につき議決したときも、同様とする。

二〇三 法律等の奏上及び送付の取扱いに関する例

法律を奏上する場合は、提出文及び理由を除いた議案の印本に奏上文を添付する。

法律案以外の国会の議決を要する議案を議決し、これを内閣に送付する場合は、提出文及び理由を除いた議案の印本に送付文を添付する。

なお、修正議決した場合には、いずれもその印本に修正部分を記入する。

二〇四 議決を内閣に送付する場合は、内閣総理大臣に送付し、

関係大臣には送付しない

議院の議決を内閣に送付する場合は、議決の当日、その議決文を議長から内閣総理大臣に送付し、関係大臣には送付しないのを例とする。

参照 三七二号、三七三号

二〇五 決議の外国政府等に対する伝達方を政府に依頼した例

第五回国会 昭和二十四年五月十四日事務総長小林次郎君は、同年四月二十六日の会議において議決した海外残留同胞引揚促進に関する決議の関係方面に対する伝達方を、外務次官に依頼した。

第十五回国会 昭和二十八年二月四日議長佐藤尚武君は、同日の会議において議決したスエーデン国、スイス国、スペイン国及びポルトガル国に対する感謝決議の関係各国に対する伝達方を、岡崎外務大臣に依頼した。

第十六回国会 昭和二十八年七月四日議長河井彌八君は、同日の会議において議決したフランス共和国及びフィリピン共和国の戦犯特赦に対する感謝決議の両国に対する伝達方を、岡崎外務大臣に依頼した。

第十九回国会 昭和二十九年四月五日議長河井彌八君は、同日の会議において議決した原子力国際管理並びに原子兵器禁止に関する決議の国際連合に対する伝達方を、岡崎外務大臣に依頼した。

第二十三回国会 昭和三十年十二月七日議長河井彌八君は、同日の会議において議決した国際連合への加盟に関する決議の国際連合及び関係各国に対する伝達方を、重光外務大臣に依頼した。

第二十四回国会 昭和三十一年二月十日議長河井彌八君は、同日の会議において議決した原水爆の実

験禁止に関する決議の国際連合及び関係各国に対する伝達方を、重光外務大臣に依頼した。

第二十六回国会 昭和三十二年三月十五日議長松野鶴平君は、同日の会議において議決した原水爆の禁止に関する決議の国際連合及び関係各国に対する伝達方を、岸外務大臣に依頼した。

第七十七回国会 昭和五十一年二月二十三日議長河野謙三君は、同日の会議において議決したロッキード問題に関する決議の米国上院及び米国政府に対する伝達方を、三木内閣総理大臣に依頼した。

第八十七回国会 昭和五十四年二月十四日議長安井謙君は、同日の会議において議決した航空機輸入問題に関する決議の米国政府に対する伝達方を、大平内閣総理大臣に依頼した。

第一百三十二回国会 平成七年二月九日議長原文兵衛君は、同日の会議において議決した兵庫県南部地震災害に対する国際的支援等に感謝する決議の支援国等に対する伝達方を、村山内閣総理大臣に依頼した。

第四百十回国会 平成九年四月二十五日議長斎藤十朗君は、同日の会議において議決した在ペルー日本国大使公邸占拠・人質事件の解決に感謝する決議の関係各国等に対する伝達方を、藤本内閣総理大臣臨時代理に依頼した。

第七百七十七回国会 平成二十三年四月十五日議長西岡武夫君は、同日の会議において議決した東日本大震災に対する国際的支援に感謝する決議の支援国等に対する伝達方を、菅内閣総理大臣に依頼し

た。

参照
五六〇号

第十三章 会議

第一節 議事日程の編成及び報告

第一款 議事日程の編成

二〇六 議事日程に記載する案件及び順序に関する例

議事日程は、あらかじめ議長が定める。

議事日程には、開議の日時並びに会議に付する案件及びその順序を記載する。

議事日程に記載する案件及び順序は、おおむね次のとおりである。

- 一 議院の構成に関するもの
- 1 議長、副議長の選挙
- 2 議席の指定
- 3 常任委員の選任

-
- 4 常任委員長の選挙
 - 5 事務総長の選挙
 - 6 憲法審査会委員の選任
 - 7 情報監視審査会委員の選任
 - 8 政治倫理審査会委員の選任
 - 9 両院協議会協議委員の選挙
 - 二 会期に関するもの
 - 1 会期の件
 - 2 会期延長の件
 - 3 休会の件
 - 三 内閣総理大臣の指名
 - 四 国会法第三十九条ただし書の規定による議決に関する件
 - 五 中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名
 - 六 政治資金適正化委員会委員の指名
 - 七 国家公務員等の任命に関する件

- 八 緊急質問の件
 - 九 国務大臣の演説又は報告に関する件
 - 十 議案の撤回又は内閣修正に関する件
 - 十一 国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明
 - 十二 回付案
 - 十三 両院協議会成案
 - 十四 委員会審査省略要求の議案
 - 十五 委員会審査終了の案件
 - 1 予算
 - 2 決算
 - 3 条約
 - 4 法律案、議決を求めるの件、承認を求めるの件及び承諾を求めるの件（これらの案件は、委員会の報告書提出の順序により委員会別に記載するのを例とする）
 - 5 請願
- 参照** 二一八号、二一九号、二二三号、二四二号、二四六号、二五一号、二五三号、三九一号

二〇七 国会法第三十九条ただし書の規定による議決に関する件 及び国家公務員等の任命に関する件の議事日程記載に 関する例

内閣から国会法第三十九条ただし書の規定により議員を国家公務員等に任命するため議院の議決を求められた場合、これを議事日程に記載するときは、「国会法第三十九条ただし書の規定による議決に関する件」と記載し、議決を求められた国家公務員等の名称及び氏名は記載しない。

内閣から国家公務員等の任命につき議院の同意又は承認を求められた場合、これを議事日程に記載するときは、「国家公務員等の任命に関する件」と記載し、同意又は承認を求められた国家公務員等の名称及び氏名は記載しない。

参照 四九一号、四九二号

二〇八 緊急質問の件の議事日程記載に関する例

緊急質問を行うことにつき、これを議事日程に記載するときは、「緊急質問の件」と記載する。

二〇九 議案を議事日程に記載するときは、発議者又は提出者を 表示する

議案を議事日程に記載するときは、件名の下に括弧してその発議者又は提出者を表示する。ただし、予算、条約、決算、議決を求めるの件、承諾を求めるの件、承認を求めるの件及び国会法第五十六条の二の規定により趣旨説明を聴取する議案は、いずれも提出者を表示しないのを例とする。

なお、衆議院から送付された議案（予算を除く）又は回付された議案は、その旨を表示し、また、継続審査に付された議案は、提出又は送付の国会回次を表示する。

二一〇 国会法第五十六条の二の規定により趣旨説明を聴取する 議案の議事日程記載に関する例

国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明聴取を議事日程に記載するときは、議案件名の下

に「趣旨説明」と表示する。

なお、議院運営委員会において関連のある数個の議案につき趣旨説明聴取を決定したときは、一括してこれを議事日程に記載するのを例とする。

参照 二八六号、二八八号、二八九号

二二一 委員会審査省略要求議案の議事日程記載に関する例

発議者又は提出者から委員会の審査省略の要求がある議案を議事日程に記載するときは、議案件名の下に「(委員会審査省略要求)」と表示する。

参照 二七七号

二二二 国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明等の
議事日程への記載は、議院運営委員会に諮った後、これ
を行う

国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明、緊急質問の件及び委員会審査省略要求の議案の議事日程への記載は、議院運営委員会に諮った後、これを行うのを例とする。ただし、緊急質問の件について議院運営委員会に諮る前に議事日程に記載したことがある。その主な例は次のとおりである。

第十二回国会 昭和二十六年十月二十六日 日程第一 緊急質問の件

第六十一回国会 昭和四十四年二月十四日 日程第三 緊急質問の件

参照 二七七号、三八七号

二二三 議案の撤回又は内閣修正に関する件及び回付案は、議院の議決により議事日程に追加する場合を除き、次会の議事日程に記載する

議案の撤回若しくは内閣修正につき承諾を求められたとき、又は衆議院から議案が回付されたときは、議院の議決により当日の議事日程に追加する場合を除き、これを次会の議事日程に記載する。
なお、議長は、これを会議において議題とする前に、その取扱いについて議院運営委員会に諮るのを例とする。

参照 一八八号、一九一号、一九二号、四二三号

二二四 委員会の審査を終わった案件は、議院の議決により議事日程に追加する場合を除き、次会の議事日程に記載する

委員会の審査を終わった案件は、議院の議決により当日の議事日程に追加する場合を除き、これを次会の議事日程に記載するのを例とする。ただし、委員長の出等により議長が必要と認め、次会の議

事日程に記載せずその後の議事日程に記載したことがある。その主な例は次のとおりである。

第十九回国会 昭和二十九年六月二日の法務委員会において、裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案が修正議決されたが、内閣委員会において行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を審査中であつたため、法務委員長から議事日程への記載延期の申出があつた。議長は、次会の翌三日の議事日程に同法案を記載せず、同月十四日の内閣委員会の行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の議決を待つて、同月十五日の議事日程に両案を記載した。

第二十八回国会 昭和三十三年四月十八日の法務委員会において、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案が可決されたが、内閣委員会において一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を審査中であつたため、法務委員長から議事日程への記載延期の申出があつた。議長は、次会の同月二十一日の議事日程にこれらの法案を記載せず、同月二十一日の内閣委員会の三案の議決を待つて、同月二十二日の議事日程に五案を記載した。

第六十一回国会 昭和四十四年四月二十二日の大蔵委員会において、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案が可決されたが、外務委員会に

において国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件を審査中であったため、大蔵委員長から議事日程への記載延期の申出があった。議長は、次会の翌二十三日の議事日程に同法案を記載せず、同月二十四日の外務委員会の同件の議決を待つて、同月二十五日の議事日程に同件及び同法案を記載した。

第七十五回国会 昭和五十年七月一日の大蔵委員会において、酒税法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定価法の一部を改正する法律案が可決されたが、議長は、委員会の審査状況に鑑み次会の翌二日の議事日程に両法案を記載せず、同月四日の議事日程に記載した。

参照 二九五号

二一五 議題となった案件でその議事を終わらなかつたものは、

次会の議事日程に記載する

議題となった案件でその議事を終わらなかつたものは、次会の議事日程に記載するのを例とする。ただし、記載しなかつたことがある。その主な例は次のとおりである。

第五回国会 昭和二十四年五月二十五日の会議において、「議長不信任決議案（天田勝正君外二十

二名発議)」はその採決を後に回すことに決し、その後議決に至らないままその日の会議は延会したが、次会の翌二十六日の議事日程にこれを記載しなかった。なお、同案は、同月三十日の会議において日程に追加した。

第十九回国会 昭和二十九年三月十七日の会議において、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めるの件、農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件、経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)」は岡崎外務大臣から趣旨説明があった後質疑を延期したが、次会の翌十八日の議事日程にこれを記載しなかった。なお、同件は、同月十九日の議事日程に記載した。

参照 二三八号、二四〇号

二一六 議題となった案件でその議事を終わらなかつたものの議

事日程記載に関する例

議題となつた案件でその議事を終わらなかつたものを次会の議事日程に記載するときは、その件名の下に「(前会の続)」と表示し、国務大臣の演説に関する件及び国務大臣の報告に関する件については、「(第何日)」と表示する。また、数個の案件を一括して議題とした後、その議事を終わらなかつた場合には、次会の議事日程に各案件ごとに記載するのを例とする。

二一七 議事日程に記載した案件で議題とならなかつたものは、

次会の議事日程に記載する

議事日程に記載した案件で議題とならなかつたものは、次会の議事日程に記載するのを例とする。ただし、次会の議事日程に記載しなかつたことがある。その主な例は次のとおりである。

第二回国会 昭和二十三年六月二十五日の議事日程(第五十一号)に記載された日程第三保険募集の取締に関する法律案は、同日の会議において議題とならなかつたが、次会の議事日程に記載しな

かった。なお、同月二十九日の議事日程（第五十三号）にこれを記載した。

第五十回国会 昭和四十年十一月十三日の議事日程（第七号）に記載された日程第一裁判官弾劾裁判所裁判員辞任の件、日程第二商品取引所審議会会長及び同委員の任命に関する件及び日程第三電波監理審議会委員の任命に関する件は、同日の会議において議題とならなかったが、次会の議事日程に記載しなかった。なお、同年十二月十三日（会期終了日）の議事日程（第十六号）にこれを記載した。

第百三十一回国会 平成六年九月三十日の議事日程（第一号）に記載された日程第四平成三年度一般会計歳入歳出決算、平成三年度特別会計歳入歳出決算、平成三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三年度政府関係機関決算書、日程第五平成三年度国有財産増減及び現在額総計算書、日程第六平成三年度国有財産無償貸付状況総計算書は、同日の会議において議題とならなかったが、次会の同年十月四日の議事日程に記載しなかった。なお、三件は、十月四日の会議において、日程に追加した。

参照 二三一一号、二三七号、二三八号、二四〇号

二一八 請暇、辞職、特別委員会の設置等は、議事日程に記載しないのを例とする

請暇、辞職、特別委員会の設置、調査会の設置、裁判官弾劾裁判所裁判員その他の各種の委員等の辞任及び選挙、議員派遣並びに委員会及び調査会の継続審査及び継続調査の件は、他に議事日程に記載する案件がない場合その他議長が必要と認めた場合を除き、これを議事日程に記載しない。

なお、これらを議題とするときは、議事日程追加の手続をとらない。

議長が必要と認めこれらを議事日程に記載した主な例は、次のとおりである。

- | | | |
|-----------|--------------|-----------------------|
| 第一回国会 | 昭和二十二年七月二日 | 皇室会議の予備議員の選挙 |
| 第五回国会 | 昭和二十四年二月十二日 | 議員派遣の件 |
| 第七回国会 | 昭和二十四年十二月五日 | 請暇の件 |
| 第十六回国会 | 昭和二十八年五月二十七日 | 裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員辞任の件 |
| 第三十八回国会 | 昭和三十六年四月五日 | 議員辞職の件 |
| 第六十七回国会 | 昭和四十六年十一月五日 | 特別委員会設置の件 |
| 第三百三十五回国会 | 平成八年一月十二日 | 委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継 |

続するの件

二一九 儀礼に関する件を議事日程に記載した例

議長発議に係る儀礼に関する件で議長が必要と認めたものは、これを議事日程に記載する。その例は次のとおりである。

第十回国会

昭和二十六年五月十九日

皇太后陛下崩御につき弔意を表する件

第十五回国会

昭和二十七年十一月八日

皇太子殿下の立太子の礼及び成年式につき慶賀の意を表する件

第二十四回国会

昭和三十一年三月二十六日

永年在職議員表彰の件（第四十三回国会、第四十七回国会、第五十一回国会、第五十五回国会、第六十五回国会、第七十三回国会、第七十五回国会、第七十六回国会、第百一回国会及び第百七十七回国会にもその例がある。）

第三十四回国会

昭和三十五年二月二十六日

皇孫殿下御誕生につき慶賀の意を表する件（第五十回国会及び第百五十三回国会にもその例がある。）

第三十六回国会

昭和三十五年十月十八日

衆議院議員淺沼稻次郎君逝去につき弔意を表す

第十三章 会議

第一節 議事日程の編成及び報告

（二一八、二一九）

二七九

る件

第五十一回国会

昭和四十一年一月十八日

理学博士朝永振一郎君のノーベル賞受賞につき

祝意を表する件

第六十一回国会

昭和四十四年一月二十七日

川端康成君のノーベル賞受賞につき祝意を表す

る件

第七十二回国会

昭和四十九年三月三十日

理学博士江崎玲於奈君のノーベル賞受賞につき

祝意を表する件

第九十六回国会

昭和五十七年一月二十五日

工学博士福井謙一君のノーベル賞受賞につき祝

意を表する件

第一百四回国会

平成元年一月九日

大行天皇崩御につき弔意を表する件

第一百九回国会

平成二年十一月七日

即位の礼につき慶賀の意を表する件

第二百十回国会

平成三年二月十三日

立太子の礼につき慶賀の意を表する件

第二百二十六回国会

平成五年四月七日

皇太子殿下納采の儀につき慶賀の意を表する件

同

平成五年六月四日

皇太子殿下結婚の儀につき慶賀の意を表する件

第三百三十一回国会

平成六年十月四日

議員松本英一君逝去につき哀悼の件

第百五十四回国会 平成十四年五月二十七日 議員坂野重信君逝去につき哀悼の件

第百九十八回国会 平成三十一年三月八日 天皇陛下御即位三十年につき慶賀の意を表する件

件

同 令和元年五月十五日 天皇陛下御即位につき慶賀の意を表する件

第百二十三回国会 令和二年十月二十九日 立皇嗣の礼につき慶賀の意を表する件

参照 二〇六号、五一〇号、五一一号、五一四号、五一六号―五二八号、五二〇号、五二一

号、五三二号、五三三号、五四六号、五五九号、五六七号

二二〇 議事日程に他に予定される議事等について付記した例

参議院公報をもって議事日程を通知するに当たり、議事日程欄の末尾に他に予定される議事等について付記したことがある。その主な例は次のとおりである。

第六回国会 昭和二十四年十一月十六日参議院公報をもって翌十七日の議事日程を通知するに当たり、次のとおり付記した。

なお、故議長松平恒雄君に弔意を表するための議事があります。

第十回国会 昭和二十六年二月十二日参議院公報をもって翌十三日の議事日程を通知するに当たり、次のとおり付記した。

なお、吉田内閣総理大臣から外交問題について発言があります。

第十三回国会 昭和二十七年二月二十七日参議院公報をもって翌二十八日の議事日程を通知するに当たり、次のとおり付記した。

なお、岡崎国務大臣から行政協定について発言がある予定

第二十二回国会 昭和三十年五月二十六日参議院公報をもって翌二十七日の議事日程を通知するに当たり、日程第一国務大臣の演説に関する件について次のとおり付記した。

外務大臣から日ソ国交問題について発言があります。

第四十五回国会 昭和三十八年十二月十日参議院公報をもって翌十一日の議事日程を通知するに当たり、次のとおり付記した。

なお、福田国務大臣から三池炭坑災害について、綾部国務大臣から鶴見事故の報告についてそれぞれ発言があります。

参照 二二四号

二二二 会議の日時のみを議員に通知して会議を開く場合の議事

日程は、当日の会議を開くまでに定める

議長が特に緊急の必要があると認めるときは、会議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができるが、この場合の議事日程は、当日の会議を開くまでにこれを定めることを要する。会議の日時のみを議員に通知して会議を開いた例は、次のとおりである。

第四回国会 昭和二十三年十二月四日 午後二時

以後同例がある。

参照 二二三号、二二四号、二三一号

二二三 議事日程には、順次号数を付する

議事日程には、作成ごとに順次号数を付する。会議を開くに至らなかつたとき、又は議事日程の議事に入らないで延会したときも、次会の議事日程は、その号数を新たにする。

参照 二三一号、二三八号

二二四 国会法第五十五条第二項の規定による会議の日は、参

議院公報をもつて通知する

国会法第五十五条第二項の規定により会議の日時のみを議員に通知して会議を開くときは、その前日の参議院公報会議欄に会議の日時を記載してこれを各議員に通知する。

なお、この場合において同欄の末尾に、予定される議事について付記したことがある。その例は次のとおりである。

第十九回国会 昭和二十八年十二月二十三日参議院公報をもつて翌二十四日の会議の日時を各議員に通知するに当たり、会議欄に「明二十四日（木曜日）午後一時本会議」と記載し、次のとおり付記した。

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件の会議がある予定

参照 二二〇号、二二二号、五〇六号

二二五 開議の予定を参議院公報をもって通知した例

第十回国会 昭和二十六年四月十一日離任した前連合国最高司令官ダグラス・マッカーサー元帥に対し感謝決議を行うため会議を開く必要があったが、自然休会中であつたため、議長佐藤尚武君は、翌十二日の参議院公報公告欄に次のとおり記載し、開議の予定を各議員に通知した。

来る十六日（月曜日）マッカーサー元帥に対する感謝決議を行うため本会議を開くことになる予定であります。

第十九回国会 昭和二十八年十二月二十二日の議院運営委員会理事会において、奄美群島復帰に関する措置について福永内閣官房長官から説明を聴き、会議を開くことについて協議がまとまつたが、自然休会中であつたため、議長河井彌八君は、同日の参議院公報会議欄に次のとおり記載し、開議の予定を各議員に通知した。

明後二十四日（木曜日）本会議を開く予定

（奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の承認についての会議がある予定）

参照 二二〇号、二二二号、五〇六号

第二節 議事に関する協議

二二六 議事の順序等については、議院運営委員会において協議する

会議当日の議事の順序、発言者、発言時間、採決の方法その他必要と認める事項については、議院運営委員会において協議する。また、会議中、議事につき協議すべき事項が生じたときは、議院運営委員会理事が議場内において協議することがある。

(注) 議事の順序等については、当初各派交渉会において協議していたが、第二回国会における国会法の改正(昭和二十三年法律第八十七号)により、議長は、議院運営委員会が選任する小委員と協議することができると定められ、さらに第二十八回国会における国会法の改正(昭和三十三年法律第六十五号)により、議長は、議院運営委員長及び議院運営委員会が選任する議事協議員と協議することができると改められた。

これに基づき、同国会閉会後の昭和三十三年六月九日(第二十九回国会召集日の前日)の議院運営委員会において議事協議会要綱が定められ、議事協議会が設置された。

以後、第百回国会まで議長主宰の議事協議会において協議を行ってきたが、第百一回国会以後は議事協議会

を設置せず、議院運営委員会において、会議当日の議事に関し協議している。

参照 二五九号、二六〇号、三八九号

第三節 開議、休憩、延会及び散会

第一款 開議

二二七 召集日には会議を開く

召集日には会議を開く。

召集日の会議においては、まず議長が議員の議席を指定する。召集日に議長及び副議長が共にならぬ場合は議長がない場合には、その選挙を行った後に議席を指定する。また、必要に応じて特別委員会設置の件等を行う。なお、臨時会及び特別会にあつてはほかに会期の件を議決する。

参照 一〇号、一九号

二二八 会議の定例日は、月曜日、水曜日、金曜日とする

会議の定例日は、月曜日、水曜日、金曜日とする。ただし、会期終了日が切迫したとき、緊急を要する案件のあるとき、その他議長が必要と認めたときは、他の日にも会議を開くことがある。

(注) 第一回国会昭和二十二年九月二十日の議院運営委員会において、本会議は原則として月曜日、水曜日、金曜日の午前十時に開く旨の決定があった。

二二九 日曜日その他の休日には、会議を開かないのを例とする

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日には、会議を開かないのを例とする。ただし、特に必要があるため会議を開いたことがある。その主な例は次のとおりである。

第四回国会 昭和二十三年十二月十二日（日曜日） 議案輻湊し連日審議のため

第七回国会 昭和二十五年四月二十九日（天皇誕生日） 会期終了日切迫のため

第十二回国会 昭和二十六年十一月十八日（日曜日） 平和条約の締結について承認を求めるの件、

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求めるの件等審議のため

第二十一回国会 昭和三十年一月二十三日（日曜日） 国務大臣の演説に対する質疑のため

第二十六回国会 昭和三十二年三月三十一日（日曜日） 昭和三十二年度一般会計予算等審議のため

第六十一回国会 昭和四十四年八月三日（日曜日） 大学の運営に関する臨時措置法案等審議のため

第七十一回国会 昭和四十八年九月二十四日（秋分の日の振替休日） 国立学校設置法等の一部を改正

する法律案等審議のため

第二百二十三回国会 平成四年六月六日（土曜日）、七日（日曜日） 国際連合平和維持活動等に対する

協力に関する法律案等審議のため

（注）国会に置かれる機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第五号）の制定により、第百十四回国会昭和

六十四年一月一日から、毎月の第二土曜日及び第四土曜日が国会に置かれる機関の休日となった。さらに、

同法の一部改正（平成四年法律第二十七号）により、第百二十三回国会平成四年五月一日から、全ての土曜

日が国会に置かれる機関の休日となった。

二三〇 会期終了日に会議が開かれなかった例

会期終了日には会議を招集するのを例とするが、会議を招集せず、又は招集したが会議を開くに至らなかつたことがある。その例は次のとおりである。

(一) 会期終了日に会議を招集しなかつた例

第三十回国会 昭和三十三年十二月七日（日曜日） 会議は招集されなかつた（十一月二十五日以後会議は招集されなかつた）。

第三十三回国会 昭和三十四年十二月二十七日（日曜日） 会議は招集されなかつた（十二月二十六日に会議が開かれ、法律案、継続審査等を議決した）。

第五十二回国会 昭和四十一年七月三十日（土曜日） 会議は招集されなかつた（七月二十九日に会議が開かれ、継続審査及び継続調査等を議決した）。

第七十一回国会 昭和四十八年九月二十七日（木曜日） 会議は招集されなかつた（九月二十六日に会議が開かれ、法律案、継続審査及び継続調査等を議決した）。

その他同例がある。

(二) 会期終了日に招集した会議を開くに至らなかつた例

第六十一回国会 昭和四十四年八月五日（火曜日） 会議は招集されたが、開くに至らなかった。

第八十三回国会 昭和五十二年十二月十日（土曜日） 会議は招集されたが、開くに至らなかった

（十二月九日に会議が開かれ、法律案、継続審査及び継続調査等を議決した）。

第二百二回国会 昭和六十年六月二十五日（火曜日） 会議は招集されたが、開くに至らなかった（六

月二十四日に会議が開かれ、法律案、継続審査及び継続調査等を議決した）。

第七十四回国会 平成二十二年六月十六日（水曜日） 会議は招集されたが、開くに至らなかった。

た。

参照 一三八号

二三一 会議を招集したが開くに至らなかった例

議事日程を定め又は定めないので会議を招集したが、議事につき協議がまとまらないなどの事由により会議を開くに至らなかったことがある。その例は次のとおりである。

(一) 議事日程を定めて会議を招集したが、開くに至らなかった例

第九回国会 昭和二十五年十一月二十五日の会議は、議事日程を定めて招集されたが、会議を開く

に至らなかった。

以後同例がある。

(二) 会議の日時のみを議員に通知して招集し、議事日程を定めたが、会議を開くに至らな

かった例

第十九回国会 昭和二十九年六月四日の会議は、国会法第五十五条第二項の規定により会議の日時のみを議員に通知して招集され、当日の議事日程を定めたが、会議を開くに至らなかった。以後同例がある。

(三) 会議の日時のみを議員に通知して招集したが、議事日程を定めるに至らなかった例

第二十六回国会 昭和三十二年二月二十六日の会議は、国会法第五十五条第二項の規定により会議の日時のみを議員に通知して招集されたが、議事日程を定めるに至らなかった。以後同例がある。

参照 二二七号、二二二号、二二二号、一三三七号

二三二 開議時刻に関する例

開議の時刻は、原則として午前十時であるが、議長が必要と認め、時刻を繰り下げて午前十一時、正午、午後一時、午後三時等とし、又はこれを繰り上げて午前九時、午前九時三十分、午前九時四十分又は午前九時五十分としたことがある。

また、予算その他の重要議案等審議のため、院議により又は議長が必要と認め、時刻を午前零時五分、午前零時十分、午前零時十五分、午前零時二十分、午前零時三十分、午前一時、午前一時三十分、午前三時、午前九時としたことがある。

二三三 議員は、電鈴により議場に入る

会議を開くときは、電鈴を鳴らし、議員は、南側入口から議場に入る。議席に着いた議員は、氏名標を立てる。

なお、開会の電鈴（本鈴―六十秒間連続電鈴する）に先立ち原則として五分前に予鈴（十秒間ずつ三回連続電鈴する）を鳴らす（第二十九回国会昭和三十三年六月二十四日議院運営委員会決定）。議員は、この予鈴によ

り議場に入ることができる（第九十四回国会昭和五十六年五月十九日議院運営委員会理事会決定）。

参照 一五号、四五九号

二三四 開議前の諸般の事項の報告は、省略するのを例とする

会議開始の時刻に至ったときは、議長は、議長席に着き、開会の宣告をする前に諸般の事項を報告する定めであるが、これらの事項は、参議院公報により各議員に報告されるので、開議前の諸般の報告は、省略するのを例とする。ただし、儀礼に関するものその他で議長が特に必要と認めたものは、参議院公報掲載のものであつても、議長から口頭報告することがある。

参照 三九一号、三九三号、五〇六号

第二款 休憩、延会及び散会

二三五 議長は、必要があると認めるときは、休憩を宣告することができる

議長は、必要があると認めるときは、いつでも休憩を宣告することができる。また、休憩の動議が可決されたときは、議長は、休憩を宣告する。

参照 二四一号、三六一号

二三六 議事日程に記載した案件の議事を終了した後、休憩した

例

議事日程に記載した案件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告するのを例とするが、委員会の議案審査の状況に応ずるため又は他の議事を開く必要があるため、休憩を宣告したことがある。この場合、その理由を告げ又は告げないことがある。その主な例は次のとおりである。

第一回国会 昭和二十二年七月七日の会議において、議長松平恒雄君は、「これにて議事日程は終了しましたが、会期の延期に関し議決をするため、この際、午後一時まで休憩いたします。」と告げた。

第六回国会 昭和二十四年十二月三日の会議において、副議長松嶋喜作君は、「これにて議事日程は全部議了いたしました。今日は会期の最終日でありますから、委員会の審査の経過を待たため、暫時休憩いたします。」と告げた。

第八回国会 昭和二十五年七月三十一日の会議において、議長佐藤尚武君は、「本日の議事日程は全部終了しましたが、委員会の審議状況に即応するため暫時休憩いたします。」と告げた。

第十回国会 昭和二十六年五月九日の会議において、副議長三木治朗君は、「これにて日程は議了いたしました。本日午後吉田内閣総理大臣から外交問題について発言を求められておりますので、午後二時まで休憩いたします。」と告げた。

第三十四回国会 昭和三十五年三月三十一日の会議において、議事日程に記載した案件の議事を終了した際、副議長平井太郎君は、「議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。」と告げた。

第五十一回国会 昭和四十一年一月十八日の会議において、議事日程に記載した案件（日程第一のみ）の議事を終了した際、議長重宗雄三君は、「これにて休憩いたします。」と告げた。

第九十五回国会 昭和五十六年十一月二十七日の会議において、議事日程に記載した案件の議事を終了した際、議長徳永正利君は、「委員会の審査状況に対応するため、これにて休憩いたします。」と告げた。

二三七 休憩後再び会議を開くに至らなかった例

議事の都合により会議を休憩したが、再開後の議事につき協議がまとまらないなどの事由により再び会議を開くに至らなかったことがある。その主な例は次のとおりである。

第十九回国会 昭和二十九年五月十二日の会議は、午後六時二十二分に休憩したが、再開後の議事につき協議がまとまらなかったため、再び会議を開くに至らなかった。

第四十回国会 昭和三十七年三月三十一日の会議は、午後十時七分に休憩したが、緊急上程が見込まれた議案の委員会審査が終わらなかったため、再び会議を開くに至らなかった。

参照 二二七号、二二二号

二三八 議長は、必要と認めたときは議院に諮り、午後四時を過ぎたときは議院に諮らないで、延会を宣告することができる。

議事日程に記載した案件の議事は、その日の会議において議了するのを例とするが、議長は、必要と認めたときは議院に諮り、午後四時を過ぎたときは議院に諮らないで、議事日程の一部を残し又は議事日程の議事に入ることなく延会を宣告することができる。また、延会の動議が可決されたときは、議長は、延会を宣告する。

参照 二二五号、二二七号、二二三号、二四一号、三六一号

二三九 哀悼の意を表するため延会した例

第六回国会 昭和二十四年十一月十七日の会議は、同月十四日逝去した議長松平恒雄君の参議院葬執行当日につき哀悼の意を表するため、同君に対する弔詞贈呈の件の議事のみを行い、議事日程の議事に入らないで延会することに決した。

第十回国会 昭和二十六年三月十六日の会議は、同月十日逝去した衆議院議長幣原喜重郎君の衆議院葬執行当日につき哀悼の意を表するため、一部の議事を残して延会することに決した。

参照 五三六号、五三八号、五四二号

二四〇 会議中午後十二時に至ったときは、議長は、延会を宣告する

会議中午後十二時に至ったときは、委員長の報告中、議員の発言中、投票執行中その他議事の途中であつても、議長は、その旨を告げ延会を宣告する。

なお、会期終了日の会議中午後十二時に至ったときは、議長は散会を宣告する。その例は次のとおりである。

第三回国会 昭和二十三年十一月三十日（会期終了日）の会議において、審議中午後十二時に至ったため、予定案件の議事を残して議長松平恒雄君は、「本日はこれにて散会いたします。」と告げた。以後同例がある。

また、午後十二時が迫ったため、執行中の投票を中止し、延会したことがある。その例は次のとおり

である。

第二十四回国会 昭和三十一年五月二十九日の会議において、国務大臣河野一郎君戒告決議案（東隆君外二名発議）の委員会審査を省略し日程に追加して議題とすることにつき、記名投票による採決に入ったが、午後十二時が迫ったため、議長松野鶴平君は、「氏名点呼中止、本日は、時間の関係上、本案を議了することは困難と思われまますから、これにて延会いたします。」と告げた。

参照 五七号、二一五号、二一七号

第四節 定足数

二四一 出席議員が定足数を欠くときは、議長は、休憩又は延会を宣告する

会議を開くに当たり、出席議員が定足数（法定議員数の三分の一）に達しないときは、会議を開くことができないので、議長は、延会を宣告する。また、会議中に退席者があつて、出席議員が定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

なお、議員の要求により出席議員の数を計算したことがある。その例は次のとおりである。

第十三回国会 昭和二十七年七月七日の会議において、電源開発促進法案に対する古池信三君の討論が終わった際、三輪貞治君は、議長に出席議員数の計算を要求した。よつて議長佐藤尚武君は、直ちに議場の閉鎖を命じ、参事に議員の氏名を点呼させ（議員は、議席でこれに応答）、出席議員数を計算した。その結果、出席議員は九十五人であつたので、議長は、定足数がある旨を告げ議場の閉鎖を命じ、議事を継続した。

参照 一三〇号、二三五号、二三八号

第五節 議題及び議事日程の変更

第一款 議題

二四二 会議の議題は議長が宣告する

会議の議題は議長が宣告する。

議長の議題宣告は、議事日程の順序による。ただし、議事日程の変更又は追加が議院の会議で議決されたときは、これによる。

また、請暇の件など議事日程に記載しない案件については議長が適当と認めた時機に議題とする。

参照 二〇六号、二一八号、二五一号

二四三 国務大臣の演説に関する件及び国務大臣の報告に関する 件を一括して議題とした例

国務大臣の演説に関する件及び国務大臣の報告に関する件を一括して議題としたことがある。その主な例は次のとおりである。

第三百三十一回国会 平成六年十月六日の会議において、議長原文兵衛君は、日程第一国務大臣の演説に関する件（第二日）及び日程第二国務大臣の報告に関する件（外務大臣の帰国報告）（第二日）を一括して議題とした。

第三百三十二回国会 平成七年一月二十四日の会議において、議長原文兵衛君は、日程第一国務大臣の演説に関する件（第二日）及び日程第二国務大臣の報告に関する件（平成七年兵庫県南部地震

災害に関する報告について）を一括して議題とした。

参照 三六五号、三六六号

二四四 国務大臣の演説に関する件及び趣旨説明を一括して議題とした例

国務大臣の演説に関する件及び国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明を一括して議題としたことがある。その例は次のとおりである。

第二十回国会 平成三年三月一日の会議において、議長土屋義彦君は、日程第一国務大臣の演説に関する件及び日程第二湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案（趣旨説明）を一括して議題とした。

第三十二回国会 平成七年二月二十四日の会議において、議長原文兵衛君は、日程第一国務大臣の演説に関する件に併せて、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案（趣旨説明）を日程に追加し、両件を一括して議題とした。

第四百十二回国会 平成十年五月十三日の会議において、議長斎藤十朗君は、日程第一 国務大臣の演説に関する件に併せて、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案及び中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）を日程に追加し、両件を一括して議題とした。

参照 二八八号、三六五号

二四五 国務大臣の報告に関する件及び趣旨説明を一括して議題とした例

国務大臣の報告に関する件及び国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明を一括して議題としたことがある。その主な例は次のとおりである。

第六十一回国会 昭和四十四年三月二十四日の会議において、議長重宗雄三君は、日程第二 国務大臣の報告に関する件（農業基本法に基づく昭和四十三年度年次報告及び昭和四十四年度農業施策

について）及び日程第三農地法の一部を改正する法律案（趣旨説明）を一括して議題とした。

第七十二回国会 昭和四十九年三月二十二日の会議において、議長河野謙三君は、国務大臣の報告に関する件（昭和四十九年度地方財政計画について）並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案（趣旨説明）を日程に追加して一括して議題とした。

第九十八回国会 昭和五十八年四月二十七日の会議において、議長徳永正利君は、国務大臣の報告に関する件（昭和五十六年度決算の概要について）及び昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（趣旨説明）を日程に追加して一括して議題とした。

参照 二八八号、三六七号

二四六 委員会の審査を終わった案件で同一委員会に係るものは 一括して議題とする

委員会の審査を終わった案件で同一委員会に係るものは一括して議題とする。

参照 二〇六号、二五二号、三二六号、三三五号、四一六号

二四七 委員会の審査を終わつた議案及び委員会提出の法律案で

同一の委員会に係るものは、一括して議題とする

委員会の審査を終わつた議案及び委員会提出の法律案で同一の委員会に係るものがあるときは、これを一括して議題とし、委員長が委員長報告及び趣旨説明を順次行うのを例とする。その例は次のとおりである。

第二十三回国会 昭和三十年十二月十四日の会議において、日程第二公職選挙法の一部を改正する法律案（地方行政委員長提出）及び日程第三公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を一括して議題とし、地方行政委員長松岡平市君が、日程第二については趣旨説明を、日程第三については委員長報告をした。

以後同例がある。

参照 二八二号

二四八 数個の委員会において審査を終わった関連のある議案を

一括して議題とした例

第十八回国会 昭和二十八年十二月八日の会議において、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（印刷事業）、同（日本専売公社）及び同（造幣事業）（いずれも大蔵委員会付託）、同（国有林野事業）（農林委員会付託）、同（アルコール専売事業）（通商産業委員会付託）、同（日本国有鉄道）（運輸委員会付託）、同（郵政事業）（郵政委員会付託）及び同（日本電信電話公社）（電気通信委員会付託）の八件を日程に追加して一括議題とし、大蔵委員長大矢半次郎君、農林委員長片柳眞吉君、通商産業委員長中川以良君、運輸委員長前田穰君、郵政委員長池田宇右衛門君、電気通信委員長左藤義詮君が順次報告した。

参照 三三八号

二四九 同一の発議者に係る数個の決議案を一括して議題とした

例

第七回国会 昭和二十五年三月十七日の会議において、竹下豊次君外二十二名発議に係る渡米国会議員団に寄せられた米国の厚意に対する感謝決議案及び日本国会議員団に寄せられたカナダの厚意に対する感謝決議案（いずれも委員会審査省略要求）は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して一括して議題とすることに決し、発議者竹下豊次君が両案の趣旨説明を行った。

第九十一回国会 昭和五十五年三月十九日の会議において、中山太郎君外七名発議に係るアフガニスタンからのソ連軍の撤退等を要求する決議案及び北方領土問題の解決促進に関する決議案（いずれも委員会審査省略要求）は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して一括して議題とすることに決し、発議者中山太郎君が両案の趣旨説明を行った。

第百五十四回国会 平成十四年四月十二日の会議において、山崎正昭君外八名発議に係るパレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議案及び日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議案（いずれも委員会審査省略要求）は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して一括して議題とすることに決し、発議者山崎正昭君が両案の趣旨説明を行った。

第百六十二回国会 平成十七年三月九日の会議において、溝手顕正君外六名発議に係る日露通好百五十周年に当たり日露関係の飛躍的発展に関する決議案及び京都議定書発効に基づく国際合意の積極的推進と京都議定書以後の新枠組形成に向けた新たな国際合意の実現に関する決議案（いずれも委員会審査省略要求）は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して一括して議題とすることに決し、発議者溝手顕正君が両案の趣旨説明を行った。

第百六十九回国会 平成二十年六月六日の会議において、西岡武夫君外六名発議に係る国民読書年に関する決議案及びアイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案（いずれも委員会審査省略要求）は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して一括して議題とすることに決し、発議者西岡武夫君が両案の趣旨説明を行った。

二五〇 関連のある数個の決議案で発議者の異なるものを一括し

て議題とした例

第百三十二回国会 平成七年二月九日の会議において、陣内孝雄君外七名発議に係る兵庫県南部地震災害対策に関する決議案及び小川仁一君外十名発議に係る兵庫県南部地震災害に対する国際的支援

等に感謝する決議案（いずれも委員会審査省略要求）は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して一括して議題とすることに決し、発議者陣内孝雄君、同小川仁一君が順次趣旨説明を行った。

第二款 議事日程の変更、追加及び削除

二五二 議事日程の順序を変更し又は新たな案件を日程に追加する
るには、議院の議決を要する

議事日程に記載した案件の順序を変更しようとする場合、議事日程を終了した後新たな案件を追加しようとする場合又は議事日程に入る前若しくは議事日程の途中で新たな案件を追加しようとする場合は、議長が発議又は議員の動議により、討論を用いなくて議院に諮りこれを決する。

参照 二〇六号、二四二号

二五二 日程記載の案件と同一委員会に係る日程追加の案件を議題とする場合の例

題とする場合の例

委員会の審査を終わつた案件を日程に追加する際、同一委員会に係る案件が日程に記載されている場合には、これと一括して議題とするのを例とする。ただし、一括して議題としなかつたことがある。その主な例は次のとおりである。

第九回国会 昭和二十五年十二月六日の会議において、芦屋国際文化住宅都市建設法案、松山国際観光温泉文化都市建設法案を日程に追加して議題としたが、同じく建設委員長報告に係る日程第三の松江国際文化観光都市建設法案と一括しなかつた。

第五十一回国会 昭和四十一年三月三十一日の会議において、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案を日程に追加して議題としたが、同じく建設委員長報告に係る日程第八から第一〇までの都市開発資金の貸付けに関する法律案外二案と一括しなかつた。

第七十八回国会 昭和五十一年十一月四日の会議において、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案を日程に追加して議題としたが、同じく通信委員長報告に係る日程第一の公衆電気通信法の一部を改正する法律

案と一括しなかった。

第八十五回国会 昭和五十三年十月二十日の会議において、金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案、特定不況地域中小企業対策臨時措置法案を日程に追加して議題としたが、同じく商工委員長報告に係る日程第三の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案と一括しなかった。

第三百十一回国会 平成六年十一月二日の会議において、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を日程に追加して議題としたが、同じく内閣委員長報告に係る日程第一の行政改革委員会議設置法案と一括して議題としなかった。

二五三 役員 の 辞任 の 件、議長 の 選挙 等を 議事 日程 に 記載 する こと

となく 議題 と する ときは、 議事 日程 追加 の 手続 を とらな
い の を 例 と する

役員 の 辞任 の 件、議長 の 選挙、副議長 の 選挙、常任 委員長 の 選挙、事務 総長 の 選挙、情報 監視 審査 会 委員 辞任 の 件、情報 監視 審査 会 委員 の 選任、会期 延長 の 件、内閣 総理 大臣 の 指名、国会 法 第三十九 条

ただし書の規定による議決に関する件、中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名、政治資金適正化委員会委員の指名並びに国家公務員等の任命に関する件を議事日程に記載することなく議題とするときは、いずれも議事日程追加の手續をとらないのを例とする。

参照 二〇六号、二一八号

二五四 議事日程の一部を削除した例

議事日程に記載した案件と同一の案件を議決したため、議案等が撤回されたため、又は会期の件について議が調わなかったため議事日程の一部を削除したことがある。その例は次のとおりである。

(一) 議事日程に記載した案件と同一の案件を議決したため、これを議事日程から削除した例

第二回国会 昭和二十三年二月四日の会議において、議事日程に入る前に、国立国会図書館法案（衆議院提出）及び国立国会図書館建築委員会法案（衆議院提出）を日程に追加し、これを可決した後、議長松平恒雄君は、日程第一国立国会図書館法案（羽仁五郎君外五名発議）（委員会審査省略要求）及び日程第二国立国会図書館建築委員会法案（羽仁五郎君外五名発議）（委員会審

查省略要求)を、さきに可決した衆議院提出の国立国会図書館法案外一案と同一案件と認め、これを議事日程から削除することを議院に諮り、削除することに決した。

(注) 議事日程から削除した両案は、同年二月三日委員会審査省略要求書を付して発議されたものであり、可決した衆議院提出の両案は、同月三日本院に予備審査のため送付され、同月四日提出され、本院図書館運営委員会において即日これを可決したものである。

(二) 議案等が撤回されたため、これを議事日程から削除した例

第十三回国会 昭和二十七年六月三十日の会議において、議事日程に入る前に、議長佐藤尚武君は、日程第一議長不信任決議案(菊川孝夫君外二十五名発議)(委員会審査省略要求)は発議者全員から撤回されたため、これを議事日程から削除する旨を告げた。

第五十回国会 昭和四十年十二月十三日の会議において、議事日程に入る前に、議長重宗雄三君は、日程第一裁判官弾劾裁判所裁判員辞任の件は西川甚二郎君から辞任願が撤回されたため、これを議事日程から削除する旨を告げた。

(三) 議事日程に記載した会期の件について議が調わなかったため、これを議事日程から削除した例

第一百七十八回国会 平成二十三年九月十三日の再開後の会議の冒頭において、議長西岡武夫君は、

日程第三会期の件は議が調わないため、これを取り上げないことを議院に諮り、議事日程から削除することに決した。

参照 一八号、一九号、二二号、一八八号

第六節 動議

二五五 動議の提出に関する例

一人の賛成者があれば成立する動議は、口頭によりこれを提出するのを例とするが、文書により提出することがある。

賛成者の数につき国会法又は本院規則に特に定めのある場合の動議は、文書によりこれを提出するのを例とする。

修正の動議、懲罰の動議及び委員会において審査中の案件につき中間報告を求める動議を除いて、動議は、通常、会議において提出することを要する。

参照 七五号、七九号、八六号、二五一号、二六二号、二六七号、二八五号、二九〇号、二

九一号、三二〇号、三二七号、四二五号、四二六号、四七六号、四八九号、四九三号

国 第五七条

第五七条の二

規 第九〇条

第九〇条の三

第九〇条の四

第九〇条の五

第九〇条の六

第九〇条の七

第九〇条の八

第九〇条の九

第九〇条の十

第九〇条の十一

第九〇条の十二

第九〇条の十三

第九〇条の十四

第九〇条の十五

第九〇条の十六

第九〇条の十七

第九〇条の十八

第九〇条の十九

第九〇条の二十

第九〇条の二十一

第九〇条の二十二

第九〇条の二十三

第九〇条の二十四

第九〇条の二十五

二五六 動議を文書により提出する場合の賛成者に関する例

議員が動議を文書により提出するときは、賛成者とともに連署してこれを議長に提出するが、賛成者が不在の動議又は賛成者が所定の数に達しない動議であっても提出者の数又は提出者及び賛成者の合計数が所定の賛成者の数を超えているものは、所定の賛成者があるものとして取り扱う。

参照 一四九号、一五〇号

規 第八八条

第八八条の二

第八八条の三

第八八条の四

第八八条の五

第八八条の六

第八八条の七

第八八条の八

第八八条の九

第八八条の十

第八八条の十一

第八八条の十二

第八八条の十三

第八八条の十四

第八八条の十五

第八八条の十六

第八八条の十七

第八八条の十八

第八八条の十九

第八八条の二十

第八八条の二十一

第八八条の二十二

第八八条の二十三

第八八条の二十四

第八八条の二十五

第八八条の二十六

第八八条の二十七

第八八条の二十八

第八八条の二十九

第八八条の三十

第八八条の三十一

第八八条の三十二

第八八条の三十三

第八八条の三十四

第八八条の三十五

第八八条の三十六

第八八条の三十七

第八八条の三十八

第八八条の三十九

第八八条の四十

第八八条の四十一

第八八条の四十二

第八八条の四十三

第八八条の四十四

第八八条の四十五

第八八条の四十六

第八八条の四十七

第八八条の四十八

第八八条の四十九

第八八条の五十

第八八条の五十一

第八八条の五十二

第八八条の五十三

第八八条の五十四

第八八条の五十五

第八八条の五十六

第八八条の五十七

第八八条の五十八

第八八条の五十九

第八八条の六十

第八八条の六十一

第八八条の六十二

第八八条の六十三

第八八条の六十四

第八八条の六十五

第八八条の六十六

第八八条の六十七

第八八条の六十八

第八八条の六十九

第八八条の七十

第八八条の七十一

第八八条の七十二

第八八条の七十三

第八八条の七十四

第八八条の七十五

第八八条の七十六

第八八条の七十七

第八八条の七十八

第八八条の七十九

第八八条の八十

第八八条の八十一

第八八条の八十二

第八八条の八十三

第八八条の八十四

第八八条の八十五

第八八条の八十六

第八八条の八十七

第八八条の八十八

第八八条の八十九

第八八条の九十

第八八条の九十一

第八八条の九十二

第八八条の九十三

第八八条の九十四

第八八条の九十五

第八八条の九十六

第八八条の九十七

第八八条の九十八

第八八条の九十九

第八八条の百

第八八条の百一

第八八条の百二

第八八条の百三

第八八条の百四

第八八条の百五

第八八条の百六

第八八条の百七

第八八条の百八

第八八条の百九

第八八条の百十

第八八条の百十一

第八八条の百十二

第八八条の百十三

第八八条の百十四

第八八条の百十五

第八八条の百十六

第八八条の百十七

第八八条の百十八

第八八条の百十九

第八八条の百二十

第八八条の百二十一

第八八条の百二十二

第八八条の百二十三

第八八条の百二十四

第八八条の百二十五

第八八条の百二十六

第八八条の百二十七

第八八条の百二十八

第八八条の百二十九

第八八条の百三十

第八八条の百三十一

第八八条の百三十二

第八八条の百三十三

第八八条の百三十四

第八八条の百三十五

第八八条の百三十六

第八八条の百三十七

第八八条の百三十八

第八八条の百三十九

第八八条の百四十

第八八条の百四十一

第八八条の百四十二

第八八条の百四十三

第八八条の百四十四

第八八条の百四十五

第八八条の百四十六

第八八条の百四十七

第八八条の百四十八

第八八条の百四十九

第八八条の百五十

第八八条の百五十一

第八八条の百五十二

第八八条の百五十三

第八八条の百五十四

第八八条の百五十五

第八八条の百五十六

第八八条の百五十七

第八八条の百五十八

第八八条の百五十九

第八八条の百六十

第八八条の百六十一

第八八条の百六十二

第八八条の百六十三

第八八条の百六十四

第八八条の百六十五

第八八条の百六十六

第八八条の百六十七

第八八条の百六十八

第八八条の百六十九

第八八条の百七十

第八八条の百七十一

第八八条の百七十二

第八八条の百七十三

第八八条の百七十四

第八八条の百七十五

第八八条の百七十六

第八八条の百七十七

第八八条の百七十八

第八八条の百七十九

第八八条の百八十

第八八条の百八十一

第八八条の百八十二

第八八条の百八十三

第八八条の百八十四

第八八条の百八十五

第八八条の百八十六

第八八条の百八十七

第八八条の百八十八

第八八条の百八十九

第八八条の百九十

第八八条の百九十一

第八八条の百九十二

第八八条の百九十三

第八八条の百九十四

第八八条の百九十五

第八八条の百九十六

第八八条の百九十七

第八八条の百九十八

第八八条の百九十九

第八八条の百

第八八条の百一

第八八条の百二

第八八条の百三

第八八条の百四

第八八条の百五

第八八条の百六

第八八条の百七

第八八条の百八

第八八条の百九

第八八条の百十

第八八条の百十一

第八八条の百十二

第八八条の百十三

第八八条の百十四

第八八条の百十五

第八八条の百十六

第八八条の百十七

第八八条の百十八

第八八条の百十九

第八八条の百二十

第八八条の百二十一

第八八条の百二十二

第八八条の百二十三

第八八条の百二十四

第八八条の百二十五

第八八条の百二十六

第八八条の百二十七

第八八条の百二十八

第八八条の百二十九

第八八条の百三十

第八八条の百三十一

第八八条の百三十二

第八八条の百三十三

第八八条の百三十四

第八八条の百三十五

第八八条の百三十六

第八八条の百三十七

第八八条の百三十八

第八八条の百三十九

第八八条の百四十

第八八条の百四十一

第八八条の百四十二

第八八条の百四十三

第八八条の百四十四

第八八条の百四十五

第八八条の百四十六

第八八条の百四十七

第八八条の百四十八

第八八条の百四十九

第八八条の百五十

第八八条の百五十一

第八八条の百五十二

第八八条の百五十三

第八八条の百五十四

第八八条の百五十五

第八八条の百五十六

第八八条の百五十七

第八八条の百五十八

第八八条の百五十九

第八八条の百六十

第八八条の百六十一

第八八条の百六十二

第八八条の百六十三

第八八条の百六十四

第八八条の百六十五

第八八条の百六十六

第八八条の百六十七

第八八条の百六十八

第八八条の百六十九

第八八条の百七十

第八八条の百七十一

第八八条の百七十二

第八八条の百七十三

第八八条の百七十四

第八八条の百七十五

第八八条の百七十六

第八八条の百七十七

第八八条の百七十八

第八八条の百七十九

第八八条の百八十

第八八条の百八十一

第八八条の百八十二

第八八条の百八十三

第八八条の百八十四

第八八条の百八十五

第八八条の百八十六

第八八条の百八十七

第八八条の百八十八

第八八条の百八十九

第八八条の百九十

第七節 発言

規 第九一条
第九三条
第二三条

二五八 発言の通告は、文書によるのを例とする

議員が会議において発言しようとするときは、やむを得ない場合を除き、開議前に氏名、件名、発言の種類、発言時間等の事項を記入した文書により、所属会派を通じて（会派に属しない議員は本人から）事務局に通告するのを例とする。

参照 二七〇号、三〇九号、三一〇号、三二一号、三三二号、三六四号、三八七号

国 第五條の二
規 第六一条
第九四條

二五九 質疑又は討論の発言者数、発言の順序及び発言時間は、

議院運営委員会において協定する

質疑又は討論の発言者数、発言の順序及び発言時間は、議院運営委員会において、各会派の所属議員数を考慮してこれを協定する。

会議においては、議長は、この協定に基づいて順次発言を許可するが、協定時間については、これを

宣告しないのを例とする。

(一) 質疑の場合

(1) 国務大臣の演説に対する質疑

発言者の数は、一会派一人乃至三人とし、発言の順序はおおむね大会派順とするのを例とする。ただし、最大会派が与党であるときは、最初の質疑者を野党の最大会派所属議員とする例が多い。質疑時間は、従来の場合によれば、一人おおむね十分乃至四十分である。

(注) 第九十一回国会昭和五十五年一月二十四日の議院運営委員会理事会上において、常会における国務大臣の演説に対する質疑は、所属議員五名以上の会派に割り当てる旨の決定があつた。

(2) 国務大臣の報告に対する質疑

発言者の数は、一会派一人とし、発言の順序は大会派順とするのを例とする。質疑時間は、従来の場合によれば、一人おおむね十分乃至十五分である。

(注) 第百五十九回国会平成十六年二月二十六日の議院運営委員会理事会上において、決算の概要報告に対する質疑は、常会における国務大臣の演説に対する質疑に倣い、所属議員五名以上の会派に割り当てる旨の決定があつた。

(3) 国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明に対する質疑

発言者の数は、一会派一人とし、発言の順序は大会派順とするのを例とする。

質疑時間は、従来の例によれば、一人おおむね十分乃至十五分である。

(4) その他に対する質疑

質疑通告者があるときは、その都度協定するが、発言者の数は、一会派一人とし、発言の順序は大会派順とするのを例とする。

質疑時間は、従来の例によれば、一人おおむね十分乃至十五分である。

(二) 討論の場合

討論通告者があるときは、その都度協定するが、発言者の数は、一会派一人とし、反対、賛成それぞれについての発言の順序は、大会派順とするのを例とする。なお、同一会派の議員がそれぞれ反対、賛成の討論をしたことがある。

討論時間は、従来の例によれば、一人おおむね十分であるが、総予算その他重要案件について各会派が討論を行うときは、一人おおむね十分乃至二十分である。

参照 一一四号、二二六号、三一一号、三一五号、三三三号、三八九号

二六〇 発言の順序につき議院運営委員会において協定できなかつたときは、議長がこれを決定する

発言の順序につき議院運営委員会において協定できなかつたときは、議長が、先例その他諸般の事情を考慮の上、これを決定する。

参照 二二六号

二六一 議長の発言時間制限に関する例

議長は、質疑、討論その他の発言につき必要があると認めたときは、あらかじめ議院の議決があつた場合を除き、時間を制限することができる。ただし、議長の定めた時間制限に対して、出席議員の五分の一以上から異議を申し立てたときは、討論を用いしないで議院に諮りこれを決する。議長の発言時間制限についての主な例は、次のとおりである。

(一) 議長の宣告により、発言時間を制限した例

第五回国会 昭和二十四年五月三十一日の会議において、議員金子洋文君、中西功君、板野勝次君、

カニエ邦彦君の懲罰事犯に関する審査を閉会中も継続するの件に対する討論に入る際、副議長松嶋喜作君は、その発言時間を一人十分とする旨を宣告した。

第十九回国会 昭和二十九年五月八日の会議において、会期延長の件に対する討論に入る際、議長河井彌八君は、その発言時間を一人十分以内とする旨を宣告した。

(二) 議長の発言時間制限に対し、異議の申立てがあつたため、これを議院に諮つた例

第五回国会 昭和二十四年五月二十四日の会議において、議員板谷順助君を懲罰に付するの動議の趣旨説明に入る際、議長松平恒雄君は、その発言時間を十分間とする旨を宣告した。この時間制限に対し出席議員の五分の一以上から異議の申立てがあつたので、議長は、記名投票により採決したところ、議長の宣告どおり発言時間を制限することに決した。

第十三回国会 昭和二十七年六月二十七日の会議において、国会法の一部を改正する法律案に対する質疑に入る際、議長佐藤尚武君は、その発言時間を一人二十分以内とする旨を宣告した。この時間制限に対し出席議員の五分の一以上から異議の申立てがあつたので、議長は、記名投票により採決したところ、議長の宣告どおり発言時間を制限することに決した。

二六二 議員の動議により発言時間を制限した例

発言時間は、議院の議決により制限することができるが、この場合の議院の議決は、議員の動議による。その主な例は次のとおりである。

第十三回国会 昭和二十七年六月二十七日の会議において、国会法の一部を改正する法律案に対する討論に入る際、草葉隆圓君提出の「討論の発言時間は一人十分以内に制限することの動議」を記名投票により採決し、これを可決した。

第二十九回国会 昭和三十三年七月三日の会議において、国会法第五十六条の三第二項の規定により議院の会議において審議することに決した市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題とした際、齋藤昇君外一名提出の「本案の議事における発言時間は、質疑については一人二十五分、討論その他については一人十五分に制限することの動議」を記名投票により採決し、これを可決した。

第四十二回国会 昭和三十七年十二月二十二日の会議において、議長不信任決議案を議題とした際、田中茂穂君提出の「本案の議事における趣旨説明、質疑、討論その他の発言時間は、一人十分に制限することの動議」を記名投票により採決し、これを可決した。

二六三 制限時間又は協定時間を超えて発言したときは、議長は、
発言の禁止を命じ、又は降壇を命ずる

発言時間の経過は、演壇備付けの発言時間表示装置によって知らせる。制限時間又は協定時間を超えて発言したときは、議長は、演壇備付けの赤ランプの点滅及びブザーにより発言者に注意を促し、次いで、口頭で時間を超過している旨注意した上で、更に発言を続けるときは、発言の禁止を命じ、又は降壇を命ずる。その主な例は次のとおりである。

(一) 制限時間を超えた場合の例

第十三回国会 昭和二十七年七月一日の会議において、副議長三木治朗君は、議長不信任決議案の
発議者原虎一君の趣旨説明が制限時間を超えたため、再三注意した後、同君の発言の禁止を命じた。

第四十三回国会 昭和三十八年六月二十九日の会議において、議長重宗雄三君は、社会労働委員会
において審査中の職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案について速やかに社会

労働委員長の中間報告を求めることの動議に対する藤田進君の質疑が制限時間を超えたため、再三注意した後、同君の降壇を命じた。

(二) 協定時間を超えた場合の例

第三回国会 昭和二十三年十一月三十日の会議において、議長松平恒雄君は、国家公務員法の一部を改正する法律案に対する木下源吾君の討論が協定時間を超えたため、再三注意した後、同君の降壇を命じた。次いで板野勝次君の討論が協定時間を超えたため、再三注意した後、同君の降壇を命じた。

第十七回国会 昭和二十八年十月三十日の会議において、議長河井彌八君は、国務大臣の演説に対する永井純一郎君の質疑が協定時間を超えたため、再三注意した後、同君の発言の禁止を命じた。

参照 四五一号

二六四 時間制限のため発言を終わらなかった部分を会議録に掲載した例

第一回国会 昭和二十二年七月三日の会議において、岩木哲夫君は、国務大臣の演説に対する質疑を

したが、その発言中に協定時間に達し議長松平恒雄君から注意を受けたため、発言の全部を終わらないで降壇した。散会后、同君から質疑を終わらなかつた部分を会議録に掲載することを議長に申し出たので、議長は、同君の発言を終わらなかつた部分を会議録（同月八日付）に掲載した。

（注）第一回国会昭和二十二年七月七日の議院運営委員会において、発言時間の制限のため発言を終わらなかつた議員が、残つた発言内容を会議録に掲載することを求めたときは、各会派の申合せによる時間を勘案して議長が常識的に処理する旨の決定があつた。

参照 三九一号

二六五 議員が発言を許可された際、これを放棄した例

第五回国会 昭和二十四年五月二十七日の会議において、議員星野芳樹君懲罰事犯の件の討論の際、副議長松嶋喜作君は、大野幸一君に討論の発言を許可したところ、同君は、「自席から発言をお許し下さい。本議員は都合により討論をすることを放棄いたします。」と述べたので、議長は、次の討論通告者の発言を許可した。

参照 二五八号

二六六 発言を棄権したものと議長が認めた例

発言を通告した議員が在席せず、又は発言を許可された際、登壇しないときは、議長は、発言を棄権したものと認める。発言を棄権したものと議長が認めた例は、次のとおりである。

第五十回国会 昭和四十年十一月十九日の会議において、日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件外三件（趣旨説明）の質疑の際、議長重宗雄三君は、「藤田進君から質疑の通告に接しておりますが、在席しておりませんので、棄権したものと認めます。」と告げ、質疑を終了した。

第五十九回国会 平成十六年六月五日の会議において、議長不信任決議案の討論の際、仮議長竹山裕君は、「大江康弘君は在席しておりませんので、棄権したものと認めます。」と告げ、次の討論通告者の発言を許可した。

第六十六回国会 平成十九年六月三十日の会議において、中間報告があつた国家公務員法等の一部を改正する法律案は議院の会議において直ちに審議することの動議を議題とした後、議長扇千景君は、「浅尾慶一郎君から討論の通告がありますが、在席しておりませんので、放棄したものとみなします。」と告げ、本動議の採決を行った。

第百八十五回国会 平成二十五年十二月六日の会議において、特定秘密の保護に関する法律案の討論の際、議長山崎正昭君は、討論の通告があつた大野元裕君について、「大野君は在席しておりませんので、議長は同君が発言を棄権したものと認めます。」と告げ、次の討論通告者の発言を許可した。

なお、次のような例がある。

第十三回国会 昭和二十七年二月十八日の会議において、財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案の討論の際、議長佐藤尚武君は、兼岩傳一君に討論の発言を許可したが、同君は登壇しなかつたので、議長は、「御登壇にならないければ発言を放棄されたものと認めますが、よろしうございますか。」と告げたところ、同君は登壇し討論した。

参照 二五八号、二八二号

二六七 自席からの発言に関する例

議員は、演壇において発言することを要するが、議事進行に関する発言、答弁漏れの指摘、動議の提出及びこれに対する賛成等発言が極めて簡単な場合、その他特に議長が許可したときは、自席から発

言することができる。ただし、議長は、いつでも自席で発言している者に対し演壇で発言することを求めることができる。

参照 二七九号

二六八 議長は、議員の発言が議題の外にわたり又はその範囲を
超えると認めるときは、これを制止する

議長は、議員の発言が議題の外にわたり又はその範囲を超えると認めるときは、注意を与えこれを制止し、命に従わないときは発言を禁止する。その主な例は次のとおりである。

(一) 発言が議題の外にわたった場合の例

第十三回国会 昭和二十七年七月一日の会議において、破壊活動防止法案外二案に対する兼岩傳一君の質疑につき、副議長三木治朗君は、議題を逸脱したことについて注意した。

(二) 発言の範囲を超えた場合の例

第一回国会 昭和二十二年十一月五日の会議において、片山内閣総理大臣から平野農林大臣の罷免に関する問題について報告があった際、遠山丙市君は議事進行に関して発言し、その中で報告に

対し質疑する旨を述べたので、議長松平恒雄君は、議事進行の範囲を超えないようにされたいと注意したが、同君は質疑にわたる発言をしたため、議長は、発言の中止を命じた。

第五回国会 昭和二十四年五月三十日の会議において、議員金子洋文君、中西功君、岩間正男君、原虎一君、板野勝次君、細川嘉六君、中村正雄君、カニエ邦彦君、天田勝正君を懲罰に付するの動議の議事の際行われた板野勝次君、中西功君及び細川嘉六君の一身上の弁明につき、議長松平恒雄君は、その範囲を超えたことについてそれぞれ注意した。

参照 二九七号、四五一号

二六九 引証のためにする文書の朗読について議長が注意した例

引証又は報告のためにする簡単な文書は、会議において朗読することを許されるが、文書の朗読が長かったため、議長が注意したことがある。その例は次のとおりである。

第七回国会 昭和二十五年三月八日の会議において、浅岡信夫君は、徳田書記長のソ連に対する要請に関する緊急質問の発言の中で、連合国対日理事会におけるシーボルド議長の説明書の一部を引用朗読したが、その引用が長かったため、議長佐藤尚武君は、「浅岡君、文書の引用の朗読は

簡単に願います。」と注意した。

参 照 四 五 一 号

二七〇 議事進行の発言に関する例

議事進行の発言は、議事進行上の問題について議長に対し質疑、注意又は希望を述べるものであり、発言しようとする議員は、あらかじめその要旨を参事に通告することを要する。発言の通告があつたときは、議長は、適当の時機にこれを許可する。ただし、議長は、通告に基づいて適当な措置をとることにより、発言を許可しないことがある。

あらかじめ通告するいとまのない場合には、議員は自席から発言の許可を求めることができる。自席から発言の許可を求められたときは、議長は、発言の趣旨を確かめた上、直ちに処置する必要があると認められるものについては、直ちに発言を許可するが、その必要がないと認め、適当の時機に許可する旨を告げたことがある。その例は次のとおりである。

第五回国会 昭和二十四年五月二十五日の会議において、副議長松嶋喜作君は、議長不信任決議案の趣旨説明の発言時間を十分以内に制限する旨を宣告した際、中村正雄君から議事進行について

発言の許可を求められたが、「中村正雄君より議事進行の御要求がありましたけれども、規則第百二十三条第二項により、議長において適当なときにお許しいたしますから、暫らくお待ち願います。」と告げ、議事を進めた。

その他同例がある。

参照 二五八号、二六七号

二七一 一身上の弁明に関する例

議員から懲罰以外の問題について一身上の弁明のため発言を求められた場合、議長が必要と認めたときは、これを許可する。ただし、議院に諮って許可したことがある。

懲罰以外の問題について一身上の弁明をした主な例は、次のとおりである。

(一) 議長が必要と認め許可した例

第十六回国会 昭和二十八年八月四日の会議において、「労働委員長から中間報告があつた電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案を本会議において審議することの動議」に対する質疑の際、労働委員長栗山良夫君から、動議提出者小林英三君の答弁に関連して

一身上の弁明を求めたので、議長河井彌八君は、同君の弁明を許可した。

第十九回国会 昭和二十九年三月十九日の会議において、山下義信君から前日の防衛庁設置法案及び自衛隊法案（趣旨説明）についての質疑に対する緒方国務大臣の答弁に関連して一身上の弁明を求めたので、議長河井彌八君は、同君の弁明を許可した。

第二十九回国会 昭和三十三年六月十八日の会議において、国務大臣の演説に対する質疑の際、竹中勝男君から、橋本厚生大臣の答弁に関連して一身上の弁明を求めたので、議長松野鶴平君は、同君の弁明を許可した。

第三十一回国会 昭和三十四年一月二十九日の会議において、佐多忠隆君から、前日、国務大臣の演説に対する同君の質疑に関して行われた田中茂穂君の議事進行の発言に関連して一身上の弁明を求めたので、議長松野鶴平君は、同君の弁明を許可した。

(二) 議院に諮って許可した例

第七回国会 昭和二十四年十二月五日の会議において、吉田民主自由党総裁及び増田内閣官房長官の談話に関する緊急質問に対する関係国務大臣からの答弁が終わった際、楠見義男君から、増田内閣官房長官の答弁に関連し農林委員長として一身上の弁明を求めたので、議長佐藤尚武君は、議院に諮り、同君の弁明を許可した。

なお、議長が一身上の弁明の許可について議院に諮ったところ、否決されたことがある。その例は次のとおりである。

第十六回国会 昭和二十八年八月三日の会議において、「労働委員会で審査中の電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案について、国会法第五十六条の三の規定により、同委員会委員長をして、次会の本会議の劈頭に中間報告をさせ、報告時間を一時間以内とすることの動議」に対する討論が終わった際、労働委員長栗山良夫君から一身上の弁明を求めたので、議長河井彌八君は、発言の許可について議院に諮ったところ、否決された。

参照 四七九号

第八節 発言の取消し及び訂正

二七二 議員の発言中に不穏当な言辞があるときは、議長は、その取消しを命ずる

会議における議員の発言中に不穏当な言辞があると認めるときは、議長は、その取消しを促し、又は

促すことなくその取消しを命ずる。議長が取消しを命じた発言は、提供及び頒布する会議録に掲載しない。

不穏当な言辞があると思われるときは、議長は、速記録を調査の上措置する旨を告げ、調査の結果、不穏当な言辞があつたときは、取消しの措置を採り、その部分を会議録に掲載しない。議員の発言中の不穏当な言辞の取消しに関する主な例は、次のとおりである。

(一) 議長が発言の取消しを促した上、措置する旨を告げた例

第十回国会 昭和二十六年六月四日の会議において、北海道開発法の一部を改正する法律案に対する討論通告者の発言が終わった際、議長佐藤尚武君は、「先ほどの千葉君の発言中に不穏当な点がありました。千葉君において取消されたいと存じます。」と告げたのに対し、千葉信君は、「議長において不穏当とお認めでございましたならば、議場の品位保持のために取消することに異議ございません。」と述べたので、議長は、「然らば議長において適当に措置を講ずることにいたします。」と告げ、不穏当な言辞の取消しの措置を採り、その部分を会議録に掲載しなかった。

(二) 議長が発言の取消しを促した後、取消しを命じた例

第十三回国会 昭和二十七年七月三日の会議において、破壊活動防止法案外二案に対する片岡文重君の討論が終わった際、議長佐藤尚武君は、「只今の片岡君発言中国会法第百十九条に反する点

があると存じますが、片岡君の取消しを希望いたします。……片岡君において取消しをなされな
いならば、議長は取消しを命じます。」と宣告した。

(三) 議長が発言の取消しを促すことなく取消しを命じた例

第十三回国会 昭和二十七年五月六日の会議において、メーデー当日の騒擾事件に関する木村法務
総裁の報告に対する兼岩傳一君の質疑が終わった際、議長佐藤尚武君は、「先ほど兼岩傳一君の
質疑の中に——という御発言がありました、右は議院の品位を傷けたものと認めますから、
国会法第百十六条によつて発言の取消を命じます。」と宣告した。

(四) 議長が調査の上措置する旨を告げ、調査の結果、不穏当な言辞の取消しの措置を採つ
た例

第九回国会 昭和二十五年十二月九日の会議において、昭和二十五年度一般会計予算補正(第1
号)外二案に対する討論が終わった際、議長佐藤尚武君は、「先程の岩間正男君の発言中、不穏
当な言辞があつたように思われますので、議長は速記録を調べた上、適当に処置をとります。」
と告げ、速記録を調査の結果、不穏当な言辞の取消しの措置を採り、その部分を会議録に掲載し
なかつた。

第百十四回国会 平成元年六月九日の会議において、国務大臣の演説に関する件の議事が終わった

際、議長土屋義彦君は、「午前の会議における内藤功君の発言につきましては、速記録を調査の上、議長において適切な措置をとります。」と告げ、速記録を調査の結果、不穏当な言辞の取消しの措置を採り、その部分を会議録に掲載しなかった。

- (五) 他の議員の指摘により、議長が調査の上措置する旨を告げ、調査の結果、不穏当な言辞の取消しの措置を採った例

第十三回国会 昭和二十七年七月十一日の会議において、労働関係調整法等の一部を改正する法律案外二案に対する岩間正男君の討論が終わった際、相馬助治君は、議事進行に関して発言し、岩間君の発言中に不穏当な言辞があるようであるから議長において速記録を調査の上措置されたい旨を述べたので、副議長三木治朗君は、「速記録を調べました上、適当な処置を講じたいと思います。」と告げ、速記録を調査の結果、不穏当な言辞の取消しの措置を採り、その部分を会議録に掲載しなかった。

- (六) 発言した議員の申出により、議長が調査の上措置する旨を告げ、調査の結果、不穏当な言辞の取消しの措置を採った例

第十二回国会 昭和二十六年十一月二十八日の会議において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二案に対する討論通告者の発言が全部終わった際、木下源吾君は、自席

から「私は先ほど演説をやっておる間に、不穩当だと思われるような言辞があつたかと思ひますので、議長で然るべく御処置を願ひます。」と述べたので、議長佐藤尚武君は、「了承いたしました。それでは議長は速記録を見た上で適当に処置いたします。」と告げ、速記録を調査の結果、不穩当な言辞の取消しの措置を採り、その部分を会議録に掲載しなかつた。

参照 二七四号、二七六号、三七七号、三九九号、四五一号

二七三 発言者が他の議員から発言の取消しを求められ、又は自

己の発言につき誤りを認め、これを取り消した例

第五回国会 昭和二十四年五月二十八日の会議において、議員金子洋文君外八名を懲罰に付するの動議の草葉隆圓君の趣旨説明が終わつた際、中村正雄君は、議事進行に関して発言し、草葉君の趣旨説明の中に社会党及び共産党を誹謗する言辞があるので、同君の取消しを要求する旨を述べたところ、草葉隆圓君は、「只今の中村君の御発言に對しまして、共産党並びに社会党という言葉を取ります。これを取消します。」と発言した。

第十九回国会 昭和二十九年五月三十日の会議において、三輪貞治君は、日程第二疏安工業合理化及

び硫安輸出調整臨時措置法案に対する討論に際し、同案の委員長報告中、加藤正人君が委員会では件を付けて賛成したというのは誤りであり、明らかに反対の討論をしているので訂正しておく旨を述べたが、その後、日程第六の議案の採決が終わった際、三輪貞治君は、「私の先ほどの討論中、委員長は報告内容につき申述べました加藤君の表決態度に関する件は、私の勘違いでありましたので、ここにこれを取消します。」と発言した。

(注) 発言者が自己の発言につき自らこれを取り消しても、議長が不穏当な言辭と認めその取消しを命じない限り、会議録はそのままとする。

参照 二七五号

二七四 議長が衆議院議員の不穏当な言辭の取消しを命じた例

第三十三回国会 昭和三十四年十二月二十五日の会議において、国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案について発議者衆議院議員佐々木盛雄君の趣旨説明が終わった際、議長松野鶴平君は、「ただいまの提案理由の説明について調査いたしました結果、議長は———という用語の取り消しを命じます。」と宣告した。佐々木盛雄君は、その後占部秀男君の質疑に対する答弁の際、

「本院はもとより議長の権限のもとにおいて行なわれておるところでありますから、議長の御指定通り、私は取り消すにやぶさかではございません。」と発言した。なお、議長は、取消しを命じた不穏当な言辞を会議録に掲載しなかった。

参照 二七二号、三七七号、三九九号、四五一号

二七五 議員の発言につき、議長が調査の上措置する旨を告げ、 調査の結果、発言の訂正が行われた例

第三十一回国会 昭和三十四年一月二十八日の会議において、國務大臣の演説に関する件の佐多忠隆君の質疑に対する答弁が終わった際、田中茂穂君は、議事進行に関して発言し、佐多君の発言中に不穏当とおぼしき個所があったと思うから、後刻議長において調査の上処置されたい旨を述べたので、議長松野鶴平君は、「ただいま田中君より、佐多君の発言中、不穏当の個所があったやの御指摘がありました。議長は速記録を調査した上善処いたします。」と告げ、速記録を調査の結果、訂正したものを会議録に掲載した。

第九十六回国会 昭和五十七年七月三十日の会議において、議長不信任決議案に対する山田勇君の討

論が終わった際、副議長秋山長造君は、「山田君の発言中、不穏当な言辞があれば、速記録を調査の上、議長において適切な措置をとります。」と告げ、速記録を調査の結果、訂正したものを会議録に掲載した。

その他同例がある。

参照 三七六号、三九六号

二七六 議員の発言につき、議長が調査の上措置する旨を告げた が、調査の結果、発言の取消し又は訂正を行うに至らな かった例

第二十二回国会 昭和三十年六月三日の会議において、国防会議の構成等に関する法律案（趣旨説明）の松本治一郎君の質疑に対する答弁が終わった際、植竹春彦君は、議事進行に関して発言し、松本君の発言中に不穏当な言辞があったと思われるので、議長において調査の上善処されたい旨を述べた。議長河井彌八君は、「速記録を調査いたしました上で、適当な措置をとります。議長におまかせを願います。」と告げたが、調査の結果、発言の取消し又は訂正を行うことなくそのままこ

れを会議録に掲載した。

第二十四回国会 昭和三十一年三月五日の会議において、鳩山内閣総理大臣戒告決議案に対する寺本広作君の討論が終わった際、議長河井彌八君は、「不穏当な点がありますならば、議長は速記録を調べまして、そうしてこれを適当に措置いたします。」と告げたが、調査の結果、発言の取消し又は訂正を行うことなくそのままこれを会議録に掲載した。

その他同例がある。

参照 二七二号、三七八号

第九節 委員会の審査省略

二七七 委員会審査省略の決定手続に関する例

発議者又は提出者が発議又は提出した議案について委員会の審査省略を要求しようとするときは、その議案の発議、提出又は送付と同時に、文書でその旨を議長に申し出ることを要する。

委員会審査省略要求書が提出されたときは、議長は、まずその取扱いについて議院運営委員会に諮っ

た後、議院の会議に付し、委員会の審査を省略することに決したときは、直ちにその議案を議題とするのを例とする。

参照 一七六号、二二一号、二二二号、二八二号、四四三号

二七八 衆議院提出法律案又は内閣提出議案について委員会の審査を省略した例

衆議院提出法律案又は内閣提出議案について委員会の審査を省略した例は、次のとおりである。

(一) 衆議院提出法律案

第三回国会 昭和二十三年十月十一日 国会法の一部を改正する法律案

第五回国会 昭和二十四年五月十一日 広島平和記念都市建設法案及び長崎国際文化都市建設法案

第二十一回国会 昭和三十年一月二十四日 国会法の一部を改正する法律案

(二) 内閣提出議案

第二回国会 昭和二十三年二月二十六日 昭和二十二年法律第六十五号（裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律）等の一部を改正する法律案（衆議院送付）

同 昭和二十三年三月四日 警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案（衆議院

送付）

同 昭和二十三年三月三十一日 臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案（衆議院

送付）

第四回国会 昭和二十三年十二月十三日 未復員者給与法の一部を改正する法律案

第十三回国会 昭和二十七年七月二十八日 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基き、名古屋

通商産業局公益事業富山支局設置に関し承認を求めるの件

第十九回国会 昭和二十八年十二月二十四日 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の

協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第三十二回国会 昭和三十四年七月三日 行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案及び裁判

所職員定員法の一部を改正する法律案（いずれも衆議院送付）

第七十二回国会 昭和四十九年五月十五日 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基つ

き、国会の承認を求めるの件（鉄道労働組合関係）外十四件（いずれも衆議院送付）

第七十五回国会 昭和五十年六月二十五日 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基つ

き、国会の承認を求めるの件（鉄道労働組合関係）外八件（いずれも衆議院送付）

第八十回国会 昭和五十二年六月七日 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、
国会の承認を求めるの件（鉄道労働組合関係）外四件（いずれも衆議院送付）

二七九 決議案は、委員会審査省略要求書を付して発議するのを 例とする

決議案は、委員会審査省略要求書を付して発議するのを例とする。ただし、委員会審査省略要求書を付さないで発議されたことがある。その例は次のとおりである。

第二回国会 昭和二十三年六月三十日 経済統制調査特別委員会設置に関する決議案（中川以良君
外五名発議）

第三回国会 昭和二十三年十一月十二日 親米感謝決議案（小川友三君外二名発議）

第五回国会 昭和二十四年五月十八日 国有鉄道の無賃乗車証廃止に関する決議案（門屋盛一君外
一名発議）

第六十六回国会 昭和四十六年七月十四日 議員黒住忠行君の議員辞職勧告に関する決議案（矢山
有作君外四名発議）

二八〇 議員発議案の委員会審査を省略すべきでない旨、議院運営委員会において決定したときは、発議者は、委員会審査省略要求書を撤回するのを例とする

議員発議案の委員会審査を省略することにつき、議院運営委員会において、委員会の審査を省略すべきでない旨の決定があったときは、発議者は、委員会審査省略要求書を撤回するのを例とする。

なお、撤回しなかった場合に、これを議院の会議に諮ったことがある。その例は次のとおりである。

第十一回国会 昭和二十六年八月十八日（会期終了日）委員会審査省略要求書を付して提出された領土権確保要望に関する決議案（曾衿益君外五十六名発議）及び在外同胞引揚促進に関する決議案（内村清次君外五十六名発議）は、同日の議院運営委員会において委員会審査を省略すべきでない旨の決定があったが、委員会審査省略要求書は撤回されなかったため、同日の会議にこれを諮り両案の委員会審査は省略しないことに決した（両案は、委員会未付託のまま審議未了となった）。

また、撤回されないうまま、議院の会議に諮るに至らなかったことがある。その例は次のとおりである。

第七十三回国会 昭和四十九年七月二十九日委員会審査省略要求書を付して提出された田中内閣総理大臣の所信表明演説を求める決議案（松永忠二君発議）は、同月三十日の議院運営委員会において委員会審査を省略すべきでない旨の決定があつたが、委員会審査省略要求書は撤回されないまま、議院の会議に諮るに至らなかつた。以後同例がある。

二八一 予備審査のための議案には、委員会審査省略要求書を付 することができない

予備審査のための議案には、委員会審査省略要求書を付することができない。

予備審査のための議案に付された委員会審査省略要求書につき、議院運営委員会において法的に疑義があるとの決定があつたため、委員会審査省略要求書が撤回されたことがある。その例は次のとおりである。

第二十五回国会 昭和三十一年十一月十二日内閣から、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律附則第二項の規定により、同法を存続させるについて、国会の議決を求

めるの件が本院に予備審査のため送付され、同時に同件の委員会審査省略要求書が提出された。同月十五日の議院運営委員会において、同要求書の取扱いについて協議し、予備審査のため本院に送付された議案に委員会審査省略要求書が付されていることは、法的に疑義があるのでこの要求は撤回することが望ましいとの結論に達した。翌十六日内閣総理大臣から委員会審査省略要求書を取り下げる旨の文書が議長に提出されたので、議長は、これを委員会審査省略要求書の撤回として取り扱った。

第十節 趣旨説明

二八二 委員会提出法律案、調査会提出法律案又は委員会審査省略に決した議案を議題としたときは、まずその趣旨説明を聴取する

委員会提出法律案、調査会提出法律案又は委員会審査を省略することに決した議案が議題となったときは、まずその発議者又は提出者から趣旨説明を聴取する。ただし、委員会審査を省略した議案につ

き、趣旨説明を聴取することなく、採決したことがある。その例は次のとおりである。

第三回国会 昭和二十三年十月十一日 国会法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第五回国会 昭和二十四年五月十一日 広島平和記念都市建設法案及び長崎国際文化都市建設法案

（いずれも衆議院提出）

第一百五十九回国会 平成十六年六月五日 議長不信任決議案（藁科満治君外十二名発議） 外一案

参照 二四七号、二六六号、二七七号、三六八号、四三九号

二八三 議案について委員長の報告があつた後、提出者が趣旨の

弁明をした例

第一回国会 昭和二十二年十月十一日の会議において、刑法の一部を改正する法律案につき、司法委員長伊藤修君から報告があつた後、鈴木司法大臣は同法案の趣旨の弁明をし、次いで採決した。

第十三回国会 昭和二十七年七月三十一日の会議において、警察法の一部を改正する法律案につき、地方行政委員長西郷吉之助君から報告があり、討論通告者の発言が終わつた際、木村法務総裁は同法案の趣旨の弁明をし、次いで採決した。

参照 二七〇号

(規 第〇七条)

二八四 議案以外の案件については趣旨説明を行わないのを例とする

国会法第三十九条ただし書の規定による議決に関する件、国家公務員等の任命に関する件等、議案以外の案件については趣旨説明を行わないのを例とする。

参照 四九一号、四九二号

二八五 修正の動議及び懲罰の動議を除き、動議は趣旨説明を行わないのを例とする

修正の動議及び懲罰の動議を除き、動議は趣旨説明を行わないのを例とする。

参照 二五七号、三二八号

第十一節 国会法第五十六条の二の規定による議案の

趣旨説明

二八六 国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明は、
その議案を委員会に付託する前に聴取するのを例とする

国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明は、その議案が発議又は提出されたものであると予備審査のため送付されたものであるとを問わず、委員会に付託する前に発議者又は提出者からこれを聴取するのを例とする。ただし、委員会付託後に趣旨説明を聴取したことがある。その例は次のとおりである。

第五回国会 昭和二十四年五月十一日内閣から予備審査のため送付された行政機関職員定員法案は、翌十二日内閣委員会に付託されたが、同月十三日の議院運営委員会の決定に基づき、同日の会議において、本多國務大臣から同案の趣旨説明を聴取した（質疑は行わなかった）。

第二十五回国会 昭和三十一年十一月十二日内閣から予備審査のため送付された日本国とソヴェエト社会主義共和国連邦との共同宣言の批准について承認を求めるの件外三件は、翌十三日外務委員会に付託されたが、同月十六日の議院運営委員会の決定に基づき、同日の会議において、重光外務大臣から四件の趣旨説明を聴取した（質疑は行わなかった）。

参照 一七七号、二一〇号、三一四号、三六八号、三六九号、四三八号

二八七 衆議院から修正の上送付された議案について国会法第五

十六条の二の規定による趣旨説明を聴取した例

衆議院から修正の上送付された議案について国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明を聴取した主な例は、次のとおりである。

(一) 議案の内容にわたる修正があった場合

第六十八回国会 昭和四十七年五月二十五日衆議院から修正の上本院に送付された健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案は、翌二十六日の議院の会議において、国会法第五十六条の二の規定により斎藤厚生大臣から趣旨説明を聴取した。なお、衆議院の修正部分（施行

期日及び議案の内容にわたるもの）についての説明は齋藤厚生大臣が行った。

第七十五回国会 昭和五十年六月五日衆議院から修正の上本院に送付された公職選挙法の一部を改正する法律案は、同月九日の議院の会議において、国会法第五十六条の二の規定により福田自治大臣から趣旨説明を聴取した。なお、衆議院の修正部分（議案の内容にわたるもの）についての説明は福田自治大臣が行った。

(二) 施行期日、法律番号及び条名等についてのみ修正された場合

第五十一回国会 昭和四十一年二月二十二日衆議院から修正の上本院に送付された国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案は、翌二十三日の議院の会議において、国会法第五十六条の二の規定により中村運輸大臣から趣旨説明を聴取した。なお、衆議院の修正部分（施行期日）についての説明はなかった。

第七十八回国会 昭和五十一年十月十二日衆議院から修正の上本院に送付された公衆電気通信法の一部を改正する法律案（第七十七回国会内閣提出）は、翌十三日の議院の会議において、国会法第五十六条の二の規定により福田郵政大臣から趣旨説明を聴取した。なお、衆議院の修正部分（施行期日）についての説明は福田郵政大臣が行った。

第九十一回国会 昭和五十五年二月七日衆議院から修正の上本院に送付された日本専売公社法等の

一部を改正する法律案（第九十回国会内閣提出）は、同月十四日の議院の会議において、国会法第五十六条の二の規定により竹下大蔵大臣から趣旨説明を聴取した。なお、衆議院の修正部分（法律番号）についての説明はなかった。

第百三回国会 昭和六十年十二月三日衆議院から修正の上本院に送付された国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第百二回国会内閣提出）及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第百二回国会内閣提出）は、翌四日の議院の会議において、国会法第五十六条の二の規定により、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案について竹下大蔵大臣から、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案について古屋自治大臣から順次趣旨説明を聴取した。なお、衆議院の修正部分（条名等）についての説明は、竹下大蔵大臣及び古屋自治大臣がそれぞれ行った。

同 昭和六十年十二月六日衆議院から修正の上本院に送付された農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案（第百二回国会内閣提出）は、同月九日の議院の会議において、国会法第五十六条の二の規定により佐藤農林水産大臣から趣旨説明を聴取した。なお、衆議院の修正部分（条名等）についての説明はなかった。

なお、議院運営委員会において、議案につき趣旨説明の聴取を決定した後、衆議院から内容にわたる

修正がなされて送付されたため、趣旨説明の聴取を取りやめたことがある。その例は次のとおりである。

第五十一回国会 昭和四十一年四月十二日議院運営委員会において、健康保険法等の一部を改正する法律案について趣旨説明を聴取することを決定したが、同月十五日衆議院から修正の上送付されたため、同月十九日議院運営委員会で取りやめを決定した。

第七十二回国会 昭和四十九年五月十日議院運営委員会において、雇用保険法案について趣旨説明を聴取することを決定したが、同月十四日衆議院から修正の上送付されたため、同月十五日議院運営委員会で取りやめを決定した。

二八八 関連のある数個の議案で発議者又は提出者の異なるもの の国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明を一括して 議題とし、順次趣旨説明を聴取した例

関連のある数個の議案で発議者又は提出者の異なるものの国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明を一括して議題とし、順次趣旨説明を聴取したことがある。その主な例は次のとおりである。

第三十八回国会 昭和三十六年三月二十二日の会議において、議長松野鶴平君は、日程第一国民年金法の一部を改正する法律案、国民年金特別会計法案（閣法第九五号）、国民年金法案、国民年金の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律案、一般国民年金税法案、労働者年金税法案、国民年金特別会計法案（衆第八号）及び国民年金の積立金の運用に関する法律案（趣旨説明）を議題とした後、国民年金法の一部を改正する法律案について古井厚生大臣から、国民年金特別会計法案（閣法第九五号）について水田大蔵大臣から、その他の法律案について衆議院議員八木一男君から順次趣旨説明を聴取した。

第四十三回国会 昭和三十八年二月二十二日の会議において、議長重宗雄三君は、日程第二中小企業基本法案（閣法第六五号）、中小企業基本法案（衆第一〇号）、中小企業組織法案、中小企業省設置法案及び中小企業基本法案（参第四号）（趣旨説明）を議題とした後、中小企業基本法案（閣法第六五号）について福田通商産業大臣から、中小企業基本法案（衆第一〇号）、中小企業組織法案及び中小企業省設置法案について衆議院議員永井勝次郎君から、中小企業基本法案（参第四号）について本院議員向井長年君から順次趣旨説明を聴取した。

参照 二二〇号、二四四号、二四五号、四二八号

二八九 関連のある数個の議案で所管大臣の異なるものについて、

一 国務大臣から一括して国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明を聴取した例

第四十二回国会 昭和三十七年十二月十三日の会議において、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案及び炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案についての国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明に際し、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案及び産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案の所管大臣である福田通商産業大臣から一括して四案について趣旨説明を聴取した。

同 昭和三十七年十二月十三日の会議において、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案についての国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明に際し、大橋国務大臣（給与担当）から一括して五案について趣旨説明を聴取した。

第五十七回国会 昭和四十二年十二月十三日の会議において、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案についての国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明に際し、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の所管大臣である田中国務大臣（総理府総務長官）から一括して五案について趣旨説明を聴取した。

第五十五回国会 平成十四年十一月二十日の会議において、特殊法人等改革関連四十六法律案についての国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明に際し、石原国務大臣（行政改革担当）から一括して四十六案について趣旨説明を聴取した。

参照 二一〇号

第十二節 中間報告

二九〇 委員会において審査中の議案の中間報告に関する例

委員会に付託した案件について特に必要があるときは、議院の議決により中間報告を求めることができるが、この場合の議院の議決は、議員の動議によるのを例とする。中間報告を求めることに決したときは、委員長が案件の内容及び委員会における審査の経過について報告する。

委員会において審査中の議案について中間報告を求めた例は、次のとおりである。

第十六回国会 昭和二十八年八月三日の会議において、小林英三君外一名提出の「労働委員会で審査中の電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案について、国会法第五十六条の三の規定により、同委員会委員長をして次会の本会議の劈頭に中間報告をさせ、報告時間を一時間以内とすることの動議」を可決したので、翌四日の会議において、労働委員長栗山良夫君は委員会における審査の経過を報告した。

以後同例がある。

参照 二五五号

二九一 中間報告があつた議案の審議に関する例

中間報告があつた案件について議院が特に緊急を要すると認めたときは、委員会の審査に期限を付け又は議院の会議において審議することができるが、この場合の議院の議決は、議員の動議によるのを例とする。

(一) 中間報告後委員会の審査に期限を付けた例

第六十一回国会 昭和四十四年七月二十五日の会議において、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案につき、社会労働委員長吉田忠三郎君から委員会の審査の経過について中間報告があつた後、藤田正明君外一名提出の「社会労働委員長から中間報告があつた健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案は、来る二十八日午後十一時までに社会労働委員会に審査を了することの動議」が可決された。同月二十六日から二十八日までの三日間、社会労働委員会において、同案の審査が行われたが、審査を終了するに至らなかつたため、議長重宗雄三君は、同月二十九日の議事日程に同案を記載した。同月二十九日の会議において、藤田正明君外一名提出の動議により、日程の順序を変更し、同案を議題としたが直ちに延会した。同月三十日の会議において、社会労働委員長から同案の中間報告

後の委員会の審査の経過について報告があった後、修正案（二案）の趣旨説明があり、次いで質疑が行われた。同月三十一日の会議において、質疑の後、沢田実君提出の「本案を社会労働委員会に再付託することの動議」が否決され、次いで討論が行われた。八月一日の会議において、第一の修正案が否決された。同月二日の会議において、第二の修正案が否決された後、本案は可決された。

(二) 中間報告後直ちに議院の会議において審議した例

第十六回国会 昭和二十八年八月四日の会議において、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案につき、労働委員長栗山良夫君から委員会の審査の経過について中間報告があった後、小林英三君外一名提出の「労働委員長から中間報告があった電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案を国会法第五十六条の三の規定により本会議において審議することの動議」が可決され、議長河井彌八君は、直ちに同案を議題としたが、寺尾豊君の動議により延会することに決した。翌五日同案の審議に入り、質疑、討論の後、同案は可決された。

以後同例がある。

参照 二五五号、三二五号、四四一号

二九二 委員会において調査中の事件について中間報告を求めた

例

特別委員会において調査中の事件について、調査は終わらないが、委員長から調査報告書（中間報告）が議長に提出されたので、議院運営委員会に諮った後、議院の議決で委員長の中間報告を求めたことがある。その例は次のとおりである。

第百一回国会 昭和五十九年八月八日 国民生活・経済に関する調査―国民生活・経済に関する調査特別委員長寺田熊雄君報告

外交・総合安全保障に関する調査―外交・総合安全保障に関する調査特別委員長植木光教君報告
第百二回国会 昭和六十年六月二十四日 国民生活・経済に関する調査―国民生活・経済に関する調査特別委員長対馬孝且君報告

外交・総合安全保障に関する調査―外交・総合安全保障に関する調査特別委員長植木光教君報告
エネルギー対策樹立に関する調査―エネルギー対策特別委員長田代由紀男君報告

第百五十六回国会 平成十五年六月十三日 国会等の移転に関する調査―国会等の移転に関する特別委員長松谷蒼一郎君報告

第百六十六回国会 平成十九年六月十五日 政府開発援助等に関する調査―政府開発援助等に関する特別委員長山崎正昭報告

なお、委員会において調査中の事件のうち一部について、調査の結論を得た場合に、委員長からその部分に関する調査報告書を議長に提出するとともに、その経過を議院の会議に報告したい旨申出があったので、これを議院運営委員会に諮った後、議院の議決で委員長の報告を求めたことがある。その例は次のとおりである。

第五回国会 昭和二十四年四月十一日 在外同胞引揚問題に関する調査のうち「舞鶴における引揚者暴行事件」―在外同胞引揚問題に関する特別委員長紅露みつ君報告

同 昭和二十四年五月二十二日 在外同胞引揚問題に関する調査のうち「通称吉村隊事件」―在外同胞引揚問題に関する特別委員長紅露みつ君報告

第六回国会 昭和二十四年十一月三十日 在外同胞引揚問題に関する調査のうち「中共地区における在留同胞の実情」―在外同胞引揚問題に関する特別委員長千田正君報告

第七回国会 昭和二十五年三月二十九日 在外同胞引揚問題に関する調査のうち「所謂徳田要請事件」―在外同胞引揚問題に関する特別委員長岡元義人君報告

第十回国会 昭和二十六年六月二日 特別会計、政府関係機関及び終戦処理費の経理に関する調査

のうち「昭和二十三年度決算に対する会計検査院検査報告批難事項第三百九十七号（二重煙突事件）」―決算委員長前之園喜一郎君報告

また、委員長から調査中の事件の一部について報告書を提出することなく、その経過を議院の会議に報告したい旨議長に申出があったので、これを議院運営委員会に諮った後、議院の議決で委員長の報告を求めたことがある。その例は次のとおりである。

第十回国会 昭和二十六年三月二十六日 特別会計、政府関係機関及び終戦処理費の經理に関する調査のうち「昭和二十三年度決算に対する会計検査院検査報告批難事項第三百九十七号（二重煙突事件）」―決算委員長前之園喜一郎君報告

また、委員会において調査中の事件のうち一部について、調査の結論を得て、委員長からその部分に関する調査報告書を議長に提出するとともに、その経過を議院の会議に報告したい旨申出があったので、議長は、その取扱いについて各派交渉会に諮った後、議事日程に記載し、当日の会議において委員長の報告を求めたことがある。その例は次のとおりである。

第二回国会 昭和二十三年六月三十日 裁判官の刑事事件不当処理等に関する調査のうち「尾津事件」―司法委員長伊藤修君報告

同 昭和二十三年七月四日 裁判官の刑事事件不当処理等に関する調査のうち「松島事

件」—司法委員会理事岡部常君報告

参照 一三三三号、二九八号、三〇七号

二九三 行政監視委員会において調査中の事件の中間報告に関する例

行政監視委員会は、計画的、継続的かつ効果的な行政監視に資するため、少なくとも毎年一回、その実施の状況等を議院に報告するものとする。

行政監視委員会において調査中の事件について、調査は終わらないが、委員長からその一部に関する調査報告書を議長に提出するとともに、議院の会議に報告したい旨申出があったので、これを議院運営委員会に諮った後、議院の議決で委員長の中間報告を求めたことがある。その例は次のとおりである。

第二百一回国会 令和二年六月三日 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査のう

ち「行政監視の実施の状況等」—行政監視委員長川田龍平君報告
以後同例がある。

(注) 第一百九十六回国会平成三十年六月一日、参議院改革協議会は、「参議院における行政監視機能の強化」について、議長に報告書を提出した。同報告書に基づき、同国会における本院規則の改正（同年七月二十日議決）により、第七十四条の五の規定が設けられ、「行政監視委員会は、計画的、継続的かつ効果的な行政監視に資するため、少なくとも毎年一回、その実施の状況等（勧告を行う必要がある場合には、その旨を含む。）を議院に報告するものとする。」と定められた。

参照 二九八号、三〇七号

二九四 調査会において調査中の事件について中間報告を求めた

例

調査会において調査中の事件について中間報告を求めたことがある。その例は次のとおりである。

第百八回国会 昭和六十二年五月二十五日の会議において、外交・総合安全保障に関する調査会長 加藤武徳君から調査報告書（中間報告）が提出された外交・総合安全保障に関する調査について中間報告を求めることに決し、同調査会長は報告を行った。次いで、国民生活に関する調査会長 長田裕二君から調査報告書（中間報告）が提出された国民生活に関する調査について中間報告を

求めることに決し、同調査会長は報告を行った。また、産業・資源エネルギーに関する調査会長
浜本万三君から調査報告書（中間報告）が提出された産業・資源エネルギーに関する調査につい
て中間報告を求めることに決し、同調査会長は報告を行った。
以後同例がある。

参照 一三四号、二九九号

第十三節 委員長報告

二九五 委員会の審査を終わった案件が議題となったときは、ま
ず委員長が報告する

委員会の審査を終わった案件が議題となったときは、まず委員長が案件の内容について説明し委員会
における審査の経過及び結果を報告する。

参照 二二四号、三〇三号、三〇六号、三一五号、三九四号、四一七号、四三〇号

二九六 委員長報告に際し委員長に事故があるときは、理事が報告する

委員長報告に際し委員長に事故があるときは、理事が報告する。ただし、委員長及び理事がいずれも事故のため、委員が報告したことがある。その例は次のとおりである。

第二回国会 昭和二十三年四月二十八日の会議において、労働委員姫井伊介君は、夏時刻法案の委員長報告を行った（同日の各派交渉会は、労働委員会において、委員長及び理事がいずれも事故のため、委員長代理をした同委員姫井伊介君が報告することを了承した）。

二九七 委員長は、報告に当たって自己の意見を述べることができ ない

委員長は、委員会における審査の経過及び結果を報告するに当たって自己の意見を述べることができない。

委員長が自己の意見を述べたため、議長が意見にわたる部分を会議録に掲載しなかったことがある。

その例は次のとおりである。

第八回国会 昭和二十五年七月三十一日の会議において、日程第二百十から第二百五までの請願について在外同胞引揚問題に関する特別委員長大谷瑩潤君から報告があった後、議長佐藤尚武君は、「只今委員長の報告の最後の部分に委員長の意見を述べられました。これは委員長報告だけに止めて頂きたいでございます。従いまして速記録の修正は議長に御一任下さるようお願いいたします。」と告げ、意見にわたる部分を会議録に掲載しなかった。

参照 二六八号、三九九号、四五一号

二九八 調査事件の委員長報告に関する例

委員会が調査を終わった場合は、当初、委員長が議長に調査報告書を提出するとともに、会議において口頭報告を行っていたが、第八回国会以後は、調査報告書を提出するにとどめ、口頭報告は行わないのを例とする。

ただし、総合的かつ長期的な調査を行う調査特別委員会において調査を終わった事件について、委員長が会議において口頭報告を行ったことがある。その例は次のとおりである。

第四百四回国会 昭和六十一年五月十六日の会議において、国民生活・経済に関する調査特別委員長山田譲君から国民生活・経済に関する調査について報告を求めることに決し、同委員長は報告を行った。次いで、外交・総合安全保障に関する調査特別委員長植木光教君から外交・総合安全保障に関する調査について報告を求めることに決し、同委員長は報告を行った。

参照 二九二号、三一九号

二九九 調査会において調査を終わった事件について報告を求め

た例

調査会において調査を終わった事件について報告を求めたことがある。その例は次のとおりである。

第百十四回国会 平成元年六月二十二日の会議において、外交・総合安全保障に関する調査会長加藤武徳君から調査報告書が提出された外交・総合安全保障に関する調査について報告を求めることに決し、同調査会長は報告を行った。次いで、国民生活に関する調査会長長田裕二君から調査報告書が提出された国民生活に関する調査について報告を求めることに決し、同調査会長は報告を行った。また、産業・資源エネルギーに関する調査会長松前達郎君から調査報告書が提出され

た産業・資源エネルギーに関する調査について報告を求めることに決し、同調査会長は報告を行った。

第百二十三回国会 平成四年五月二十日の会議において、外交・総合安全保障に関する調査会長中西一郎君から調査報告書が提出された外交・総合安全保障に関する調査について報告を求めることに決し、同調査会長は報告を行った。

同 平成四年六月十九日の会議において、国民生活に関する調査会長遠藤要君から調査報告書が提出された国民生活に関する調査について報告を求めることに決し、同調査会長は報告を行った。次いで、産業・資源エネルギーに関する調査会長田英夫君から調査報告書が提出された産業・資源エネルギーに関する調査について報告を求めることに決し、同調査会長は報告を行った。

その他同例がある。

参照 一三四号、二九四号

三〇〇 憲法調査会から日本国憲法に関する調査について報告を求めた例

第百六十二回国会 平成十七年四月二十七日の会議において、憲法調査会会長関谷勝嗣君から調査報告書が提出された日本国憲法に関する調査について報告を求めることに決し、同会長は報告を行った。

(情規 第三系)

三〇一 情報監視審査会の調査及び審査について報告を求めた例

第百九十回国会 平成二十八年四月六日の会議において、情報監視審査会会長金子原二郎君から年次報告書が提出された情報監視審査会の調査及び審査について報告を求めることに決し、同会長は報告を行った。
以後同例がある。

参照 一四六号

三〇二 常任委員会において閉会中に審査を終わった案件について 委員長が報告した例

第二十回国会 昭和二十九年十二月一日の会議において、第十九回国会閉会後の同年十一月二十九日（召集日の前日）決算委員長から審査報告書が提出された昭和二十七年一般会計歳入歳出決算、昭和二十七年特別会計歳入歳出決算、昭和二十七年政府関係機関決算報告書を議題とし、同委員長小林亦治君が報告した。

同 昭和二十九年十二月二日の会議において、第十九回国会閉会後の同年十一月二十九日（召集日の前日）厚生委員長から審査報告書（修正議決報告書）が提出された医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（第十九回国会苦米地義三君外三十七名発議）を議題とし、同委員長加藤シヅエ君が報告した。

第七十八回国会 昭和五十一年九月二十九日の会議において、第七十七回国会閉会後の同年七月二十一日決算委員長から審査報告書が提出された昭和四十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その二）外十二件を議題とし、同委員長鈴木力君が報告した。

第九回国会 昭和六十二年七月六日の会議において、第八回国会閉会後の同月三日決算委員長か

ら審査報告書が提出された昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書外二件を議題とし、同委員長菅野久光君が報告した。

第百十三回国会 昭和六十三年七月十九日の会議において、第百十二回国会閉会後の同年五月二十七日決算委員長から審査報告書が提出された昭和六十年一般会計歳入歳出決算、昭和六十年特別会計歳入歳出決算、昭和六十年国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十年政府関係機関決算書外二件を議題とし、同委員長穠山篤君が報告した。

第百三十一回国会 平成六年十月四日の会議において、第百三十回国会閉会後の同年九月十六日決算委員長から審査報告書が提出された平成三年度一般会計歳入歳出決算、平成三年度特別会計歳入歳出決算、平成三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三年度政府関係機関決算書外二件を議題とし、同委員長三上隆雄君が報告した。

第百四十回国会 平成九年一月二十四日の会議において、第百三十九回国会閉会後の同月十六日決算委員長から審査報告書が提出された平成六年度一般会計歳入歳出決算、平成六年度特別会計歳入歳出決算、平成六年度国税収納金整理資金受払計算書、平成六年度政府関係機関決算書外二件を議題とし、同委員長野沢太三君が報告した。

第百四十二回国会 平成十年一月十四日の会議において、第百四十一回国会閉会後の平成九年十二月十七日決算委員長から審査報告書が提出された平成七年度一般会計歳入歳出決算、平成七年度特別会計歳入歳出決算、平成七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成七年度政府関係機関決算書外二件を議題とし、同委員長宮崎秀樹君が報告した。

第百四十六回国会 平成十一年十一月十日の会議において、第百四十五回国会閉会後の同年十月二十七日決算委員長から審査報告書が提出された平成八年度一般会計歳入歳出決算、平成八年度特別会計歳入歳出決算、平成八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成八年度政府関係機関決算書外二件及び平成九年度一般会計歳入歳出決算、平成九年度特別会計歳入歳出決算、平成九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成九年度政府関係機関決算書外二件を議題とし、同委員長鎌田要人君が報告した。

参照 一三八号

三〇三 委員会の附帯決議は、議院に報告するにとどまり表決に付さない

委員会の附帯決議は、委員長の報告の際、委員長から議院に報告するにとどまり、これを表決に付さない。

参照 二九五号

三〇四 委員会の審査報告書の撤回を許可した例

(規 第七二条)

第四十八回国会 昭和四十年四月二日農林水産委員長仲原善一君から食料品総合小売市場管理法案の審査報告書が提出されたが、同月八日農林水産委員会においてこれを撤回する旨の決定があり、農林水産委員長から同報告書の撤回要求書が提出された。よって、議長重宗雄三君は、同日その撤回を許可した。

三〇五 議院運営委員長が議院運営委員会の決定について発言し

た例

第八十二回国会 昭和五十二年十一月二十一日議院運営委員長木村睦男君から、議院運営委員会が決定した参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に関し議院の会議において発言したい旨の申出があつたので、同日の会議において議長安井謙君はこれを許可し、同委員長は発言を行った。

第九十回国会 昭和五十八年十一月十八日議院運営委員長遠藤要君から、議院運営委員会が決定した政治倫理に関する協議会の設置に関し議院の会議において発言したい旨の申出があつたので、同日の会議において議長木村睦男君はこれを許可し、同委員長は発言を行った。

第一百二回国会 昭和六十年二月十三日議院運営委員長遠藤要君から、議院運営委員会が決定した参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の改組に関し議院の会議において発言したい旨の申出があつたので、同日の会議において議長木村睦男君はこれを許可し、同委員長は発言を行った。

第一百七回国会 昭和六十一年九月十七日議院運営委員長嶋崎均君から、議院運営委員会が決定した参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に関し議院の会議において発言したい旨の申出があつたので、同日の会議において議長藤田正明君はこれを許可し、同委員長は発言を行った。

第百十六回国会 平成元年十二月一日議院運営委員長下条進一郎君から、議院運営委員会が決定した参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に関し議院の会議において発言したい旨の申出があったので、同日の会議において議長土屋義彦君はこれを許可し、同委員長は発言を行った。

第百十八回国会 平成二年六月二十六日議院運営委員長下条進一郎君から、議院運営委員会が決定した税制問題等に関する両院合同協議会の設置に関し議院の会議において発言したい旨の申出があったので、同日の会議において議長土屋義彦君はこれを許可し、同委員長は発言を行った（議長は、同委員長の報告のとおり了承することを議院に諮り、これを了承することに決した）。

第百二十五回国会 平成四年十一月六日議院運営委員長井上孝君から、議院運営委員会が決定した参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に関し議院の会議において発言したい旨の申出があったので、同日の会議において議長原文兵衛君はこれを許可し、同委員長は発言を行った。

第百三十四回国会 平成七年十月五日議院運営委員長志苦裕君から、議院運営委員会が決定した参議院制度改革検討会の設置に関し議院の会議において発言したい旨の申出があったので、同日の会議において議長斎藤十朗君はこれを許可し、同委員長は発言を行った。

第百五十四回国会 平成十四年三月十三日議院運営委員長山崎正昭君から、議院運営委員会が決定した参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に関し議院の会議において発言したい旨の申

出があったので、同日の会議において議長井上裕君はこれを許可し、同委員長は発言を行った。

第六十一回国会 平成十六年十二月一日議院運営委員長溝手顕正君から、議院運営委員会が決定した参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に関し議院の会議において発言したい旨の申出があったので、同日の会議において議長扇千景君はこれを許可し、同委員長は発言を行った。

第六十二回国会 平成十七年四月一日議院運営委員長溝手顕正君から、議院運営委員会が決定した年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議要綱に関し議院の会議において発言したい旨の申出があったので、同日の会議において議長扇千景君はこれを許可し、同委員長は発言を行った（議長は、同委員長の報告のとおり了承することを議院に諮り、これを了承することに決した）。

第六十八回国会 平成十九年十一月三十日議院運営委員長西岡武夫君から、議院運営委員会が決定した参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に関し議院の会議において発言したい旨の申出があったので、同日の会議において議長江田五月君はこれを許可し、同委員長は発言を行った。

第九十三回国会 平成二十九年二月十日議院運営委員長山本順三君から、議院運営委員会が決定した参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に関し議院の会議において発言したい旨の申出があったので、同日の会議において議長伊達忠一君はこれを許可し、同委員長は発言を行った。

第二百四回国会 令和三年五月十四日議院運営委員長水落敏栄君から、議院運営委員会が決定した参

議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に関し議院の会議において発言したい旨の申出があつたので、同日の会議において議長山東昭子君はこれを許可し、同委員長は発言を行った。

第十四節 少数意見報告

三〇六 少数意見者の報告は、委員長の報告に次いで行う

委員会において廃棄された少数意見で出席委員の十分の一以上の賛成があるものは、委員長の報告に次いで少数意見者がこれを議院に報告することができる。この場合、少数意見者は、委員会の審査終了後速やかに、その賛成者とともに連名で、簡明な少数意見の報告書を委員長を経て議長に提出することを要する。

第二十一回国会における国会法の改正以後少数意見者が報告した例は次のとおりである。

第六十八回国会 昭和四十六年十二月二十九日の会議において、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四件について沖縄及び北方問題に関する特別委員長長谷川仁君の委員長報告に次いで、大橋和孝君は少数意見を報告した。

(注) 第二十一回国会における国会法の改正(昭和三十年法律第三号)により、少数意見者の報告は、委員会における出席委員の十分の一以上の賛成のあるものに限ることとなった。

参照 二九五号

三〇七 委員長が調査事件の一部について報告した際、これに次いで少数意見者が報告した例

第五回国会 昭和二十四年五月二十二日の会議において、在外同胞引揚問題に関する特別委員長紅露みつ君が在外同胞引揚問題に関する調査のうち「通称吉村隊事件」の報告をした際、これに次いで細川嘉六君及び星野芳樹君は少数意見を報告した。

第七回国会 昭和二十五年三月二十九日の会議において、在外同胞引揚問題に関する特別委員長岡元義人君が在外同胞引揚問題に関する調査のうち「所謂徳田要請事件」の報告をした際、これに次いで中野重治君は少数意見を報告した。

参照 二九二号

第十五節 質疑

(規 第二〇条)

三〇八 議院の会議における質疑は、一問一答をしないのを例とする

議院の会議における質疑は、質疑事項が数項にわたる場合であっても、一問一答をしないで質疑者が質疑事項の全部を述べるのを例とする。

三〇九 議案の発議について賛成者となった議員は、その議案の発議者に対して質疑することができない

議案の発議について賛成者となった議員は、その議案の発議者に対して質疑することができない。

参照 一四九号、三二二号

三一〇 質疑に対する答弁者は、五人までとするのを例とする

議院の会議における一人の質疑に対する答弁者は、五人までとするのを例とする。

(注) 第四十三回国会昭和三十八年一月二十二日の議院運営委員会理事会において、一人の質疑に対する答弁要求大臣は五人までとする旨の決定があつた。また、第六十一回国会昭和四十四年四月十四日の議院運営委員会理事会において、答弁要求は發議者を含めて五人までとする旨の決定があつた。

参照 二五八号、三五六号

三一 一再質疑は、制限時間又は協定時間内において許可する

質疑に対し答弁があつた際、当該質疑者から再質疑のため発言を求められたときは、議長は、発言の制限時間又は協定時間が残っている場合に限り、その時間内でこれを許可する。ただし、質疑は最初の質疑を含め三回を超えることができない。

國務大臣の留保した答弁があつた際、当該質疑者から再質疑のため発言を求められたときも、同様とする。その主な例は次のとおりである。

第二回国会 昭和二十三年六月十一日 國務大臣の演説に関する件の會議において、北村大蔵大臣が同月九日の同伴の高瀬莊太郎君の質疑に対する留保答弁をした際、同君から再質疑の許可を求められたので、副議長松本治一郎君は、これを許可した。

第十二回国会 昭和二十六年十月二十六日の會議において、吉田内閣総理大臣が、岩木哲夫君の米の統制撤廃に関する緊急質問に対する答弁に引き続いて、同月二十二日の國務大臣の演説に関する件の波多野鼎君の質疑に対する留保答弁をした際、同君から再質疑の許可を求められたので、議長佐藤尚武君は、これを許可した。

参照 二五九号、三六三号、三九〇号

三二二 國務大臣の演説に対する質疑は、演説の翌々日以後に行 うのを例とする

國務大臣の演説に対する質疑は、当初演説の翌日以後にこれを行うのを例としたが、第四十一回国会以後は演説の翌々日以後（常会及び総予算を審議する特別会については演説後三日目から）に行うのを例とする。

なお、質疑の日数は、常会及び総予算を審議する特別会においては二日間、臨時会及び特別会においては一日又は二日間とするのを例とする。

参照 二五九号、三六五号

三一三 国務大臣の報告に対する質疑は、報告に引き続き行うのを例とする

国務大臣の報告に対する質疑は、報告に引き続きこれを行うのを例とする。ただし、報告の翌日又は数日後に質疑したことがある。

なお、報告を聴取するにとどまり、質疑をしなかったことがある。

参照 二五九号、三六六号、三六七号、三六九号

三二四 国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明に対 しては、質疑を行うのを例とする

国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明に対しては、質疑を行うのを例とする。ただし、質疑をしなかったことがある。

なお、委員会付託後に趣旨説明を聴取する場合は、質疑を行わない。

参照 一七七号、二五九号、二八六号

三二五 委員会 of 審査を終わった案件については、質疑を行わな いのを例とする

委員会の審査を終わった案件については、質疑を行わないのを例とする。ただし、委員長、発議者又は提出者に質疑したことがある。その主な例は次のとおりである。

第五回国会 昭和二十四年五月二十二日の会議において、労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）について、労働委員長山田節男君の報告の後、

佐々木良作君は新たな疑義が生じたとして質疑し、鈴木労働大臣が答弁した。

第三十八回国会 昭和三十六年六月二日の会議において、昭和三十七年における参議院議員選挙の選挙運動等の臨時特例に関する法律案（石原幹市郎君外四名発議）、地方交付税法及び地方財政の一部を改正する法律案及び選挙制度審議会設置法案（いずれも内閣提出、衆議院送付）について、地方行政委員長増原恵吉君の報告の後、鈴木壽君は委員会において質疑が行われなかったとして第一の議案について質疑し、発議者石原幹市郎君が答弁した。

第七十二回国会 昭和四十九年五月二十七日の会議において、学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）について、文教委員長世耕政隆君の報告の後、小林武君、片岡勝治君、矢追秀彦君及び加藤進君は、委員会における質疑が十分でなかったとして質疑し、田中内閣総理大臣及び奥野文部大臣が答弁した。

参照 二五九号、二九五号

三一六 原案に対する質疑及び修正案に対する質疑は、併せて行うのを例とする

原案に対する質疑及び修正案に対する質疑は、これを併せて行うのを例とする。

参照 三二四号、三二八号

三一七 決議に対する国務大臣の所信表明に関連して質疑した例

第七回国会 昭和二十五年四月二十四日の会議において、農業金融疏通並びに農業協同組合育成強化に関する決議案が可決され、森農林大臣がこの決議に対し所信を表明した際、これに関連して岡村文四郎君は質疑し、青木国務大臣及び水田大蔵政務次官が答弁した。

参照 三七二号

三一八 議院の決議に基づいて内閣が採った措置に関する報告に 対し質疑した例

第一回国会 昭和二十二年十二月九日の会議において、和田国務大臣が総合燃料及び電力危機突破に関する決議（昭和二十二年十二月五日議決）に基づいて内閣が採った措置に関する報告をしたのに対し、佐々木良作君は質疑し、和田国務大臣が答弁した。

参照 三七三号

三一九 調査事件の委員長報告に関連して国務大臣に対し質疑し た例

第一回国会 昭和二十二年十二月五日の会議において、水産物集出荷及び配給制度に関する調査について水産委員長木下辰雄君が報告した際、これに関連して千田正君は質疑し、片山内閣総理大臣及び井上農林政務次官が答弁した。

第二回国会 昭和二十三年七月四日の会議において、水産物増産対策に関する調査について水産委員

長木下辰雄君が報告した際、これに関連して丹羽五郎君は質疑し、永江農林大臣及び森下大藏政務次官が答弁した。

参照 二九八号

規 第 三 条

三三〇 質疑終局の動議は、二人以上が質疑した後に提出することができる

質疑が続出して容易に終局しないときは、議員は二十人以上の賛成で質疑終局の動議を提出することができるが、この場合、その提出は、少なくとも二人が質疑した後であることを要する。

参照 二五五号

第十六節 討論

(規 第九三條)

三二一 討論者は、その発言において賛否を明らかにすることを要する

討論者は、その発言通告に当たり、反対又は賛成の旨を明らかにすることを要するが、その発言においても反対又は賛成の旨を明らかにすることを要する。

討論者がその発言において反対又は賛成の旨を明らかにしなかったため、議長が反対又は賛成の旨を明らかにすることを求めたことがある。その例は次のとおりである。

第七回国会 昭和二十五年四月三日の会議において、議長佐藤尚武君は、昭和二十五年度一般会計予算外三案の討論の終局を宣告して休憩したが、再開後、議長は、「休憩前の討論中、小川友三君は、議長の注意にも拘わらず、賛否を明らかにせず降壇されましたので、議長は討論終局を宣告しましたが、この議長の討論終局の宣告はこれを取消し、小川友三君から賛否の態度を明らかにすることを求めたいと存じます。御異議ございませんか。」と諮った後、小川友三君の発言を求め、同君は登壇して反対を表明した。

参照 二五八号

(規 第二八条)

三三二一 議案の発議者となつた議員は、その議案に対して討論することができるができない

議案の発議者となつた議員は、その議案に対して討論することができない。

なお、議案の発議について賛成者となつた議員は、賛成討論を行うことができる。

参照 三〇九号

規 第二六条
(規 第九三条)

三三三三 討論は、反対、賛成の順序で交互に行う

討論が賛否両論にわたるときは、反対、賛成の順序で交互にこれを行う。この場合、議長は、最初に原案に反対の者から発言させるが、委員長の修正議決報告又は議員提出修正案の趣旨説明の後直ちに討論に入る場合は、いずれも修正案に反対の者から発言させ、委員長の否決報告の後直ちに討論に入る場合は、否決報告に反対の者すなわち原案に賛成の者から発言させるのを例とする。

委員長の報告又は議員提出修正案の趣旨説明の後、質疑があつて討論に入る場合は、原案に反対の者から発言させるのを例とする。

討論の順序についての主な例は、次のとおりである。

- (一) 委員長の可決報告又は議案の発議者若しくは提出者の趣旨説明の後討論に入る場合の

例

第八回国会 昭和二十五年七月三十一日の会議において、地方税法案について地方行政委員長岡本愛祐君が可決報告をした後、原案に対し中田吉雄君は反対、高橋進太郎君は賛成、石川清一君は反対、竹中七郎君は賛成、木村禧八郎君及び岩間正男君は反対の討論をした。

第十三回国会 昭和二十七年七月五日の会議において、アジア諸国との友好促進に関する決議案の委員会審査を省略し、これを議題とすることに決し、柏木庫治君が趣旨説明をした後、原案に対し岩間正男君は反対、島清君は賛成の討論をした。

- (二) 委員長の修正議決報告又は議員提出修正案の趣旨説明の後討論に入る場合の例

第十回国会 昭和二十五年十二月十六日の会議において、地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案について地方行政委員長岡本愛祐君が修正議決報告をした後、委員長報告による修正案に対し安井謙君は反対（原案に賛成）、岩木哲夫君及び中田吉雄君は賛成の討論

をした。

第十三回国会 昭和二十七年七月九日の会議において、地方自治法の一部を改正する法律案について地方行政委員長西郷吉之助君が修正議決報告をし、次いで若木勝藏君から中田吉雄君外三名提出の修正案の趣旨説明があつた後、同修正案に対し岩間正男君は反対（委員会修正案及び原案にも反対）、吉川末次郎君は賛成の討論をした。

第二十七回国会 昭和三十二年十一月十三日の会議において、中小企業団体系案、中小企業団体系の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案について商工委員長近藤信一君が可決報告をし、次いで阿部竹松君から中小企業団体系案に対する同君外四名提出の修正案の趣旨説明があつた後、同修正案に対し青柳秀夫君は反対（三原案に賛成）、相馬助治君及び大竹平八郎君は賛成の討論をした。

第三百三十六回国会 平成八年五月十日の会議において、平成八年度一般会計予算外二案について予算委員長井上裕君が可決報告をし、次いで白浜一良君から平成八年度一般会計予算に対する勝木健司君外一名提出の修正案の趣旨説明があり、次いで山口哲夫君から平成八年度一般会計予算に対する同君外一名提出の修正案の趣旨説明があつた後、両修正案に対し斎藤文夫君は反対（三原案に賛成）、勝木健司君外一名提出の修正案に対し泉信也君は賛成（三原案に反対）、山口哲夫君外

一名提出の修正案に対し上田耕一郎君は賛成（三原案に反対）の討論をした。

(三) 委員長の否決報告の後討論に入る場合の例

第十九回国会 昭和二十九年六月一日の会議において、協同組合による金融事業に関する法律等の一部を改正する法律案について大蔵委員長大矢半次郎君が否決報告をした後、原案に対し東隆君は賛成（否決報告に反対）の討論をした（原案に反対の討論はなかった）。

第一百八回国会 平成二年六月七日の会議において、平成二年度一般会計予算外二案について予算委員長林田悠紀夫君が否決報告をした後、三原案に対し平井卓志君は賛成、矢田部理君、太田淳夫君、諫山博君、栗森喬君及び寺崎昭久君は反対の討論をした。

第一百六十八回国会 平成二十年一月十一日の会議において、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案及び国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案について外交防衛委員長北澤俊美君が否決報告をした後、佐藤昭郎君は第一の議案の原案に賛成、第二の議案の原案に反対、牧山ひろえ君は第一の議案の原案に反対、第二の議案の原案に賛成の討論をした。

なお、次のような例がある。

第一百十六回国会 平成元年十二月十五日の会議において、昭和六十一年度決算及び昭和六十一年

度国有財産増減及び現在額総計算書等について、決算委員長千葉景子君が是認しない旨の報告をした後、本件決算及び国有財産増減及び現在額総計算書等を是認することについて鈴木貞敏君は賛成、会田長栄君は反対の討論をした。

第六十九回国会 平成二十年四月二十五日の会議において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結につき承認を求めの件について、外交防衛委員長北澤俊美君が承認しない旨の報告をした後、本条約を承認することについて浅野勝人君は賛成、白眞勲君は反対の討論をした。

(四) 委員長の報告又は議員提出修正案の趣旨説明の後、質疑があつて討論に入る場合の例
第十六回国会 昭和二十八年八月五日の会議において、前日労働委員長栗山良夫君の中間報告を聴き会議において審議することに決した電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案を議題とし、質疑の後、原案に対し阿具根登君は反対、田中啓一君は賛成、田畑金光君は反対、柏木庫治君は賛成、堀眞琴君は反対、石川清一君は賛成、市川房枝君及び須藤五郎君は反対の討論をした。

第七十一回国会 昭和四十八年九月二十四日の会議において、国立学校設置法等の一部を改正する法律案について文教委員長永野鎮雄君が可決報告をし、松永忠二君、内田善利君外一名、松下正寿君からそれぞれ提出の修正案の趣旨説明があり、同月二十五日質疑の後、原案に対し安永英雄君は反対（松永君提出の修正案に賛成）、楠正俊君は賛成、田代富士男君は反対（内田君外一名提出の修正案に賛成）、萩原幽香子君は反対（松下君提出の修正案に賛成）、加藤進君は反対（松永君提出の修正案及び内田君外一名の修正案に賛成、松下君提出の修正案に反対）の討論をした。

参照 二五九号

三二四 原案に対する討論及び修正案に対する討論は、併せて行

う

修正案に対する討論は、その修正案が委員会からの報告によるものであると議員提出のものであるとを問わず、原案に対する討論と併せてこれを行うのを例とする。

参照 三二六号

三二五 中間報告があつた案件について提出された委員会の審査に期限を付する動議及び議院の会議において審議する動議に対する討論は、併せて行う

委員長から中間報告があつた案件について委員会の審査に期限を付する動議及び議院の会議において審議する動議が提出されたときは、両動議を一括して議題とし、これに対する討論は併せて行うのを例とする。

参照 二九一号

三二六 数個の案件を一括して議題とした場合の討論に関する例

数個の案件を一括して議題とした場合の討論についての主な例は、次のとおりである。

(一) 一括して議題とした全部の議案に対し討論のある場合の例

第六回国会 昭和二十四年十一月三十日の会議において、外国為替及び外国貿易管理法案及び外国為替管理委員会設置法案を一括して議題とし、経済安定委員長佐々木良作君の報告の後、議長佐

藤尚武君は、「両案に対し、討論の通告がございませう。」と告げ、兼岩傳一君は反対、藤井丙午君は賛成、川上嘉君は反対の討論をした。

第七十五回国会 昭和五十年七月四日の会議において、公職選挙法の一部を改正する法律案及び政治資金規正法の一部を改正する法律案（いずれも公職選挙法改正に関する特別委員長から中間報告があつて、議院の会議において直ちに審議することに決したものを）を一括して議題とし、質疑の後、副議長前田佳都男君は、「両案に対し、討論の通告がございませう。」と告げ、塩出啓典君は反対、小林国司君は賛成、内藤功君は反対、片山甚市君及び和田春生君は第一の議案に対し賛成、第二の議案に対し反対の討論をした。

(二) 一括して議題とした議案のうち一案又は数案に対し討論のある場合の例

第九回国会 昭和二十五年十二月九日の会議において、所得税法臨時特例法案、物品税法の一部を改正する法律案及び中小企業信用保険特別会計法案を一括して議題とし、大蔵委員会議事大矢半次郎君の報告の後、議長佐藤尚武君は、「所得税法臨時特例法案に対し討論の通告がございませう。」と告げ、木村禮八郎君は反対、森下政一君は賛成の討論をした。

第十二回国会 昭和二十六年十一月二十八日の会議において、所得税法の臨時特例に関する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案及び糸価安定特別会計法案

を一括して議題とし、大蔵委員長平沼彌太郎君の報告の後、議長佐藤尚武君は、「討論の通告がございませう。」と告げ、木村禮八郎君は第一の議案に対し反対の討論、菊川孝夫君は第二の議案に対し賛成の討論、松永義雄君は第一及び第二の議案に対し賛成の討論をした。

第二十四回国会 昭和三十一年三月十四日の会議において、地方公務員法等の一部を改正する法律案、入場譲与税法の一部を改正する法律案、公職選挙法の一部を改正する法律案及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題とし、地方行政委員長松岡平市君の報告の後、副議長重宗雄三君は、「地方公務員法等の一部を改正する法律案に対し、加瀬完君、安井謙君から、公職選挙法の一部を改正する法律案に対し、小笠原二三男君、伊能芳雄君から、討論の通告がございませう。」と告げ、第一の議案に対し加瀬完君は反対、安井謙君は賛成の討論を行い、次いで副議長重宗雄三君は、「これより公職選挙法の一部を改正する法律案の討論に入ります。」と告げ、小笠原二三男君は反対、伊能芳雄君は賛成の討論をした。

参照 二四六号、三三五号

第十七節 修正

三二七 議案に対する修正の動議の提出は、議案が会議の議題となるまでとするのを例とする

議案に対する修正の動議は、その案を添え、あらかじめ議長に提出することを要するが、この場合その提出は議案が会議の議題となるまでとするのを例とする。

参照 一四八号、一五五号、一九〇号、二五五号

三二八 修正案の趣旨説明は、委員長報告に次いで行うのを例とする

議員提出の修正案の趣旨説明は、委員長報告に次いでこれを行うのを例とする。

参照 二八五号、三一六号、三二四号

三二九 法律案の題名を修正した場合の取扱いに関する例

議員発議、委員会提出又は調査会提出の法律案の題名を、発議された議院において修正した場合は、以後修正した題名により取り扱い、他議院において修正した場合は、発議された議院で議決した題名により取り扱う。

内閣提出法律案の題名を修正した場合は、先議院における修正であると後議院における修正であるとを問わず、提出時の題名により取り扱う。ただし、内閣の修正申出により題名が改められた場合は修正された題名による。

国会において最後の議決がありこれを奏上するときは修正した題名による。

法律案の題名を修正した主な例は、次のとおりである。

第一回国会 昭和二十二年十二月九日本院において、内閣提出、衆議院送付に係る経済力集中排除法案の題名を「過度経済力集中排除法」と修正した。

同 昭和二十二年十二月九日衆議院において、内閣提出に係る経済力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律案の題名を「過度経済力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律」と修正した。

第十回国会 昭和二十六年六月二日本院において、衆議院提出に係る産業教育法案の題名を「産業教育振興法」と修正した。

第四十回国会 昭和三十七年四月二十八日衆議院において、衆議院議員發議の商店街における事業者等の組織に関する法律案の題名を「商店街振興組合法」と修正した。

第四十八回国会 昭和四十年二月十日本院において、内閣提出に係る昭和三十九年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案の題名を「昭和三十九年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律」と修正した。

参照 二〇〇号

三三〇 修正に伴う字句の整理を議長に委任した例

第二回国会 昭和二十三年七月四日の会議において、国家行政組織法案に対する太田敏兄君提出の修正案が可決され、次いで同修正部分を除く委員会修正案及び残り原案が可決された際、議長松平恒雄君の發議により、修正に伴う字句の整理を議長に一任することに決した。

参照 二三三四号

第十八節 内閣の意見聴取

三三三 議院の会議において、予算総額の増額修正、議員発議に

係る予算を伴う法律案又は法律案に対する修正案で予算を伴うものについて、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣の意見を聴取した例

(一) 予算総額の増額修正

第四十二回国会 昭和三十七年十二月二十二日の会議において、昭和三十七年度一般会計補正予算（第1号）及び昭和三十七年度特別会計補正予算（特第1号）に対する阿部竹松君、豊瀬禎一君及び藤田藤太郎君提出の三修正案の趣旨説明の後、田中大蔵大臣から内閣の意見を聴取した。

(二) 議員発議に係る予算を伴う法律案

第七十一回国会 平成二十一年七月十日の会議において、厚生労働委員長辻泰弘君の中間報告を聴き会議において審議することに決した中間報告のあつた臓器の移植に関する法律の一部を改正する

法律案（衆議院提出）及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案（千葉景子君外八名発議）を一括して議題とし、第一の議案に対する南野知恵子君提出の修正案の趣旨説明の後、第二の議案について舛添厚生労働大臣から内閣の意見を聴取した。

第百八十九回国会 平成二十七年七月二十四日の会議において、公職選挙法の一部を改正する法律案（溝手顕正君外九名発議）及び公職選挙法の一部を改正する法律案（羽田雄一郎君外五名発議）の委員会審査を省略し、両案を一括して議題とすることに決し、片山虎之助君、羽田雄一郎君からそれぞれ趣旨説明があり、質疑の後、第一の議案について高市総務大臣から内閣の意見を聴取した。

(三) 法律案に対する修正案で予算を伴うもの

第四十八回国会 昭和四十年三月三十一日の会議において、所得税法案に対する木村禧八郎君外四名提出の修正案の趣旨説明の後、田中大蔵大臣から内閣の意見を聴取した。

第六十一回国会 昭和四十四年七月三十日の会議において、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案に対する大橋和孝君及び鈴木一弘君提出の両修正案の趣旨説明の後、斎藤厚生大臣から内閣の意見を聴取した。

第七十一回国会 昭和四十八年九月十七日の会議において、国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再

建促進特別措置法の一部を改正する法律案に対する米田正文君外一名提出の修正案の趣旨説明の後、新谷運輸大臣から内閣の意見を聴取した。

参照 一五七号

第十九節 表決

三三二 委員会から可決報告又は否決報告のあつた議案は、 原案 について採決する

委員会から可決報告又は否決報告のあつた議案は、原案について採決する。この場合に議員から修正案が提出されているときは、まず修正案を採決し、次に原案を採決する。

三三三三 委員会から修正議決報告のあった議案は、委員会決定のとおり修正議決することについて採決するのを例とする

委員会から修正議決報告のあった議案は、委員会決定のとおり修正議決することについて採決するのを例とする。ただし、委員会の報告による修正案を別個に採決したことがある。その主な例は次のとおりである。

第十回国会 昭和二十五年十二月十六日の会議において、委員会から修正議決報告のあった地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の採決に当たり、副議長三木治朗君は、まず委員会の報告による修正案を採決し（可決）、次いで修正部分を除いた原案を採決した（可決）。

第十三回国会 昭和二十七年六月十三日の会議において、委員会から修正議決報告のあった昭和二十七年年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案の採決に当たり、議長佐藤尚武君は、まず委員会の報告による修正案を採決し（否決）、次いで原案を採決した（可決）。

三三四 数個の修正案がある場合の採決に関する例

議案に対し数個の修正案が提出されたときは、議員提出の修正案は、委員会の報告による修正案より先に採決し、議員提出修正案の間では原案に最も遠いものから採決する。

議長が決定した議員提出修正案の採決順序について、出席議員二十人以上から異議の申立てがあつたときは、議長は、議院に諮りこれを決する。

なお、修正案相互の間に共通の部分がある場合の採決の例は、次のとおりである。

(一) 共通の部分と共通しない部分とを分けないで修正案ごと採決した例

第十七回国会 昭和二十八年十一月七日の会議において、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案の採決に当たり、石川清一君提出の修正案と委員会の報告による修正案とは共通部分があつたが、議長河井彌八君は、まず石川君提出の修正案を採決し（可決）、次いで修正部分を除いた委員会の報告による修正案及び原案の残りの部分を併せて採決した（可決）。

第四十六回国会 昭和三十九年六月二十日の会議において、暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案の採決に当たり、和泉寛君提出の修正案と天田勝正君提出の修正案とは共通部

分があつたが、副議長重政庸徳君は、まず和泉君提出の修正案を採決し（否決）、次いで天田君提出の修正案を採決し（否決）、次いで原案を採決した（可決）。

第六十一回国会 昭和四十四年八月一日の会議において、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案の採決に当たり、大橋和孝君提出の修正案と鈴木一弘君提出の修正案とは共通部分があつたが、議長重宗雄三君は、まず大橋君提出の修正案を採決した（否決）。翌二日の会議において、鈴木君提出の修正案を採決し（否決）、次いで原案を採決した（可決）。

第七十一回国会 昭和四十八年九月二十五日の会議において、国立学校設置法等の一部を改正する法律案の採決に当たり、松永忠二君提出の修正案と内田善利君外一名提出の修正案とは共通部分があつたが（両修正案のほか松下正寿君から修正案が提出されていたが、両修正案とは共通部分がなかった）、議長河野謙三君は、まず内田君外一名提出の修正案を採決し（否決）、次いで松永君提出の修正案を採決し（否決）、次いで松下君提出の修正案を採決し（否決）、次いで原案を採決した（可決）。

第三百三十六回国会 平成八年五月十日の会議において、平成八年度一般会計予算外二案の採決に当たり、平成八年度一般会計予算に対する勝木健司君外一名提出の修正案と山口哲夫君外一名提出の修正案とは共通部分があつたが、議長斎藤十朗君は、まず勝木君外一名提出の修正案を採決し

(否決)、次いで山口君外一名提出の修正案を採決し(否決)、次いで三原案を採決した(可決)。

(二) 共通の部分と共通しない部分とを分けて採決した例

第十三回国会 昭和二十七年五月六日の会議において、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法案の採決に当たり、議長佐藤尚武君は、まず伊藤修君外五十六名提出の修正案中、長谷山行毅君外三十名提出の修正案と共通しない部分を採決し(否決)、次いで両修正案の共通部分(伊藤君外五十六名提出の修正案の残りの部分と長谷山君外三十名提出の修正案とは共通)を採決し(可決)、次いで修正部分を除いた原案を採決した(可決)。

第十三回国会 昭和二十七年七月七日の会議において、電源開発促進法案の採決に当たり、議長佐藤尚武君は、まず奥むめお君外一名提出の修正案中、委員会の報告による修正案と共通しない部分を採決し(否決)、次いで両修正案の共通部分を採決し(可決)、次いで委員会による修正案の残りの部分を採決し(可決)、次いで修正部分を除いた原案を採決した(可決)。

同 昭和二十七年七月九日の会議において、地方自治法の一部を改正する法律案の採決に当たり、議長佐藤尚武君は、まず中田吉雄君外三名提出の修正案中、委員会の報告による修正案と共通しない部分を採決し(否決)、次いで両修正案の共通部分(中田君外三名提出の修正案の残りの部分と委員会修正案とは共通)を採決し(可決)、次いで修正部分を除いた原案を採決した(可決)。

三三五 一括して議題とした数個の案件の採決に関する例

一括して議題とした数個の案件の採決に際しては、議長は、各案件に対する議員の表決に支障を来さないように、一括し又は分けて採決する。その主な例は次のとおりである。

(一) 一括して採決した例

第一回国会 昭和二十二年七月二十五日の会議において、財産税等収入金特別会計法の一部を改正する法律案及び造幣局特別会計法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、委員長報告の後、両案を一括して採決した（可決―多数）。

(二) 分けて採決した例

第一回国会 昭和二十二年十月二十二日の会議において、裁判官弾劾法案、最高裁判所裁判官国民審査法案及び裁判所法の一部を改正する等の法律案を一括して議題とし、委員長報告の後、まず第一及び第二の議案を採決し（可決―多数）、次いで第三の議案を採決した（可決―多数）。

第二回国会 昭和二十三年七月五日の会議において、学校教育法及び義務教育費国庫負担法の一部

を改正する法律案及び日本学術会議法案を一括して議題とし、委員長報告の後、まず第一の議案を採決し（可決―多数）、次いで第二の議案を採決した（可決―全会一致）。

第三回国会 昭和二十三年十一月二十六日の会議において、馬匹去勢法を廃止する法律案、畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律案及び家畜市場法を廃止する法律案を一括して議題とし、委員長報告の後、まず第一の議案を採決し（可決―多数）、次いで第二及び第三の議案を一括して採決した（可決―全会一致）。

第六回国会 昭和二十四年十一月二十一日の会議において、産業設備営団法及び交易営団法を廃止する等の法律案、帝国石油株式会社法の一部を改正する法律案、帝国燃料興業株式会社法を廃止する法律案、帝国鉱業開発株式会社法の一部を改正する法律案及び日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、委員長報告の後、まず第一及び第三の議案を一括して採決し（可決―全会一致）、次いで第二、第四及び第五の議案を一括して採決した（可決―多数）。

参照 二四六号、三二六号、四一八号

三三六 一括して議題とした数個の案件のうち、議決した議案と

同一事項を内容とする議案について、議決を要しないも

のとなつた旨を宣告した例

第七十一回国会 平成二十一年七月十三日の会議において、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案を前会に引き続き一括して議題とし、討論終局の後、第一の議案について、まず南野知恵子君提出の修正案を採決し（否決）、次いで原案を採決した（可決）。第一の議案が可決されたため、議長江田五月君は、「ただいまの臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案の議決の結果、子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案は議決を要しないものとなりました。」と宣告した。

第八十九回国会 平成二十七年七月二十四日の会議において、公職選挙法の一部を改正する法律案（溝手顕正君外九名発議）及び公職選挙法の一部を改正する法律案（羽田雄一郎君外五名発議）の委員会審査を省略し、両案を一括して議題とすることに決し、趣旨説明、質疑、内閣の意見聴取、討論の後、第一の議案を採決した（可決）。第一の議案が可決されたため、議長山崎正昭君は、「た

だいまの溝手顕正君外九名発議に係る公職選挙法の一部を改正する法律案の議決の結果、羽田雄一郎君外五名発議に係る公職選挙法の一部を改正する法律案は議決を要しないものとなりました。」と宣告した。

参照 一九四号

三三七 一 議案を分割して採決した例

第一回国会 昭和二十二年十月十一日の会議において、刑法の一部を改正する法律案の採決に当たり、議長松平恒雄君は、まず松村眞一郎君提出の第八十三条に対する修正案を採決し（否決）、次いで第八十三条を採決し（可決）、次いで第二十六条を採決し（可決）、次いで委員会の報告による第九十五条に対する修正案を採決し（可決）、次いで残り全部を採決した（可決）。

参照 四八一号

三三八 関連のある数個の案件につきそれぞれ修正案がある場合に、これらの修正案を一括して採決した例

第十八回国会 昭和二十八年十二月八日の会議において、一括して議題とした公共企業体等労働関係第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（印刷事業）外七件の採決に当たり、議長河井彌八君は、まず永岡光治君外六十四名の提出に係る各件に対する修正案八件を一括して採決し（否決）、次いで委員長報告に係る議決案八件を一括して採決した（可決）。

第二十六回国会 昭和三十二年四月五日の会議において、一括して議題とした揮発油税法案及び地方道路税法の一部を改正する法律案の採決に当たり、議長松野鶴平君は、まず両案に対する委員会の報告による修正案中、税率及び税額に関する部分を一括して採決し（否決）、次いで両案に対する修正案の残り全部を採決し（可決）、次いで両案の修正部分を除いた原案を採決した（可決）。

参照 二四八号、三三四号

三三九 議案の採決は、押しボタン式投票によるのを例とする

議案の採決は、議長が必要と認め又は出席議員の五分の一以上の要求があつて記名投票を行う場合を除き、押しボタン式投票によるのを例とする。

国家公務員等の任命に関する件の採決についても同様とする。

(注) 議案の採決は、起立の方法によるのを例としていたが、第四百四十一回国会における本院規則の改正により、

平成十年一月十二日に召集された第四百四十二回国会から押しボタン式投票による採決方法が導入された。

押しボタン式投票による採決案件等については、第四百四十一回国会平成九年十二月十二日の議院運営委員会議事会において、次の決定があつた。

1 押しボタン式投票による採決案件

押しボタン式投票による採決案件は、当面、原則として法律案、予算、条約、決算・予備費等、国会の議決・承認案件、決議案、規則案及び国家公務員等の任命に関する件とし、その他の案件について押しボタン式投票による場合は、議院運営委員会議事会の協議に基づいて行うこととする。

2 押しボタン式投票の基本的な操作手順

(1) 議員は出席した際は、氏名標を立てる。議席の出席表示のランプが点灯する。なお、議場内の表

示盤への出席者数の表示は、議長の開会宣告までとする。

(2) 議長は、本装置による投票の際、投票の開始を宣告するとともに、採決操作機の投票開始ボタンを押す。なお、議場は閉鎖しない。

(3) 議員は、本装置による投票の際は賛成・反対のそれぞれの態度に応じたボタンを押す。投票時間中はボタンの押し直し又は取り消しを認める。

(4) 議長は、投票の終了を宣告するとともに、採決操作機の投票終了ボタンを押す。

(5) 議長は、採決操作機の表示ボタンを押し、議場内の表示盤に投票結果（投票総数、賛成者数及び反対者数）を表示させる。

(6) 議長は、投票終了後、採決操作機（集計表示部）の数字に基づいて投票の結果を宣告する。

3 会議録への掲載等

出席の記録は原則として氏名標を立てることによって記録されるデータに基づき、現行のとおり会議録に氏名を記載する。集計された採決の記録は、会議録の末尾に賛成者及び反対者の氏名を記載する。また、事務局に設置した印刷記録装置により賛成者及び反対者の氏名等の記録印刷を行う。

4 「棄権」の取扱い

当面は現行と同様の取扱いとする。すなわち、賛成、反対いずれのボタンも押さない議員は、投票

に加わらなかった者とする。

5 押しボタン式投票装置故障の場合の措置

装置に故障があるときは、議院運営委員会理事会の協議（場内協議を含む）に基づき、事後の採決を行うが、原則として起立採決とし、記名投票の要求がある案件については、協議により記名投票による採決を行うことができることとする。

6 その他

押しボタン式投票は必要に応じ、次の場合にも使用することができることとする。

・定足数の確認（本院規則第八十四条第三項）

・各種の要求、異議の申立て（本院規則第三百二十条、第三百二十七条第二項、第三百三十八条等）に際し、特に必要があるときに、所定議員数を満たしているか否かの確認

7 上記のほか、押しボタン式投票に関する事項については、必要に応じて議院運営委員会理事会において協議することとする。

また、第二百一回国会令和二年四月九日の議院運営委員会理事会において、新型コロナウイルス感染症対策として、四百六十席全てに号数を付した上で、議員定数分の議席を間隔を空けて配置して会派別に区分する旨の決定があり、押しボタン式投票機が設置されていない議席があるため、同月十日の会議以降、議案等の

採決は原則として起立採決で行うこととなった。

参照 一五号、五〇号、八九号、三四一号、三五〇号、三九二号

三四〇 議長が必要と認めた場合又は出席議員の五分の一以上の要求があつた場合は、記名投票により採決する

議長が必要と認めた場合については、記名投票により採決する。また、出席議員の五分の一以上の要求があつた案件についても、記名投票により採決する。その例は次のとおりである。

(一) 議長が必要と認めた場合の例

第二回国会 昭和二十三年七月三日の会議において、電信電話料金法案及び郵便法等の一部を改正する法律案の採決に当たり、議長松平恒雄君は、「これより採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案の表決は記名投票を以て行います。」と告げ、記名投票により採決した。以後同例がある。

(二) 出席議員の五分の一以上の要求があつた場合の例

第一回国会 昭和二十二年十月十一日の会議において、刑法の一部を改正する法律案の採決に当た

り、議長松平恒雄君は、「これより修正案の採決に移ります。松村眞一郎君外四十五名より、修正案の表決は記名投票を以て行われたいとの要求が提出されております。現在の出席議員の五分の一以上に達しておるものと認めます。よってこれより記名投票を行います。」と告げ、記名投票により採決した。

以後同例がある。

三四一 記名投票により表決を行うときは、議場を閉鎖する

記名投票により表決を行うときは、議場の入口を閉鎖する。記名投票が終わったときは、議長が投票を参考に計算させる旨を宣告した後、議場の入口を開鎖する。

議場の入口の閉鎖及び開鎖は、議長の命により監視がこれを行う。

参照 五〇号、八九号、三三九号

三四二 議場の閉鎖中に議員が退場しようとするときは、議長の許可を受けることを要する

議場の閉鎖中に議員が病气その他の事由により退場しようとするときは、議長の許可を受け、議長の指定する出口（北側出入口）から退場する。

なお、退場した議員は、議場が開鎖されるまで再び入場できない。

参照 四五九号

三四三 記名投票には、議員の氏名を記した白色及び青色の木札を用い、氏名点呼に応じて、賛成者は白色票を、反対者は青色票を演壇に持参する

記名投票には、議席に備えた議員の氏名を記した白色及び青色の木札を用い、氏名点呼に応じて、賛成者は白色票を、反対者は青色票を持参し、議長席に向かって右方から演壇に登り、参事に投票を渡し（投票の投函は、議員に代わって参事が行う）、議長席に向かって左方から降りて席に復する。

参照 一五号、四九号、九〇号、三九二号

三四四 記名投票による表決の際、議員が登壇して投票できない場合は、参事がその議席に至り、投票を受け取り、代わって投票する

記名投票による表決の際、病気等のため登壇して投票できない議員から投票の持参を参事に委託したい旨の申出があったときは、議長はこれを許可し、参事がその議席に至り、投票を受け取り、代わって投票するのを例とする。

(注) 第九十三回国会閉会後昭和五十五年十二月十一日の議院運営委員会理事会において、次の旨の決定があった。

- 一、あらかじめ投票委託の申出があったときは、議長が事前に許可するが、その際、その旨を議院運営委員会に報告する。なお、議場で申出があり、議長がこれを許可する際は、事前にその旨を議院運営委員長に伝える。
- 二、議場内での許可の宣告は行わない。
- 三、議員が投票委託を申し出る際、その必要性が数日間に及ぶ場合には、その旨を併せて申し出ることがで

きることとし、議長はこれに基づき数日間にあたる投票委託を許可することができる。

参照 五一号、九一号

三四五 記名投票の投票時間を制限した例

記名投票により採決する場合には、必要があると認めるときは、議長は、投票に入るに先立ち、又は投票執行中に投票時間を制限することがある。その例は次のとおりである。

(一) 投票に入るに先立ち投票時間を制限した例

第三回国会 昭和二十三年十一月三十日の会議において、国家公務員法の一部を改正する法律案の採決に当たり、議長松平恒雄君は、「本案の表決は記名投票を以て行います。この投票に要する時間は十三分間に制限いたします。」と告げた。

第五回国会 昭和二十四年五月三十一日の会議において、議員金子洋文君、中西功君、板野勝次君及びカニエ邦彦君の懲罰事犯に関する審査を閉会中も継続するの件の採決に当たり、副議長松嶋喜作君は、「本件の表決は記名投票を以て行います。本記名投票に要する時間を七分間に制限いたします。」と告げた。

(二) 投票執行中に投票時間を制限した例

第十六回国会 昭和二十八年八月三日の会議において、「労働委員会において審査中の電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案について労働委員長をして次会の本会議劈頭に中間報告をさせ、報告時間を一時間以内とすることの動議」の表決を記名投票により執行中、議長河井彌八君は、「只今行われております投票につきましては、自後五分間に制限いたします。速やかに投票を願います。……制限時間に達しました。これにて投票は終了したものと認めます。投票箱閉鎖。」と告げ、まだ投票を終わらない者で演壇に登っていた者に対し降壇を命ずるとともに衛視にその執行を命じた。

第二十四回国会 昭和三十一年五月二十九日の会議において、「本日はこれにて延会することの動議」の表決を記名投票により執行中、議長松野鶴平君は、「ただいま行われております投票については、自後五分間に制限いたします。すみやかに御投票を願います。……制限時間に達しました。投票箱閉鎖。」と告げた。

その他同例がある。

参照 四五八号

三四六 記名投票において、投票が終わったときは、議長は、投

票を参事に計算させ、その結果を宣告する

記名投票において、投票が終わったときは、議長は、投票を参事に計算させる旨を宣告し、議場の開鎖を命ずる。投票の計算が終わったときは、議長は、その結果を宣告する。

三四七 採決の結果可否同数となり、憲法第五十六条第二項の規

定により議長が決した例

採決の結果可否同数となったときは、憲法第五十六条第二項の規定により議長が決する。その例は次のとおりである。

第七十五回国会 昭和五十年七月四日の会議において、政治資金規正法の一部を改正する法律案を

記名投票をもって採決したところ、賛成百十七票、反対百十七票の同数となったため、議長河野謙三君は、「可否同数であります。可否同数のときは、憲法第五十六条第二項の規定により、議長が決することになっております。議長は可と決します。よって、本案は可決されました。」と

宣告した。

第七十七回国会 平成二十三年三月三十一日の会議において、国民生活等の混乱を回避するため平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案を記名投票をもって採決したところ、賛成百二十票、反対百二十票の同数となったため、議長西岡武夫君は、「可否同数であります。可否同数のときは、憲法第五十六条第二項の規定により、議長が決することになっております。議長は可と決します。よって、本案は可決されました。」と宣告した。

参照 六七号

規 第三七条

三四八 会期の件及び会期延長の件の採決は、起立の方法によるのを例とする

会期の件及び会期延長の件の採決は、起立の方法によるのを例とする。

参照 三三九号、三五一号

三 四 九 議 長 が 起 立 者 の 多 少 を 認 定 し 難 い た め 、 記 名 投 票 に よ り

採 決 し た 例

第十回国会 昭和二十五年十二月十六日の会議において、参議院規則の一部を改正する規則案（中村正雄君外十七名発議）を起立の方法により採決したところ、起立者の多少を認定し難かつたため、副議長三木治朗君は、「起立者の多少を認定しがたいので、本案の表決は記名投票をもつて行いませう。」と告げ、記名投票により採決した（本案は賛成人十二票、反対八十九票をもつて否決）。

三 五 〇 起 立 に よ り 表 決 の 結 果 の 宣 告 に 対 し 出 席 議 員 の 五 分 の 一

以上から異議を申し立てたときは、議長は、記名投票又は押しボタン式投票により採決する

起立による表決の結果の宣告に対し出席議員の五分の一以上から異議の申立てがあるときは、記名投票又は押しボタン式投票により採決するが、この場合のその申立ては、議長が次の議題を宣告する前であることを要する。宣告に対し異議の申立てがある場合に、申立者の数が明らかでないときは、議

長は、異議申立者に起立又は押しボタン式投票装置の賛成ボタンを押すことを求め、起立者又は賛成ボタンを押した者が出席議員の五分の一以上あるときは、記名投票又は押しボタン式投票により採決する。

参照 三三九号

三五一 役員等の辞任、請暇、請願、儀礼に関する件等の採決は、

異議の有無を諮る方法によるのを例とする

役員等の辞任、選挙における投票の省略、情報監視審査会委員の選任、請暇、辞職、議員派遣、特別委員会の設置、調査会の設置、議事日程の変更、請願、委員会及び調査会の継続審査及び継続調査並びに儀礼に関する件の採決は、異議の有無を諮る方法によるのを例とする。ただし、反対者があると思われる場合には、起立採決によるのを例とする。なお、異議の有無を諮ったところ、反対者があつたため、改めて起立の方法により採決したことがある。その例は次のとおりである。

第二十一回国会 昭和三十年一月二十四日の会議において、日程第一及び第二を後に回す件を異議の有無の方法により採決したところ、反対者があつたため、議長河井彌八君は、改めて起立の方

法によって採決した（可決）。

その他同例がある。

参照 三四八号

三五二 決算の採決は、委員長報告のとおり是認すること及び内閣に対し警告することの可否について行うのを例とする

決算は、決算全部を議題とし、その採決は、まず委員長報告のとおり是認することの可否について行い、次いで委員長報告のとおり内閣に対して警告することの可否について行うのを例とする。ただし、決算を是認することの可否について採決を行ったことがある。その例は次のとおりである（いずれも賛成少数により是認しないことに決した）。

第一百十六回国会 平成元年十二月十五日 昭和六十一年度決算（是認しないとの委員長報告）

第一百二十回国会 平成三年四月二十四日 昭和六十二年度決算（是認するとの委員長報告）

第一百二十三回国会 平成四年六月十九日 昭和六十三年度決算、平成元年度決算（是認するとの委員長報告）

第二百二十七回国会 平成五年八月二十七日 平成二年度決算（是認しないとの委員長報告）

第二百六十九回国会 平成二十年六月十一日 平成十八年度決算（是認しないとの委員長報告）

第二百七十一回国会 平成二十一年七月一日 平成十九年度決算（是認しないとの委員長報告）

第二百七十九回国会 平成二十三年十二月九日 平成二十一年度決算（是認しないとの委員長報告）

日本放送協会の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書（NHK決算）の採決は、委員長報告のとおり是認することの可否について行うのを例とする。ただし、委員長報告が是認しないとするものであったため、是認することの可否について採決を行ったことがある。その例は次のとおりである。

第二百六十九回国会 平成二十年六月十一日 平成十七年度NHK決算

なお、年度の異なる決算を一括して審議し、一括して議決したことがある。その例は次のとおりである。

第三百三十六回国会 平成八年二月十六日の会議において、平成四年度決算及び平成五年度決算を一括して議題とし、採決は、まず両件決算を一括して委員長報告のとおり是認することの可否について行い、次に両件決算について内閣に対し警告することの可否について行った。

その他同例がある。

参照 三七一号、四九六号

三五三 国有財産増減及び現在額総計算書等の採決は、委員長報告のとおり是認することの可否について行うのを例とする

国有財産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状況総計算書及び国庫債務負担行為総調書の採決は、委員長報告のとおり是認することの可否について行うのを例とする。ただし、国有財産増減及び現在額総計算書等を是認することの可否について採決を行ったことがある。その例は次のとおりである。

第百十六回国会 平成元年十二月十五日 昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計算書、昭和六十一年度国有財産無償貸付状況総計算書（是認しないとの委員長報告）以後同例がある。

三五四 予備費使用総調書についてその一部を承諾した例

第五回国会 昭和二十四年五月十二日衆議院から、昭和二十二年度予備費使用総調書が、内閣所管、経済安定本部機構拡充に必要な経費のうち経済安定本部の項、地方経済安定局設置に必要な経費のうち経済安定本部の項、総理庁火災復旧に必要な経費のうち総理庁の項、文部省所管、北海道大学理学部実験工場火災復旧等に必要な経費のうち工業専門学校の項、運輸省所管、水路図誌回収に必要な経費のうち水路部の項を除いて承諾すると議決され、本院に送付された。本院は、同月二十三日の会議において、同伴について文部省所管、北海道大学理学部実験工場火災復旧等に必要な経費のうち工業専門学校の項を除いて承諾すべきものとの委員長報告があつた後、委員長報告のとおり議決した。

三五五 地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、承認を
求めるの件について、衆議院送付案どおりその一部を承
認した例

第五回国会 昭和二十四年五月二十日衆議院から、地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、繊維製品検査所の支所設置に関し承認を求めるの件（神戸繊維製品検査所広島支所、同今治支所、同岡山支所、同久留米支所、桐生繊維製品検査所足利支所、同松本支所、同加茂支所及び名古屋繊維製品検査所浜松支所の八支所の設置）が、広島、岡山、久留米に神戸繊維製品検査所の支所を設置することを除いて承認すると議決され、本院に送付された。本院は、同月二十三日の会議において、同件について衆議院送付案どおり承認すべきものとの委員長報告があつた後、委員長報告のとおり承認した。

第十四章 国務大臣等

三五六 国務大臣の議院の会議への出席に関する例

国務大臣は、その所管に属する案件が議題となるとき、又は答弁のため出席を求められたときは、議院の会議に出席する。

(注) 第二回国会昭和二十三年六月九日の議院運営委員会において、国務大臣の議院の会議への出席問題につき次の趣旨の決定があつた。

- 一、国務大臣の出席は、両議院を通じて原則として本会議を優先的に取り扱うよう政府に申し入れること。
- 二、出席を要求された国務大臣に当日支障ができたときは、欠席に関してあらかじめ了解を求めるよう政府に申し入れること。

三、重要な案件に関する本会議の開会中には、原則として委員会を開会しないこと。

第五十八回国会昭和四十三年五月八日の議院運営委員会理事會において、国務大臣が議院の会議に欠席する場合は、事前に文書をもつてその旨を申し出ることとする旨の決定があつた。

参照 三二〇号、三九一号、四四〇号、四四一号

三五七 予算の会議及び国務大臣の演説に関する件の会議には、
全ての国務大臣が出席する

議院の会議において予算を審議するとき、国務大臣の演説及び同演説に対する質疑を行うときは、全ての国務大臣が出席する。

(注) 新型コロナウイルス感染症対策のため、議院運営委員会理事会の決定により、第二百一回国会令和二年四月二十七日及び同年六月八日の会議における国務大臣の演説及び同演説に対する質疑の際は、内閣総理大臣、財務大臣及び答弁要求のある国務大臣が出席した。また、同年四月三十日の会議における令和二年度一般会計補正予算(第1号) 外二案の審議及び同年六月十二日の会議における令和二年度一般会計補正予算(第2号) 外二案の審議の際は、内閣総理大臣及び財務大臣が出席した。

三五八 国務大臣の決算の概要報告の会議及び決算の会議への出席に関する例

第百五十六回国会(平成十三年度決算)以後、議院の会議において決算の概要についての財務大臣の報

告及び同報告に対する質疑を行うときは、全ての国務大臣が出席するのを例とする。
また、議院の会議において決算を審議するときは、内閣総理大臣及び財務大臣が出席するのを例とする。

(注) 第六十三回国会昭和四十五年四月二十七日の議院運営委員会理事会において、本会議における決算審議の際の出席大臣は、原則として内閣総理大臣及び大蔵大臣とし、内閣総理大臣が出席できない場合は、大蔵大臣及び審査報告で警告を付された各省庁大臣とする旨の決定があった。

参照 三六九号、三七一号

三五九 内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官の議院の会議への出席に関する例

内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官は、国務大臣の答弁を補佐するため、議院の会議に出席することができる。なお、国務大臣がやむを得ない事故のため議院の会議に出席できない場合、答弁のため副大臣の出席を求めたことがある。

国家公務員等の任命に関する件が議題となるときは、内閣官房副長官又は副大臣が出席するのを例と

する。

(注) 第五百五十一回国会平成十三年二月二十日の議院運営委員会理事会において、国家公務員等の任命に関する件が議題となるときは、内閣官房副長官又は副大臣が出席する旨の決定があった。

参照 三九一号

国 第六九条
(国 第七一条)

三六〇 政府特別補佐人の議院の会議への出席に関する例

内閣は、国会において國務大臣を補佐するため、国会ごとに両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議に出席させることができる。また、政府特別補佐人は、会議において答弁することができる。

内閣から政府特別補佐人の出席に関し承認を求められたときは、議長は、議院運営委員会理事会に諮り、これを承認する。

(注) 国会法第六十九条は、制定当初、「内閣は、国会において國務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て政府委員を任命することができる。」となっており、政府委員は、國務大臣の答弁を補佐するため議院の会

議又は委員会に出席することができたが、国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成十一年法律第百十六号）による本条の改正により、第四百四十六回国会平成十一年十月二十九日（召集日）から政府委員制度は廃止された。この改正により、従来、政府委員に任命されていた者のうち、内閣官房副長官及び政務次官（平成十三年一月六日の政務次官廃止後は、副大臣及び大臣政務官）は、明文の規定をもって議院の会議又は委員会に出席できることとなり、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長及び公害等調整委員会委員長は、両議院の議長の承認を得て、政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができることとなった。その後、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）による本条の改正により、原子力規制委員会委員長が政府特別補佐人に加えられた。

参照 三九一号

三六一 国務大臣が出席しなかったため、休憩し若しくは議事を

延期し又は議院の議決によりその出席を求めた例

議題に関係のある国務大臣が出席しなかったため、休憩し若しくは議事を延期し又は議院の議決によりその出席を求めたことがある。その主な例は次のとおりである。

第五回国会 昭和二十四年四月四日の会議において、中共地区引揚問題並びに本年度一般帰還者の受入態勢に関する緊急質問に入るに先立ち、「院議を以てこの際直ちに、吉田内閣総理大臣の出席を求めその出席あるまで休憩することの動議」が可決されたため、議長松平恒雄君は、休憩を宣告するとともに直ちに内閣総理大臣の出席を要求した。吉田内閣総理大臣は、再開後の会議に出席した。

第十九回国会 昭和二十九年五月十四日の会議において、農林省関係法令の整理に関する法律案及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案の採決に際し、議長河井彌八君は、政府当局の欠席は遺憾である旨を告げ、両案の採決の延期を諮り延期することに決した。

参照 二三五号、二三八号

三六二 国務大臣が議院の会議に欠席したことにつき弁明した例

第二回国会 昭和二十三年六月九日の会議において、国務大臣の演説に関する件の高瀬莊太郎君の質疑に対する答弁が終わった際、小林英三君は議事進行に関して発言し、大蔵大臣が会議中に中座し

たことについて大蔵大臣の弁明を得て議事を進めたい旨を述べたところ、北村大蔵大臣は弁明した。なお、翌十日の会議において、苦米地國務大臣（内閣官房長官）は、「昨日の参議院会議に、大臣の出席が少くて、又会議中に關係大臣が中座いたしましたために、会議の円滑な進行に支障を来しましたことは、政府におきましても誠に遺憾に存ずる次第でございます。（中略）今後両院及び政府の間には緊密な連絡を取りまして、両院の各種の委員会から同時に大臣の出席を求められ、いずれか一方に大臣が出席のできない場合におきましては、政務次官をして大臣に代って答弁させるようなことにいたし、適当な措置を講じたいと考えておる次第であります。又本會議と委員会が競合いたしましたして、同一の大臣を要求されます場合におきましては、政府といたしましては、原則として大臣は本會議の方へ出席する方針でございます。」と述べた。

以後、國務大臣が議院の會議に欠席したことについて弁明した例は、次のとおりである。

第三回国会 昭和二十三年十一月三十日 林國務大臣（副総理） 吉田内閣総理大臣の欠席について
弁明

第八回国会 昭和二十五年七月二十八日 林國務大臣（副総理） 關係大臣の出席が遅れ、會議を休憩に至らしめたことについて弁明―同月三十日更に吉田内閣総理大臣が弁明

第十五回国会 昭和二十八年二月二十五日 緒方國務大臣（副総理、内閣官房長官） 吉田内閣総理大

臣の欠席について弁明

第十九回国会 昭和二十九年三月二十九日 緒方國務大臣（副総理） 吉田内閣総理大臣の長期欠席について弁明

第二十二回国会 昭和三十年三月二十五日 重光外務大臣 出席が遅れ、会議を休憩に至らしめたことについて弁明

同 昭和三十年六月六日 鳩山内閣総理大臣 出席が遅れ、開会を遅延せしめたことについて弁明

第二十四回国会 昭和三十一年五月十六日 倉石國務大臣 出席が遅れ、緊急質問の途中で会議を休憩に至らしめたことについて弁明

第三十三回国会 昭和三十四年十一月二十六日 岸内閣総理大臣 十一月二十五日の会議に欠席し、会議を休憩かつ流会に至らしめたことについて弁明

第四百四十一回国会 平成九年十二月十二日 三塚大蔵大臣 十二月五日の会議への出席が遅れ、会議を中断せしめたことについて弁明

参照 三七五号

三六三 答弁を要求された国務大臣が欠席した場合の答弁に関する例

質疑又は緊急質問の際、答弁を要求された国務大臣が病気その他やむを得ない事故のため欠席した場合は、他の国務大臣が代わって答弁し、又はその答弁を留保し後刻若しくは他日の会議において答弁するのを例とする。ただし、留保した答弁について後刻又は他日の会議において他の国務大臣が代わって答弁したことがある。

答弁を要求された国務大臣が欠席した場合の答弁に関する主な例は、次のとおりである。

(一) 他の国務大臣が代わって答弁した例

第五十五回国会 昭和四十二年三月十八日の会議において、国務大臣の演説に関する件の横川正市君の質疑の際、答弁を要求された増田国務大臣（防衛庁長官）が欠席したため、佐藤内閣総理大臣が代わって答弁した。

第七十二回国会 昭和四十八年十二月十四日の会議において、国民生活安定緊急措置法案及び石油需給適正化法案（趣旨説明）の沢田政治君の質疑の際、答弁を要求された田中内閣総理大臣が欠席したため、二階堂国務大臣（内閣官房長官）が代わって答弁した。

(二) 答弁を留保し後刻又は他日の会議において答弁した例

第三十一回国会 昭和三十四年二月十三日の会議において、国民年金法案（閣法第一二三号）（趣旨説明）の小林英三君の質疑の際、答弁を要求された佐藤大蔵大臣が欠席したため、議長松野鶴平君は、「大蔵大臣の答弁は他日に保留いたします。」と告げた。佐藤大蔵大臣は、同月二十五日の会議において、松岡平市君の国際労働条約第八十七号の批准に関する緊急質問の議事に先立ち発言を求め、留保答弁を行った。

第五十五回国会 昭和四十二年五月十七日の会議において、国務大臣の報告に関する件（農業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度農業施策について）の渡辺勘吉君の質疑の際、答弁を要求された三木外務大臣が出席していなかったため、副議長河野謙三君は、「渡辺君に申し上げます。外務大臣の答弁は後刻に留保されました。御了承願います。」と告げた。三木外務大臣は、後刻出席し、北條雋八君に対する各国務大臣の答弁が終了した後、渡辺勘吉君に対する留保答弁を行った。

(三) 答弁を留保し後刻又は他日の会議において他の国務大臣が代わって答弁した例

第一回国会 昭和二十二年七月七日の会議において、国務大臣の演説に関する件の伊東隆治君の質疑に対する答弁が終わった際、議長松平恒雄君は、「羽仁君、河野君、細川君の質疑に対し、片

山総理大臣が病氣のため当分出席ありませんから、この際西尾國務大臣より代って答弁がござい
ます。」と告げ、西尾國務大臣は、同月五日に行われた三君の質疑に対する答弁をした。

第十一回国会 昭和二十六年八月十八日（会期終了日）の会議において、椿繁夫君のベースアップ並
びに講和後の労働対策に関する緊急質問に対する吉田内閣総理大臣の答弁は留保されたが、再開
後の会議において、副議長三木治朗君は、「本日午前の会議における椿繁夫君の質問に対する答
弁のため、天野國務大臣から発言を求められました。」と告げ、天野國務大臣は、吉田内閣総理
大臣に代わって答弁した。

参照 三二一号

三六四 國務大臣が演説又は報告をするときは、あらかじめ文書 によりその旨を議長に通告する

内閣総理大臣の施政方針又は所信に関する演説、國務大臣の外交、財政、経済に関する演説及び内閣
総理大臣又は國務大臣の特殊な事件等の報告は、あらかじめ文書によりその旨を議長に通告するのを
例とする。

憲 第七二条
(憲 第六三条)

三六五 毎会期の始めに内閣総理大臣は施政方針等に関し、国務大臣は外交、財政、経済に関し演説するのを例とする

常会においては、開会式の後に、内閣総理大臣は施政方針に関し、国務大臣は外交、財政、経済に関し演説するのを例とする(第十四回国会、第五十四回国会及び第百十七回国会においては、衆議院が解散されたため、内閣総理大臣及び国務大臣の演説は行われなかった)。

臨時会においては、開会式の後に、内閣総理大臣は所信(施政方針)について演説し、国務大臣は外交、財政等に関し、必要に応じて演説するのを例とする(第三回国会、第三十五回国会、第六十九回国会、第七十三回国会、第七十九回国会、第八十三回国会、第八十六回国会、第九十九回国会、第百五回国会、第百十回国会、第百十五回国会、第百二十四回国会、第百三十三回国会、第百三十五回国会、第百三十七回国会、第百五十二回国会、第百六十回国会、第百六十七回国会、第百七十五回国会、第百八十一回国会、第百八十四回国会、第百九十一回国会、第百九十四回国会、第百九十九回国会及び第二百二回国会においては、内閣総理大臣及び国務大臣の演説は行われなかった)。

特別会においては、新内閣の諸準備を待つて行われる開会式の後に、内閣総理大臣は施政方針又は所信について演説し、国務大臣は外交、財政、経済に関し、必要に応じて演説するのを例とする（第八十九回国会、第九十二回国会、第百六回国会、第百三十八回国会、第百四十八回国会、第百五十八回国会、第百七十二回国会、第百八十二回国会、第百八十八回国会及び第百二十六回国会においては、内閣総理大臣及び国務大臣の演説は行われなかつた）。

なお、財政に関する演説は、予算の提出に関連して行われるため、他の演説と分けて行われたことがある。すなわち、常会では第二回国会、臨時会では第六回国会、第十二回国会、第三十回国会、第七十六回国会、第百七回国会、第百二十二回国会、第百二十八回国会、第百三十四回国会、第百四十四回国会、第百四十六回国会、第百五十回国会、第百五十三回国会及び第百七十六回国会、特別会では第一回国会にその例がある。また、予算の提出前に予算に関する説明書が提出され、財政演説が行われた例がある。すなわち、常会では第八十回国会及び第八十四回国会、臨時会では第四十七回国会及び第八十五回国会、特別会では第百一回国会にその例がある。

参照 三三三号、一五九号、二四三号、二四四号、三二二号、三七四号

三六六 特殊な事件につき国務大臣が報告した例

災害その他内政又は外交上の重大な事件が起こったときは、内閣総理大臣又は所管の国務大臣がその事件について議院の会議において報告する。その主な例は次のとおりである。

第一回国会 昭和二十二年九月十八日の会議において、木村内務大臣、一松厚生大臣及び平野農林大臣は、東北及び関東地方の水害による被害状況及びその対策について報告した。

同 昭和二十二年十一月五日の会議において、片山内閣総理大臣は、平野農林大臣の罷免に関して報告した。

第十回国会 昭和二十六年五月七日の会議において、山崎運輸大臣は、桜木町駅における国電の事故に関して報告した。

第十三回国会 昭和二十七年三月六日の会議において、吉武国務大臣は、北海道地方の地震による災害に関して報告した。

同 昭和二十七年四月二十三日の会議において、野田国務大臣は、鳥取市の火災による災害に関して報告した。

第二十四回国会 昭和三十一年三月二十三日の会議において、重光外務大臣は、日ソ交渉の経過に

ついで報告した。

第四十回国会 昭和三十六年十二月十五日の会議において、安井国務大臣は、一部右翼、旧軍人等による不穏計画について報告した。

第七十一回国会 昭和四十八年二月十五日の会議において、愛知大蔵大臣は、国際通貨情勢に関して報告した。

第九十六回国会 昭和五十七年六月二十二日の会議において、鈴木内閣総理大臣は、帰国報告（先進国首脳会議、国連軍縮特別総会、ペルー・ブラジル訪問について）をした。

第二百二十回国会 平成三年四月二十六日の会議において、海部内閣総理大臣は、自衛隊掃海艇等のペルシヤ湾への派遣に関して報告した。

第二百二十九回国会 平成六年六月十日の会議において、石井自治大臣は、衆議院議員選挙区画定審議会の「区割り案の作成方針」に関して報告した。

第三百三十六回国会 平成八年二月二十三日の会議において、橋本内閣総理大臣は、「新防衛計画大綱」及び「新中期防衛力整備計画」に関して報告した。

参照 二四三号、三二三号、五五二号

三六七 法律に基づく内閣の国会に対する報告につき、文書報告

のほか、国務大臣が議院の会議において報告した例

法律に基づく内閣の国会に対する報告は文書によるが、文書報告のほか、国務大臣が議院の会議において報告することがある。会議において報告したものは次のとおりである。

農業基本法に基づく年次報告（昭和三十七年以後十九回）

沿岸漁業等振興法に基づく年次報告（昭和三十九年以後十六回）

中小企業基本法に基づく年次報告（昭和三十九年以後八回）

地方財政法に基づく地方財政状況（昭和三十九年以後四回）

林業基本法に基づく年次報告（昭和四十一年以後十四回）

公害対策基本法に基づく年次報告（昭和四十四年）

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく実施計画等の報告（平成五年）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部の設置の報告（令和二年）

行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく報告（令和二年以後三回）

なお、法律に基づく報告ではないが、地方財政計画については、昭和四十年以後（昭和六十二年、平成

二年、平成六年、平成八年及び平成二十三年を除く）毎年、国務大臣が議院の会議において報告している。

（注）行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく報告は、第九十六回国会平成三十年六月一日の参議院改革協議会の報告を受け、令和二年以後毎年、国務大臣が議院の会議において報告している。

参照 二四五号、三二三号、四九五号

三六八 内閣提出議案の趣旨説明は、国務大臣が行うのを例とする

内閣提出議案の趣旨説明は、所管の国務大臣がこれを行うのを例とする。ただし、国務大臣以外の者が行ったことがある。その例は次のとおりである。

(一) 委員会審査省略議案の趣旨説明を行った例

第二回国会 昭和二十三年三月四日 警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案 林内事
局長官

第四回国会 昭和二十三年十二月十三日 未復員者給与法の一部を改正する法律案 平岡大蔵政務

次官

第十四章 国務大臣等 (三六七、三六八)

(二) 国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明を行った例

第二十四回国会 昭和三十一年五月九日 売春防止法案 松原法務政務次官

第二十八回国会 昭和三十三年三月七日 恩給法等の一部を改正する法律案 今松総理府総務長官

第三十回国会 昭和三十三年十月八日 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を

改正する法律案 松野総理府総務長官

第四十八回国会 昭和四十年四月二十三日 農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案

臼井総理府総務長官

同 昭和四十年四月二十八日 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案 臼

井総理府総務長官

参照 二八二号、二八六号

三六九 決算は委員会付託に先立ち、財務大臣が議院の会議においてその概要を報告するのを例とする

決算は、委員会付託に先立ち、財務大臣が議院の会議においてその概要を報告するのを例とする。

参照 二八六号、三一三号、三五八号

三七〇 法律案について国務大臣が議院の会議において所信を表 明した例

法律案について国務大臣が議院の会議において所信を表明したことがある。その例は次のとおりである。

(一) 法律案の国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明に先立ち所信を表明した例

第六十一回国会 昭和四十四年六月十八日の会議において、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案の国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明に先立ち、佐藤内閣総理大臣は、同法律案に関して所信を表明した。

(二) 法律案の委員長報告後所信を表明した例

第十三回国会 昭和二十七年四月二十八日の会議において、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律案、外国人登録法案及び日本国との平和条約第十五条(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定の締結について承認を求めるの件の委員

長報告の後、岡崎外務大臣は、第一及び第二の法律案に関して所信を表明した。

(三) 法律案可決後所信を表明した例

第一回国会 昭和二十二年十一月二十一日の会議において、失業手当法案及び失業保険法案が可決された際、米窪労働大臣は、両法の実施に関して所信を表明した。

第七十二回国会 昭和四十九年五月二十七日の会議において、国土利用計画法法案が可決された際、田中内閣総理大臣は、同法に関して所信を表明した。

参照 二八三号

三七一 議院の会議において決算につき警告の議決をしたときは、 内閣総理大臣が所信を表明するのを例とする

議院の会議において決算につき内閣に対し警告の議決をしたときは、内閣総理大臣が所信を表明するのを例とする。

(注) 第四百四十一回国会閉会后平成十年一月八日の議院運営委員会理事会上において、参議院制度改革検討会の答申に基づき、本会議において決算につき内閣に対し警告の議決をしたときは、内閣総理大臣に所信を述べさせ

る旨の決定があった。

参照 三五二号、三五八号、四九六号

三七二 議院の会議において決議案が可決されたときは、 国務大

臣が所信を表明するのを例とする

議院の会議において決議案が可決されたときは、内閣総理大臣又は所管の国務大臣がその決議に対し所信を表明するのを例とする。ただし、国務大臣以外の者が所信を表明したことがある。その例は次のとおりである。

第三回国会 昭和二十三年十一月十七日 海外残留同胞引揚促進に関する決議 近藤外務政務次官

同 昭和二十三年十一月二十六日 寒冷地手当並びに北海道における暖房用燃料手当支給

促進に関する決議 平岡大蔵政務次官

第八回国会 昭和二十五年七月二十六日 緊急失業措置に関する決議 山村労働政務次官

第十回国会 昭和二十六年二月二日 外航船腹緊急増強に関する決議 關谷運輸政務次官

同 昭和二十六年三月三十一日 国際放送の再開促進に関する決議 岡崎内閣官房長官

第十五回国会 昭和二十七年十二月二十三日 漁港修築促進に関する決議 松浦農林政務次官

参照 二〇四号、三一七号

三七三 議院の決議に基づき内閣が採った措置について、 国務大

臣が議院の会議において報告した例

議院の決議が内閣に対し報告することを求めている場合は、内閣は、その決議に基づき採った措置を文書により報告するのを例とするが、文書報告をするとともに議院の会議において口頭報告を行い、又は口頭報告のみを行ったことがある。その例は次のとおりである。

(一) 文書及び口頭により報告した例

第一回国会 昭和二十二年十二月九日の会議において、和田国務大臣は、同月五日議決した総合燃料及び電力危機突破に関する決議に基づき内閣が採った措置について報告した（同日報告書受領）。

(二) 口頭報告のみを行った例

第四回国会 昭和二十三年十二月二十二日の会議において、平岡大蔵政務次官は、同月十一日議決した水産金融に関する決議に基づき内閣が採った措置について報告した。

第五回国会 昭和二十四年四月二十六日の会議において、吉田内閣総理大臣は、同月六日議決した阿波丸事件に基く日本国の請求権の放棄に関する決議に基づき内閣が採った措置について報告した。

参照 二〇四号、三一八号、四九六号

三七四 内閣が予算を修正した場合に、大蔵大臣が議院の会議においてその理由を説明した例

第二回国会 昭和二十三年七月三日の会議において、北村大蔵大臣は、昭和二十三年度一般会計予算及び昭和二十三年度特別会計予算（いずれも予備審査）の内閣修正（七月二日衆議院承諾）について説明し、これに対して質疑が行われた。

第十七回国会 昭和二十八年十一月二日の会議において、小笠原大蔵大臣は、昭和二十八年年度一般会計予算補正（第1号）及び昭和二十八年年度特別会計予算補正（特第1号）（いずれも予備審査）の内閣修正（十一月一日衆議院承諾）について説明し、これに対して質疑が行われた。

第六十八回国会 昭和四十七年二月二十八日の会議において、水田大蔵大臣は、昭和四十七年度一般

会計予算（予備審査）の内閣修正（二月二十六日衆議院承諾）について説明した（質疑は行われなかった）。
第八十回国会 昭和五十二年三月十九日の会議において、坊大蔵大臣は、昭和五十二年一般会計予算及び昭和五十二年度特別会計予算の内閣修正（三月十五日衆議院承諾）について説明し、これに対して質疑が行われた。

第二百十回国会 平成三年三月一日の会議において、橋本大蔵大臣は、平成三年度一般会計予算及び平成三年度特別会計予算（いずれも予備審査）の内閣修正（二月二十五日衆議院承諾）について説明し、これに対して質疑が行われた。

なお、次のような例がある。

第二十八回国会 昭和三十三年一月三十一日の会議において、一萬田大蔵大臣は、昭和三十三年度特別会計予算参照書の正誤について発言した。

（注）第六回国会における昭和二十四年度一般会計予算補正（第1号）外一案、第九回国会における昭和二十五年
度政府関係機関予算補正（機第2号）及び第五十回国会における昭和四十年年度一般会計補正予算（第2号）
について内閣修正が行われたが、いずれも議院の会議での説明はなかった。

参照 一九三号、三六五号

三七五 国務大臣が会議において発言を訂正し若しくは取り消し

又は発言につき釈明した例

国務大臣が議院の会議において発言した用語等を会議において訂正し若しくは取り消し又は発言について釈明したことがある。その例は次のとおりである。

(一) 発言を訂正した例

第四回国会 昭和二十三年十二月七日の会議において、吉田内閣総理大臣は、国務大臣の演説に関する件の内村清次君の質疑に対する答弁中不穏当な言辞があれば議長において取り消されたい旨を述べ、さらに翌八日の会議において、昨日の内村君の質疑に対する答弁中の用語の誤りについて訂正する旨を述べた。

第九回国会 昭和二十五年十一月二十八日の会議において、佐々木良作君から、国務大臣の演説に関する件の木村禧八郎君の質疑に対する吉田内閣総理大臣の答弁中に誤りがあるとの議事進行の発言があったため、副議長三木治朗君は、政府に連絡の上適当に措置する旨を告げた。翌二十九日の会議において、議長佐藤尚武君は、内閣から、昨日の内閣総理大臣の答弁中日本発送電株式会社に関する発言は佐々木良作君指摘のとおりにつき訂正方取り計らわれないとの回答があった

旨を告げた。

第十三回国会 昭和二十七年一月二十六日の会議において、木村法務総裁は、国務大臣の演説に関する件の岡本愛祐君の質疑に対する答弁中の用語の誤りについて訂正する旨を述べた。

第二十四回国会 昭和三十一年二月二十日の会議において、鳩山内閣総理大臣は、憲法調査会法案（趣旨説明）の千葉信君の質疑に対する答弁中の用語の誤りについて訂正する旨を述べた。

第五十七回国会 昭和四十二年十二月十三日の会議において、水田大蔵大臣は、同月五日行った昭和四十二年度補正予算等についての演説中の用語の誤りについて訂正する旨を述べた。

第六十一回国会 昭和四十四年六月十八日の会議において、長谷川農林大臣は、国務大臣の報告に関する件（昭和四十四年産の米穀の政府買入れ価格の決定について）の報告中の数字の誤りについて訂正する旨を述べた。

第六十三回国会 昭和四十五年五月八日の会議において、中曾根国務大臣は、羽生三七君の日中国交回復等に関する緊急質問に対する答弁中の用語の誤りについて訂正する旨を述べた。

第七十五回国会 昭和五十年二月二十六日の会議において、三木内閣総理大臣は、一月二十九日の国務大臣の演説に関する件の二宮文造君の質疑に対する答弁中たばこ、酒、麦、塩の価格改定に関する発言は誤りであり、訂正する旨を述べた。

第七十一回国会 平成二十一年二月二日の会議において、麻生内閣総理大臣は、国務大臣の演説に関する件の水落敏栄君の質疑に対する答弁中の数字の誤りについて訂正する旨を述べた。

第七十四回国会 平成二十二年六月十五日の会議において、菅内閣総理大臣は、国務大臣の演説に関する件の佐藤正久君の質疑に対する答弁中の用語の誤りについて訂正する旨を述べた。

第七十七回国会 平成二十三年一月二十八日の会議において、菅内閣総理大臣は、国務大臣の演説に関する件の岩城光英君の質疑に対する答弁中の用語の誤りについて訂正する旨を述べた。

第八十五回国会 平成二十五年十月十八日の会議において、安倍内閣総理大臣は、国務大臣の演説に関する件の市田忠義君の質疑に対する答弁中の数字の誤りについて訂正する旨を述べた。

第九十五回国会 平成二十九年十二月四日の会議において、麻生財務大臣は、国務大臣の報告に関する件（平成二十八年度決算の概要について）の報告中の数字の誤りについて訂正する旨を述べた。

第九十五回国会 平成二十九年十二月四日の会議において、安倍内閣総理大臣は、国務大臣の報告に関する件（平成二十八年度決算の概要について）の難波奨二君の質疑に対する答弁中の用語の誤りについて訂正する旨を述べた。

第九十六回国会 平成三十年五月三十日の会議において、上川法務大臣は、民法の一部を改正す

る法律案（趣旨説明）の若松謙維君の質疑に対する答弁中の用語の誤りについて訂正する旨を述べた。

第百九十八回国会 平成三十一年一月二十九日の会議において、安倍内閣総理大臣は、国務大臣の報告に関する件（平成二十九年年度決算の概要について）の室井邦彦君の質疑に対する答弁中の数字の誤りについて訂正する旨を述べた。

第百九十八回国会 平成三十一年三月十三日の会議において、石田総務大臣は、国務大臣の報告に関する件（平成三十一年度地方財政計画について）並びに地方税法等の一部を改正する法律案、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）の森本真治君の質疑に対する答弁中の用語の誤りについて訂正する旨を述べた。

第百九十八回国会 令和元年六月七日の会議において、岩屋防衛大臣は、国務大臣の報告に関する件（平成三十一年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成三十一年度（平成三十五年度）」に関する報告について）の報告中の用語の誤りについて訂正する旨を述べた。

第百回国会 令和元年十二月二日の会議において、安倍内閣総理大臣は、国務大臣の報告に関す

る件（平成三十年年度決算の概要について）の柴田巧君の質疑に対する答弁中の数字の誤りについて訂正する旨を述べた。

第二百一回国会 令和二年五月十五日の会議において、加藤厚生労働大臣は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案の趣旨説明中の用語の誤りについて訂正する旨を述べた。

第二百四回国会 令和三年二月二日の会議において、西村国務大臣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案の趣旨説明中の用語の誤りについて訂正する旨を述べた。

（二） 発言を取り消した例

第二十四回国会 昭和三十一年一月三十一日の会議において、議長河井彌八君は、国務大臣の演説に関する件の佐多忠隆君の質疑に対する鳩山内閣総理大臣の答弁中不穏当な言辞があれば、速記録を調査の上善処する旨を告げた。これに対し、鳩山内閣総理大臣は、同年二月二日の会議において、一昨日の佐多君の質疑に対する答弁中言葉の不足から真意を尽くし得なかったことにつき遺憾の意を表するとともに、その部分を取り消す旨を述べた。

第四十回国会 昭和三十七年一月二十四日の会議において、中村順造君は、国務大臣の演説に関する件の質疑の中で、辻武寿君に対する荒木文部大臣の答弁中「いわば終戦処理」という言葉は不

穩当であるからこれを取り消されたい旨を述べた。これに対し、荒木文部大臣は答弁の際、その発言について釈明するとともに取り消す旨を述べた。

第三百三十四回国会 平成七年十月三日の会議において、武村大蔵大臣は、國務大臣の演説に関する件の石井一二君の質疑に対する答弁中議員の質問に無関係のことにつき意見を述べたことはこれを取り消す旨を述べた。

(三) 発言につき釈明した例

第一回国会 昭和二十二年十一月二十四日の会議において、鈴木司法大臣は、小林英三君の林國務大臣の件に関する緊急質問に対する林國務大臣の答弁中に自己の発言に対する誤解があるとして釈明した。

第六回国会 昭和二十四年十一月十八日の会議において、吉田内閣総理大臣は、同月十六日の國務大臣の演説に関する件の星野芳樹君の質疑に対する答弁中の議會ことに參議院等において軽々しく軍備或いは戦争という問題を論議すべきでないとの発言について釈明した。

第十八回国会 昭和二十八年十二月二日の會議において、岡崎外務大臣は、國務大臣の演説に関する件の竹中勝男君の質疑に対する答弁中のソ連及び中共に残留する同胞の引揚げ問題のために國の外交方針を曲げることほしない旨の発言について釈明した。

第十九回国会 昭和二十九年一月二十九日の会議において、吉田内閣総理大臣は、前日の国務大臣の演説に関する件の荒木正三郎君の質疑に対する答弁中の愛国心に関する発言について釈明した。

第二十八回国会 昭和三十三年四月二十五日の会議において、岸内閣総理大臣は、日本労働協会法案の藤田藤太郎君の質疑に対する答弁中の経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案の成立に努力するとの発言について、必ずしも自由民主党及び日本社会党の党首会談の申合せに反しない旨釈明した。

第三十一回国会 昭和三十四年三月四日の会議において、岸内閣総理大臣は、同年二月六日の矢嶋三義君の自衛隊戦闘機問題に関する緊急質問に対する同月二十五日の留保答弁に際し不注意のため答弁漏れその他疎漏の点があったことについて遺憾の意を表し、重ねて答弁した。

第三十四回国会 昭和三十五年二月三日の会議において、岸内閣総理大臣は、前日の施政方針に関する演説中国会審議を批判した発言について必ずしも適当でない表現があった旨釈明した。

第三十六回国会 昭和三十五年十月二十三日の会議において、周東国務大臣は、前日の国務大臣の演説に関する件の北條雋八君の質疑に対する答弁中の政治テロに対する身辺の保護は本人が辞退すれば別のことであるとの発言について釈明した。

第四十三回国会 昭和三十八年六月三十日の会議において、池田内閣総理大臣は、職業安定法及び

緊急失業対策法の一部を改正する法律案の阿具根登君の質疑に対する答弁中の参議院においても十分審議を願っていることと思うとの発言について、同法案を十分な審議期間を置いて提出したという意味で述べた旨釈明した。

第七十一回国会 昭和四十八年一月三十一日の会議において、田中内閣総理大臣は、前日の国務大臣の演説に関する件の占部秀男君の質疑に対する答弁中のわが国の防衛力は日米安全保障条約を前提としたものであり、これがなければ、いまよりも防衛力が大きくなるであろうとの発言について釈明した。

第七十二回国会 昭和四十九年一月二十五日の会議において、田中内閣総理大臣は、前日の国務大臣の演説に関する件の藤田進君の質疑に対する答弁中の労働組合の名において年に七、八十億円も集めているような団体があり、現実的に政治活動をしている旨の発言について釈明した。

第八十四回国会 昭和五十三年三月十七日の会議において、福田内閣総理大臣は、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）の佐藤昭夫君の質疑に対する答弁中の言いがかりである旨の発言について釈明した。

同 昭和五十三年三月二十九日の会議において、加藤國務大臣は、國務大臣の報告に関する件（新東京国際空港の開港延期及び新東京国際空港における極左暴力集団の不法行為につ

いて)の玉置和郎君の質疑に対する答弁中の国家公安委員会の論議の内容を玉置議員はよく知っておられるかと思う旨の発言について釈明した。

第百八回国会 昭和六十二年二月三日の会議において、中曽根内閣総理大臣は、同年一月二十六日の施政方針に関する演説の中で述べた間接税制度の改革は売上税制度の創設を含めたものである旨釈明した。

第百二十八回国会 平成五年九月二十四日の会議において、山花国務大臣は、同年八月二十七日(第百二十七回国会)の国務大臣の演説に関する件の森山眞弓君の質疑に対する答弁中不適切な表現があったことについて釈明した。

第百三十四回国会 平成七年十月四日の会議において、武村大蔵大臣は、前日の国務大臣の演説に関する件の石井一二君の質疑に対する答弁中新進党に穏当を欠いた点があったことについて釈明した。

第百三十六回国会 平成八年六月十二日の会議において、長尾法務大臣は、同月十日の特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案、預金保険法の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び特定住宅

金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案（趣旨説明）の前田勲男君の質疑に対する答弁中の国会における議論や政府の考え方が裁判所の判断に当たって考慮されるとの発言について、誤解を与えた点があれば遺憾であり、適切でなかった旨釈明した。

第百五十六回国会 平成十五年四月十六日の会議において、細田国務大臣は、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案（趣旨説明）の藤原正司君の質疑に対する答弁中の原子力発電問題につき汚らしいという感覚で議論する人もいるとの発言について釈明した。

なお、次のような例がある。

第七十回国会 昭和四十七年十月三十一日の会議において、田中内閣総理大臣は、同月二十八日の所信に関する演説中一部趣旨の徹底を欠いたことについて釈明し、改めてその部分について述べた。

第九十三回国会 昭和五十五年十月七日の会議において、鈴木内閣総理大臣は、同月三日の所信に関する演説中一部趣旨の徹底を欠いたことについて釈明し、改めてその部分について述べた。

同 昭和五十五年十一月十二日の会議において、園田厚生大臣は、健康保険法等の

一部を改正する法律案（趣旨説明）の安恒良一君の質疑に対する答弁に際し、説明中一部趣旨の徹底を欠いたことについて釈明し、その部分について補足して述べた。

第百十四回国会 平成元年二月十日の会議において、宇野外務大臣は、外交に関する演説中一部趣旨の徹底を欠いたことについて釈明し、改めてその部分について述べた。

第百七十七回国会 平成二十三年一月二十七日の会議において、前原外務大臣は、同月二十四日の外交に関する演説中一部趣旨の徹底を欠いたことについて釈明した。

第百八十六回国会 平成二十六年六月二日の会議において、田村厚生労働大臣は、同年五月二十一日の地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の趣旨説明に際し、事前に配付した趣旨説明書に誤りがあったことについて釈明し、再度、同法律案の趣旨説明を行った。

（注）国務大臣が自己の発言につき自らこれを訂正し又は取り消しても、議長が不穏当な言辞と認めその取消しを命じない限り、会議録はそのままとする。

参照 二七三号、三六一号

三七六 国務大臣の発言につき、議長が調査の上措置する旨を告

げ、調査の結果、発言の訂正が行われた例

第五十回国会 昭和四十年十月十八日の会議において、国務大臣の演説に関する件の曾根益君の質疑に対する佐藤内閣総理大臣の答弁につき、副議長河野謙三君は、「ただいまの佐藤内閣総理大臣の発言につきましては、議長において、速記録を調査の上、適当な処置をとります。」と告げ、速記録を調査し、内閣と協議の結果、訂正したものを会議録に掲載した。

第七十一回国会 昭和四十八年六月二十七日の会議において、小平芳平君のPCB、水銀汚染等に関する緊急質問に対する田中内閣総理大臣の答弁につき、議長河野謙三君は、「先刻の小平芳平君の緊急質問に対する田中内閣総理大臣の答弁につきましては、速記録を調査の上、議長において適切な措置をとります。」と告げ、速記録を調査し、内閣と協議の結果、訂正したものを会議録に掲載した。

第九十四回国会 昭和五十六年一月三十日の会議において、国務大臣の演説に関する件の田渕哲也君の質疑に対する渡辺大蔵大臣の答弁について、議長徳永正利君は、「先ほどの田渕哲也君の質疑に対する渡辺大蔵大臣の答弁中、不適当な発言があれば、速記録を調査の上、議長において適切な措

置をとります。」と告げ、速記録を調査し、内閣と協議の結果、訂正したものを会議録に掲載した。第三百三十四回国会 平成七年十月三日の会議において、国務大臣の演説に関する件の石井一二君の質疑に対する武村大蔵大臣の答弁につき、議長齋藤十朗君は、「先ほどの石井君の質疑に対する武村大蔵大臣の答弁につきましては、議長において適切に措置いたします。」と告げ、速記録を調査し、内閣と協議の結果、訂正したものを会議録に掲載した。

参照 二七五号、三九六号

三七七 国務大臣の発言につき、議長が調査の上措置する旨を告

げ、調査の結果、不穏当な言辞の取消しの措置を採った

例

第十八回国会 昭和二十八年十二月二日の会議において、国務大臣の演説に関する件の竹中勝男君の質疑に対する答弁が終わった際、小笠原二三男君は、議事進行に関して発言し、岡崎外務大臣の答弁中不穏当な言辞につき議長において調査の上措置されたい旨を述べたところ、議長河井彌八君は、「速記録をよく取調べました上に善処いたします。」と告げ、速記録を調査の結果、不穏当な言辞の

取消しの措置を採り、その部分を会議録に掲載しなかった。

第四十三回国会 昭和三十八年五月二十九日の会議において、秋山長造君の今次地方選挙における選挙違反に関する緊急質問に対する答弁が終わった際、米田勲君は、議事進行に関して発言し、篠田国務大臣の答弁中不穏当な言辞につき議長において調査の上措置されたい旨を述べたところ、議長重宗雄三君は、「速記録を調査の上しかるべく善処いたします。」と告げ、速記録を調査の結果、不穏当な言辞の取消しの措置を採り、その部分を会議録に掲載しなかった。

第六十四回国会 昭和四十五年十二月四日の会議において、公害対策基本法の一部を改正する法律案及び環境保全基本法案（趣旨説明）の小野明君の質疑に対する小林法務大臣の答弁について、副議長安井謙君は、「速記録を調査の上、議長において適切な措置をとります。」と告げ、速記録を調査の結果、不穏当な言辞の取消しの措置を採り、その部分を会議録に掲載しなかった。

第六十八回国会 昭和四十七年六月二日の会議において、国務大臣の報告に関する件（沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十六年度年次報告及び昭和四十七年度沿岸漁業等の施策について）の辻一彦君の質疑に対する木内国務大臣の答弁が終わった際、議長河野謙三君は、「答弁の中に不穏当の点がございましたら、議長において処理いたしたいと思います。」と告げ、速記録を調査の結果、不穏当な言辞の取消しの措置を採り、その部分を会議録に掲載しなかった。

第二百二十七回国会 平成五年八月二十七日の会議において、国務大臣の演説に関する件の森山眞弓君の質疑に対する答弁が終わった際、議長原文兵衛君は、「先ほどの森山君の質疑に対する山花国務大臣の答弁につきましては、速記録を調査の上、議長において適切な措置をとります。」と告げ、速記録を調査の結果、不穏当な言辞の取消しの措置を採り、その部分を会議録に掲載しなかった。

参照 二七二号、二七四号、三九九号

三七八 国務大臣の発言につき、議長が調査の上措置する旨を告げたが、調査の結果、発言の取消し又は訂正を行うに至らなかつた例

第四十三回国会 昭和三十八年一月二十六日の会議において、国務大臣の演説に関する件の千葉千代世君の質疑に対する荒木文部大臣の答弁が終わった際、米田勲君は、議事進行に関して発言し、文部大臣の答弁中に不適當かつ不必要な言辞があったと思うので議長において調査の上措置されたい旨を述べた。副議長重政庸徳君は、「議長は、速記録を調査の上、善処いたします。」と告げたが、速記録を調査の結果、発言の取消し又は訂正を行うことなくそのままこれを会議録に掲載した。

その他同例がある。

参照 二七六号

規 第九八条

三七九 国務大臣が自席から発言した例

議院の会議における国務大臣等の発言は、演壇において行うのを例とするが、国務大臣が歩行不自由のため自席から発言したことがある。その例は次のとおりである。

第二十一回国会 昭和三十年一月二十四日の会議において、国務大臣の演説に関する件の質疑に対する答弁に際し、議長河井彌八君は、鳩山内閣総理大臣に自席からの発言を許可した。第二十二回国会、第二十四回国会及び第二十五回国会にも同大臣につき同例がある。

第四十二回国会 昭和三十七年十二月二十三日の会議において、昭和三十七年度一般会計補正予算（第1号）外二案の質疑に対する答弁に際し、議長重宗雄三君は、手島郵政大臣に自席からの発言を許可した。

参照 二六七号

第十五章 質問

第一節 文書質問

三八〇 質問主意書を提出するには、提出者が署名又は記名押印した提出文を添付する

議員が質問主意書を提出するときは、主意書に提出者が署名又は記名押印した「右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する」との提出文を添付する。

参照 三八三号

三八一 議院の品位を傷つけると認められる質問主意書については、議長は、これを承認しない

質問は、内閣に対して質問するのを不相当とする事項を除き、国政全般にわたってこれを行うことが

できるが、議院の品位を傷つけると認められる質問主意書については、議長は、これを承認しない。その例は次のとおりである。

第六回国会 昭和二十四年十月二十六日小川友三君から一流新聞記者に関する質問主意書が提出されたが、同年十一月十一日議長松平恒雄君は、議院の品位を傷つけるものと認めこれを承認しなかつた。

その他同例がある。

参照 四五一号

三八二 単に資料を求めることを目的とする質問主意書は、受理しない

内閣に対し資料を求めることは質問ではなく、また、内閣に対する資料の要求は議院又は委員会の議決によることを要するので、単に資料を求めることを目的とする質問主意書は、受理しない。

三三三 質問主意書は、議長の承認を待つて内閣に転送し、参議院情報ネットワークシステムに掲載することにより各議員に提供する

質問主意書が提出されたときは、議長の承認を待つて一定の様式により内閣に転送するとともに、参議院情報ネットワークシステム（イントラネット）に掲載することにより各議員に提供する。

（注）質問主意書は、印刷して各議員に配付していたが、議院運営委員会理事会におけるペーパーレス化の協議を踏まえ、第九十八回国会において本院規則の改正（令和元年六月二十六日議決）が行われ、同年八月一日に召集された第九十九回国会から電磁的記録の提供その他の適当な方法により各議員に提供することとなった。

参照 三八〇号、三八六号、三九一号

三八四 国会の休会中に質問主意書が提出され、これを内閣に転送した例

第一回国会 昭和二十二年九月一日から同月十四日までの国会の休会中、同月二日北條秀一君から住宅問題についての質問主意書が提出され、同月六日これを内閣に転送し、同月十二日内閣から答弁書を受領した。

参照 二九号、一六九号、四〇七号

三八五 質問主意書について七日以内に答弁できないときは、内閣はその期間内にその理由及び答弁をすることができる期限を明示する

内閣が質問主意書を受け取ったときは、その日から七日以内に答弁しなければならない。この期間内に答弁できないときは、内閣は、その理由及び答弁をすることができる期限を明示することを要する。この場合、その旨の通知書が提出される。その例は次のとおりである。

第七十一回国会 昭和四十八年九月二十七日（会期終了日）藤原房雄君から畜産経営危機の緊急対策に関する質問主意書が提出され、同日これを内閣に転送したが、同年十月二日内閣から、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、同月十一日までに答弁する旨の通知書を受領し、同月九日答弁書を受領した。
その他同例がある。

三八六 内閣の答弁書は、参議院情報ネットワークシステムに掲載することにより各議員に提供する

内閣の答弁書は、参議院情報ネットワークシステム（イントラネット）に掲載することにより各議員に提供する。

（注）内閣の答弁書は、印刷して各議員に配付していたが、議院運営委員会理事会におけるペーパーレス化の協議を踏まえ、第百九十八回国会において本院規則の改正（令和元年六月二十六日議決）が行われ、同年八月一日に召集された第百九十九回国会から電磁的記録の提供その他の適当な方法により各議員に提供することとなった。

参照 三八三号、三九一号

第二節 緊急質問

三八七 緊急質問の申出があつたときは、議長は、まずその取扱
いについて議院運営委員会に諮るのを例とする

質問が緊急を要するときは、議院の議決により口頭で質問することができる。緊急質問をしようとする議員は、あらかじめ文書により議長に申し出る。この場合、議長は、まずその取扱いについて議院運営委員会に諮るのを例とする。

(注) 第十三回国会昭和二十七年三月二十日の議院運営委員会において、次の決定があつた。

緊急質問の取扱いに関する件

緊急質問を権威あらしめるように努めることとし、その取扱いについては、緊急性及び国務大臣の委員会への出席励行を前提として、左の基準による。

1 緊急質問は、議院運営委員会において、緊急性ありと認めた場合にこれを行う。

2 緊急質問をなるべく委員会における質疑に代えるよう、委員会の活用に努める。

3 委員会に付託された議案に関する緊急質問は、これを行わない。

4 同様の内容を持つ緊急質問は重複を避ける。

議院運営委員会において、緊急質問の取扱いについて意見が一致しない場合には、一旦各派において検討の上、あらためてきめる。

参照 二二二号、二五八号

三三八 緊急質問を行うことにつき議院運営委員会の決定があつ

たときは、議長からこれを議院に諮るのを例とする

緊急質問を行うことにつき議院運営委員会において異議がないと決定したときは、議長からこれを議院に諮るのを例とする。緊急質問を行うことに決したときは、議長は、直ちに質問者の発言を許可する。

参照 二〇八号

三八九 緊急質問の発言時間は、議院運営委員会において協定する

緊急質問の発言時間は、議院運営委員会において十五分以内で協定するのを例とする。なお、議長はこの時間内で発言を許可するが、その協定時間については会議において宣告しないのを例とする。

参照 二二六号、二五九号

三九〇 緊急質問の発言は、三回までとするのを例とする

緊急質問に対する国務大臣等の答弁に対し、質問者は協定時間内で重ねて質問することができるが、その発言は、最初の質問を含め三回までとするのを例とする。

参照 三二一号

第十六章 會議録

三九一 會議録に掲載する事項に関する例

會議録には、速記法によつて記載する議事のほか、次の事項を掲載する。

- 一 會議の年月日及び曜日
- 一 開議、休憩、散会及び延会の時刻
- 一 議事日程
- 一 會議に付した案件
- 一 開会式に関する事項
- 一 議題とした案件の委員会、調査会、憲法審査会又は情報監視審査会の報告書及び少数意見の報告書
- 一 議題とした案件の提出文又は送付文及び案件の内容（予算、決算、予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、国庫債務負担行為総調書、国有財産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状況総計算書に
ついては、その内容を掲載しない）

- 一 選挙、内閣総理大臣の指名及び表決における投票者の氏名
 - 一 出席議員の氏名
 - 一 出席した衆議院の委員長又は発議者、国务大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官及び政府特別補佐人の氏名
 - 一 会議当日議員派遣又は委員派遣中の議員の氏名
 - 一 議長の報告事項
 - 一 質問主意書及び答弁書
 - 一 議席の指定及び変更
 - 一 その他議院又は議長において必要と認める事項
- 参照 一五号、二六四号、三九五号、三九六号、三九九号

三九二 投票者の氏名の会議録掲載に関する例

選挙の無名投票の投票者の氏名は、大会派順（同一会派内では五十音順、以下同じ）に会議録に掲載する。内閣総理大臣の指名の記名投票の投票者の氏名は、得票のあった者別に分けて大会派順に会議録に掲載する。

載する。

表決の記名投票及び押しボタン式投票の投票者の氏名は、賛成者、反対者別に分けて大会派順に会議録に掲載する。

(注) 投票者の氏名の会議録掲載は、従来、議席順によっていたが、昭和五十年十二月二十七日に召集された第十七回国会から、大会派順に改められた。

参照 四九号、九〇号、三三九号、三四三号

三九三 会議録に掲載する議長の報告事項に関する例

会議録に掲載する議長の報告事項は、次のとおりである。

- 一 議員の異動（補欠当選、辞職、退職、逝去）
- 一 役員の辞任
- 一 委員の辞任及び補欠
- 一 特別委員長の選任
- 一 調査会長の選任

-
- 一 委員会及び調査会理事の選任
 - 一 憲法審査会の会長及び幹事の選任
 - 一 情報監視審査会委員の宣誓
 - 一 情報監視審査会会長の選任
 - 一 政治倫理審査会の会長及び幹事の選任
 - 一 両院協議会の本院協議委員の議長及び副議長の選任
 - 一 議案等の提出、受領、委員会付託、修正、撤回、送付、回付、返付及び公布奏上
 - 一 委員会、調査会、憲法審査会及び情報監視審査会の報告書並びに少数意見報告書の提出
 - 一 議員派遣
 - 一 公聴会開会承認及び委員派遣承認
 - 一 質問主意書の提出、内閣転送及び内閣からの答弁書受領
 - 一 採択された請願書の内閣への送付
 - 一 賀詞及び弔詞
 - 一 衆議院及び内閣への通知及び要求
 - 一 衆議院及び内閣からの通知書等の受領

- 一 内閣からの報告書等の受領
- 一 政府特別補佐人の承認
- 一 その他議長が必要と認める事項

なお、閉会中に生じた報告事項は、次の国会の召集日の会議録に掲載する。

参照 一三四号

三九四 委員長報告の省略部分を会議録に掲載した例

第五回国会 昭和二十四年五月二十六日の会議において、日程第四百七十七から第六十三までの請願及び日程第二百六から第二百一十一までの陳情につき、運輸委員長板谷順助君が報告した際、「尚、本会議における詳細の報告は、議長のお許しを得て速記録に留めて置きたいと思います。」と述べた。散会に際して議長松平恒雄君は、「先程板谷運輸委員長より委員会の審査の経過報告に関し、この際報告を簡単にしたため、その報告の草稿を速記録の末尾に掲載いたすことの申出がありました。これを許すことに御異議ございませんか。……御異議ないと認めます。よって板谷運輸委員長申出の通り取計らいます。」と告げ、当日の会議録末尾に、「参照」〔板谷運輸委員長の道路運送

監理事務所の地方移譲反対に関する請願外二十五件及び陳情六件に関する報告」として委員長報告の省略部分を掲載した。

第二十六回国会 昭和三十二年五月十九日の会議において、自転車競技法の一部を改正する法律案及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案につき、商工委員会理事相馬助治君が委員長報告をした際、自転車競技法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の内容を省略して報告した。散会后、同君の申出により附帯決議の内容を当日の会議録の同委員長報告の後に〔参照〕として掲載した。

参照 二九五号

規 第一五條
第一五條

三九五 速記不能の箇所について会議録に補足掲載した例

第四十二回国会 昭和三十七年十二月二十二日の会議において、議長不信任決議案の質疑終局の動議を記名投票をもって採決し、副議長重政庸徳君が投票の結果を報告した際、議場騒然のため、これを速記できなかつたので、会議録に次のように補足掲載した。

投票の結果は次のとおりである。

投票総数 百四十二票

白色票 百十二票

青色票 三十票

参照 三九一号

三九六 会議録に記載される発言の字句の訂正に関する例

議院の会議において、発言した議員、国務大臣等は、発言の趣旨を変更しない限り、発言の字句の訂正を求めることができるが、その申出は、会議録提供の日の翌日の午後五時までとする。訂正が認められたときは最近の会議録の末尾に訂正文を掲載する。

なお、会議録の印刷前に発言の字句の訂正の申出があり、これが認められたときは、その部分を訂正の上印刷に付する。

参照 二七五号、三七六号、三九一号

三九七 事務局に保存する会議録には、議長又は当日の会議を整理した副議長若しくは仮議長及び事務総長又はその代理者である参事が署名する

事務局に保存する会議録には、議長又は当日の会議を整理した副議長若しくは仮議長及び事務総長又はその代理者である参事が署名する定めであるが、記名押印をもって署名に代えるのを例とする。

三九八 会議録は官報に掲載し、これを国会会議録検索システムに掲載することにより各議員に提供し、一般に頒布する

会議録は官報に掲載し、これを国会会議録検索システムに掲載することにより各議員に提供し、一般に頒布する。

(注) 会議録は、印刷して各議員に配付していたが、議院運営委員会理事会におけるペーパーレス化の協議を踏まえ、第百九十八回国会において本院規則の改正（令和元年六月二十六日議決）が行われ、同年八月一日に召集された第百九十九回国会から電磁的記録の提供その他の適当な方法により各議員に提供することとなった。

三九九 提供及び頒布する会議録には、議長が取消しを命じた言

辞は掲載しない

提供及び頒布する会議録には、議院の会議において、議長が取消しを命じた言辭及び議長が速記録を調査の上措置する旨を告げ調査の結果不穩当と認め取消しの措置を採った言辭は、掲載しない。

参照 二七二号、二七四号、二九七号、三七七号、三九一号

第十七章 請願等

第一節 請願の提出

憲 第一六条
規 第二六条
第 二五 条

四〇〇 請願書には、請願者の氏名及び住所を記載する

請願書には、請願者の氏名及び住所（住所のない場合は居所）を記載する。ただし、請願者が法人の場合は、その名称のほか、代表者の氏名を記載することを要する。

なお、法人を除いては、総代の名義による請願は、これを受理しない。

憲 第一六条
規 第二六条
第 二五 条

四〇一 外国人からの請願書を受理した例

第十五回国会 昭和二十七年十二月十三日揮発油税軽減に関する請願が日本在住の外国人から提出され、これを受理した。

第九十四回国会 昭和五十六年五月二十二日低レベル放射性廃棄物の太平洋への投棄反対に関する請

願が日本に短期間滞在の外国人から、日本における居所を記載の上、日本人と連名で提出され、これを受理した。
その他同例がある。

国 第七九条

四〇二 請願書の提出には議員の紹介を要し、請願書には紹介議員が署名又は記名押印する

議院に請願しようとする者は、議員の紹介により議長宛てに請願書を提出することを要するが、この場合、紹介議員は請願書に署名又は記名押印する。

参照 四〇三号

国 第七九条

四〇三 請願書が提出された後に紹介議員が議員の地位を失つても、その請願は、なお存続するものとして取り扱う

請願書が提出された後にこれを紹介した議員が辞職、退職、逝去等により議員の地位を失つても、そ

の請願は、なお存続するものとして取り扱う。その主な例は次のとおりである。

第七回国会 昭和二十四年十二月二十二日受理した農家の保有米確保保障に関する請願（昭和二十五年一月二十日農林委員会に付託）の紹介議員中西功君は、昭和二十五年一月二十八日議員を辞職したが、同請願は、同年四月二十八日委員会の審査を終了し、同年五月一日の会議において採択された。

第十回国会 昭和二十五年十二月十三日受理した二本松電報電話局舎新築および電話交換方式変更等促進に関する請願の紹介議員橋本萬右衛門君は、同月二十七日逝去したが、同請願は、昭和二十六年一月二十七日電気通信委員会に付託され、同年三月二十九日委員会の審査を終了し、同月三十一日の会議において採択された。

第四十三回国会 昭和三十八年二月十八日受理した競争事業労働者の保障に関する請願の紹介議員吉田法晴君は、同月二十八日退職となったが、同請願は、同年三月一日商工委員会に付託され、同年七月六日同委員会において審査を行った（審査未了）。

第九十六回国会 昭和五十七年三月十六日受理した旧満州棉花株式会社の恩給対象機関認定に関する請願（同月二十六日内閣委員会に付託）の紹介議員江藤智君は、同年六月二十六日逝去したが、同請願は、同年八月十九日委員会の審査を終了し、同月二十日の会議において採択された。

第百回国会 昭和五十八年九月二十八日受理した慢性及び神経疾患の児童生徒の療育給付の拡大等に関する請願（同年十月七日社会労働委員会に付託）の紹介議員戸塚進也君は、同年十一月十八日議員を辞職したが、同請願は、同月二十四日同委員会において審査を行った（審査未了）。

第百二回国会 昭和五十九年十二月七日受理した非課税貯蓄制度の改正反対及び限度額の枠拡大に関する請願（同月二十一日大蔵委員会に付託）の紹介議員村田秀三君は、昭和六十年一月五日逝去したが、同請願は、同年六月二十一日同委員会において審査を行った（審査未了）。

第百十四回国会 平成元年四月二十七日受理した日本の森林の復元に関する請願（同年五月十二日農林水産委員会に付託）の紹介議員志吉裕君は、同年五月十五日退職となったが、同請願は、同年六月二十一日委員会の審査を終了し、同月二十二日の会議において採択された。

参照 一五一号、四〇二号

四〇四 同一議員の紹介により同日に提出された同一内容の請願

書は、一括し一件として取り扱う

同一議員の紹介により同日に提出された同一内容の請願書が数通あるときは、これを一括し一件とし

て取り扱う。

(注) 第八回国会昭和二十五年七月十九日の議院運営委員会において、この旨の決定があった。

四〇五 請願書の受理は召集日から行う

会期末においては審査の都合上、請願書の紹介提出につき期限を付するのを例とする

請願書の受理は召集日から行う。

会期末においては、請願文書表の作成、委員会の審査等の都合上、議院運営委員会理事会の決定により、請願書の紹介提出につき、期限を付するのを例とする。その期限は、従来例によれば、おおむね会期終了日前五日乃至七日である。

四〇六 会期が極めて短期間のため請願書を受理しなかった例

会期が極めて短期間のため、その会期中請願書の紹介提出は行わないとの議院運営委員会又は同理事

会の決定により、請願書を受理しなかったことがある。その例は次のとおりである。

| | |
|---------------|-------|
| 第十一回国会（臨時） | 会期三日間 |
| 第三十五回国会（臨時） | 会期五日間 |
| 第六十九回国会（臨時） | 会期七日間 |
| 第七十九回国会（臨時） | 会期五日間 |
| 第八十三回国会（臨時） | 会期四日間 |
| 第八十六回国会（臨時） | 会期七日間 |
| 第九十九回国会（臨時） | 会期六日間 |
| 第一百六回国会（特別） | 会期四日間 |
| 第一百十回国会（臨時） | 会期六日間 |
| 第一百五回国会（臨時） | 会期六日間 |
| 第二百二十四回国会（臨時） | 会期五日間 |
| 第三百十回国会（臨時） | 会期五日間 |
| 第三百三十三回国会（臨時） | 会期五日間 |
| 第三百三十五回国会（臨時） | 会期三日間 |

-
- 第三百三十八回国会（特別） 会期六日間
第三百四十八回国会（特別） 会期三日間
第三百五十二回国会（臨時） 会期四日間
第三百六十七回国会（臨時） 会期四日間
第三百七十二回国会（特別） 会期四日間
第三百八十二回国会（特別） 会期三日間
第三百八十四回国会（臨時） 会期六日間
第三百八十八回国会（特別） 会期三日間
第三百九十一回国会（臨時） 会期三日間
第三百九十九回国会（臨時） 会期五日間
第二百二回国会（臨時） 会期三日間
第二百六回国会（特別） 会期三日間

（注） 第三百五回国会（臨時）、第三百三十七回国会（臨時）及び第三百九十四回国会（臨時）においては、召集日の会期決定前に衆議院が解散されたため、請願書を受理しなかった。

四〇七 国会の休会中に請願書を受理した例

第三回国会 昭和二十三年十月二十四日から同年十一月七日までの国会の休会中、同年十月二十五日
早月信号場を駅に昇格の請願書外一件を受理し、その後同休会中に十六件の請願書を受理した（こ
れらの請願は、同年十一月十三日委員会に付託した）。

参照 二九号、一六九号、三八四号

四〇八 請願書の取下げは、議長が許可する

請願書の取下げは、議長がこれを許可する。この場合、請願者は、文書により紹介議員を経てその旨
を議長に申し出ることを要する。

参照 一八九号

四〇九 請願文書表は、毎週一回作成し、これを参議院情報ネットワークシステムに掲載することにより各議員に提供する

請願文書表は、休会中を除き、毎週一回作成し、これを参議院情報ネットワークシステム（インターネット）に掲載することにより各議員に提供する。

請願文書表には、請願ごとに受理番号、受理年月日、件名、請願者の住所氏名、紹介議員の氏名及び請願の趣旨を記載する。なお、この場合、付託委員会別にまとめるのを例とする。ただし、付託すべき委員会が決まらない請願は、付託委員会未定の請願と表示し、付託委員会が決定したときは、その後提供する最近の文書表の当該委員会の欄に付託された旨を記載する。

(注) 請願文書表は、印刷して各議員に配付していたが、議院運営委員会理事会におけるペーパーレス化の協議を踏まえ、第百九十八回国会において本院規則の改正（令和元年六月二十六日議決）が行われ、同年八月一日に召集された第百九十九回国会から電磁的記録の提供その他の適当な方法により各議員に提供することとなった。

参照 二九号、四一一号

国 第八〇条
 規 第二〇条の九
 規 第二六条
 憲規 第二六条

(規 第二九条)
 (規 第二〇条の九)
 (規 第二六条)
 (憲規 第二六条)
 (憲規 第二六条)

第二節 請願の付託

四一〇 請願は、請願文書表の提供と同時に委員会又は憲法審査会に付託する

請願は、毎週一回請願文書表の提供と同時に、議長が適当な委員会又は憲法審査会に付託する。ただし、会期末においては、週二回以上付託することがある。なお、会期末において文書表の提供が間に合わないため、これを提供することなく付託することがある。この場合、文書表は追って提供する。

参照 一七六号

四一一 請願を付託すべき委員会又は憲法審査会を定め難い場合には、議長は、議院運営委員会理事会に諮って付託するのを例とする

請願が、いずれの常任委員会若しくは憲法審査会の所管に属するか明らかでない場合、数個の常任委

員会若しくは憲法審査会の所管に属する場合又は特別委員会の調査事項若しくは付託議案に関連のある場合で、付託すべき委員会又は憲法審査会を定め難いときは、議長は議院運営委員会理事会に諮って付託するのを例とする。

参照 一七八号、一八二号、一八三号、四〇九号

四二二 付託委員会を定め難い議案に関連する請願につき、当該議案の付託を待つて委員会に付託した例

第八十七回国会 昭和五十四年二月二十八日受理した元号法制化反対に関する請願等（十五件）の請願は、同年二月二日提出された元号法案（閣法第二号）が委員会に付託されるまで、付託委員会未定の請願として取り扱った。なお、同法案は同年四月二十七日内閣委員会に付託されたので、これらの請願も同日同委員会に付託した。

第一百回国会 昭和五十九年六月十五日受理した臨時教育審議会設置法制化反対に関する請願（百十件）は、同年三月二十七日提出された臨時教育審議会設置法案（閣法第四七号）が委員会に付託されるまで、付託委員会未定の請願として取り扱った。なお、同法案は同年七月十三日内閣委員会に

付託されたので、これらの請願も同日同委員会に付託した。
その他同例がある。

なお、次のような例がある。

第七十五回国会 昭和五十年二月四日受理した山村振興法の有効期限延長等に関する請願（二件）

は、付託委員会を定め難いため同月二十六日の議院運営委員会理事會に諮り、農林水産委員会に付託した。なお、山村振興法の一部を改正する法律案（衆第一一号）は同年三月十三日提出され、同日同委員会に付託された。

参照 一七八号

四一三 不適正行政に対する苦情を内容とする請願は、行政監視

委員会に付託する

行政運営上の遅延、不適切、怠慢、不注意、能力不足等によって生じた不適正行政に対する苦情を内容とする請願（苦情請願）は、行政監視委員会に付託する。

（注）行政監視委員会は、第四百四十二回国会における国会法及び本院規則の改正により、第四百四十二回国会平成十

年一月十二日（召集日）に新設された。

四一四 裁判官の罷免を求める請願は、委員会に付託しないで裁判官訴追委員会に送付する

裁判官の罷免を求める請願については、議長は、これを委員会に付託しないで、裁判官訴追委員会に送付する。その例は次のとおりである。

第六回国会 昭和二十四年十一月十二日に受理した最高裁判所裁判官ひ免に関する請願は同月十七日裁判官訴追委員会に送付した。

四一五 請願の付託を変更した例

請願を委員会に付託した後、他の委員会に付託を変更することが必要であると認めるときは、議長は、付託を変更する。その主な例は次のとおりである。

第十三回国会 昭和二十七年二月二十三日地方行政委員会に付託した広島市大須賀町に特殊飲食店

街設置反対の請願は、同年六月七日厚生委員会に付託を変更した。

第四十三回国会 昭和三十八年二月一日及び同年六月七日外務委員会に付託したI・L・O条約第八十七号即時批准等に関する請願外二件の請願は、同年六月十四日国際労働条約第八十七号等特別委員会が設置されたため、同月十七日同特別委員会に付託を変更した。

第八十四回国会 昭和五十三年三月三十一日交通安全対策特別委員会に付託した駅前自転車置き場の管理機関に関する請願は、駅前自転車置き場等の整備に関する法律案が建設委員会に付託されたため、同年六月六日同委員会に付託を変更した。

第九十四回国会 昭和五十六年四月二十四日社会労働委員会に付託した在留外国人に対する国民年金法の適用等に関する請願は、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律案が法務委員会に付託されたため、同年五月九日同委員会に付託を変更した。

第四百四十回国会 平成九年三月七日、同月二十一日及び二十八日外務委員会に付託した沖縄の米軍基地の縮小・撤去、日米地位協定の見直し、軍用地強制使用のための立法措置反対に関する請願外六件並びに同年二月二十一日及び三月七日沖縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した沖縄米軍用地強制使用のための特別立法反対等に関する請願外一件は、日本国とアメリカ合衆国と

の間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案が日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会に付託されたため、同年四月十一日同特別委員会に付託を変更した。

参照 一八四号

第三節 請願の会議

四一六 請願は、一括して議題とするのを例とする

第四十六回国会以後、請願は、特に必要がある場合のほかは、委員会の審査を終わったもの全部を一括して議題とするのを例とする。

(注) 第四十六回国会昭和三十九年六月二十六日の議院運営委員会理事会において、同日の会議における請願は一括して議題とし、委員長報告を省略することに決定し、また、第四十七回国会昭和三十九年十二月十七日の議院運営委員会理事会において、以後請願の上程については、これを一括して議題とし、委員長報告を省略

することに決定した。

参照 二四六号

(国 第八〇条)
(規 第一〇四条)

四一七 請願は、委員長の報告を省略するのを例とする

第四十六回国会以後、請願は、特に必要がある場合のほかは、議院に諮り委員長報告を省略するのを例とする。

参照 二九五号

国 第八〇条
規 第一〇七条
第一七条

四一八 請願は、委員会決定のとおり採択するか否かについて採決する

請願は、委員会決定のとおり採択するか否かについて採決する。

この場合、議長は請願に対する議員の表決に支障を来さないように、一括し又は分けて採決する。

(注) 委員会は、採択すべき請願については、内閣に送付するを要するものと要しないものとに区分し、必要に応

じて意見書案を付する。

参照 二三五号、四一九号

第四節 請願審査後の処理

四一九 内閣において措置するを適当と認めた請願は、内閣に送付する

採択した請願のうち、内閣において措置するを適当と認めたもの（内閣に送付するを要するものと議決されたもの）は、即日、内閣に送付する。

意見書が付されたものについては、意見書を併せて送付する。

参照 四一八号

四二〇 請願の処理経過は、内閣から毎年議院に報告される

請願の処理経過は、内閣から毎年おおむね二回議院に報告される。なお、請願の処理経過は、参議院情報ネットワークシステム（イントラネット）に掲載することにより各議員に提供する。

（注）請願の処理経過は、印刷して各議員に配付していたが、議院運営委員会理事会におけるペーパーレス化の協議を踏まえ、令和元年十月四日に召集された第二百回国会から参議院情報ネットワークシステム（イントラネット）に掲載することにより各議員に提供することとなった。

（国 第七九条）

四二一 請願の審査結果は、紹介議員に通知する

請願の審査結果は、紹介議員に対し、当該議員紹介に係る請願に関する採択、不採択等の結果を速やかに通知する。

（注）第三百三十二回国会平成七年六月二日の議院運営委員会理事会において、請願紹介議員から請願者へ審査結果を連絡する際の利便を図るため、紹介議員に対し、当該議員紹介に係る請願に関する採択、不採択等の審査結果を速やかに通知する旨の決定があった。

第五節 地方議会からの意見書

四二二 地方議会から提出された意見書は、関係委員会に送付する

地方自治法第九十九条の規定に基づいて地方議会から意見書が提出されたときは、これを受理した後、その件名及び提出議会名を参議院公報に掲載し、関係委員会に参考のため送付する。また、意見書の受理一覧及び意見書本文を参議院情報ネットワークシステム（イントラネット）に掲載する。

（注） 1 第四百七回国会における地方自治法の改正（平成十二年法律第八十九号）により、同法第九十九条が改められ、普通地方公共団体の議会は意見書を関係行政庁のほか、国会にも提出できることとなったため、第四百四十九回国会平成十二年七月二十八日の議院運営委員会理事会において、地方議会から意見書が提出されたときは、受理後、その件名及び提出議会名を参議院公報に掲載の上、関係委員会に参考送付する旨の決定があった。また、第二百一回国会令和二年三月四日の議院運営委員会理事会において、意見書の受理一覧及び意見書本文について、参議院情報ネットワークシステムに掲載する旨の決定があった。なお、地方議会からの意見書は、閉会中にも受理する。

2 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）の制定に伴い、同法第十一条第八項の規定に基づいて、認定地方公共団体等が国会に提出できることとなった復興特別意見書の取扱いについては、第七十九回国会閉会後平成二十四年一月十九日の議院運営委員会理事会において、受理後、復興に関する事項を所管する委員会に参考送付し、その件名、提出地方公共団体名等を参議院公報に掲載する旨の決定があつた。なお、復興特別意見書は閉会中にも受理する。また、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の制定に伴い、同法第三十九条（現行第七条の二）第一項の規定により読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第十一条第八項の規定に基づいて、福島県知事が国会に提出できることとなった福島復興再生特別意見書の取扱いについては、第八十回国会平成二十四年四月四日の議院運営委員会理事会において、復興特別意見書と同様とする旨の決定があつた。

参照 五〇六号

第十八章 衆議院との関係

四二三 回付案は、その取扱いについて議院運営委員会に諮った 後、議院の会議に付する

衆議院から議案が回付されたときは、議長は、議院運営委員会に回付案の内容を報告しその取扱いについて諮った後、議院の会議に付する。

参照 二二三号

四二四 両院協議会を開き協議した例

(一) 本院において不同意と決した衆議院回付の法律案について、協議した例
本院において衆議院回付の法律案に不同意と決したときは、本院は、衆議院に対しその通知と同時に両院協議会を求めることができる。ただし、衆議院は、この請求を拒むことができる。
本院において不同意と決した衆議院回付の法律案につき、本院の求めに衆議院が応じて、両院協議会

を開き協議した例は、次のとおりである。

第十回国会 昭和二十六年五月二十六日の会議において、教育公務員特例法の一部を改正する法律案の衆議院回付案に不同意と決した後、本法律案につき両院協議会を求めるとの動議（小笠原二三男君提出）を可決し、直ちに衆議院に対し両院協議会を求めた。同日衆議院は、これに応ずることと決した。両院協議会は、同月三十一日成案を得、本院は同年六月二日成案を可決し、衆議院に送付した。同日衆議院はこれを可決した。

(二) 衆議院において不同意と決した本院回付の法律案について、協議した例
本院回付の法律案に衆議院が不同意と決したときは、衆議院は、本院に対し両院協議会を求めることが出来る。

衆議院において不同意と決した本院回付の法律案につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。

第二回国会 昭和二十三年七月四日本院において修正議決し衆議院に回付した国家行政組織法案は、同月五日衆議院において不同意と決し、衆議院から両院協議会を求められた。両院協議会は、同日成案を得、両院においてこれを可決した。
以後同例がある。

(三) 本院において否決した衆議院送付の法律案について、協議した例

本院において衆議院送付の法律案を否決したときは、衆議院は、本院に対し両院協議会を求めることが出来る。

本院において否決した衆議院送付の法律案につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。

第七回国会 昭和二十五年五月一日本院において否決した衆議院送付の地方税法案について、同日衆議院から両院協議会を求められた。両院協議会は成案を得ず、協議委員長三木治朗君は、同月二日の会議において、その旨を報告した。

第十回国会 昭和二十六年三月二十九日本院において否決した衆議院送付の食糧管理法の一部を改正する法律案について、同月三十一日衆議院から両院協議会を求められた。両院協議会は成案を得ず、協議委員長野溝勝君は、同年五月十一日の会議において、その旨を報告した。

第二百二十八回国会 平成六年一月二十一日本院において否決した衆議院送付の公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案について、同月二十六日衆議院から両院協議会を求められた。両院協議会は同月二十九日それぞれ成案を得、両院においてこれらを可決した。

(四) 衆議院において憲法第五十九条第四項の規定により本院が否決したものとみなす議決をした法律案について、協議した例

本院が衆議院の議決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に議決しないときは、衆議院は、憲法第五十九条第四項の規定により、本院がその法律案を否決したものとみなす議決を行うことができるが、この場合、衆議院は、本院に対し両院協議会を求めることができる。衆議院において本院が否決したものとみなす議決をした法律案につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。

第十三回国会 昭和二十七年五月二十九日衆議院から送付された国家公務員法の一部を改正する法律案及び同月三十一日衆議院から送付された保安庁職員給与法案は、いずれも本院において受領後六十日以内に議決しなかったため、同年七月三十日衆議院において憲法第五十九条第四項の規定により本院が否決したものとみなす議決を行い、衆議院から両案の両院協議会を求められた。保安庁職員給与法案は同月三十一日成案を得、同日両院においてこれを可決し、国家公務員法の一部を改正する法律案は両院協議会において協議したが、会期終了により協議未了となった。

(五) 衆議院において不同意と決した本院回付の予算について、協議した例

本院回付の予算に衆議院が不同意と決したときは、国会法第八十五条第一項の規定により、衆議院は、

本院に対し両院協議会を求めなければならない。

衆議院において不同意と決した本院回付の予算につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。

第七十一回国会 平成二十一年一月二十六日本院において修正議決し衆議院に回付した平成二十年度一般会計補正予算（第2号）及び平成二十年度特別会計補正予算（特第2号）は、同日衆議院において不同意と決し、衆議院から両院協議会を求められた。両院協議会は、同月二十七日成案を得ず、憲法第六十条第二項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。協議委員議長北澤俊美君は、同月二十八日の会議において、成案を得なかった旨を報告した。

(六) 本院において否決した予算について、協議した例

本院において予算を否決したときは、国会法第八十五条第一項の規定により、衆議院は、本院に対し両院協議会を求めなければならない。

本院において否決した予算につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。

第一百八回国会 平成二年三月二十六日本院において否決した平成元年度一般会計補正予算（第2号）、平成元年度特別会計補正予算（特第2号）及び平成元年度政府関係機関補正予算（機第2号）について、同日衆議院から両院協議会を求められた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議

長矢田部理君は、同日の会議において、その旨を報告した。よって、憲法第六十条第二項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

以後同例がある。

(七) 本院において承認しないと議決した衆議院送付の条約について、協議した例

本院において衆議院送付の条約を承認しないと議決したときは、国会法第八十五条第一項の規定により、衆議院は、本院に対し両院協議会を求めなければならない。

本院において承認しないと議決した衆議院送付の条約につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。

第六十九回国会 平成二十年四月二十五日本院において承認しないと議決した衆議院送付の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件について、同日衆議院から両院協議会を求められた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議長浅尾慶一郎君は、同日の会議において、その旨を報告した。よって、憲法第六十一条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

第七十一回国会 平成二十一年五月十三日本院において承認しないと議決した衆議院送付の第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件について、同日衆議院から両院協議会を求められた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議長浅尾慶一郎君は、同日の会議において、その旨を報告した。よって、憲法第六十一条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

(八) 内閣総理大臣の指名について両議院の議決が一致しなかったため、協議した例
内閣総理大臣の指名について両議院の議決が一致しないときは、国会法第八十六条第二項の規定により、本院は、衆議院に対し両院協議会を求めなければならない。

内閣総理大臣の指名につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。

第二回国会 昭和二十三年二月二十一日の会議において、吉田茂君を内閣総理大臣に指名したが、衆議院は同日の会議において芦田均君を指名したので、本院は、衆議院に両院協議会を求めた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議長下條康麿君は、同月二十三日の会議において、その旨を報告した。よって、憲法第六十七条第二項の規定により、衆議院の指名の議決が国会の議決となった。

第百十五回国会 平成元年八月九日の会議において、土井たか子君を内閣総理大臣に指名したが、衆議院は同日の会議において海部俊樹君を指名したので、本院は、衆議院に両院協議会を求めた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議長鈴木和美君は、同日の会議において、その旨を報告した。よって、憲法第六十七条第二項の規定により、衆議院の指名の議決が国会の議決となった。

第百四十三回国会 平成十年七月三十日（召集日）の会議において、菅直人君を内閣総理大臣に指名したが、衆議院は同日の会議において小渕恵三君を指名したので、本院は、衆議院に両院協議会を求めた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議長本岡昭次君は、同日の会議において、その旨を報告した。よって、憲法第六十七条第二項の規定により、衆議院の指名の議決が国会の議決となった。

第百六十八回国会 平成十九年九月二十五日の会議において、小沢一郎君を内閣総理大臣に指名したが、衆議院は同日の会議において福田康夫君を指名したので、本院は、衆議院に両院協議会を求めた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議長興石東君は、同日の会議において、その旨を報告した。よって、憲法第六十七条第二項の規定により、衆議院の指名の議決が国会の議決となった。

第百七十回国会 平成二十年九月二十四日（召集日）の会議において、小沢一郎君を内閣総理大臣

に指名したが、衆議院は同日の会議において麻生太郎君を指名したので、本院は、衆議院に両院協議会を求めた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議長奥石東君は、同日の会議において、その旨を報告した。よつて、憲法第六十七条第二項の規定により、衆議院の指名の議決が国会の議決となつた。

四二五 両院協議会協議委員の選挙手続に関する例

両院協議会は、各議院において選挙された各々十人の委員でこれを組織する定めである。

協議委員の選挙は、議長が発議又は議員の動議により、その手続を省略してその選任を議長に委任するのを例とする。この場合、議長は両院協議会に付される案件の院議を構成した会派にその所属議員数に応じ協議委員を割り当て、会派から推薦された議員を指名する。ただし、本院において審議中の法律案について衆議院が憲法第五十九条第四項の規定により本院が否決したものとみなし、衆議院から両院協議会を求められたときは、各会派にその所属議員数に応じ協議委員を割り当てこれを指名する。

なお、協議委員が選挙されたときは、即日その旨を衆議院に通知する。

(注) 第二百二十六回国会平成五年三月二十二日の議院運営委員会理事会において、仮議長、常任委員長、事務総長、両院協議会協議委員、同協議委員の補欠、裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各種の委員等、中央選挙管理会委員及び同予備委員の選任又は指名を議長に委任するに当たっては、その都度、議院運営委員会の決定に基づき、議長からこれを発議することができる旨の決定があつた。

参照 一一四号、二五五号

四二六 両院協議会協議委員の辞任及び補欠に関する例

協議委員が辞任しようとするときは、その所属会派を通じてその旨を議長に申し出て、議長は、これを議院に諮り、議院が許可する。

協議委員が辞任等により欠員となつたときは、直ちにその補欠選挙を行うが、協議委員の補欠選挙は、議長の発議又は議員の動議により、その手続を省略してその選任を議長に委任するのを例とする。この場合、議長は前協議委員の属する会派から推薦された議員を指名する。

なお、協議委員が辞任しその補欠が選挙されたときは、即日その旨を衆議院に通知する。

参照 二五五号

四二七 数個の議案について衆議院から両院協議会を求められた

場合の協議委員の選挙に関する例

衆議院から両院協議会を求められた議案が数案ある場合に、衆議院が一の議案につき協議委員を選挙し他の議案の協議委員をこれと同一としたとき、又は数案について一の協議委員を選挙したときの本院の協議委員の選挙の主な例は、次のとおりである。

第二回国会 昭和二十三年七月五日衆議院から国家行政組織法案及び刑事訴訟法を改正する法律案についてそれぞれ両院協議会を求められ、第二の議案の協議委員は第一の議案の協議委員と同一とした旨の通知があり、本院は同日の会議において、国家行政組織法案外一件協議委員を選挙した（第一の議案は多数をもって、第二の議案は全会一致をもって修正議決されたものであるが、協議委員は院議構成会派に関係なく各会派にその所属議員数に応じて割り当てた）。

第十回国会 昭和二十六年三月三十一日衆議院から日本国有鉄道法の一部を改正する法律案、関稅定率法の一部を改正する法律案及び食糧管理法の一部を改正する法律案についてそれぞれ両院協議会を求められ、第二及び第三の議案の協議委員は第一の議案の協議委員と同一とした旨の通知があり、本院は同日の会議において、三案それぞれについて別個の協議委員を選挙した（第一及

び第二の議案はそれぞれ全会一致をもって修正議決され、第三の議案は賛成少数により否決されたものである。

第十三回国会 昭和二十七年七月二十八日衆議院から労働関係調整法等の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案について両院協議会を求められ、労働関係調整法等の一部を改正する法律案外一件協議委員の通知があり、本院は翌二十九日の会議において、労働関係調整法等の一部を改正する法律案外一件協議委員を選挙した（両案は一括して多数をもって修正議決されたものである）。

同 昭和二十七年七月二十九日衆議院から通商産業省設置法案、通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、農林省設置法等の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、保安庁法案、海上公安局法案、運輸省設置法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律案及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の十案について両院協議会を求められ、通商産業省設置法案外九件協議委員の通知があり、本院は同日の会議において、まず通商産業省設置法案、通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、農林省設置法等の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案及び大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の五案協議委員を

選挙し、次いで保安庁法案、海上公安局法案、運輸省設置法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律案及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の五案協議委員を選挙した（十案は、いずれも多数をもって修正議決されたものであるが、院議構成会派が第一乃至第五の議案と第六乃至第十の議案とで異なったものである）。

同 昭和二十七年七月三十日衆議院から国家公務員法の一部を改正する法律案及び保安庁職員給与法案について両院協議会を求められ、国家公務員法の一部を改正する法律案外一件協議委員の通知があり、本院は翌三十一日の会議において、国家公務員法の一部を改正する法律案外一件協議委員を選挙した（両案は衆議院から受領後六十日以内に議決しなかったものである）。

第一百八回国会 平成二年三月二十六日衆議院から平成元年度一般会計補正予算（第2号）、平成元年度特別会計補正予算（特第2号）及び平成元年度政府関係機関補正予算（機第2号）について両院協議会を求められ、平成元年度一般会計補正予算（第2号）外二件協議委員の通知があり、本院は同日の会議において、平成元年度一般会計補正予算（第2号）外二件協議委員を選挙した（三案は一括して賛成少数により否決されたものである）。

第二百二十八回国会 平成六年一月二十六日衆議院から公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案につ

いて両院協議会を求められ、公職選挙法の一部を改正する法律案外三件協議委員の通知があり、本院は同日の会議において、公職選挙法の一部を改正する法律案外三件協議委員を選挙した（四案は一括して賛成少数により否決されたものである）。

第七十一回国会 平成二十一年一月二十六日衆議院から平成二十年度一般会計補正予算（第2号）、平成二十年度特別会計補正予算（特第2号）及び平成二十年度政府関係機関補正予算（機第2号）について両院協議会を求められ、平成二十年度一般会計補正予算（第2号）外二件協議委員の通知があり、本院は同日の会議において、まず平成二十年度一般会計補正予算（第2号）及び平成二十年度特別会計補正予算（特第2号）の二案協議委員を選挙し、次いで平成二十年度政府関係機関補正予算（機第2号）の協議委員を選挙した（第一及び第二の議案は多数をもって修正議決され、第三の議案は賛成少数により否決され、院議構成会派が異なったものである）。

四二八 内閣総理大臣の指名両院協議会においては、各議院が指

名した者を議題とする

内閣総理大臣の指名両院協議会においては、各議院が指名した者を議題とし、他の者を議題とするこ

とができない。

内閣総理大臣の指名両院協議会の例は、次のとおりである。

第二回国会 昭和二十三年二月二十一日内閣総理大臣の指名について、本院は吉田茂君を、衆議院は芦田均君をそれぞれ指名し、両議院の議決が一致しなかったため、同月二十三日両院協議会を開いて各議院が指名した吉田茂君及び芦田均君について協議したが、成案を得るに至らなかった。

第百十五回国会 平成元年八月九日内閣総理大臣の指名について、本院は土井たか子君を、衆議院は海部俊樹君をそれぞれ指名し、両議院の議決が一致しなかったため、同日両院協議会を開いて各議院が指名した土井たか子君及び海部俊樹君について協議したが、成案を得るに至らなかった。

第百四十三回国会 平成十年七月三十日（召集日）内閣総理大臣の指名について、本院は菅直人君を、衆議院は小渕恵三君をそれぞれ指名し、両議院の議決が一致しなかったため、同日両院協議会を開いて各議院が指名した菅直人君及び小渕恵三君について協議したが、成案を得るに至らなかった。

第百六十八回国会 平成十九年九月二十五日内閣総理大臣の指名について、本院は小沢一郎君を、衆議院は福田康夫君をそれぞれ指名し、両議院の議決が一致しなかったため、同日両院協議会を開いて各議院が指名した小沢一郎君及び福田康夫君について協議したが、成案を得るに至らな

かった。

第七十回国会 平成二十年九月二十四日（召集日）内閣総理大臣の指名について、本院は小沢一郎君を、衆議院は麻生太郎君をそれぞれ指名し、両議院の議決が一致しなかったため、同日両院協議会を開いて各議院が指名した小沢一郎君及び麻生太郎君について協議したが、成案を得るに至らなかった。

参照 四二四号

四二九 協議委員議長から提出される報告書は、印刷に付し、各

議員に配付する

両院協議会において成案を得て、協議委員議長から議長に報告書が提出されたときは、これを印刷に付し、各議員に配付する。

なお、両院協議会において成案を得ず、その旨の報告書が提出されたときも、同様とする。

参照 一七〇号、一七五号

四三〇 両院協議会の成案が議院の会議において議題となったときは、まず協議委員議長が両院協議会の経過及び結果を報告する

両院協議会の成案が議院の会議において議題となったときは、まず協議委員議長が両院協議会の経過及び結果を報告する。

なお、両院協議会において成案を得なかつたときも、議院の会議においてその旨を報告するのを例とする。

参照 二九五号

四三一 両院協議会の成案に対する質疑及び討論は、成案の範囲に限る

両院協議会の成案に対する質疑及び討論は、成案の範囲に限る。両院協議会の成案について質疑及び討論を行った例は次のとおりである。

第十三回国会 昭和二十七年六月六日の会議において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の両院協議会の成案について、相馬助治君は質疑し、協議委員議長草葉隆圓君が答弁した。次いで、千葉信君は反対の討論を行った。

第二百二十八回国会 平成六年一月二十九日の会議において、公職選挙法の一部を改正する法律案の両院協議会の成案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案の両院協議会の成案、政治資金規正法の一部を改正する法律案の両院協議会の成案及び政党助成法案の両院協議会の成案について、有働正治君は反対の討論を行った。

四三二 憲法第五十九条第四項及び第六十条第二項に規定する期間の計算は、本院が議案を受領した当日から起算する

憲法第五十九条第四項及び第六十条第二項（第六十一条において準用する場合を含む）に規定する期間の計算は、本院が議案を受領した当日から起算する。

参照 四二四号

四三三 法律案について、憲法第五十九条第二項の規定により、

衆議院が再議決した例

衆議院が議決し、本院でこれと異なった議決をした法律案につき、憲法第五十九条第二項の規定により、衆議院が出席議員の三分の二以上の多数で再び議決したときは、法律となる。その例は次のとおりである。

(一) 本院において修正した法律案に不同意と決し、再議決した例

第一回国会 昭和二十二年十月十一日本院において修正議決し衆議院に回付した刑法の一部を改正する法律案は、同月十四日衆議院において不同意と決した後、憲法第五十九条第二項の規定により、再議決した。

以後同例がある。

(二) 本院において否決した法律案を再議決した例

第十回国会 昭和二十六年六月二日本院において否決した衆議院提出のモーターボート競走法案は、同月五日衆議院において憲法第五十九条第二項の規定により、再議決した。
以後同例がある。

(三) 本院において審議中の法律案につき、衆議院において本院が否決したものとみなし、再議決した例

第十三回国会 昭和二十七年五月三十一日衆議院から送付された国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案は、本院において受領後六十日以内に議決しなかつたため、同年七月三十日衆議院において憲法第五十九条第四項の規定により本院が否決したものとみなす議決を行い、憲法第五十九条第二項の規定により同法案を再議決した。
以後同例がある。

参照 四二四号

憲 第五九条

四三四 法律案について、本院が受領後六十日以内に議決しなかつたため、衆議院において本院が否決したものとみなす議決を行った例

本院が衆議院の議決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に議決しないときは、衆議院は、憲法第五十九条第四項の規定により、本院がその法律案を否決したものとみなす

ことができる。その例は次のとおりである。

第十三回国会 昭和二十七年五月二十九日衆議院から送付された国家公務員法の一部を改正する法律案、同月三十一日衆議院から送付された国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案及び保安庁職員給与法案の三案について、本院が受領後六十日以内に議決しなかったため、同年七月三十日衆議院において、憲法第五十九条第四項の規定により、本院が否決したものとみなす議決を行った。

第六百六十九回国会 平成二十年二月二十九日衆議院から送付された平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案、地方税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の五案について、本院が受領後六十日以内に議決しなかったため、同年四月三十日衆議院において、憲法第五十九条第四項の規定により、本院が否決したものとみなす議決を行った。

第八百八十三回国会 平成二十五年四月二十三日衆議院から送付された衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、本院が受領後六十日以内に議決しなかったため、同年六月二十四日衆議院において、憲法第五十九条第四項の規定により、本院が

否決したものとみなす議決を行った。

参照 四二四号

四三五 予算について、本院が受領後三十日以内に議決しなかつ

たため、衆議院の議決が国会の議決となった例

本院が衆議院の議決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に議決しなかり、憲法第六十条第二項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。その例は次のとおりである。

第十九回国会 昭和二十九年三月四日衆議院から送付された昭和二十九年一般会計予算、昭和二十九年特別会計予算及び昭和二十九年政府関係機関予算は、本院において受領後三十日以内に議決しなかつたため、憲法第六十条第二項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

第百十四回国会 平成元年四月二十八日衆議院から送付された平成元年度一般会計予算、平成元年度特別会計予算及び平成元年度政府関係機関予算は、本院において受領後三十日以内に議決しなかつたため、憲法第六十条第二項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

四三六 条約について、本院が受領後三十日以内に議決しなかつ

たため、衆議院の議決が国会の議決となつた例

本院が衆議院の議決した条約を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に議決しないと
きは、憲法第六十一条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。その例は次のとおりである。
第三十回国会 昭和三十三年十一月一日衆議院から送付された原子力の平和的利用における協力の
ための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結
について承認を求めるの件外二件は、本院において受領後三十日以内に議決しなかつたため、憲
法第六十一条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となつた。
以後同例がある。

四三七 憲法第六十七条第二項に規定する期間の計算は、衆議院

が内閣総理大臣の指名の議決を行った当日から起算する

憲法第六十七条第二項に規定する期間の計算は、衆議院が内閣総理大臣の指名の議決を行った当日か

ら起算する。なお、従来の例によれば、内閣総理大臣の指名の議決は全て両院で同日に行われている。

四三八 衆議院議員発議の法律案又は衆議院提出の法律案につき、

発議者又は衆議院の委員長が本院の会議において国会法

第五十六條の二の規定による趣旨説明をした例

衆議院議員発議の法律案又は衆議院提出の法律案について、本院の会議において国会法第五十六條の二の規定による趣旨説明を聴取した主な例は、次のとおりである。

(一) 予備審査のため送付された衆議院議員発議の法律案について、発議者から趣旨説明を

聴取した例

第十六回国会 昭和二十八年六月二十六日の会議において、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案（衆議院議員山花秀雄君外六名提出）について発議者衆議院議員多賀谷眞稔君は趣旨説明を行い、また、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案（衆議院議員山花秀雄君外六名提出）について発議者衆議院議員井堀繁雄君は趣旨説明を行い、両君は、質疑に対し答弁した。

なお、発議者衆議院議員山花秀雄君、熊本虎三君及び矢尾喜三郎君も同日の会議に出席し、山花秀雄君は、質疑に対し答弁した（両案とともに、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案（内閣提出）について小坂労働大臣から趣旨説明を聴取し、これに対する質疑を行った）。

第二十二回国会 昭和三十年七月四日の会議において、憲法調査会法案（衆議院議員清瀬一郎君外四名提出）について発議者衆議院議員清瀬一郎君は趣旨説明を行い、質疑に対し答弁した。

なお、発議者衆議院議員古井喜實君も同日の会議に出席した。

第二十四回国会 昭和三十一年三月二十八日の会議において、公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院議員中村高一君外四名提出）について発議者衆議院議員鈴木義男君は趣旨説明を行い、質疑に対し答弁した。

第三十八回国会 昭和三十六年三月一日の会議において、農業基本法案（衆議院議員北山愛郎君外十一名提出）について発議者衆議院議員北山愛郎君は趣旨説明を行った。

なお、発議者に対する質疑は行われなかった（同案とともに、農業基本法案（内閣提出）について周東農林大臣から趣旨説明を聴取し、これに対する質疑を行った）。

第三百三十二回国会 平成七年五月十五日の会議において、介護休業等に関する法律案（衆議院議員松岡満壽男君外四名提出）について発議者衆議院議員松岡満壽男君は趣旨説明を行った。

なお、発議者衆議院議員大野由利子君、河上覃雄君及び榊屋敬悟君も同日の会議に出席し、質疑に対し答弁した（同案とともに、育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）について浜本労働大臣から趣旨説明を聴取し、これに対する質疑を行った）。

(二) 衆議院提出の法律案について、発議者又は衆議院の委員長から趣旨説明を聴取した例

第三十三回国会 昭和三十四年十二月二十五日の会議において、国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案（衆議院議員佐々木盛雄君外四名提出）について発議者衆議院議員佐々木盛雄君は趣旨説明を行い、質疑に対し答弁した。

第三十四回国会 平成七年十二月十一日の会議において、公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院議員瓦力君外二十五名提出）及び政党助成法の一部を改正する法律案（衆議院議員瓦力君外二十五名提出）について発議者衆議院議員瓦力君は趣旨説明を行い、質疑に対し答弁した。

なお、発議者衆議院議員伊吹文明君、佐藤観樹君及び三原朝彦君も同日の会議に出席し、質疑に対し答弁した。

第四百十三回国会 平成十年十月五日の会議において、債権管理回収業に関する特別措置法案（衆議院議員保岡興治君外三名提出）外三案について発議者衆議院議員保岡興治君は趣旨説明を行い、また、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案（衆議院議員菅直人君外十二名提出）外

三案について発議者衆議院議員伊藤英成君は趣旨説明を行った（趣旨説明を聴取した八案のうち競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案及び特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案（いずれも衆議院議員保岡興治君外四名提出）を除く六案は、平成十年十月二日、衆議院において修正議決されたものである）。

なお、発議者衆議院議員池田元久君、石井啓一君、西川知雄君及び鈴木淑夫君も同日の会議に出席し、質疑に対し答弁した（八案とともに、金融機能の正常化に関する特別措置法案（筆坂秀世君外一名発議）外三案について発議者本院議員筆坂秀世君から趣旨説明を聴取し、これに対する質疑を行った）。

第七十一回国会 平成二十一年六月二十六日の会議において、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院議員中山太郎君外五名提出）について発議者衆議院議員富岡勉君は趣旨説明を行った（同案とともに、子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案（本院議員千葉景子君外八名発議）について発議者本院議員川田龍平君から趣旨説明を聴取したが、両案について質疑は行われなかった）。

第七十七回国会 平成二十三年六月十三日の会議において、東日本大震災復興基本法案（衆議院東日本大震災復興特別委員長提出）について衆議院東日本大震災復興特別委員長黄川田徹君は趣旨説明を行った。

なお、同委員長代理衆議院議員後藤祐一君、加藤勝信君及び石田祝稔君も同日の会議に出席し、質疑に対し答弁した。

参照 二八六号、二八八号

国第六〇条
（規 第〇七条）

四三九 委員会の審査を省略した衆議院提出法律案につき、衆議院の委員長が本院の会議において趣旨説明をした例

第二十一回国会 昭和三十年一月二十四日の会議において、国会法の一部を改正する法律案の委員会の審査を省略することにした後、衆議院議院運営委員長菅家喜六君は同案の趣旨説明をした。

参照 二八二号

四四〇 委員会の審査を終わつた議案で衆議院提出のもの及び衆議院修正のもの、衆議院の委員長、発議者又は修正案の提出者は出席しないのを例とする

委員会の審査を終わつた議案で衆議院提出のもの及び衆議院修正のもの、衆議院の委員長、発議者又は修正案の提出者は出席しないのを例とする。

参照 三五六号

四四一 中間報告後議院の会議で審議することに決した議案で衆議院修正のもの、衆議院の委員長又は修正案の提出者が出席した例

第五十六回国会 昭和四十二年八月十八日の会議において、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）の審議の際、衆議院社会労働委員長長川野芳満君（委員会修正に関し）及び修正案提出者衆議院議員和田耕作君（本会議修正に関し）が出席した。

第六十一回国会 昭和四十四年七月三十日及び同月三十一日の会議において、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）の審議の際、修正案提出者衆議院議員谷垣專一君が出席した。

なお、谷垣君は質疑に対し答弁した。

第七十五回国会 昭和五十年七月四日の会議において、公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）及び政治資金規正法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）の審議の際、第一の議案の修正案提出者衆議院議員山田芳治君及び小沢貞孝君が出席した。

なお、山田君は質疑に対し答弁した。

参照 二九一号、三五六号

四四二 発議者又は修正案の提出者である本院議員が衆議院の会議に出席した例

第三十一回国会 昭和三十四年四月七日の衆議院の会議において、最低賃金法案（内閣提出、参議院回付）の審議の際、修正案の提出者本院議員草葉隆圓君は出席し、質疑に対し答弁した。

第四十三回国会 昭和三十八年五月十四日の衆議院の会議において、清掃法の一部を改正する法律案（趣旨説明）の審議の際、発議者本院議員藤田藤太郎君は出席し、国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明を行い、質疑に対し答弁した。

第九十六回国会 昭和五十七年七月二十七日の衆議院の会議において、公職選挙法の一部を改正する法律案（趣旨説明）の審議の際、発議者本院議員金丸三郎君は出席し、国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明を行い、質疑に対し答弁した。なお、発議者本院議員松浦功君も出席した。

第百十六回国会 平成元年十二月十二日の衆議院の会議において、消費税法を廃止する法律案外八案（趣旨説明）の審議の際、発議者本院議員久保亘君は出席し、国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明を行い、質疑に対し答弁した。なお、発議者本院議員小川仁一君、梶原敬義君、佐藤三吾君、太田淳夫君、峯山昭範君、笹野貞子君及び勝木健司君も出席し、峯山昭範君、勝木健司君及び笹野貞子君は質疑に対し答弁した。

四四三 本院提出法律案の衆議院に対する委員会審査省略要求に 関する例

本院提出法律案について衆議院に対して委員会の審査省略を要求するには、あらかじめ議院運営委員会において協議し、議院の会議において議案を議決した後、直ちに議長が議院に諮り、これを決するのを例とする。衆議院に対し委員会の審査省略を要求する議決があつたときは、議長は、議案の送付とともに文書でこれを要求する。

本院提出法律案について衆議院に対し委員会の審査省略を要求した例は、次のとおりである。

第三回国会 昭和二十三年十一月二十六日 引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案

(衆議院は、翌二十七日委員会の審査を省略して議題とし、直ちに採決し可決した。)

第四回国会 昭和二十三年十二月二十二日 地方自治法の一部を改正する法律案及び未復員者給与

法の一部を改正する法律案(衆議院は、同日いずれも委員会の審査を省略して一括して議題とし、直ちに採決し可決した。)

第六回国会 昭和二十四年十一月二十九日 未復員者給与法の一部を改正する法律案及び特別未帰還者給与法の一部を改正する法律案(衆議院は、翌三十日いずれも委員会の審査を省略しないことを議決

し、両案を大蔵委員会に付託した後、同年十二月一日可決した。）

参照 二七七号、二七八号

第十八章 衆議院との関係 (四四三)

五四五

第十九章 議員の派遣

四四四 議員派遣の手續に関する例

議員の派遣は、議院運営委員会理事会に諮った後、議長において決定するのを例とする。

会期中議長において議員の派遣を決定した主な例は、次のとおりである。

第八十七回国会 昭和五十四年二月十七日議長安井謙君は、議院運営委員会理事会に諮り、米国証券取引委員会の調査報告にかかる航空機輸入をめぐる問題等に関し、その真相解明を期するため、アメリカ合衆国に十一日間の日程をもって議員六人を派遣することを決定した。

第九十一回国会 昭和五十五年一月二十九日議長安井謙君は、議院運営委員会理事会に諮り、第三回日本・EC議員会議出席並びに各国の政治経済事情等視察のため、フランス及び中東・東南アジア各国に十九日間の日程をもって議員三人を派遣することを決定した。

同 昭和五十五年三月二十一日議長安井謙君は、議院運営委員会理事会に諮り、列国議会同盟一九八〇年度春季会議（オスロ）に出席のため、ノルウェー及びその他の欧州各国に十三日間の日程をもって議員二人を派遣することを決定した。

国第(三)条
規第八〇条

四四五 災害等が発生したときは、必要に応じ議員を派遣するの を例とする

震災、風水害、雪害、冷害、火災等が発生した場合に、その被害状況を調査し又は慰問する必要があるときは、議員を被害地に派遣するのを例とする。

国第(三)条
規第八〇条

四四六 国内において開催された国際会議に議員を派遣した例

第四百十一回国会 平成九年十二月一日から十日まで京都府において開催された地球温暖化防止京都会議に参加するため、同月六日及び七日の二日間、議員十人を派遣した。

第四百十九回国会 平成二十七年三月十三日宮城県において開催された第三回国連防災世界会議の際の議員会議に出席するため、同日の一日間、議員二人を派遣した。

四四七 海外への議員派遣に関する例

諸外国の議会制度、政治経済事情等を調査するため、昭和二十八年以後毎年議員を海外に派遣するのを例とする。

海外において開催されるＩＰＵ（列国議会同盟）会議には、昭和二十七年以後毎回議員を派遣するのを例とする。

なお、海外においてＩＰＵ会議以外の国際会議が開催される場合、これに議員を派遣し又は外国からの招待により議員を派遣することがある。

（注） 第二百二回国会昭和六十年五月三十一日の議院運営委員会理事会において、議員の海外派遣に当たっては目的を明確にすることとし、その目的別により、議員団を国際会議出席、外国議会との交流、特定事項調査の三種とする旨の決定があり、議院運営委員長から議長に対し報告書が提出された。

第二百五十九回国会平成十六年六月十五日の議院運営委員会理事会において議員の海外派遣につき、次の決定があった。

以下の議員団を派遣する。

(イ) ＯＤＡ調査のための議員団

第十九章 議員の派遣（四四五―四四七）

参議院改革の一環として「決算重視の立場から、ODA経費の効率的運用に資するため」（平成十五年七月二十八日参議院改革協議会報告書）、ODA派遣を実施する。

(四) 国際会議出席のための議員団

I P U（列国議会同盟）会議、日本・E U議員会議、A S E A N議員機構（A I P O）総会等の定例的な会議のほか、重要性の高い国際会議出席のため、議員団を派遣する。

(ハ) 外国議会との交流のための議員団

外国議会との交流を深めるため、公式招待に応じ、議長、副議長等を団長とする議員団を派遣する。

(ニ) 重要事項調査のための議員団

議院運営委員会理事会が、特に重要かつ緊急性のある調査事項を決定し、議員団を派遣する。

参照 五五七号、五七二号

四四八 議長又は副議長が招待により外国を訪問した例

外国議会の議長等の招待により、議長又は副議長がその国を訪問したことがある。その主な例は次のとおりである。

第二十六回国会閉会后 昭和三十二年六月二日議長松野鶴平君は、フランス上院議長からの招待により同国を訪問した。

第五十一回国会 昭和四十一年二月八日議長重宗雄三君は、中華民国政府からの招待により同国を訪問した。

第五十二回国会閉会后 昭和四十一年九月十日副議長河野謙三君は、フランス上院仏日友好議員団長からの招待により同国を訪問した。

第六十九回国会閉会后 昭和四十七年八月三十一日議長河野謙三君は、チェッコスロヴァキア、ハンガリー及びブルガリア各国会議長からの招待により同三か国を訪問した。

参照 五五七号

四四九 派遣議員は、その調査の結果を議院運営委員会に報告するのを例とする

派遣議員は、その調査の結果を議院運営委員会に報告するのを例とする。なお、この場合、口頭報告を省略し、報告書を同委員会の会議録に掲載するのを例とする。

(注) 派遣議員の報告は、当初議院の会議において行ったことがあるが、国内派遣については第二十四回国会以後、海外派遣については第二十九回国会以後、議院運営委員会に報告する例となった。

第二十章 紀律、警察及び傍聴

第一節 紀律

四五〇 議員は、議場又は委員会議室においては互いに敬称を用いる

議員は、議場又は委員会議室においては互いに敬称として「君」を用いる。

四五一 議長は、議員の発言が法規に違ひその他議院の品位を傷つけるときは、注意を与え、発言を禁止し、又はその取消しを命ずる

議院の会議において、議員の発言が、議題の外にわたり若しくは発言の範囲を超えるとき、制限時間若しくは協定時間を超えるとき、無礼若しくは他人の私生活にわたるとき等法規に違ひその他議院の

規
第
二
〇
条

国
規
第
二
六
条

第
二
〇
条

第
二
〇
条

第
二
〇
条

品位を傷つけるときは、議長は、発言者に対し注意を与え、発言を禁止し、発言者の降壇を命じ、又は発言の取消しを命ずる。

参照 二六三号、二六八号、二六九号、二七二号、二七四号、二九七号、三八一号

四五二 国会法第二百二十条による処分要求の取扱いに関する例

議院の会議、委員会又は調査会において、侮辱を被った議員は、これを議院に訴えて処分を求めることができる。

処分要求の取扱いについて、第七十八回国会昭和五十一年十月十二日の議院運営委員会理事会において次のとおり決定した。

国会法第二百二十条による処分要求の取扱いについて

- 一、処分要求は、文書により理由を付して議長に提出する。
- 二、処分要求書が提出されたときは、議長はこれを議院運営委員会に諮問する。
- 三、議院運営委員会においては、まず理事会で協議し、処分を要するものについては、本委員会において被侮辱議員に対する陳謝、発言の取消等処分の内容を決定してこれを議長に答申する。

議長は、これに基づき処置をとる。

なお、従来、不穩当発言に対する処置については、ほとんど議院運営委員会の理事会で決定されていることにかんがみ、各会派に異議がない場合には、同理事会の決定で議長に答申することもあり得る。

四、議院運営委員会又は同理事会において処分を要しないと決したときは、その旨を議長に答申する。議長は、これに基づき処分を行わない旨を処分要求議員に通知する。

五、処分要求は、議院運営委員会が議長に答申するまでは、何時でも撤回することができる。

四五三 国会法第二百二十条による処分要求書が提出された例

第七十八回国会 昭和五十一年十月六日立木洋君から國務大臣稻葉修君に対する処分要求書が、議長に提出された。なお、本件は議院運営委員会理事会において協議されたが、結論を得るに至らなかった。

第四百四十五回国会 平成十一年八月十日平野貞夫君から円より子君に対する処分要求書が、議長に提出された。なお、本件は議院運営委員会理事会において協議されたが、結論を得るに至らなかった。

四五四 議員は、議場においては必ず上着を着用する

議員は、議場においては必ず上着を着用する。

(注) 第十回国会閉会後昭和二十六年八月十日の議院運営委員会において、議員は議場においては夏季であっても必ず上着を着けることとする従来慣行を確認した。

第百八十七回国会平成二十六年十月二十三日の議院運営委員会において、参議院規則第二百七条の精神を踏まえ、議場にふさわしい品位ある服装とすることとし、議場又は委員会議室に入る者は、参議院規則第二百九条において着用又は携帯が禁じられている帽子、外とう、襟巻、傘、つえの類に当たると疑義を持たれないようにする旨の申合せを行った。

四五五 夏季における院内の服装に関する例

夏季における院内の服装について、議院運営委員会理事会において申合せを行ったことがある。その主な例は次のとおりである。

第百六十二回国会 平成十七年五月三十一日の議院運営委員会理事会において、地球温暖化防止対

策等の観点から、夏季の期間中（毎年六月一日から九月三十日まで）、院内（委員会室を含む）においては上着、ネクタイを着用しないことを可とするが、議場においては従来のとおり必ず上着を着用する旨の申合せを行った。

第七十七回国会 平成二十三年四月二十七日の議院運営委員会理事会において、今般の電力需給逼迫に対応するため、五月一日から十月三十一日まで、院内（委員会室を含む）においては上着、ネクタイを着用しないことも可とするが、品位ある服装を心がけるものとし、議場においては従来のとおり必ず上着を着用する旨の申合せを行った。

第九十回国会 平成二十八年四月二十二日の議院運営委員会理事会において、地球温暖化防止対策等の観点から、五月一日から九月三十日まで、院内（委員会室を含む）においては上着、ネクタイを着用しないことも可とするが、品位ある服装を心がけるものとし、議場においては従来のとおり必ず上着を着用する旨の申合せを行った。

第九十六回国会 平成三十年四月二十六日の議院運営委員会理事会において、地球温暖化防止対策等の観点から、五月一日から九月三十日まで、院内（委員会室を含む）においては上着、ネクタイを着用しないことも可とするが、品位ある服装を心がけるものとし、議場においては従来のとおり必ず上着を着用することを確認し、十月の服装については政府が軽装を呼び掛けているこ

とに鑑み、各自の判断によるものとする旨の申合せを行った。

四五六 議場又は委員会議室においては、議長への届出又は議長

の許可により、歩行補助のためつえ等を使用することができる

議場又は委員会議室において、国会議員及び国会議員以外の出席者（国会議員でない国務大臣、政府特別補佐人、政府参考人、公述人、証人、参考人等）は、議長へ届け出て、これら以外の者は、議長の許可を得て、歩行補助のためつえを使用することができる。車椅子又は上履きを使用する場合も同様とする。また、つえ等の使用が長期にわたると考えられる場合には、会期中又は任期中の使用について届出をし、又は許可を受けることができる。

つえ等について会期中の使用を届け出た者又は許可された者は、閉会中における使用について改めて届出をし、又は許可を受けることを要しない。

参照 四五号

四五七 議場に國務大臣が秘書官等を帯同することを許可した例

第二十一回国会 昭和三十年一月二十二日鳩山内閣総理大臣から、歩行不自由のため、議員秘書を議場に帯同したい旨を申し出たので、議長は、これを許可した。以後第二十五回国会まで毎国会これを許可した。

同 昭和三十年一月二十三日重光外務大臣から、歩行不自由のため、秘書官を議場に帯

同 同したい旨を申し出たので、議長は、これを許可した。第二十二回国会にもこれを許可した。

第四十六回国会 昭和三十九年三月十二日賀屋法務大臣から、歩行不自由のため、秘書官及び議員秘書を議場に帯同したい旨を申し出たので、翌十三日議長は、これを許可した。

四五八 議長の許可なくして演壇に登った議員の降壇を命じた例

第十六回国会 昭和二十八年八月三日の会議において、「労働委員会で審査中の電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案について、国会法第五十六条の三の規定により、同委員会委員長をして次会の本会議の劈頭に中間報告をさせ、報告時間を一時間以内とするこ

動議」の表決を記名投票により執行中、議長河井彌八君は、投票時間を制限し、制限時間に達した
ので投票箱の閉鎖を命じたが、多数の議員が登壇していたため、議長は、議員の降壇を命ずると
もに、衛視にその執行を命じた。衛視執行後、議長は投票の結果を報告した。
その他同例がある。

参照 三四五号

四五九 議場北側出入口の出入者に関する例

議場北側出入口から出入する者は、議長、副議長、事務総長、國務大臣、内閣官房副長官、副大臣、
大臣政務官、政府特別補佐人、衆議院の委員長又は発議者及び会議の事務を執る職員並びに議長が特
に必要と認め許可した者とするが、本院の職員又は國務大臣等の秘書官は、事務連絡のため一時出入
することができる。

参照 二三三号、三四二号

四六〇 議員は、その任期中議員記章を帯用する

議員には議員記章を交付し、議員は、その任期中これを帯用する。

なお、議員であつた者には、前議員記章を交付する。

四六一 議院に出入する者は、記章を帯用することを要する

議院に出入する者は、記章を帯用することを要する。

政府特別補佐人、会計検査院長、検査官、最高裁判所長官又はその指定する代理者には政府特別補佐人記章を、各官庁職員にはそれぞれ秘書官記章及び公務員記章を、新聞記者等には記者記章を、議員秘書には議員秘書記章を、各会派の事務員には政党事務員記章を、参議院職員には職員記章を、その他の者には所定の記章又は腕章を交付する。

なお、国会議員でない国務大臣等には政府特別補佐人記章を交付する。

(注) 議院の会議を傍聴する一般の者については、公衆傍聴券を交付し、公衆傍聴席に限つて出入を許可する。

また、議院内の参観を許可された者については、記章等を交付することなく、衛視がこれを導く。

参照 四七〇号—四七二号

五六二

四六一 議長は、議院の秩序保持のため、特に必要があると認め
たときは、面会者等の院内通行を制限し又は禁止する

議長は、議院の秩序保持のため、特に必要があると認めたとときは、面会者等の院内通行を制限し又は禁止することがある。その主な例は次のとおりである。

第二十四回国会 昭和三十一年二月二十五日議長河井彌八君は、陳情を目的とする多数の面会希望者の院内通行について、議院の秩序を乱すおそれがあると認め、これを許可しなかつた。

同 昭和三十一年五月二十六日から同年六月三日までの間、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案外一案の審議に際し、議長松野鶴平君は、議院の秩序を保持するため、議員、國務大臣、政府委員等に対する面会のための院内通行を禁止した。

第三十七回国会 昭和三十五年十二月九日議長松野鶴平君は、陳情を目的とする多数の面会希望者の院内通行について、議院の秩序を乱すおそれがあると認め、その数を代表三十名に制限し、これを許可した。

なお、大臣室又は各省政府控室における面会者等の数は、十名以内に制限するのを例とする。

参照 四六八号、四七三号

四六三 院内における録音、撮影等は、議長の許可を受けることを要する

院内において録音、録画又は映画若しくは写真の撮影等を行う場合には、議長の許可を受けることを要する。この場合、新聞社等は、一会期を通じての許可を受けることができる。

参照 四七五号

第二節 警察

四六四 議院警察権の範囲は、議事堂の囲障内とする

議院の紀律を保持するための内部警察の権は、議長がこれを行うが、議院警察権の範囲は、議事堂の

困障内とする。

四六五 衛視は、議院内部の警察を行う

衛視は、議長の指揮の下に、議院内部の警察を行う。衛視がその職務を執行するに当たっては、国会法及び参議院規則のほか、参議院傍聴規則、参議院記章規程、衛視執務規程等による。

四六六 議院において必要とする警察官は、議長の要求により召集の前日から派出されるのを例とする

議院において必要とする警察官は、議長の内閣に対する要求により、召集の前日から会期終了日の翌日まで派出されるのを例とする。

なお、議長は、閉会中においても必要に応じ警察官の派出を要求することがある。

四六七 議院に派出された警察官は、原則として議事堂外の警察 を行う

議院に派出された警察官は、議長の指揮の下に議事堂外の警察を行う。ただし、議長が特に必要と認め議事堂内の警察を行わせることがある。その例は次のとおりである。

第二十四回国会 昭和三十一年六月二日における議院内の混乱に際し、議長松野鶴平君は、衛視のみではその秩序を回復し議事の進行を図ることが困難と認め、特に内閣に対し五百人の警察官の派出を要求し、これを議事堂内に入れ秩序の回復に当たらしめた。その際、警棒及びけん銃は取り外させた。なお、同日の会議において、「文教委員会で審査中の地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について、直ちに文教委員長の間報告を求めるとの動議」を記名投票をもって採決するに当たり、演壇及び議長席周辺が混乱に陥ったため、議長は、警察官二十人を議場に入れた。議長は、秩序回復後直ちに警察官の退場を命じた。

四六八 院内において秩序を乱した者を院外に退去させ又は警察

官庁に引き渡した例

議員以外の者が議院内部において秩序を乱したときは、議長は、これを院外に退去させ、必要な場合は警察官庁に引き渡すことがある。その主な例は次のとおりである。

(一) 院外に退去させた例

第十九回国会 昭和二十九年五月十三日議員控室において、議員に面会した者が、その後、当該議員から退去を求められたにもかかわらずこれに応じなかったので、衛視がその面会人を院外に退去させた。

(二) 警察官庁に引き渡した例

第十九回国会 昭和二十九年四月十六日議事堂屋上に不法侵入した者が、懸垂幕を掲げ、文書を散布して議院内の秩序を乱したので、衛視がこれを拘束し、議長河井彌八君の命により、警察官庁に引き渡した。

参照 四六二号、四七四号

第三節 傍聴

四六九 傍聴席は、皇族席、貴賓席、外国外交官席、衆議院議員席、公務員席、公衆席及び新聞記者席に分ける。

傍聴席は、皇族席、貴賓席、外国外交官席、衆議院議員席、公務員席、公衆席及び新聞記者席に分ける。

参照 五五三号―五五五号

四七〇 議員紹介の公衆傍聴券は、会議の当日議員に交付する

一般の公衆傍聴券は、会議の当日先着順により交付する

議員紹介の公衆傍聴券は、会議の当日各議員に一枚ずつこれを交付する。

一般の公衆傍聴券は、会議の当日先着順によりこれを交付する。

(注) 参議院傍聴規則は十歳未満の児童は特に許可があった場合に限って傍聴できる旨定めているが、第百九十六

回国会平成三十年七月三日の議院運営委員会理事會において、保護者等が同伴する十歳未満の小学生は原則として傍聴を許可すること、小学生未満の者や十歳未満の小学生の団体は議長の許可を得る旨の決定があった。

参照 四六号、四六一号

四七一 會議の短時間傍聴に関する例

議員の紹介がある団体については、その希望により、會議の短時間傍聴を認める。この場合の公衆傍聴券は、各団体の代表者に一枚ずつこれを交付する。

(注) 第九十四回国会閉會後昭和五十六年九月二十二日の議院運営委員会理事會において、本院の參觀を希望する団体が會議のため參觀できないときに、參觀に代えて會議の傍聴を希望する団体については、傍聴時間指定(十五分乃至三十分)の傍聴を認めることとし、その手続は簡略にすることを決定した。

参照 四六一号

四七二 外国外交官傍聴券及び公務員傍聴券は、一会期通用のも

のを交付する

新聞記者等については、議院が交付する記者記章により

傍聴を認める

外国外交官傍聴券及び公務員傍聴券は、その申出により、毎会期の始めに一会期通用のものを交付する。

新聞記者等については、傍聴章を交付することなく、別に議院が交付する記者記章により傍聴を認める。

参照 四六一号

四七三 議長が必要と認めるときは、傍聴人の数を制限する

議長は、秩序保持のため、特に必要があると認めるときは、傍聴券の発行を制限し、又は傍聴券を所

持する者でも傍聴を許さないことがある。その例は次のとおりである。

(一) 傍聴券の発行を制限した例

第十三回国会 昭和二十七年七月二日議長佐藤尚武君は、特に必要があると認め、同日の会議（破壊活動防止法案外二案の審議）の一般の公衆傍聴券の発行を三十枚に制限した。

(二) 傍聴券を所持する者の傍聴を許さなかつた例

第十回国会 昭和二十六年二月十九日公衆傍聴券を所持した者のうちに酒気を帯びた者があつたので、衛視はこの者の傍聴を許さなかつた。

その他同例がある。

参照 四六二号

四七四 傍聴人が傍聴規則に違反するときは、これを制止し、又は退場させ、必要な場合は、これを警察官庁に引き渡す

傍聴人は、国会法、本院規則及び議長の定めた傍聴規則を遵守することを要するが、これに違反し議事の妨害をしたときは、これを制止し、又は退場させ、必要な場合は、これを警察官庁に引き渡す。

その例は次のとおりである。

(一) 退場させた例

第七回国会 昭和二十五年四月三日の会議において、昭和二十五年度一般会計予算外三案の表決を記名投票により執行中、公衆傍聴席の傍聴人が大声を發して議事を妨害したので、衛視はこれを退場させた。

第十九回国会 昭和二十九年五月十四日の会議において、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案外一案の討論中、公衆傍聴席の傍聴人が拍手したので、衛視がこれを制止したが、なお拍手を続け議事の妨害をしたので、これを退場させた。
その他同例がある。

(二) 警察官庁に引き渡した例

第二百十回国会 平成三年一月三十日の会議において、国務大臣の演説に対する質疑中、公衆傍聴席の傍聴人二名が議場へ靴を投げ込み、議事の妨害をしたので、衛視がこれを退場させ、議長土屋義彦君の命により、警察官庁に引き渡した。

第四百十回国会 平成九年四月十七日の会議において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する

協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の討論中、公衆傍聴席の傍聴人が、大声を発してビラをまき、横断幕を張り、ゼッケンを着け、議事の妨害をしたので、議長齋藤十朗君の命により、衛視がこれらの傍聴人二十一名を退場させ、警察官庁に引き渡した。

第百八十五回国会 平成二十五年十二月六日の会議において、特定秘密の保護に関する法律案の討論中、公衆傍聴席の傍聴人が議場へ靴を投げ込み、議事の妨害をしたので、衛視がこれを退場させ、議長山崎正昭君の命により、警察官庁に引き渡した。

参照 四六八号

四七五 議院の会議の実況を中継放送するときは、議長の許可を受けることを要する

議院の会議の実況をラジオ又はテレビジョンにより中継放送するときは、その都度許可願を議長に提出し、許可を受けることを要する。

なお、その他院内からラジオ又はテレビジョンの中継放送をするときも、同様とする。

参照 四六三号

第二十章 紀律、警察及び傍聴

第三節 傍聴

(四七五)

五七三

第二十一章 懲罰

四七六 懲罰の動議は、理由を付して提出するのを例とする

議員は、二十人以上の賛成で懲罰動議を提出することができる。

議員が懲罰動議を提出するときは、賛成者とともに連署し、理由を付した文書により提出するのを例とする。

懲罰動議が提出された例は、次のとおりである。

第四回国会 昭和二十三年十二月二十三日（同日動議可決、懲罰委員会付託）

第五回国会 昭和二十四年五月二十日（同日動議可決、懲罰委員会付託）

同 昭和二十四年五月二十三日（同月二十四日動議否決）

同 昭和二十四年五月二十五日（同月三十日動議否決）

同 昭和二十四年五月二十五日（同月三十日動議一部可決、懲罰委員会付託。一部否決）

第十三回国会 昭和二十七年六月二十七日（同月二十八日動議否決）

同 昭和二十七年六月二十八日（七月四日動議否決）

- 第十三回国会
昭和二十七年六月三十日（七月四日動議可決、懲罰委員会付託）
- 第二十二回国会
昭和三十年七月三十日（同日動議審議未了）
- 第二十四回国会
昭和三十一年五月十一日（同月十五日動議撤回）
- 同
昭和三十一年五月十一日（同月十五日動議撤回）
- 第四十回国会
昭和三十七年二月十日（同月二十二日動議撤回）
- 第六十五回国会
昭和四十六年三月二十九日（五月二十四日動議審議未了）
- 第七十一回国会
昭和四十八年七月十八日（九月十一日動議撤回）
- 第九十四回国会
昭和五十五年十二月二十二日（昭和五十六年三月十六日動議撤回）
- 第一百回国会
昭和五十八年九月二十二日（十一月二十八日動議審議未了）
- 第一百八回国会
昭和六十二年五月二十一日（同月二十六日動議撤回）
- 第一百四十五回国会
平成十一年八月十一日（同月十三日動議審議未了）
- 同
平成十一年八月十三日（同日動議審議未了）
- 第一百四十七回国会
平成十二年五月十八日（六月二日動議審議未了）
- 第一百六十四回国会
平成十八年一月二十六日（六月十八日動議審議未了）
- 第一百六十五回国会
平成十八年十月十三日（十二月十九日動議審議未了）

第百六十六回国会 平成十九年四月十二日（七月五日動議審議未了）

第百六十九回国会 平成二十年六月十一日（同月二十一日動議審議未了）

第百七十回国会 平成二十年十二月十八日（同月二十五日動議審議未了）

第百七十四回国会 平成二十二年四月一日（同月二日動議撤回）

第百八十四回国会 平成二十五年八月二日（同月七日動議審議未了）

同 平成二十五年八月二日（同月七日動議審議未了）

第百八十五回国会 平成二十五年十一月八日（同月十三日動議可決、懲罰委員会付託）

参照 二五五号

四七七 議長が懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した例

議院において懲罰事犯があるときは、議長は、これを懲罰委員会に付託することができる。
議長が懲罰委員会に付託した例は、次のとおりである。

第七回国会 昭和二十五年四月四日の会議において、議長佐藤尚武君は、「小川友三君が昭和二十五年一度一般会計予算外三件の審議に際し、会議の基本的原則を無視して、委員会における表決及

び本会議における討論と相反する表決を本会議において行うと共に、この間極めてまじめさを欠く発言をなしたことは、議院の体面を汚した行動と認め、これを懲罰事犯として懲罰委員会に付託いたします。」と告げた。

第十三回国会 昭和二十七年七月三十一日（会期終了日）国家公務員法の一部を改正する法律案外一件両院協議会議長衆議院議員小澤佐重喜君から、本院議長佐藤尚武君に対し、協議会において、国家公務員法の一部を改正する法律案を協議中、本院の協議委員である千葉信君、森崎隆君、村尾重雄君及び紅露みつ君が急に退席したため、定足数を欠くに至り、自後の会議を続行できなくなったので、早急に再開できるような特別の配慮を願いたい旨及び同君等は再三の招集に応じないので両院協議会規程第十三条により懲罰事犯としての処分を併せ求める旨の申入れがあった。よって、即日議長は、議員千葉信君、森崎隆君、村尾重雄君、紅露みつ君懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した。

第九十六回国会 平成三十年七月二十日の会議において、特定複合観光施設区域整備法案の表決を記名投票により執行中、議員森ゆうこ君、山本太郎君及び糸数慶子君が記名投票のため登壇した際、垂れ幕のような物を掲げるなどしたため、議長伊達忠一君は、直ちに、これを議場の秩序を乱し、議院の品位を傷つける行為であると認め制止した。同日議長は、これを懲罰事犯として、

議員森ゆうこ君、山本太郎君、糸数慶子君懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した。

参照 一〇九号、一三二号

四七八 院議により懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した例

議員から懲罰動議が提出されたときは、議長は、議院の会議に付し、討論を用いなくて議院の決を採り、懲罰委員会に付託するかどうかを決する。

院議により懲罰委員会に付託した例は、次のとおりである。

第四回国会 昭和二十三年十二月二十三日の会議において、議員中西功君を懲罰に付するの動議（岡田喜久治君外十名提出）が可決されたので、議長松平恒雄君は、直ちに議員中西功君懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した。

第五回国会 昭和二十四年五月二十日の会議において、議員星野芳樹君を懲罰に付するの動議（草葉隆圓君外一名提出）が可決されたので、議長松平恒雄君は、直ちに議員星野芳樹君懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した。

同 昭和二十四年五月三十日の会議において、議員金子洋文君、中西功君、岩間正男君、

原虎一君、板野勝次君、細川嘉六君、中村正雄君、カニエ邦彦君、天田勝正君を懲罰に付するの動議（草葉隆圓君外一名提出）を、各議員ごとに採決したところ、金子洋文君、中西功君、板野勝次君、カニエ邦彦君については、可決されたので、議長松平恒雄君は、直ちに議員金子洋文君外三名懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した。

第十三回国会 昭和二十七年七月四日の会議において、議員岩間正男君、兼岩傳一君、三輪貞治君、鈴木清一君、江田三郎君、岡田宗司君、栗山良夫君、中田吉雄君、水橋藤作君、河崎ナツ君、高田なほ子君、小笠原二三男君、木下源吾君、島清君、梅津錦一君、菊川孝夫君、吉田法晴君懲罰の動議（草葉隆圓君外六名提出）を、各議員ごとに採決したところ、いずれも可決されたので、

議長佐藤尚武君は、直ちに議員岩間正男君外十六名懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した。

第百八十五回国会 平成二十五年十一月十三日の会議において、議員アントニオ猪木君を懲罰に付するの動議（水落敏栄君外七名提出）が可決されたので、議長山崎正昭君は、直ちに議員アントニオ猪木君懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した。

参照 一三二号、四八一号

四七九 懲罰についての一身上の弁明に関する例

懲罰の動議により懲罰事犯があるとされた議員から、その動議の会議において一身上の弁明のため発言を求められたときは、議長は、これを許可するのを例とする。

懲罰の動議の会議において弁明しなかつた議員及び議長により懲罰事犯の件として懲罰委員会に付託された議員から、懲罰事犯の件の会議において一身上の弁明を求められたときは、議長は、これを許可する。

懲罰について一身上の弁明をした例は、次のとおりである。

(一) 懲罰の動議の会議において一身上の弁明をした例

第四回国会 昭和二十三年十二月二十三日の会議において、議員中西功君を懲罰に付するの動議の採決に先立ち、同議員は一身上の弁明をした。

第五回国会 昭和二十四年五月三十日の会議において、同月二十八日趣旨説明があつた議員金子洋文君外八名を懲罰に付するの動議（草葉隆圓君外一名提出）、議員松嶋喜作君外六名を懲罰に付するの動議（木下源吾君外四名提出）及び議員松嶋喜作君外六名を懲罰に付するの動議（中野重治君提出）の採決に先立ち、各議員は一身上の弁明をした。

第十三回国会 昭和二十七年六月二十八日の会議において、議員小野義夫君懲罰の動議の採決に先立ち、同議員は一身上の弁明をした。

同 昭和二十七年七月四日の会議において、議員岩間正男君外十六名懲罰の動議の採決に先立ち、梅津錦一君を除き各議員は一身上の弁明をした。

(二) 懲罰事犯の件の会議において一身上の弁明をした例

第五回国会 昭和二十四年五月二十七日の会議において、議員星野芳樹君懲罰事犯の件の委員長の報告の後、同議員は一身上の弁明をした（昭和二十四年五月二十日の会議において、懲罰の動議を審議した際は、弁明がなかった）。

第七回国会 昭和二十五年四月七日の会議において、議員小川友三君懲罰事犯の件の委員長の報告の後、同議員は一身上の弁明をした（昭和二十五年四月四日、議長が懲罰委員会に付託）。

参照 二七一号

四八〇 懲罰の動議を採決する際には、当該議員は退席することを要しない

議員は、自己の懲罰事犯の会議に出席することができないが、懲罰の動議の会議の際には、採決を終わるまで退席することを要しない。

四八一 二人以上を対象とした懲罰の動議及び二人以上の懲罰事犯の件の採決は、各議員につき行う

一の懲罰の動議で二人以上を対象としたもの及び二人以上の懲罰事犯の件の採決は、各議員につきこれを行う。

参照 三三七号、四七八号

四八二 戒告の懲罰が議決されたときは、本人の出席を求め、議長が戒告文を朗読する

懲罰事犯の件の会議には、本人が出席することができないので、戒告の懲罰が議決されたときは、議場に本人の出席を求めた後、議長が戒告文を朗読する。

四八三 懲罰委員会が除名すべきものとして報告した事犯について、出席議員の三分の二以上の多数による議決がなかつたため、議院が他の懲罰を科した例

懲罰委員会が除名すべきものとして報告した事犯について、出席議員の三分の二以上の議決がなかつた場合に、議院は他の懲罰を科することができる。その例は次のとおりである。

第六回国会 昭和二十四年十月三十一日の会議において、懲罰委員長報告に係る議員中西功君を除名する懲罰を記名投票により採決したところ、賛成が三分の二に達しなかつたため、油井賢太郎君から本院規則第二百四十六条により同議員に対し登院停止三十日間の懲罰を科するの動議が提

出され、記名投票により採決の結果、本動議は可決された。よつて議長松平恒雄君は、中西功君に対し三十日間の登院停止を宣告した。

四八四 懲罰事犯の件を継続審査に付した例

第五回国会 昭和二十四年五月三十一日の会議において、議員金子洋文君外三名の懲罰事犯の件は、懲罰委員長要求のとおり、委員会の審査を閉会中も継続することに決した。

参照 一三八号

第二十二章 政治倫理

四八五 議員は、政治倫理綱領及び行為規範を遵守しなければならない らない

議員は、議院の議決により定める政治倫理綱領及び行為規範を遵守しなければならない。政治倫理綱領は政治倫理確立のための議員の行動基準を、行為規範は政治倫理綱領に基づく具体的な行為準則を定めている。

(注) 第百回国会昭和五十八年十一月十八日の議院運営委員会において、議長の管掌の下に政治倫理確立のための具体策につき調査検討することを目的とした政治倫理に関する協議会が設置された。衆議院においても第百一回国会昭和五十九年二月六日政治倫理に関する協議会が設置され、以後、両院の政治倫理に関する協議会間で協議を重ねた結果、政治倫理綱領及び行為規範の協議会案、政治倫理綱領及び行為規範の遵守義務並びに政治倫理審査会設置を内容とする国会法改正案要綱並びに政治倫理審査会規程案要綱を決定し、答申を行った。この答申に基づき、第百三回国会昭和六十年六月二十四日国会法の一部が改正され、さらに、本院は、第百三回国会昭和六十年十月十四日の会議において、政治倫理綱領案、行為規範案及び参議院政治倫理

審査会規程案を議決した。

また、第二百二十五回国会平成四年十二月十日政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成四年法律第百号）の制定に伴い、行為規範の一部を改正する規則案を議決し、平成五年一月一日から施行された。

参照 三〇五号

四八六 政治倫理審査会に関する例

政治倫理の確立のため、政治倫理審査会が設置されている。政治倫理審査会の審査の対象、組織、権限及び運営等は参議院政治倫理審査会規程により定められている。

政治倫理審査会に関しては、第百三回国会昭和六十年十月十四日の議院運営委員会理事会において、次の三項目の申合せを行った。

- 1、審査会の審査は、会期にかかわらず継続して行われるものとする。
- 2、事案の審査中、当該事案の申立てを行った委員がすべて委員でなくなった場合においても、事案は存続するものとする。

3、審査会の運営は、委員会の運営に準ずるものとする。

四八七 政治倫理審査会委員は、所属議員十人以上を有する各会

派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、これに

基づき議長が指名する

政治倫理審査会委員は、通常選挙後初めて召集される国会の召集日の午前十時現在の所属議員十人以上を有する各会派の所属議員数の比率によりこれを各会派に割り当てる。

議長は、この割当てに基づき各会派から申し出た議員を政治倫理審査会委員に指名し、議員は、任期中その任にある。

政治倫理審査会委員の各会派への割当数変更及び委員変更については、常任委員の例による。

また、通常選挙後初めて召集される国会において政治倫理審査会委員を選任するときは、あらかじめ全政治倫理審査会委員を各会派に割り当てた後、議長は、まず、改選期に当たらなかった議員の政治倫理審査会委員辞任を許可し、議院の会議において、各会派の申出に基づき全政治倫理審査会委員の指名を行うのを例とする。

なお、所属議員十人以上を有する会派に委員の割当てがなかったため、その所属議員のうちから、審査会に出席し、並びに事案について、質疑し、及び意見を述べることができるとする議員一人を、各会派の申出に基づき、指名したことがある。その例は次のとおりである。

第二百二十四回国会 平成四年八月七日（召集日）の会議において、議長原文兵衛君は、政治倫理審査会委員及び政治倫理審査会に出席する議員（二人）を指名した。

第二百二十六回国会 平成五年一月二十二日（召集日）の会議において、議長原文兵衛君は、政治倫理審査会に出席する議員（一人）を指名した。

（注）第二百二十六回国会平成五年三月十二日参議院政治倫理審査会規程の改正により、同審査会の委員数十一人が十五人に改められたため、同月二十二日、議長原文兵衛君は、同審査会委員四人を補充指名し、同日付の参議院公報に掲載した。

参照 一一四号、一二二号、一二三号、一二九号

第二十三章 裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各種の委員等の選挙

四八八 裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各種の委員等は、一定数以上の議員が所属する会派に、その所属議員数に比例して割り当てるのを例とする

裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の本院議員の中から選任、指名又は推薦する各種の委員等は、これを併せて、通常選挙後初めて召集される国会の召集日の午前十時現在における所属議員十人以上の会派（議院運営委員の割当てのある会派）に、その所属議員数の比率により、これを割り当てるのを例とする。また、各種委員の各会派割当数の変更については、常任委員等の割当変更の基準（第八十六回国会閉会后昭和五十三年十二月二十一日の議院運営委員会理事会決定）によるのを例とする。

本院議員の中から選任、指名又は推薦する各種の委員等は、次のとおりである。

(一) 議院において選任又は指名するもの

| | |
|------------------|----|
| 裁判官弾劾裁判所裁判員 | 七人 |
| 同 予備員 | 四人 |
| 裁判官訴追委員 | 十人 |
| 同 予備員 | 五人 |
| 皇室会議予備議員 | 二人 |
| 皇室經濟會議予備議員 | 二人 |
| 檢察官適格審査會委員 | 二人 |
| 同 予備委員 | 二人 |
| 日本ユネスコ国内委員會委員 | 三人 |
| 国土審議會委員 | 四人 |
| 国土開発幹線自動車道建設會議委員 | 四人 |
| (二) 議長が推薦するもの | |
| 国土審議會特別委員 | 三人 |
| (北海道開発分科會) | |
| 同 | 三人 |

(豪雪地帯対策分科会)

同 四人

(離島振興対策分科会)

地方制度調査会委員 二人

選挙制度審議会特別委員

(注) 第四十九回国会昭和四十年七月三十日の議院運営委員会において、各種委員は今後所属議員十人以上の会派に割り当てる旨の決定があつた。

参照 一一四号、一二二号

四八九 裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各種の委員等の選挙 手続に関する例

裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の本院議員の中から選任又は指名する各種の委員等の選挙は、議長
の發議又は議員の動議により、その手続を省略して議長が指名するのを例とする。裁判官弾劾裁判所
裁判員予備員等の職務を行う順序の決定は、議長に一任するのを例とする。

また、議長の推薦により内閣において任命する各種の委員については、議長は、あらかじめ議院運営委員会に諮るのを例とする。

裁判官弾劾裁判所の裁判員及び同予備員並びに裁判官訴追委員及び同予備員を選任したときは、裁判員及び同予備員については裁判官弾劾裁判所及び衆議院に、裁判官訴追委員及び同予備員については裁判官訴追委員会及び衆議院に、それぞれその旨を通知する。この場合、予備員についてはその職務を行う順序を付記する。その他の各種の委員等を選任若しくは指名したとき又は議長において推薦するときは、その旨を内閣に通知する。この場合、皇室会議及び皇室経済会議の予備議員についてはその職務を行う順序を、検察官適格審査会委員の予備委員については委員何某君の予備委員である旨をそれぞれ付記する。

(注) 第百二十六回国会平成五年三月二十二日の議院運営委員会理事会において、仮議長、常任委員長、事務総長、両院協議会協議委員、同協議委員の補欠、裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各種の委員等、中央選挙管理委員会及び同予備委員の選任又は指名を議長に委任するに当たっては、その都度、議院運営委員会の決定に基づき、議長からこれを発議することができる旨の決定があった。

参照 二二八号、二二五五号

四九〇 各種の委員等の辞任について法規に定めのない場合の取

扱いに関する例

皇室会議予備議員、皇室経済会議予備議員、検察官適格審査会委員、同予備委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の辞任については、法規に定めがないので、第三回国会昭和二十三年十一月二十五日両議院事務局、宮内府、内閣官房及び法務庁間において協議決定した次の取扱いによるのを例とする。

国会議員が議院における互選だけで（任命行為がなくて）他の機関の構成員たる

地位に就く者の辞任につき、法律及び規則に定めがない場合の取扱い

(例) 皇室会議及び皇室経済会議の衆議院及び参議院の議長及び副議長たる議員の予備議員（皇室

典範第三十条第三項、皇室経済法第十一条第一項）、検察官適格審査会の両議院の議員たる委員

（検察庁法第二十三條第四項、検察官適格審査会令第一条）

ここに掲げた諸例の者の辞任については、法令にならぬ規定がない。よつて取扱いとして次のごとくしたい。

一、これらの者がその任を辞せうとするときは、辞表をその会議の議長又は委員会の委員長あてに

提出する。

- 二、辞表が提出されたときは、議長又は委員長は、その旨を内閣総理大臣に通知する。
- 三、内閣総理大臣がこの通知を受けたときは、関係議院の議長あてに補欠を求める。
- 四、補欠選挙が行われ後任者が決定するまでは、前任者はその任にあるものとする。

(付) 議員の死亡又は退職により欠員を生じたときは、通知を要しないで議院においてその補欠をするものとする。

(注) 現在、右記の取扱いにおける辞表は、内閣総理大臣宛てに提出している。

第二十四章 国会法第三十九条ただし書の規定

による議決に関する件及び国家公務員等の任命に関する件

四九一 国会法第三十九条ただし書の規定による議決に関する件の取扱いに関する例

議員を内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に任命するため、内閣から議院の議決を求められたときは、まず議院運営委員会において内閣から説明を聴取し、同委員会の決定があつた後、議院の会議において議決するのを例とする。ただし、委員会に付託したことがある。その例は次のとおりである。

第十一回国会 昭和二十六年八月十六日提出された講和全権委員の任命につき国会の議決を求めるの件は、翌十七日の議院運営委員会において委員会に付託すべき旨の決定があつたので、同日議

第二十四章 国会法第三十九条ただし書の規定による議決に関する件
及び国家公務員等の任命に関する件

(四九二)

五九七

長佐藤尚武君は、これを同委員会に付託した。

第十一回国会 昭和二十六年八月十八日提出された講和全権委員の任命につき国会の議決を求めるの件及び講和全権委員代理の任命につき国会の議決を求めるの件(二件)は、同日議長佐藤尚武君は、これを議院運営委員会に付託した。

なお、本件を議決したときは、即日その旨を内閣に通知する。

(注) 第二十一回国会における国会法の改正(昭和三十年法律第三号)により、第三十九条ただし書中「国会の議決」は「両議院一致の議決」に改められた。

また、議員が、特派大使、政府代表、全権委員等の職に就く場合は、国会法第三十九条ただし書の規定によつて任命されていたが、第二十四回国会及び第二十八回国会における外務公務員法の改正(昭和三十一年法律第十二号及び昭和三十三年法律第六十五号)により、内閣は、同法に基づいて、それらの外務公務員を任命できることとなった。

参照 二〇七号、二八四号

四九二 国家公務員等の任命に関する件の取扱いに関する例

国家公務員等の任命につき内閣から同意又は承認を求められたときは、まず議院運営委員会において内閣から説明を聴取し、同委員会の決定があった後、議院の会議において議決するのを例とする。議決に際しては、議長は、議員の表決に支障を来さないように、同一委員につき又は数個の委員を通じて、一括し又は分けて採決する。本件を議決したときは、即日その旨を内閣に通知する。

国家公務員等の任命につき内閣から両議院の同意又は承認を求めるものは、次のとおりである。

人事官

国家公務員倫理審査会会長及び同委員

検査官

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員

総合科学技術・イノベーション会議議員（有識者議員）

食品安全委員会委員

原子力委員会委員長及び同委員

衆議院議員選挙区画定審議会委員

第二十四章

国会法第三十九条ただし書の規定による議決に関する件
及び国家公務員等の任命に関する件

（四九二）

五九九

国会等移転審議会委員

公益認定等委員会委員

再就職等監視委員会委員長及び同委員

公正取引委員会委員長及び同委員

国家公安委員会委員

個人情報保護委員会委員長及び同委員

カジノ管理委員会委員長及び同委員

証券取引等監視委員会委員長及び同委員

公認会計士・監査審査会会長及び同委員

預金保険機構理事長、同理事及び同監事

地方財政審議会委員

行政不服審査会委員

情報公開・個人情報保護審査会委員

国地方係争処理委員会委員

電気通信紛争処理委員会委員

電波監理審議会委員

公害等調整委員会委員長及び同委員

日本放送協会経営委員会委員

中央更生保護審査会委員長及び同委員

公安審査委員会委員長及び同委員

日本銀行総裁、同副総裁及び同政策委員会審議委員

労働保険審査会委員

中央社会保険医療協議会委員（公益委員）

社会保険審査会委員長及び同委員

中央労働委員会公益委員

調達価格等算定委員会委員

運輸審議会委員

土地鑑定委員会委員

運輸安全委員会委員長及び同委員

公害健康被害補償不服審査会委員

第二十四章 国会法第三十九条ただし書の規定による議決に関する件
及び国家公務員等の任命に関する件

四九三 中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名の手續に関する例

中央選挙管理会委員及び同予備委員は、国会議員以外の者で参議院議員の被選挙権を有する者の中から、国会の指名に基づいて、内閣総理大臣がこれを任命する。

議院の会議において委員を指名するときは、議長が発議又は議員の動議により、これを議長に一任し、議長が指名するのを例とする。この場合、議長は、あらかじめ定数五人を両議院を通じた会派の所属議員数の比率により一会派二人を限度として各会派に割り当て、これに基づき各会派から推薦された者について指名するのを例とする。

予備委員は、委員の指名と同時に、委員と同数を指名するが、その手續は、委員の指名の場合と同様とする。

なお、本院において委員及び予備委員を指名したときは、即日その旨を衆議院に通知し、衆議院において指名があつたときは、その旨本院に通知がある。両院の指名が一致したときは、衆議院議長から国会の指名があつた旨を内閣に通知し、その旨本院に通知がある。

(注) 第二百二十六回国会平成五年三月二十二日の議院運営委員会理事会において、仮議長、常任委員長、事務総長、

両院協議会協議委員、同協議委員の補欠、裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各種の委員等、中央選挙管理会委員及び同予備委員の選任又は指名を議長に委任するに当たっては、その都度、議院運営委員会の決定に基づき、議長からこれを発議することができる旨の決定があつた。

参照 一一四号、二五五号

四九四 政治資金適正化委員会委員の指名の手續に関する例

政治資金適正化委員会委員は、学識経験のある者の中から、国会の指名に基づいて、総務大臣がこれを任命する。政治資金適正化委員会委員の指名の例は、次のとおりである。

第百六十九回国会 平成二十年三月十九日の会議において、議長江田五月君の発議により、政治資金適正化委員会委員の指名は議長に一任することに決し、議長は、同委員五名（同年三月十日の議院運営委員会理事会の決定に基づき、弁護士一名、公認会計士一名、税理士一名並びに学者及び政治資金に精通した有識者二名の基準で人選され、同理事会で合意した者）を指名した。

以後同例がある。

なお、本院において委員を指名したときは、即日その旨を衆議院に通知し、衆議院において指名が

あつたときは、その旨本院に通知がある。両院の指名が一致したときは、衆議院議長から国会の指名があつた旨を内閣に通知し、その旨本院に通知がある。

第二十四章

国会法第三十九条ただし書の規定による議決に関する件
及び国家公務員等の任命に関する件

(四九四)

六〇五

第二十五章 内閣等からの報告、勧告、意見等

四九五 内閣等から提出される各種の報告、勧告、意見等に関する例

る例

法律等の規定に基づき、内閣、人事院、会計検査院等から、また、内閣を経由して公正取引委員会、日本銀行、地方公共団体等から各種の報告、勧告、意見等が提出されるが、その提出は会期中に限る旨の定めがあるものを除き、閉会中にも提出される。

これらの報告、勧告、意見等が提出された場合は、参議院情報ネットワークシステム（イントラネット）に掲載することにより各議員に提供する。

（注）内閣等から提出される各種の報告、勧告、意見等は、その印刷物を各議員に配付していたが、議院運営委員会理事會におけるペーパーレス化の協議を踏まえ、令和元年十月四日に召集された第一百回国会から参議院情報ネットワークシステム（イントラネット）に掲載することにより各議員に提供することとなった。

参照 二六七号

四九六 決算に関する警告の議決に対して内閣が講じた措置につ いては、内閣総理大臣から文書により報告するのを例と する

決算に関する警告の議決に対して内閣が講じた措置については、内閣総理大臣から議長に対し文書により報告するのを例とする。

(注) 第四百四十一回国会閉会後平成十年一月八日の議院運営委員会理事会において、参議院制度改革検討会の答申に基づき、決算に関する警告の議決に対して内閣が講じた措置について、内閣総理大臣名で議長宛てに報告書を提出させる旨の決定があった。これを受けて、第四百四十五回国会閉会後平成十一年十月二十六日に、平成七年度決算に関する本院の議決について内閣が講じた措置の報告が提出された。

なお、平成八年度決算及び平成九年度決算の議決には、内閣に対する警告に関し「内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。」との文言が加えられた。平成十年度以降の決算の議決においても同様である。

参照 三二五二号、三七二号

四九七 最高裁判所がその裁判において、法律が憲法に適合しな

いと判断し、その裁判が確定したときは、その裁判書の

正本が送付される

最高裁判所がその裁判において、法律が憲法に適合しないと判断し、その裁判が確定したときは、最高裁判所裁判事務処理規則第十四条後段の規定により、最高裁判所長官から議長宛てにその裁判書の正本が送付される。その例は次のとおりである。

第七十一回国会 昭和四十八年四月十六日最高裁判所長官から、同月四日最高裁判所大法廷において判決の言渡しがあり、同月十五日確定した尊属殺人被告事件二件及び尊属殺未遂被告事件についての判決正本（刑法第二百条の違憲判断を含む）が議長に送付された。

第七十五回国会 昭和五十年五月一日最高裁判所長官から、同年四月三十日最高裁判所大法廷において判決の言渡しがあり、同日確定した行政処分取消請求事件についての判決正本（薬事法第六条第二項、第四項（これらを準用する同法第二十六条第二項）の違憲判断を含む）が議長に送付された。

第七十七回国会 昭和五十一年四月十四日最高裁判所長官から、同日最高裁判所大法廷において判決の言渡しがあり、同日確定した選挙無効請求事件についての判決正本（公職選挙法第十三条、別

表第一及び附則第七項乃至第九項の違憲判断を含む）が議長に送付された。

第二百二回国会閉会后 昭和六十年七月十七日最高裁判所長官から、同日最高裁判所大法廷において判決の言渡しがあり、同日確定した選挙無効請求事件四十四件についての判決正本（公職選挙法第十三条、別表第一及び附則第七項乃至第九項の違憲判断を含む）が議長に送付された。

第百八回国会 昭和六十二年四月二十三日最高裁判所長官から、同月二十二日最高裁判所大法廷において判決の言渡しがあり、同日確定した共有物分割等請求事件についての判決正本（森林法第百八十六条の違憲判断を含む）が議長に送付された。

第百五十四回国会閉会后 平成十四年九月十二日最高裁判所長官から、同月十一日最高裁判所大法廷において判決の言渡しがあり、同日確定した損害賠償請求事件についての判決正本（郵便法第六十八条及び第七十三条の違憲判断を含む）が議長に送付された。

第百六十二回国会閉会后 平成十七年九月十五日最高裁判所長官から、同月十四日最高裁判所大法廷において判決の言渡しがあり、同日確定した在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求事件についての判決正本（公職選挙法附則第八項の違憲判断を含む）が議長に送付された。

第百六十九回国会 平成二十年六月五日最高裁判所長官から、同月四日最高裁判所大法廷において判決の言渡しがあり、同日確定した退去強制令書発付処分取消等請求事件及び国籍確認請求事件

についての判決正本（国籍法第三条第一項の違憲判断を含む）が議長に送付された。

第百八十四回国会閉会後 平成二十五年九月五日最高裁判所長官から、同月四日最高裁判所大法廷において決定があり、同日確定した遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件及び遺産分割審判に対する抗告審の変更決定に対する特別抗告事件についての決定正本（民法第九百条第四号ただし書の違憲判断を含む）が議長に送付された。

同 平成二十五年九月二十日最高裁判所長官から、同月十八日最高裁判所大法廷において決定があり、同日確定した遺産分割審判に対する抗告審の決定に対する特別抗告事件についての決定正本（民法第九百条第四号ただし書の違憲判断を含む）が議長に送付された。

第百八十九回国会閉会後 平成二十七年十二月十七日最高裁判所長官から、同月十六日最高裁判所大法廷において判決の言渡しがあり、同日確定した損害賠償請求事件についての判決正本（民法第七百三十三条第一項の違憲判断を含む）が議長に送付された。

第百八回国会 令和四年五月二十六日最高裁判所長官から、同月二十五日最高裁判所大法廷において判決の言渡しがあり、同日確定した在外日本人国民審査権確認等、国家賠償請求上告、同附帯上告事件についての判決正本（最高裁判所裁判官国民審査法が在外国民に最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査に係る審査権の行使を全く認めていないことの違憲判断を含む）が議長に送付された。

第二十六章 参議院の緊急集会

四九八 緊急集会は、集会ごとに、第何回国会閉会後の参議院緊急集会と称する

昭和二十七年八月三十一日（第十四回国会閉会後）集会した最初の参議院の緊急集会を「第十四回国会閉会後の参議院緊急集会」と称し、以後、緊急集会の称呼はこの例による。

参照 一号

憲 第五四条
国 第九九条

四九九 内閣が緊急集会を求める場合の請求期日に関する例

内閣が参議院の緊急集会を求める場合、その請求の期日については法規に定めがないが、従来例によれば、少なくとも集会の期日の三日前に請求されている。その例は次のとおりである。

第十四回国会閉会後の参議院緊急集会 昭和二十七年八月三十一日に集会したが、内閣から請求があったのは同月二十八日（三日前）であった。

第十五回国会閉会後の参議院緊急集会 昭和二十八年三月十八日に集会したが、内閣から請求があつたのは同月十四日（四日前）であつた。

参照 二号

国 第九九条

五〇〇 緊急集会を求める文書には、集会の期日及び案件を示す

内閣が緊急集会を求めるには、内閣総理大臣から集会の期日及び案件を示した文書により本院議長にこれを請求することを要する。その文書の例は次のとおりである。

第十四回国会閉会後の参議院緊急集会

衆議院の解散に伴い、中央選挙管理会の委員の任命について緊急の必要があるので、日本国憲法第五十四条及び国会法第四条（現行第九十九条）により、昭和二十七年八月三十一日東京に、参議院の緊急集会を求める。

昭和二十七年八月二十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武 殿

第十五回国会閉会後の参議院緊急集会

衆議院の解散に伴い、昭和二十八年年度一般会計等の暫定予算並びに国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案、国立学校設置法の一部を改正する法律案、不正競争防止法の一部を改正する法律案及び期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律案について議決を求める緊急の必要があるので、日本国憲法第五十四条及び国会法第四条（現行第九十九条）により、昭和二十八年三月十八日東京に、参議院の緊急集会を求める。

昭和二十八年三月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武 殿

五〇一 緊急集会の会議を開くに当たり、議長は、内閣総理大臣から集会を求められた旨を告げる

緊急集会を求められたときは、その第一日の会議を開くに際し、議長は、内閣総理大臣から参議院の緊急集会を求められた旨を告げた後、開会を宣告する。

五〇二 緊急集会において特別委員会を設置した例

第十五回国会閉会後の参議院緊急集会 昭和二十八年三月十八日の会議において、期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律案は、数個の常任委員会の所管に属するため、議長佐藤尚武君の発議により、同案を審査するため委員二十五人から成る特別委員会を設置することに決し、議長は、直ちに特別委員を指名した。

参照 一三三号、一八〇号

五〇三 議長が緊急集会の終了を宣告した後、挨拶を述べた例

第十五回国会閉会後の参議院緊急集会 昭和二十八年三月二十日の会議において、議長佐藤尚武君は、緊急集会が終了した旨を宣告した後、同年五月二日をもって議員の半数が任期満了となるので挨拶を述べた。

参照 五六六号

五〇四 緊急集会が終了したときは、事務総長は、緊急集会に 関して衆議院事務総長に通知する

緊急集会が終了したときは、事務総長は、集会した期間及び緊急集会において成立した法律の公布の奏上、予算の送付等について、衆議院事務総長に通知する。

第二十七章 参議院公報

五〇五 参議院公報は、会期中閉会中を問わず、必要に応じ発行する

参議院公報は、会期中であると閉会中であることを問わず、必要に応じこれを発行し、召集日の前日発行する召集日に関する公報を第一号とし、次の国会召集まで会期中、閉会中を通じ順次号数を付する。

五〇六 参議院公報には、議事日程、委員会の開会その他諸般の事項を掲載し、これを各議員及び国務大臣等に配付する

議事日程、委員会の開会その他諸般の事項は、参議院公報に掲載し、これを各議員、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官及び政府特別補佐人に配付する。

参議院公報に掲載する事項は、次のとおりである。

詔書、衆議院の解散、召集、参議院緊急集会、開会式、議事日程、会議、議事協議会、両院協議会、

常任委員長懇談会、委員会及び調査会（委員打合会、小委員会、分科会、公聴会、理事会、連合審査会及び連合理事会を含む）、合同審査会、憲法審査会、情報監視審査会、政治倫理審査会、議員、役員、委員、議席、控室、委員会議室、会期、内閣総理大臣の指名、議案、規程、質問、議事経過、両院協議会経過、常任委員長懇談会経過、委員会及び調査会経過、合同審査会経過、憲法審査会経過、情報監視審査会経過、政治倫理審査会経過、委員派遣要求承認、公聴会開会要求承認、参議院改革協議会、請願、意見書、公告、会派、国際関係、海外渡航、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会、配付、議員会館、事務局、法制局、国立国会図書館、広告等

参照 一四号、一〇六号、一七五号、二二三号―二二五号、二三四号、四二二号

第二十八章 参議院改革に関する協議

五〇七 参議院改革協議会を設置した例

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討し、その改善策につき議長に報告することを目的とする、参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（これを参議院改革協議会という）を議長の管掌の下に設置した例は次のとおりである。

第八十二回国会 昭和五十二年十一月二十一日の議院運営委員会において、参議院改革協議会を同協議会設置要綱案のとおり設置することを決定した。また、同日の会議において、議院運営委員長長木村睦男君は、参議院改革協議会の設置について報告した。

第九十二回国会（第十二回通常選挙後） 昭和五十五年七月二十二日の議院運営委員会において、参議院改革協議会を従来どおり存置することを決定した。

第九十九回国会（第十三回通常選挙後） 昭和五十八年七月二十二日の議院運営委員会において、参議院改革協議会を従来どおり存置することを決定した。

なお、第百二回国会昭和六十年二月十三日の議院運営委員会において、参議院改革協議会の設置

要綱を改正し、同日の会議において、議院運営委員長遠藤要君は、参議院改革協議会の改組について報告した。

第一百七回国会 昭和六十一年九月十七日の議院運営委員会において、参議院改革協議会を同協議会設置要綱案のとおり設置することを決定した。また、同日の会議において、議院運営委員長嶋崎均君は、参議院改革協議会の設置について報告した。

第一百六回国会 平成元年十二月一日の議院運営委員会において、参議院改革協議会を同協議会設置要綱案のとおり設置することを決定した。また、同日の会議において、議院運営委員長下条進一郎君は、参議院改革協議会の設置について報告した。

第一百二十五回国会 平成四年十一月六日の議院運営委員会において、参議院改革協議会を同協議会設置要綱案のとおり設置することを決定した。また、同日の会議において、議院運営委員長井上孝君は、参議院改革協議会の設置について報告した。

第一百五十四回国会 平成十四年三月十三日の議院運営委員会において、参議院改革協議会を同協議会設置要綱のとおり設置することを決定した。また、同日の会議において、議院運営委員長山崎正昭君は、参議院改革協議会の設置について報告した。

第一百六十一回国会 平成十六年十二月一日の議院運営委員会において、参議院改革協議会を同協議

会設置要綱のとおり設置することを決定した。また、同日の会議において、議院運営委員長溝手 顕正君は、参議院改革協議会の設置について報告した。

第百六十八回国会 平成十九年十一月三十日の議院運営委員会において、参議院改革協議会を同協議会設置要綱のとおり設置することを決定した。また、同日の会議において、議院運営委員長西岡武夫君は、参議院改革協議会の設置について報告した。

第百九十三回国会 平成二十九年二月十日の議院運営委員会において、参議院改革協議会を同協議会設置要綱のとおり設置することを決定した。また、同日の会議において、議院運営委員長山本 順三君は、参議院改革協議会の設置について報告した。

第二百四回国会 令和三年五月十四日の議院運営委員会において、参議院改革協議会を同協議会設置要綱のとおり設置することを決定した。また、同日の会議において、議院運営委員長水落敏栄君は、参議院改革協議会の設置について報告した。

また、我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策について調査審議するため、議長の諮問機関として参議院改革協議会に代えて、参議院制度改革検討会を設置したことがある。その例は次のとおりである。

第百三十四回国会 平成七年十月五日の議院運営委員会において、参議院制度改革検討会を同検討

会設置要綱案のとおり設置することを決定した。また、同日の会議において、議院運営委員長志苦裕君は、参議院制度改革検討会の設置について報告した。

参照 三〇五号

五〇八 参議院改革協議会が報告書を提出した例

参議院改革協議会において参議院の組織及び運営に関する諸問題の改善策について結論を得たときは議長に報告する。参議院改革協議会が議長に報告書を提出した例は次のとおりである。

第九十六回国会 昭和五十七年二月二十四日 総予算審査方式の改善及び当面の運営問題について

第九十八回国会 昭和五十八年四月二十八日 調査特別委員会設置等について

第一百二回国会 昭和六十年二月五日 電子式投票装置による投票方式の採用及びそれに用いるコンピュータの多目的利用について（中間報告）

同 昭和六十年二月二十八日 議員派遣の問題について外二件

同 昭和六十年四月十五日 常会の一月召集の問題について

同 昭和六十年六月十九日 請願審査の充実について外二件

第百三回国会 昭和六十年十一月二十日 調査特別委員会の拡充強化及び常任委員会、特別

委員会の再編を図る問題並びに委員会定例日に関する問題について外七件

第百二十回国会 平成三年五月八日 社会労働委員会の分割及び常任委員会の所管の見直しに

ついて

第百二十一回国会 平成三年九月三日 常会の一月召集について

第百三十二回国会 平成七年六月一日 「参議院本会議事速報」及び「参議院予算委員会総括

質疑速報」の発行について外五件

第百五十六回国会 平成十五年一月二十九日 決算の早期審査のための具体策について

同 平成十五年七月二十八日 当面の課題について

第百五十九回国会 平成十六年六月十一日 平成十六年度ODA派遣について

第百七十四回国会 平成二十二年五月二十一日 参議院選挙制度の抜本改革について

第百九十六回国会 平成三十年六月一日 参議院における行政監視機能の強化について

また、参議院制度改革検討会が議長に報告書を提出した例は次のとおりである。

第百三十九回国会 平成八年十二月十六日 委員会審査及び調査の充実について外四件

第四百十二回国会 平成十年六月十六日 代表質問の在り方及び通常選挙後の調査会について

五〇九 参議院改革に関し、第三者機関を設置した例

参議院改革に関し、議長の私的諮問機関として、有識者を委員とする第三者機関を設置したことがある。その例は次のとおりである。

第六十六回国会閉会后 昭和四十六年七月三十日議長河野謙三君は、八人の有識者を委員とする「参議院問題懇談会」を設置した（同年九月二十三日、同懇談会は「参議院運営の改革に関する意見書」を議長に提出した）。

第一百十二回国会 昭和六十三年一月二十二日議長藤田正明君は、五人の有識者を委員とする「二院制下における参議院のあり方を考える研究会（参議院制度研究会）」を設置した（同年十一月一日（第一百十三回国会）、同研究会は「参議院のあり方及び改革に関する意見」を議長土屋義彦君に提出した）。

第四百四十五回国会 平成十一年四月二十三日議長斎藤十朗君は、七人の有識者を委員とする「参議院の将来像を考える有識者懇談会」を設置した（平成十二年四月二十六日（第四百四十七回国会）、同懇談会は「参議院の将来像に関する意見書」を議長に提出した）。

なお、両院議長の下に、国会議員の互助年金等に関する調査・検討等を行うため、有識者を委員とする第三者機関を設置したことがある。その例は次のとおりである。

第百五十九回国会 平成十六年六月十六日、本院議長倉田寛之君及び衆議院議長河野洋平君は、六人の有識者を委員とする「国会議員の互助年金等に関する調査会」を設置した（平成十七年一月二十日（第百六十一回国会閉会後）、同調査会は「国会議員の互助年金等に関する調査会答申」を両院議長に提出した）。

第二十九章 儀礼

第一節 慶賀

五一〇 天皇陛下の即位の礼につき慶賀の意を表した例

第百十九回国会 平成二年十一月七日の会議において、議長土屋義彦君の發議により、同月十二日皇居において行われる天皇陛下の即位の礼につき慶賀の意を表するため、天皇陛下に賀詞を奉呈することとし、その賀詞案を起草するため委員二十五人から成る特別委員会を設置することに決し、一旦休憩後、特別委員長下条進一郎君の報告の後、次の賀詞を議決した。

天皇陛下におかせられましたは 菊花かおるきよの佳き日に 即位の礼を挙行せられますこと
は 国民のひとしく 歡喜にたえないところであります

天皇陛下 皇后陛下の万歳をことほぎ このたびの御盛典が 末永く 我が国の進展に 光を添えるものでありますよう お祈り申し上げます

ここに参議院は 国民の至情を代表して 院議をもって 恭しく慶賀の誠を表します

第百十九回国会閉会後平成二年十一月十二日議長は、皇居において宮内庁長官を経て賀詞を奉呈した。第百二十回国会平成二年十二月十日（召集日）の会議において、議長は、この旨を報告した。また、同年十月五日の議院運営委員会理事会においてお祝品を差し上げることとを決定し、陶芸家藤本能道氏に依頼、平成三年一月二十五日議長は赤坂御所において天皇陛下にお目にかかり、同氏作の磁器色絵陶管「溪流紅葉翡翠図」を差し上げた。

参照 一三三号、二一九号

五一一 天皇陛下御即位につき慶賀の意を表した例

第百九十八回国会 令和元年五月十五日の会議において、議長伊達忠一君の発議により、同月一日の天皇陛下御即位につき慶賀の意を表するため、天皇陛下に賀詞を奉呈することとし、その賀詞案を起草するため委員二十五人から成る特別委員会を設置することに決し、一旦休憩後、特別委員長末松信介君の報告の後、次の賀詞を議決した。

天皇陛下におかせられましたは 風薫るよき日に 御即位されましたことは まことに歡喜に堪えないところであります

天皇皇后両陛下が御清祥であられ 令和の時代が悠久の歴史に新たな希望と光を添えるものとなりますよう 心からお祈り申し上げます

ここに参議院は 国民を代表して 院議をもつて 謹んで慶祝の意を表します

同月十六日議長は、皇居において天皇陛下にお目にかかり、賀詞を奉呈したところ、天皇陛下から御懇篤なおことばを賜った。翌十七日の会議において、議長は、この旨を報告した。

また、同年六月二十五日の議院運営委員会理事会においてお祝品を差し上げることとを決定し、陶芸家前田昭博氏に依頼、同年十一月二十五日議長山東昭子君及び副議長小川敏夫君は赤坂御所において天皇陛下にお目にかかり、同氏作の白磁「白瓷面取壺」を差し上げた。

参照 一三三三号、二一九号

五二二 天皇陛下の即位の礼及び関係諸儀式に議長、副議長及び議員が参列した例

第百十七回国会 平成二年一月二十三日皇居において行われた賢所皇霊殿神殿に期日奉告の儀に議長土屋義彦君及び副議長小野明君が参列した。

第百十九回国会閉会后 平成二年十一月十二日皇居において行われた即位礼当日賢所大前の儀及び即位礼当日皇霊殿神殿に奉告の儀に議長、副議長小山一平君及び事務総長が参列した。

同日皇居において行われた即位礼正殿の儀に議長、副議長、常任委員長、特別委員長、調査会長、政治倫理審査会長及び元議長並びにその配偶者並びに議員、事務総長、法制局長及び元議員七人が参列した。

同日皇居において行われた饗宴の儀（第一回）に議長及び同夫人が招待された。

同月十三日皇居において行われた饗宴の儀（第二回第一回）に議長、副議長、常任委員長、特別委員長、調査会長及び政治倫理審査会長並びにその配偶者並びに議員五十二人が招待された。

同日赤坂御苑において行われた園遊会に議長及び同夫人が招待された。

同日皇居において行われた饗宴の儀（第二回第二回）に議員百六十三人が招待された。

同月十四日皇居において行われた饗宴の儀（第三回第一回）に事務総長及び同夫人並びに法制局長が招待された。

同日皇居において行われた饗宴の儀（第三回第二回）に元議員十四人が招待された。

同月十五日皇居において行われた饗宴の儀（第四回第一回）に事務次長及び法制次長が招待された。

同月二十二日及び二十三日皇居において行われた大嘗宮の儀に議長、副議長、常任委員長、特別委

員長、調査会長、政治倫理審査会長及び元議長並びにその配偶者並びに議員二十一人及び事務総長が参列した。

同月二十四日皇居において行われた大饗の儀（第一日第一回）に議長、副議長、常任委員長、特別委員長、調査会長、政治倫理審査会長及び元議長並びにその配偶者が招待された。

同日皇居において行われた大饗の儀（第一日第二回）に議員二十一人が招待された。

同月二十五日皇居において行われた大饗の儀（第二日）に事務総長が招待された。

同年十二月六日皇居において行われた即位礼及び大嘗祭後賢所御神楽の儀に議長、副議長及び事務総長が参列した。

なお、第百十四回国会昭和六十四年一月七日皇居において行われた剣璽等承継の儀に議長及び副議長が参列し、平成元年一月九日皇居において行われた即位後朝見の儀に議長、副議長、常任委員長、特別委員長、調査会長、議員若干名（四人）及び事務総長並びにその配偶者が参列した。

第百九十八回国会 令和元年五月八日皇居において行われた賢所皇霊殿神殿に期日奉告の儀に議長伊達忠一君、副議長郡司彰君及び事務総長が参列した。

第百回国会 令和元年十月二十二日皇居において行われた即位礼当日賢所大前の儀及び即位礼当日皇霊殿神殿に奉告の儀に議長山東昭子君、副議長小川敏夫君及び事務総長が参列した。

同日皇居において行われた即位礼正殿の儀に議長、副議長及び元議長並びにその配偶者並びに常任委員長、特別委員長、調査会長、憲法審査会会長、情報監視審査会会長、政治倫理審査会会長、議員、事務総長、法制局長及び元議員二人が参列した。

同日皇居において行われた饗宴の儀（第一日）に議長が招待された。

同月二十五日皇居において行われた饗宴の儀（第二日）に議長、副議長及び元議長並びにその配偶者並びに常任委員長、特別委員長、調査会長、憲法審査会会長、情報監視審査会会長、政治倫理審査会会長及び議員四十四人が招待された。

同月二十九日皇居において行われた饗宴の儀（第三日）に議員百五十三人、事務総長、法制局長及び元議員三人が招待された。

同年十一月十四日及び十五日皇居において行われた大嘗宮の儀に議長、副議長及び元議長並びにその配偶者並びに常任委員長、特別委員長、調査会長、憲法審査会会長、情報監視審査会会長、政治倫理審査会会長、議員十八人及び事務総長が参列した。

同月十六日皇居において行われた大饗の儀（第一日）に議長、副議長及び元議長並びにその配偶者並びに常任委員長、特別委員長、調査会長、憲法審査会会長、情報監視審査会会長、政治倫理審査会会長、議員二十一人及び事務総長が招待された。

同月十八日皇居において行われた大饗の儀（第二日）に元議員一人が招待された。

同年十二月四日皇居において行われた即位礼及び大嘗祭後賢所御神楽の儀に議長、副議長及び事務総長が参列した。

なお、第百九十八回国会令和元年五月一日皇居において行われた剣璽等承継の儀に議長及び副議長が参列し、同日皇居において行われた即位後朝見の儀に議長、副議長、常任委員長、特別委員長、調査会長、憲法審査会会長、情報監視審査会会長及び事務総長並びにその配偶者が参列した。

五三三 天皇陛下の退位の礼に議長、副議長及び議員が参列した

例

第百九十八回国会 平成三十一年四月三十日皇居において行われた退位礼正殿の儀に議長伊達忠一君、副議長郡司彰君、常任委員長、特別委員長、調査会長、憲法審査会会長、情報監視審査会会長及び事務総長並びにその配偶者が参列した。

五二四 天皇陛下の御在位を祝う記念式典に議長、副議長及び議員が参列し、慶賀の意を表した例

第七十八回国会閉会后 昭和五十一年十一月十日日本武道館で行われた天皇陛下御在位五十年記念式典に議長河野謙三君、副議長前田佳都男君及び議員並びにその配偶者が参列し、議長は祝辞を述べた。

第百四回国会 昭和六十一年四月二十九日国技館で行われた天皇陛下御在位六十年記念式典に議長木村睦男君、同夫人、副議長阿具根登君及び議員が参列し、議長は祝辞を述べた。

第百四十六回国会 平成十一年十一月十二日国立劇場で行われた天皇陛下御在位十年記念式典に議長齋藤十朗君、副議長菅野久光君及び議員が参列し、議長は祝辞を述べた。

第百七十三回国会 平成二十一年十一月十二日国立劇場で行われた天皇陛下御在位二十年記念式典に議長江田五月君、副議長山東昭子君及び議員が参列し、議長は祝辞を述べた。

第百九十八回国会 平成三十一年二月二十四日国立劇場で行われた天皇陛下御在位三十年記念式典に議長伊達忠一君、副議長郡司彰君及び議員が参列し、議長は祝辞を述べた。

なお、同年三月八日の会議において、議長伊達忠一君の発議により、天皇陛下御即位三十年につき

慶賀の意を表するため、天皇陛下に賀詞を奉呈することとし、その賀詞は議長に一任することを議決した。

天皇陛下におかせられましたは 本年 御即位三十年をお迎えになりましたことに 心からお祝いを申し上げます

常に国民に寄り添い その安寧を祈り 数々の公務に御精励になった天皇陛下のお姿は 国民ひとしく敬慕の念に堪えないところであります

天皇陛下には これからもお健やかにお過ごしになりますよう祈つてやみません
ここに参議院は 国民を代表して 院議をもって 謹んで感謝と慶祝の意を表します

同月十四日議長は、皇居において天皇陛下にお目にかかり、賀詞を奉呈したところ、天皇陛下から御懇篤なおことばを賜った。翌十五日の会議において、議長は、この旨を報告した。

参照 二一九号

五 一五 天皇皇后両陛下御結婚満五十年及び同六十年につき慶賀

の意を表した例

第七十二回国会 昭和四十九年一月二十六日天皇皇后両陛下御結婚満五十年につき、同日議長河野謙三君及び副議長森八三二君は、皇居において天皇、皇后両陛下にお目にかかり、お祝いのことばを申し上げた。

第一百回国会 昭和五十九年一月二十六日天皇皇后両陛下御結婚満六十年につき、同日議長木村睦夫君は、皇居において天皇、皇后両陛下にお目にかかり、お祝いのことばを申し上げた。

第七十一回国会 平成二十一年四月十日天皇皇后両陛下御結婚満五十年につき、同日議長江田五月君及び副議長山東昭子君は、皇居において天皇、皇后両陛下にお目にかかり、お祝いのことばを申し上げます。

第九十八回国会 平成三十一年四月十日天皇皇后両陛下御結婚満六十年につき、同日議長伊達忠一君は、皇居において天皇、皇后両陛下にお目にかかり、お祝いのことばを申し上げます。

五一六 皇太子殿下の立太子の礼及び成年式につき慶賀の意を表した例

第十五回国会 昭和二十七年十一月八日の会議において、議長佐藤尚武君の發議により、同月十日皇居において行われる皇太子明仁親王殿下の立太子の礼及び成年式につき慶賀の意を表するため、天皇陛下並びに皇太子殿下に賀詞を奉呈することとし、その賀詞案を起草するため委員二十四人から成る特別委員会を設置することに決し、一旦休憩後、特別委員長赤木正雄君の報告の後、次の賀詞を議決した。

天皇陛下にたてまつる賀詞

天皇陛下には、菊花かおるきよきよき日を選ばせられて、ここに皇太子殿下の立太子の礼と成年の式とをあげさせられ、殿下の地位を内外に宣明せられますことは、国民のひとしく歓喜にたえないところであります。ここに参議院は国民の至情を代表して、院議をもつて恭しく慶賀の誠を表したてまつります。

皇太子殿下にたてまつる賀詞

皇太子殿下成年に達せられ、菊花かおるきよきよき日にあたり、立太子の礼と成年の式とをあ

げさせられますことは、国民のひとしく歓喜にたえないところであります。

資性英明にあらせられる殿下には、いよいよ学行を勤め仁徳を積ませられ、もつて内外の信望にこたえられんことを祈つてやみません。

ここに参議院は国民の至情を代表して、院議をもつて恭しく慶祝の誠を表したてまつります。

同月十日議長は、皇居において天皇陛下並びに皇太子殿下にお目にかかり、賀詞を奉呈したところ、天皇陛下並びに皇太子殿下から御懇篤なおことばを賜った。同月二十四日の会議において、議長はこの旨を報告した。

なお、同月十日に行われた皇太子成年式加冠の儀及び立太子の礼宣制の儀に、議長、副議長及び議員の代表並びに事務総長、法制局長及び事務次長が参列した。また、同月十二日の宮中饗宴第一日の儀に、議長、副議長及びその夫人が招待され、同月十三日の第二日の儀に、議員百五十八人が招待され、同月十四日の第三日の儀に、議員八十人、事務総長、法制局長及び事務次長が招待された。第百二十回国会 平成三年二月十三日の会議において、議長土屋義彦君の発議により、同月二十三日皇居において行われる皇太子徳仁親王殿下の立太子の礼につき慶賀の意を表するため、天皇陛下並びに皇太子殿下に賀詞を奉呈することとし、その賀詞案を起草するため委員二十五人から成る特別委員会を設置することに決し、一旦休憩後、特別委員長伊江朝雄君の報告の後、次の賀詞を議決し

た。

天皇陛下にささげる賀詞

天皇陛下におかせられましたは きょうの佳き日を選ばせられて ここに

皇太子殿下の立太子の礼をあげさせられますことは 国民のひとしく歓喜にたえないところであります

ここに参議院は国民の至情を代表して 院議をもつて恭しく慶賀の誠を表します

皇太子殿下にささげる賀詞

皇太子殿下には きょうの佳き日にあたり 立太子の礼をあげさせられますことは 国民のひとしく歓喜にたえないところであります

国民ごぞつて敬愛申し上げる殿下には いよいよ仁徳を積ませられ もつて内外の信望にこたえられますよう祈つてやみません

ここに参議院は国民の至情を代表して 院議をもつて恭しく慶賀の誠を表します

同月二十三日議長は、皇居において天皇陛下にお目にかかり、また東宮仮御所において皇太子殿下にお目にかかり、賀詞を奉呈したところ、天皇陛下並びに皇太子殿下から御懇篤なおことばを賜った。同年三月一日の会議において、議長は、この旨を報告した。

なお、同年二月二十三日に行われた立太子宣明の儀に、議長、副議長、元議長、常任委員長、特別委員長、調査会長及び事務総長が参列した。また、同月二十四日の宮中饗宴の儀（第一日第一回）に、議長、副議長、元議長、常任委員長、特別委員長及び調査会長並びに以上の配偶者並びに議員五人及び事務総長が招待された。

参照 一三三号、二一九号

五一七 皇太子殿下の納采の儀につき慶賀の意を表した例

第三十一回国会 昭和三十四年一月十三日の議院運営委員会理事会において、同月十四日皇居において行われる皇太子明仁親王殿下の納采の儀につき慶賀の意を表するため、次の賀詞を奉呈することを決定し、その奉呈方を議長に一任した。

天皇陛下にささげる賀詞

皇太子殿下の納采の儀を本日めでたく行われられましたことは国民のひとしく喜びとするところであります

参議院はここにつつしんで慶賀の意を表します

皇太子殿下にささげる賀詞

皇太子殿下の納采の儀が本日めでたく行われましたことは国民のひとしく喜びとするところであります

参議院はここにつつしんで慶祝の意を表します

同月十四日議長松野鶴平君は、皇居において天皇陛下にお目にかかり、また、東宮仮御所において皇太子殿下にお目にかかり、賀詞を奉呈したところ、天皇陛下並びに皇太子殿下から御懇篤なおことばを賜った。同月二十七日の会議において、議長は、この旨を報告した。

第百二十六回国会 平成五年四月七日の会議において、議長原文兵衛君の発議により、同月十二日皇居において行われる皇太子徳仁親王殿下の納采の儀につき慶賀の意を表するため、天皇陛下並びに皇太子殿下に賀詞を奉呈することとし、その賀詞は議長に一任することを議決した。

天皇陛下にささげる賀詞

皇太子徳仁親王殿下の納采の儀を本日めでたく行われましたことは国民のひとしく喜びとするところであります

参議院はここに謹んで慶祝の意を表します

皇太子殿下にささげる賀詞

皇太子殿下の納采の儀が本日めでたく行われましたことは国民のひとしく喜びとするところであります

参議院はここに謹んで慶祝の意を表します

同月十二日議長は、皇居において天皇陛下並びに皇太子殿下にお目にかかり、賀詞を奉呈したところ、天皇陛下並びに皇太子殿下から御懇篤なおことばを賜った。同月十六日の会議において、議長は、この旨を報告した。

参照 二一九号

五一八 皇太子殿下の結婚の儀につき慶賀の意を表した例

第三十一回国会 昭和三十四年四月八日の会議において、議長松野鶴平君の発議により、同月十日皇居において行われる皇太子明仁親王殿下の結婚の儀につき慶賀の意を表するため、天皇陛下並びに皇太子殿下に賀詞を奉呈することとし、その案文の起草は議長に一任することに決した後、議長の起草に係る次の賀詞を議決した。

天皇陛下にささげる賀詞

春たけなわのこのよき日に、皇太子殿下の結婚の儀が行われましたことは、国民のひとしく喜びとするとあります。

このたびの御盛典は、皇室の御繁栄に、また、わが国の進展にいつそうの輝きをそえるものと信じます。

ここに参議院は、国民慶祝の至情を代表し、院議をもつてうやうやしく賀詞をささげます。

皇太子殿下にささげる賀詞

春たけなわのこのよき日に、皇太子殿下の結婚の儀が行われましたことは、国民のひとしく喜びとするとあります。

われら国民敬愛のまとなつておられます両殿下には、ますます御健康にあらせられ、幸福な御家庭を築かれますよう祈つてやみません。

ここに参議院は、国民慶祝の至情を代表し、院議をもつてうやうやしく賀詞をささげます。

同月十日議長は、皇居において天皇陛下にお目にかかり、また、同月十三日東宮仮御所において皇太子殿下にお目にかかり、賀詞を奉呈したところ、天皇陛下並びに皇太子殿下から御懇篤なおことばを賜った。同月三十日の会議において、議長は、この旨を報告した。

なお、同月十日に行われた皇太子殿下の結婚の儀に、議長、副議長及び議員並びに事務総長、法制

局長、事務次長及び法制次長が参列した。

また、同年二月十三日の議院運営委員会理事会において、お祝品を差し上げることとを決定し、安田鞞彦画伯に依頼、同画伯筆の「富士朝陽図」を宮内庁長官を経て、皇太子殿下に差し上げた。

第二百二十六回国会 平成五年六月四日の会議において、議長原文兵衛君の発議により、同月九日皇居において行われる皇太子徳仁親王殿下の結婚の儀につき慶賀の意を表するため、天皇陛下並びに皇太子殿下に賀詞を奉呈することとし、その賀詞は議長に一任することを議決した。

天皇陛下にささげる賀詞

きょうのよき日に 皇太子徳仁親王殿下の結婚の儀を行われましたことは 国民のひとしく喜びとするとあります

このたびの御盛典は 皇室の御繁栄とわが国の進展に 一層の輝きをそえるものと信じます
ここに参議院は 国民慶祝の至情を代表し院議をもつて恭しく賀詞をささげます

皇太子殿下にささげる賀詞

きょうのよき日に 皇太子殿下の結婚の儀が行われましたことは 国民のひとしく喜びとするとあります

われら国民敬愛のまとなっておられます両殿下には ますます御健康にあらせられ幸福な御家

庭を築かれますよう祈ってやみません

ここに参議院は 国民慶祝の至情を代表し院議をもって恭しく賀詞をささげます

同月九日議長は、皇居において天皇陛下並びに皇太子殿下にお目にかかり、賀詞を奉呈したところ、天皇陛下並びに皇太子殿下から御懇篤なおことばを賜った。同月十一日の会議において、議長は、この旨を報告した。

なお、同月九日行われた皇太子殿下結婚式中結婚の儀に、議長、元議長、副議長、常任委員長、特別委員長及び調査会長並びにその配偶者並びに議員二十一人、事務総長及び法制局長が参列した。また、同年五月二十一日の議院運営委員会理事会において、お祝品を差し上げることを選定し、陶芸家第十三代今泉今右衛門氏に依頼、同年十二月二十二日議長及び副議長赤桐操君は東宮仮御所において皇太子、皇太子妃両殿下にお目にかかり、同氏作の「色絵薄墨珠樹文花瓶」を差し上げた。

参照 二一九号

五一九 皇太子皇太子妃両殿下御結婚満二十五年につき慶賀の意を表した例

第一百回国会 昭和五十九年四月十日皇太子皇太子妃両殿下御結婚満二十五年につき、同日議長木村睦男君は、東宮御所において皇太子、皇太子妃両殿下にお目にかかり、お祝いのことばを申し上げた。

第九十六回国会 平成三十年六月九日皇太子皇太子妃両殿下御結婚満二十五年につき、同日議長伊達忠一君は、東宮御所において皇太子、皇太子妃両殿下にお目にかかり、お祝いのことばを申し上げます。

五二〇 皇嗣殿下の立皇嗣の礼につき慶賀の意を表した例

第二百三回国会 令和二年十月二十九日の会議において、議長山東昭子君の発議により、同年十一月八日皇居において行われる皇嗣秋篠宮文仁親王殿下の立皇嗣の礼につき慶賀の意を表するため、天皇陛下並びに皇嗣殿下に賀詞を奉呈することとし、その賀詞案を起草するため委員二十五人から成

る特別委員会を設置することに決し、一旦休憩後、特別委員長水落敏栄君の報告の後、次の賀詞を議決した。

天皇陛下にささげる賀詞

天皇陛下におかせられましては 今日ここに 皇嗣殿下の立皇嗣の礼をあげさせられますことはまことに慶賀に堪えないところであります

ここに参議院は 国民を代表して 院議をもって 謹んで慶祝の意を表します

皇嗣殿下にささげる賀詞

皇嗣殿下には 今日ここに 立皇嗣の礼をあげさせられますことは まことに慶賀に堪えないところであります

国民が敬愛申し上げる殿下には ますます内外の信望にこたえられますよう祈つてやみません
ここに参議院は 国民を代表して 院議をもって 謹んで慶祝の意を表します

同年十一月八日議長は、皇居において天皇陛下にお目にかかり、また、赤坂東邸において皇嗣殿下にお目にかかり、賀詞を奉呈したところ、天皇陛下並びに皇嗣殿下から御懇篤なおことばを賜った。同月二十日の会議において、議長は、この旨を報告した。

なお、同月八日に行われた立皇嗣宣明の儀に、議長及び議院運営委員長が参列した。

五二一 皇孫殿下御誕生につき慶賀の意を表した例

第三十四回国会 昭和三十五年二月二十六日の会議において、議長松野鶴平君は、同月二十三日の皇孫浩宮徳仁親王殿下の御誕生につき、翌二十四日皇居において天皇、皇后両陛下並びに皇太子殿下にお目にかかり、お祝いのことばを申し上げた旨を報告した。次いで議長の発議により、慶賀の意を表するため、天皇陛下並びに皇太子殿下に賀詞を奉呈することとし、その案文の起草は議長に一人任することに決した後、議長の起草に係る次の賀詞を議決した。

天皇陛下にささげる賀詞

早春のよき日に、皇孫殿下が御誕生になりましたことは、国民のひとしく喜びとするところであります。

ここに参議院は、国民を代表し、院議をもつてつつしんで慶賀の意を表します。

皇太子殿下にささげる賀詞

早春のよき日に、親王殿下が御誕生になりましたことは、国民のひとしく喜びとするところであ

ります。

皇太子、皇太子妃両殿下の御健勝と、親王殿下のおすこやかな御成育を、お祈り申し上げます。

ここに参議院は、国民を代表し、院議をもつてつつしんで慶祝の意を表します。

親王命名の儀の行われた同月二十九日議長は、皇居において天皇陛下並びに皇太子殿下にお目にかかり、賀詞を奉呈したところ、天皇陛下並びに皇太子殿下から御懇篤なおことばを賜った。同年三月九日の会議において、議長は、この旨を報告した。

第五十回国会 昭和四十年十二月三日の会議において、副議長河野謙三君は、同年十一月三十日の皇孫礼宮文仁親王殿下の御誕生につき、同日議長重宗雄三君が、皇居において天皇、皇后両陛下並びに皇太子殿下にお目にかかり、お祝いのことばを申し上げた旨を報告した。次いで議長の発議により、慶賀の意を表するため、天皇陛下並びに皇太子殿下にお祝いのことばを申し上げることに決した。

親王命名の儀の行われた同月六日議長は、皇居において天皇陛下並びに皇太子殿下にお目にかかり、お祝いのことばを申し上げたところ、天皇陛下並びに皇太子殿下から御懇篤なおことばを賜った。同年十二月七日の会議において、副議長は、この旨を報告した。

第六十一回国会 昭和四十四年四月二十三日の会議において、議長重宗雄三君は、同月十八日の皇孫

紀宮清子内親王殿下の御誕生につき、翌十九日皇居において天皇、皇后両陛下並びに皇太子殿下にお目にかかり、お祝いのごとばを申し上げた旨を報告した。次いで議長が発議により、慶賀の意を表するため、天皇陛下並びに皇太子殿下にお祝いのごとばを申し上げることに決した。

内親王命名の儀の行われた同月二十四日議長は、皇居において天皇陛下並びに皇太子殿下にお目にかかり、お祝いのごとばを申し上げたところ、天皇陛下並びに皇太子殿下から御懇篤なおことばを賜った。同月二十五日の会議において、議長は、この旨を報告した。

第五百十三回国会 平成十三年十二月三日の会議において、議長井上裕君は、同月一日の皇孫敬宮愛子内親王殿下の御誕生につき、翌二日皇居において天皇、皇后両陛下並びに皇太子殿下にお目にかかり、お祝いのごとばを申し上げた旨を報告した。同月五日の会議において、議長が発議により、慶賀の意を表するため、天皇陛下並びに皇太子殿下に賀詞を奉呈することとし、その賀詞は議長に一任することを議決した。

天皇陛下にささげる賀詞

このたび皇孫殿下がめでたく御誕生になりましたことは 国民のひとしく喜びとするところであります

ここに参議院は 国民を代表し 院議をもつて謹んで慶祝の意を表します

皇太子殿下にささげる賀詞

このたび内親王殿下がめでたく御誕生になりましたことは 国民のひとしく喜びとするところであります

皇太子 皇太子妃両殿下の御健勝と 内親王殿下のおすこやかな御成育を お祈り申し上げます
ここに参議院は 国民を代表し 院議をもつて謹んで慶祝の意を表します

内親王命名の儀の行われた同月七日議長は、皇居において天皇陛下並びに皇太子殿下にお目にかかり、賀詞を奉呈したところ、天皇陛下並びに皇太子殿下から御懇篤なおことばを賜った。同日の会議において、議長は、この旨を報告した。

参照 二一九号

五二二 親王殿下の納采の儀につき慶賀の意を表した例

第四十六回国会 昭和三十九年四月十四日義宮正仁親王殿下納采の儀につき、同日議長重宗雄三君は、皇居において天皇、皇后両陛下にお目にかかり、また、義宮御殿において正仁親王殿下にお目にかかり、お祝いのことばを申し上げた。翌十五日の会議において、議長は、この旨を報告した。

第百十七回国会 平成二年一月十二日礼宮文仁親王殿下納采の儀につき、同日議長土屋義彦君は、皇居において天皇、皇后両陛下並びに文仁親王殿下にお目にかかり、お祝いのことばを申し上げた。同月二十三日の会議において、議長は、この旨を報告した。

五二三 親王殿下の結婚の儀につき慶賀の意を表した例

第四十六回国会閉会后 昭和三十九年九月三十日義宮正仁親王殿下の結婚の儀につき、同日議長重宗雄三君は、皇居において天皇、皇后両陛下にお目にかかり、また、義宮御殿において正仁親王、同妃両殿下にお目にかかり、お祝いのことばを申し上げた。同年十一月九日（第四十七回国会召集日）の会議において、議長は、この旨を報告した。

第百十八回国会閉会后 平成二年六月二十九日礼宮文仁親王殿下の結婚の儀につき、同日議長土屋義彦君は、皇居において天皇、皇后両陛下並びに文仁親王、同妃両殿下にお目にかかり、お祝いのことばを申し上げた。同年十月十二日（第百十九回国会召集日）の会議において、議長は、この旨を報告した。

五二四 内親王殿下の納采の儀につき慶賀の意を表した例

第六十二回国会 平成十七年三月十九日紀宮清子内親王殿下納采の儀につき、同日議長扇千景君は、皇居において天皇、皇后両陛下並びに清子内親王殿下にお目にかかり、お祝いのことばを申し上げた。同月二十三日の会議において、議長は、この旨を報告した。

五二五 内親王殿下の御結婚につき慶賀の意を表した例

第七回国会閉会后 昭和二十五年五月二十日孝宮和子内親王殿下の御結婚につき、同日議長佐藤尚武君は、皇居において天皇、皇后両陛下にお目にかかり、お祝いのことばを申し上げた。

第十四回国会閉会后 昭和二十七年十月十日順宮厚子内親王殿下の御結婚につき、同日議長佐藤尚武君は、皇居において天皇陛下御病気のため皇后陛下にお目にかかり、お祝いのことばを申し上げた。

第三十四回国会 昭和三十五年三月十日清宮貴子内親王殿下の御結婚につき、同日議長松野鶴平君は、皇居において天皇、皇后両陛下にお目にかかり、お祝いのことばを申し上げた。

第六十二回国会閉会后 平成十七年十一月十五日紀宮清子内親王殿下の御結婚につき、同日議長扇

千景君は、皇居において天皇、皇后両陛下にお目にかかり、お祝いのことばを申し上げた。平成十八年一月二十日（第百六十四回国会召集日）の会議において、議長は、この旨を報告した。

五二六 議長、副議長及び議員は、新年祝賀の儀に参列する

毎年皇居において行われる一月一日の新年祝賀の儀には、議長、副議長、議員、事務総長、事務次長、法制局長及び法制次長並びにその配偶者が参列する例である。

（注）新年祝賀の儀は、昭和二十八年一月一日から催されている。

令和三年一月一日及び令和四年一月一日については、新型コロナウイルス感染症対策として参列者を縮小し催された。

五二七 議長、副議長及び議員は、天皇誕生日宴会並びに園遊会に招かれる

毎年皇居において催される天皇誕生日宴会には、議長、副議長及び議員の四分の一並びにその配偶者

が招待される例である。

毎年二回（春、秋）赤坂御苑において催される園遊会には、議長、副議長、常任委員長、特別委員長、調査会長、憲法審査会会長、情報監視審査会会長、政治倫理審査会会長及び議員（毎回議員の四分の一）並びにその配偶者が招待される例である。

なお、事務総長は、認証官等とともに四班に分れて天皇誕生日宴会（毎年一班ずつ）及び園遊会（毎年二班ずつ）に招待される例である。

（注）天皇誕生日宴会は、昭和二十八年四月二十九日の天皇誕生日から催されている。園遊会は、最初昭和二十八年十一月五日大宮御所において催され、翌二十九年以後は皇居において催されていたが、昭和三十八年秋の園遊会（同年十月二十二日）からは赤坂御苑（元大宮御所）において年二回催されている。

五二八 議長、副議長、常任委員長、特別委員長、調査会長、憲
法審査会会長、情報監視審査会会長、政治倫理審査会会
長及び事務総長は、天皇陛下にお目にかかり、茶会に招
かれる

毎年皇居において催される茶会に際し、議長、副議長、常任委員長、特別委員長、調査会長、憲法審査会会長、情報監視審査会会長、政治倫理審査会会長及び事務総長は、天皇陛下にお目にかかり、茶会に招待される例である。

(注) 茶会は、昭和三十七年四月二十七日から年一回催されている。

令和四年四月二十五日、新型コロナウイルス感染症対策のため茶会は催されなかったが、皇居において天皇陛下にお目にかかった。

五二九 議会開設記念式典が挙行された例

昭和三十五年十二月二十四日（第三十七回国会閉会後）に議会開設七十年記念式典が、昭和四十五年十一月二十九日（第六十四回国会）に議会開設八十年記念式典が、昭和五十五年十一月二十九日（第九十三回国会）に議会開設九十年記念式典が、平成二年十一月二十九日（第九十九回国会閉会後）に議会開設百年記念式典が、平成十二年十一月二十九日（第一百五十回国会）に議会開設百十年記念式典が、平成二十二年十一月二十九日（第一百七十六回国会）に議会開設百二十年記念式典が、令和二年十一月二十九日（第二百三回国会）に議会開設百三十年記念式典が、それぞれ参議院議場において挙行された。

(一) 議会開設七十年記念式典

昭和三十五年十二月二十四日（第三十七回国会閉会後）午前十一時天皇、皇后両陛下御臨席の下に、国会議員、元議員、行政機関代表者、司法機関代表者、地方公共団体代表者、外国大使、新聞通信社代表者等約千人が参議院議場に参集し、議会開設七十年記念式典が挙行された。式典は、清瀬衆議院議長及び松野参議院議長の式辞の後、天皇陛下からおことばを賜り、次いで池田内閣総理大臣及び横田最高裁判所長官が祝辞を述べた。

式典終了後、両陛下は、参議院予算委員会において開催の議会政治資料展示会を御覧になった。次

いで両議院の永年在職表彰現議員十一人は、御休所において両陛下にお目にかかった。永年在職表彰現議員は、天皇陛下から木杯を賜った。

両陛下がお帰りになった後、両議院の議長応接室及び議員食堂において祝賀会が催され、当日参列者には記念品（銀杯）が贈られた。

なお、議会開設七十年を記念して昭和三十三年十二月二十五日議会制度七十年史の編纂に関する件が両院議長によって決定され、これに基づいて両議院の議院運営委員会の委員長及び理事、国立国会図書館長並びに両議院の事務総長及び法制局長によって構成される議会制度七十年史編纂委員会が設置され、以来編纂に従事し、憲政史概観、帝国議会上巻、同下巻、国会史上巻、同下巻、政党史年表、資料編の十二巻を完成した。

（注）昭和三十五年十一月二十九日が記念日に当たったが、衆議院解散（同年十月二十四日）、総選挙（同年十一月二十日）、特別国会（同年十二月五日―同月二十二日）等の関係から同年十二月二十四日に記念式典が舉行されたものである。

（二）議会開設八十年記念式典

昭和四十五年十一月二十九日（第六十四回国会）午前十一時天皇、皇后両陛下御臨席の下に、皇族代

表として常陸宮、同妃両殿下が御列席になり、国会議員、元議員、行政機関代表者、司法機関代表者、地方公共団体代表者、外国大公使、新聞通信社代表者等約千人が参議院議場に参集し、議会開設八十年記念式典が挙行された。式典は、船田衆議院議長及び重宗参議院議長の式辞の後、天皇陛下からおこしを賜り、次いで佐藤内閣総理大臣及び石田最高裁判所長官が祝辞を述べた。式典終了後、両陛下並びに両殿下は、参議院第一委員会室において開催の議会政治資料展示会を御覧になった。次いで両議院の永年在職表彰現議員十五人は、御休所において両陛下にお目にかかった。永年在職表彰現議員は、天皇陛下から木杯を賜った。

両陛下並びに両殿下がお帰りになった後、衆議院第一委員会室から第四委員会室において祝賀会が催され、当日参列者には記念品（銀杯）が贈られた。

なお、記念行事として当日式典に先立ち、両議院の正副議長、議院運営委員長及び理事、事務総長並びに建設大臣列席の下に尾崎記念館隣接地において、憲政記念館の起工式が挙行された。

また、式典終了後両議院の正副議長、常任委員長、議院運営委員会理事、事務総長並びに各都道府県議会議長、各都道府県知事、琉球政府立法院議長、同行政主席、国土緑化推進委員会理事長列席の下に、正門広場において、「都道府県の木」植樹式が挙行された。

(三) 議会開設九十年記念式典

昭和五十五年十一月二十九日（第九十三回国会）午前十一時天皇陛下御臨席の下に、皇族代表として常陸宮、同妃両殿下が御列席になり、国会議員、元議員、行政機関代表者、司法機関代表者、地方公共団体代表者、外国大使、新聞通信社代表者等約九百人が参議院議場に参集し、議会開設九十周年記念式典が挙行された。式典は、福田衆議院議長及び徳永参議院議長の式辞の後、天皇陛下からおことばを賜り、次いで鈴木内閣総理大臣及び服部最高裁判所長官が祝辞を述べた。

式典終了後、天皇陛下並びに両殿下は、参議院第一委員会室において開催の議会政治資料展示会を御覧になった。両議院の永年在職表彰現議員は、天皇陛下から木杯を賜った。

天皇陛下並びに両殿下がお帰りになった後、衆議院第一委員室から第五委員室において祝賀会が催され、当日参列者には記念品（木杯）が贈られた。

（四） 議会開設百年記念式典

平成二年十一月二十九日（第百十九回国会閉会后）午前十一時天皇、皇后両陛下御臨席の下に、皇族代表として秋篠宮、同妃両殿下が御列席になり、国会議員、元議員、行政機関代表者、司法機関代表者、地方公共団体代表者、外国大使、新聞通信社代表者等約千三百人が参議院議場に参集し、議会開設百年記念式典が挙行された。

式典は、櫻内衆議院議長及び土屋参議院議長の式辞の後、天皇陛下からおことばを賜り、次いで海

部内閣総理大臣及び草場最高裁判所長官が祝辞を述べた。

式典終了後、両陛下並びに両殿下は、参議院第一委員会室において開催の議会政治展示会を御覧になった。両議院の永年在職表彰現議員は、天皇陛下から木杯を賜った。

両陛下並びに両殿下がお帰りになった後、衆議院第一委員室から第五委員室において祝賀会が催され、当日、記念品として、両議院の議員及び永年在職表彰元議員に銀杯を、その他の参列者には木杯が贈られた。

なお、記念行事として議会制度百年史全十二巻及び別冊（目で見る議会政治百年史）一巻を刊行するとともに、講演会・シンポジウムとそのテレビ中継、塔屋点灯・噴泉通水式、国会特別参観（十一月三十日から十二月二日までの三日間）、記録映画の製作及び特別陳列を行った。

（五） 議会開設百十年記念式典

平成十二年十一月二十九日（第百五十回国会）午前十一時天皇、皇后両陛下御臨席の下に、皇族代表として秋篠宮、同妃両殿下が御列席になり、国会議員、元議員、行政機関代表者、司法機関代表者、地方公共団体代表者、外国大使、新聞通信社代表者等約八百人が参議院議場に参集し、議会開設百十年記念式典が挙行された。

式典は、綿貫衆議院議長及び井上参議院議長の式辞の後、天皇陛下からおことばを賜り、次いで森

内閣総理大臣及び山口最高裁判所長官が祝辞を述べた。

式典終了後、両陛下並びに両殿下は、参議院第一委員会室において開催の議会政治展示会を御覧になった。両議院の永年在職表彰現議員は、天皇陛下から木杯を賜った。

両陛下並びに両殿下がお帰りになった後、衆議院参観者ホールにおいて祝賀会が催され、当日参列者には記念品（目で見える議会政治百年史追録・同百年史CD-ROM及び記念パンフレット）が贈られた。

なお、記念行事として国会特別参観（十二月二日及び三日）を行うとともに記念ホームページを開設した。

(六) 議会開設百二十年記念式典

平成二十二年十一月二十九日（第七十六回国会）午前十一時天皇、皇后両陛下御臨席の下に、皇族代表として秋篠宮、同妃両殿下が御列席になり、国会議員、元議員、行政機関代表者、司法機関代表者、地方公共団体代表者、外国大使、新聞通信社代表者等約七百人が参議院議場に参集し、議会開設百二十年記念式典が挙行された。

式典は、横路衆議院議長及び西岡参議院議長の式辞の後、天皇陛下からおことばを賜り、次いで菅内閣総理大臣及び竹崎最高裁判所長官が祝辞を述べた。

式典終了後、両陛下並びに両殿下は、参議院第一委員会室において開催の議会政治展示会を御覧に

なった。両議院の永年在職表彰現議員は、天皇陛下から木杯を賜った。

両陛下並びに両殿下がお帰りになった後、衆議院参観者ホールにおいて祝賀会が催された。

なお、記念行事として国会特別参観（十二月四日及び五日）を行うとともに、記念パンフレットを發行し、記念ホームページを開設した。

(七) 議会開設百三十年記念式典

令和二年十一月二十九日（第二百三回国会）午前十一時天皇、皇后両陛下御臨席の下に、皇族代表として眞子内親王殿下が御列席になり、国会議員、元議員、行政機関代表者、司法機関代表者、地方公共団体代表者、外国大使代表者、新聞通信社代表者等約二百人が参議院議場に参集し、議会開設百三十年記念式典が挙行された。

式典は、大島衆議院議長及び山東参議院議長の祝辞の後、天皇陛下からおことばを賜り、次いで菅内閣総理大臣及び大谷最高裁判所長官が祝辞を述べた。

両議院の永年在職表彰現議員は、天皇陛下から木杯を賜った。

両陛下並びに内親王殿下がお帰りになった後、衆議院第一議員会館多目的ホールにおいて祝賀会が催された。

なお、記念行事として特設ホームページを開設した。

五三〇 議事堂竣工五十年記念式が実施された例

昭和六十一年十一月七日に議事堂が竣工満五十年を迎えるにあたり、同月五日（第百七回国会）午後二時、両議院の正副議長、常任委員長及び特別委員長、参議院の調査会長、両議院の議院運営委員会理事並びに建築に携わった者等約七十人が中央広間に参集し、議事堂竣工五十年記念式が挙行された。式に際して、各議院の前庭において記念植樹（しだれ桜）を行った。式終了後、中央広間において小宴が催された。

五三一 参議院五十周年記念式典が挙行された例

平成九年五月二十日（第百四十回国会）午前十一時天皇、皇后両陛下御臨席の下に、参議院議員、元参議院議員、衆議院役員等、行政機関代表者、司法機関代表者、地方公共団体代表者、外国大使、参議院が主催する上院議長会議への参加国上院議長、元参議院議員遺族、各界各層代表者、新聞通信社代表者等約八百人が参議院議場に参集し、参議院五十周年記念式典が挙行された。式典は、下稲葉式典委員長の司会により始まり斎藤参議院議長の式辞の後、天皇陛下からおことばを賜り、次いで伊藤衆

議院議長、橋本内閣総理大臣、三好最高裁判所長官及びスワーレン・ベルギー王国議会上院議長が祝辞を述べた。

両陛下がお帰りになった後、参議院議長公邸において祝賀会が催され、当日参列者には記念品（西陣織卓布）が贈られた。

なお、参議院五十周年を記念して、上院議長会議（五月二十日及び二十一日）、子ども国会（七月二十九日及び三十日）及び女性国会（十月四日）が開催されるとともに、特別参観・特別展示（五月二十四日及び二十五日）が実施された。また、論文募集、参議院五十年のあゆみの刊行が行われた。

（注）平成十九年五月十八日（第百六十六回国会）、参議院六十周年を記念して、前庭において記念植樹（桜）が行われ、議員食堂において祝賀会が催された。なお、記念行事として、国会特別参観、特別体験プログラム（いずれも五月十九日及び二十日）及び論文募集を行うとともに、写真でみる参議院六十年のあゆみを刊行した。

平成二十九年五月十九日（第百九十三回国会）、参議院七十周年を記念して、前庭において記念植樹（カワヅザクラ）が行われ、議員食堂において祝賀会が催された。なお、記念行事として、国会特別参観（五月二十日及び二十一日）、子ども国会（七月三十日及び三十一日）及び論文募集を行った。

第二節 哀弔

五三二 天皇陛下の崩御につき弔意を表した例

第百十四回国会 昭和六十四年一月七日天皇陛下が崩御せられたので、同日議長土屋義彦君及び副議長瀬谷英行君は、皇居に参入し、御弔問申し上げた。議長は、平成元年一月九日の会議において、この旨を報告した。また、同会議において大行天皇崩御につき弔意を表するため、議長の発議により、大行天皇崩御につき弔詞案起草のため委員二十三人から成る特別委員会を設置することに決し、一旦休憩の後、特別委員長嶋崎均君の報告に基づき、次の弔詞を議決した。

大行天皇におかせられては 国民こそつて 御健康と御長寿を乞い願ひ奉つておりましたところ
にわかに 崩御あらせられました

大行天皇におかせられては 御在位六十有余年 その間 内外極めて困難なときに際会せられました
した

大行天皇におかせられては 清明無私 常に憲法に則られて御精励あらせられ 内に臨まれては
国民生活の安定と向上 文化の振興に 外に接せられては 列国との友誼の深厚 世界の平和

に 心をそそがせられ また 御研究を通して 自然の摂理 真理の探究の尊さを 国民に
お示しにならせられ 人みな尊崇敬仰申し上げているところでありました

大行天皇の崩御に 国民は斉しく 悵悵として悲嘆措くところを知らないものがあります

参議院は ここに国民の至情を代表して 謹んで弔意を表し奉ります

同月十日議長は、衆議院議長とともに皇居に参入して弔詞を宮内庁長官を経て奉呈し、同年二月十日の会議においてこの旨を報告した。

なお、昭和六十四年一月七日天皇陛下御危篤の旨を承り、同日、議長及び副議長は、皇居に参入し、お見舞いの記帳を行い、また、議長は、天皇陛下に拝謁した。

同日、議長及び副議長は、大行天皇に拝謁した。

同日から向こう十日間、議員は、皇居において弔問記帳を行った。

参照 一三三号、二一九号

五三三 皇室の御凶事につき弔意を表した例

第一回国会 昭和二十二年六月二十八日久邇宮朝融王妃知子女王殿下が薨去せられたので、同年七月

一日議長松平恒雄君は、皇居に参入して御機嫌をお伺いし、また、同宮家に伺い弔辞を申し上げた。第十回国会 昭和二十六年五月十七日皇太后陛下が崩御せられたので、同日議長佐藤尚武君は、皇居に参入し、また、大宮御所に参入して御弔問申し上げ、同月十八日の会議において、この旨を報告した。同月十九日皇太后陛下崩御につき弔意を表するため特に会議を開き、議長の発議により、皇太后陛下崩御につき弔詞案起草のため委員二十四人から成る特別委員会を設置することに決し、一旦休憩の後、特別委員長小宮山常吉君の報告に基づき、次の弔詞を議決した。

皇太后陛下にはにわか

崩御あらせられました。まことに哀悼に堪えません。

参議院は国民の至情を代表して恭しく弔意を表し奉ります。

同日議長は、衆議院議長とともに皇居に参入して弔詞を宮内庁長官を経て奉呈したところ、天皇陛下から御懇篤なおことばを賜った由宮内庁長官から伝えられ、同月二十一日の会議において、この旨を報告した。

第十五回国会 昭和二十八年一月四日秩父宮雍仁親王殿下が薨去せられたので、同日議長佐藤尚武君は、皇居に参入して御弔問申し上げた。同月七日議長は、各会派の代表者の参集を求め協議の結果、次の弔詞を決定した。

大勲位雍仁親王殿下にはにわか
に薨去せられました。まことに

哀悼に堪えません。

参議院はここに恭しく

弔意を表し奉ります。

同月十日議長は、千代田区三番町宮内庁分室において弔詞を奉呈し、同月三十日の会議において、この旨を報告した。

第百八回国会 昭和六十二年二月三日高松宮宣仁親王殿下が薨去せられたので、同日議長藤田正明君は、皇居に参入し、また、同宮邸にお伺いして御弔問申し上げた。同月四日の会議において、議長の発議により、院議をもつて次の弔詞を奉呈することに決した。

大勲位宣仁親王殿下にはにわか
に薨去せられました。まことに

哀悼に堪えません

参議院はここに恭しく

弔意を表し奉ります

同月五日議長は、高松宮邸において弔詞を奉呈した。

第三百十三回国会閉会後 平成七年八月二十五日秩父宮雍仁親王妃勢津子殿下が薨去せられたので、同日議長齋藤十朗君は、皇居に参入し、また、同宮邸にお伺いして御弔問申し上げた。同日議院運営委員会理事会において、次の弔詞を決定した。

雍仁親王妃勢津子殿下には にわか
に
薨去あらせられました まことに

哀悼に堪えません

参議院はここに恭しく

弔意を表し奉ります

同月二十七日議長は、秩父宮邸において弔詞を奉呈し、第三百三十四回国会平成七年九月二十九日(召集日)の会議において、この旨を報告した。

第四百四十七回国会閉会後 平成十二年六月十六日皇太后陛下が崩御せられたので、同日議長齋藤十朗君及び副議長菅野久光君は、皇居に参入し、御弔問申し上げた。同月十九日議院運営委員会理事会において、次の弔詞を決定した。

皇太后陛下におかせられては

にわかに 崩御あらせられました
まことに 痛惜哀悼に堪えません

皇太后陛下におかせられては

常に清明にして 仁慈に富まれ

国民斉しく 尊崇敬慕申し上げて

いるところでありました

参議院は ここに国民の至情を

代表して 恭しく弔意を表し

奉ります

同日議長は、皇居において宮内庁長官を経て弔詞を奉呈し、第四百四十八回国会平成十二年七月四日（召集日）の会議において、この旨を報告した。

第五百五十五回国会 平成十四年十一月二十一日高円宮憲仁親王殿下が薨去せられたので、翌二十二日議長倉田寛之君及び副議長本岡昭次君は、皇居に参入し、また、同宮邸にお伺いして御弔問申し上げた。同日議院運営委員会理事会において、次の弔詞を決定した。

大勲位憲仁親王殿下にはにわかに

薨去あらせられました まことに

哀悼に堪えません

参議院はここに恭しく

弔意を表し奉ります

同月二十六日議長は、高岡宮邸において弔詞を奉呈し、同月二十七日の会議において、この旨を報告した。

第百六十一回国会閉会后 平成十六年十二月十八日高松宮宣仁親王妃喜久子殿下が薨去せられたので、同日議長扇千景君及び副議長角田義一君は、皇居に参入し、また、同宮邸にお伺いして御弔問申し上げた。同月二十日議院運営委員会理事会において、次の弔詞を決定した。

宣仁親王妃喜久子殿下には にわか

薨去あらせられました まことに

哀悼に堪えません

参議院はここに恭しく

弔意を表し奉ります

同日議長は、高松宮邸において弔詞を奉呈し、第百六十二回国会平成十七年一月二十一日（召集日）

の会議において、この旨を報告した。

第百八十回国会 平成二十四年六月六日寛仁親王殿下が薨去せられたので、翌七日議長平田健二君及び副議長尾辻秀久君は、皇居に参入し、また、同親王邸にお伺いして御弔問申し上げた。同月八日議院運営委員会理事会において、次の弔詞を決定した。

大勲位寛仁親王殿下には にわか

薨去あらせられました まことに

哀悼に堪えません

参議院はここに恭しく

弔意を表し奉ります

同月十一日議長は、寛仁親王邸において弔詞を奉呈し、同月十五日の会議において、この旨を報告した。

第百八十六回国会 平成二十六年六月八日桂宮宜仁親王殿下が薨去せられたので、同月十日議長山崎正昭君及び副議長興石東君は、皇居に参入し、また、赤坂東邸にお伺いして御弔問申し上げた。翌十一日の会議において、議長が発議により、院議をもって次の弔詞を奉呈することに決した。

大勲位宜仁親王殿下には にわか

薨去あらせられました まことに

哀悼に堪えません

参議院はここに恭しく

弔意を表し奉ります

同月十二日議長は、三笠宮邸において弔詞を奉呈した。

第百九十二回国会 平成二十八年十月二十七日三笠宮崇仁親王殿下が薨去せられたので、同日議長伊達忠一君及び副議長長郡司彰君は、皇居に参入し、また、同宮邸にお伺いして御弔問申し上げた。翌二十八日の会議において、議長の発議により、院議をもって次の弔詞を奉呈することに決した。

大勲位崇仁親王殿下には にわか

薨去あらせられました まことに

哀悼に堪えません

参議院はここに恭しく

弔意を表し奉ります

同月三十一日議長は、三笠宮邸において弔詞を奉呈した。

参照 一三三三号、二一九号

五三四 大喪の礼及び関係諸儀式に議長、副議長及び議員が参列した例

第百十四回国会 平成元年一月二十日皇居において行われた殯宮移御後一日祭の儀に議長土屋義彦君及び副議長瀬谷英行君並びにその夫人が参列した。

同月二十日から同年二月二十三日まで皇居において議員が殯宮に祇候した。

同年一月二十一日皇居において行われた殯宮拝礼の儀に議員、事務総長、法制局長、事務次長及び法制次長並びにその配偶者が参列した。

同月三十一日皇居において行われた追号奉告の儀に議長及び副議長並びにその夫人が参列した。

同年二月二十四日新宿御苑において行われた大喪の礼及び斂葬の儀葬場殿の儀に議長、副議長及び議員並びにその配偶者並びに事務総長、法制局長、事務次長及び法制次長が参列した。

同日、武蔵陵墓地において行われた斂葬の儀陵所の儀に参議院の総代（議員四人）及び事務総長が参列した。

同年四月十六日皇居において行われた権殿百日祭の儀に議長及び副議長が参列した。

同日、武蔵陵墓地において行われた山陵百日祭の儀に副議長及び事務総長が参列した。

第百十七回国会 平成二年一月七日皇居において行われた権殿一周年祭の儀に議長及び副議長小野明君並びにその夫人が参列した。

同日、武蔵陵墓地において行われた山陵一周年祭の儀に議長及び副議長並びにその夫人及び事務総長が参列した。

五三五 本院議員が逝去したときは、弔詞をささげ、哀悼の辞を述べる

本院議員が逝去したときは、遺族を傍聴席（外国外交官席）に迎え、議院の会議において哀悼の件の議事を行う。

哀悼の件の議事においては、まず議長は、議員が逝去した旨を報告し、弔詞をささげることが議院に諮った後、弔詞を朗読する。議長が弔詞を朗読する際は、全員起立する。

次いで議員が哀悼の辞を述べる。哀悼の辞は、逝去した議員が所属していた常任委員会の委員長が述べるのを例とするが、特に議院運営委員会理事会の決定によりその他の議員が述べることもある。

なお、閉会中の場合又は遺族の都合等により哀悼の件の会議を開くいとまがない場合には、議長にお

いて弔詞をささげる。この場合、後日の会議において、議長は、この旨を報告し、弔詞を朗読した後、議員が哀悼の辞を述べる。

(注) 第一回国会昭和二十二年八月一日の議院運営委員会において、哀悼の辞を述べる者は故人が所属していた委員会の委員長又は委員とするのを原則とするが、他に適当な議員がいる場合はこの限りでない旨の決定があった。

第七回国会昭和二十四年十二月十九日の議院運営委員会において、弔詞は議長が葬儀当日持参し朗読するのを原則とするが、議長が参列できないときは、議長の指名する者（主として議員又は事務総長若しくは参事）が弔詞を持参し代読することとする旨の決定があった。

第三十一回国会昭和三十三年十二月二十三日の議院運営委員会において、議院の会議で議長が弔詞を朗読する際には、特に哀悼の意を表するため全員が起立する旨の決定があった。

第九十四回国会昭和五十六年二月二十日の議院運営委員会理事会上において、哀悼演説の際議場に花置台を設け、これに花束を供え、後刻遺族に贈呈することを決定した。

参照 二一九号

五三六 議長の逝去につき弔詞をささげた例

第六回国会 昭和二十四年十一月十七日の会議において、議長佐藤尚武君の発議により、同月十四日逝去した議長松平恒雄君に対し、院議をもって弔詞をささげることになり、同月十七日議長は、同君の参議院葬に際し、次の弔詞をささげた。

参議院議長従一位勲一等松平恒雄君ハ多年外交界及ビ宮内府ニ於テ重キヲナシ初代参議院議長ニ推サレ議ヲ宰シカヲ憲政ノ濟美ニ致ス其ノ績甚ダ偉ナリ参議院ハ其ノ急逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス

なお、同月十七日の会議において、議員木曾三四郎君は哀悼の辞を述べ、また、吉田内閣総理大臣は哀悼の辞を述べた。同日の会議は、哀悼の意を表するため他の議事に入ることなく延会した。

第七十九回国会 平成二十三年十一月二十五日の会議において、議長平田健二君の発議により、同月五日逝去した議長西岡武夫君に対し、院議をもって弔詞をささげることになり、同月二十五日議長は、同君の参議院葬に際し、次の弔詞をささげた。

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽くされ 参議院議長として憲政の発揚につとめ
さきに衆議院の院議をもって永年の功労を表彰せられ また国務大臣としての重任にあたられま

した 議員従二位桐花大綬章西岡武夫君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

なお、同月二十五日の会議において、議員尾辻秀久君は哀悼の辞を述べた。

参照 二二九号

五三七 副議長の逝去につき弔詞をささげた例

第百十八回国会 平成二年四月二十五日の会議において、議長土屋義彦君の発議により、同月十九日逝去した副議長小野明君に対し、院議をもって弔詞をささげることに関し、同月二十七日議長は、同君の参議院葬儀に際し、次の弔詞をささげた。

参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くされまた参議院副議長として憲政の発揚につとめ特に院議をもって永年の功労を表彰せられました議員従三位勲一等小野明君の長逝に対しつとんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

なお、同月二十五日の会議において、議員長田裕二君は哀悼の辞を述べた。

五三八 議長、副議長の逝去につき参議院葬を行った例

第六回国会 昭和二十四年十一月十五日の議院運営委員会において、同月十四日逝去した議長松平恒雄君の葬儀は参議院葬とすることとし、葬儀委員長は新議長、副委員長は副議長、委員は各会派から代表者一人及び故人の関係者をもって充てること、日時は同月十七日午後、場所は参議院議長公邸とすること、葬儀に要する費用は参議院経費から支出することを決定し、同月十七日午後一時から参議院葬を執行した。

第百十八回国会 平成二年四月二十五日の議院運営委員会において、同月十九日逝去した副議長小野明君の葬儀は参議院葬とすることとし、葬儀委員長は議長、副委員長は新副議長及び議院運営委員長、委員は議院運営委員会理事及び事務総長をもって充てること、日時は同月二十七日午後三時、場所は築地本願寺第二伝道会館とすることを決定し、同月二十七日参議院葬を執行した。

なお、葬儀に要する費用は、参議院経費から支出した。

第百七十九回国会 平成二十三年十一月二十一日の議院運営委員会において、同月五日逝去した議長西岡武夫君の葬儀は参議院葬とすることとし、葬儀委員長は新議長、副委員長は副議長及び議院運営委員長、委員は議院運営委員会理事及び事務総長をもって充てること、日時は同月二十五日午後

二時、場所は青山葬儀所とすることを決定し、同月二十五日参議院葬を執行した。
なお、葬儀に要する費用は、参議院経費から支出した。

参照 二二二九号

五三九 元議長の逝去につき弔詞をささげた例

第三十五回国会 昭和三十五年七月二十二日の会議において、議長松野鶴平君の発議により、同月二十一日逝去した元議長河井彌八君に対し、院議をもつて弔詞をささげることに決し、同月二十三日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院はさきに参議院議長として憲政の発揚につとめられました文化財保護委員会委員長長従二位勲一等河井彌八君の長逝に対しましてつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます
第四十一回国会閉会后 昭和三十七年十月十八日逝去した前議長議員松野鶴平君に対し、同月二十三日議長重宗雄三君は、次の弔詞をささげた。

参議院は多年わが国民民主政治発展のため力を尽くしさきに参議院議長として憲政の発揚につとめ特に院議をもつて永年の功労を表彰せられたるまた國務大臣としての重責にあたられました議員従二

位勲一等松野鶴平君の長逝に対しましてつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

なお、第四十二回国会昭和三十七年十二月八日（召集日）の会議において、議長は既に弔詞をささげた旨報告し、議員松本治一郎君は哀悼の辞を述べた。

第六十七回国会 昭和四十六年十二月二十二日の会議において、議長河野謙三君の発議により、同月十八日逝去した元議長佐藤尚武君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決し、同月二十四日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院はさきに参議院議長として憲政の発揚につとめられまた国務大臣としての重責にあたられました従二位勲一等佐藤尚武君の長逝に対しましてつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第七十七回国会 昭和五十一年三月十三日逝去した元議長重宗雄三君に対し、同月二十二日議長河野謙三君は、次の弔詞をささげた。

参議院はさきに参議院議長として多年憲政の発揚につとめられ特に院議をもつて永年の功勞を表彰せられまた国務大臣としての重責にあたられました従二位勲一等重宗雄三君の長逝に対しましてつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

なお、同月三十一日の会議において、議長は既に弔詞をささげた旨報告した。

第百回国会 昭和五十八年十月十六日逝去した元議長河野謙三君に対し、同年十一月八日議長木村睦男君は、次の弔詞をささげた。

参議院はさきに参議院議長として憲政の発揚につとめられました特に院議をもつて永年の功勞を表彰せられました従二位勲一等河野謙三君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

なお、同年十一月十八日の会議において、議長は既に弔詞をささげた旨報告した。

第百四回国会 昭和六十一年三月十日逝去した元議長議員安井謙君に対し、同年四月二十一日議長木村睦男君は、次の弔詞をささげた。

参議院はわが国民主政治發展のため力を尽くされさきに参議院議長として憲政の発揚につとめに院議をもつて永年の功勞を表彰せられた國務大臣としての重任にあたられました議員従二位勲一等安井謙君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

なお、同年四月二十三日の会議において、議長は既に弔詞をささげた旨報告し、議員秋山長造君は哀悼の辞を述べた。

第百十八回国会閉会后 平成二年九月二十三日逝去した元議長徳永正利君に対し、同年十月十一日議

長土屋義彦君は、次の弔詞をささげた。

参議院はわが国民民主政治発展のため力を尽くされさきに参議院議長として憲政の発揚につとめ特に院議をもって永年の功勞を表彰せられたるまた國務大臣としての重任にあたられました前議員從二位勲一等徳永正利君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

なお、第百十九回国会平成二年十月十二日（召集日）の会議において、議長は既に弔詞をささげた旨報告した。

第百三十六回国会 平成八年五月二十九日の会議において、議長齋藤十朗君の發議により、同月二十七日逝去した元議長藤田正明君に対し、院議をもって弔詞をささげることに関し、同月三十日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院はわが国民民主政治発展のため力を尽くされさきに参議院議長として憲政の發揚につとめ特に院議をもって永年の功勞を表彰せられたるまた國務大臣としての重任にあたられました元議員正三位勲一等藤田正明君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第百四十五回国会閉会后 平成十一年九月七日逝去した元議長原文兵衛君に対し、同月十一日議長齋藤十朗君は、次の弔詞をささげた。

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽くされ さきに参議院議長として憲政の發揚につ

とめ 特に院議をもって永年の功労を表彰せられ また國務大臣としての重任にあられました
元議員従二位勲一等原文兵衛君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞を
ささげます

なお、第四百四十六回国会平成十一年十月二十九日（召集日）の会議において、議長は既に弔詞をさ
さげた旨報告した。

第五百五十三回国会閉会後 平成十三年十二月七日逝去した元議長木村睦男君に対し、同月十二日議長
井上裕君は、次の弔詞をささげた。

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽くされ さきに参議院議長として憲政の発揚につ
とめ 特に院議をもって永年の功労を表彰せられ また國務大臣としての重任にあたられました
元議員正三位勲一等木村睦男君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞を
ささげます

なお、第五百五十四回国会平成十四年一月二十一日（召集日）の会議において、議長は既に弔詞をさ
さげた旨報告した。

第五百五十六回国会 平成十五年五月九日の会議において、議長倉田寛之君の発議により、同年四月二
十八日逝去した元議長長田裕二君に対し、院議をもって弔詞をささげることへ決し、同年五月十三

日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽くされ さきに参議院議長として憲政の発揚につとめ 特に院議をもって永年の功労を表彰せられ また国務大臣としての重任にあたられました 元議員正三位勲一等長田裕二君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

第百六十九回国会閉会后 平成二十年六月二十二日逝去した元議長井上裕君に対し、同月二十八日議長長江田五月君は、次の弔詞をささげた。

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽くされ さきに参議院議長として憲政の発揚につとめ 特に院議をもって永年の功労を表彰せられ また国務大臣としての重任にあたられました 元議員従二位桐花大綬章井上裕君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

なお、第百七十回国会平成二十年九月二十四日（召集日）の会議において、議長は既に弔詞をささげた旨報告した。

第百七十回国会 平成二十年十月十六日の会議において、議長長江田五月君の発議により、同月五日逝去した元議長土屋義彦君に対し、院議をもって弔詞をささげることへ決し、同年十二月十二日議長

は、次の弔詞をささげた。

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽くされ さきに参議院議長として憲政の発揚につとめ 特に院議をもって永年の功労を表彰せられ また国務大臣としての重任にあたられました 元議員従二位勲一等土屋義彦君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

第二百一回国会 令和二年五月十三日の会議において、議長山東昭子君の発議により、同年四月七日逝去した元議長倉田寛之君に対し、院議をもって弔詞をささげることに関し、同年五月十九日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽くされ さきに参議院議長として憲政の発揚につとめ 特に院議をもって永年の功労を表彰せられ また国務大臣としての重任にあたられました 元議員従二位桐花大綬章倉田寛之君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

第二百五回国会 令和三年十月四日の会議において、議長山東昭子君の発議により、同年七月二十八日逝去した元議長江田五月君に対し、院議をもって弔詞をささげることに関し、同日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽くされ さきに参議院議長として憲政の発揚に つとめ 特に院議をもつて永年の功労を表彰せられ また国務大臣としての重任にあたられました 元議員従二位桐花大綬章江田五月君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔 詞をささげます

なお、元貴族院議長の逝去につき弔詞をささげた次の例がある。

第四十三回国会 昭和三十八年二月十八日逝去した元貴族院議長徳川家正君に対し、同月二十一日 議長重宗雄三君は、次の弔詞をささげた。

さきに貴族院議長として憲政の発揚につとめられました正二位勲一等徳川家正君の長逝に対し 参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第六十一回国会閉会后 昭和四十四年十一月十七日逝去した元貴族院議長徳川圀順君に対し、同月 二十二日議長重宗雄三君は、次の弔詞をささげた。

さきに貴族院議長として憲政の発揚につとめられました正二位勲一等徳川圀順君の長逝に対し 参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

五四〇 元副議長の逝去につき弔詞をささげた例

第四十三回国会閉会后 昭和三十八年七月十八日逝去した元副議長三木治朗君に対し、同月二十二日議長重宗雄三君は、次の弔詞をささげた。

参議院はさきに参議院副議長として憲政の発揚につとめられました正三位勲一等三木治朗君の長逝に対しましてつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第五十三回国会 昭和四十一年十一月二十二日逝去した元副議長議員松本治一郎君に対し、同月三十日議長重宗雄三君は、次の弔詞をささげた。

参議院は多年わが国民主政治発展のため力を尽くしさきに参議院副議長として憲政の発揚につとめ特に院議をもつて永年の功労を表彰せられました議員松本治一郎君の長逝に対しましてつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

なお、第五十五回国会昭和四十二年二月十七日の会議において、議長は既に弔詞をささげた旨報告し、議員河野謙三君は哀悼の辞を述べた。

第七十回国会閉会后 昭和四十七年十一月二十七日逝去した元副議長寺尾豊君に対し、同年十二月十日議長河野謙三君は、次の弔詞をささげた。

参議院は多年わが国民民主政治発展のため力を尽くし、さきに参議院副議長として憲政の発揚に、つとめ特に院議をもつて永年の功労を表彰せられたる国務大臣としての重責にあたられました正三位勲一等寺尾豊君の長逝に対しまして、つとめ哀悼の意を表し、やうやく弔詞をささげます。

第七十二回国会 昭和四十八年十二月四日逝去した元副議長議員平井太郎君に対し、同月十七日議長河野謙三君は、次の弔詞をささげた。

参議院はさきに参議院副議長として憲政の発揚に、つとめられたる国務大臣としての重責にあたられました議員正三位勲一等平井太郎君の長逝に対しまして、つとめ哀悼の意を表し、やうやく弔詞をささげます。

なお、同月二十一日の会議において、議長は既に弔詞をささげた旨報告し、議員藤田進君は哀悼の辞を述べた。

第八十回国会 昭和五十二年二月十七日逝去した元副議長松嶋喜作君に対し、同月十八日議長河野謙三君は、次の弔詞をささげた。

参議院はさきに参議院副議長として憲政の発揚に、つとめられたる従三位勲二等松嶋喜作君の長逝に対しまして、つとめ哀悼の意を表し、やうやく弔詞をささげます。

第八十二回国会 昭和五十二年十月三日の会議において、議長安井謙君の発議により、同年九月二十

八日逝去した元副議長重政庸徳君に対し、院議をもって弔詞をささげることに関し、同年十月五日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院は多年わが国民主政治発展のため力を尽くし、さきに参議院副議長として憲政の発揚につとめられました正三位勲一等重政庸徳君の長逝に対し、ついで哀悼の意を表し、やうやく弔詞をささげます

第八十四回国会 昭和五十三年一月四日逝去した前副議長議員前田佳都男君に対し、同月十二日議長安井謙君は、次の弔詞をささげた。

参議院はさきに参議院副議長として憲政の発揚につとめられ、また国務大臣としての重責にあたられました議員正三位勲一等前田佳都男君の長逝に対し、ついで哀悼の意を表し、やうやく弔詞をささげます

なお、同月二十一日の会議において、議長は既に弔詞をささげた旨報告し、議員加瀬完君は哀悼の辞を述べた。

第百十八回国会 平成二年六月九日逝去した元副議長森八三二君に対し、同月十一日議長土屋義彦君は、次の弔詞をささげた。

参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くされ、さきに参議院副議長として憲政の発揚につとめ

特に院議をもって永年の功勞を表彰せられました元議員勲一等森八三二君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

なお、同月十三日の會議において、議長は既に弔詞をささげた旨報告した。

第三百三十二回国会 平成七年三月八日の會議において、議長原文兵衛君の發議により、同年二月二十八日逝去した元副議長加瀬完君に対し、院議をもって弔詞をささげることにより、同年三月二十七日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院はわが国民主政治發展のため力を尽くされさきに参議院副議長として憲政の發揚につとめ特に院議をもって永年の功勞を表彰せられました元議員加瀬完君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第百五十九回国会 平成十六年二月四日の會議において、議長倉田寛之君の發議により、同年一月十六日逝去した元副議長阿具根登君に対し、院議をもって弔詞をささげることにより、同年二月十二日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院は わが国 民主政治發展のため力を尽くされ さきに参議院副議長として憲政の發揚につとめ 特に院議をもって永年の功勞を表彰せられました 元議員正三位勲一等阿具根登君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

第百六十四回国会 平成十八年六月七日の会議において、議長扇千景君の発議により、同年五月十四日逝去した元副議長菅野久光君に対し、院議をもって弔詞をささげることに関し、同年七月二十二日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽くされ さきに参議院副議長として憲政の発揚につとめられました 元議員従三位勲一等菅野久光君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を表し
うやうやしく弔詞をささげます

第百七十回国会 平成二十年十二月十六日逝去した元副議長瀬谷英行君に対し、同月二十三日議長江田五月君は、次の弔詞をささげた。

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽くされ さきに参議院副議長として憲政の発揚につとめ 特に院議をもって永年の功労を表彰せられました 元議員正三位勲一等瀬谷英行君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

なお、同月二十四日の会議において、議長は既に弔詞をささげた旨報告した。

第百七十四回国会 平成二十二年六月十五日の会議において、議長江田五月君の発議により、同月二日逝去した元副議長秋山長造君に対し、院議をもって弔詞をささげることに関し、同月十五日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽くされ さきに参議院副議長として憲政の発揚に
つとめ 特に院議をもって永年の功勞を表彰せられました 元議員勲一等秋山長造君の長逝に対
し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

第七十四回国会閉会后 平成二十二年六月二十一日逝去した元副議長赤桐操君に対し、同年七月十
六日議長江田五月君は、次の弔詞をささげた。

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽くされ さきに参議院副議長として憲政の発揚に
つとめ 特に院議をもって永年の功勞を表彰せられました 元議員正三位勲一等赤桐操君の長逝
に対し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

なお、第七十五回国会平成二十二年八月六日の会議において、議長西岡武夫君は既に弔詞をささ
げた旨報告した。

第七十七回国会 平成二十三年四月二十七日の会議において、議長西岡武夫君の発議により、同月
二日逝去した元副議長小山一平君に対し、院議をもって弔詞をささげることにより、同年五月二十
日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽くされ さきに参議院副議長として憲政の発揚に
つとめられました 元議員従三位勲一等小山一平君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を表し

うやうやしく弔詞をささげます

第百八十四回国会閉会後 平成二十五年七月三十日逝去した元副議長松尾官平君に対し、同年九月九日議長山崎正昭君は、次の弔詞をささげた。

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽くされ さきに参議院副議長として憲政の発揚につとめられました 元議員従三位勲一等松尾官平君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を表し
うやうやしく弔詞をささげます

なお、第百八十五回国会平成二十五年十月十五日（召集日）の会議において、議長は既に弔詞をささげた旨報告した。

第百九十三回国会 平成二十九年四月十九日の会議において、議長伊達忠一君の発議により、同月十日逝去した元副議長本岡昭次君に対し、院議をもって弔詞をささげることに関し、同月二十四日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽くされ さきに参議院副議長として憲政の発揚につとめ 特に院議をもって永年の功労を表彰せられました 元議員旭日大綬章本岡昭次君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

第百二十四回国会 令和三年三月二十四日の会議において、議長山東昭子君の発議により、同年二月八

日逝去した元副議長今泉昭君に対し、院議をもって弔詞をささげることに関し、同年四月十六日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽くされ さきに参議院副議長として憲政の発揚につとめられました 元議員正四位旭日重光章今泉昭君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を表し
うやうやしく弔詞をささげます

なお、元貴族院副議長の逝去につき弔詞をささげた次の例がある。

第六十五回国会 昭和四十六年二月十六日逝去した元貴族院副議長酒井忠正君に対し、同月二十七日議長重宗雄三君は、次の弔詞をささげた。

さきに貴族院副議長として憲政の発揚につとめられました正三位勲一等酒井忠正君の長逝に対し参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第七十五回国会閉会后 昭和五十年八月十日逝去した元貴族院副議長佐佐木行忠君に対し、同月二十三日議長河野謙三君は、次の弔詞をささげた。

さきに貴族院副議長として憲政の発揚につとめられました正三位勲一等佐佐木行忠君の長逝に対し参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第百十四回国会 平成元年五月一日逝去した元貴族院副議長徳川宗敬君に対し、同年六月三日議長

土屋義彦君は、次の弔詞をささげた。

さきに貴族院副議長として憲政の発揚につとめられました従三位勲一等元参議院議員徳川宗敬君の長逝に対し参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

五四一 永年在職の表彰を受けた元議員が逝去したときは弔詞を

ささげるのを例とする

永年在職の表彰を受けた元議員が逝去したときは、議院の会議において哀悼の件の議事を行うのを例とする。

哀悼の件の議事においては、議長は、元議員が逝去した旨を報告し、弔詞をささげることが議院に諮った後、弔詞を朗読する。議長が弔詞を朗読する際は、全員起立する。

なお、閉会中の場合又は哀悼の件の会議を開くいとまがない場合には、議長において弔詞をささげる。この場合、後日の会議において、議長は、この旨を報告し、弔詞を朗読する。

参照 五六七号

五四二 衆議院議長の逝去につき弔詞をささげた例

第十回国会 昭和二十六年三月十二日の会議において、議長佐藤尚武君の發議により、同月十日逝去した衆議院議長幣原喜重郎君に対し、院議をもつて弔詞をささげることと決し、同月十六日議長は、同君の衆議院葬に際し、次の弔詞をささげた。

参議院ハ衆議院議長従一位勲一等幣原喜重郎君ノ長逝ヲ哀悼シ特ニ院議ヲ以テ恭シク弔詞ヲ呈ス
なお、同月十六日の会議は、哀悼の意を表するため日程の一部を残して延会した。

参照 二二九号

五四三 元衆議院議長の逝去につき弔詞をささげた例

第十五回国会 昭和二十八年一月一日逝去した元衆議院議長樋貝詮三君に対し、同月三十一日議長佐藤尚武君は、次の弔詞をささげた。

さきに衆議院議長として憲政の發揚にとめられ又國務大臣としての重責にあたられました正三位勲一等樋貝詮三君はいまや長逝せられました。

ここに参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます。

第二十八回国会 昭和三十三年十二月二十七日逝去した元衆議院議長山崎猛君に対し、同月二十九日議長松野鶴平君は、次の弔詞をささげた。

さきに衆議院議長として憲政の発揚にとめられたまた国務大臣としての重責にあたられました正三位勲一等山崎猛君はいまや長逝せられました

ここに参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第二十九回国会閉会后 昭和三十三年八月十四日逝去した元衆議院議長衆議院議員松岡駒吉君に対し、同月二十七日議長松野鶴平君は、次の弔詞をささげた。

参議院はさきに衆議院議長として憲政の発揚にとめられました衆議院議員従三位勲一等松岡駒吉君の長逝に対しましてつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第三十回国会 昭和三十三年十月三十日逝去した元衆議院議長岡田忠彦君に対し、同年十一月四日議長松野鶴平君は、次の弔詞をささげた。

さきに衆議院議長として憲政の発揚にとめられたまた国務大臣としての重責にあたられました従二位勲一等岡田忠彦君の長逝に対し参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第三十三回国会 昭和三十四年十一月二十五日逝去した元衆議院議長小山松壽君に対し、同月三十日議長松野鶴平君は、次の弔詞をささげた。

さきに衆議院議長として憲政の発揚につとめられました正三位勲一等小山松壽君の長逝に対し参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

第三十四回国会 昭和三十五年四月六日の会議において、議長松野鶴平君の発議により、同月五日逝去した元衆議院議長衆議院議員林讓治君に対し、院議をもって弔詞をささげることに関し、同月八日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院はさきに衆議院議長として憲政の発揚につとめられました国務大臣としての重責にあたられました衆議院議員従二位勲一等林讓治君の長逝に対しましてつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

第四十三回国会閉会后 昭和三十八年八月十五日逝去した元衆議院議長田子一民君に対し、同月十九日議長重宗雄三君は、次の弔詞をささげた。

さきに衆議院議長として憲政の発揚につとめられました国務大臣としての重責にあたられました正三位勲一等田子一民君の長逝に対し参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

第四十六回国会 昭和三十九年四月二十七日の会議において、議長重宗雄三君の發議により、同月二十六日逝去した元衆議院議長衆議院議員堤康次郎君に対し、院議をもって弔詞をささげることにし、同月三十日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院はさきに衆議院議長として憲政の發揚につとめられました衆議院議員正三位勲一等堤康次郎君の長逝に対しましてつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

同 昭和三十九年五月二十九日逝去した元衆議院議長衆議院議員大野伴睦君に対し、同年六月二日議長重宗雄三君は、次の弔詞をささげた。

参議院はさきに衆議院議長として憲政の發揚につとめられました國務大臣としての重責にあたられました衆議院議員従二位勲一等大野伴睦君の長逝に対しましてつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

なお、同年六月三日の會議において、議長は既に弔詞をささげた旨報告した。

第五十五回国会 昭和四十二年六月二十八日の會議において、議長重宗雄三君の發議により、同月二十七日逝去した元衆議院議長衆議院議員清瀬一郎君に対し、院議をもって弔詞をささげることにし、同月三十日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院はさきに衆議院議長として憲政の發揚につとめられました國務大臣としての重責にあたら

ました衆議院議員従二位勲一等清瀨一郎君の長逝に対しましてつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

第五十八回国会 昭和四十三年一月二十二日逝去した元衆議院議長松永東君に対し、同月二十九日議長長重宗雄三君は、次の弔詞をささげた。

さきに衆議院議長として憲政の発揚につとめられまた國務大臣としての重責にあたられました正三位勲一等松永東君の長逝に対し参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

第六十四回国会閉会后 昭和四十五年十二月二十日逝去した元衆議院議長加藤鏝五郎君に対し、同月二十五日議長長重宗雄三君は、次の弔詞をささげた。

さきに衆議院議長として憲政の発揚につとめられまた國務大臣としての重責にあたられました従二位勲一等加藤鏝五郎君の長逝に対し参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

第六十八回国会 昭和四十七年三月二十四日逝去した元衆議院議長綾部健太郎君に対し、同月三十一日議長河野謙三君は、次の弔詞をささげた。

さきに衆議院議長として憲政の発揚につとめられまた國務大臣としての重責にあたられました正

三位勲一等綾部健太郎君の長逝に対し参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第七十一回国会 昭和四十八年八月十八日逝去した元衆議院議長益谷秀次君に対し、同月三十一日議長河野謙三君は、次の弔詞をささげた。

さきに衆議院議長として憲政の発揚につとめられまた国務大臣としての重責にあたられました従二位勲一等益谷秀次君の長逝に対し参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第八十七回国会 昭和五十四年三月四日逝去した前衆議院議長衆議院議員保利茂君に対し、同月九日議長安井謙君は、次の弔詞をささげた。

参議院はさきに衆議院議長として憲政の発揚につとめられまた国務大臣としての重責にあたられました衆議院議員従二位勲一等保利茂君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

なお、同月十六日の会議において、議長は既に弔詞をささげた旨報告した。

同 昭和五十四年四月十二日逝去した元衆議院議長衆議院議員船田中君に対し、同月二十六日議長安井謙君は、次の弔詞をささげた。

参議院はさきに衆議院議長として憲政の発揚につとめられました。閣内大臣としての重責にあたられました。衆議院議員従二位勲一等船田中君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます。

なお、同月二十七日の会議において、議長は既に弔詞をささげた旨報告した。

第九十一回国会 昭和五十五年一月三日逝去した元衆議院議長星島二郎君に対し、同月十九日議長安井謙君は、次の弔詞をささげた。

さきに衆議院議長として憲政の発揚につとめた閣内大臣としての重責にあたり大正・昭和にわたる四十有余年衆議院議員としてわが民主政治の発展に偉大な足跡を残されました。従二位勲一等星島二郎君の長逝に対し参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます。

第九十三回国会閉会后 昭和五十五年十二月一日逝去した元衆議院議長松田竹千代君に対し、同月十九日議長徳永正利君は、次の弔詞をささげた。

さきに衆議院議長として多年憲政の発揚につとめられました。閣内大臣としての重責にあたられました。正三位勲一等松田竹千代君の長逝に対し参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます。

第九十四回国会 昭和五十六年五月六日逝去した元衆議院議長山口喜久一郎君に対し、同月二十四日議長徳永正利君は、次の弔詞をささげた。

さきに衆議院議長として多年憲政の発揚にとめられまた国務大臣としての重責にあたられました正三位勲一等山口喜久一郎君の長逝に対し参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

第九十四回国会閉会后 昭和五十六年七月二十三日逝去した元衆議院議長衆議院議員前尾繁二郎君に対し、同年九月八日議長徳永正利君は、次の弔詞をささげた。

参議院はさきに衆議院議長として憲政の発揚にとめられまた国務大臣としての重責にあたられました衆議院議員従二位勲一等前尾繁二郎君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

なお、第九十五回国会昭和五十六年九月二十四日（召集日）の会議において、議長は既に弔詞をささげた旨報告した。

第九十五回国会 昭和五十六年九月二十日逝去した元衆議院議長石井光次郎君に対し、同年十月十二日議長徳永正利君は、次の弔詞をささげた。

さきに衆議院議長として多年憲政の発揚にとめられまた国務大臣としての重責にあたられまし

た従二位勲一等石井光次郎君の長逝に対し参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第一百回国会閉会后 昭和五十九年八月四日逝去した元衆議院議長中村梅吉君に対し、同月二十八日議長木村睦男君は、次の弔詞をささげた。

さきに衆議院議長として憲政の発揚につとめられたまた国務大臣としての重責にあたられました従二位勲一等中村梅吉君の長逝に対し参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第百十三回国会 昭和六十三年七月十九日の会議において、議長藤田正明君の発議により、同年五月三十一日逝去した元衆議院議長衆議院議員福永健司君に対し、院議をもつて弔詞をささげることになり、同年七月二十五日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院はさきに衆議院議長として憲政の発揚につとめられたまた国務大臣としての重責にあたられました衆議院議員従二位勲一等福永健司君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第百二十九回国会 平成六年一月二十二日逝去した元衆議院議長灘尾弘吉君に対し、同年二月二十六日議長原文兵衛君は、次の弔詞をささげた。

さきに衆議院議長として憲政の発揚にとめられたまた国務大臣としての重責にあたられました従二位勲一等灘尾弘吉君の長逝に対し参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第四百十回国会閉会后 平成九年九月二日逝去した元衆議院議長福田一君に対し、同月二十五日議長齋藤十朗君は、次の弔詞をささげた。

さきに衆議院議長として憲政の発揚にとめられたまた国務大臣としての重責にあたられました従二位勲一等福田一君の長逝に対し参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第五百五十二回国会閉会后 平成十三年九月四日逝去した前衆議院議長衆議院議員伊藤宗一郎君に対し、同月五日議長井上裕君は、次の弔詞をささげた。

参議院は さきに 衆議院議長として 憲政の発揚にとめられ また国務大臣としての重責にあたられました 衆議院議員従二位勲一等伊藤宗一郎君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

なお、第五百五十三回国会平成十三年九月二十七日（召集日）の会議において、議長は既に弔詞をささげた旨報告した。

第百五十六回国会 平成十五年七月五日逝去した元衆議院議長櫻内義雄君に対し、同月十日議長倉田寛之君は、次の弔詞をささげた。

さきに衆議院議長として 多年憲政の発揚につとめられ また国務大臣としての重責にあたられました 従二位勲一等櫻内義雄君の長逝に対し 参議院を代表して つつしんで哀悼の意を表し
うやうやしく弔詞をささげます

第百五十九回国会 平成十六年一月十三日逝去した元衆議院議長坂田道太君に対し、同年二月六日議長倉田寛之君は、次の弔詞をささげた。

さきに衆議院議長として 憲政の発揚につとめられ また国務大臣としての重責にあたられました 従二位勲一等坂田道太君の長逝に対し 参議院を代表して つつしんで哀悼の意を表し
うやうやしく弔詞をささげます

第百六十一回国会 平成十六年十一月六日逝去した元衆議院議長原健三郎君に対し、同月十日議長扇千景君は、次の弔詞をささげた。

さきに衆議院議長として 多年憲政の発揚につとめられ また国務大臣としての重責にあたられました 従二位勲一等原健三郎君の長逝に対し 参議院を代表して つつしんで哀悼の意を表し
うやうやしく弔詞をささげます

第百八十七回国会閉会后 平成二十六年九月二十日逝去した元衆議院議長土井たか子君に対し、同年十一月二十五日議長山崎正昭君は、次の弔詞をささげた。

さきに衆議院議長として 憲政の発揚につとめられました 土井たか子君の長逝に対し 参議院を代表して つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

第百八十七回国会閉会后 平成二十六年十一月一日逝去した元衆議院議長田村元君に対し、同年十二月四日議長山崎正昭君は、次の弔詞をささげた。

さきに衆議院議長として 憲政の発揚につとめられ また国務大臣としての重責にあたられました 従二位勲一等田村元君の長逝に対し 参議院を代表して つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

第百八十九回国会 平成二十七年六月五日の会議において、議長山崎正昭君の発議により、同月一日逝去した前衆議院議長衆議院議員町村信孝君に対し、院議をもって弔詞をささげることに関し、同日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院は さきに 衆議院議長として 憲政の発揚につとめられ また国務大臣としての重責にあたられました 衆議院議員従二位桐花大綬章町村信孝君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

五四四 内閣総理大臣の逝去につき弔詞をささげた例

第九十一回国会閉会后 昭和五十五年六月十二日逝去した内閣総理大臣大平正芳君に対し、同年七月九日前議長議員安井謙君（同君は同月七日任期満了）は、次の弔詞をささげた。

内閣総理大臣正二位大勲位大平正芳君は多年わが国民主政治発展のため力を尽くされ、特に内閣の首班として再度その重責にあたり経済の発展と国民生活の安定に尽瘁するとともに諸外国との友好親善を深め国運の進展と世界平和の維持増進に貢献されましたその功績はまことに偉大であります

参議院は君の長逝に対しついで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます
なお、第九十二回国会昭和五十五年七月十七日（召集日）の会議において、議長徳永正利君は、既に弔詞をささげた旨報告した。

五四五 元内閣総理大臣の逝去につき弔詞をささげた例

第六回国会 昭和二十四年十一月二十二日の会議において、島村軍次君の動議により、同月二十日逝

去した元内閣総理大臣若槻禮次郎君に対し、院議をもって弔詞をささげることに関し、同月二十三日議長佐藤尚武君は、次の弔詞をささげた。

参議院ハ多年憲政ノ為ニ貢献セラレタル元内閣総理大臣正二位勲一等若槻禮次郎君ノ長逝ヲ哀悼シ特ニ院議ヲ以テ恭シク弔詞ヲ呈ス

第三十一回国会 昭和三十四年三月十一日の会議において、椿繁夫君の動議により、同月七日逝去した元内閣総理大臣衆議院議員鳩山一郎君に対し、院議をもって弔詞をささげることに関し、同月十一日議長松野鶴平君は、次の弔詞をささげた。

参議院は、わが国民主政治発展のため力を尽されました元内閣総理大臣、衆議院議員正二位大勲位鳩山一郎君の長逝に対しまして、つつしんで哀悼の意を表し、特に院議をもつてうやうやしく弔詞をささげます。

第三十二回国会 昭和三十四年六月二十三日の会議において、佐多忠隆君の動議により、同月二十日逝去した元内閣総理大臣衆議院議員芦田均君に対し、院議をもって弔詞をささげることに関し、同月二十三日議長松野鶴平君は、次の弔詞をささげた。

参議院は、多年憲政のために貢献せられました元内閣総理大臣、衆議院議員従二位勲一等芦田均君の長逝に対しまして、つつしんで哀悼の意を表し、うやうやしく弔詞をささげます。

第四十九回国会閉会后 昭和四十年八月十三日逝去した前内閣総理大臣衆議院議員池田勇人君に対し、同月十七日議長重宗雄三君は、次の弔詞をささげた。

参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くされました前内閣総理大臣衆議院議員正二位大勲位池田勇人君の長逝に対しましてつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

第五十六回国会閉会后 昭和四十二年十月二十日逝去した元内閣総理大臣吉田茂君に対し、同月三十一日の同君の国葬に際し、議長重宗雄三君は、次の弔詞をささげた。

参議院はわが国民主政治の発展に力を尽くしました戦後日本の復興と国際復帰のため貢献せられた元内閣総理大臣従一位大勲位吉田茂君の長逝に対しましてつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

第七十一回国会 昭和四十八年五月九日の会議において、議長河野謙三君の発議により、同年四月二十五日逝去した元内閣総理大臣石橋湛山君に対し、院議をもって弔詞をささげることにより、同年五月十二日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くされました元内閣総理大臣従二位勲一等石橋湛山君の長逝に対しましてつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

第七十五回国会 昭和五十年六月三日逝去した元内閣総理大臣衆議院議員佐藤榮作君に対し、同月十

六日の国民葬に際し、議長河野謙三君は、次の弔詞をささげた。

参議院は多年わが国の民主政治発展に力を尽くされまた国力の増進と国際的地位の向上に貢献し殊に沖縄の復帰を成就されさらにまたノーベル平和賞を授与されました元内閣総理大臣衆議院議員従一位大勲位佐藤榮作君の長逝に対しましてつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

なお、同月十八日の会議において、議長は既に弔詞をささげた旨報告した。

第八十四回国会 昭和五十三年六月七日の会議において、議長安井謙君の發議により、同年五月三十日逝去した元内閣総理大臣片山哲君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決し、同年六月十日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院は多年わが民主政治発展のため力を尽されました元内閣総理大臣従二位勲一等片山哲君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第百九回国会 昭和六十二年九月七日の会議において、議長藤田正明君の發議により、同年八月七日逝去した元内閣総理大臣岸信介君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決し、同年九月十七日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院はわが民主政治発展のため力を尽くされました元内閣総理大臣正二位大勲位岸信介君の

長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

第百十三回国会 昭和六十三年十二月五日の会議において、議長土屋義彦君の発議により、同年十一月十四日逝去した元内閣総理大臣衆議院議員三木武夫君に対し、院議をもって弔詞をささげること
に決し、同年十二月五日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院は五十有余年の永きにわたり衆議院議員としてわが国民民主政治発展のため力を尽くされました元内閣総理大臣衆議院議員正二位大勲位三木武夫君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表し
うやうやく弔詞をささげます

第百二十八回国会 平成五年十二月十六日逝去した元内閣総理大臣田中角榮君に対し、同月二十五日
議長原文兵衛君は、次の弔詞をささげた。

参議院はわが国民民主政治発展のため力を尽くされました元内閣総理大臣田中角榮君の長逝に対し
つつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

なお、平成六年一月二十一日の会議において、議長は既に弔詞をささげた旨報告した。

第百三十三回国会 平成七年八月八日の会議において、議長斎藤十朗君の発議により、同年七月五日
逝去した元内閣総理大臣福田赳夫君に対し、院議をもって弔詞をささげること
に決し、同年九月六日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くされました元内閣総理大臣正二位大勲位福田赳夫君の長逝に対しつっしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第百四十二回国会 平成十年六月五日の会議において、議長斎藤十朗君の發議により、同年五月十九日逝去した元内閣総理大臣宇野宗佑君に対し、院議をもって弔詞をささげることにより、同年六月十三日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くされました元内閣総理大臣従二位勲一等宇野宗佑君の長逝に対しつっしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第百四十七回国会 平成十二年五月十七日の会議において、議長斎藤十朗君の發議により、同月十四日逝去した前内閣総理大臣衆議院議員小淵恵三君に対し、院議をもって弔詞をささげることにより、同年六月八日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽くされました 前内閣総理大臣衆議院議員正二位大勲位小淵恵三君の長逝に対し つっしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

第百四十八回国会 平成十二年七月四日の会議において、議長斎藤十朗君の發議により、同年六月十九日逝去した元内閣総理大臣竹下登君に対し、院議をもって弔詞をささげることにより、同年七月二十九日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽くされました 元内閣総理大臣正二位大勲位竹下登君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

第百六十回国会 平成十六年七月三十日の会議において、議長扇千景君の発議により、同月十九日逝去した元内閣総理大臣鈴木善幸君に対し、院議をもって弔詞をささげることにより、同年八月二十六日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽くされました 元内閣総理大臣正二位大勲位鈴木善幸君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

第百六十四回国会閉会后 平成十八年七月一日逝去した元内閣総理大臣橋本龍太郎君に対し、同年八月八日議長扇千景君は、次の弔詞をささげた。

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽くされました 元内閣総理大臣正二位大勲位橋本龍太郎君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

なお、第百六十五回国会平成十八年九月二十六日（召集日）の会議において、議長は既に弔詞をささげた旨報告した。

第百六十六回国会 平成十九年七月五日の会議において、議長扇千景君の発議により、同年六月二十八日逝去した元内閣総理大臣宮澤喜一君に対し、院議をもって弔詞をささげることにより、同年八

月二十八日（第六六十七回国会閉会後）議長江田五月君は、次の弔詞をささげた。

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽くされました 元内閣総理大臣宮澤喜一君の長逝
に対し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

第九十三回国会閉会後 平成二十九年八月二十八日逝去した元内閣総理大臣羽田孜君に対し、同年
九月八日議長伊達忠一君は、次の弔詞をささげた。

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽くされました 元内閣総理大臣従二位桐花大綬章
羽田孜君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

なお、第九十四回国会平成二十九年九月二十八日（召集日）の会議において、議長は既に弔詞を
ささげた旨報告した。

第二百一回国会 令和二年三月六日の会議において、議長山東昭子君の発議により、令和元年十一月
二十九日逝去した元内閣総理大臣中曽根康弘君に対し、院議をもって弔詞をささげることに関し、
同日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院は 五十有余年の永きにわたり 衆議院議員として わが国 民主政治発展のため力を尽
くされました 元内閣総理大臣従一位大勲位中曽根康弘君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を
表し うやうやしく弔詞をささげます

第二百八回国会 令和四年二月九日の会議において、議長山東昭子君の發議により、同年一月九日逝去した元内閣総理大臣海部俊樹君に対し、院議をもって弔詞をささげることにより、同年二月二十五日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽くされました 元内閣総理大臣正二位大勲位海部俊樹君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

五四六 憲政功労者の逝去につき弔詞をささげた例

第六回国会 昭和二十四年十月二十六日の会議において、北條秀一君の動議により、同月七日逝去した衆議院議員齋藤隆夫君に対し、院議をもって弔詞をささげることにより、同月二十八日議長松平恒雄君は、次の弔詞をささげた。

参議院ハ衆議院議員從三位勲一等齋藤隆夫君ノ長逝ヲ哀悼シ特ニ院議ヲ以テ恭シク弔詞ヲ呈ス
第十九回国会閉会后 昭和二十九年十月六日逝去した衆議院名誉議員尾崎行雄君に対し、同月十三日議長河井彌八君は、次の弔詞をささげた。

参議院は、帝国議會開設以來六十有余年の永きにわたり、衆議院に議席をもち、力を憲政のため

に尽され、その功績顕著なる衆議院名誉議員尾崎行雄君の長逝に對しまして、つつしんで哀悼の意を表し、うやうやしく弔詞をささげます。

第二十四回国会 昭和三十一年一月三十一日の会議において、岡田宗司君の動議により、同年二十八日逝去した衆議院議員緒方竹虎君に對し、院議をもつて弔詞をささげること、同年二月一日議長河井彌八君は、次の弔詞をささげた。

参議院は、わが民主政治発展のため力を尽されました衆議院議員正三位勲一等緒方竹虎君の長逝に對しまして、つつしんで哀悼の意を表し、特に院議をもつてうやうやしく弔詞をささげます。

第二十四回国会閉会后 昭和三十一年七月七日逝去した衆議院議員三木武吉君に對し、同月十一日議長松野鶴平君は、次の弔詞をささげた。

参議院は、わが民主政治の発展のため力を尽されました衆議院議員正三位勲一等三木武吉君の長逝に對しまして、つつしんで哀悼の意を表し、うやうやしく弔詞をささげます。

第三十二回国会 昭和三十四年六月二十九日逝去した前参議院議員苦米地義三君に對し、同年七月二日議長松野鶴平君は、次の弔詞をささげた。

多年憲政のため貢献せられました元國務大臣前参議院議員正三位勲一等苦米地義三君の長逝に對し参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第三十六回国会 昭和三十五年十月十八日の会議において、重宗雄三君の動議により、同月十二日逝去した衆議院議員淺沼稻次郎君に対し、院議をもって弔詞をささげることにより、同月二十日議長松野鶴平君は、次の弔詞をささげた。

参議院は多年わが国民民主政治発展のため力を尽くされました衆議院議員淺沼稻次郎君が不幸兇手にかかり急逝せられましたことに深く哀悼の意を表しここにうやうやしく弔詞をささげます

第五十回国会閉会后 昭和四十年十二月三日逝去した衆議院議員河上丈太郎君に対し、同月十八日議長重宗雄三君は、次の弔詞をささげた。

参議院は多年わが国民民主政治発展のため力を尽くされました衆議院議員河上丈太郎君の長逝に対しましてつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第六十五回国会 昭和四十六年四月二十七日逝去した衆議院議員西村榮一君に対し、同年五月六日議長重宗雄三君は、次の弔詞をささげた。

参議院は多年わが国民民主政治発展のため力を尽くされました衆議院議員正三位勲一等西村榮一君の長逝に対しましてつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第八十七回国会 昭和五十四年三月十六日の会議において、議長安井謙君の発議により、同月九日逝去した衆議院議員成田巳君に対し、院議をもって弔詞をささげることにより、同月十八日議長は、

次の弔詞をささげた。

参議院は多年わが国民民主政治発展のため力を尽くされました衆議院議員成田知巳君の長逝に対し
つつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第百十四回国会 平成元年五月二日逝去した衆議院議員春日一幸君に対し、同年六月五日議長土屋義彦君は、次の弔詞をささげた。

参議院はわが国民民主政治発展のため力を尽くされました衆議院議員正三位勲一等春日一幸君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます
なお、同月八日の会議において、議長は既に弔詞をささげた旨報告した。

参照 二一九号

五四七 国務大臣の逝去につき弔詞をささげた例

第七十二回国会 昭和四十八年十一月二十三日逝去した国務大臣衆議院議員愛知揆一君に対し、同年十二月十一日議長河野謙三君は、次の弔詞をささげた。

憲政のため尽瘁せられました国務大臣衆議院議員従二位勲一等愛知揆一君の長逝に対し参議院を

代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第七十七回国会 昭和五十一年一月十五日逝去した国務大臣衆議院議員仮谷忠男君に対し、同月十七日議長河野謙三君は、次の弔詞をささげた。

憲政のため尽瘁せられました国務大臣衆議院議員正三位勲一等仮谷忠男君の長逝に対し参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第百八回国会 昭和六十二年一月二十五日逝去した国務大臣衆議院議員玉置和郎君に対し、同月二十七日議長藤田正明君は、次の弔詞をささげた。

憲政のため尽瘁せられました国務大臣衆議院議員玉置和郎君の長逝に対し参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第百六十六回国会 平成十九年五月二十八日逝去した国務大臣衆議院議員松岡利勝君に対し、同年六月十五日議長扇千景君は、次の弔詞をささげた。

憲政のため尽瘁せられました 国務大臣衆議院議員松岡利勝君の長逝に対し 参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

第百八十一回国会閉会后 平成二十四年九月十日逝去した国務大臣衆議院議員松下忠洋君に対し、同年十二月十九日議長平田健二君は、次の弔詞をささげた。

憲政のため尽瘁せられました 国務大臣衆議院議員松下忠洋君の長逝に対し 参議院を代表して つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

五四八 文化功労者の逝去につき弔詞をささげた例

第一回国会 昭和二十二年八月一日の会議において、同年七月三十日逝去した幸田成行（露伴）君に 対し、文化委員長山本勇造君から哀悼の辞を述べた後、議長松平恒雄君の發議により、院議をもつて弔詞をささげることになり、同年八月二日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院ハ帝国学士院会員帝国芸術院会員文化勲章受領者文学博士幸田成行君ノ長逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス

第十九回国会 昭和二十九年二月十五日の会議において、議長河井彌八君の發議により、同月十二日 逝去した本多光太郎君に 対し、院議をもつて弔詞をささげることになり、同月十六日議長は、次の 弔詞をささげた。

参議院は、日本学士院会員東北大学名誉教授文化勲章受領者理学博士正三位勲一等本多光太郎君 の長逝に 対しまして、つつしんで哀悼の意を表し、うやうやしく弔詞をささげます。

第二十八回国会 昭和三十三年二月二十八日の会議において、議長松野鶴平君の發議により、同月二十六日逝去した横山秀麿（大觀）君に対し、院議をもつて弔詞をささげることに関し、同月二十八日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院は文化勲章受賞者正三位勲一等横山秀麿君の長逝に対しましてつつしんで哀悼の意を表し
うやうやしく弔詞をささげます

第六十八回国会 昭和四十七年四月二十四日の会議において、議長河野謙三君の發議により、同月十六日逝去した川端康成君に対し、院議をもつて弔詞をささげることに関し、同年五月二十七日議長は、次の弔詞をささげた。

参議院はさきにノーベル文学賞を授与せられました日本芸術院会員文化勲章受賞者正三位勲一等川端康成君の長逝に対しましてつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第八十七回国会閉会后 昭和五十四年七月八日逝去した朝永振一郎君に対し、同月十八日議長安井謙君は、次の弔詞をささげた。

参議院はさきにノーベル物理学賞を授与せられました日本学士院会員文化勲章受賞者従二位勲一等朝永振一郎君の長逝に対しついで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

なお、第八十八回国会昭和五十四年九月三日の会議において、議長は既に弔詞をささげた旨報告し

た。

第九十四回国会閉会后 昭和五十六年九月八日逝去した湯川秀樹君に対し、同月十九日議長徳永正利君は、次の弔詞をささげた。

参議院はさきにノーベル物理学賞を授与せられました日本学士院会員文化勲章受章者従二位勲一等湯川秀樹君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

なお、第九十五回国会昭和五十六年九月二十四日（召集日）の会議において、議長は既に弔詞をささげた旨報告した。

第四百四十二回国会 平成十年一月九日逝去した福井謙一君に対し、同月二十七日議長斎藤十朗君は、次の弔詞をささげた。

参議院はさきにノーベル化学賞を授与せられました日本学士院会員文化勲章受章者従二位勲一等福井謙一君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます。

なお、同月三十日の会議において、議長は既に弔詞をささげた旨報告した。

五四九 国立国会図書館長の逝去につき弔詞をささげた例

第六十九回国会閉会后 昭和四十七年七月二十三日逝去した国立国会図書館長久保田義麿君に対し、

同月二十六日議長河野謙三君は、次の弔詞をささげた。

参議院は国立国会図書館長正三位勲一等久保田義麿君の長逝に対しましてつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

第九十六回国会 昭和五十七年七月九日逝去した国立国会図書館長植木正張君に対し、同月二十六日議長徳永正利君は、次の弔詞をささげた。

参議院はさきに本院事務総長として議院の運営に貢献せられました国立国会図書館長従三位勲一等植木正張君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

なお、同月三十日の会議において、議長は既に弔詞をささげた旨報告した。

なお、元国立国会図書館長の逝去につき弔詞をささげた次の例がある。

第三十一回国会閉会后 昭和三十四年六月十六日逝去した前国立国会図書館長金森徳次郎君に対し、同月十八日副議長平井太郎君（議長は任期満了により欠員）は、次の弔詞をささげた。

参議院は元国務大臣前国立国会図書館長従二位勲一等金森徳次郎君の長逝に対しましてつつし

んで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

五五〇 衆議院事務総長の逝去につき弔詞をささげた例

第七十七回国会閉会后 昭和五十一年七月四日逝去した衆議院事務総長藤野重信君に対し、同月十日議長河野謙三君は、次の弔詞をささげた。

多年衆議院の運営に貢献せられました衆議院事務総長從三位勲二等藤野重信君の長逝に対し参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

五五一 外国の元首、議会の議長等の逝去につき弔意を表した例

外国の君主、大統領、議会の議長、首相、大使等が逝去した場合、議長から弔電を發送し、又は議長若しくはその代理が当該大使館を訪問し弔意を表することがある。その例は次のとおりである。

(一) 外国の君主、皇太后、太皇太后の崩御につき弔意を表した例

第十三回国会 昭和二十七年二月六日イギリス皇帝ジョージ六世陛下が崩御されたので、翌七日議

長佐藤尚武君は、各会派の代表者の参集を求め協議した後、同国上院議長宛て弔電を發送するとともに連合国対日理事会イギリス代表部を訪問し、弔意を表した。なお、同月八日同議長から謝電を受領した。

第十五回国会 昭和二十七年十二月二十八日デンマーク王国皇太后アレクサンドリーネ陛下が崩御されたので、同日議長佐藤尚武君は、同国公使を訪問し、弔意を表した。なお、昭和二十八年一月五日同公使から礼状を受領した。

第十五回国会閉会后 昭和二十八年三月二十五日イギリス太皇太后メリー陛下が崩御されたので、同日議長代理として事務総長近藤英明君は、同国大使館を訪問し、弔意を表した。

以後同例がある。

(二) 外国の大統領の逝去につき弔意を表した例

第二十六回国会 昭和三十二年三月十七日フィリピン共和国大統領ラモン・マグサイサイ氏が逝去したので、翌十八日議長松野鶴平君は、同国上院議長宛て弔電を發送した。なお、同月二十日同議長から謝電を受領した。

以後同例がある。

(三) 外国の議会の議長の逝去につき弔意を表した例

第二十六回国会 昭和三十二年三月十五日ユーゴスラヴィア連邦人民共和国人民議会議長モサ・ピヤデ氏が逝去したので、同月十八日議長松野鶴平君は、同議会議長宛て弔電を発送した。なお、同月二十三日同副議長から謝電を受領した。以後同例がある。

(四) 外国の首相、大使等の逝去につき弔意を表した例

第十九回国会閉会后 昭和二十九年六月十八日駐日スペイン大使フランシスコ・ホセ・デル・カステイヨ氏が逝去したので、同月十九日議長河井彌八君は、同国大使館を訪問し、弔意を表した。

第二十四回国会 昭和三十一年二月二十九日前フィリピン共和国大統領エルピディオ・キリノ氏が逝去したので、同年三月一日議長河井彌八君は、同国上院議長宛て弔電を発送した。

第四十六回国会 昭和三十九年五月二十七日インド共和国首相ジャワハルラル・ネール氏が逝去したので、同日議長重宗雄三君は、同国上院議長宛て弔電を発送した。なお、同年六月十七日同議長から、また、同年七月七日同国大使から、それぞれ礼状を受領した。

その他同例がある。

五五二 事故、災害等による犠牲者の冥福を祈り黙禱した例

第五十一回国会 昭和四十一年二月七日の会議において、全日空機の遭難事故についての国務大臣の報告を聴取するに先立ち、議長重宗雄三君は、「ここに、犠牲者の御冥福を祈り、黙禱をささげたいと存じます。」と発言し、全員起立して黙禱した。

第三百二十二回国会 平成七年一月二十日（召集日）の会議において、議事の開始に先立ち、議長原文兵衛君は、兵庫県南部地震等について、「ここに、犠牲者の御冥福を祈り、黙禱をささげたいと思います。」と発言し、全員起立して黙禱した。

第五百十三回国会 平成十三年九月二十七日（召集日）の会議において、議事の開始に先立ち、議長井上裕君は、米国において発生した同時多発テロ事件について、「ここに、犠牲者の御冥福を祈り、黙禱をささげたいと存じます。」と発言し、全員起立して黙禱した。

第六百六十二回国会 平成十七年一月二十一日（召集日）の会議において、スマトラ沖大地震・大津波被害に際し国際的支援活動において我が国が果たすべき役割に関する決議案の議事に先立ち、議長扇千景君は、「ここに、犠牲者の御冥福を祈り、黙禱をささげたいと存じます。」と発言し、全員起立して黙禱した。

同 平成十七年四月二十七日の会議において、西日本旅客鉄道株式会社福知山線列車

事故についての国務大臣の報告を聴取するに先立ち、議長扇千景君は、「ここに、犠牲者の御冥福を祈り、黙禱をささげたいと存じます。」と発言し、全員起立して黙禱した。

第七十七回国会 平成二十三年三月十八日の会議において、議事の開始に先立ち、議長西岡武夫君は、東北地方太平洋沖地震について、「ここに、犠牲者の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと存じます。」と発言し、全員起立して黙禱した。

第八十三回国会 平成二十五年一月二十八日の会議において、議事の開始に先立ち、議長平田健二君は、アルジェリアにおける邦人拘束事件について、「ここに、犠牲者の御冥福を祈り、黙禱をささげたいと存じます。」と発言し、全員起立して黙禱した。

第九十六回国会 平成三十年七月十一日の会議において、平成三十年七月豪雨の災害対策に関する決議案の議事に先立ち、議長伊達忠一君は、西日本を中心とする豪雨災害について、「ここに、犠牲者の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと存じます。」と発言し、全員起立して黙禱した。

なお、議長が災害等による犠牲者の冥福を祈る発言をしたことがある。その主な例は次のとおりである。

第一百四十五回国会 平成十一年八月九日の会議を開くに先立ち、議長斎藤十朗君は、「広島並びに

長崎において原爆の犠牲となられた多くの方々のみたまに対し、心から御冥福をお祈り申し上げます。」と発言した。

第百六十一回国会 平成十六年十月二十七日の会議を開くに先立ち、議長扇千景君は、相次ぐ台風及び新潟県中越地震について、「犠牲となられました方々の御冥福をお祈りいたし、その御遺族に対しまして、衷心よりお悔やみ申し上げます。また、負傷されました方々、避難生活を強いられている方々を始め、被害に遭われました方々に心からお見舞いを申し上げます。」と発言した。第百九十回国会 平成二十八年三月十一日の会議を開くに先立ち、議長山崎正昭君は、「未曾有の被害をもたらした東日本大震災から今日で五年となりました。会議を開くに先立ち、震災により犠牲となられた全ての方々に対し、心から哀悼の意を表します。御遺族の皆様方に衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。」と発言した。

参照 三六六号

第三節 歓迎

五五三 皇太子殿下が御傍聴の際、歓迎の意を表した例

第十五回国会 昭和二十八年二月二日の会議において、議長佐藤尚武君は、「只今皇太子殿下が傍聴のため御臨席になりました。」と告げ、議長、議員及び国務大臣は起立して敬礼した。なお、この際、皇太子殿下は皇族席にお見えになった。

参照 四六九号

五五四 親王殿下が御傍聴の際、歓迎の意を表した例

第百四回国会 昭和六十一年一月三十日の会議において、議長木村睦男君は、「ただいま徳仁親王殿下が、御傍聴のためお見えになりました。」と告げ、議長、議員及び国務大臣は起立して拍手した。なお、この際、同親王殿下は皇族席にお見えになった。また、御退席の際にも、議長は、「ただいま徳仁親王殿下が御退席になります。」と告げ、議長、議員及び国務大臣は起立して拍手した。

五五五 外国の貴賓が傍聴の際、歓迎の意を表した例

第百四回国会 昭和六十一年三月二十四日の会議を開くに先立ち、議長木村睦男君は、「御紹介いたします。本院の招待により来日されましたフィンランド共和国会議長エレキ・プユストネン閣下の御一行がただいま貴賓席にお見えになっております。ここに、諸君とともに、心からなる歓迎の意を表します。」と告げ、議員は起立して拍手し歓迎の意を表した。

第百四十七回国会 平成十二年四月十一日の会議において、議長斎藤十朗君は、「御紹介いたします。国賓として来日されておられますハンガリー共和国大統領ゲンツ・アールパード閣下の御一行がただいま貴賓席にお見えになっております。ここに、諸君とともに心からなる歓迎の意を表します。」と告げ、議員は起立して拍手し歓迎の意を表した。

その他同例がある。

五五六 外国の元首又は首相等が国会訪問の際、演説を行った例

外国の元首又は首相等が国会を訪問した際、衆議院議場又は参議院議場において演説を行ったことがある。その例は次のとおりである。

第三百三十六回国会 平成八年三月十四日フェルナンド・エンリケ・カルドーズ・ブラジル連邦共和国大統領夫妻が国会訪問の際、参議院議場に両院議員が参集し、両院議長主催による歓迎会を行い、参議院議長斎藤十朗君の歓迎の挨拶の後、フェルナンド・エンリケ・カルドーズ・ブラジル連邦共和国大統領が演説を行い、次いで衆議院議長土井たか子君が歓迎の挨拶を行った。

同 平成八年四月十八日ウイリアム・ジェファソン・クリントン・アメリカ合衆国大統領夫妻が国会訪問の際、衆議院議場に両院議員が参集し、両院議長主催による歓迎会を行い、衆議院議長土井たか子君の歓迎の挨拶の後、ウイリアム・ジェファソン・クリントン・アメリカ合衆国大統領が演説を行い、次いで参議院議長斎藤十朗君が歓迎の挨拶を行った。
その他同例がある。

(注) 第二百八回国会令和四年三月二十三日、ウクライナの要請を受けて、ヴオロディミール・オレクサンドロヴィチ・ゼレンスキー・ウクライナ大統領がオンライン形式により演説を行った。その際、両院議員は衆議

院第一議員会館に参集し、冒頭、衆議院議長細田博之君が挨拶を行い、同大統領の演説に引き続き、参議院議長山東昭子君が挨拶を行った。

五五七 外国の議会の議長又は議員を招待した例

議長は、外国の議会の議長又は議員を招待することがある。また、衆議院議長との連名で招待することがある。その例は次のとおりである。

(一) 議長が招待した例

第五十六回国会閉会后 昭和四十二年十一月二十九日議長重宗雄三君は、ブラジル連邦共和国上院議長宛て、同議長一行の招待状を発送した。これに対し、昭和四十三年五月六日(第五十八回国会) 同国の議員団(八人)が来日した。

第七十二回国会閉会后 昭和四十九年六月十九日議長河野謙三君は、ブルガリア人民議会議長宛て、同議長の招待状を発送した。これに対し、昭和五十年二月二十五日(第七十五回国会) 同議長一行が来日した。

その他同例がある。

(二) 両議院の議長が招待した例

第十九回国会閉会后 昭和二十九年十月二十七日議長河井彌八君は、衆議院議長堤康次郎君と連名で、イギリス上下両院議長宛て、同国の議員招待の電報を発送した。これに対し、同年十一月二十三日同国の議員団（八人）が来日した。

第四十六回国会閉会后 昭和三十九年十月二日議長重宗雄三君は、衆議院議長船田中君と連名で、ギリシャ王国国会議長宛て、同議長一行の招待状を外務省を通じ発送した。これに対し、同月十日同議長一行が来日した。その他同例がある。

参照 四四七号、四四八号、五五五号、五七五号

第四節 祝賀及び感謝決議等

五五八 祝賀決議をした例

第十九回国会 昭和二十八年十二月二十四日の会議において、大屋晋三君外二十一名発議の奄美群島

第二十九章 儀礼

第三節 歡迎
第四節 祝賀及び感謝決議等

(五五七)
(五五八)

七三九

の日本復帰祝賀決議案を可決した。

五五九 ノーベル賞受賞者に対し祝意を表した例

第五十一回国会 昭和四十一年一月十八日の会議において、議長重宗雄三君の發議により、理学博士朝永振一郎君に対し、ノーベル賞受賞につき、院議をもって祝意を表することとし、その祝辞は議長に一任することに決し、同日議長は、次の祝辞を贈った。

理学博士朝永振一郎君 君は量子力学の基礎的研究により千九百六十五年度ノーベル物理学賞を授与されました

参議院はここに君の偉大な功績をたたえ院議をもつて心からの祝意を表します

なお、同君は会議の際傍聴席（貴賓席）に招かれた。また、同君に対して議長は、記念品を贈った。第六十一回国会 昭和四十四年一月二十七日の会議において、議長重宗雄三君の發議により、日本芸術院会員川端康成君に対し、ノーベル賞受賞につき、院議をもって祝意を表することとし、その祝辞は議長に一任することに決し、同日議長は、次の祝辞を贈った。

日本芸術院会員川端康成君 君はその作品にすぐれた感受性をもつて日本人の心の精髓を巧みに

表現し千九百六十八年度ノーベル文学賞を授与されました

参議院はここに君の偉大な功績をたたえ院議をもつて心からの祝意を表します

なお、同君は会議の際傍聴席（貴賓席）に招かれた。また、同君に対して議長は、記念品を贈った。

第七十二回国会 昭和四十九年三月三十日の会議において、議長河野謙三君の発議により、理学博士江崎玲於奈君に対し、ノーベル賞受賞につき、院議をもつて祝意を表することとし、その祝辞は議長に一任することに決し、同日議長は、次の祝辞を贈った。

理学博士江崎玲於奈君 君は半導体と超電導体のトンネル効果に関する実験的発見により千九百七十三年度ノーベル物理学賞を授与されました

参議院はここに君の偉大な功績をたたえ院議をもつて心からの祝意を表します

なお、同君は会議の際傍聴席（貴賓席）に招かれた。また、同君に対して議長は、記念品を贈った。

第七十五回国会 昭和五十年五月三十日の会議において、議長河野謙三君の発議により、衆議院議員佐藤榮作君に対し、ノーベル賞受賞につき、院議をもつて祝意を表することとし、その祝辞は議長に一任することに決し、同日議長は、次の祝辞を贈った。

参議院は千九百七十四年度ノーベル平和賞を授与された衆議院議員佐藤榮作君に対しその偉大な榮譽をたたえ院議をもつて心からの祝意を表します

なお、同君に対して議長は、記念品を贈った。

第九十六回国会 昭和五十七年一月二十五日の会議において、議長徳永正利君の発議により、工學博士福井謙一君に対し、ノーベル賞受賞につき、院議をもって祝意を表することに決し、同日議長は、次の祝辞を贈った。

工學博士福井謙一君 君は化学反応の理論的解明により千九百八十一年度ノーベル化学賞を授与されました

参議院はここに君の偉大な功績をたたえ院議をもつて心からの祝意を表します

なお、同君は会議の際傍聴席（貴賓席）に招かれた。また、同君に対して議長は、記念品を贈った。第十二回国会 昭和六十三年二月二十四日議院運営委員会理事会において、理學博士利根川進君に対し、ノーベル賞受賞につき、祝意を表することとし、同年三月十日議長藤田正明君は、次の祝辞を贈った。

理學博士利根川進君 君は免疫現象の遺伝学的原理の解明により千九百八十七年度ノーベル医学・生理学賞を授与されました

参議院はここに君の偉大な功績をたたえ院議をもつて心からの祝意を表します
なお、同君に対して議長は、記念品を贈った。

また、同月二十三日の会議において、議長は既に祝辞を贈った旨報告した。

第五百五十四回国会 平成十四年一月二十三日議院運営委員会理事会において、工学博士野依良治君に対し、ノーベル賞受賞につき、祝意を表することとし、同月二十九日議長井上裕君は、次の祝辞を贈った。

工学博士野依良治君 君は触媒による不斉合成の研究により二〇〇一年ノーベル化学賞を授与されました

参議院はここに君の偉大な功績をたたえ院議をもって心からの祝意を表します

なお、同君に対して議長は、記念品を贈った。

また、同月三十一日の会議において、議長は既に祝辞を贈った旨報告した。

第五百五十六回国会 平成十五年一月三十日議院運営委員会理事会において、理学博士小柴昌俊君及び田中耕一君に対し、ノーベル賞受賞につき、祝意を表することとし、同年二月七日議長倉田寛之君は、次の祝辞を贈った。

理学博士小柴昌俊君 君はニュートリノ天文学の研究により二〇〇二年ノーベル物理学賞を授与されました

参議院はここに君の偉大な功績をたたえ院議をもって心からの祝意を表します

田中耕一君 君は高分子の質量分析の研究により二〇〇二年ノーベル化学賞を授与されました
参議院はここに君の偉大な功績をたたえ院議をもって心からの祝意を表します

なお、両君に対して議長は、記念品を贈った。

また、同月十四日の会議において、議長は既に祝辞を贈った旨報告した。

第七十一回国会 平成二十一年三月二十四日議院運営委員会理事会において、理学博士下村脩君、
理学博士小林誠君、理学博士益川敏英君及び理学博士南部陽一郎君に対し、ノーベル賞受賞につき、
祝意を表することとし、議長江田五月君は、次の祝辞を贈った（同月二十七日理学博士下村脩君、
同年四月三日理学博士小林誠君、同月二十日理学博士益川敏英君、同年七月二十四日理学博士南部
陽一郎君に対して、それぞれ贈呈）。

参議院は緑色蛍光タンパク質の研究により二〇〇八年ノーベル化学賞を授与された理学博士下村
脩君の偉大な功績をたたえここに祝意を表します

参議院は物質の質量の根源の研究により二〇〇八年ノーベル物理学賞を授与された理学博士小林
誠君の偉大な功績をたたえここに祝意を表します

参議院は物質の質量の根源の研究により二〇〇八年ノーベル物理学賞を授与された理学博士益川
敏英君の偉大な功績をたたえここに祝意を表します

参議院は物質の質量の根源の研究により二〇〇八年ノーベル物理学賞を授与された理学博士南部陽一郎君の偉大な功績をたたえここに祝意を表します

なお、四君に対して議長は、記念品を贈った。

第七十七回国会 平成二十三年二月二十四日議院運営委員会理事会の了承を得て、理学博士鈴木章君、有機化学博士根岸英一君に対し、ノーベル賞受賞につき、祝意を表することとし、同年三月七日議長西岡武夫君は、次の祝辞を贈った。

参議院は有機合成におけるパラジウム触媒クロスカップリングに関する研究により二〇一〇年ノーベル化学賞を授与された理学博士鈴木章君の偉大な功績をたたえここに祝意を表します

参議院は有機合成におけるパラジウム触媒クロスカップリングに関する研究により二〇一〇年ノーベル化学賞を授与された有機化学博士根岸英一君の偉大な功績をたたえここに祝意を表します

なお、両君に対して議長は、記念品を贈った。

第百八十三回国会 平成二十五年二月二十日議院運営委員会理事会において、博士（医学）山中伸弥君に対し、ノーベル賞受賞につき、祝意を表することとし、同月二十八日議長平田健二君は、次の祝辞を贈った。

参議院は成熟した細胞を多能性を持つ状態に初期化できることの発見により二〇一二年ノーベル生理学・医学賞を授与された山中伸弥博士の偉大な功績をたたえここに祝意を表します

なお、同君に対して議長は、記念品を贈った。

第百八十九回国会 平成二十七年四月八日議院運営委員会理事会において、工学博士赤崎勇君、工学博士天野浩君及び博士（工学）中村修二君に対し、ノーベル賞受賞につき、祝意を表することとし、議長山崎正昭君は、次の祝辞を贈った（同月二十七日工学博士赤崎勇君及び工学博士天野浩君、同年六月十日博士（工学）中村修二君に対して、それぞれ贈呈）。

参議院は明るく省エネルギーの白色光源を可能にした効率的な青色発光ダイオードの発明により
二〇一四年ノーベル物理学賞を授与された赤崎勇博士の偉大な功績をたたえここに祝意を表します

参議院は明るく省エネルギーの白色光源を可能にした効率的な青色発光ダイオードの発明により
二〇一四年ノーベル物理学賞を授与された天野浩博士の偉大な功績をたたえここに祝意を表します

参議院は明るく省エネルギーの白色光源を可能にした効率的な青色発光ダイオードの発明により
二〇一四年ノーベル物理学賞を授与された中村修二博士の偉大な功績をたたえここに祝意を表し

ます

なお、三君に対して議長は、記念品を贈った。

第百九十回国会 平成二十八年一月二十一日議院運営委員会理事会において、薬学博士・理学博士大村智君及び理学博士梶田隆章君に対し、ノーベル賞受賞につき、祝意を表することとし、同年二月四日議長山崎正昭君は、次の祝辞を贈った。

参議院は線虫の寄生によって生じる感染症に対する画期的治療法の発見により二〇一五年ノーベル生理学・医学賞を授与された大村智博士の偉大な功績をたたえここに祝意を表します

参議院はニュートリノが質量を持つことの証拠であるニュートリノ振動の発見により二〇一五年ノーベル物理学賞を授与された梶田隆章博士の偉大な功績をたたえここに祝意を表します

なお、両君に対して議長は、記念品を贈った。

第百九十三回国会 平成二十九年一月三十日議院運営委員会理事会において、理学博士大隅良典君に対し、ノーベル賞受賞につき、祝意を表することとし、同年二月十四日議長伊達忠一君は、次の祝辞を贈った。

参議院はオートファジーのメカニズムの解明により二〇一六年ノーベル生理学・医学賞を授与された大隅良典博士の偉大な功績をたたえここに祝意を表します

なお、同君に対して議長は、記念品を贈った。

第九十八回国会 平成三十一年二月十四日議院運営委員会理事会において、医学博士本庶佑君に対し、ノーベル賞受賞につき、祝意を表することとし、同年三月十三日議長伊達忠一君は、次の祝辞を贈った。

参議院は負の免疫制御の抑制によるがん治療の発見により二〇一八年ノーベル生理学・医学賞を授与された本庶佑博士の偉大な功績をたたえここに祝意を表します

なお、同君に対して議長は、記念品を贈った。

第二百一回国会 令和二年二月十二日議院運営委員会理事会において、博士（工学）吉野彰君に対し、ノーベル賞受賞につき、祝意を表することとし、同年三月二十三日議長山東昭子君は、次の祝辞を贈った。

参議院はリチウムイオン電池の開発により二〇一九年ノーベル化学賞を授与された吉野彰博士の偉大な功績をたたえここに祝意を表します

なお、同君に対して議長は、記念品を贈った。

第二百八回国会 令和四年三月一日議院運営委員会理事会において、理学博士眞鍋淑郎君に対し、ノーベル賞受賞につき、祝意を表することとし、同年九月一日議長山東昭子君は、次の祝辞を贈つ

た。

参議院は変動性の定量化・信頼性の高い地球温暖化予測を実現する地球気候の物理モデルの研究により二〇二二年ノーベル物理学賞を授与された眞鍋淑郎博士の偉大な功績をたたえここに祝意を表します

なお、同君に対して議長は、記念品を贈った。

(注) 理学博士湯川秀樹君が千九百四十九年度ノーベル物理学賞を受賞した際は、第六回国会昭和二十四年十一月二十八日の会議において、科学技術振興に関する決議案(田中耕太郎君外十三名発議)を議決した。

参照 二一九号

五六〇 感謝決議をした例

第一回国会 昭和二十二年八月八日の会議において、左藤義詮君外五名発議の石炭増産感謝決議案を可決した。

同 昭和二十二年八月十五日の会議において、矢野西雄君外二十一名発議の在外同胞引揚に關する感謝とその引揚促進に關する決議案及び佐藤尚武君外五名發議の民間貿易開始並に貿易基金

設定に対する感謝決議案を可決した。

第七回国会 昭和二十五年三月十七日の会議において、竹下豊次君外二十二名発議の渡米国会議員団に寄せられた米国の厚意に対する感謝決議案及び日本国会議員団に寄せられたカナダの厚意に対する感謝決議案を可決した。同月二十四日議長佐藤尚武君は、衆議院議長幣原喜重郎君とともに連合国総司令部にマッカーサー元帥を訪問し、渡米国会議員団に寄せられた米国の厚意に対する感謝決議文を手交し、なお、その際、連邦議会の上院及び下院、南カロライナ、マサチューセッツ、ニューヨークの各州議会の上院及び下院に対し、同決議文の伝達方を依頼した。また、同月二十八日議長は、衆議院議長とともに連合国対日理事会カナダ代表部にノーマン公使を訪問し、日本国会議員団に寄せられたカナダの厚意に対する感謝決議文を手交し、カナダ政府及び同国議会に対し同決議文の伝達方を依頼した。

同 昭和二十五年四月二十一日の会議において、山下義信君外三十六名発議のユニセフに対する感謝並びに児童福祉増進に関する決議案を可決した。

第十回国会 昭和二十六年二月十日の会議において、千田正君外十八名発議の未帰還同胞の引揚促進並びに実地調査に関し国際連合に謝意を表明することに関する決議案を可決した。

同 昭和二十六年四月十六日の会議において、大野木秀次郎君外五名発議のダグラス・マッ

カーサー元帥に対する感謝決議案を可決した。翌十七日議長佐藤尚武君は、この決議文を連合国総司令部に持参し、その伝達方を依頼した。

第十五回国会 昭和二十八年二月四日の会議において、柏木庫治君外十八名発議のスエーデン国、イス国、スペイン国及びポルトガル国に対する感謝決議案（第二次世界大戦中の世界各地における日本の利益代表国に対し感謝の意を表すためのもの）を可決した。同日議長佐藤尚武君は、岡崎外務大臣に対し関係各国へこの決議文の伝達方を依頼した。

第十六回国会 昭和二十八年七月四日の会議において、佐藤尚武君外二十五名発議のフランス共和国の戦犯特赦に対する感謝決議案及び徳川頼貞君外二十五名発議のフィリピン共和国の戦犯特赦に対する感謝決議案を可決した。同日議長河井彌八君は、岡崎外務大臣に対し両国へこの決議文の伝達方を依頼した。

第三十二回国会 平成七年二月九日の会議において、小川仁一君外十名発議の兵庫県南部地震災害に対する国際的支援等に感謝する決議案を可決した。同日議長原文兵衛君は、村山内閣総理大臣に対し支援国等へこの決議文の伝達方を依頼した。

第四十回国会 平成九年四月二十五日の会議において、下稲葉耕吉君外八名発議の在ペルー日本国大使公邸占拠・人質事件の解決に感謝する決議案を可決した。同日議長斎藤十朗君は、藤本内閣総

理大臣臨時代理に対し関係各国等へこの決議文の伝達方を依頼した。

第七十七回国会 平成二十三年四月十五日の会議において、鈴木政二君外十四名發議の東日本震災に対する國際的支援に感謝する決議案を可決した。同日議長西岡武夫君は、菅内閣総理大臣に対し支援国等へこの決議文の伝達方を依頼した。

参照 二〇五号

五六一 外国の議會等に祝電、謝電等を發送した例

議長は、外国の元首及び議會の議長等の就任、慶賀、災害等に際し、祝電、見舞電報等を發送することがある。また、外国の議會等から祝電等を受領したときは、謝電を發送する。その主な例は次のとおりである。

第二十二回国会 昭和三十年五月十五日オーストリア共和国国家条約が調印されたので、同月十八日議長河井彌八君は、同国上院議長宛て祝電を發送した。これに対し、同年七月四日同議長から礼状を受領した。

第二十六回国会 昭和三十二年三月一日議長松野鶴平君は、南極地域観測船宗谷の氷原脱出を援助

したアメリカ合衆国のグレーシア号及びソヴィエト社会主義共和国連邦のオビ号に対し感謝電報を発送した。これに対し、同月八日オビ号船長から謝電を受領した。なお、同月一日議長は、宗谷、海鷹丸及び南極地域観測隊越冬隊長宛て激励電報を発送した。これに対し、翌二日宗谷の船長から謝電を受領した。

第三十二回国会閉会后 昭和三十四年九月三十日ベルギー王国上院議長から議長松野鶴平君宛て、伊勢湾台風災害について見舞電報を受領した。これに対し、同年十月一日議長は、同国上院議長宛て謝電を発送した。

第三十四回国会 昭和三十五年一月六日チェコスロヴァキア社会主義共和国国民議会議長から議長松野鶴平君宛て、新年を迎え日本議員団の来訪によって両国議員間の親善関係が増進され、今後両国の平和的協力が進められることを確信する旨の電報を受領した。これに対し、同月十二日議長は、同国国民議会議長宛て謝電を発送した。

第三十八回国会 昭和三十六年一月二十日のアメリカ合衆国大統領ジョン・F・ケネディ氏の就任式及びリンドン・B・ジョンソン氏の同国副大統領並びに上院議長の就任に際し、同日議長松野鶴平君は、同議長宛てそれぞれ祝電を発送した。これに対し、同年二月十五日同議長から礼状を受領した。

同 昭和三十六年三月二十七日のイタリア共和国統一百周年記念日に当たり、同月二十三日議長松野鶴平君は、同国上院議長宛て祝電を発送した。これに対し、同月二十八日同議長から謝電を受領した。

同 昭和三十六年四月十二日のソヴィエト社会主義共和国連邦の宇宙人工衛星船ウオーストーク号の成功に対し、同月十五日議長松野鶴平君は、同国連邦会議議長宛て祝電を発送した。これに対し、同年五月一日同議長から謝電を受領した。

第四十三回国会 昭和三十八年五月二十九日パキスタン共和国東部に起こったサイクロンと津波による災害に対し、同年六月一日議長重宗雄三君は、同国国会議長宛て見舞電報を発送した。これに対し、同月十九日同議長から謝電を受領した。

第五節 議長、副議長及び仮議長の就任の挨拶等

五六二 議長、副議長の就任の際の挨拶及び祝辞並びに辞任等の

際の謝辞及び答辞に関する例

第一回国会 昭和二十二年五月二十日の会議において、議長松平恒雄君及び副議長松本治一郎君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員木檜三四郎君が議長及び副議長に対する祝辞を述べた。

第五回国会 昭和二十四年三月二十六日の会議において、副議長松嶋喜作君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員木檜三四郎君が、前副議長松本治一郎君に対する謝辞及び副議長に対する祝辞を述べた。

第六回国会 昭和二十四年十一月十五日の会議において、議長佐藤尚武君は就任の挨拶を述べ、次いで出席議員中の年長者西田天香君が議長に対する祝辞を述べた。

第八回国会 昭和二十五年七月十二日の会議において、議長佐藤尚武君及び副議長三木治朗君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員西田天香君が議長及び副議長に対する祝辞を述べた。

第十六回国会 昭和二十八年五月十九日の会議において、議長河井彌八君及び副議長重宗雄三君は就

任の挨拶を述べ、次いで通常選挙に当選した議員を除いた議員中の年長者一松定吉君が祝辞を述べた後、通常選挙に初めて当選した議員を除いた議員中の年長者石坂豊一君が前議長佐藤尚武君及び前副議長三木治朗君に対する謝辞を述べ、次いで両君が答辞を述べた。

第二十四回国会 昭和三十一年四月三日の会議において、議長松野鶴平君は就任の挨拶を述べ、次いで出席議員中の年長者石坂豊一君が議長に対する祝辞及び前議長に対する謝辞を述べ、前議長河井彌八君が答辞を述べた。

同 昭和三十一年五月九日の会議において、副議長寺尾豊君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員石坂豊一君が副議長に対する祝辞及び前副議長に対する謝辞を述べ、前副議長重宗雄三君が答辞を述べた。

第二十五回国会 昭和三十一年十一月十三日の会議において、議長松野鶴平君及び副議長寺尾豊君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員石坂豊一君が議長及び副議長に対する祝辞を述べた。

第二十九回国会 昭和三十三年六月十六日の会議において、副議長平井太郎君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員石坂豊一君が副議長に対する祝辞及び前副議長に対する謝辞を述べ、前副議長寺尾豊君が答辞を述べた。

第三十二回国会 昭和三十四年六月二十三日の会議において、議長松野鶴平君及び副議長平井太郎君

は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員一松定吉君が議長及び副議長に対する祝辞を述べた。

第四十一回国会 昭和三十七年八月六日の会議において、議長重宗雄三君及び副議長重政庸徳君は就任の挨拶を述べ、次いで出席議員中の年長者佐藤尚武君が議長及び副議長に対する祝辞並びに前議長及び前副議長に対する謝辞を述べ、前議長松野鶴平君及び前副議長平井太郎君が答辞を述べた。

第四十九回国会 昭和四十年七月三十日の会議において、議長重宗雄三君及び副議長河野謙三君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員小柳牧衛君が議長及び副議長に対する祝辞を述べた。

第五十九回国会 昭和四十三年八月三日の会議において、議長重宗雄三君及び副議長安井謙君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員(第三順位者)小山邦太郎君が議長及び副議長に対する祝辞並びに前副議長に対する謝辞を述べ、前副議長河野謙三君が答辞を述べた。

第六十六回国会 昭和四十六年七月十七日の会議において、議長河野謙三君及び副議長森八三二君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員(第四順位者)平島敏夫君が議長及び副議長に対する祝辞並びに前議長及び前副議長に対する謝辞を述べ、前議長重宗雄三君及び前副議長安井謙君が答辞を述べた。

第七十三回国会 昭和四十九年七月二十六日の会議において、議長河野謙三君は就任の挨拶を述べ、

翌二十七日の会議において、副議長前田佳都男君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員青木一男君が議長及び副議長に対する祝辞を述べた。

第八十一回国会 昭和五十二年七月二十八日の会議において、議長安井謙君及び副議長加瀬完君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員市川房枝君が議長及び副議長に対する祝辞並びに前議長及び前副議長に対する謝辞を述べ、前議長河野謙三君及び前副議長前田佳都男君が答辞を述べた。

第八十八回国会 昭和五十四年八月三十日の会議において、副議長秋山長造君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員市川房枝君が副議長に対する祝辞及び前副議長加瀬完君に対する謝辞を述べた。

第九十二回国会 昭和五十五年七月十七日の会議において、議長徳永正利君及び副議長秋山長造君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員市川房枝君が議長及び副議長に対する祝辞並びに前議長に対する謝辞を述べ、前議長安井謙君が答辞を述べた。

第九十九回国会 昭和五十八年七月十八日の会議において、議長木村睦男君及び副議長阿具根登君は就任の挨拶を述べ、次いで出席議員中の年長者美濃部亮吉君が議長及び副議長に対する祝辞並びに前議長及び前副議長に対する謝辞を述べ、前議長徳永正利君及び前副議長秋山長造君が答辞を述べた。

第一百六回国会 昭和六十一年七月二十二日の会議において、議長藤田正明君及び副議長瀬谷英行君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員八百板正君が議長及び副議長に対する祝辞並びに前議長に対する謝辞を述べ、前議長木村睦男君が答辞を述べた。

第百十三回国会 昭和六十三年九月三十日の会議において、議長土屋義彦君は就任の挨拶を述べ、次いで出席議員中の年長者熊谷太三郎君が議長に対する祝辞並びに前議長に対する謝辞を述べた。

第百十五回国会 平成元年八月七日の会議において、議長土屋義彦君及び副議長小野明君は就任の挨拶を述べ、次いで出席議員中の年長者熊谷太三郎君が議長及び副議長に対する祝辞並びに前副議長に対する謝辞を述べ、前副議長瀬谷英行君が答辞を述べた。

第百十八回国会 平成二年四月二十五日の会議において、副議長小山一平君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員（第五順位者）岡田広君が副議長に対する祝辞を述べた。

第百二十一回国会 平成三年十月四日の会議において、議長長田裕二君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員（第三順位者）熊谷太三郎君が議長に対する祝辞及び前議長に対する謝辞を述べ、前議長土屋義彦君が答辞を述べた。

第百二十四回国会 平成四年八月七日の会議において、議長原文兵衛君及び副議長赤桐操君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員鈴木省吾君が議長及び副議長に対する祝辞を述べた。

第百三十三回国会 平成七年八月四日の会議において、議長斎藤十朗君及び副議長松尾官平君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員遠藤要君（第三順位者）が議長及び副議長に対する祝辞並びに前副議長に対する謝辞を述べ、前副議長赤桐操君が答辞を述べた。

第四百十三回国会 平成十年七月三十日の会議において、議長斎藤十朗君及び副議長菅野久光君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員坂野重信君が議長及び副議長に対する祝辞を述べた。

第四百十回国会 平成十二年十月十九日の会議において、議長井上裕君は就任の挨拶を述べた。

第四百五十二回国会 平成十三年八月七日の会議において、議長井上裕君及び副議長本岡昭次君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員佐藤泰三君（第三順位者）が議長及び副議長に対する祝辞を述べた。

第四百五十四回国会 平成十四年四月二十二日の会議において、議長倉田寛之君は就任の挨拶を述べた。

第四百六十回国会 平成十六年七月三十日の会議において、議長扇千景君及び副議長角田義一君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員田英夫君が議長及び副議長に対する祝辞並びに前議長に対する謝辞を述べ、前議長倉田寛之君が答辞を述べた。

第四百六十六回国会 平成十九年一月三十日の会議において、副議長今泉昭君は就任の挨拶を述べた。

第四百六十七回国会 平成十九年八月七日の会議において、議長江田五月君及び副議長山東昭子君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員亀井郁夫君が議長及び副議長に対する祝辞を述べた。

第四百七十五回国会 平成二十二年七月三十日の会議において、議長西岡武夫君及び副議長尾辻秀久君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員草川昭三君が議長及び副議長に対する祝辞並びに前議長及び前副議長に対する謝辞を述べ、前議長江田五月君及び前副議長山東昭子君が答辞を述べた。

第七十九回国会 平成二十三年十一月十四日の会議において、議長平田健二君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員草川昭三君が議員一同を代表し発言を行った。

第八十二回国会 平成二十四年十二月二十六日の会議において、副議長山崎正昭君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員草川昭三君が副議長に対する祝辞及び前副議長に対する謝辞を述べ、前副議長長尾辻秀久君が答辞を述べた。

第八十四回国会 平成二十五年八月二日の会議において、議長山崎正昭君及び副議長興石東君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員片山虎之助君が議長及び副議長に対する祝辞を述べた。

第九十一回国会 平成二十八年八月一日の会議において、議長伊達忠一君及び副議長郡司彰君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員片山虎之助君が議長及び副議長に対する祝辞並びに前議長に対する謝辞を述べ、前議長山崎正昭君が答辞を述べた。

第九十九回国会 令和元年八月一日の会議において、議長山東昭子君及び副議長小川敏夫君は就任の挨拶を述べ、次いで年長議員片山虎之助君が議長及び副議長に対する祝辞並びに前副議長に対する謝辞を述べ、前副議長郡司彰君が答辞を述べた。

参照 五九号、六六号

五六三 仮議長が就任の挨拶を述べた例

第一回国会 昭和二十二年十月十三日の会議において、仮議長木曾三四郎君は、議長席に着いた際就任の挨拶を述べた。

第十九回国会 昭和二十九年一月二十九日の会議において、仮議長小林英三君は、議長席に着いた際就任の挨拶を述べた。

第二十四回国会 昭和三十一年五月三十日の会議において、仮議長中川以良君は、議長席に着いた際就任の挨拶を述べた。

第百五十九回国会 平成十六年六月五日の会議において、仮議長竹山裕君は、議院に紹介された際就任の挨拶を述べた。

なお、第七回国会昭和二十五年三月三十一日の会議において、仮議長黒田英雄君は、討論中に議長席に着いたため、就任の挨拶をしなかった。

参照 七六号

五六四 議長は、会期終了に当たり挨拶を述べるのを例とする

第五十一回国会以後、議長は、毎会期の最終の会議終了に際して挨拶を述べるのを例とする。
なお、次のような例がある。

第五十一回国会 昭和四十年十二月二十九日の会議において、議長重宗雄三君は、散会の際、同年の議事終了につき挨拶を述べ、また、翌年一月十八日の会議において、議長は開会を宣告した後、同年初めての開議につき挨拶を述べた。

五六五 議長は、会期終了の後、天皇陛下にお目にかかり、国会閉会の挨拶を行うのを例とする

議長は、会期終了の後、天皇陛下にお目にかかり、国会閉会の挨拶を行うのを例とする。

参照 六一号

五六六 議員の半数の任期満了に当たっては、議長が挨拶を述べ、

議員から謝辞を述べるのを例とする

議員の半数の任期満了に当たっては、議長は、その会期の最終の会議終了に際して挨拶を述べ、任期満了となる議員を代表して年長議員が謝辞を述べるのを例とする。

議員の半数の任期満了に当たり、議長が挨拶を述べ、議員から謝辞を述べた例は、次のとおりである。第七回国会 昭和二十五年五月二日の会議散会に際し、議長佐藤尚武君は同日をもって議員の半数が任期満了となるので挨拶を述べ、任期満了となる議員を代表して出席議員中の年長者河井彌八君は謝辞を述べた。

第十五回国会閉会後の参議院緊急集会 昭和二十八年三月二十日の会議散会に際し、議長佐藤尚武君は同年五月二日をもって議員の半数が任期満了となるので挨拶を述べ、任期満了となる議員を代表して次の通常選挙に立候補を予定していない議員中の年長者伊達源一郎君は謝辞を述べた。第二十四回国会 昭和三十一年六月三日の会議散会に際し、議長松野鶴平君は同日をもって議員の半数が任期満了となるので挨拶を述べ、任期満了となる議員を代表して年長議員一松定吉君は謝辞を述べた。

第四十回国会 昭和三十七年五月七日の会議散会に際し、議長松野鶴平君は同年七月七日をもって議員の半数が任期満了となるので挨拶を述べ、任期満了となる議員を代表して年長議員一松定吉君は謝辞を述べた。

第四十八回国会 昭和四十年六月一日の会議散会に際し、議長重宗雄三君は同日をもって議員の半数が任期満了となるので挨拶を述べ、任期満了となる議員を代表して年長議員佐藤尚武君は謝辞を述べた。

第五十八回国会 昭和四十三年六月三日の会議散会に際し、議長重宗雄三君は同年七月七日をもって議員の半数が任期満了となるので挨拶を述べ、任期満了となる議員を代表して年長議員小柳牧衛君は謝辞を述べた。

第六十五回国会 昭和四十六年五月二十四日の会議散会に際し、議長重宗雄三君は同年七月三日をもって議員の半数が任期満了となるので挨拶を述べ、任期満了となる議員を代表して年長議員廣瀬久忠君は謝辞を述べた。

第七十二回国会 昭和四十九年六月三日の会議散会に際し、議長河野謙三君は同年七月七日をもって議員の半数が任期満了となるので挨拶を述べ、次いで任期満了となる副議長森八三一君は挨拶を述べ、次いで任期満了となる議員を代表して年長議員(第二順位者)小山邦太郎君は謝辞を述べ

た。

第八十回国会 昭和五十二年六月九日の会議散会に際し、議長河野謙三君は同年七月三日をもって議員の半数が任期満了となるので挨拶を述べ、任期満了となる議員を代表して年長議員青木一男君は謝辞を述べた。

第九十八回国会 昭和五十八年五月二十六日の会議において、議長徳永正利君は同年七月九日をもって議員の半数が任期満了となるので挨拶を述べ、任期満了となる議員を代表して年長議員町村金五君は謝辞を述べた。

第一百四回国会 昭和六十一年五月二十二日の会議散会に際し、議長木村睦男君は同年七月七日をもって議員の半数が任期満了となるので挨拶を述べ、任期満了となる副議長阿具根登君は挨拶及び任期満了となる議員を代表して謝辞を述べた。

第一百四回国会 平成元年六月二十二日の会議散会に際し、議長土屋義彦君は同年七月九日をもって議員の半数が任期満了となるので挨拶を述べ、任期満了となる議員を代表して元議長徳永正利君は謝辞を述べた。

第二百二十三回国会 平成四年六月十九日の会議において、議長長田裕二君は同年七月七日をもって議員の半数が任期満了となるので挨拶を述べ、任期満了となる副議長小山一平君は挨拶及び任期

満了となる議員を代表して謝辞を述べた。

第三百三十二回国会 平成七年六月十六日の会議散会に際し、議長原文兵衛君は同年七月二十二日をもって議員の半数が任期満了となるので挨拶を述べ、任期満了となる議員を代表して出席議員中の年長者小川仁一君は謝辞を述べた。

第四百四十二回国会 平成十年六月十八日の会議において、議長斎藤十朗君は同年七月二十五日をもって議員の半数が任期満了となるので挨拶を述べ、次いで任期満了となる副議長松尾官平君は挨拶を述べ、次いで任期満了となる議員を代表して年長議員（第四順位者）林田悠紀夫君は謝辞を述べた。

第五百五十一回国会 平成十三年六月二十九日の会議において、議長井上裕君は同年七月二十二日をもって議員の半数が任期満了となるので挨拶を述べ、次いで任期満了となる副議長菅野久光君は挨拶を述べ、次いで任期満了となる議員を代表して年長議員鎌田要人君は謝辞を述べた。

第五百五十九回国会 平成十六年六月十六日の会議において、議長倉田寛之君は同年七月二十五日をもって議員の半数が任期満了となるので挨拶を述べ、次いで任期満了となる副議長本岡昭次君は挨拶を述べ、次いで任期満了となる議員を代表して元議長斎藤十朗君は謝辞を述べた。

第百六十六回国会 平成十九年七月五日の会議において、議長扇千景君は同年七月二十八日をもつ

て議員の半数が任期満了となるので挨拶を述べ、次いで任期満了となる副議長今泉昭君は挨拶を述べ、次いで任期満了となる議員を代表して元議長倉田寛之君は謝辞を述べた。

第百九十回国会 平成二十八年六月一日の会議散会に際し、議長山崎正昭君は同年七月二十五日をもって議員の半数が任期満了となるので挨拶を述べ、次いで任期満了となる副議長奥石東君は挨拶を述べ、次いで任期満了となる議員を代表して年長議員片山虎之助君は謝辞を述べた。

第百九十八回国会 令和元年六月二十六日の会議散会に際し、議長伊達忠一君は同年七月二十八日をもって議員の半数が任期満了となるので挨拶を述べ、任期満了となる議員を代表して年長議員中山恭子君は謝辞を述べた。

第百八回国会 令和四年六月十五日の会議散会に際し、議長山東昭子君は同年七月二十五日をもって議員の半数が任期満了となるので挨拶を述べ、次いで任期満了となる副議長小川敏夫君は挨拶を述べ、次いで任期満了となる議員を代表して出席議員中の年長者山崎正昭君は謝辞を述べた。

(注) 第十五回国会閉会後の参議院緊急集会昭和二十八年三月二十日の議院運営委員会において、任期満了となる議員のうち、次の通常選挙に立候補しない年長議員が謝辞を述べる旨を決定した。

第二十四回国会昭和三十一年五月二十四日の議院運営委員会理事会において、謝辞は任期満了となる議員中

の年長者が行うほか、他に条件を付けないこととした。

第三十一回国会昭和三十四年五月二日は、議員の半数の任期満了日であったが、休憩後再び会議を開くに至らなかったため、議長の挨拶及び年長議員の謝辞は行われなかった。

第九十一回国会昭和五十五年五月十九日に衆議院が解散されたため、同年七月七日をもって議員の半数が任期満了となるに当たつての議長の挨拶及び年長議員の謝辞は行われなかった。

第七十四回国会平成二十二年六月十六日は、会期終了日であったが、会議を開くに至らなかったため、同年七月二十五日をもって議員の半数が任期満了となるに当たつての議長の挨拶及び年長議員の謝辞は行われなかった。

第八十三回国会平成二十五年六月二十六日は、会期終了日であったが、休憩後再び会議を開くに至らなかったため、同年七月二十八日をもって議員の半数が任期満了となるに当たつての議長の挨拶及び年長議員の謝辞は行われなかった。

参照 五〇三号

第六節 議員の表彰その他

五六七 永年在職議員は、院議をもつて表彰する

国会議員として在職期間二十五年に達した本院議員、又は二十四年に達した後任期満了等により本院議員を退職し再び国会議員とならない者は、永年在職議員として院議をもつて表彰する。

(一) 在職期間二十五年に達した議員の表彰

本院において現に議席を有し、国会議員として在職期間二十五年に達した議員は、議長が発議により、院議をもつて永年在職議員として表彰する。ただし、閉会中二十五年に達した議員は次の国会の召集を待つて表彰する。

議院の会議において永年在職議員の表彰を行うときは、議長が表彰文を朗読した後、議員が祝辞を述べ、次いで被表彰議員が謝辞を述べるのを例とする。なお、本会議での表彰終了後、議長より表彰状及び記念品を贈呈する。

表彰文は次の例による。

議員○○○○君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽

くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもつて表彰します
右による永年在職議員表彰の例は、次のとおりである。

第二十四回国会 昭和三十一年三月二十六日 野田俊作君、一松定吉君、松野鶴平君

第二十九回国会 昭和三十三年六月十一日 石坂豊二君

第三十四回国会 昭和三十五年三月九日 木暮武太夫君

第四十三回国会 昭和三十八年七月六日 小山邦太郎君

第四十七回国会 昭和三十九年十一月九日 太田正孝君

第五十一回国会 昭和四十一年六月一日 松本治一郎君（同君は、病氣欠席中のため謝辞を

述べなかつた）

第五十五回国会 昭和四十二年六月九日 野溝 勝君

第六十五回国会 昭和四十六年三月十日 寺尾 豊君

第六十八回国会 昭和四十七年二月一日 重宗雄三君、木内四郎君、植竹春彦君、新谷

寅三郎君、羽生三七君

同 昭和四十七年六月二日 加藤シヅエ君、藤原道子君

- 第七十三回国会 昭和四十九年七月三十一日 河野謙三君、小川半次君
第七十五回国会 昭和五十年二月十四日 上原正吉君、岩間正男君、安井 謙君
第七十六回国会 昭和五十年九月十六日 八木一郎君
同 昭和五十年十一月七日 郡 祐一君
第八十回国会 昭和五十二年一月三十一日 野坂参三君
第八十四回国会 昭和五十三年二月十五日 加瀬 完君、藤田 進君
同 昭和五十三年三月一日 秋山長造君
第九十一回国会 昭和五十五年二月十四日 塚田十一郎君
第九十三回国会 昭和五十五年十月三日 田中正巳君
第九十四回国会 昭和五十六年二月十三日 江藤 智君、阿具根登君、白木義一郎君
第九十八回国会 昭和五十八年三月四日 小柳 勇君
第一百回国会 昭和五十九年二月二十四日 徳永正利君
第一百八回国会 昭和六十二年二月二十日 熊谷太三郎君、瀬谷英行君
第一百十回国会 昭和六十二年十一月六日 加藤武徳君

第百十三回国会

昭和六十三年八月三日

植木光教君

第百十八回国会

平成二年二月二十七日

土屋義彦君、小野 明君、黒柳 明君

第百二十一回国会

平成三年八月五日

服部安司君

第百二十六回国会

平成五年二月十日

鈴木省吾君、松本英一君（松本英一君は病氣欠席

中のため鈴木省吾君が代表して謝辞を述べた）

同

平成五年三月一日

世耕政隆君

第百三十六回国会

平成八年二月十四日

田 英夫君

第百四十回国会

平成九年三月十九日

大久保直彦君

同

平成九年五月七日

斎藤十朗君

第百四十一回国会

平成九年十月二日

吉田之久君

第百四十五回国会

平成十一年二月十日

坂野重信君、井上吉夫君、立木 洋君

第百五十三回国会

平成十三年十月三日

関谷勝嗣君

第百六十一回国会

平成十六年十月二十七日

江田五月君

第百六十四回国会

平成十八年二月十日

扇 千景君

同

平成十八年五月十七日

櫻井 新君、田名部匡省君

| | | |
|----------|--------------|--------------|
| 第百六十五回国会 | 平成十八年十月二十七日 | 渡辺秀央君 |
| 同 | 平成十八年十二月六日 | 山東昭子君 |
| 第百六十八回国会 | 平成十九年十一月二日 | 藤井孝男君 |
| 第百七十六回国会 | 平成二十二年十月二十二日 | 自見庄三郎君 |
| 第百七十七回国会 | 平成二十三年二月九日 | 中曾根弘文君 |
| 第百八十三回国会 | 平成二十五年四月五日 | 鴻池祥肇君 |
| 第百八十五回国会 | 平成二十五年十一月六日 | 田中直紀君 |
| 第百八十六回国会 | 平成二十六年三月十二日 | 尾辻秀久君 |
| 第百八十九回国会 | 平成二十七年四月二十四日 | 木村義雄君 |
| 同 | 平成二十七年五月十五日 | 前田武志君 |
| 第百九十回国会 | 平成二十八年四月八日 | 小坂憲次君 |
| 第百九十二回国会 | 平成二十八年九月二十八日 | 柳田 稔君 |
| 第百九十三回国会 | 平成二十九年四月二十一日 | 片山虎之助君、山崎正昭君 |
| 第百九十七回国会 | 平成三十年十月三十日 | 溝手顕正君、柳本卓治君 |
| 第百九十八回国会 | 平成三十一年三月八日 | 鉢呂吉雄君 |

第二百一回国会

令和二年二月十四日

衛藤晟一君、林 芳正君、橋本聖子君

第二百四回国会

令和三年三月三十一日

金子原二郎君

第二百七回国会

令和三年十二月十日

長浜博行君

なお、永年在職議員の表彰に際しては、議長から被表彰議員の配偶者に案内状を送付し、配偶者は当日傍聴席（外国外交官席）に入場するほか、議長が表彰状及び記念品を贈呈する際にも列席する。

(二) 在職期間二十四年に達した後、任期満了等により退職し再び国会議員とならない者の

表彰

国会議員として在職期間二十四年に達した後、任期満了等により本院議員を退職し再び国会議員とならない者は、各会派（会派に所属しなかった者については議院運営委員会理事会）の推薦を経て、議長の発議により、院議をもって永年在職議員として表彰する。なお、議長より後日表彰状及び記念品を贈呈する。

表彰文は次の例による。

〇〇〇〇君 君は国会議員としてその職にあること二十四年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

右による永年在職議員表彰の例は、次のとおりである。

第七十三回国会

昭和四十九年七月三十一日 森八三二君、松澤兼人君、中山福藏君、杉原荒

太君、田中 一君、古池信三君、成瀬幡治君、

田口長治郎君、足鹿 覺君、(故) 木檜三四郎

君、(故) 井上知治君

第八十一回国会

昭和五十二年八月三日

青木一男君、須藤五郎君、劔木亨弘君、西郷吉
之助君、吉武恵市君、(故) 神田 博君

第九十二回国会

昭和五十五年七月二十二日

大谷藤之助君、塩見俊二君、伊藤五郎君
昭和五十八年七月二十二日 中尾辰義君、柏原ヤス君、小平芳平君

第一百六回国会

昭和六十一年七月二十二日

源田 実君、二宮文造君、鈴木一弘君
平成元年八月九日 木村睦男君、西村尚治君、山内一郎君、藤田正

明君、原田 立君、多田省吾君

第二百二十四回国会

平成四年八月十日

長田裕二君、小笠原貞子君、田淵哲也君、三木
忠雄君、峯山昭範君

第三百三十三回国会

平成七年八月四日

喜屋武眞榮君、原文兵衛君、安永英雄君、野末

陳平君

第四百十三回国会

平成十年八月十一日

平井卓志君、遠藤 要君、林田悠紀夫君、赤桐

操君、青木薪次君、上田耕一郎君

第五百十二回国会

平成十三年八月七日

岩崎純三君、松前達郎君、橋本 敦君、久保

亘君、矢田部理君

第百六十一回国会

平成十六年十月二十七日

本岡昭次君

第百六十八回国会

平成十九年十一月二日

井上 裕君、竹山 裕君、真鍋賢二君、倉田寛

之君、吉川春子君

第百七十六回国会

平成二十二年十月二十二日

山下八洲夫君、広中和歌子君、青木幹雄君、千

葉景子君

第百九十二回国会

平成二十八年九月二十八日

輿石 東君、北澤俊美君、直嶋正行君

第二百回国会

令和元年十月九日

小川勝也君

(注) 第二十四回国会昭和三十一年三月二十二日の議院運営委員会において、国会議員(貴族院議員としての在職期間は通算しない)として在職二十五年に達した議員は、永年在職議員として院議をもって表彰することを決定した。

第七十三回国会昭和四十九年七月三十一日の議院運営委員会において、国会議員として在職二十四年に達した後、任期満了等により本院議員を退職し再び国会議員とならない者は、院議をもって表彰することを決定した。

なお、第六十八回国会昭和四十七年三月九日の議院運営委員会理事会において、永年在職議員の表彰を行ったときは、本院の経費で被表彰議員の肖像画二面を作成し、一面を委員会議室に掲げ、一面を記念品として被表彰議員に贈呈することを決定したが、第百五十四回国会平成十四年三月二十七日の議院運営委員会理事会において、公費負担の廃止を決定した。

参照 二二九号、五四一号

五六八 功労議員は、議長が表彰する

国会議員として在職期間十五年に達した後、任期満了等により本院議員を退職した者（永年在職議員の表彰を受けた者を除く）については、各会派（会派に所属しなかった者については議院運営委員会理事会）の届けを受け、議長が、功労議員として表彰し、記念品を贈る。
表彰文は次の例による。

君は国会議員として在職すること〇〇年に及び常に憲政のため力を尽くされましたよつて君が永年の功労を多とし特にこれを表彰します

(注) 第六十五回国会昭和四十六年三月二十九日の議院運営委員会において右の旨を決定し、第六十六回国会閉会後昭和四十六年七月三十日最初の表彰を行い、その後、第七十一回国会昭和四十八年七月十日、第七十三回国会閉会後昭和四十九年八月十四日、第八十一回国会閉会後昭和五十二年八月十一日、第九十二回国会閉会後昭和五十五年七月三十日、第九十九回国会閉会後昭和五十八年七月二十九日、第百六回国会閉会後昭和六十一年八月七日、第百十六回国会平成元年十月十二日、第百二十四回国会閉会後平成四年九月二十九日、第百三十三回国会閉会後平成七年九月二十七日、第百四十三回国会平成十年九月二十四日、第百五十二回国会閉会後平成十三年九月二十五日、第百六十一回国会平成十六年十一月二十四日、第百六十八回国会平成十九年十一月二十六日、第百七十六回国会平成二十二年十一月十六日、第百八十五回国会平成二十五年十一月十三日、第百九十二回国会平成二十八年十月二十六日及び第百九十二回国会令和元年十一月二十日それぞれ表彰を行った。

五六九 外国における災害に際し議員一同から見舞金を贈った例

第六十五回国会 昭和四十六年一月二十二日の議院運営委員会理事会の決定により、議員一同は、昭和四十五年十一月東パキスタン高潮による被害に対する救援見舞金を拠出し、これを日本赤十字社社長に寄託した。

第八十回国会 昭和五十二年三月十四日の議院運営委員会理事会の決定により、議員一同は、昭和五十二年三月ルーマニア地震による被害に対する救援見舞金を拠出し、議長がこれをルーマニア大使に手交した。

第六百六十一回国会閉会后 平成十七年一月二十日の議院運営委員会理事会の決定により、議員一同は、平成十六年十二月スマトラ沖大地震及びインド洋大津波による被害に対する救援見舞金を拠出し、議長がこれを国際連合難民高等弁務官事務所駐日地域代表に手交した。

その他同例がある。

五七〇 議院の屋上及び議場に国旗を掲揚する

会期中、閉会中を問わず、毎日、議院の屋上に国旗を掲揚する。開会式当日その他議長が必要と認めるときは、正門にも国旗を掲揚する。国賓及び外国議員団等の公式訪問に際しては、正門に国旗とともに当該国の国旗を掲揚する。議場には国旗を常時掲揚する。

なお、特に弔意を表するため、屋上に半旗、議場内に弔旗を掲揚することがある。

(注) 第四十回国会昭和三十六年十二月九日(召集日)の議院運営委員会理事会において、自今、会期中は、毎部屋上に国旗を掲揚することを決定した。

第四百四十六回国会平成十一年十二月十五日(会期終了日)の議院運営委員会理事会において、会期中、閉会中問わず、通年、屋上に国旗を掲揚することを決定し、翌十六日(第四百四十六回国会閉会后)から実施している。

また、第五百五十三回国会平成十三年十一月三十日の議院運営委員会理事会において、次国会より、議場に国旗を常時掲揚することを決定し、第五百五十四回国会平成十四年一月二十一日(召集日)から実施している。

第三十章 I P U (列国議会同盟) 等

五七一 両議院の議員は、日本議員団を組織して、I P U に加盟する

I P U (Inter-Parliamentary Union : 列国議会同盟) は、平和と諸国民間の協力及び代議制諸制度の確立のために行動する、主権国家等の議会の国際機関である。

I P U は、明治二十一年(一八八八年)フランスのパリで開催された国際平和のための義務的仲裁裁判制度普及を目的とするイギリス、フランス両国議會議員代表者会議において採択された決議に基づき発足したもので、翌二十二年(一八八九年)同じくパリにおいて、イギリス、アメリカ、フランス、イタリアほか五か国議会の代表者が会合してその第一回会議を開いた。以後 I P U は、昭和十四年(一九三九年)九月第二次世界大戦が始まったことにより一時中止されるまで、加盟国の主要都市において前後三十五回にわたり会議を開いた。

我が国は、明治四十一年(一九〇八年)有志議員をもって日本議員団を組織し、I P U に加盟するとともに、同年の第十五回会議に初めて代表が参列した。以後大正元年(一九一二年)の第十七回会議及び

大正十三年（一九二四年）の第二十二回会議を除き、昭和十四年（一九三九年）八月開かれた第三十五回会議まで毎回議員を派遣した。

昭和二十二年（一九四七年）、七か年余の空白期間を経て、第三十六回会議が開催され、I P Uは再び活動を開始したが、我が国は議員団を再組織するに至らなかった。昭和二十六年（一九五二年）I P U事務総長から本院議長宛て、日本議員団のI P Uへの復帰を希望する旨の申出があり、翌二十七年（一九五二年）本院及び衆議院の有志議員をもって日本議員団を再組織し、I P Uに加盟した。日本議員団は、昭和三十二年（一九五七年）三月二十日以後、両議院の全議員をもって組織している。

五七二 I P U 会議には、議員を派遣する

年二回開催されるI P U会議に、衆参両院で日本代表団を構成し、議員を派遣するのを例とする。

I P U会議への本院からの議員派遣の経緯は、次のとおりである。

昭和二十七年（一九五二年）八月スイスのベルンにおいて開催された第四十一回I P U会議に本院から議員五人を派遣し、以後、年一回開催されるI P U会議に、毎回議員（昭和三十六年以後は七人）を派遣していた。

昭和三十三年（一九五八年）三月スイスのジュネーブにおいて開催されたI P U春季会議に本院から議員二人を派遣し、以後、年一回開催されるI P U春季会議に、毎回議員二人乃至三人を派遣していた（I P U春季会議は、昭和五十八年（一九八三年）までI P U会議の準備のために開催されていた）。

昭和五十九年（一九八四年）四月スイスのジュネーブにおいて開催された第七十一回I P U会議以後、年二回開催されるI P U会議に、毎回議員三人を派遣していた。

平成十五年（二〇〇三年）十月スイスのジュネーブにおいて開催された第百九回I P U会議以後は、毎年第一回（上半期）の会議に議員二人（平成二十年以後は二人）を、第二回（下半期）の会議に議員二人を派遣している。

参照 四四七号

五七三 I P Uの会議が東京において開催された例

第四十九回I P U会議、第六十一回I P U会議、「持続可能な地域開発のための科学技術に関するI P Uアジア・太平洋会議」（I P U地域会議）及び「I P U世界若手議員会議東京会合」は、いずれも東京において開催された。その概要は次のとおりである。

第四十九回 I P U 会議 加盟国五十八か国のうち四十八か国が参加して、昭和三十五年（一九六〇年）九月二十九日から同年十月七日まで九日間にわたり東京において開催された。開会式は、同年九月二十九日天皇、皇后両陛下御臨席の下に参議院議場において挙行された。本会議は衆議院議場において開かれ、執行委員会及び評議員会は衆議院の委員会議室等において、また調査委員会は参議院の委員会議室において開かれた。そのほか、各国代表団に対する便宜供与のため、議事堂内の諸施設が使用された。

なお、同会議の開催に先立ちその諸準備等のため、昭和三十四年二月両議院の議院運営委員長、同委員会理事、同庶務関係小委員長及び事務総長をもって構成する I P U 会議準備委員会を設け、昭和三十五年九月にはこれを第四十九回 I P U 会議日本議員団実行委員会に改組するとともに第四十九回 I P U 会議日本議員団接伴委員会及び同婦人接伴委員会を設けた。

第六十一回 I P U 会議 加盟国七十四か国のうち六十三か国が参加して、昭和四十九年（一九七四年）十月二日から同月十一日まで十日間にわたり東京において開催された。開会式は、同年十月二日天皇、皇后両陛下の御臨席の下に参議院議場において挙行された。本会議及び評議員会は衆議院議場において開かれ、執行委員会は参議院の委員会議室において、また調査委員会は衆議院の委員会議室において開かれた。そのほか、各国代表団に対する便宜供与のため、議事堂内の諸

施設が使用された。

なお、同会議の開催に先立ちその諸準備等のため、昭和四十八年四月両議院の議院運営委員長、同委員会理事、同庶務関係小委員長及び事務総長をもって構成するIPU会議準備委員会を設け、昭和四十九年九月にはこれを第六十一回IPU会議日本議員団実行委員会に改組した。

持続可能な地域開発のための科学技術に関するIPUアジア・太平洋会議 アジア・太平洋地域諸国を含む三十五か国が参加して、平成六年（一九九四年）六月十三日から同月十七日まで五日間にわたり東京のホテル・ニューオータニにおいて開催された。開会式は、同年六月十三日皇太子、皇太子妃両殿下の御臨席の下に同ホテルにおいて挙行された。

なお、同会議に先立ち、同年二月及び六月に準備委員会が開催され、衆議院議長とIPU事務総長との間で会議の開催に関する協定が締結されたほか、会議日程及び議題等の事項につき協議決定した。

IPU世界若手議員会議東京会合 加盟国百六十六か国・地域のうち六十六か国、二地域議会及び二つのオブザーバーが参加して、平成二十七年（二〇一五年）五月二十七日及び二十八日の二日間、東京において開催された。

なお、次のような例がある。

IPU「ASEAN+3」東京会議 両院議長の招請により、IPUに加盟するASEAN諸国、日本、中国及び韓国の十一か国が参加して、平成十七年（二〇〇五年）四月十九日及び二十日の二日間、東京において開催された。

五七四 IPUの会議以外の国際会議が東京において開催された

例

(一) 日本・EU議員会議

昭和五十三年（一九七八年）十月十七日及び十八日の二日間、日本国会及び欧州議会の代表団が参加して、第二回日本・EC議員会議が東京において開催された。なお、日本・EC議員会議は、平成五年（一九九三年）のEU発足に伴い、平成七年（一九九五年）に日本・EU議員会議と改称された。同会議は、原則として年一回日欧交互に開催される。

(二) 日中議員会議

平成十九年（二〇〇七年）三月二十三日及び二十六日の二日間、参議院及び中華人民共和国全国人民代表大会の代表団が参加して、第一回日中議員会議が東京において開催された（同会議は、平成十八年十

月十六日に署名された「日本国国会参議院と中華人民共和国全国人民代表大会との定期交流メカニズム創設に関する覚書」に基づくものである。

同会議は、原則として年一回日中交互に開催される。

(三) 上院議長会議

平成九年（一九九七年）五月二十日及び二十一日の二日間、参議院五十周年を記念して、九か国（アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、コロンビア、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、日本）の上院議長が参加して、上院議長会議が東京において開催された。

(四) 第二十回アジア・太平洋議員フォーラム（APPF）総会

平成二十四年（二〇二二年）一月八日から十二日までの五日間、日本国会及び二十か国の議員団が参加して、第二十回アジア・太平洋議員フォーラム（APPF）総会が東京において開催された。

(五) OECDグローバル議員ネットワーク東京会合

平成二十八年（二〇二六年）四月十二日及び十三日の二日間、日本国会及び二十一か国の議員団が参加して、OECDグローバル議員ネットワーク東京会合が東京において開催された。

(六) 第六回G20国会議長会議（P20）

令和元年（二〇一九年）十一月四日、参議院及び十八か国・機関の議長等が参加して、第六回G20国会

議長会議（P20）が東京において開催された。

(七) 第六回「議会と科学」会議

昭和六十年（一九八五年）六月三日から六日までの四日間、二十五か国の議員団が参加して、欧州評議会主催の第六回「議会と科学」会議が日本国会の招請により東京において開催された。

参照 五三一号

五七五 IPUの要請に基づき外国の議会の議員を招待した例

IPUによる復興途上国の民主化支援活動の一環として、IPUの要請に基づき、平成十八年（二〇〇六年）六月十日から十八日まで、アフガニスタン・イスラム共和国国民議会上院第一副議長一行を招待し、議会制度等に関する研修を実施した。

参照 五五七号

第三十一章 国立国会図書館及び法制局

五七六 国立国会図書館の館長は、両議院の議長が、両議院の議院運営委員会と協議の後、国会の承認を得て任命する

国立国会図書館の館長は、両議院の議長が、両議院の議院運営委員会と協議の後、国会の承認を得てこれを任命する。

国立国会図書館の館長任命の例は、次のとおりである。

第二回国会

昭和二十三年二月二十五日

金森徳次郎君を任命（同月二十四日両議院承認）

承認

第三十八回国会

昭和三十六年四月五日

鈴木隆夫君を任命（同日両議院承認）

第四十八回国会

昭和四十年四月二十三日

河野義克君を任命（同日本院承認、同月二十三日衆議院承認）

十二日衆議院承認

第六十三回国会

昭和四十五年五月十三日

久保田義麿君を任命（同日両議院承認）

第七十回国会

昭和四十七年十月二十八日

宮坂完孝君を任命（同日本院承認、同月二十三日衆議院承認）

第三十章 IPU（列国議会同盟）等（五七五）
第三十一章 国立国会図書館及び法制局（五七六）

十七日衆議院承認

第八十二回国会 昭和五十二年十月十一日 岸田實君を任命（同月八日本院承認、同月

七日衆議院承認）

第九十四回国会 昭和五十六年四月十日 植木正張君を任命（同日両議院承認）

第九十六回国会 昭和五十七年八月二十日 荒尾正浩君を任命（同日両議院承認）

第一百七回国会 昭和六十一年九月十二日 指宿清秀君を任命（同日両議院承認）

第一百八回国会閉会後 平成二年六月三十日 加藤木理勝君を任命（同月二十六日両議院

承認）

第一百三十回国会 平成六年七月二十二日 緒方信一郎君を任命（同日本院承認、同月

二十一日衆議院承認）

第一百四十二回国会 平成十年六月十八日 戸張正雄君を任命（同日両議院承認）

第一百五十四回国会 平成十四年七月十九日 黒澤隆雄君を任命（同日本院承認、同月十

八日衆議院承認）

第一百六十六回国会 平成十九年三月二十八日 長尾真君を任命（同日本院承認、同月二十

七日衆議院承認）

第百八十回国会

平成二十四年四月一日

大滝則忠君を任命（三月三十日両議院承認）

第百九十回国会

平成二十八年四月一日

羽入佐和子君を任命（三月二十九日本院承認、同月二十四日衆議院承認）

第二百一回国会

令和二年四月一日

吉永元信君を任命（三月二十七日本院承認、同月二十六日衆議院承認）

五七七 法制局長は、議長が議院の承認を得て任免する

法制局長は、議長が議院の承認を得てこれを任免する。ただし、閉会中は、議長においてその辞任を許可することができる。

法制局長の任命の例は、次のとおりである。

第三回国会

昭和二十三年十月十五日

奥野健一君を任命（同月十一日議院承認）

第二十六回国会

昭和三十一年十二月二十六日

斉藤朔郎君を任命（同月二十日議院承認）

第四十一回国会

昭和三十七年八月十三日

今枝常男君を任命（同日議院承認）

第七十二回国会閉会后

昭和四十九年六月四日

杉山恵一郎君を任命（五月三十一日議院承認）

第九十二回国会閉会後 昭和五十五年八月四日 浅野一郎君を任命（七月二十五日議院承認）

認

第一百十二回国会 昭和六十三年四月二十六日 中島一郎君を任命（同月十八日議院承認）

第一百三十二回国会閉会後 平成七年六月二十日 田島信威君を任命（同月十六日議院承認）

第一百四十五回国会 平成十一年八月十三日 河野久君を任命（同日議院承認）

第一百六十四回国会 平成十八年四月一日 大島稔彦君を任命（三月二十九日議院承認）

認

第一百七十三回国会 平成二十一年十二月四日 伊藤誠君を任命（同日議院承認）

第一百八十四回国会 平成二十五年八月七日 岩崎隆二君を任命（同日議院承認）

第一百九十回国会 平成二十八年六月一日 長野秀幸君を任命（同日議院承認）

第二百三回国会 令和二年十二月四日 川崎政司君を任命（同日議院承認）

第三十二章 議員会館及び議員宿舍等

第一節 議員会館

五七八 議員会館の議員事務室は、議員一人一室とし、議員の職務遂行の便に供する。

議員会館の議員事務室は、議員一人一室とし、議員の職務遂行の便に供する。各種団体の事務所又は新聞雑誌の発行所等他の目的に使用することはできない。ただし、議員本人の「資金管理団体」の事務所に限り、当該議員の議員事務室を使用することができる。

五七九 議員会館に自治委員会を置く

議員会館の自治運営を図るため、参議院議員会館運営規程を設け、委員二十五人をもって組織する自治委員会を置く。自治委員は、議院運営委員をもってこれに充てる。

自治委員会は、議員会館運営上必要な事項を取り扱う。

参照 五八三号

五八〇 議員会館の議員事務室は、議院運営委員会庶務関係小委員会において各会派に割り当てる

議員会館の議員事務室は、議院運営委員会庶務関係小委員会において、これを各会派に割り当てる。割当て後議員がその所属会派を変更しても、当然には議員事務室の割当てを変更しないのを例とする。既に割当てを受けた議員が議員事務室を変更しようとするときは、その所属会派から議院運営委員会庶務関係小委員会にその旨を申し出て承認を得なければならない。

通常選挙後初めて召集される国会においては、当選した議員について各会派に議員事務室を割り当てるが、この場合、再び当選した議員については、従前の議員事務室を割り当てるのを例とする。

参照 一一四号、五八二号

五八一 議員会館の会議室は、議員の会議に使用する

議員会館の会議室は、議員の会議に使用するものであるが、議員の会議の妨げとならない場合においては、議員の主宰する議員以外の者が出席する会議を認めることがある。

第二節 議員宿舎

五八二 議員宿舎の議員室は、議院運営委員会庶務関係小委員会 において各会派に割り当てる

議員宿舎として麴町議員宿舎及び清水谷議員宿舎が設置されているが、その議員室は、通常選挙後の空室について、議院運営委員会庶務関係小委員会において各会派に割り当てる。

議員宿舎を使用する議員は議院運営委員会庶務関係小委員会の決定する使用料を納入するものとする。なお、第百二回国会昭和六十年六月二十四日の議院運営委員会庶務関係小委員会において、議員宿舎入居基準につき、次の決定があった。

議員宿舍入居基準

議員宿舍は、議員の居住の用に供されていることにかんがみ、その入居に当たっては、都内及びその近郊における議員の住居の困窮度を考慮することとし、次に掲げるような場合には、原則として入居できないものとする。

- 一 都内及びその近郊に住居を有する場合
- 二 専ら家族又は秘書の居住の用に使用されている場合
- 三 その他、議員宿舍の本来の用途に反して使用している場合、及びその使用が著しく少ない場合

参照 五八〇号

五八三 議員宿舍に宿舍委員会を置く

麴町議員宿舍及び清水谷議員宿舍には、その運営に関し協議するためそれぞれ若干名の委員をもって構成する宿舍委員会を置く。

参照 五七九号

第三節 議員用自動車

五八四 役員及び特別委員長等に専用自動車を配属する

議長、副議長、仮議長、常任委員長、特別委員長、調査会長、憲法審査会会長、情報監視審査会会長、議院運営委員会理事、同委員会小委員長及び議長又は副議長の職にあつた議員に専用自動車を配属する。

五八五 各会派に自動車を配属する

各会派に自動車を配属する。この場合、その割当ては、会派の所属議員数（専用自動車を配属された議員並びに国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官である議員を除く）に応じてこれを行う。

参照 一一四号

第三十二章 議員会館及び議員宿舍等

第二節 議員宿舍
第三節 議員用自動車 (五八三)
(五八四、五八五) 七九九

五八六 議員の登院のため、専用のバスを運行する

議員の登院のため、会期中議員宿舎との間に専用のバスを運行する。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日及び休会中は運行しない。

令和五年九月二十九日

参議院事務局

印刷者 株式会社 精興社